

国土交通政策研究 第90号

PRILIT Research Report No.90

県境地域を対象とした広域的な
地域づくりに関する研究
～県境地域の状況と県境を越えた
連携の促進について～

Study on broad regional development
for prefectural border regions

～ To clarify the situation of prefectural border regions
and facilitate cross-border cooperation ~

2010年3月

国土交通省 国土交通政策研究所

研究調整官 七澤利明

前研究調整官 松野栄明

研究官 佐藤淳一郎

前研究官 台本尊之

Mar. 2010

Policy Research Institute for Land,
Infra-structure, Transport and
Tourism, MLIT

Senior Research Coordinator

Toshiaki Nanazawa

Former Senior Research Coordinator

Yoshiaki Matsuno

Researcher

Junichiro Sato

Former Researcher Takayuki Daimoto

はじめに

現在、人口減少や高齢化、地方産業の衰退等により、大都市圏と地方部の格差や地方部の衰退が進んでおり、その対策が国土政策上の重要な課題となっている。地方部の中でも特に地方中小都市や中山間地域では、県庁所在地等の中核的な都市との間にも地域間格差が生じているといわれている。

とりわけ県境付近の地域は、自立的発展の上で制約となりやすい険しい地形の場所であることが多く、中山間地域や小規模集落が多い状況にある。また、概して県の中心部にある県庁所在地との物理的距離もあり、こうした地方の政治・経済的な中心からの距離が、地域の持続的発展や存続をより困難なものにしている。

一方で、社会資本・資産の有効活用など生活面での課題への対応や、流域での一体的な環境保全など広域的な課題への対応から、県境を越えた取組みが必要とされてきており、実際の取組み事例も散見され始めている。しかし、行政上・制度上の障害等のため、県境を越えた地域同士の連携事例は、県内々の連携と比べると未だ少数にとどまっている。

そこで、国土交通省国土交通政策研究所では、県境地域の状況を非県境地域との比較により分析するとともに、県境を越えた連携事例の調査、海外の先進事例の調査、県境を越えた人口流動の阻害度に関する指標の開発と分析及び連携分野と地域特性の関係分析を行った。

本研究が、県境地域の連携による一体的な地域づくりや、連携を通じた地域活力の維持・向上等に寄与するものとなれば幸いである。

なお、本研究の実施に際しては研究会を開催し、豊橋技術科学大学建設工学系の大貝彰教授及び東三河地域研究センターの戸田敏行常務理事より多くの貴重なご意見・ご示唆をいただいた。連携事例のアンケート調査及びヒアリング調査では、多数の地方自治体その他の実施団体にご協力いただき、貴重な情報とご意見をいただいた。また、欧州越境連携政策の調査では、EU 代表部の菅昌徹治二等書記官及び在ドイツ大使館の麓裕樹一等書記官に関連情報の提供や調整等でご協力いただいた。ここに記した皆様方にはあらためて心よりお礼を申し上げる。

2010年3月

国土交通省国土交通政策研究所 研究調整官 七澤利明
前研究調整官 松野栄明
研 究 官 佐藤淳一郎
前 研 究 官 台本尊之

要 旨

第1章 研究の概要

研究の目的、内容、方法等について示した。県境の成り立ちについても合わせて示した。

第2章 県境地域の人口動向分析

人口に関する統計データを用いて県境に接する市町村とその他の市町村を比較し、県境地域の特徴・課題を分析した。

第3章 県境連携に活用可能な制度と取組み事例の把握・分析

県境を越えた連携に活用可能な国の支援制度を調査した。また、既往の県境を越えた連携事業に対する全国的なアンケート調査及び代表事例に対するヒアリング調査を実施し、事業の傾向、効果・課題等について整理した。

第4章 海外における越境連携制度・取組みの調査 —EUの越境連携政策—

欧州連合（EU）による「欧州地域連携政策（European Territorial Cooperation）」に関して、制度の概要及び実施事例を調査し、特徴や参考となる点などを整理した。

第5章 県境が人口流動に及ぼす影響の評価

県境の存在が人口流動にどのような影響を及ぼすかについて、「県境抵抗」という定量的な評価指標を開発し、実際の県境地域のデータを用いて分析を行った。

また、県境抵抗に及ぼす要因を、交通インフラによる影響とその他の社会的な要因による影響に区分する手法を提案した。試算結果と実際の県境地域のデータ、交通基盤整備状況等を比較して、妥当性の検証及び考察を行った。

第6章 連携分野と地域特性との関係分析

既往の連携事業を分野別に分類し、また、事業実施地域の地域特性を指標により分類したうえで、連携分野と地域特性との関係を分析した。

第7章 まとめ

県境地域が抱える課題への対応として、望ましい県境連携のあり方や促進方策について示した。

参考資料

本編分析の背景となるデータ、本編で示した以外の分析結果等を掲載した。EUの地域政策の関連では、2020年までの新たな成長戦略「欧州2020戦略」に関する動き

などもまとめている。

キーワード: 県境地域、連携・交流、欧州越境連携政策、県境の障害

Study on broad regional development for prefectural border regions
~ To clarify the situation of prefectural border regions and facilitate
cross-border cooperation ~

Summary

1. Outline of the study

The purpose, contents and method of the study were described. The history of forming prefectural borders was also shown in.

2. Analysis of the population flow in prefectural border regions

Particularity and difficulty of border regions were analyzed with comparison of demographic trends between border regions and non-border regions.

3. Survey and analysis of national programs for cross-border cooperation and existing projects

National aid programs available for cross-border cooperation were surveyed.

In addition, the nationwide questionnaire survey for existing cross-border cooperation projects and hearing investigation for remarkable projects were carried out. Trends, effects and difficulties of the projects were analyzed.

4. Investigation of cross-border cooperation programs in foreign countries – The European territorial cooperation –

The outline of the European territorial cooperation programs and its on-site programs were surveyed for extracting characteristics which would be referred to.

5. Estimation of the influence of prefectural borders over population flow

The numerical index called “prefectural border resistance” was developed and estimation using population flow data over prefectural borders was carried out in order to identify the influence of prefectural borders over population flow as barriers.

In addition, the method of dividing the resistance factors, the factor by transport infrastructure and by other social matters, was proposed. The verification and evaluation were carried out by comparing the estimation results and actual social situations such as demographic changes and development of transport infrastructure.

6. Correlation analysis between cooperation fields and territorial characteristics

The correlation between cooperation fields and territorial characteristics were analyzed with classification of existing cross-border cooperation projects by fields and territorial characteristics where the projects had been implemented.

7. Conclusion

The desirable way and promoting methods of prefectural cross-border cooperation were described as a correspondence to coping with difficulties in border regions.

References

The background data, results of the analysis other than shown in main chapters and other materials related were bound. In terms of the EU regional policies, the outline and reputation of the new growth strategy called “Europe 2020” were described.

Keywords: Prefectural border regions, cooperation, European territorial cooperation, Prefectural border as barrier

県境地域を対象とした広域的な地域づくりに関する研究 ～県境地域の状況と県境を越えた連携の促進について～

目次

1章	研究の概要	
1.1	研究の背景と目的	1
1.2	県の成り立ちと県境の設定経緯	2
1.3	研究の内容と方法	5
2章	県境地域の人口動向分析	
2.1	概説	6
2.2	県境市町村の定義及び概況	7
2.2.1	県境市町村の定義	7
2.2.2	人口規模	10
2.3	人口指標に基づく経年変化分析	12
2.3.1	1980-2000年の人口推移	12
2.3.2	将来人口推計	22
2.3.3	失業率	27
2.4	通勤動向による人口経年変化の要因検討	28
2.4.1	通勤先別通勤動向の比較	28
2.4.2	通勤動向と人口増減の比較	30
2.5	土地利用状況による人口経年変化の要因検討	34
2.5.1	人口規模別・土地利用別の市町村構成比の比較	35
2.5.2	人口規模別・土地利用別の人口増減の比較	37
2.5.3	人口規模別・土地利用別の通勤動向の比較	39
2.6	まとめと考察	41
3章	県境連携に活用可能な制度と取組み事例の把握・分析	
3.1	概説	42
3.2	県境連携に活用可能な既往の制度	43
3.2.1	県境連携に活用可能な国の制度	43
3.2.2	制度の特徴及び県境地域への適用状況	45
3.3	県境連携事業に関するアンケート調査	48
3.3.1	調査・分析方法	48
3.3.2	調査結果	50

3.4	県境連携事業に関するヒアリング調査.....	89
3.4.1	調査対象.....	89
3.4.2	調査結果.....	91
3.5	まとめと考察.....	94
4章	海外における越境連携制度・取組みの調査　－EUの越境連携政策－	
4.1	概説.....	96
4.2	EUの地域政策.....	97
4.3	EUの地域連携政策.....	102
4.3.1	経緯.....	102
4.3.2	現行政策（2007-2013年）の概要と特徴.....	105
4.4	越境地域連携の実施例.....	115
4.4.1	ドイツ・バイエルン州とチェコ、オーストリアとの連携事例.....	115
4.4.2	ドイツ・ザクセン州とチェコ、ポーランドとの連携事例.....	125
4.5	まとめと考察.....	130
5章	県境が人口流動に及ぼす影響の評価	
5.1	概説.....	135
5.2	県境抵抗を算出する数値モデル.....	136
5.3	県境抵抗の試算・分析・評価.....	139
5.3.1	試算対象都市.....	140
5.3.2	2000年時点での県境抵抗の試算・評価.....	145
5.3.3	1980年から2000年における県境抵抗の経年変化分析・評価.....	148
5.4	交通インフラ等の影響分析手法の提案及び試算・分析・評価.....	158
5.4.1	試算対象都市.....	159
5.4.2	試算方法.....	163
5.4.3	試算結果.....	165
5.4.4	交通インフラ等の影響分析の考え方.....	167
5.4.5	各都市圏の分析・評価.....	171
5.5	まとめと考察.....	196
6章	連携分野と地域特性との関係分析	
6.1	概説.....	198
6.2	連携分野体系の導出.....	198
6.3	県境地域の地域特性指標.....	200
6.3.1	地域特性項目.....	200

6.3.2 取得可能な地域特性指標.....	201
6.4 連携分野の体系と地域特性指標との関係分析.....	203
6.4.1 対象サンプルによる閾値の設定.....	203
6.4.2 連携分野別にみた地域特性.....	206
6.4.3 地域特性別にみた連携事業.....	219
6.5 まとめと考察.....	222
7章 まとめ.....	224

参考文献

参考資料

- 参 2-1 2000 年国勢調査時点の市町村界に基づく県境市町村一覧
- 参 2-2 調査対象から除外した県境市町村一覧
- 参 2-3 2000 年国勢調査時点の市町村界による 1980 年の市町村人口
- 参 2-4 通勤率及び人口増減からみた特徴的な市町村の地域概要
- 参 2-5 2000 年国勢調査時点の市町村界による農業地域類型区分
- 参 2-6 地域類型別にみた人口、通勤率及び人口増減率の分布
- 参 2-7 中間農業地域／山間農業地域における通勤率及び人口増減率からみた特徴的な市町村の地域概要
- 参 3-1 アンケート調査票
- 参 3-2 アンケート回答事業の実施内容及び実施形態一覧
- 参 3-3 アンケート調査の集計結果（本文未掲載分）
- 参 3-4 アンケート自由回答例にみる県境連携事業の効果と課題
- 参 4-1 EU の社会経済戦略と地域政策
- 参 5-1 2000 年国勢調査時点の都市雇用圏
- 参 5-2 2000 年国勢調査による県境抵抗モデル近似曲線の試算結果
- 参 6-1 連携分野別アンケート事例の整理結果

1章 研究の概要

第1章 研究の概要

1.1 研究の背景と目的

現在、人口減少や高齢化、地方産業の衰退等により、大都市圏と地方部の格差や地方部の衰退が進んでおり、その対策が国土政策上の重要な課題となっている。地方部の中でも特に地方中小都市や中山間地域では、県庁所在地等の中核的な都市との間にも地域間格差が生じているといわれている。地域活力の低下とともに、これから人口減少と高齢化が加速する中で社会的諸サービスの維持の問題に直面しており、集落の衰退や消滅も懸念されている。国土形成計画¹では、維持・存続が危ぶまれる集落は県境地域に多く存在しており、こうした地域の将来像の検討を行う際には、県境を跨ぐ広域での取組みの工夫が求められるとしている。

今日の都道府県境は約 120 年前、1888 年末の香川県の再設置により概ね確定したものである。県境の大半は約 1300 年前に自然地形をベースにして決めた律令の「国²」境を採用している。県境は山岳や河川により形成される場合が多いため、県境地域は、自立的発展の上で制約となりやすい険しい地形の場所であることが多く、中山間地域や小規模集落が多い状況にある。また、概して県の中心部にある県庁所在地との物理的距離もあり、こうした地方の政治・経済的な中心からの距離が、地域の持続的発展や存続をより困難なものにしている。

一方で、以前は障壁であった地勢的条件も、今日では交通基盤の整備等によりさして重大な阻害要素ではなくなり、隣県の住民同士の交流が盛んなところもある。また、人口減少、財政制約の状況の中、いわゆるフルセット主義から脱却して社会資本・資産等を広域的な連携を通じて有効に活用していくことが求められており、こうした観点から県境を越えた連携の重要性は増している。国土形成計画でも質の高い公共サービスを確保し、個性と魅力ある生活環境を維持していくため、都市・地域間の連携が重要であるとしている。さらに、流域での一体的な環境保全など広域的な課題に対しても、県境を越えた取組みが必要とされてきており、実際の取組み事例も散見され始めている。

しかし、県境を越えた地域同士の連携事例は、県内々の連携と比べると未だ少数にとどまっている。行政上・制度上の壁、歴史的なつながりの乏しさなどが県境連携を阻害している可能性がある。これは、地理的な条件の厳しい地域ばかりではなく、人の活動やモノの流動等が広域化し、隣県と活発な経済的交流が行われている地域においても考えられることである。一方、これまで県境を越えた連携事例を全国レベルで把握した調査等はなく、取組みの傾向やどのような課題を抱えているかについては不明な点が多い。

そこで、国土交通省国土交通政策研究所では、県境地域の連携による一体的な地域づくりや、連携を通じた地域活力の維持・向上等に寄与することを目的として、県境地域に関する研究を実施した。

¹ 国土形成計画（全国計画）、平成 20 年 7 月

² 北海道と沖縄を除く 45 都府県が、当時 66 ヶ国に分かれていた。

1.2 県の成り立ちと県境の設定経緯

① 7世紀の令制国

7世紀後半の中央政権は、中央集権国家建設を目指し、北海道と沖縄以外の全国統治のため60以上の令制国（この節で「国」）を設置した³。

この国は単なる地理的名称ではなく、行政機能を持った存在として1国単位での税の徴収等を行っていた。そのために1国内での官吏の往来等が必要であり、交通インフラが全く未整備な時代にあつては、内部の交通障害性が小さくまとまりのある地域を1国としたのは自然である。その裏返しで険阻な山岳や渡河困難な大河が国境となる。本州・四国・九州の脊梁山地が前者の例であり、脊梁山地を背にして横に並ぶ地域同士の沿海部等では後者が境になることが多い。

中央政権としては、国の設置の際、生産力・人口（古代では両指標は殆ど一致）等で示される規模を揃えた方が便利である。が、7世紀頃までの日本各地には自生的権力があり、それを尊重せざるを得なかったことに加え、離島以外でも地理的制約があつた。仮に基準があつても貫徹は困難なために巨大又は極小な国が作られ、政治的重要度も加味しつつ、大国・上国・中国・下国という格付けをしていた。

② 江戸時代まで——国境の有名無実化と領地境に一致するケース

国の行政機能は衰えつつ平安時代末まで続いたが、室町時代以降、大名が実効支配する領地こそが行政機能を持つ単位となった。この頃は中央集権国家の面影は既になく、連邦制というよりもむしろ国家不在に近い時代である。戦乱の時代、国境に交通障害性があることは、大名の独立確保にとって有利だった。

戦乱のなくなった江戸時代、約260の藩領の大半は、平成の大合併以前の数市町村程度の規模だった⁴。その大小は藩主（の先祖）の軍功の大小等で決まる性質のものだった。

中央集権国家の中央政権ではない幕府⁵には、「藩の規模が均等な方が好ましい」という発想はなく⁶、藩は大小に関わりなく行政機能を有していた。また、幕領は全国の約3分の1の石高があつたが、こちらも細分化されており、各単位に行政機能があつた。藩領・幕領はモザイク状に存在し、基本的に国は有名無実の存在、単なる地理的呼称となっていた。

が、1藩が1国以上を支配するケース（土佐＝土佐藩、長門＋周防＝萩藩、薩摩＋大隈＋日向の一部＝薩摩藩）では、国境と一致する藩境で厳重な警戒がなされ⁷、併せて風俗習慣の相違⁸が見られた。

³ この時点では、東北地方の一部は中央政権に服属していなかった。

⁴ 260藩の半数以上が5万石以下。生産性を低く見て、1石（150kg）生産に田0.1haが必要とすると、5万石は田5000ha（50k㎡）のある領地に相当。平野での大規模稲作が稀な時代でも、全域で500～1000k㎡の領地内には概ねこの程度の田があつたであろう。50k㎡、500k㎡ともに過大な可能性もある。まとまってもその程度の領域の藩が、2、3か所の飛び地に分れていたケースも多い。

⁵ 幕藩制を連邦制的なものとする見方もある。アメリカの連邦制は200年以上の歴史、ドイツの連邦制は65年の歴史があり、共に州の大小が問われることはない。連邦制でないフランスやイタリアにも州があるが、均等性は相当に高い。

⁶ 「均等にする」のではなく、大藩の規模を削減して中央集権制に近づけたいという希望は一部にあつたが、平和裡には実現困難なものだった。

⁷ 領地境では、内向きには不審者・飢饉時の困窮者の侵入防止、外向きには犯罪者の逃亡と飢饉時の藩外への米売却防止等を実施するが、薩摩藩が特に有名。佐賀県旧東脊振村（現吉野ヶ里町）の福岡藩との関所も著名。

⁸ この点でも薩摩藩が有名。

江戸時代は260年続いたが、明治維新から今日まで140年である。この間の世相の変転の激しさは江戸時代の比ではないが、大都市圏から離れた地方では国境＝藩境での警戒姿勢や風俗習慣の違いが、住民意識の中に無意識に残存している可能性もあろう⁹。

③都道府県の設置

a 設置経緯と設置基準

明治維新後、1871年に廃藩置県を開始した。当初は、藩（約260）＝1県 とすることもあり、3府302県と数が多かった。

中央集権国家による近代化推進上、県の数に適宜減らし規模をできるだけ均等にする必要があり、石高60万石以上、人口40万人以上を1県の目安に統合を推進した。不適切と思われる区割りには反対運動も起きて円滑な統治を妨げるので、県民間の心理的一体感も必要だった¹⁰。

その際、新しく合理的な境界を決めるのではなく、地理的呼称に過ぎなかった国をベースに、bのような設置の形をとった¹¹。鉄道・道路の整備水準は依然低く、国境の交通障害性が7世紀後半と大差なかったことも一因であろう。1藩＝1国（又は2国）＝1県というケースは上記のように稀で、大半の県では比較的大きな藩の中心地を県庁所在地にして、1又は2国内のその他の領地を統合する形になった¹²。

1885年には1道3府33県まで統合が進んだが、大きすぎ或いは住民意識上統治困難なケースもあったので、一部で分割もなされ、1888年の香川県再設置で47都道府県の県境が確定された¹³。

この時点では県の均等性確保の目標はほぼ達成されていて、1890年の最多人口県（東京府ではない）は最小人口県の5倍程度に止まっていた。

b 県境の国境由来性

aの過程では、離島を除き次頁のア～キのように国の分割・名称変更・統合を行った。1国の国境が全部平坦なところはない。ウ、エ、カ、キは脊梁山地を背にして横に並ぶ国同士の統合のケースが多く、少なくとも脊梁山地上の国境等が残る。昔の国境で今全く県境として使われていないものは安房・上総（千葉県）だけで、半島という性質のためである。

ア1国の分割：11都県：青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、東京、埼玉、和歌山、佐賀、長崎

イ1国→1県：14県：栃木、群馬、新潟、富山、長野、山梨、奈良、滋賀、香川、徳島、高知、愛媛、熊本、宮崎

ウ2国→1県：9県：石川、福井、岐阜、愛知、鳥取、島根、広島、山口、鹿児島

⁹ 高知県宿毛市の沖ノ島は面積10k㎡余の小島だが、宇和島藩領と土佐藩領に分断されていたため、島内に依然風俗習慣の違いがあるという。

¹⁰ 現在ですらその一体感が十分でないという自認する県民が多い県もある。

¹¹ 単純な地理的条件からの統合ではなく、戊辰戦争時の賞罰等の政治的要素もある。また、(大)藩本体から切り離された地域は県内での疎外感を持つとされる。

¹² 賞罰要素はむしろ県庁所在地設置時に強く加味されたという。非県庁所在地となった地域が所属県内での疎外感を持つケースもあるとされる。

¹³ 市町村の越県合併による小規模な県域変更はその後もなされた。

エ 3 国→1 県：2 県：岡山、静岡

オ 1 国全部+他の 1 国の分割：3 県：茨城、神奈川、大分

カ 2 国全部+他の 1 国（兵庫は 2 国）の分割：5 府県：千葉、大阪、福岡、京都、兵庫

キ 3 国全部+他の 1 国の分割：1 県：三重

ｃ 県境地域と県庁所在地との距離感

平成の大合併の前まで、殆どの県庁所在地は大雑把に言えば各県の中央部の平坦地にあった。元々県庁所在地は大藩の城下町等が多いが、それが国の中心地にあることが多く、b の過程でも概ね中央部に所在するようになった例が多いと考えられる。

県庁所在地が県の端、他府県と接する例外的なケースは滋賀である。その他で位置が偏っているのは、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、広島、長崎である。和歌山と長崎以外は 2 国以上を統合したため、そうした位置になったものといえる。このような幾つかの例外を除けば県庁所在地は県の中央部にあり、逆に殆どの県境地域が県庁所在地から離れた位置にあることになる。

以上から、例外の多さを承知しつつ敢えて単純化すると、県境地域とは、「人口の多い県庁所在地から離れていて都市整備が遅れがちな、交通障害性のある地域」である。また、「県の設置過程で、県庁所在地に対する疎外感と隣県（又はその一部の都市）への親近感を併せ有する可能性のある地域」である。こうした事実が本研究の着眼点の 1 つである。

1.3 研究の内容と方法

本研究は、以下の内容で構成されている。

① 県境地域の人口動向分析（第2章）；

人口に関する統計データを用いて県境地域と非県境地域を比較し、県境地域の特徴・課題を分析した。

② 県境連携に活用可能な制度と取組み事例の把握・分析（第3章）；

県境を越えた連携に活用可能な国の支援制度を調査するとともに、既往の県境を越えた連携事例に対する全国的なアンケート調査及び代表事例に対するヒアリング調査を実施し、連携事例の傾向や効果、課題等について整理した。

③ 海外における越境連携制度・取組みの調査（第4章）；

欧州連合（EU）では、1990年より越境連携を支援する制度を設け、国境を越えた地域間の連携を促進している。こうした制度や実施事例を調査し、特徴や参考となる点などを整理した。

④ 県境が人口流動に及ぼす影響の評価（第5章）；

県境の存在が人口流動にどのような影響を及ぼすのかについて定量的に評価する手法を開発し、実際の県境地域のデータを用いて分析等を行った。

⑤ 連携分野と地域特性との関係分析（第6章）；

既往の連携事例を分類するとともに、それらが適用された地域の特性を抽出し、連携分野と地域特性との関係を分析した。

これらの結果を踏まえ、第7章において、県境地域の課題、県境連携の実施や支援のあり方についてとりまとめた。

2章 県境地域の人口動向分析

第2章 県境地域の人口動向分析

2.1 概説

本調査では、都道府県境の近隣に属する地域、いわゆる「県境地域」に着目し、他の地域と比較した場合の県境地域の特性について明らかにすることを目的とする。

県境地域の特性として、1章に示した地形的な制約要因のほか、市町村及び都道府県という2層の行政区域の境界にあたることが挙げられる。これらの要因から、県境地域が他の地域に比べて不利な状況に置かれているのではないかという指摘がある。県境という行政区域の境界により、行政サービスや社会基盤などのハード整備の効率的実施が妨げられていることや、地方行政の中心地（都道府県庁）から遠隔地にあるために各種行政の実施にあたって不利益を受けていることなどが、その理由として挙げられている。しかしながら、上記はあくまで主観的印象に基づく指摘にとどまっており、客観的な分析に基づいて県境地域の衰退状況を明らかにした調査は見られない。

このため本章では、各種統計資料のデータを用いて他の地域と比較した県境地域の状況について分析を行うとともに、県境地域の特性や、また仮に県境地域が他地域と比べて衰退した状況にあるならその要因は何かについて考察する。具体的には、第1に、県境地域として県境に接する市町村（県境市町村）に着目し、その分布、人口、高齢化率等の統計的整理を通じて、その特徴を明らかにする。第2に、1980年から2000年における県境市町村及び非県境市町村の人口増減等の時系列分析を行うことにより、県境地域が他地域と比して相対的に衰退しているか明らかにする。第3に、県境市町村と非県境市町村を通勤率、地形要因等から比較分析することにより、県境地域の衰退がこうした特性と関連しているかを検証する。

2.2 県境市町村の定義及び概況

2.2.1 県境市町村の定義

(1) 県境地域（県境市町村）の定義とわが国における分布状況

本章では、分析にあたり「県境地域」を便宜的に市町村単位で定義することとした。厳密に考えると県境地域がいかなる範囲かに議論の余地はあるが、本章は実証的に県境地域のおかれている現状を統計分析により明らかにすることを目的にするため、県境地域の地理的範囲については他論に譲り、各種統計資料の入手可能性という現実的側面から市町村単位で県境地域を定義した。

本章の分析における県境地域（県境市町村）の定義を表 2-1 に示す。具体的には、「①2000年国勢調査時点の境界を基準」とし、「②市町村界が都（道）府県界に一部でも接している市町村」を県境地域（以下、「県境市町村」と呼ぶ。）としている。①について、直近の動向を分析する視点からは、わが国の最も主要な統計である国勢調査の最新時点である2005年時点の市町村界をもって分析することが望ましいが、この間にいわゆる「平成の大合併」により、2000年10月1日時点で3,235あった市町村が、2005年10月1日時点では2,222に減少¹している。平成の大合併は地方部で特に進んでおり、たとえば2000年10月1日時点では秋田県の市町村数は69であったが2005年には29まで減少しており、また島根県では同期間で59から19にまで減少しているなど、1つの市町村域が極めて広域に及ぶことが想定され、市町村単位の分析で県境市町村の特徴を適切に分析できない可能性がある。そのため本調査では、平成の大合併前の最新の国勢調査である2000年を基準として分析を行った。また②について、1つの市町村を間に介して県境に接する、いわゆる「2次市町村」を県境市町村にすることも考えられるが、直接県境に接する「1次市町村」のみをとっても、全国に占める割合は市町村数ベースで約3分の1を占める²ことから、ここでは直接に都（道）府県境界に接する市町村を県境市町村としている。

2000年国勢調査時点におけるわが国県境市町村を日本地図に図示したものが図2-1である。ただし以降の統計分析では、「③陸で隣県と接していない北海道・沖縄、離島のみで構成されている島嶼地域の市町村、ならびに一の都市圏が県をまたがって存在している東京圏（1都3県）、関西圏（2府1県）、及び政令市は対象から除外」している。

¹ 政府統計の総合窓口(<http://www.e-stat.go.jp/>)のデータによる。

² 「1次市町村」による県境市町村数は後述のとおり。

表 2-1 本章の分析における県境地域（県境市町村）の定義

①自治体の基準年の設定	・各種統計指標を用いる際に基礎となる市町村の境界について、平成の大合併前の 2000 年国勢調査時点の境界を基準とした。
②県境地域の定義	・「市町村界が都(道)府県界に一部でも接している市町村」を県境地域(県境市町村)とした。
③統計分析から除外した地域	以下の地域については、統計分析の対象からは除外した。 ①北海道、沖縄 ②大都市…東京圏(1都3県)・関西圏(2府1県)・政令市(仙台市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市) ³ ③島嶼地域…離島のみで構成されている市町村

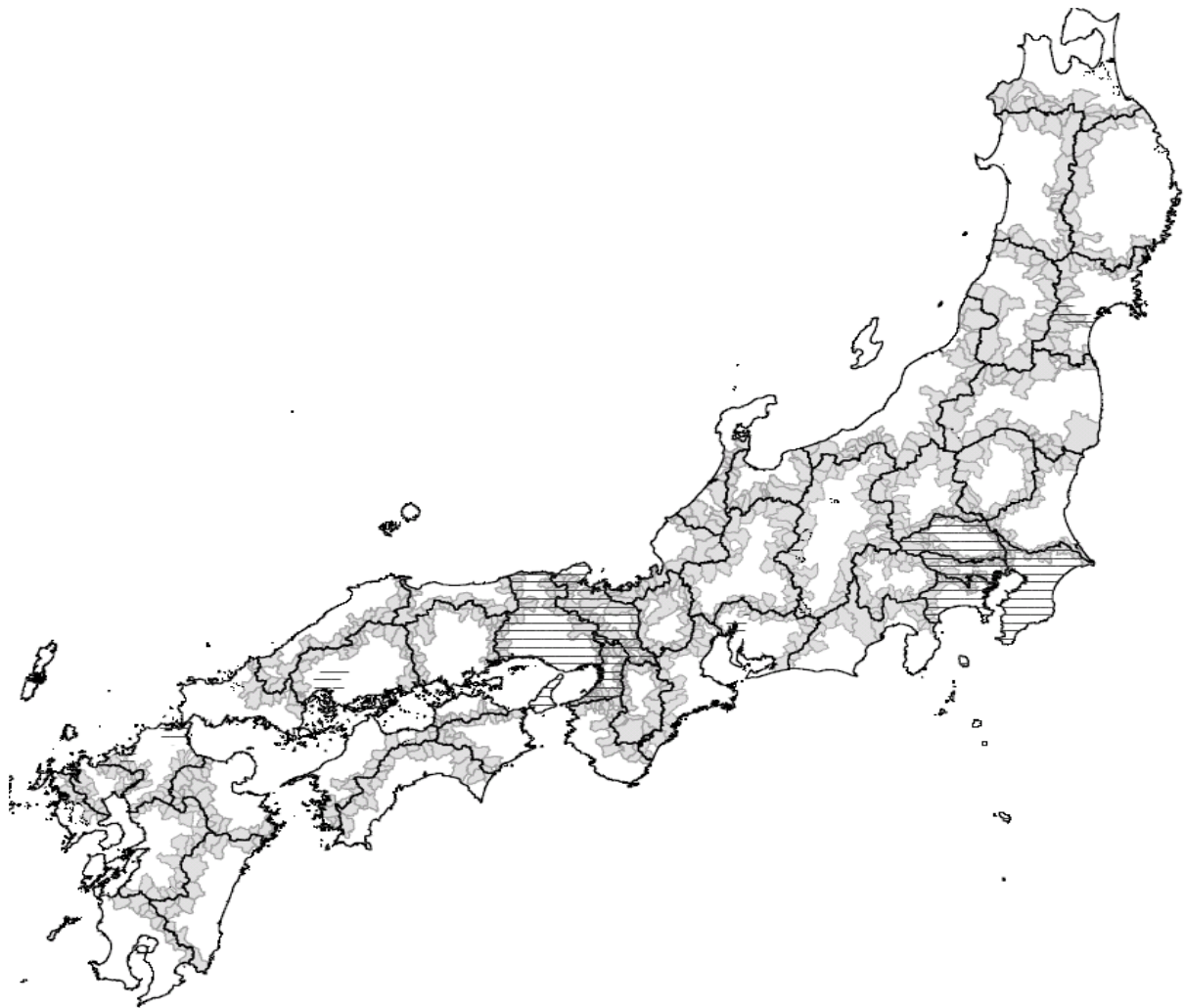


図 2-1 2000 年国勢調査時点の行政界に基づく県境市町村⁴

³ 政令市のうち、千葉市、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市は東京圏・関西圏の要件で除外されている。

⁴ 斜線は対象から除外した大都市（東京圏（1都3県）・関西圏（2府1県）・政令市）の区域を示す。

(2) 2000 年国勢調査時点での県境市町村の概況

2000 年国勢調査による県境市町村の人口・面積・世帯数の統計を表 2-2 に示した。北海道・沖縄、島嶼地域、大都市など対象から除外した市町村を除く 2402 市町村のうち、32%におよぶ 772 の市町村が都道府県境に接する県境市町村に分類された。また人口ベースで見ると、大都市圏など一部の地域を除いた人口のうち、おおむね 30%前後の人口・世帯が県境市町村に居住している。一方、面積では県境市町村の占める割合は 5 割近くと市町村数や人口と比べて大きくなっており、平均的には人口密度が低い地域となっている。

表 2-2 2000 年国勢調査時点でのわが国県境市町村(2000 年国勢調査時点)

	県境市町村		非県境市町村		合計
		%		%	
市区町村数	772	32.1%	1,630	67.9%	2,402
面積(km ²)	117,554	46.6%	134,971	53.4%	252,526
人口	1,891 万人	30.5%	4,305 万人	69.5%	6,196 万人
年少人口(15 歳未満)	285 万人	30.2%	657 万人	69.8%	942 万人
生産年齢人口(15-64 歳)	1,228 万人	30.3%	2,821 万人	69.7%	4,048 万人
老年人口(65 歳以上)	376 万人	31.3%	825 万人	68.7%	1,201 万人
世帯数	639 万世帯	30.1%	1,482 万世帯	69.9%	2,121 万世帯

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査(総務省))

2.2.2 人口規模

2000年国勢調査時点における人口規模別県境市町村数・非県境市町村数を集計したものが図2-2である。県境市町村772のうち、人口3-5千人、3千人未満の市町村が占める割合はそれぞれ114(14.8%)、139(18.0%)となっており、人口5千人未満の市町村が3分の1を占めている。一方、非県境市町村では、人口1-3万人、5千人から1万人の市町村がそれぞれ573(35.2%)、473(29.0%)と多くなっており、人口5千人未満の市町村の構成比は約17%である。

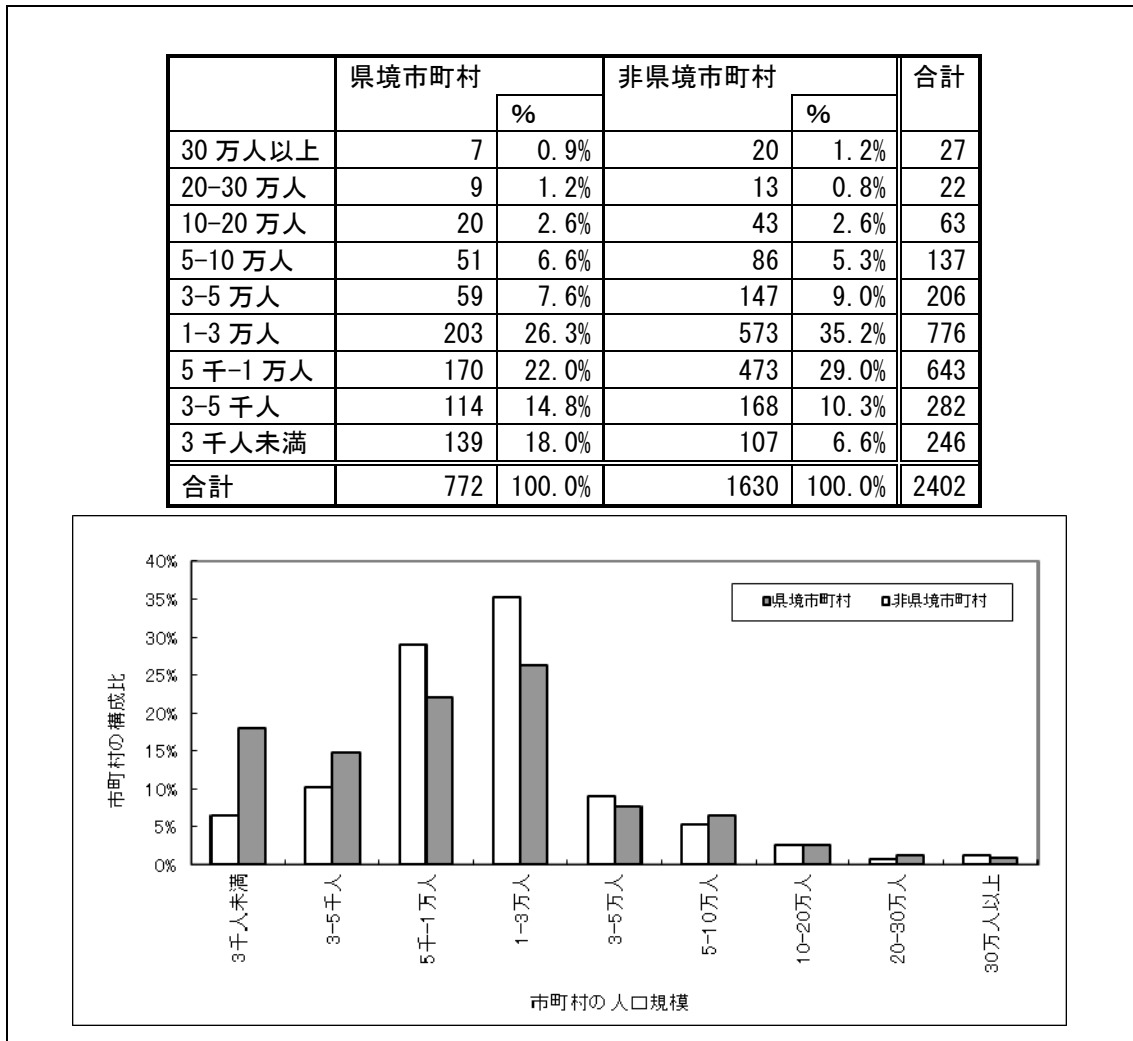


図2-2 人口規模別にみた県境市町村数及び非県境市町村数（2000年国勢調査時点）

（出典・使用データ 平成12年国勢調査（総務省））

2000 年国勢調査時点における県境市町村及び非県境市町村の高齢化率について、市町村の人口規模毎に比較したものが図 2-3 である。ここでは県境市町村及び非県境市町村のそれぞれについて市町村の人口規模別に人口及び老年人口（65 歳以上）を各々足し上げ、各人口規模に属する市町村全体での高齢化率を算出した（図 2-3）。人口 10 万人以下の市町村での高齢化率が全国平均（17.3%）より大きく、人口規模が小さい市町村で高齢化が進んでいる。また人口規模が小さい市町村では、県境市町村の高齢化率が非県境市町村の値より大きくなっている。

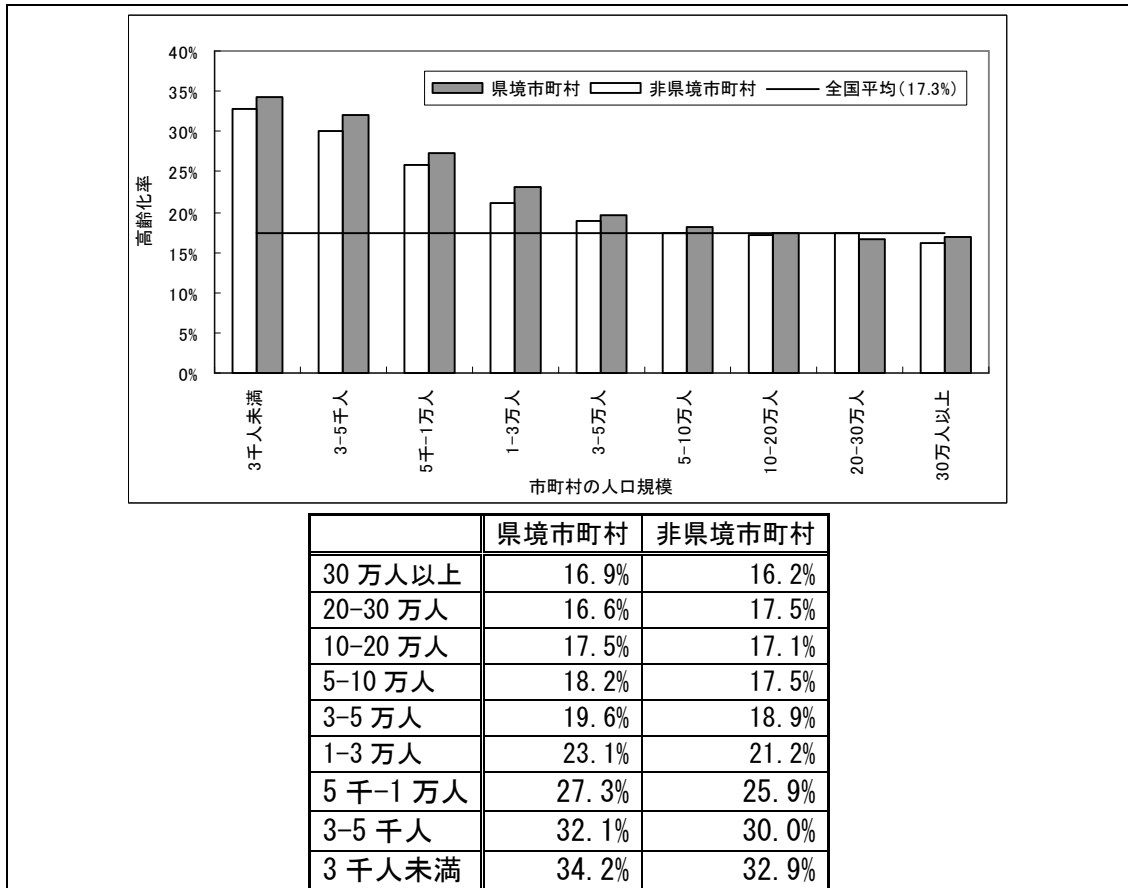


図 2-3 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村の高齢化率（2000 年国勢調査時点）
（出典・使用データ 平成 12 年国勢調査(総務省)）

以上より、わが国の市町村のうち約 3 分の 1 が隣県と境界を接する県境市町村であり、人口規模が小さい県境市町村は特に高齢化が進んでいる地域となっている。

2.3 人口指標に基づく経年変化分析

2.3.1 1980-2000年の人口推移

本節では、県境市町村の状況の経年変化を明らかにする目的で、県境地域と非県境地域の人口増減等の統計指標の時系列分析を行った。

時系列分析の方法の概要を表 2-3 に示す。1980 年から 2000 年にかけての市町村合併のデータベースを作成し、この間の統計指標の変化の時系列分析を行った。ここで行政界の変更は合併が理由のものが多いことから、本分析では 2000 年国勢調査時点の行政界を基準とし、1980 年の市町村別人口データをこの間に行われた市町村合併に応じて足し合わせることで、分析を行っている。また社会・人口統計体系⁵として様々な統計の基礎的データが市町村別に体系的に整理されていることから、1980 年を調査対象年次とした。

表 2-3 県境市町村の時系列分析の方法

①県境市町村の設定	・2000 年国勢調査時点の市町村界に基づく県境地域(県境市町村)
②時系列分析の分析範囲	・1980 年から 2000 年
③時系列分析の集計方法	・1980 年の統計データに 1980 から 2000 年の 20 年間の市町村合併の結果を反映し、2000 年市町村界により 1980 年国勢調査の結果を集計した。 ・1980 年時点の人口をもとに、人口規模別に市町村を分類した。

⁵ 総務庁統計局では、国連で提唱された「SSDS」("System of Social and Demographic Statistics") をうけて、人口・世帯・財政・学校教育・健康・医療・居住環境な約 3,800 の統計データを基礎データとする社会・人口統計体系を整備している。このうち市区町村別基礎データは、1980 年以降整備が行われている。

(1) 県境市町村の人口推移の概況

1980年と2000年の県境市町村の人口及び面積の概況を比較したものが表2-4である。1980年から2000年にかけての20年間に、県境市町村の人口は約1,818万人から約1,891万人と、約70万人増加している。対して非県境市町村の人口は20年間で約4,022万人から約4,305万人と約280万人増加している。結果として、県境市町村に居住する人口の割合は、1980年の31.1%から2000年には30.5%（▲0.6ポイント）の減少となっている。ただし65歳以上の老年人口は、県境市町村で約195万人から約375万人と約180万人の増加、非県境市町村で約420万人から約825万人への約405万人の増加と、県境市町村・非県境市町村の構成人口比にほぼ見合った増加となっている。そのため65歳以上だけから見ると、県境市町村に居住する割合は31.7%から31.3%（▲0.4ポイント）となっており、人口全体より少ないポイントの減少となっている。対して年少人口と生産年齢人口はそれぞれ31.0%から30.2%（▲0.9ポイント）、31.1%から30.3%（▲0.8ポイント）の減少となっている。

表2-4 1980年及び2000年の県境市町村の概況比較

	県境市町村		非県境市町村		合計
		%		%	
市区町村数(2000年基準)	772	32.1%	1,630	67.9%	2,402
面積(km ²)	117,554	46.6%	134,971	53.4%	252,526
人口(1980年)	1,818万人	31.1%	4,022万人	68.9%	5,840
年少人口(15歳未満)	421万人	31.0%	936万人	69.0%	1,358
生産年齢人口(15-64歳)	1,202万人	31.1%	2,665万人	68.9%	3,866
老年人口(65歳以上)	195万人	31.7%	420万人	68.3%	615
世帯数(1980年)	513万世帯	30.8%	1,154万世帯	69.2%	1,667
人口(2000年):再掲	1,891万人	30.5%	4,305万人	69.5%	6,196
年少人口(15歳未満)	285万人	30.2%	657万人	69.8%	942
生産年齢人口(15-64歳)	1,228万人	30.3%	2,821万人	69.7%	4,048
老年人口(65歳以上)	376万人	31.3%	825万人	68.7%	1,201
世帯数(2000年):再掲	639万世帯	30.1%	1,482万世帯	69.9%	2,121

(出典・使用データ 昭和55年国勢調査、平成12年国勢調査(総務省))

(2) 総人口

人口規模別に県境市町村と非県境市町村の人口増減を比較したものが、図 2-4 である。人口規模が 3 万人未満の市町村において、県境市町村と非県境市町村の間で 1980 年から 2000 年の人口増減に差異が見られた。1980 年から 2000 年にかけて、人口 3 千人未満、3-5 千人、5 千-1 万人の県境市町村では、それぞれ人口が 19.5%、17.2%、10.6% 減少していたが、非県境市町村ではそれぞれ 15.1%、9.9%、4.1% の減少にとどまっている。また、人口規模 1-3 万人の県境市町村では、人口増加率が 0.2% と小さくなってきているのに対し、非県境市町村では 7.1% の人口増加がみられた。

	県境市町村			非県境市町村		
	1980 年	2000 年	増減率	1980 年	2000 年	増減率
30 万人以上	227 万人	242 万人	6.5%	623 万人	688 万人	10.5%
20-30 万人	248 万人	277 万人	11.8%	448 万人	486 万人	8.3%
10-20 万人	233 万人	244 万人	4.9%	435 万人	473 万人	8.7%
5-10 万人	287 万人	313 万人	9.0%	559 万人	616 万人	10.2%
3-5 万人	235 万人	251 万人	7.0%	471 万人	508 万人	7.7%
1-3 万人	391 万人	392 万人	0.2%	1,028 万人	1,100 万人	7.1%
5 千-1 万人	138 万人	123 万人	-10.6%	386 万人	371 万人	-4.1%
3-5 千人	40 万人	33 万人	-17.2%	55 万人	50 万人	-9.9%
3 千人未満	20 万人	16 万人	-19.5%	15 万人	13 万人	-15.1%

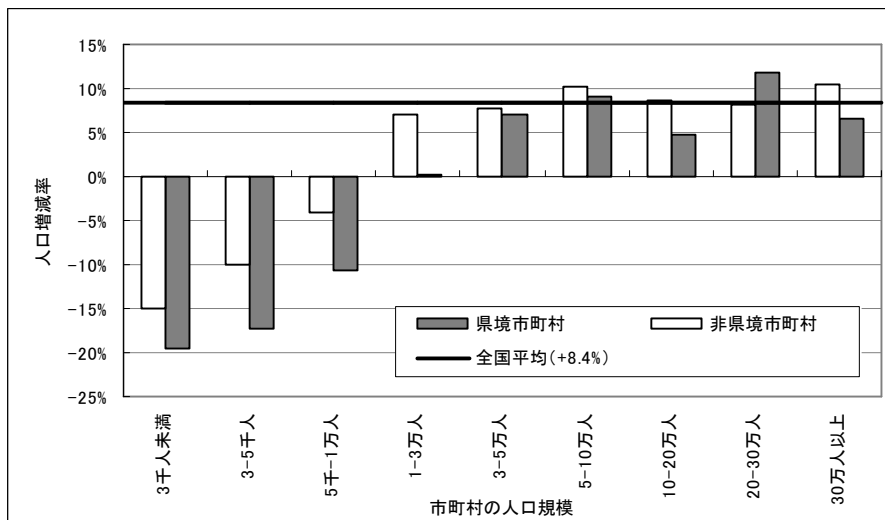


図 2-4 人口規模別県境市町村と非県境市町村の人口増減

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年国勢調査 (総務省))

(3) 世帯数・世帯あたり人員

1980年時点の市町村の人口規模別に世帯数増減を整理したのが図2-5である。

全体的に人口と同様に、人口規模が減少するに従い、世帯数増加率は鈍化、ないし世帯数が減少する傾向がみられる。ただし、例えば人口が10.6%、4.1%減少であった人口規模が5千人から1万人の県境市町村及び非県境市町村（図2-4）についても、世帯数はそれぞれ3.6%、12.5%増加しているなど、人口に比べると減少の程度は小さく、県境地域・非県境地域ともに世帯あたり人員の減少が地域の人口減少の要因となっている。

人口と同様に、3万人未満の人口規模の市町村で県境市町村と非県境市町村とで増減の差異が大きく見られる。1-3万人、5千-1万人、3-5千人、3千人未満の市町村について県境市町村と非県境市町村の世帯数増減率を比較すると、それぞれ18.5%と28.0%(▲9.5ポイント)、3.6%と12.5%(▲8.9ポイント)、-3.7%と+4.8%(▲8.5ポイント)、-6.5%と-1.0%(▲5.5ポイント)となっている。

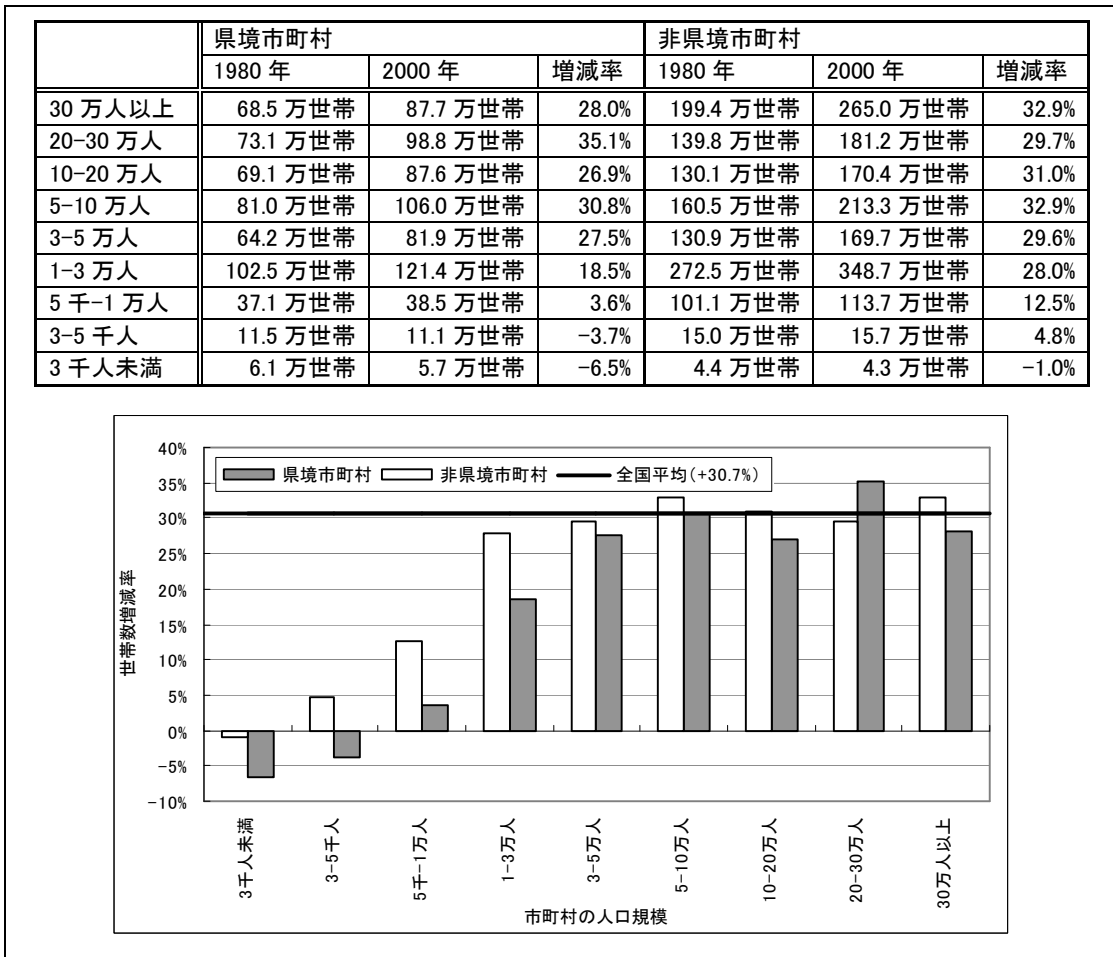


図2-5 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村の世帯数増減 (出典・使用データ 昭和55年国勢調査、平成12年国勢調査(総務省))

世帯あたり人員の時系列分析を行ったのが図 2-6 である。1980 年と 2000 年の世帯あたり人員を比較すると、県境市町村と非県境市町村ともに人口 5 千人-3 万人規模をピークとして、それより人口規模が大きな自治体及び小さな自治体での世帯あたり人員は少ない傾向となっている。ただしそのピークには差異があり、非県境市町村では 5 千人から 1 万人で世帯あたり人員がピーク（1980 年 3.82 人→2000 年 3.26 人）となっているのに対して、県境市町村では 1 万人から 3 万人がピーク（1980 年 3.82 人→2000 年 3.23 人）となっている。また、1980 年と 2000 年ともに、人口規模の小さい県境市町村において非県境市町村と比較して世帯あたり人員が少ない傾向がみられる。なお、1980 年と 2000 年の 2 時点において、県境市町村・非県境市町村のいずれも世帯あたり人員の全国平均より多くなっているが、このことは今回の分析では単身者が多い大都市圏・政令市など大都市を除いたためと考えられる。

	県境市町村			非県境市町村		
	1980年	2000年	増減率	1980年	2000年	増減率
30万人以上	3.31人	2.76人	-16.8%	3.12人	2.60人	-16.9%
20-30万人	3.39人	2.80人	-17.3%	3.21人	2.68人	-16.5%
10-20万人	3.37人	2.79人	-17.4%	3.34人	2.77人	-17.0%
5-10万人	3.54人	2.95人	-16.6%	3.48人	2.89人	-17.1%
3-5万人	3.65人	3.07人	-16.1%	3.60人	2.99人	-16.9%
1-3万人	3.82人	3.23人	-15.4%	3.77人	3.15人	-16.3%
5千-1万人	3.71人	3.20人	-13.7%	3.82人	3.26人	-14.7%
3-5千人	3.50人	3.01人	-14.0%	3.71人	3.19人	-14.0%
3千人未満	3.25人	2.80人	-13.9%	3.55人	3.04人	-14.2%

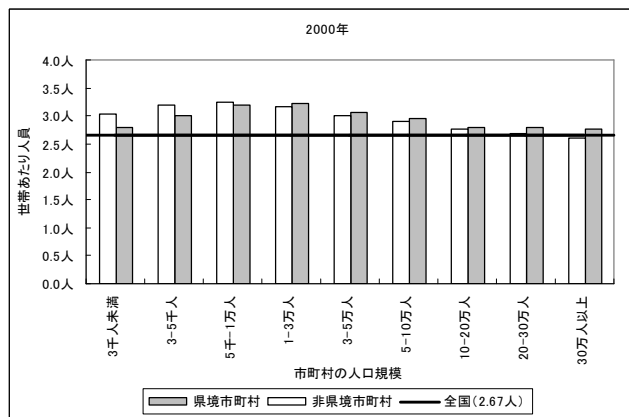
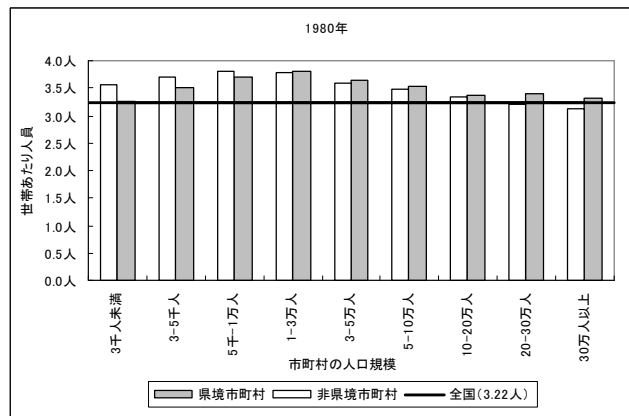


図 2-6 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村の世帯あたり人員
(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年国勢調査 (総務省))

(4) 年齢3区分別人口

老年人口について、県境市町村・非県境市町村別に 1980 年から 2000 年の増加率を試算したものが図 2-7 である。老年人口の増減率は、人口 10 万人以上の都市圏がおおむね増加率 100%以上を示しており、老年人口が 20 年間で倍増したことを示している。一方、人口 1 万人以下の市町村では老年人口の増加率は 70%以下となっている。また県境市町村と非県境市町村の人口増減に差異が見られた、人口規模 3 万人未満の市町村について老年人口の増加率を比較すると、それぞれ県境市町村及び非県境市町村の老年人口は人口 1-3 万人の市町村で 83.0%と 89.3%(▲6.3 ポイント)、5 千-1 万人の市町村で 69.8%と 72.6%(▲2.8 ポイント)、3-5 千人の市町村で 58.1%と 65.3%(▲7.2 ポイント)、3 千人未満の市町村で 56.5%と 58.1%(▲1.6 ポイント)と、わずかに非県境市町村の増加率が大きくなっている。特に人口規模の小さな県境市町村では、既に 1980 年時点である程度老年人口の増加が進んでいるため、20 年間の増加率はそれほど大きくならないと考えられる。

	県境市町村			非県境市町村		
	1980 年	2000 年	増減率	1980 年	2000 年	増減率
30 万人以上	20.29 万人	41.44 万人	104.2%	53.84 万人	114.80 万人	113.2%
20-30 万人	20.57 万人	45.50 万人	121.1%	35.98 万人	79.42 万人	120.7%
10-20 万人	21.83 万人	43.59 万人	99.7%	41.41 万人	84.46 万人	104.0%
5-10 万人	28.28 万人	58.03 万人	105.2%	54.04 万人	110.64 万人	104.7%
3-5 万人	25.49 万人	49.49 万人	94.1%	49.69 万人	97.39 万人	96.0%
1-3 万人	48.21 万人	88.24 万人	83.0%	119.78 万人	226.73 万人	89.3%
5 千-1 万人	20.00 万人	33.98 万人	69.8%	54.01 万人	93.24 万人	72.6%
3-5 千人	6.65 万人	10.51 万人	58.1%	8.54 万人	14.13 万人	65.3%
3 千人未満	3.43 万人	5.36 万人	56.5%	2.60 万人	4.11 万人	58.1%

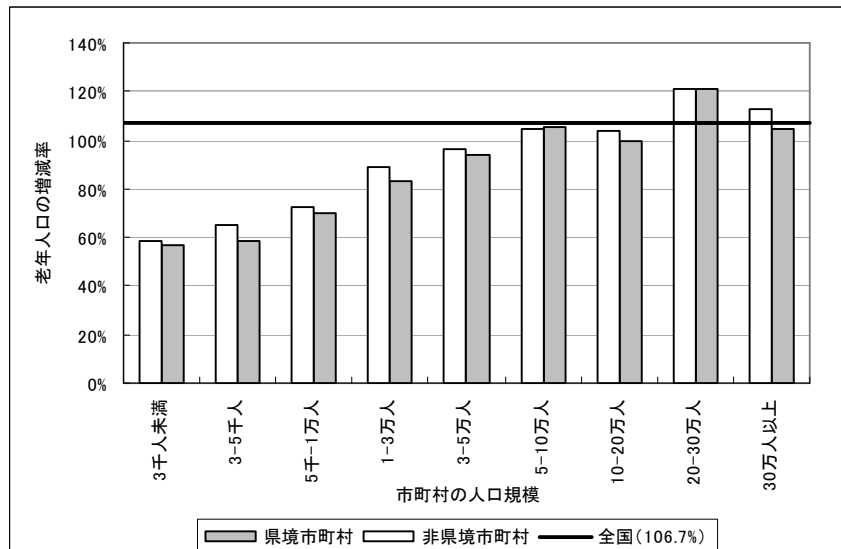


図 2-7 模別にみた県境市町村及び非県境市町村の老年人口増減率

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年国勢調査(総務省))

高齢化率について同様に県境市町村及び非県境市町村で増減を比較した結果を図 2-8 に示す。老年人口の増加率とは異なり、高齢化率は県境市町村及び非県境市町村ともに人口規模が小さな市町村で大きく増加している。中でも、人口増減で県境市町村及び非県境市町村間に差異がみられる。3 万人未満の人口規模の市町村では、県境市町村で高齢化率の増減が大きくなっている。具体的に県境市町村と非県境市町村の高齢化率の増減をみると、人口 1-3 万人の市町村で 10.2%と 9.0%(▲1.2 ポイント)、5 千-1 万人の市町村で 13.1%と 11.2%(▲1.9 ポイント)、3-5 千人の市町村で 15.0%と 12.9%(▲2.1 ポイント)、3 千人未満の市町村で 16.2%と 14.5%(▲1.7 ポイント)となっている。

	県境市町村			非県境市町村		
	1980 年(A)	2000 年(B)	B-A	1980 年(C)	2000 年(D)	D-C
30 万人以上	8.9%	17.2%	8.2%	8.6%	16.7%	8.0%
20-30 万人	8.3%	16.4%	8.1%	8.0%	16.4%	8.3%
10-20 万人	9.4%	17.8%	8.5%	9.5%	17.9%	8.3%
5-10 万人	9.9%	18.6%	8.7%	9.7%	18.0%	8.3%
3-5 万人	10.9%	19.7%	8.8%	10.5%	19.2%	8.6%
1-3 万人	12.3%	22.5%	10.2%	11.7%	20.6%	9.0%
5 千-1 万人	14.5%	27.6%	13.1%	14.0%	25.2%	11.2%
3-5 千人	16.5%	31.4%	15.0%	15.4%	28.3%	12.9%
3 千人未満	17.2%	33.4%	16.2%	16.8%	31.3%	14.5%

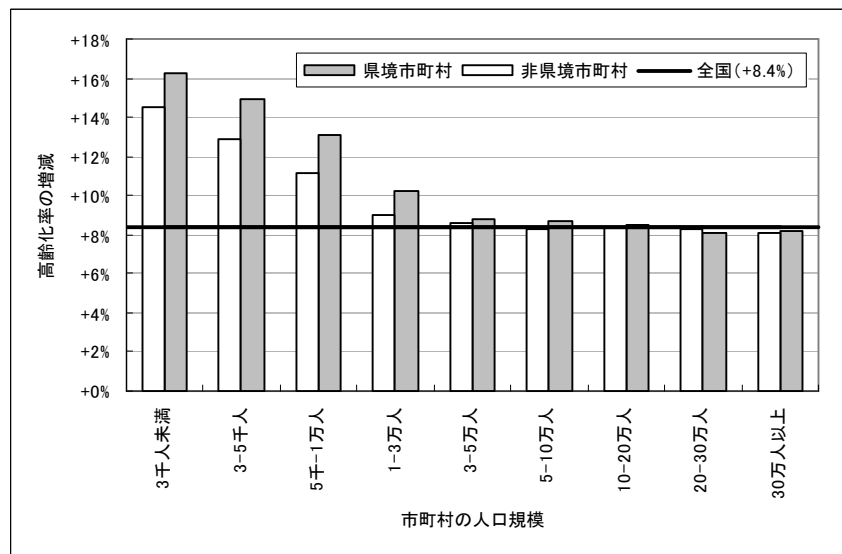


図 2-8 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村の高齢化率

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年国勢調査(総務省))

老年人口の増加が鈍化している小規模の県境市町村で高齢化率が大きく増加している要因として、老年人口以外の生産年齢人口及び年少人口の減少が考えられる。このことを確認するため、県境市町村及び非県境市町村について、市町村の人口規模別に生産年齢人口及び年少人口の増減率を分析した。

生産年齢人口の増減率を市町村の人口規模別に整理した結果を図 2-9 に示す。県境市町村と非県境市町村の生産年齢人口の増減率は、人口 1-3 万人の市町村で-4.5%と+4.9%(▲9.4 ポイント)、5 千-1 万人の市町村で-20.3%と-11.1%(▲9.2 ポイント)、3-5 千人の市町村で-28.7%と-19.6%(▲9.1 ポイント)、3 千人未満の市町村で-33.3%と-27.5%(▲5.8 ポイント)となっており、いずれも県境市町村で大きく減少している傾向がみられた。

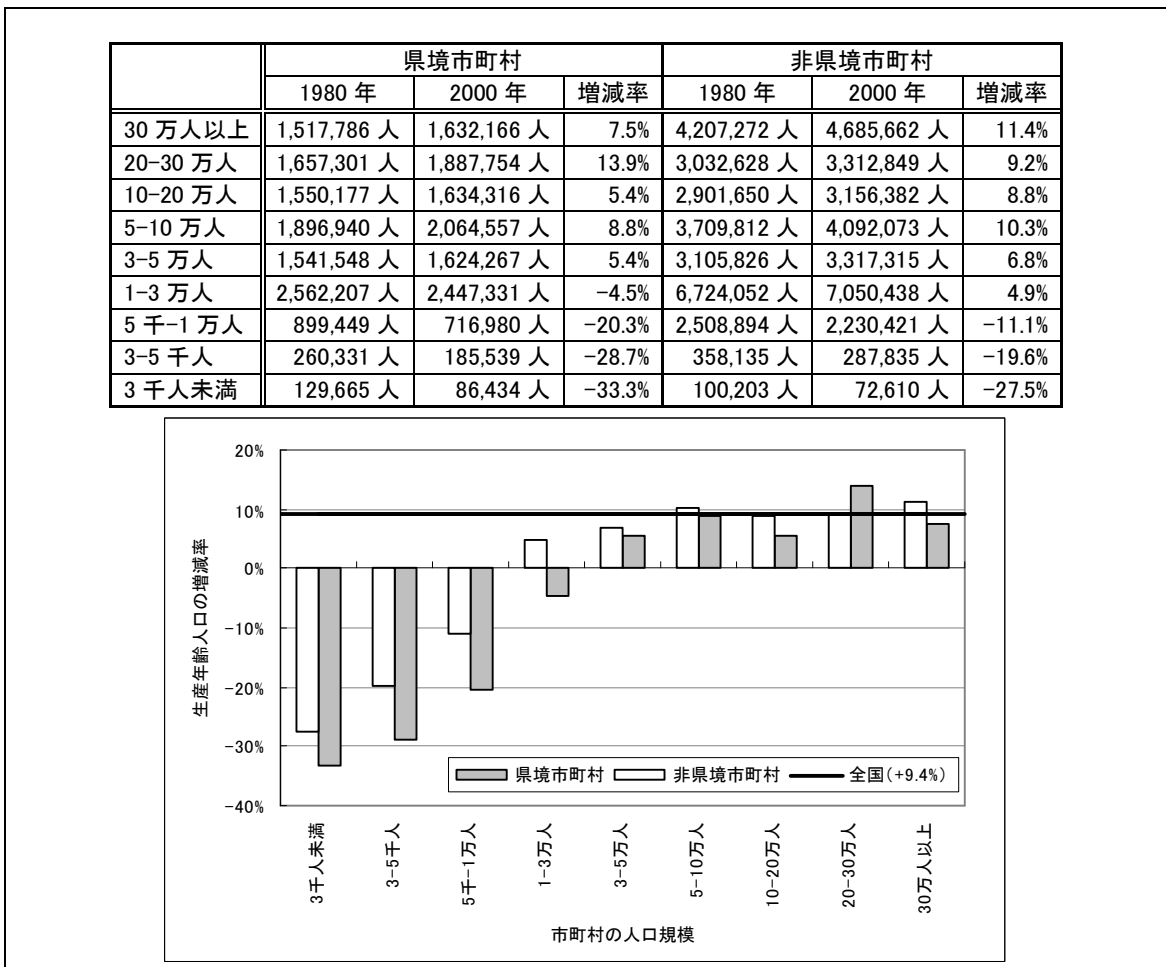


図 2-9 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村の生産年齢人口増減率

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年(総務省))

年少人口の増減率を市町村の人口規模別に整理した結果を図 2-10 に示す。年少人口は人口 10 万人以上の市町村で減少が大きくみられる。この理由として、人口規模が小さな市町村では 1980 年時点で既に年少人口の減少が進んでいたことが考えられる。また、年少人口が減少している人口規模の小さな県境市町村と非県境市町村の増減率の差については、人口規模が小さいほど差が大きくなる傾向はみられない。

これらのことから、県境市町村と非県境市町村の高齢化率の差異、特に人口規模が小さい県境市町村の高齢化率の増加は、生産年齢人口の減少が大きく影響していると考えられる。

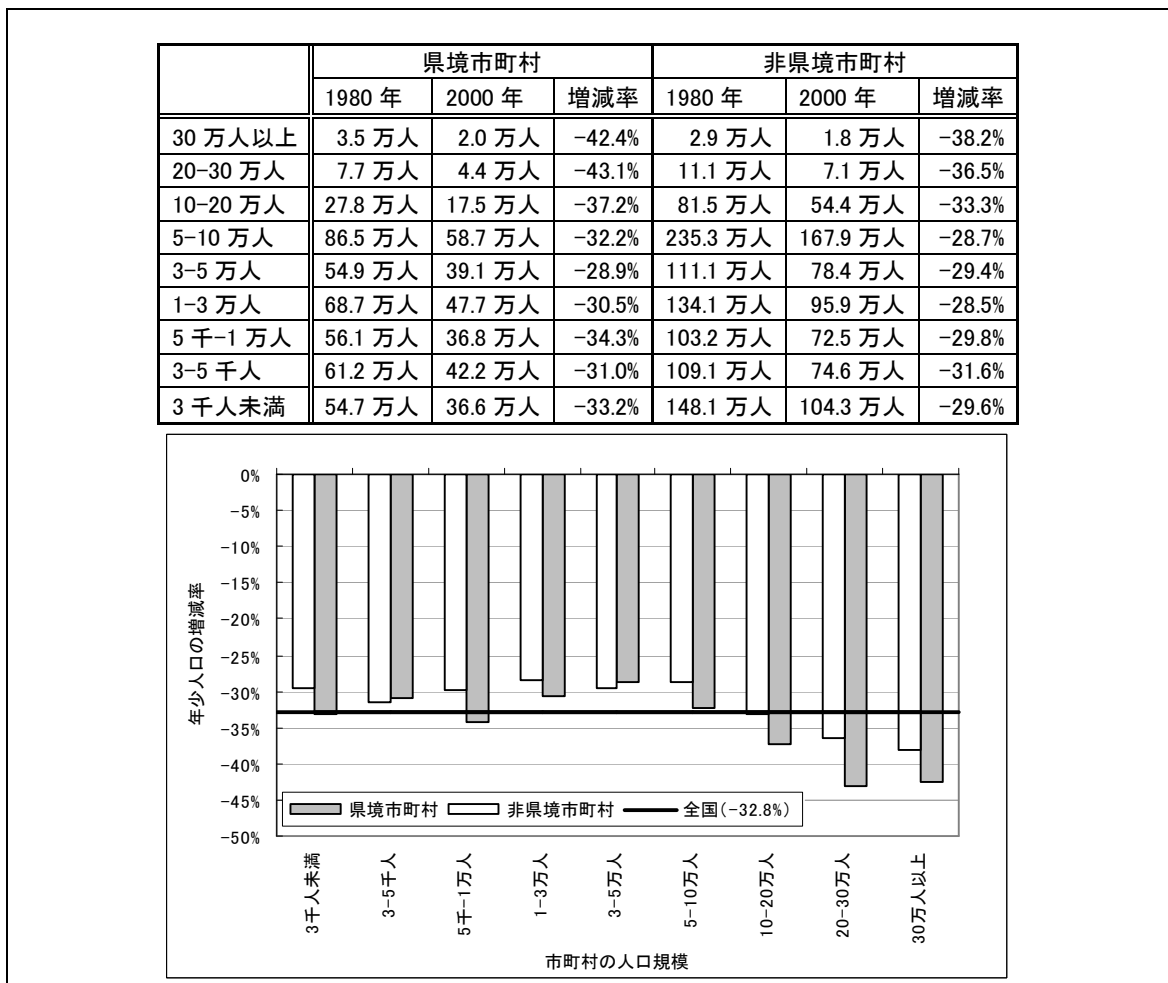


図 2-10 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村の年少人口増減率

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年(総務省))

2.3.2 将来人口推計

県境市町村と非県境市町村の傾向について、将来推計人口を用いて比較考察する。使用するデータと出典を表 2-5 に示す。

表 2-5 データの諸元

使用データ	2000 年の人口と 2030 年の推計人口 人口規模区分は 2000 年を基準としている。		
出典	(2000 年人口) 平成 12 年国勢調査(総務省) (2030 年の推計人口) 『日本の市区町村別将来推計人口---平成 12(2000)~42(2030)年---(平成 15 年 12 月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)		
備考	2030 年の推計人口については、2001 年末現在の市町村区分となっているため、他のデータにて定義している自治体の基準年(2000 年 10 月 1 日)より変化のあった以下の自治体については、欠損値として集計対象としていない。		
	都道府県名	市区町村名	備考
	岩手県	大船渡市	2001 年 11 月、三陸町を編入・合併した
		三陸町	2001 年 11 月、大船渡市に編入した
	茨城県	牛堀町	2001 年 4 月、潮来町と合併して潮来市となった
		潮来町	2001 年 4 月、牛堀町と合併して潮来市となった
	新潟県	新潟市	2001 年 1 月、西蒲原郡黒埼町を編入・合併した
		黒埼町	2001 年 1 月、新潟市に編入した

(1) 総人口

図 2-11 は、人口規模別の将来推計人口の総人口について、県境市町村と非県境市町村を比較したものである。

2000 年と 2030 年を比べると、全体的には人口規模の小さい市町村において減少傾向が大きい。特に、1 万人未満の規模の県境市町村と非県境市町村において、全国平均（-10.9%）よりも 2 倍以上の比率で減少することが推計されている。

また、県境市町村と非県境市町村を比較すると、県境市町村の方が減少率は高い傾向がみられる。

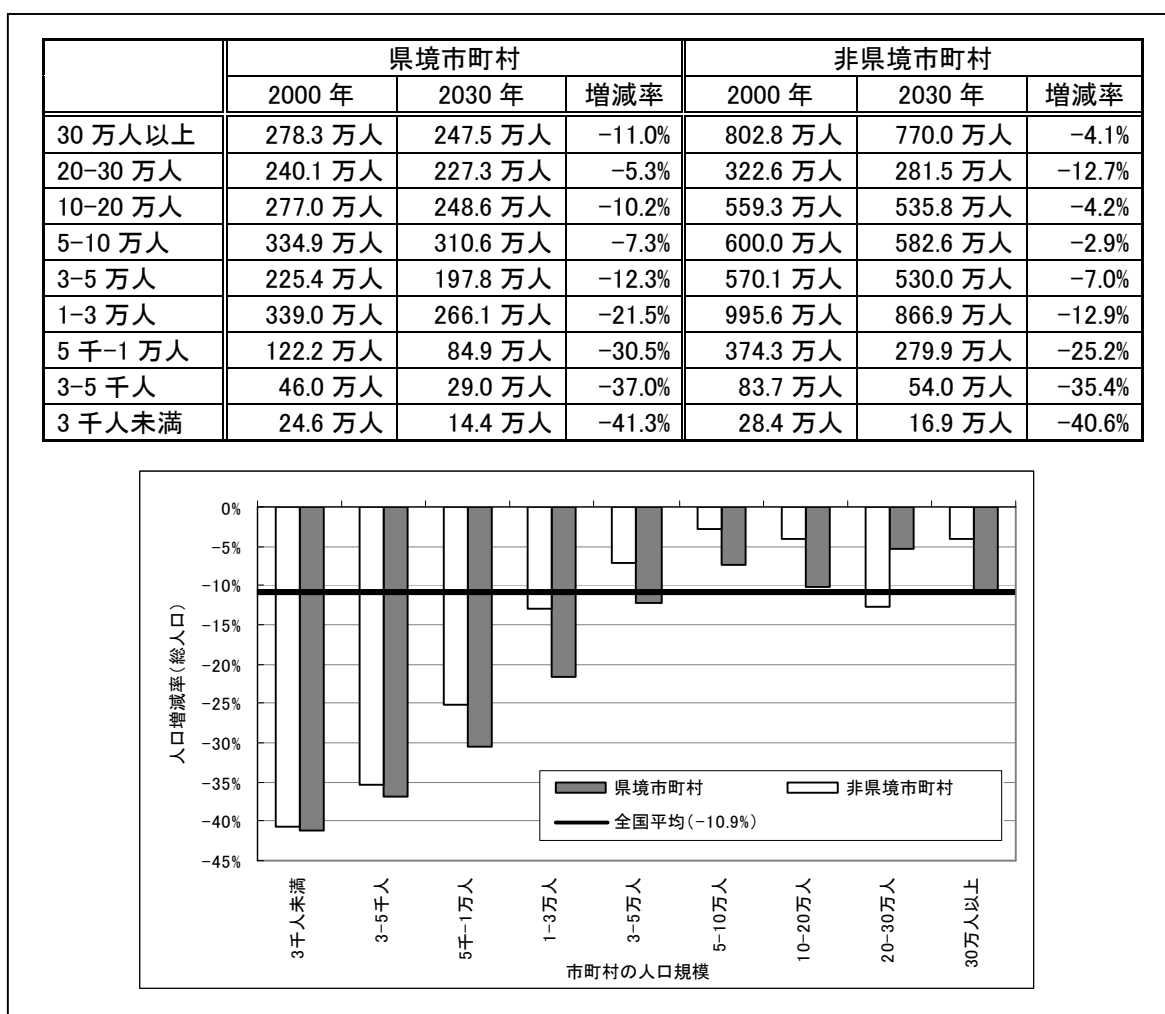


図 2-11 人口規模別にみた将来推計人口（総人口）

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査(総務省)、日本の市区町村別将来推計人口 平成 15 年 12 月推計(国立社会保障・人口問題研究所))

(2) 年少人口

図 2-12 は、人口規模別の将来推計人口の年少人口について県境市町村と非県境市町村を比較したものである。

2000 年と 2030 年を比べると、全体的には人口規模の小さい市町村において減少傾向が大きい。特に、3 万人未満の規模において県境市町村と非県境市町村のどちらも全国平均 (-31.5%) よりも減少率が高いことが推計されている。

また、県境市町村と非県境市町村を比べると、5 千人以上の人口規模において県境市町村の減少率が概ね高い傾向にある。

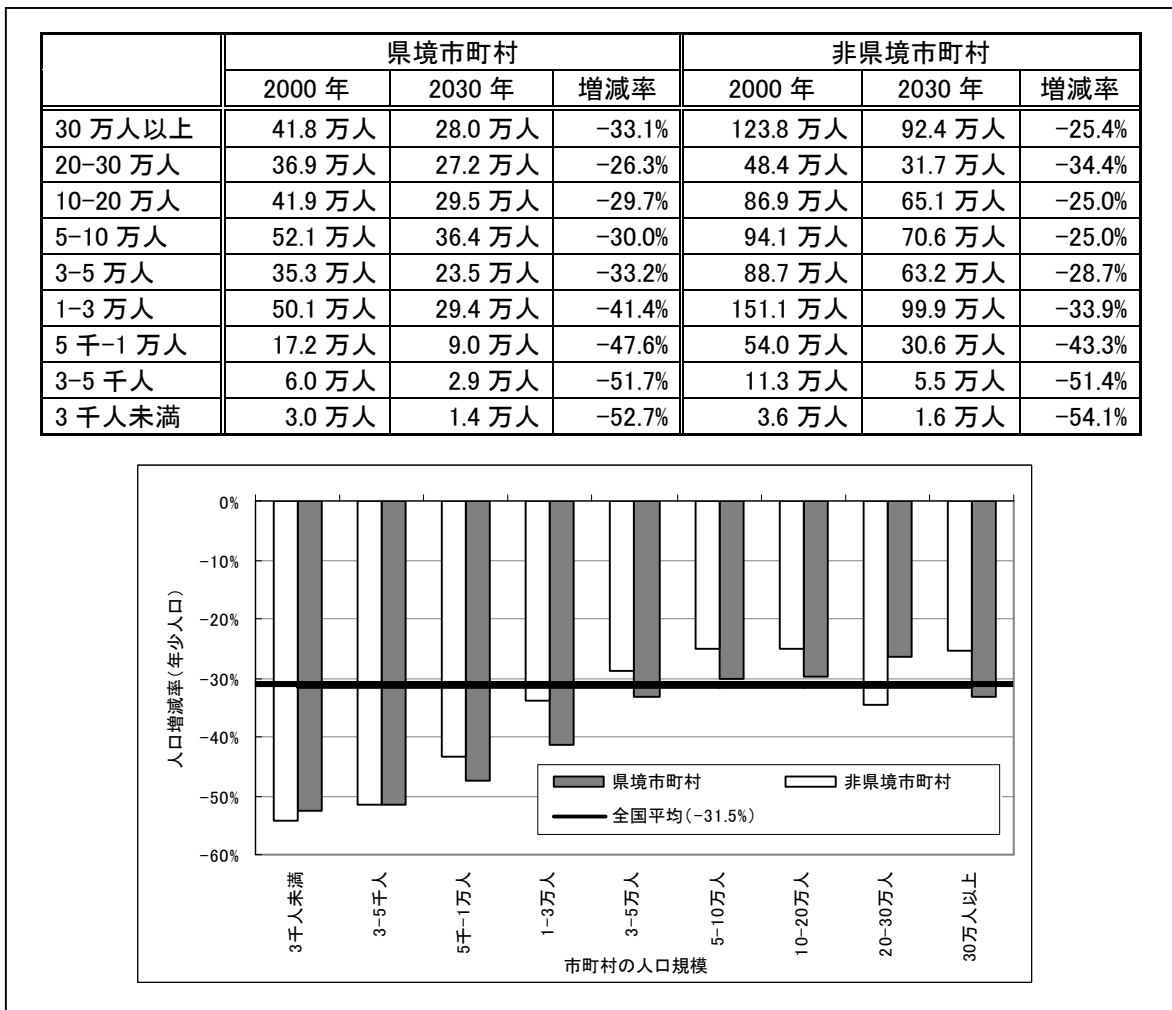


図 2-12 人口規模別にみた将来推計人口 (年少人口)

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査(総務省)、日本の市区町村別将来推計人口 平成 15 年 12 月推計(国立社会保障・人口問題研究所))

(3) 生産年齢人口

図 2-13 は、人口規模別の将来推計人口の生産年齢人口について県境市町村と非県境市町村を比較したものである。

2000 年と 2030 年を比べると、全体的には人口規模の小さい市町村において減少傾向が大きい。特に、3 万人未満の規模において県境市町村と非県境市町村のどちらも全国平均 (-21.9%) よりも減少率が高いことが推計されている。

また、県境市町村と非県境市町村を比べると、5 千人以上の人口規模において県境市町村の減少率が概ね高い傾向にある。

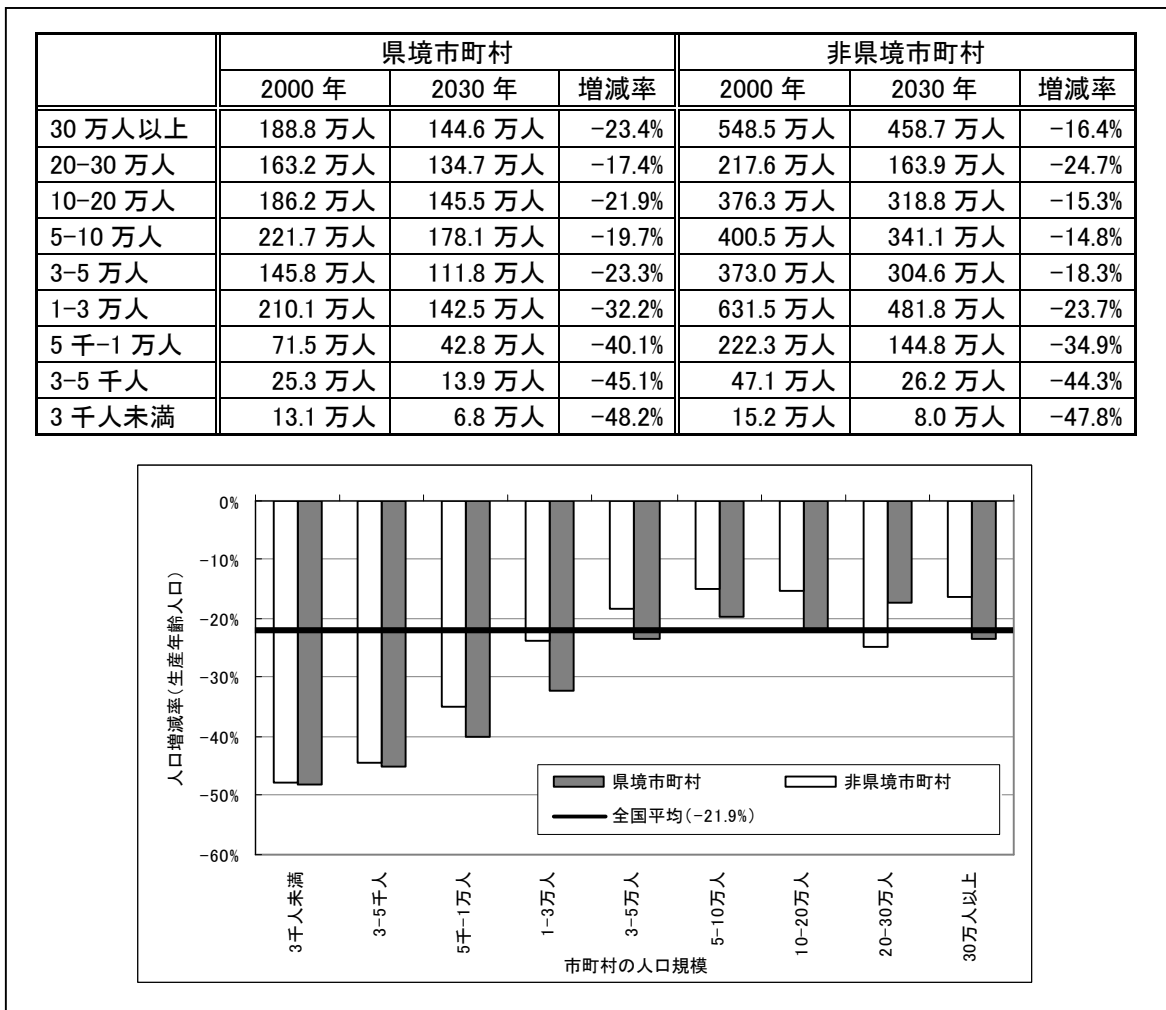


図 2-13 人口規模別にみた将来推計人口（生産年齢人口）

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査(総務省)、日本の市区町村別将来推計人口 平成 15 年 12 月推計(国立社会保障・人口問題研究所))

(4) 老年人口

図 2-14 は、人口規模別の将来推計人口の老年人口について県境市町村と非県境市町村を比較したものである。

2000 年と 2030 年を比べると、全体的には人口規模 5 千人未満の市町村では減少し、1 万人以上では増加する傾向がみられる。特に、1 万人以上の規模においては概ね 20% 以上の増加となっている。

また、県境市町村と非県境市町村を比べると、全体的に非県境市町村よりも県境市町村の減少率が高い傾向にある。

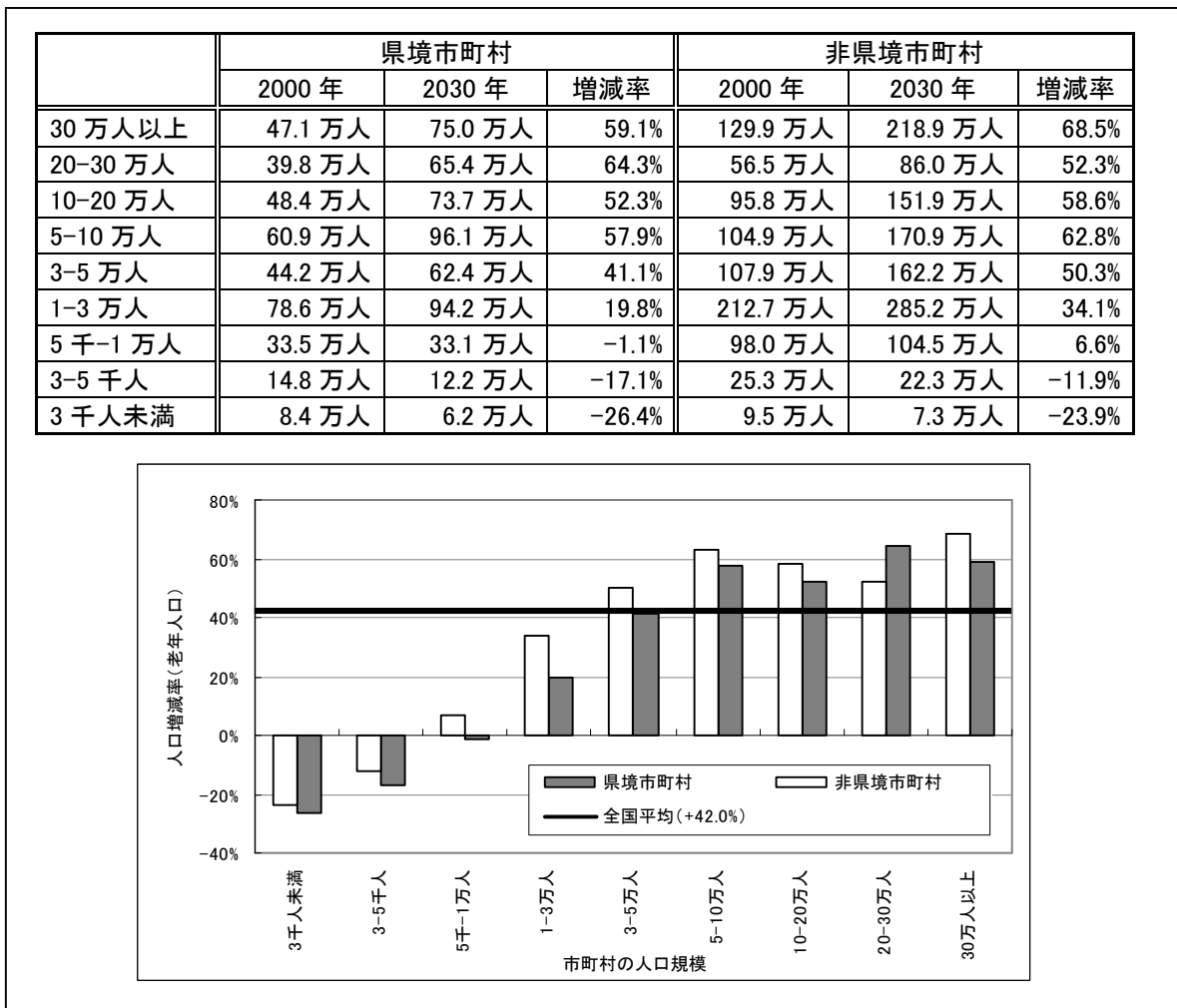


図 2-14 人口規模別にみた将来推計人口（老年人口）

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査(総務省)、日本の市区町村別将来推計人口 平成 15 年 12 月推計(国立社会保障・人口問題研究所))

2.3.3 失業率

図 2-15 は、人口規模別の失業率について県境市町村と非県境市町村とを比較したものである。

1980 年と 2000 年の各年の人口規模別失業率において、全体的に非県境市町村よりも県境市町村のほうがやや失業率が低い傾向が見られ、人口規模が小さいほどこの傾向は大きい。

1980 年と 2000 年の変化を比べると、全体的には人口規模 1 万人以上で全国平均（1.7%）よりも増加した傾向がみられる。1980 年よりも 2000 年の失業率が高くなっており、雇用状況が厳しくなっていることがうかがえる。

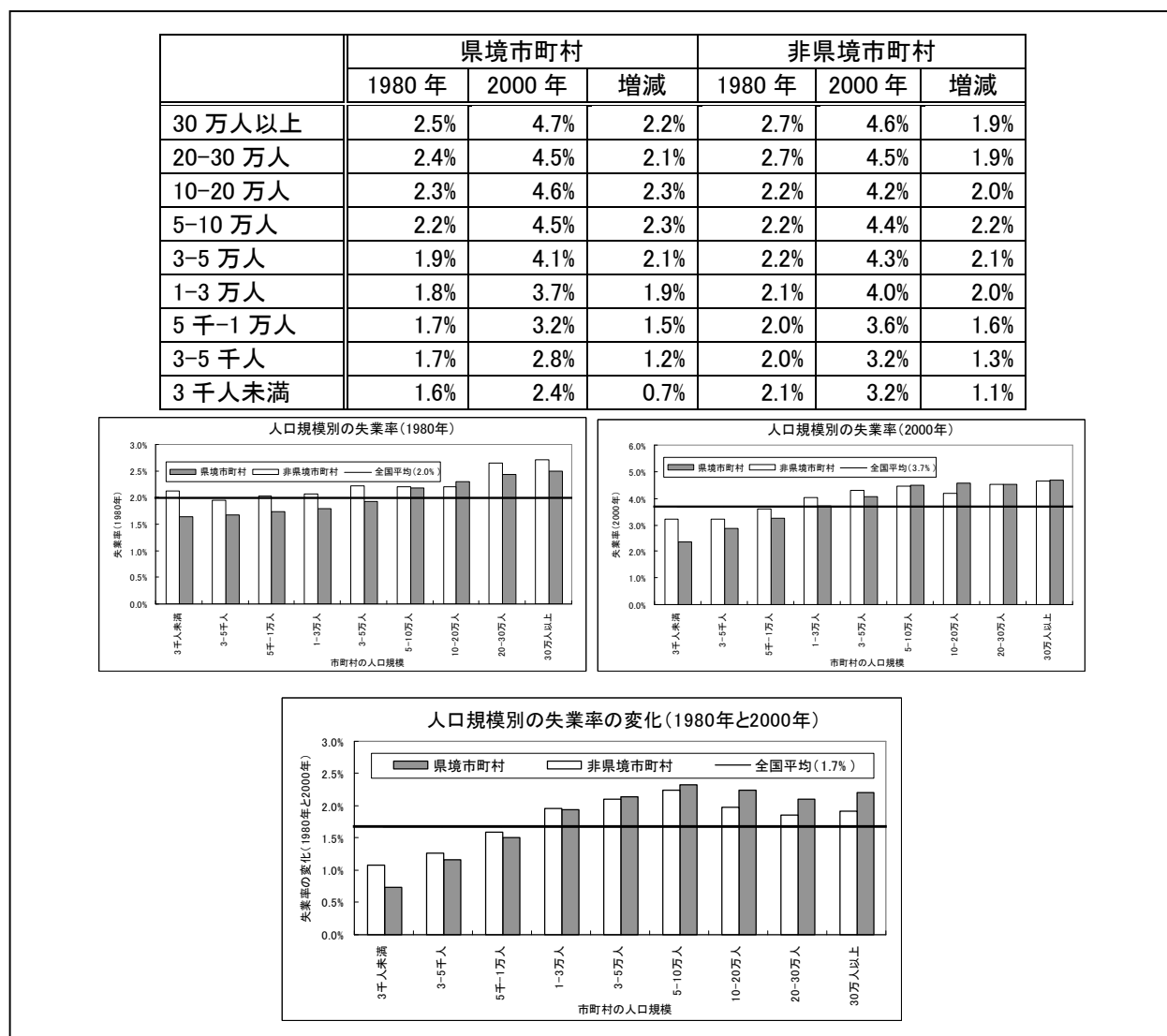


図 2-15 人口規模別にみた失業率の変化

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年国勢調査 (総務省))

2.4 通勤動向による人口経年変化の要因検討

本節では、前節で生産年齢人口の減少が県境市町村の人口減少及び高齢化につながっているとの結果をふまえ、就業先の確保が人口増減に影響を与えているのではないかと仮説のもと、県境市町村の他市町村への通勤率と人口増減との関係を分析した。

2.4.1 通勤先別通勤動向の比較

図 2-16 は、1980 年時点の市町村の人口規模別に、2000 年時点の通勤率⁶を比較したものである。自市町村内通勤率を 5 万人未満の市町村で比較すると、県境市町村の値が非県境市町村の値より大きく、また市町村の人口規模が小さくなるに伴い、その差は大きくなっている。具体的には、自市町村内の通勤率は人口 3-5 万人の県境市町村と非県境市町村で 70.3%と 65.6%(4.7 ポイント)、1-3 万人の市町村で 63.2%と 58.0%(5.2 ポイント)、5 千-1 万人の市町村で 65.5%と 58.7%(6.8 ポイント)、3-5 千人の市町村で 70.7%と 62.0%(7.3 ポイント)、3 千人未満の市町村で 74.4%と 61.5%(12.9 ポイント)となっている。一方、他県市町村への通勤率を県境市町村と非県境市町村で比較すると、人口 3-5 万人の市町村で 7.1%と 2.2%(6.9 ポイント)、1-3 万人の市町村で 6.3%と 2.1%(4.2 ポイント)、5 千-1 万人の市町村で 4.5%と 1.5%(3.0 ポイント)、3-5 千人の市町村で 4.4%と 0.7%(3.7 ポイント)、3 千人未満の市町村で 3.7%と 0.9%(2.8 ポイント)となっており、県境市町村からの通勤率が高い。しかし、県境市町村及び非県境市町村から他県への通勤率の差は、他市町村への通勤率の差と比べて小さい。

このことから、県境市町村は非県境市町村に比べて、自県内の他市町村への通勤者が少ない傾向にあり、自市町村内への通勤者が多い傾向にあることがわかる。

⁶ ここでは、(特定の地域への通勤者) / (地区内の就業者) を通勤率として算出した。

	県境市町村			非県境市町村		
	自市町村内通勤率	他市町村への通勤率	うち他県市町村への通勤率	自市町村内での通勤率	他市町村への通勤率	うち他県市町村への通勤率
30万人以上	89.6%	10.4%	2.6%	89.7%	10.3%	1.1%
20-30万人	74.7%	25.3%	8.6%	86.2%	13.8%	1.1%
10-20万人	77.3%	22.7%	5.6%	78.9%	21.1%	1.8%
5-10万人	70.7%	29.3%	9.5%	69.9%	30.1%	2.5%
3-5万人	70.3%	29.7%	7.1%	65.6%	34.4%	2.2%
1-3万人	63.2%	36.8%	6.3%	58.0%	42.0%	2.1%
5千-1万人	65.5%	34.5%	4.5%	58.7%	41.3%	1.5%
3-5千人	70.7%	29.3%	4.4%	62.0%	38.0%	0.7%
3千人未満	74.4%	25.6%	3.7%	61.5%	38.5%	0.9%
全体	72.6%	27.4%	6.5%	71.2%	28.8%	1.8%

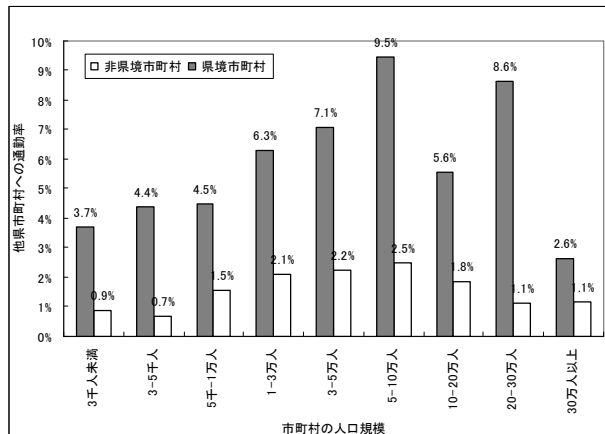
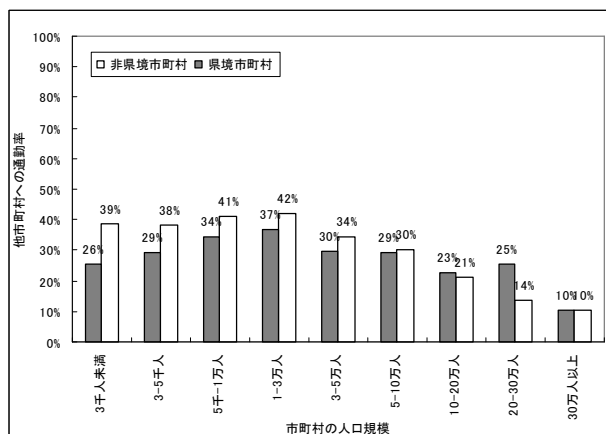
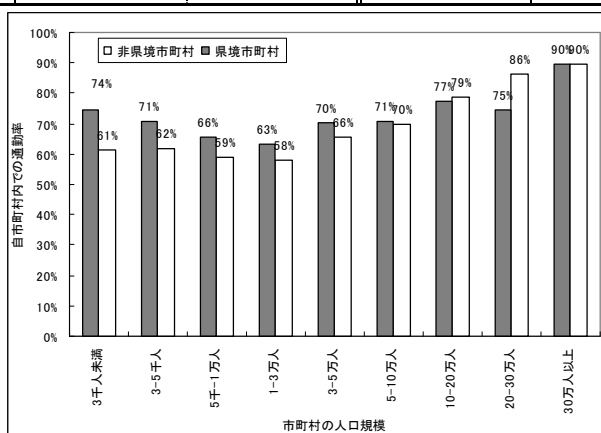


図 2-16 人口規模別にみた県境市町村及び非県境市町村からの通勤率⁷

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査 (総務省))

⁷ 「他市町村への通勤率」には他県への通勤率を含む。

2.4.2 通勤動向と人口増減の比較

市町村への通勤率と県境市町村及び非県境市町村の人口増減の差異の関係を把握するため、自市町村内及び他市町村への通勤率と人口増減との関係について比較した結果を図 2-17 に示す。10 万人未満の人口規模の市町村では他市町村への通勤率と人口増減率との間に弱い正の相関が見られる⁸。一方、人口 10 万人以上の市町村では、通勤率と人口増減率との間の相関はみられない。また人口 3 万人未満の市町村では、県境市町村及び非県境市町村の通勤率の中央値に大きな差がみられる。

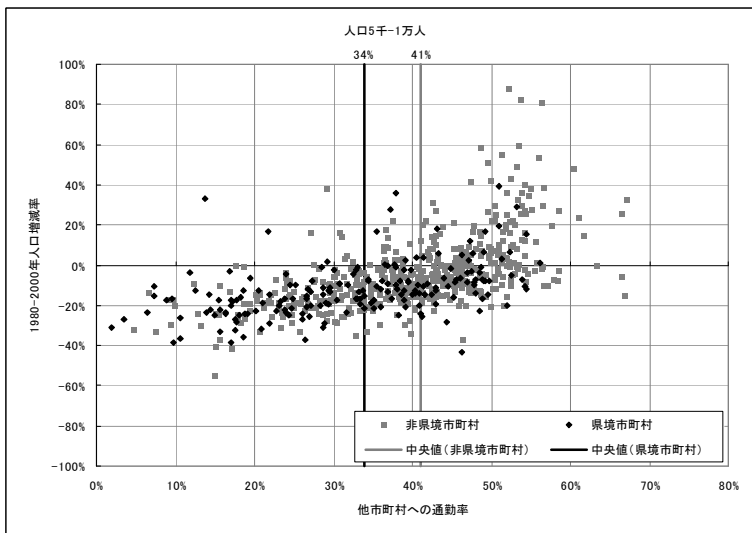
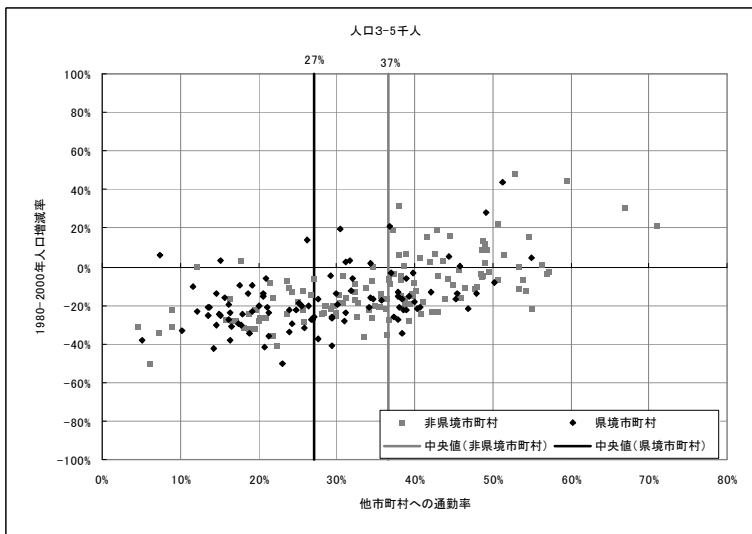
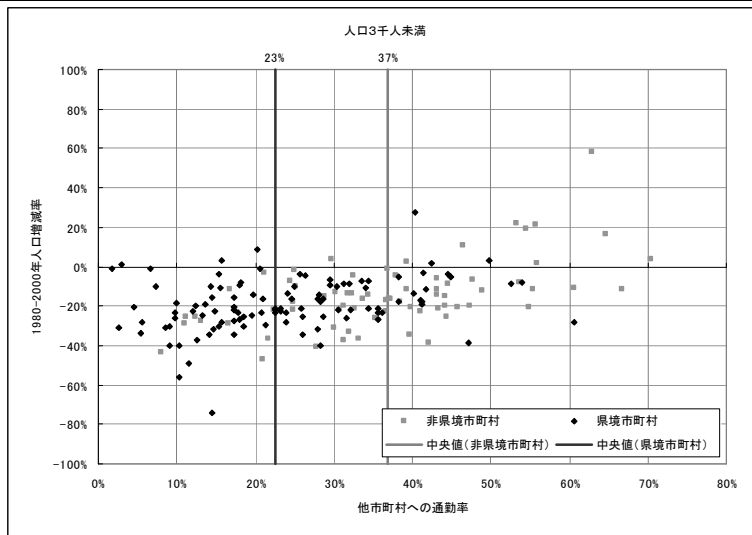
これらのことから、県境市町村と非県境市町村との間の 20 年間の人口増減の差異の要因として、以下の 2 点が考えられる。

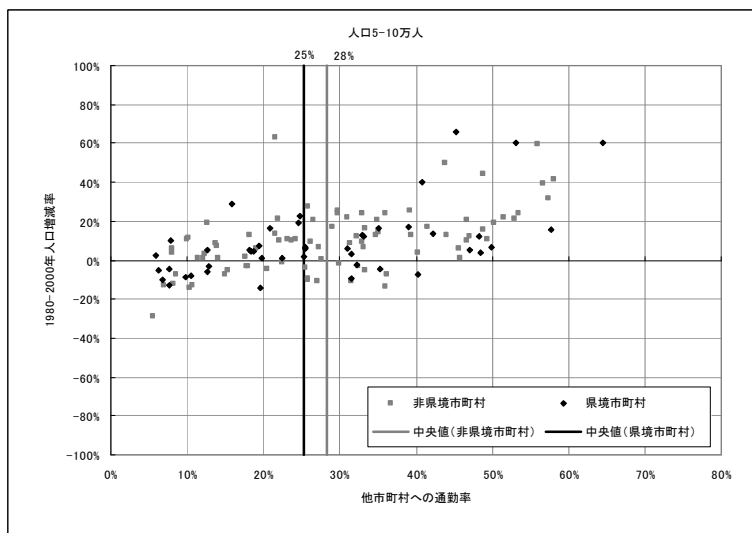
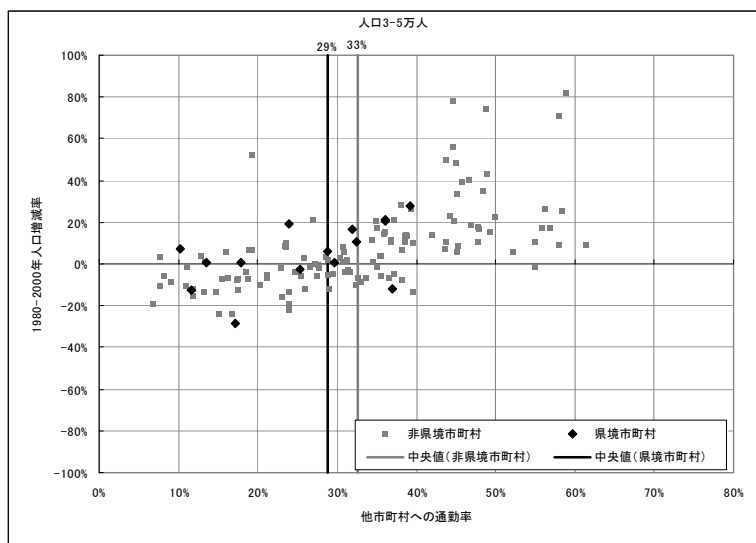
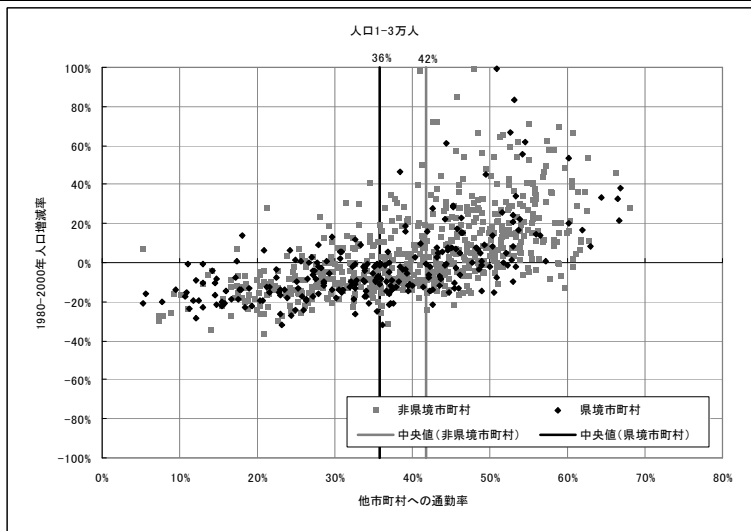
第 1 に、県境市町村及び非県境市町村に関わらず、人口規模が小さく、他市町村への通勤率が低い市町村で生産年齢人口が減少する傾向がみられた。人口規模が小さい幾つかの市町村では、自市町村への通勤率が高く、人口増加率が大きい市町村⁹もみられるが、それらの市町村は著名な観光名所や多額の補助金を受けているなどの例外的なものである。第 2 に、人口規模が小さい県境市町村では非県境市町村に比べて他市町村への通勤率が小さい傾向にあり、より人口減少傾向が強い。

以上より、小規模人口の県境市町村において、他市町村への通勤の便の悪さが、人口減少に関係している可能性が考えられる。

⁸ 図 2-17 では中央値も掲載しているが、人口規模 3 万人未満の市町村については、中央値でも県境市町村が非県境市町村に比べて他市町村への通勤率は高い傾向がみられた。

⁹ 参考資料 2-4 参照。





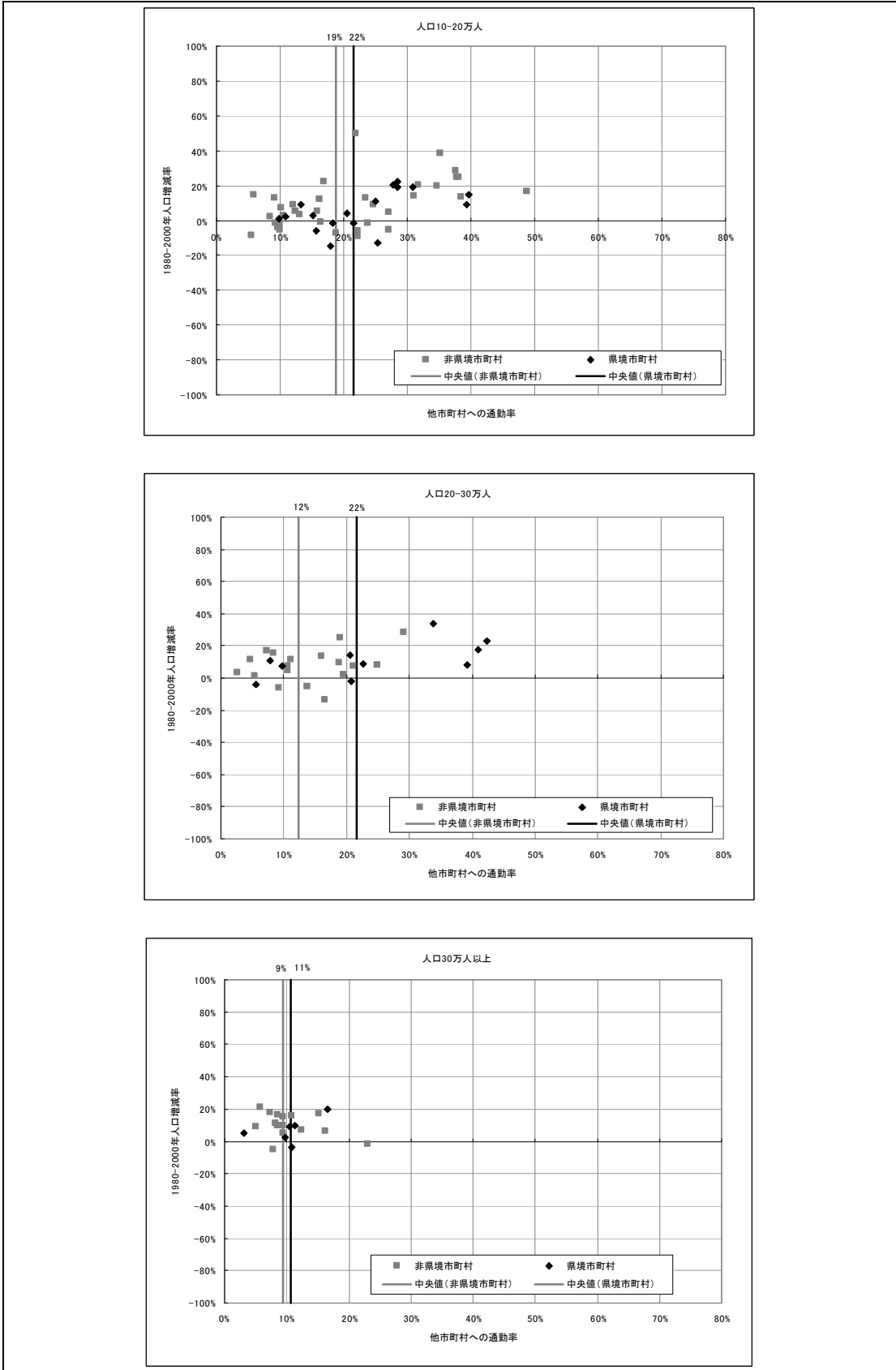


図 2-17 他市町村への通勤率と人口増減率（出典・使用データ 平成 12 年国勢調査）

2.5 土地利用状況による人口経年変化の要因検討

前節では、他市町村への通勤が県境市町村と非県境市町村の人口増減に影響を及ぼしているという前節の結果を受け、県境市町村の地域特性と他市町村への通勤動向について整理を行った。都道府県境の市町村はそもそも地形的にみて中山間部にあるなど他地域への往来が困難である地域が多いことが想定される。そこで本節では、県境市町村の地域特性と、他市町村への通勤率及び人口増減との関係について分析を行った。

県境市町村の地理的な立地状況の分析には、2000年時点の市町村界に基づく農林水産省による農業地域類型を用いた。農業地域類型は、地域農業の構造を規定する基盤的な条件¹⁰に基づき市町村を区分しているものである。(表 2-6、参考資料 2-5)

表 2-6 農業地域類型による市町村の分類

区分	基準指標(下記のいずれかに該当するもの)
都市的地域	可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市区町村または市町村。可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村。
中間農業地域	耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村。耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村。
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村。

¹⁰ 耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等。

2.5.1 人口規模別・土地利用別の市町村構成比の比較

図 2-18 は、人口 5 万人未満の市町村数を農業地域類型別に整理したものである。人口規模が小さな市町村ほど都市的地域及び平地農業地域に分類されている市町村の割合は減少し、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている市町村の割合が増加している。また、同じ人口規模で県境市町村と非県境市町村を比較すると、県境市町村は非県境市町村に比べて都市的地域に分類されている市町村が少なく、逆に中間農業地域及び山間農業地域に分類されている市町村の割合が高い。つまり、人口規模の小さな市町村、中でも県境市町村では、地理的に経済的発展が困難な地域に位置していると考えられる中間農業地域及び山間農業地域に分類される市町村の割合が大きくみられる。

		都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域
3-5 万人	非県境市町村	57	25	35	6
	県境市町村	19	10	27	6
1-3 万人	非県境市町村	141	232	212	37
	県境市町村	21	41	119	54
5千-1 万人	非県境市町村	24	176	226	99
	県境市町村	3	19	73	98
3-5 千人	非県境市町村	5	16	55	60
	県境市町村	1	3	22	72
3千人未満	非県境市町村	3	4	12	53
	県境市町村	0	0	11	95

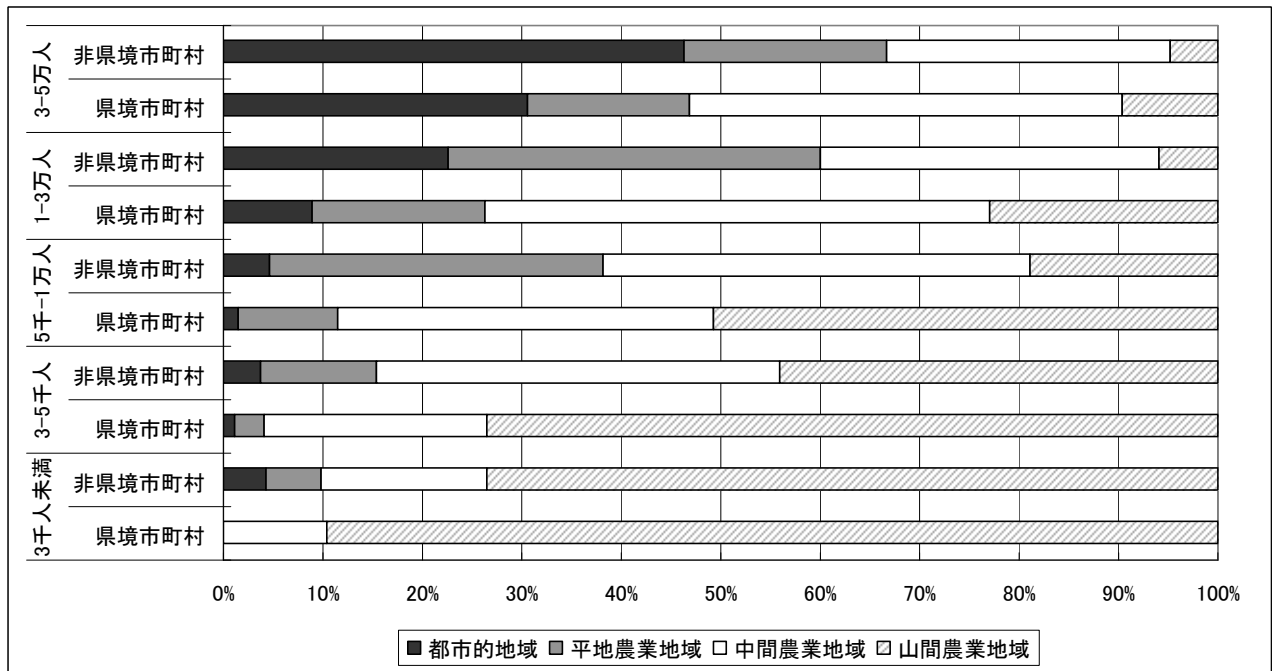


図 2-18 農業地域類型別及び人口規模別に見た県境市町村数及び非県境市町村数
 (出典・使用データ 平成 12 年国勢調査 (総務省))

2.5.2 人口規模別・土地利用別の人口増減の比較

図 2-19 は、農業地域類型別に各市町村の人口規模毎の県境市町村及び非県境市町村の人口増減率を比較をしたものである。同じ地域類型及び人口規模の市町村で県境市町村より非県境市町村の人口が減少している傾向がみられるのは、5千人未満の山間農業地域のみであった。具体的には、3-5千人の市町村では県境市町村の人口増減率が-20.7%であるのに対して非県境市町村は-14.5%(▲6.2ポイント)、3千人未満の市町村では-21.0%に対して-19.1%(▲1.9ポイント)となっている。その他の区分に属する市町村では、同じ農業地域類型及び人口規模区分で県境地域と非県境地域との間に大きな人口増減の差異はみられない。

		県境地域			県境以外の地域		
		1980年	2000年	増減率	1980年	2000年	増減率
3-5万人	都市の地域	741,884	875,655	18.0%	2,286,095	2,662,568	16.5%
	平地農業地域	377,955	392,812	3.9%	928,384	984,571	6.1%
	中間農業地域	998,503	1,038,884	4.0%	1,285,862	1,226,823	-4.6%
	山間農業地域	227,469	203,837	-10.4%	213,863	204,652	-4.3%
1-3万人	都市の地域	411,049	549,275	33.6%	2,725,027	3,307,983	21.4%
	平地農業地域	663,494	732,974	10.5%	3,643,340	3,952,645	8.5%
	中間農業地域	1,989,982	1,913,184	-3.9%	3,322,250	3,241,430	-2.4%
	山間農業地域	844,760	722,019	-14.5%	585,280	498,746	-14.8%
5千-1万人	都市の地域	21,447	25,359	18.2%	197,070	228,370	15.9%
	平地農業地域	157,163	153,834	-2.1%	1,342,124	1,393,562	3.8%
	中間農業地域	530,816	494,965	-6.8%	1,648,505	1,515,244	-8.1%
	山間農業地域	668,037	557,280	-16.6%	676,393	569,999	-15.7%
3-5千人	都市の地域	3,820	4,884	27.9%	21,642	27,939	29.1%
	平地農業地域	13,911	16,289	17.1%	65,705	69,316	5.5%
	中間農業地域	94,586	81,993	-13.3%	225,414	195,472	-13.3%
	山間農業地域	291,775	231,452	-20.7%	242,161	207,150	-14.5%
3千人未満	都市の地域	0	0	0%	6,662	7,284	9.3%
	平地農業地域	0	0	0%	6,960	7,499	7.7%
	中間農業地域	22,108	20,335	-8.0%	29,380	26,235	-10.7%
	山間農業地域	177,322	140,170	-21.0%	111,719	90,346	-19.1%

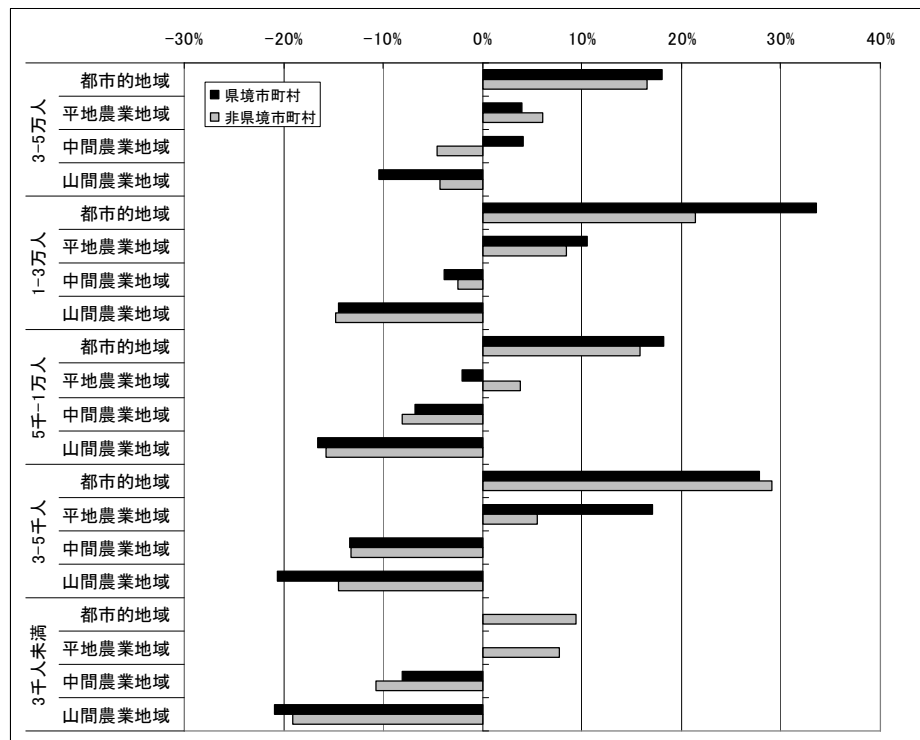


図 2-19 人口規模別及び農業地域類型区別にみた人口増減率

(出典・使用データ 昭和 55 年国勢調査、平成 12 年国勢調査 (総務省))

2.5.3 人口規模別・土地利用別の通勤動向の比較

農業地域類型別に、他市町村への通勤率を整理したものが図 2-20 である。農業地域類型と人口規模別の区分の中で県境市町村と非県境市町村を比較すると、3-5 千人、3 千人未満の市町村で県境市町村と非県境市町村の通勤率に差が見られる。具体的には、中間農業地域の 3-5 千人の市町村で県境市町村が 31.0%、非県境市町村が 39.4%(▲8.4 ポイント)、3 千人未満の市町村では 29.3%と 39.4%(▲10.1 ポイント)となっている。また山間農業地域では、3-5 千人の市町村で 26.5%と 32.3%(▲5.8 ポイント)、3 千人未満の市町村では 25.0%と 34.1%(▲9.1 ポイント)となっている。このことから、特に 5 千人未満の中間農業地域及び山間農業地域の県境市町村は、非県境市町村に比して、他市町村への通勤が困難な箇所にある地域が多いと考えられる。

		県境市町村		非県境市町村	
		うち他県		うち他県	
3-5 万人	都市的地域	37.2%	11.6%	40.5%	3.2%
	平地農業地域	27.5%	6.6%	33.7%	1.1%
	中間農業地域	27.2%	4.6%	24.6%	0.7%
	山間農業地域	14.5%	1.2%	15.6%	4.0%
1-3 万人	都市的地域	53.5%	17.9%	50.3%	3.4%
	平地農業地域	44.6%	8.6%	42.3%	1.8%
	中間農業地域	33.5%	3.5%	35.3%	1.3%
	山間農業地域	24.4%	2.3%	26.1%	1.3%
5 千-1 万人	都市的地域	52.7%	21.2%	53.2%	4.8%
	平地農業地域	44.8%	10.1%	46.1%	1.6%
	中間農業地域	35.9%	3.4%	38.2%	1.1%
	山間農業地域	29.3%	3.0%	32.1%	1.1%
3-5 千人	都市的地域	49.1%	26.4%	47.2%	0.6%
	平地農業地域	50.4%	23.3%	46.4%	0.7%
	中間農業地域	31.0%	4.2%	39.4%	0.6%
	山間農業地域	26.5%	2.5%	32.3%	0.8%
3 千人未満	都市的地域	0	0%	62.0%	4.3%
	平地農業地域	0	0%	62.4%	0.8%
	中間農業地域	29.3%	9.7%	39.4%	0.5%
	山間農業地域	25.0%	2.8%	34.1%	0.7%

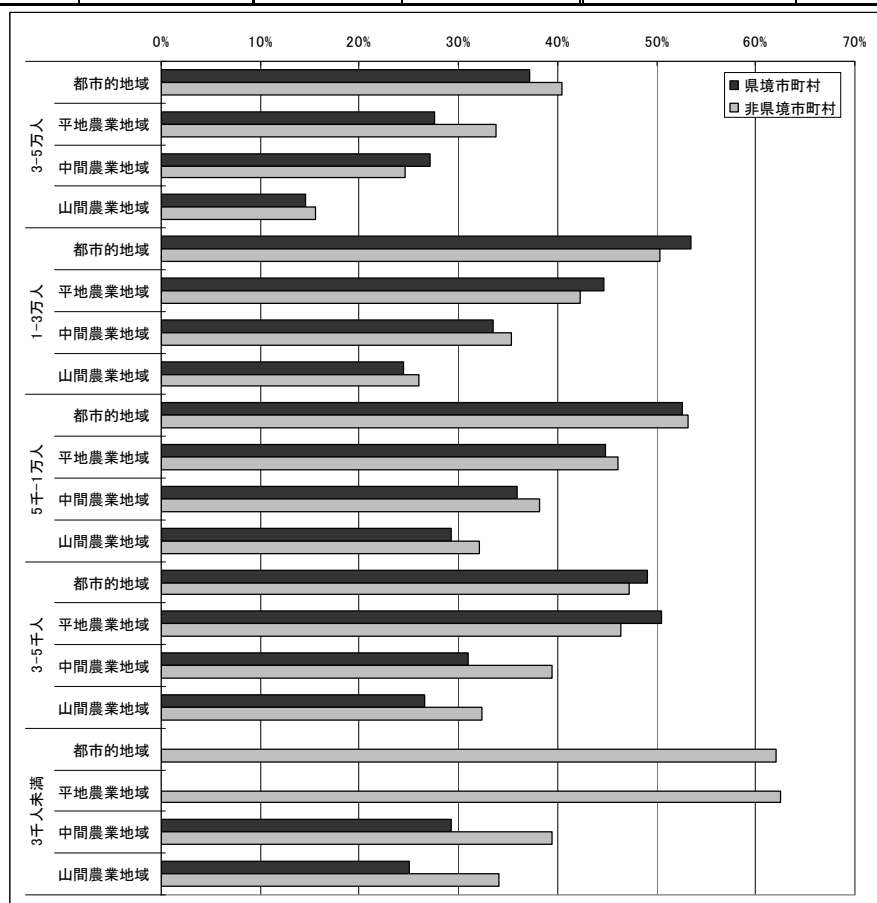


図 2-20 人口規模別及び農業地域類型別にみた他市町村への通勤率

(出典・使用データ 平成 12 年国勢調査 (総務省))

2.6 まとめと考察

県境地域（県境に接する県境市町村）の2000年時点の状況と20年間（1980年から2000年）の時系列変化について、既存の各種統計資料に基づいて集計・分析作業を行い、人口1万人以下の県境市町村では大きく人口が、とりわけ生産年齢人口が減少していることが明らかになった。これらの県境市町村の特徴として、他市町村への通勤率が小さくなっていることがあり、就業の場の確保が困難なことが生産年齢人口の流出につながっている可能性がある。またこれらの市町村では中間農業地域・山間農業地域に分類される地域が多くなっており、厳しい地理的条件下におかれている地域が多いことも、人口減少等の衰退要因の1つとなっていると考えられる。

将来推計人口についても、非県境市町村に比べて県境市町村が総人口、年少人口（0-14歳人口）、生産年齢人口（15-64歳人口）、老年人口（65歳以上人口）のすべてにおいて減少率が高くなっていることが分かった。

3章 県境連携に活用可能な制度と事例の 把握・分析

第3章 県境連携に活用可能な制度と取組事例の把握・分析

3.1 概説

本章では、県境市町村の連携構造について把握すべく、県境連携事業を行っている組織に焦点をあて、その現況と課題を明らかにすることを目的とする。道州制の議論や生活圏の広域化などを背景に県境を越えた市町村の政策的連携について関心が高まっているが、県境を越えた事業の実施は、同一県内の枠組みとは異なり、市町村と都道府県2層の行政区域を越えることから意思決定構造が複雑になることが指摘されており、通常の市町村連携事業とは異なる問題が存在する可能性がある。

わが国における県境連携に関する研究として、県境連携組織について活動分野・地域類型・運営体制等について類型化を行った研究（戸田・楊・大貝（2005））や、地域連携計画について分析を行った研究（戸田・大貝（2005））、三遠南信地方の連携活動の実態を分析した研究（戸田・大貝（2006））、市町村合併の影響を調査した研究（戸田・高橋・大貝（2007））などがあるが、全国における県境を越えた連携事業に焦点を当てたものは見られない。ここでは、県境を越えた連携に活用可能な国の支援制度を調査するとともに、アンケート調査及びヒアリング調査を通じ、①わが国においてどのような事業が県境を越えて実施されているか、及び②県境を越えた連携事業を実施している主体の感じる県境連携の効果・課題等について明らかにする。

3.2 県境連携に活用可能な既往の制度

本節では、地域の活性化に資する国の補助金その他支援制度のうち、県境を跨いだ市町村の連携を支援するために活用できる制度を整理する。また併せて、実際にこれらの制度を活用した県境連携事業、及び前年度調査で得られた県境連携事業のうち、国の制度を活用したものを整理する。

3.2.1 県境連携に活用可能な国の制度

県境連携に活用可能な国の補助金、支援制度等について、以下の方針を基に整理を行った。

【調査対象の条件】

- ・ 県境地域の連携促進に活用可能な地域活性化に資する国の制度。
- ・ 市町村単位で連携して取り組まれているもの。
- ・ 平成 21 年度時点で公募されているもの。

【調査方法】

- ・ 地域活性化総合情報サイト (<http://www.chiiki-info.go.jp/>) から平成 21 年度に実施され、県境を越えた市町村で連携して取り組むことができる支援制度を選出。
- ・ また、前年度調査で実施したアンケート結果より、調査対象に該当するものを抽出。
- ・ 県境地域の連携に資する制度として活用の可能性の確認。
- ・ 事業概要を踏まえ、6 分野に分類。

調査の結果、19 事業を選出した。国土交通省が 9 事業、総務省が 4 事業、農林水産省が 3 事業、経済産業省、内閣府及び環境省がそれぞれ 1 事業という内訳であり、詳細を表 3-1 に示す。

表 3-1 県境連携に活用可能な国の制度（地域活性化関連）

No.	施策事業名	担当府県庁	施策概要	対象者
1	広域地方計画先導事業	国土交通省	広域地方計画に関わるブロック独自の地域戦略について、地域に根ざした行政、経済主体の実践活動を通じた実現が図られるよう、地方公共団体や経済団体等による地域発意に基づく先進的なソフト事業の立ち上げ支援を行う。	広域地方計画協議会の構成団体である地方公共団体、経済団体等、上記の団体が構成団体となっている協議会等
2	水源地域の保全、活性化の推進	国土交通省	水源地域の整備及び水源の守り、支えられている水源地域の活性化を推進するため、水源地域と下流域による流域全体の取組による水源地域の活性化を図る。また、広域にわたる流域の取組について調査・検討する。また、水源地域の活性化の取組の核となる地方公共団体、NPO、地域団体等における担い手の育成を支援する。	水源地域活性化に係る地方公共団体及びNPO
3	かわまちづくりの推進	国土交通省	河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力を向上を目指す市町村等に対し、河川管理者としてハード・ソフト両面から支援・推進する支援制度を創設し、より河川空間の活用を推進を図る。	都道府県、市区町村
4	地域公共交通活性化・再生総合事業等【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】	国土交通省	平成19年1月1日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組み地域の協議会に対しパッケージで一括支援する柔軟な制度を創設し、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。また、必要な情報やノウハウの提供の充実・強化、必要な人材の育成などを進め、ニューツーリズム等の新しい形態の旅行商品の創出と流通を促進するため、過去2年間の実証事業実施主体等に対する意識調査を実施し、ニューツーリズムの創出・流通に係る課題を整理し、これらを踏まえた効果的な普及・啓発活動を行う。	地域の協議会（市町村、交通事業者、地元企業、NPO等）
5	ニューツーリズム創出・流通促進事業	国土交通省	グリーンツーリズム、エコツーリズム等の新しい形態の旅行商品の創出と流通を促進するため、過去2年間の実証事業実施主体等に対する意識調査を実施し、ニューツーリズムの創出・流通に係る課題を整理し、これらを踏まえた効果的な普及・啓発活動を行う。	旅行業者を含む団体
6	日本風景街道の推進	国土交通省	多様な主体との連携・協働を通じて、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした美しい景観の形成や地域の魅力向上を目指す日本風景街道を推進する。	道庁管理者、地域のNPO、地域住民、企業、地方公共団体等
7	観光整備事業	国土交通省	交通ルートの拡大により地域の活性化を図るため、観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上の滞在型観光を促進する観光整備の取組を総合的に支援する。	国土交通大臣の認定を受けた観光整備実施計画に基づき観光整備事業を行う者を支援する。ただし、補助金の交付対象事業者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。 (1) 観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき組織された協議会の代表者。 (2) (1)の協議会と同等の組織及び広域的な観光振興の実績を有し、観光整備事業の推進を図るのにふさわしい者と認められた法人。
8	ビジット・ジャパン・アプグレイド・プロジェクトの推進等による国際観光の振興	国土交通省	2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人にする目標を確実に達成するために、訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するとともに、ポスト2010を見据え、国際観光振興の更なる展開を図るため、「ビジット・ジャパン・アプグレイド・プロジェクト」として、我が国の観光魅力の一面の理解の促進等に取り組み、IC乗券等の国際相互利用化・利用拡大などの旅行者の利便性の増進を図る。あわせて、国際会議の開催・誘致を推進する。	外国人旅行者の訪日促進を行う地方公共団体等
9	まちめぐりナビプロジェクト	国土交通省	観光立国の実現に向け、観光客の移動円滑化を図ることが求められているため、地域の創意工夫を活かした取り組みを公募し、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進する。	方策を推進する協議会（構成員は市町村、都道府県、地方運輸局企画観光部、地方整備局企画部、地方整備局道路部、有識者、警察、観光協会、観光関係事業者、NPO団体、地元関係者、民間事業者など）
10	過疎地域の自立活性化推進に関する調査	総務省	集落の活性化、地域内交通維持など、過疎地域の喫緊の課題に対応するための調査を行う。	過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村等
11	定住自立圏構想推進事業	総務省	圏域全体で暮らしに必要な生活機能等を確保する取組みを支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組みを対象とした支援を行う。	定住自立圏構想に係る先行実施団体やその他の平成21年4月以降定住自立圏を形成した地方自治体
12	過疎地域集落再編整備事業	総務省	U・Iターンや定住促進のため、定住促進団地の整備や空き家活用事業等に要する経費に対する補助を行う。	過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村
13	過疎地域等自立活性化推進事業	総務省	U・Iターン対策、集落の活性化など過疎地域における喫緊の課題に対応するため過疎地域市町村等又は都道府県が実施する事業に対し支援する。	県境市町村又は都道府県
14	上下流域連携いきいき流域プロジェクト事業	農林水産省	都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者が連携し、地域材の利用拡大などに取り組み活動への支援を行う。	都道府県内の各流域（森林計画区）に設置されている流域森林・活性化センター（地方公共団体、林業事業者等により構成）
15	山村再生総合対策事業	農林水産省	優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向け取組を支援するとともに、環境、教育、健康の3分野に着眼したモデル的な取組を支援する。	地域資源を活用し、創意工夫により、山村活性化の取組をおおとするNPO、任意団体、森林組合等の各団体、企業、第三セクター、地方公共団体等
16	鳥獣害防止総合対策事業	農林水産省	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づき、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援。	(1) 推進事業：被害対策を実施しようとする市町村等で構成する地域協議会 (2) 整備事業：地域協議会及び協議会の構成員である市町村、農業者同組合等
17	外国企業誘致地域支援事業	経済産業省	海外企業の受け入れ環境向上に取り組み地域を拡大するため、国内地域における自治体・企業等と海外企業とのマッチング機会（セミナー、シンポジウム等）の提供を行う。また、自治体が誘致活動を行う際の外国企業の招聘等のサポート（ビザ費用の支援、特定産業や地域集積の活性化を促進するための複数地域による海外での誘致活動（海外での展示会への共同出展等）支援等を行う。地域を採択する際、地域再生計画の認定の有無を考慮する。	単独の地方自治体、複数の地方自治体の連合、地方自治体と地域経済団体との連合（「地域経済団体」とは、経済団体連合や商工会議所など）、自治体から企業誘致事業の委託を受けている公的機関（財団法人など）、産業クラスター計画に係る支援機関など
18	地方の元気再生事業	内閣府	持続可能な地方再生の取組を本格的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上げり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進。	(1) 地域活性化に取り組み法人（NPO等）、(2) 地方公共団体、(3) 地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会
19	エコツーリズム総合推進事業費	環境省	エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組み地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する。	エコツーリズムの推進に取り組み各種団体や事業者など（自治体、地域団体、民間事業者、一般）

※NO.9、13は、地域活性化総合情報サイトには登録されていないものの、前年度調査でのアンケートに示された国の支援制度

3.2.2 制度の特徴及び県境地域への適用状況

国が定める補助制度の県境地域での活用状況を捉えるため、3.2.1 で整理した結果をふまえ、制度の対象者、分野について整理した（表 3-2）。

今回の調査では、県境を跨ぐ市町村の連携に関する制度を選出しているため、対象者は全て「自治体」となるが、その他多様な主体との連携も含む制度が存在するため、「NPO・企業」、「その他（大学等）」についても分類し、整理を行った。

また、分野については、後述の「6.2 連携分野体系の導出」における分野名を用い、「行政サービスの向上」、「社会基盤整備・活用」、「災害等対策」、「産業・雇用促進」、「交流」及び「自然・環境保全」の6分野に分類した。

表 3-1 県境地域連携促進に関する制度一覧及び制度の対象者・分野

No	施策事業名 (担当府省庁)	対象者			県境を跨いだ市町村が 連携して取り組まれた事例	分野					
		自治体	NPO・企業	その他 (大学等)		行政サービスの向上	社会基盤整備・活用	災害等対策	産業・雇用促進	交流	自然・環境保全
1	広域地方計画先導事業 (国土交通省)	■	■	■	・三遠南信地域連携ビジョン推進会議	■	■	■	■	■	■
2	水源地域の保全・活性化の 推進(国土交通省)	■	■		※県境を跨ぐ市町村の連携事例は確認できない			■		■	■
3	かわまちづくりの推進 (国土交通省)	■			・利根大堰上流地区かわまちづくり ・利根川舟運・地域かわまちづくり		■			■	■
4	地域公共交通活性化・再生 総合事業等【地域公共交通 の活性化及び再生に関する 法律】 (国土交通省)	■	■	■	・松浦鉄道沿線地域公共交通活性化協議会 ・西白杵地域公共交通活性化協議会 ・養老鉄道 ・関門地域公共交通総合連携事業		■			■	
5	ニューツーリズム創出・流通 促進事業(国土交通省)	■	■	■	・坂本龍馬脱藩の道/ツインタイムトラベル/竜馬になる ・AMA(あま)の国グルメツアー					■	
6	日本風景街道の推進 (国土交通省)	■	■	■	・玄界灘風景街道 ・人間文化の原風景〜ご縁をつなぐ神仏の通ひ路〜 ・みちのくおとぎ街道 ・日本海パークライン ・国道113号(二市二町)観光推進協議会(みちのくおとぎ街道)		■			■	
7	観光圏整備事業 (国土交通省)	■	■	■	・伊達な広域観光圏 ・会津・米沢地域観光圏 ・雪国観光圏 ・中海・宍道湖・大山観光圏 ・広島・宮島・岩国地域観光圏 ・新東九州観光圏 ・阿蘇くじゅう観光圏 ・日本海きらきら羽越観光圏 ・聖地熊野を核とした癒しと蘇りの観光圏 ・雲仙天草観光圏 ・山陰文化観光圏整備事業					■	

No	施策事業名 (担当府省庁)	対象者			県境を跨いだ市町村が 連携して取り組まれた事例	分野					
		自治体	NPO・企業	その他 (大学等)		行政サービスの向上	社会基盤整備・活用	災害等対策	産業・雇用促進	交流	自然・環境保全
8	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進等による国際観光の振興(国土交通省)	■			・長野・新潟スノーリゾートアライアンス実行委員会 ・飛越国際観光都市連合 ・(北関東磐越五県広域観光推進協議会)中国・韓国観光客誘致促進事業 ・タイ旅行会社等招聘事業(富山県、石川県、福井県ほか) ・韓国・釜山観光プロモーション事業(富山県、石川県、福井県ほか) ・香港プロモーション事業(富山県、石川県、福井県ほか) ・「訪日教育旅行現地意見交換会」参加事業(富山県、石川県、福井県ほか) ・富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会事業				■		
9	まちめぐりナビプロジェクト(国土交通省)	■	■	■	・大山パークウェイまちナビ協議会 ・社会実験「まちめぐりナビプロジェクト」リアルタイム観光情報提供事業(秋田県、岩手県広域)		■				
10	過疎地域の自立活性化推進に関する調査(総務省)	■			・中国山地県境市町村連絡協議会	■	■	■	■	■	■
11	定住自立圏構想推進事業(総務省)	■			・島根県米子市、鳥取県松江市 ・宮崎県都城市、宮崎県三股町、鹿児島県曾於市、鹿児島県志布志市	■	■	■	■	■	■
12	過疎地域集落再編整備事業(総務省)	■			・中国山地県境市町村連絡協議会		■				
13	過疎地域等自立活性化推進事業(総務省)	■			・過疎地域でのCATV網の多目的活用調査研究事業(島根県、鳥取県ほか)		■		■	■	
14	上下流連携いきいき流域プロジェクト事業(農林水産省)	■		■	・宮庄川、神通川地域、阿武隈川地域など				■	■	■
15	山村再生総合対策事業(農林水産省)	■	■	■	※県境を跨ぐ市町村の連携事例は確認できない					■	■
16	鳥獣害防止総合対策事業(農林水産省)	■	■		・阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会 ・予土地域鳥獣害防止広域対策協議会 ・平成20年度鳥獣外防止総合対策事業(広域連携型)(香美市、那賀町ほか) ・鳥獣害防止総合対策事業(事業主体:西九州地域鳥獣被害防止対策協議会)			■			
17	外国企業誘致地域支援事業(経済産業省)	■	■		・グレーターナゴヤイニシアティブ					■	
18	地方の元気再生事業(内閣府)	■	■	■	・大山パークウェイ	■	■	■	■	■	■
19	エコツーリズム総合推進事業費(環境省)	■	■	■	※県境を跨ぐ市町村の連携事例は確認できない					■	■

※NO.9、13は、地域活性化総合情報サイトには登録されていないものの、前年度調査でのアンケートに示された国の支援制度。

各制度の対象分野・要件、適用状況等に関する特徴は以下のとおりである。

- ・ 連携した取組を行う対象者のうち、県境を跨いだ自治体以外では、NPO・企業が連携の対象となっているものが 12 事例、その他（大学等）の連携を対象とした制度は 10 事例となっている。県境地域では、自治体と企業、NPO が連携した取組が比較的に見られる。
- ・ 制度個別で見ると、「広域・総合観光集客サービス支援事業」のように自治体以外の複数の主体を対象としているものと、「かわまちづくりの推進」のように自治体のみを対象としているものが存在しているほか、「上下流連携いきいきプロジェクト事業」のように、そもそも県境を越えた連携のみを対象としているものがある。
- ・ 「過疎地域の自立活性化推進に関する調査」や「地方の元気再生事業」のように分野横断的な制度がある一方で、「鳥獣害防止総合対策事業」のように、単一分野だけに分類される制度も存在している。
- ・ 分野を個別で見ると、6 分野のうち、「産業・雇用促進」が 13 事業と最も多く、「行政サービスの向上」と「災害等対策」はそれぞれ 4 及び 7 事業と比較的に少ない状況にある。こうしたことから、県境を跨いだ連携により、観光産業等を活発化させて地域活性化を図ろうとする制度は多く、「行政サービスの向上」や「災害等対策」など、課題解決的な要素を持つ制度は相対的に少ないといえる。
- ・ 県境を跨いだ市町村の連携事業は、「産業・雇用促進」分野が最も多いが、「観光圏整備事業」、「広域・総合観光集客サービス支援事業」、「日本風景街道の推進」、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進等による国際観光の振興」など、観光関連が主となっている。また、県境地域には中山間地域が多いことから、「鳥獣害防止総合対策事業」についても比較的に多くの実績がみられた。
- ・ 一方で、「水源地域の保全・活性化の推進」、「エコツーリズム総合推進事業費」及び「山村再生総合対策事業」のように、県境地域の市町村連携事業として活用が可能な制度にもかかわらず、実績が確認できないものも存在している。

3.3 県境連携事業に関するアンケート調査

3.3.1 調査・分析方法

県境を越えた連携事業¹を実施している、あるいはそのような事業を把握している可能性のある団体等、以下の組織へアンケート票の送付を行い、アンケート回答の依頼を行った。なお、具体的実施期間、送付先等を表 3-3 に示す。

- ①47 都道府県の企画担当課
- ②当研究所が独自に把握した、県境連携を実施している機関（一部事務組合を含む）
- ③上記①②の機関から、それ以外の県境連携実施機関へ転送

表 3-3 県境連携事業に関するアンケート調査の実施概要

実施期間	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 21 年 1 月 9 日：連携事業実施・把握している 97 団体及び都道府県企画担当課にアンケート票を送付・ " 1 月 16 日：各都道府県企画担当課から紹介があった事業にアンケート票を送付・ " 2 月 17 日：回答締切
送付先	191 団体 <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県企画担当課（47 課）・ 都道府県担当課より紹介・転送された事業実施機関（47 都道府県から 32 事業を紹介いただき、アンケート票を送付）・ 県境連携組織事務局など、県境連携事業を実施している団体（97 団体）・ 複数の都道府県エリアを対象とする一部事務組合（15 組合）
回答数	177 事業（重複を除き、148 事業）

アンケート票の構成を表 3-4 に示す。アンケートでは、県境連携事業の概要（事業の内容や構成団体・取り組み内容など）、連携事業を実施した理由（問題の地理的広がりや、事業の効率的実施など）、事業実施の効果（事業量の確保、地域資源の活用など）と負担（意思決定、責任の所在の複雑化など）、県を越えることに伴う影響、及び連携事業の実施体制（事務局の有無や計画の策定状況、会議の参加者など）について尋ねた²。

¹ 本章のアンケート調査では、各種事業のほか協議会など、県境を越えて行われている取り組みを県境連携事業としてアンケート対象とした。

² アンケート票本体については、参考資料 3-1 参照。

表 3-4 アンケート票の構成

<p>問 1 県境連携事業の概要について</p>	<p>(1) 事業名 (2) 事業概要 (3) 構成団体 (4) 事業開始年度・終了年度 (5) (6) 事業分野 (7) 取り組み内容 (8) 費用の負担</p>
<p>問 2 連携事業を実施したことによる効果</p>	<p>(1) 事業を連携して実施した理由 (2) 連携事業により得られた効果 (3) (4) 県境を越えることが連携事業の効果に与えた影響</p>
<p>問 3 連携事業を実施することによる負担</p>	<p>(1) 連携事業に伴って生じた負担 (2) (3) 県境を越えることが連携事業の負担に与えた影響 (4) 連携事業そのものに伴う課題以外に県境が与えた障害</p>
<p>問 4 連携事業の実施体制</p>	<p>(1) 県境連携事業の実施体制 (2) 県境地域の計画・ビジョンについて (3) 県境地域の会議について (4) その他</p>

3.3.2 調査結果

(1) 県境連携事業の概要

【アンケートの回答状況】

アンケートの回答状況を表 3-5 に示す。今回のアンケート調査では 148 事業 177 回答³が得られ、27 事業については 2 団体より 54 回答、また 1 事業については 3 団体から 3 つの回答が得られた。都道府県別、圏域別⁴に、アンケートに回答のあった県境連携事業を表 3-6 に示す。また、複数圏域にまたがる県境連携事業数を集計した結果を表 3-7 に示す。圏域別との関係でみると、1 圏域のみの都道府県で行われている事業は 85 事業、2 圏域にわたる事業は 61 事業であった。また、3 圏域に及ぶ事業⁵、4 圏域に及ぶ事業⁶も 1 事業あった。また、県境連携事業を実施している県の組合せ順位のうち上位を示した表 3-8 から、本アンケート調査結果では福岡県と山口県の間で最も多くの連携事業が実施されていることがわかった。

【事業内容と連携形態による県境連携事業の類型】

回答が得られた県境連携事業は、個別具体事業単位のものから、協議会等による一連の取り組みまで、さまざまな内容の事業が含まれている。また構成団体も、県境に接する狭域の連携から、関係県の全ての自治体が参画する連携まで幅がある。これら多様な県境連携事業について比較分析を行うため、事業内容と連携形態による県境連携事業の類型化を行った。

事業内容による類型を表 3-9 に示す。本調査では、事業目標が明確と考えられる「環境管理」、「行政サービス」、事業実施が比較的容易と考えられる「観光振興」、「イベント開催」、ならびに事業が多岐にわたっている「地域間交流」に分類した。またこれらとは別に、各種要望を行っている事業を「要望活動」として分類した。アンケートに回答のあった県境連携事業をこの類型の基準に従って集計した結果を表 3-10 に示す。事業内容別では観光振興が最も多く 48 事業（32%）を占めている。また、地域間交流を実施している事業が 37 事業（25%）、行政サービスの提供を実施している事業が 34 事業（23%）となっている。

³ 実際に得られた回答数は 178 であったが、このうち県境を越えない事業について寄せられた 1 回答については分析から除いた。

⁴ 圏域区分は、平成 18 年 7 月の国土形成計画法施行令に準じた。

⁵ 日本まんなか共和国（中部圏、北陸圏、近畿圏＜福井県、岐阜県、三重県、滋賀県＞）が該当。

⁶ 日本海峽フォーラム（中国圏、九州圏、東北圏、北海道＜北海道、青森県、福岡県、山口県＞）が該当。

表 3-5 アンケートの回答状況

回答総数	177 回答 (148 事業)
うち、1 団体より回答があった事業	120 回答 (120 事業)
うち、2 団体より回答があった事業	54 回答 (27 事業)
うち、3 団体より回答があった事業	3 回答 (1 事業)

表 3-6 アンケートに回答のあった圏域、都道府県

東北圏 27	青森	4	近畿圏 24	滋賀	4
	岩手	11		京都	4
	宮城	13		大阪	5
	秋田	7		兵庫	13
	山形	8		奈良	3
	福島	7		和歌山	3
首都圏 25	新潟	4	中国圏 43	島根	13
	茨城	10		鳥取	12
	栃木	5		岡山	3
	群馬	4		広島	3
	埼玉	8	山口	28	
	千葉	6	四国圏 9	徳島	6
	東京	4		香川	1
	神奈川	3		愛媛	3
山梨	8	高知		4	
中部圏 33	長野	13	九州圏 36	福岡	27
	岐阜	14		佐賀	5
	静岡	7		長崎	4
	愛知	11		熊本	6
	三重	7		大分	2
北陸圏 16	富山	12	宮崎	3	
	石川	9	鹿児島	3	
	福井	10	北海道	1	
			その他	1	

表 3-7 圏域との関係

同一圏内で行われている連携	85
2 圏域にまたがる連携	61
東北圏—首都圏	3
東北圏—中部圏	3
首都圏—中部圏	9
北陸圏—近畿圏	1
中部圏—近畿圏	6
中部圏—北陸圏	7
近畿圏—中国圏	4
中国圏—四国圏	1
近畿圏—四国圏	4
九州圏—中国圏	23
3 圏域以上にまたがる連携	2

表 3-8 都道府県組合せ事業数

順位	事業数	連携都道府県		
		1	22	福岡
2	7	島根	鳥取	—
3	6	福井	石川	富山
4	5	山形	宮城	—
5	4	岩手	宮城	—
		岐阜	愛知	—
		島根	山口	—
		長崎	佐賀	—

表 3-9 県境連携事業の事業内容による類型

イベント開催	特定のイベントの開催を目的とした事業。(イベントが目的を達成する一連の事業の一つとして実施されているものを除く。 例：海峽花火大会、海の日海峽クルージング、合同求人説明会など
環境管理	森林・河川・景観など、地域の環境保全・管理を目的とした事業。 例：不法投棄防止に係る県境合同パトロール、中海・宍道湖一斉清掃、鳥獣害防止総合対策事業、恩賜林保護活動事業など
行政サービス提供	教育・防災・廃棄物処理など、対住民行政サービスに関する事業。 例：子ども文化パスポート事業、馬島への給水事業、災害時における市川市との相互防災協定、図書館相互利用など
観光振興	地域の観光振興を目的に、観光ルートの策定やイベント開催・対外アピールなどを行う事業。 例：いわき市・北茨城市・高萩市広域観光業施連絡協議会、飛越国際観光都市連合、フィルム・コミッション事業など
地域間交流	特定の事業・目的にそった連携ではなく、各種交流事業や計画策定・調査研究などを実施している事業。(交流自体を目的とするもののほか、地域の一体的発展全般をうたっているものも含む) 例：いわて・みやぎ技術・情報交流フェア、三遠南信地域連携ビジョン推進会議、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会など
要望活動	道路整備やその他の陳情・要望を目的とした事業。 例：山陰海岸ジオパーク推進協議会、東海北陸道地域整備推進協議会など

表 3-10 事業内容別にみた県境連携事業の回答数及び事業数

	回答数		事業数	
		構成比		構成比
イベント開催	8	5%	6	4%
環境管理	18	10%	17	11%
行政サービス	40	23%	34	23%
観光振興	54	31%	48	32%
地域間交流	50	28%	37	25%
要望活動	7	4%	6	4%
計	177		148	

県境連携事業の構成団体による連携形態の類型を表 3-11 に示す。本調査では連携の広がり
のの違いによる効果や負担への影響をみるため、近隣の少数市町村からなる「県境市町村
連携」、市町村や県など多くの自治体が関与する「広域連携」、また県が主体となっている
「県連携」に分類した。さらに、県境市町村連携もしくは広域連携のうち、特定の地域資源⁷
により範囲が規定される連携を、各自治体の意思に応じて構成範囲を設定できる連携事
業と区別して「地域資源連携」として分類した。この類型に沿ってアンケートに回答があ
った県境連携事業状況を整理したものが表 3-12 である。148 事業のうち、広域連携の事業
が 53 事業（36%）と最も多く、次いで県境市町村連携が 47 事業（32%）となっている。

表 3-11 県境連携事業の連携形態による類型

県境市町村連携	少数市町村（概ね 5 市町村程度）で行っている県境連携事業。（飛び地連携を含む） 例：関門連携、飛越国際連合、ASAトライアングルなど
広域連携	県境地域の多くの市町村や県など、多数の様々な自治体が関与している県境連携事 業。 例：ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト、鳥獣害防止総合対策事業、 日本の心のふるさとを守り育てる飛越協議会など
県連携	県同士、県出先機関、県の全ての構成市町村など、県が主体となり、上記の広域連 携よりも広範囲で行っている県境連携事業。 例：北陸三県広域連携観光推進協議会事業、三遠南信地域整備連絡会議など
地域資源連携	特に特定の地域資源（河川、鉄道、湖沼など）に係わる連携を行っている県境連 携事業。 例：中海・宍道湖一斉清掃、桂川・相模川流域環境保全事業、木曾川景観協議会な ど
その他	上記以外の形態で実施されている県境連携事業。 例：姫路・岡山・鳥取三都城下町物語推進協議会、日本海峡フォーラムなど

表 3-12 連携形態別にみた県境連携事業の回答数及び事業数の集計

	回答数		事業数	
		構成比		構成比
県境市町村連携	65	37%	47	32%
地域資源連携	21	12%	20	14%
広域連携	60	34%	53	36%
県連携	25	14%	24	16%
その他	6	3%	4	3%
計	177		148	

⁷ 特定の地域資源として、河川・湖沼などの自然資源や、道路などの社会基盤が挙げられる。

事業内容別にみた県境連携事業の連携形態を図 3-1 に示す。「イベント開催」を行っている全ての事業は「県境市町村連携」で実施されている他、「行政サービス」を行っている事業は 53%が「県境市町村連携」の形で事業が実施されている。また「観光振興」では、「広域連携」及び「県連携」の両方で 8 割近くを占めているなど、事業内容と連携形態の間に一定の関係が見られる。

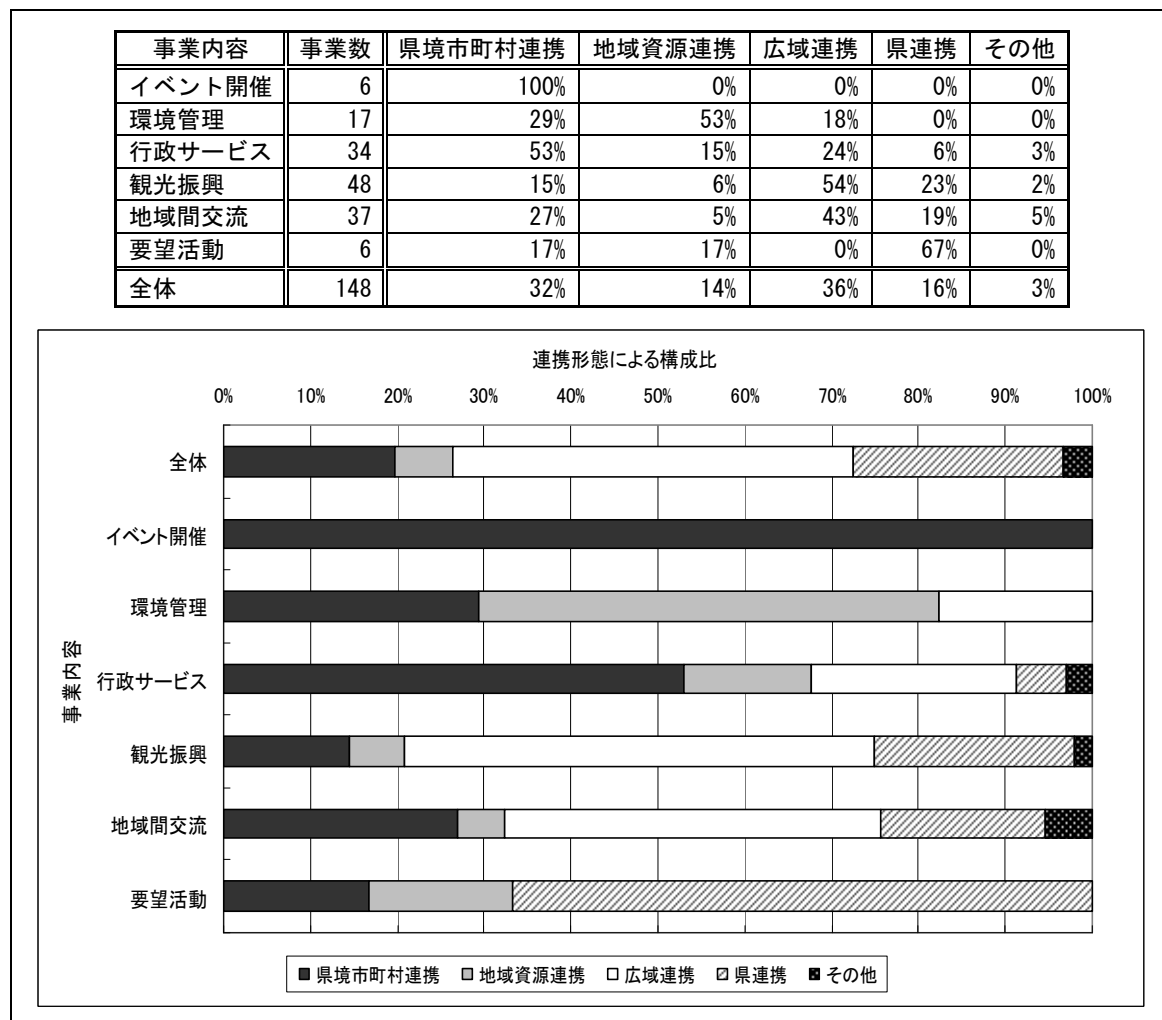


図 3-1 事業内容別にみた県境連携事業の連携形態

全のためのボランティア活動」、「地域内で県境を越えて活動する団体の事業に対する助成事業」、「セミナーを開催」、「物産交流、ビジネス交流」、「第3セクターの支援」、「主要事業の進捗状況調査」、「相互交流活性化のためのプラットフォーム構築」などの内容もみられた。

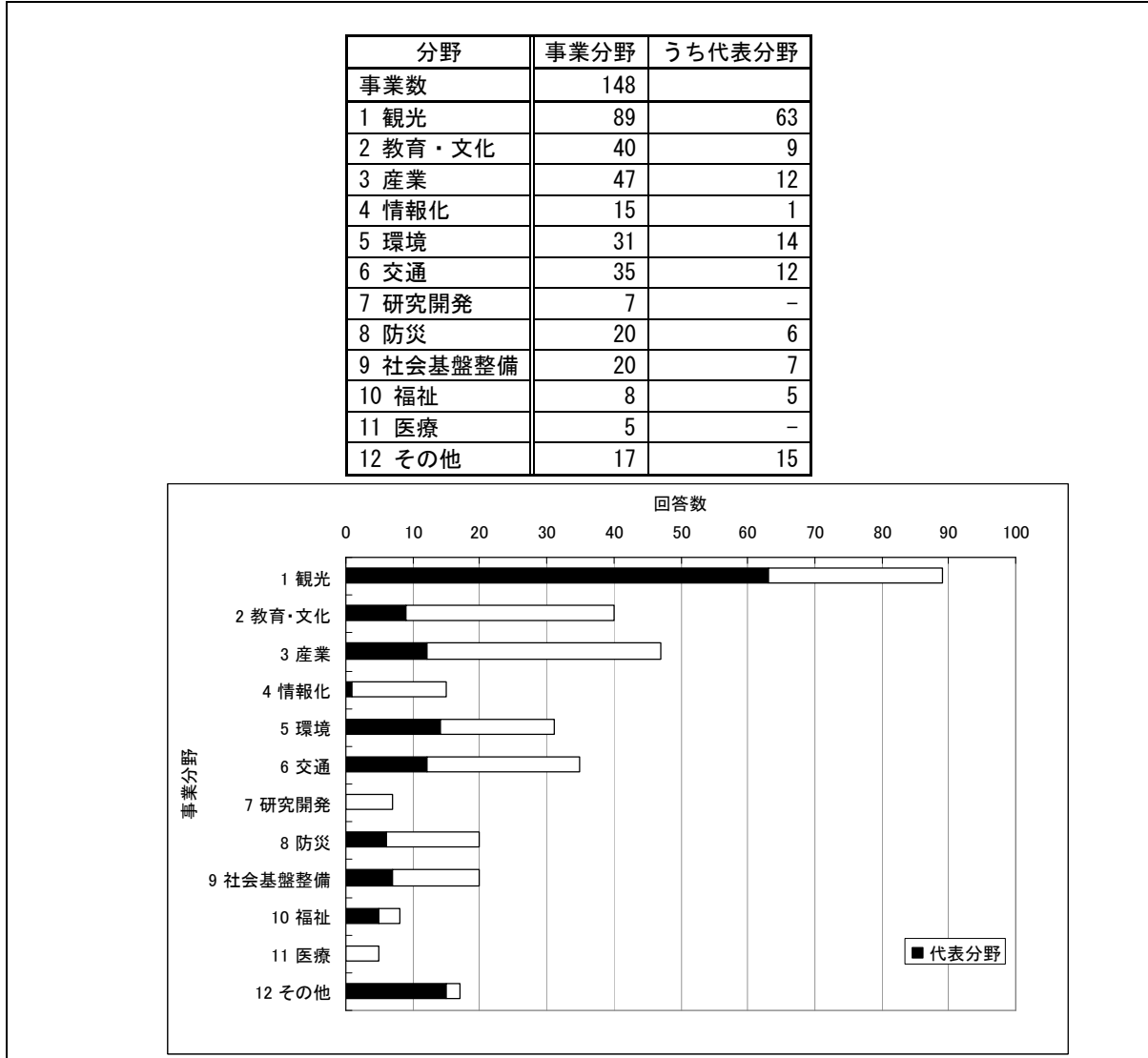


図 3-3 県境連携事業の事業分野と代表分野⁸

⁸ 事業分野は複数回答可、うち代表分野として1つを選択している。

表 3-13 県境連携事業の取組み内容⁹

取組み内容	事業数	%
1 関係自治体による許認可・規制等の運用調整	11	7%
2 施設共同利用（図書館相互利用等）	16	11%
3 緊急時対応（災害・救急時の相互対応等）	16	11%
4 調査研究	40	27%
5 計画・ビジョン策定	26	18%
6 広報活動（HP、パンフレットの作成等）	86	58%
7 住民意識醸成のための地域イベント開催（スポーツ交流等）	40	27%
8 地域外部への自地域アピールのためのイベント開催（誘致・広報イベントの実施等）	54	36%
9 構成団体職員の人事交流	13	9%
10 構成団体間の視察・研修	31	21%
11 その他	21	14%

【県境連携事業の費用負担】

事業の費用負担に関する回答状況を表 3-14 に示す。連携事業を実施する全ての市町村で費用を負担している事業が 95 事業（64%）と最も多い。一部の市町村が費用を負担している 12 事業（8%）とあわせると、7割を超える事業で市町村が費用を負担している。また連携事業の組織に属する全ての県が費用を分担している事業も 40 事業（27%）存在する。一方、国が全てあるいは一部の費用を負担している事業は 19 事業（13%）にとどまっている。またその他の主体が費用負担をしていると回答した事業も 40 事業（27%）みられた。これらの事業では、「民間事業者」、「観光協会」、「NPO 法人」、「（協議会等の）会員」、「協議会」などが費用を負担している。

表 3-14 県境連携事業の費用負担¹⁰

費用の負担者	事業数	%
1 国	19	13%
2 連携事業の実施組織が属する全ての県	40	27%
3 上記2のうち特定の県	10	7%
4 連携事業の実施組織が属する全ての市町村	95	64%
5 上記4のうち特定の市町村	12	8%
6 その他	40	27%

連携形態別にみた費用負担を図 3-4 に示す。連携事業の費用の負担状況は連携形態により差異があり、「県境市町村連携」では 83%の事業で市町村が全部あるいは一部費用を負担している。一方、県または国から費用の一部あるいは全部について支援を受けているのはそれぞれ 10%以下にとどまっている。また「広域連携」は 72%の事業で市町村が全てあるいは一部の費用を負担している。これに対して「県連携」の事業では、75%の事業で県が全てあるいは一部の費用を負担している。

⁹ 複数回答可。なお、アンケート項目番号7は「内部向けイベント」、番号8は「外部向けイベント」として考察している。

¹⁰ 複数回答可。

連携形態	事業数	国	県	市町村	その他
県境市町村連携	47	6%	9%	83%	21%
地域資源連携	20	10%	30%	80%	40%
広域連携	53	17%	42%	72%	25%
県連携	24	21%	75%	42%	38%
その他	4	0%	0%	100%	0%
全体	148	13%	34%	72%	27%

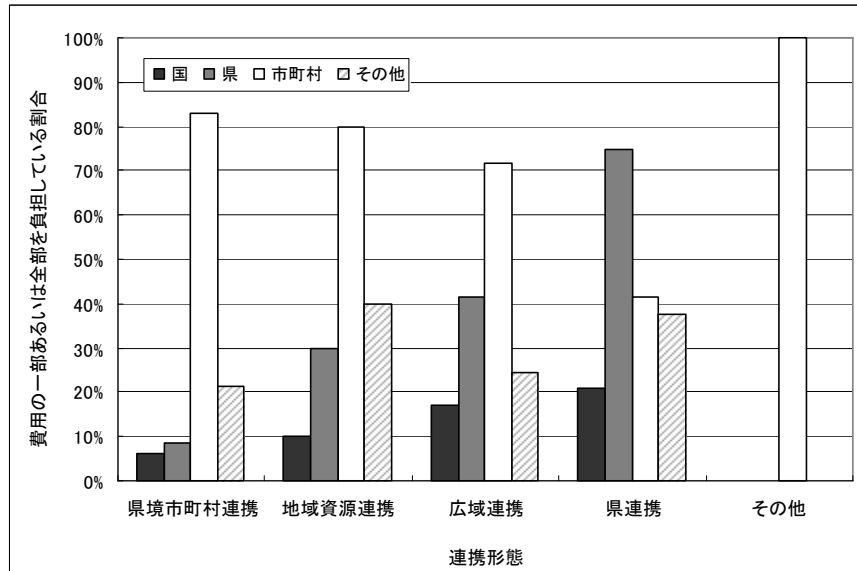


図 3-4 連携形態別に見た費用負担

(2) 県境連携事業の実施による効果

【県境連携事業の実施理由】

県境連携事業を実施している理由を集計した結果を表 3-15 に示す。177 回答のうち、「自治体が抱える特定の課題に対して、共同で取り組むことでより効果的な対応を行うため」との回答が 109 (62%) にのぼり、最も多い。ついで、「個別自治体では解決が困難な、地理的に広がりを持つ課題に対処するため」が 33 (19%)、「連携地域内の自治体の施策のより効率的な実施のため」が 31 (18%) となっている。一方、「連携地域の一部の自治体が抱えている問題を解決するため」は 2 (1%)、また「各自治体が連携せず独自に施策を実施した場合に地域全体の利益を損なう可能性がある課題に対応するため」と回答した事業はみられなかった。このことから、県境連携事業は参加する自治体の双方が新たにメリットを享受できる場合に行われていると考えられる。

また、事業内容別にみた実施理由を図 3-5 に示す。「環境管理」と「要望活動」は、ともに 7 割以上が「地理的広がりへの対処」を目的としてあげている。「共同対処」を目的とした回答の割合は、「観光振興」(93%)、「地域間交流」(70%) で高い。一方、「行政サービス」では「効率的な実施」(40%) が最も多かった。

表 3-15 県境連携事業の実施理由¹¹

実施理由	事業数	%
1 個別自治体では解決が困難な、地理的に広がりを持つ課題に対処するため（環境問題で連携した対応が不可欠な場合等）	33	19%
2 連携地域内の自治体の施策のより効率的な実施のため（事務の共同化、施設相互利用等）	31	18%
3 連携地域内の自治体が抱える特定の課題に対して、共同で取り組むことでより効果的な対応を行うため（観光・産業の共同アピール等）	109	62%
4 各自治体が連携せず独自に施策を実施した場合に地域全体の利益を損なう可能性がある課題に対応するため（工業団地等施設立地等）	0	0%
5 連携地域の一部の自治体が抱えている問題を解決するため	2	1%
6 その他	22	12%

¹¹ 複数回答可。

事業内容	事業数	1 地理的な広がり	2 効率的な実施	3 共同対処	5 一部自治体の支援	6 その他
全体	177	19%	18%	62%	1%	12%
イベント開催	8	0%	25%	50%	0%	25%
環境管理	18	72%	6%	33%	0%	6%
行政サービス	40	20%	40%	33%	3%	15%
観光振興	54	7%	11%	93%	2%	6%
地域間交流	50	6%	12%	70%	0%	18%
要望活動	7	71%	0%	14%	0%	14%

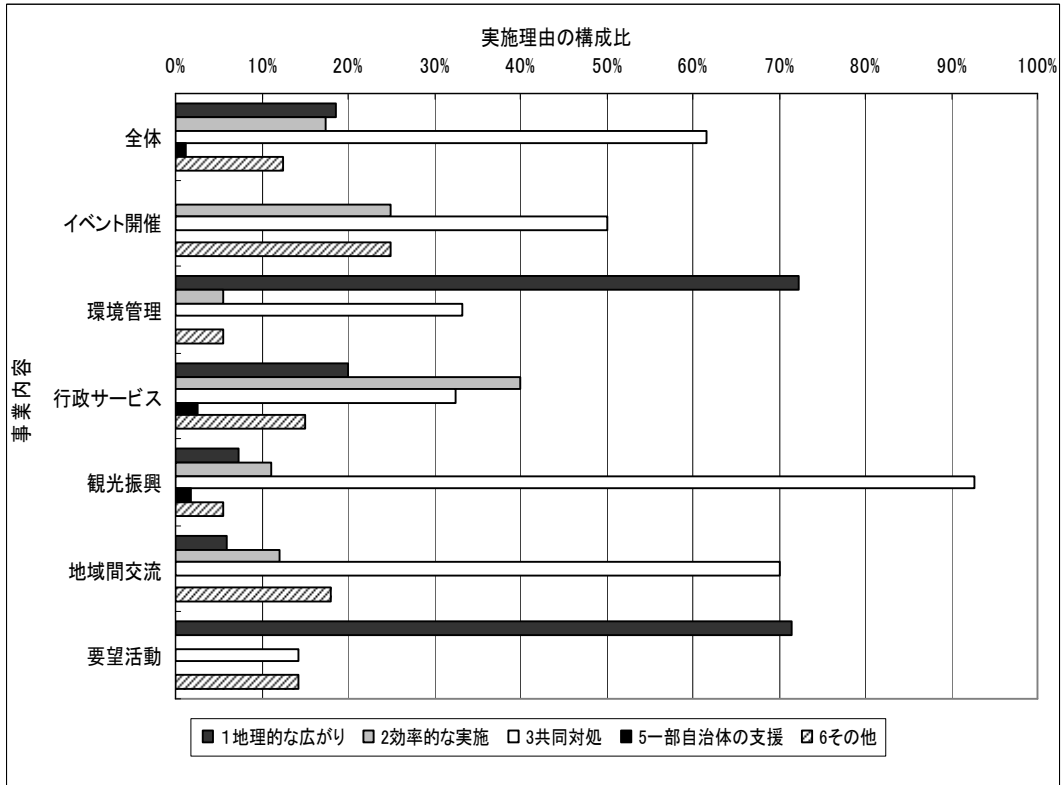


図 3-5 事業内容別にみた県境連携事業の実施理由

【県境連携事業の効果】

県境連携事業の効果を図 3-6 に示す。「情報の共有化」、「地域資源の活用」、「人的ネットワークの向上」、「地域の一体性」について非常に効果があったという回答が 25%以上あり、ある程度効果があったとの回答を加えると 60%以上にのぼる。一方、「事務の効率化」、「事業量の確保」、「行政サービスの格差是正」、「人材の確保」、「関係者間の調整」は、効果があったとする回答が 40%以下となっており、他の項目と比較して連携の効果が小さい。

効果の内容	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない	無回答
a 事務処理の合理化・効率化	7%	22%	4%	62%	5%
b 一定量の事業量の確保	8%	25%	2%	59%	6%
c 自治体間の行政サービスの格差是正	6%	12%	2%	73%	6%
d 自治体間の施策に関する情報の共有化	28%	41%	3%	23%	5%
e 1つの自治体にはない地域資源の活用	30%	34%	3%	29%	4%
f 専門的な人材の確保	4%	16%	5%	69%	6%
g 人的ネットワークの広がり	36%	44%	1%	15%	4%
h 施設の利用や立地等に関する関係者間の各種調整	7%	22%	2%	64%	5%
i 地域の一体性の向上	31%	50%	3%	13%	4%
j 市町村の発想力・自発性の喚起	8%	41%	8%	38%	5%

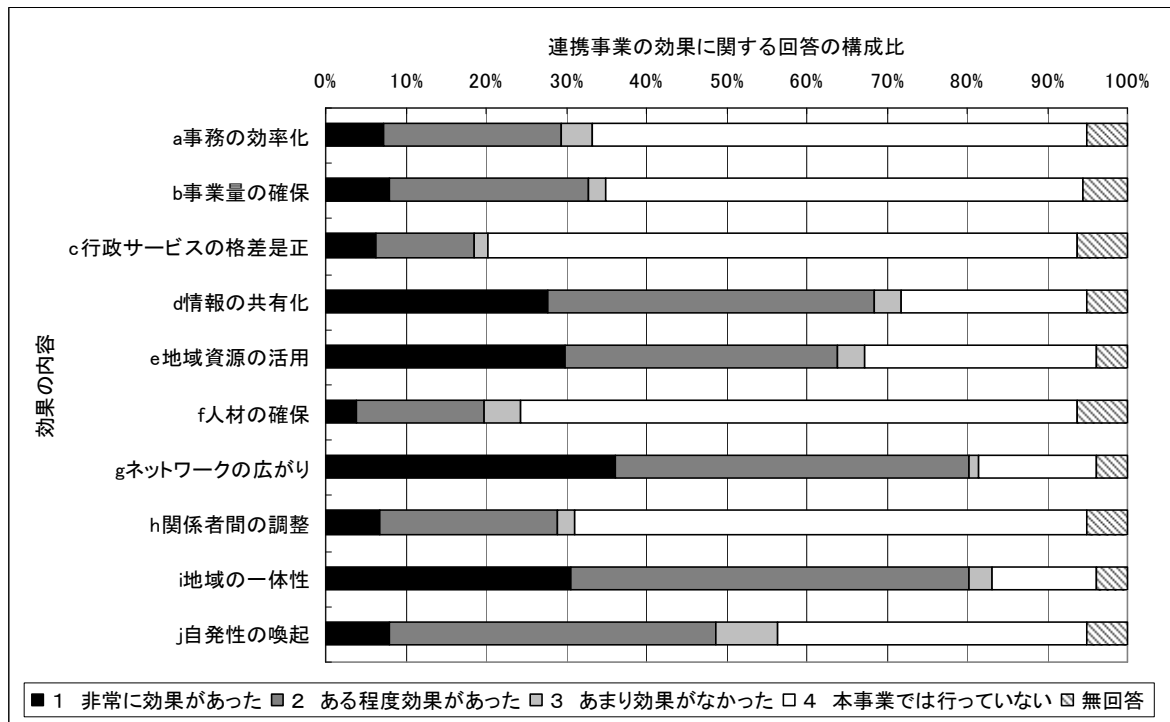


図 3-6 県境連携事業の効果

連携事業の効果について、「非常に効果があった」を2点、「ある程度効果があった」を1点、「あまり効果がなかった」を0点として平均点を求め、各項目の県境連携事業の効果点数を算出した結果を図3-7に示す（「本事業では行っていない」という回答、または無回答は欠損値扱い）。連携の効果が高く認識されている項目として、「人的ネットワークの広がり」（1.43）、「地域資源の活用」（1.39）、「情報の共有化」（1.34）、「地域の一体性の向上」（1.33）がある。比較的効果がみられていない項目として「人材の確保」（0.98）があるが、これ以外の項目については、1.00（ある程度の効果）以上であった。

事業内容別にみた連携事業の効果を図3-8に示す。事業内容別に効果の内容を全体平均と比較したところ、「イベント開催」では「地域資源の活用」（1.67）、「環境管理」では「事務処理の合理化」（1.33）と「行政サービスの格差是正」（1.67）、「観光振興」では「地域資源の活用」（1.52）と「人材の確保」（1.00）、「地域間交流」では「人的ネットワークの広がり」（1.50）の項目において全体平均を上回っている。一方、「行政サービス」では「事務処理の合理化」（1.41）、「事業量の確保」（1.62）、「行政サービスの格差是正」（1.58）など、「地域資源の活用」と「人材の確保」を除く全ての項目で全体平均を上回っている。このように、「行政サービス」に関する事業は他の事業と比べて多面的な効果が確認されている。

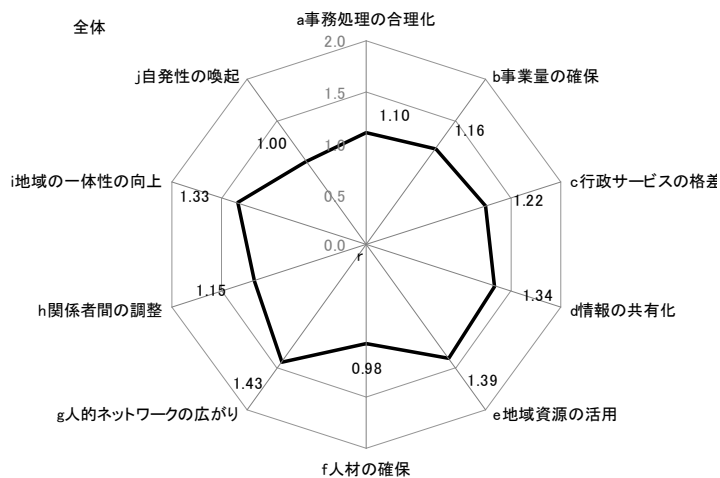


図3-7 県境連携事業の効果（点数換算）

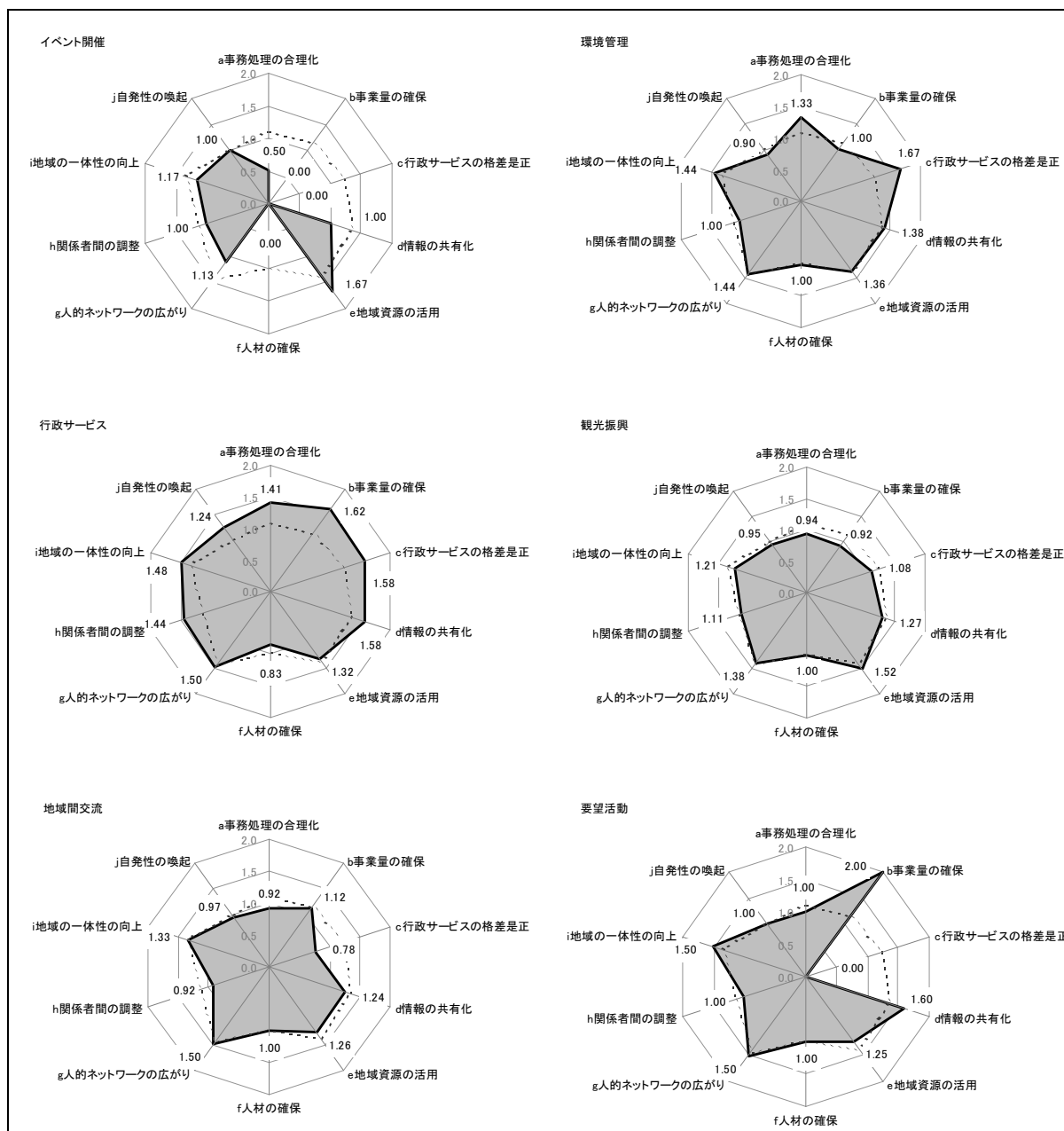


図 3-8 事業内容別に見た県境連携事業の効果¹²

¹² 図中の点線は回答全体での各項目の平均点を示している。

【県境を越えることにより効果が増した項目】

県境を越えることにより効果が増した項目を図 3-9 に示す。県境を越えることにより効果が増した項目は、「地域資源の活用」、「人的ネットワークの広がり」（ともに 42%）、「地域の一体性の向上」（33%）「情報の共有化」（30%）がみられた。また、県境を越えることで効果が小さくなったとの回答は、全ての項目で 5%以下にとどまっている。

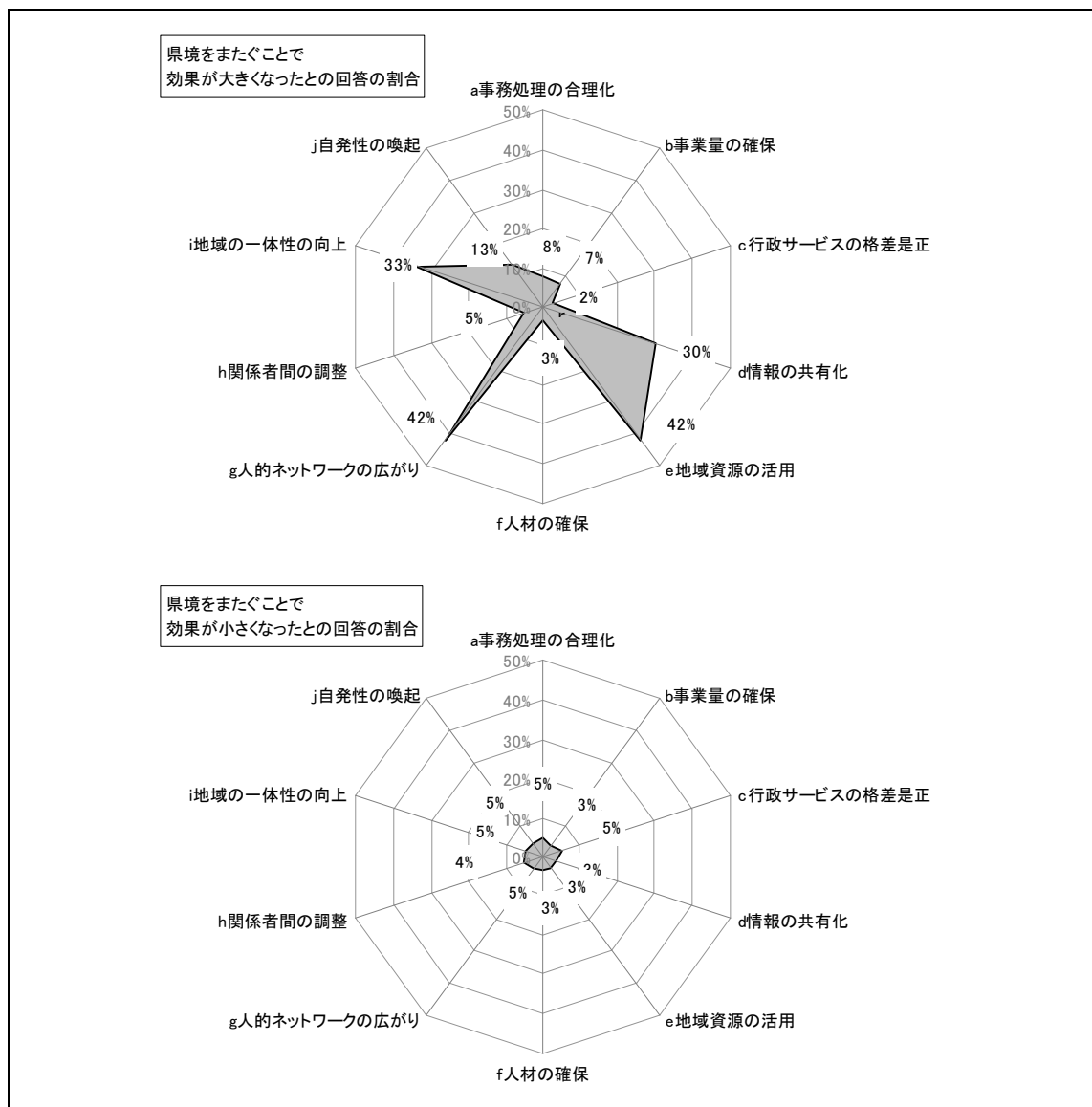


図 3-9 県境を越えることにより効果が増した項目

事業内容別にみた県境を越えることにより効果が増した項目を図 3-10 に示す。事業内容別に効果の内容を全体平均と比較したところ、「イベント開催」では「情報の共有化」(38%)、「人的ネットワークの広がり」(63%)、「地域の一体性向上」(38%)及び「自発性の喚起」(38%)など、「環境管理」では「事務処理の合理化」(17%)、「情報の共有化」(39%)、「人的ネットワークの広がり」(61%)及び「地域の一体性向上」(44%)など多くの項目で全体平均を上回っている。また「観光振興」では「地域資源の活用」(65%)、「地域間交流」では「人的ネットワークの広がり」(54%)のように、突出した項目において全体平均を大きく上回っている。一方、「行政サービス」では、その他の事業内容と比較して、全体平均を上回る回答が得られた項目数は少なく、また全体平均と比較しても大きな違いはみられない。このように、「イベント開催」や「環境管理」では、県を越えた連携の効果が強く認識されているが、「行政サービス」ではその様な傾向はみられない。

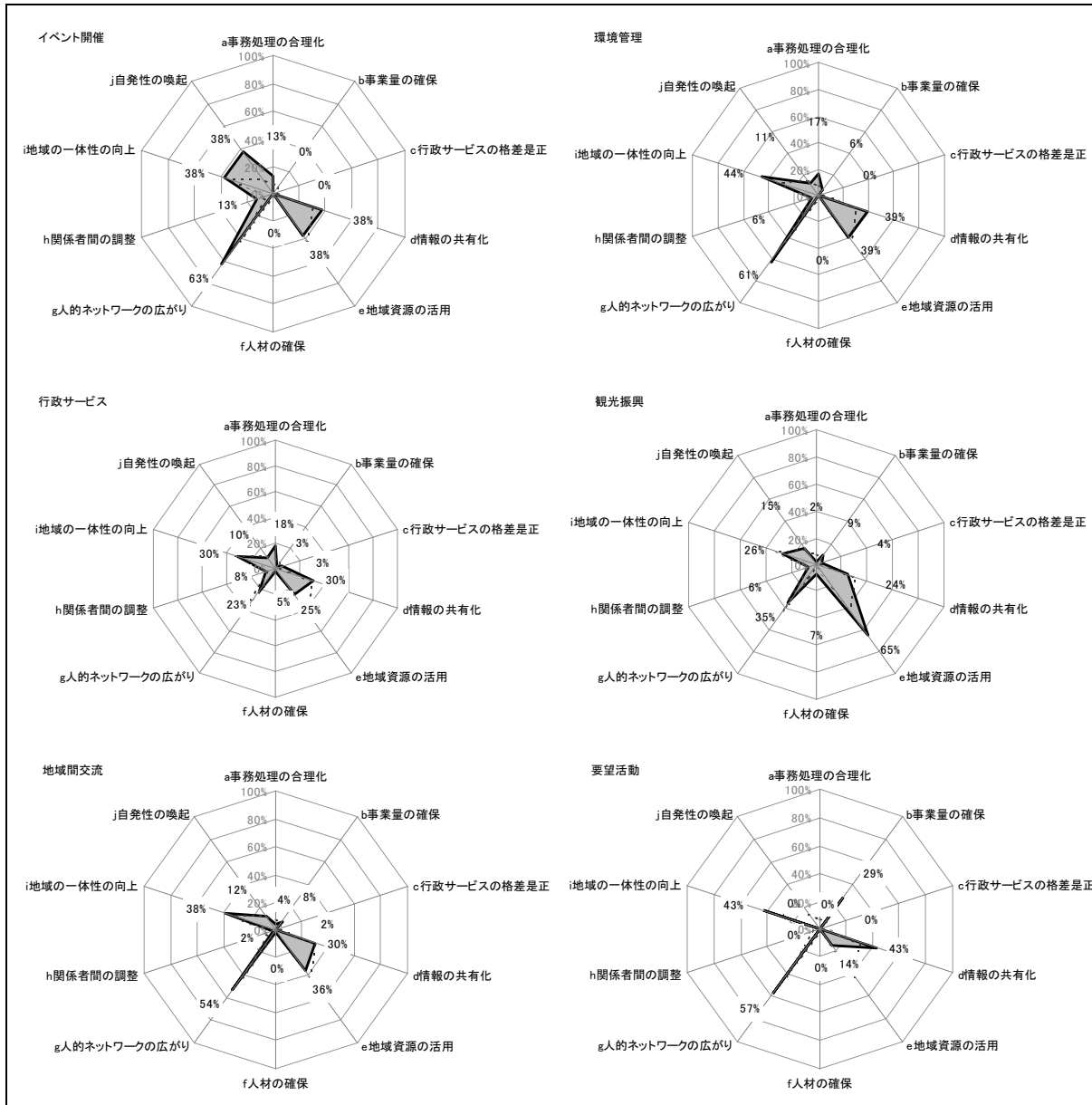


図 3-10 事業内容別にみた県境を越えることにより効果が増した項目

(3) 県境連携事業の実施による負担

【県境連携事業の負担】

県境連携事業の負担を図 3-11 に示す。各項目で「大きな負担・障害となった」という回答はいずれも 5%以下となっており、前掲の連携事業の効果に比べて、連携事業の負担への認識は小さい。この中では、「迅速な意思決定」、「追加の行政事務の負担」、「会議などにかかる交通費・時間」については、「大きな負担・障害となった」または「ある程度負担となった」との回答が約 40%に上っており、比較的負担を感じている。

負担の内容	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない	無回答
a 迅速な意思決定	5%	34%	43%	14%	5%
b 責任主体の増加・複雑化	2%	24%	51%	18%	5%
c 構成市町村間の公平性の確保・調整	3%	31%	44%	18%	5%
d 追加の行政事務の負担	4%	40%	36%	15%	6%
e 市町村の他の施策等との調整	1%	20%	44%	29%	6%
f 民間・市民団体等の構成団体間の調整	2%	18%	37%	38%	6%
g 県・その他上位組織との施策等との調整	2%	14%	42%	37%	6%
h 会議などにかかる交通費・時間	4%	39%	44%	7%	6%
i 市町村毎のニーズにあったサービス	0%	10%	47%	37%	6%
j 各市町村の主体性の減退	1%	8%	62%	24%	6%
k 住民の関心の希薄化やその調整	0%	10%	50%	34%	6%

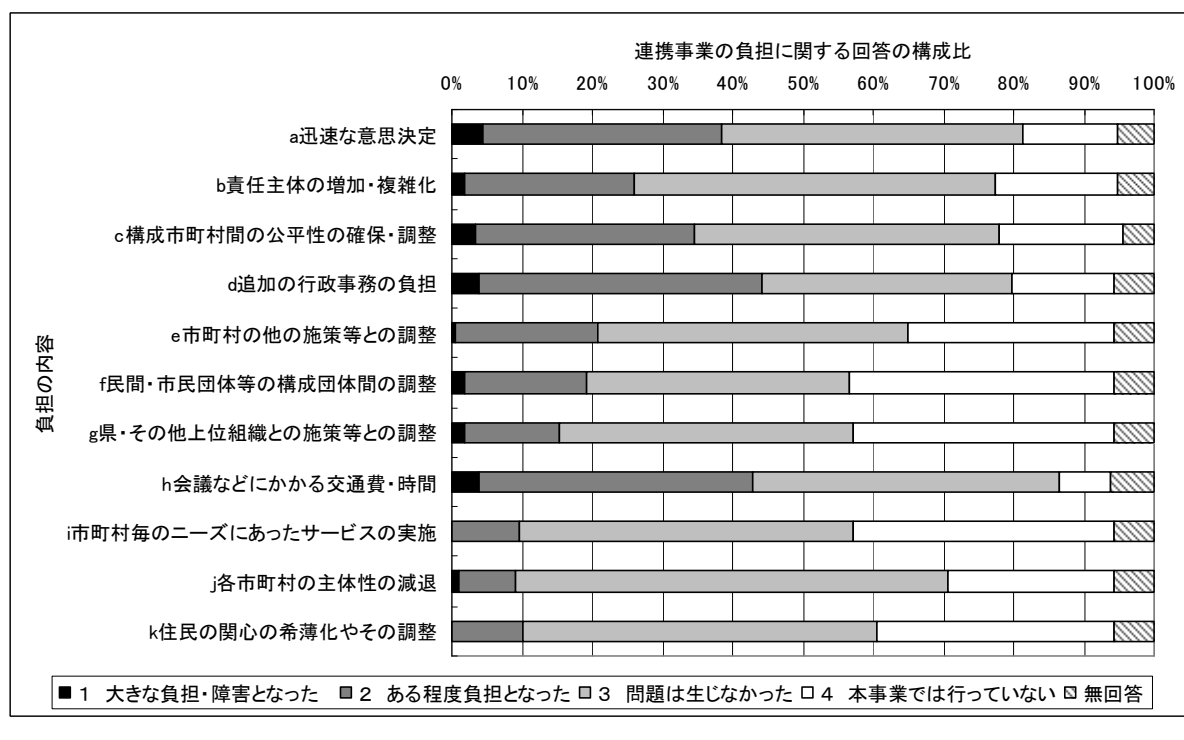


図 3-11 県境連携事業の負担

県境連携事業の負担について、その効果と同様に「大きな負担となった」を2点、「ある程度負担となった」を1点、「問題が生じなかった」を0点として平均点を求め、各項目の連携事業の負担点数を算出した結果を図3-12に示す（「本事業では行っていない」という回答、または無回答は欠損値扱い）。負担点数はいずれの項目も1.00を下回っており、県境連携事業の効果と比較して負担はあまり認識されていない。比較的負担点数が高い項目として、「意思決定」(0.52)、「追加の行政事務」(0.60)、「会議にかかる交通費」(0.54)があげられる。

事業内容別にみた県境連携事業の負担を図3-13に示す。事業内容別に負担内容を全体平均と比較したところ、「観光振興」では「上位組織との調整」を除く全てにおいて、また「地域間交流」では「主体性の減退」を除く全ての項目において、負担を大きく感じている。また、「イベント開催」や「環境管理」では、負担を感じる内容は少なくなっているが、「イベント開催」における「上位組織との調整」(0.50)のように、突出して負担を感じる内容もみられる。一方、「行政サービス」では、全般的に平均よりも負担感が小さい。

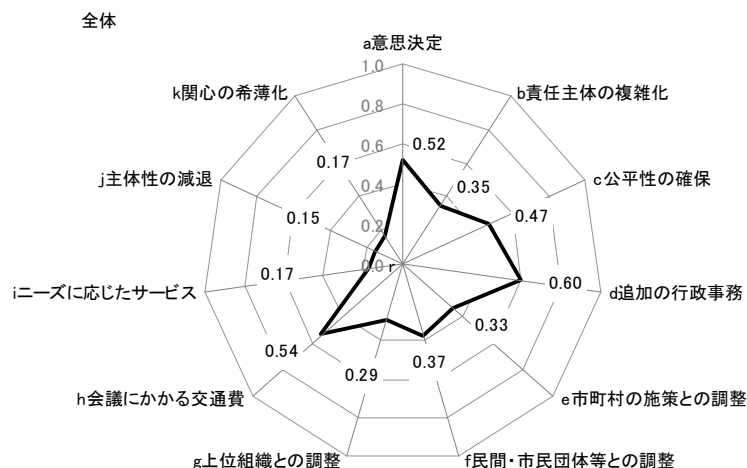


図3-12 県境連携事業の負担(点数換算)

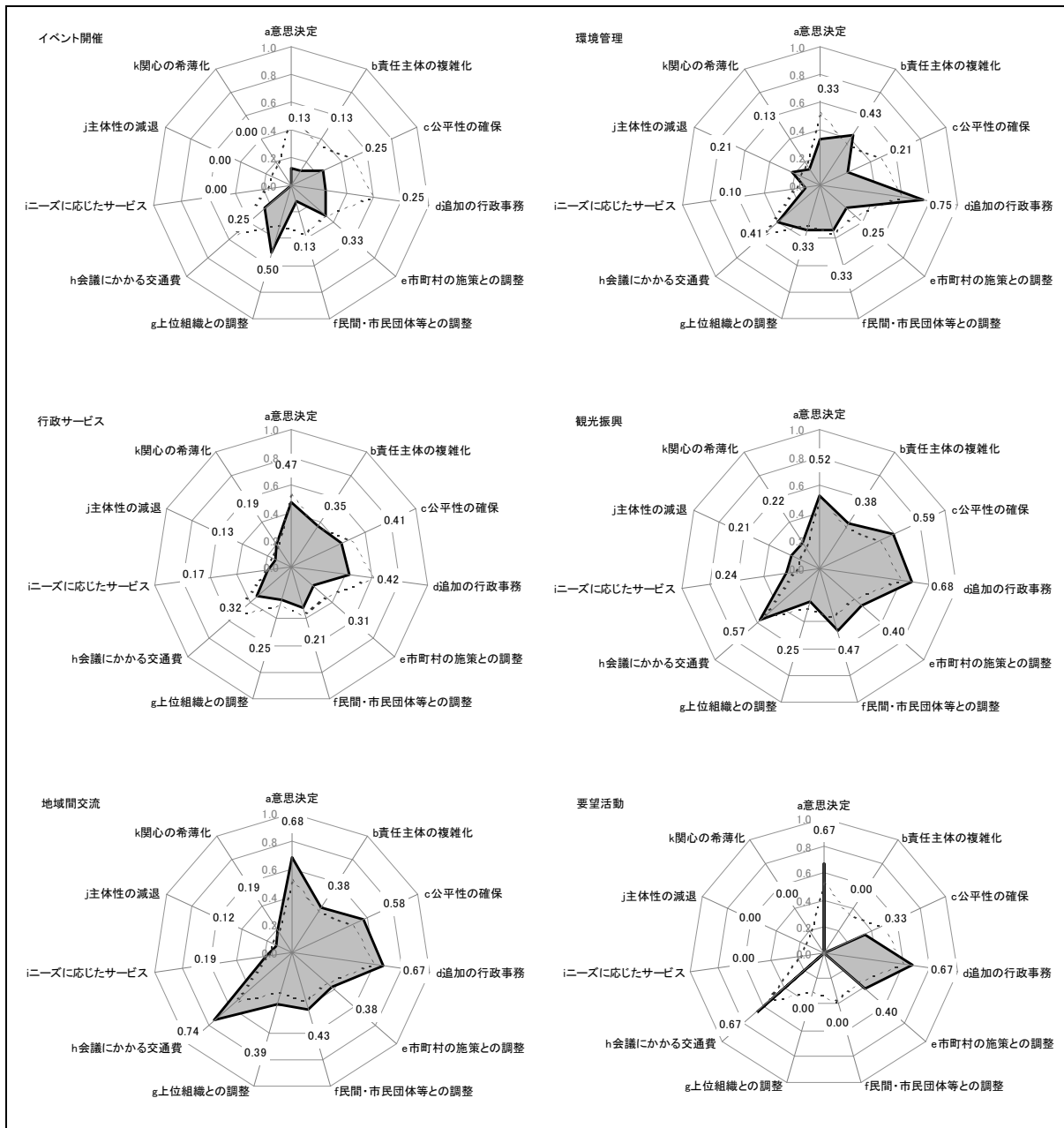


図 3-13 事業内容別にみた県境連携事業の負担¹³

¹³ 図中の点線は回答全体の各項目の平均点を示している。

【県境を越えることにより負担が増した項目】

県境を越えることにより負担が増した項目を図 3-14 に示す。県境を越えることにより負担が増した項目として、「会議にかかる交通費」(20%)、「追加の行政事務」(15%)、「意思決定」及び「公平性の確保」(ともに 11%) がみられる。その他の項目は 10%未満である。一方、県境を越えることにより負担が小さくなったとの回答は、全項目で数%程度である。

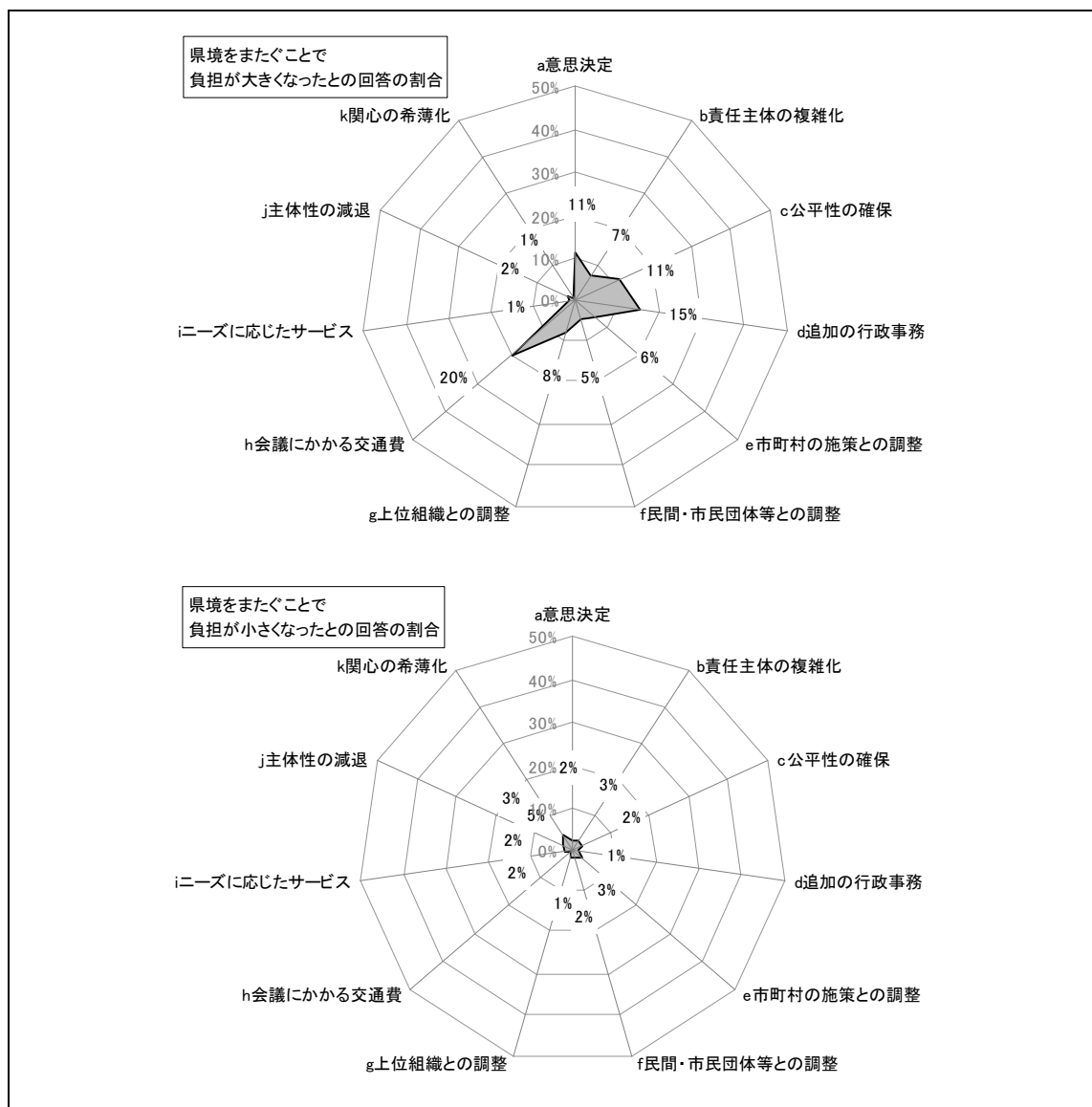


図 3-14 県境を越えることにより負担が増した項目

事業内容別にみた県境を越えることにより負担が増した項目を図 3-15 に示す。事業内容別に負担内容を全体平均と比較したところ、「イベント開催」では「責任主体の複雑化」(13%)、「上位組織との調整」(25%)で負担であると回答した割合が比較的大きい。また、「環境管理」、「観光振興」、「地域間交流」では多くの項目について負担が増したという回答が得られており、例えば「地域間交流」では、「責任主体の複雑化」(10%)、「上位組織との調整」(14%)、「会議にかかる交通費」(24%)などの数多くの項目で負担が増したとの回答である。一方、「行政サービス」に関しては、全ての項目で全体平均と比較して負担が増したとの回答は少ない。

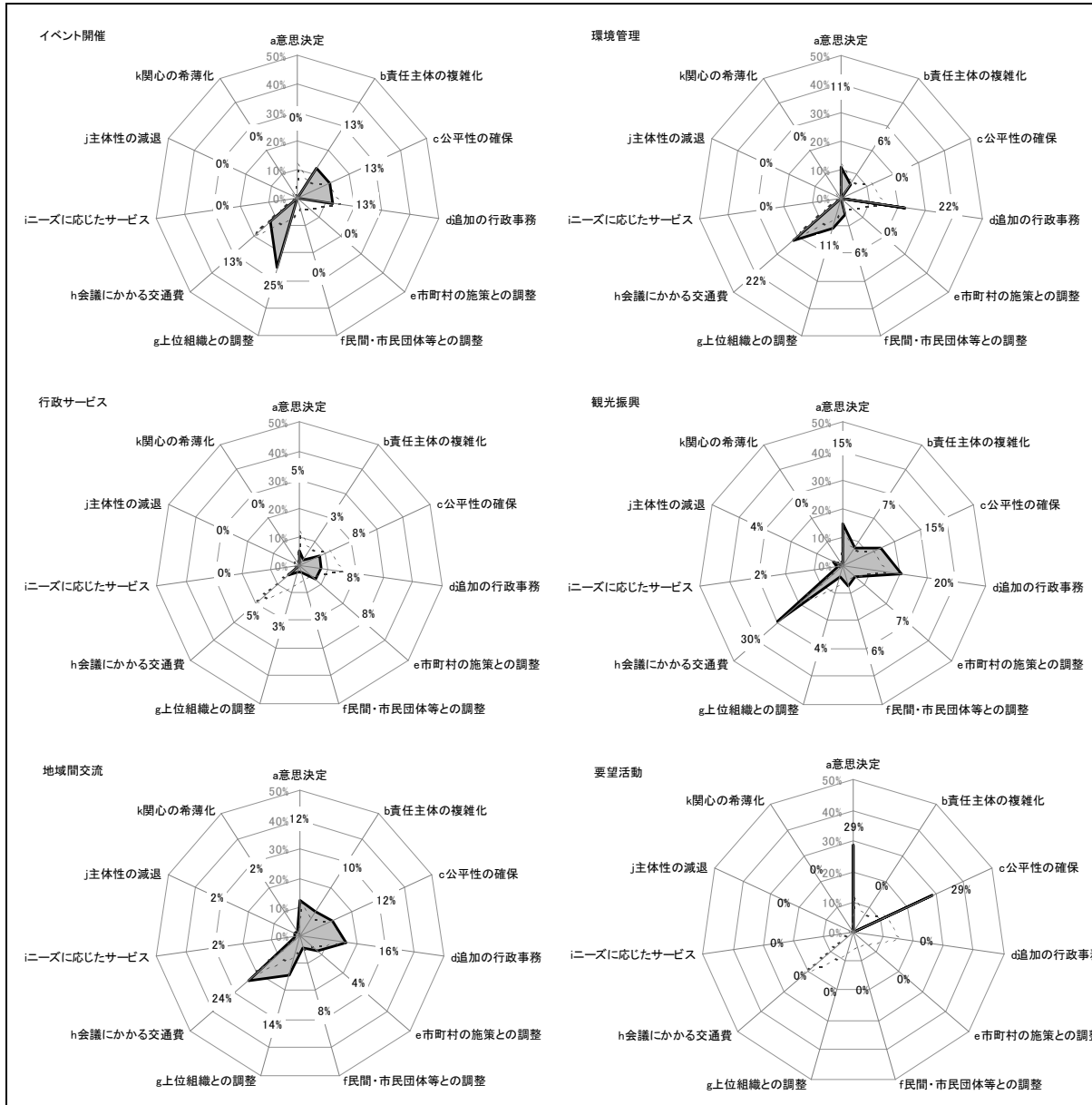


図 3-15 事業内容別にみた県境を越えることにより負担が増した項目

【連携形態別にみた県境での障害】

連携形態別にみた事業に直接関連する事項以外の県境での障害を図 3-16 に示す。事業以外の県境の障害としては、「交通・社会基盤の未整備」(15%) をあげる自治体が相対的に多い。

連携形態別に障害内容を全体平均と比較したところ、「地域資源連携」では「交通・社会基盤の未整備」(19%)、「事務の煩雑」(19%)、「部局構成の違い」(19%)、「政策の優先順位」(14%) など、また「広域連携」では「交通・社会基盤の未整備」(18%)、「新聞・広告の相違」(15%)、「風土・風習の違い」(8%)、「支援の欠如」(15%) で障害を感じる と回答した割合が比較的高い。また、「県連携」では「部局構成の違い」(16%)、「施策の優先順位」(20%) が突出して高い割合を示す。一方、「県境市町村連携」では、全般的に平均よりも障害を感じる割合を小さい。

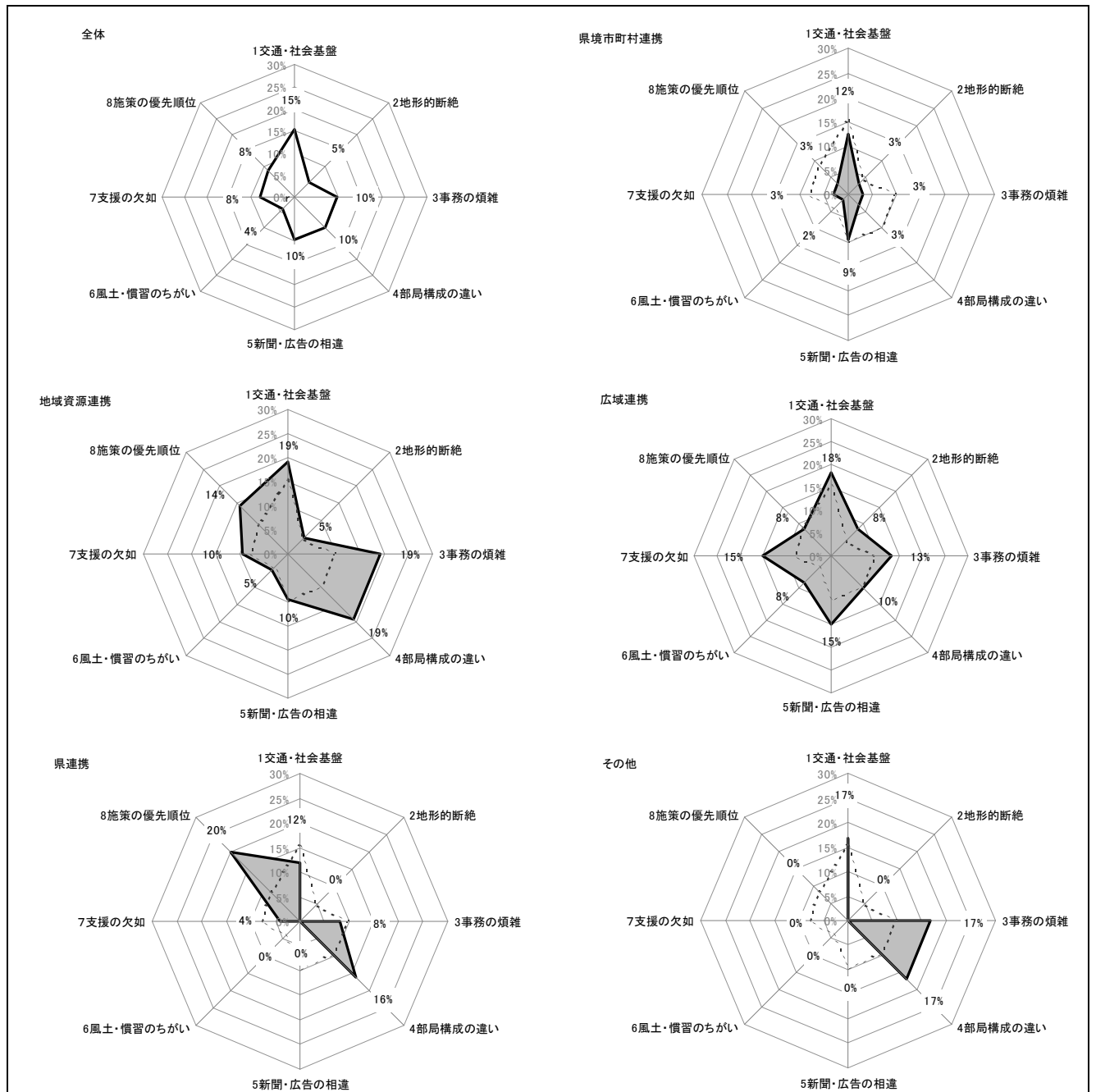


図 3-16 連携形態別にみた県境での障害

(4) 県境連携事業の実施体制、計画策定状況、会議の構成

【連携事業の実施体制】

県境連携事業の実施体制を表 3-16 に示す。関係自治体間の共催で事業を実施している事業が 54 事業（36%）を占め、最も多い。また、独立した事務局・組合など組織を調整している事業も 51 事業（34%）みられる。

表 3-16 県境連携事業の実施体制¹⁴

実施体制	事業数	%
1 独立した事務局・組合などの組織を整備し、事業を実施	51	34%
2 関係自治体間の共催という形で事業を実施。	54	36%
3 関係自治体間で個別に事業を行い、それらを調整	27	18%
4 その他	28	19%

また、連携形態別にみた実施体制を図 3-17 に示す。「地域資源連携」の事業は事務局を設置して事業を実施している割合が高い（60%）。

連携形態	事業数	1 事務局設置	2 関係自治体の共催	3 個別事業の調整	4 その他
全体	148	34%	36%	18%	19%
県境市町村連携	47	28%	30%	23%	23%
地域資源連携	20	60%	35%	10%	10%
広域連携	53	36%	42%	15%	17%
県連携	24	29%	33%	21%	17%
その他	4	0%	75%	25%	50%

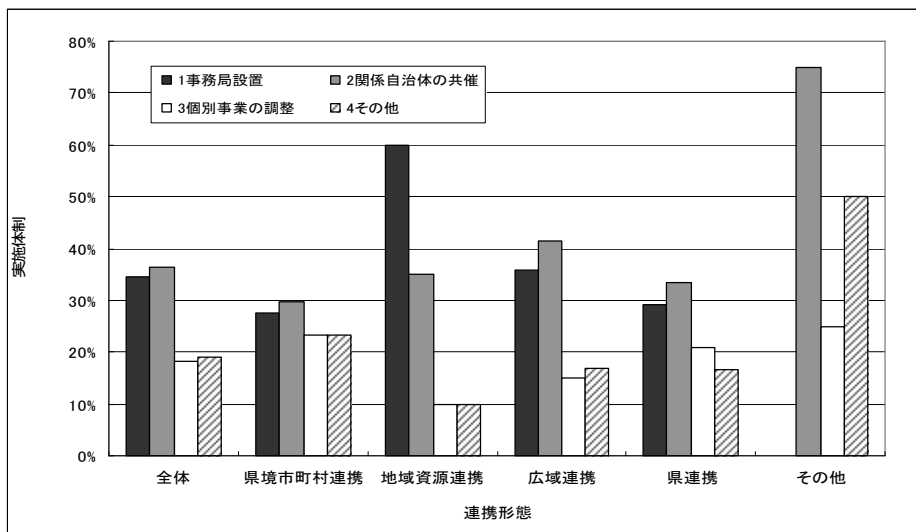


図 3-17 連携形態別にみた実施体制

¹⁴ 複数回答可。

事業内容別にみた実施体制を図 3-18 に示す。「環境管理」、「行政サービス」に関する連携事業では、約 4 割で事務局が設置されている。一方、「イベント開催」、「観光振興」に関する事業では、関係自治体の共催や個別事業の調整など、事務局を設置せずに行われている例が多い。

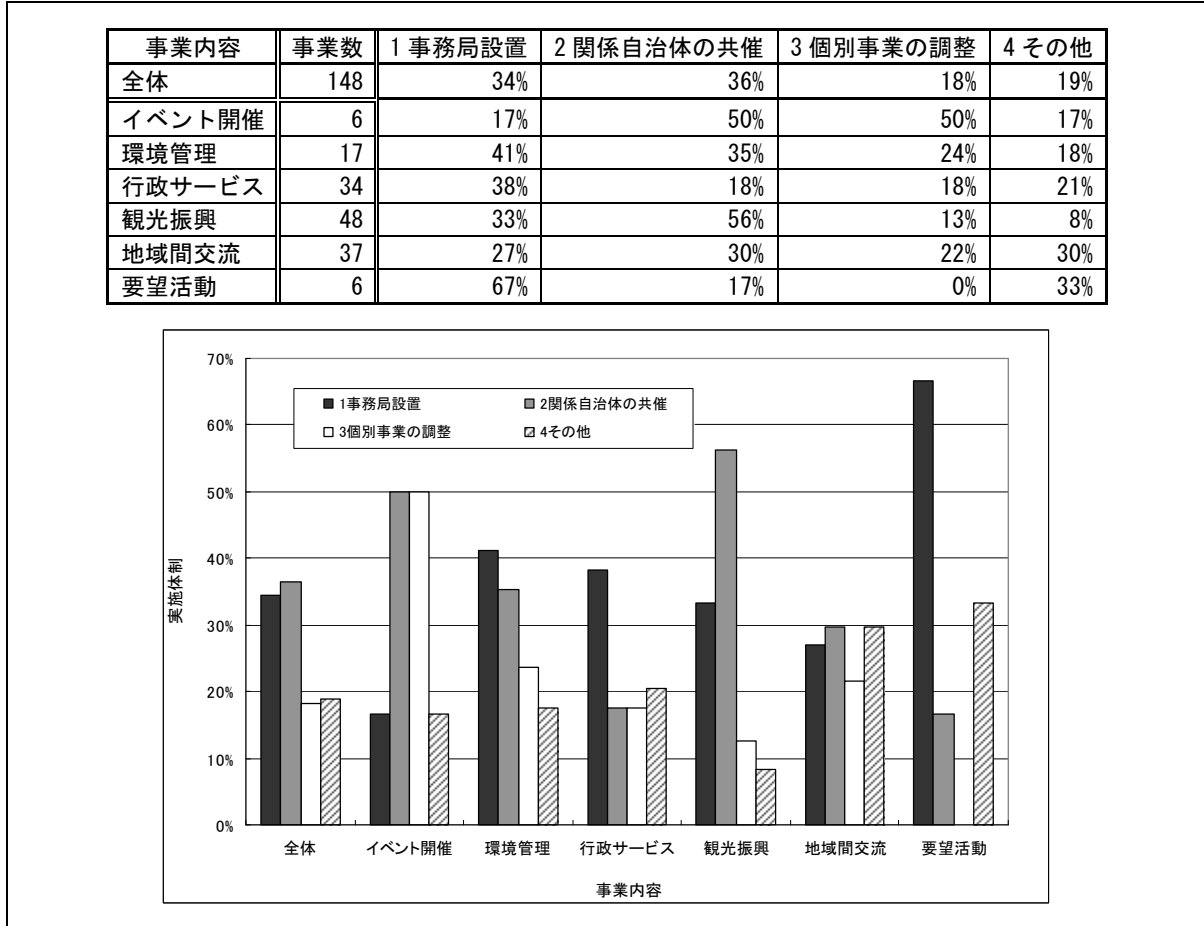


図 3-18 事業内容別にみた実施体制

実施体制別にみた連携事業の効果を図 3-19 に示す。点数換算の方法は、前掲 (2) で示した通りである。事務局を設置している連携事業では、「事務処理の合理化」(1.23) や「事業量の確保」(1.26) の効果点数が全体平均と比べて高い。

効果の内容	全体平均	1 事務局設置	2 関係自治体の共催	3 個別事業の調整
a 事務処理の合理化	1.10	1.23	0.81	0.89
b 事業量の確保	1.16	1.26	0.96	1.11
c 行政サービスの格差是正	1.22	1.43	0.92	1.43
d 情報の共有化	1.34	1.35	1.35	1.30
e 地域資源の活用	1.39	1.32	1.49	1.39
f 人材の確保	0.98	0.90	1.06	1.17
g 人的ネットワークの広がり	1.43	1.48	1.37	1.43
h 関係者間の調整	1.15	1.22	1.19	1.33
i 地域の一体性の向上	1.33	1.44	1.31	1.21
j 自発性の喚起	1.00	1.03	0.93	1.13

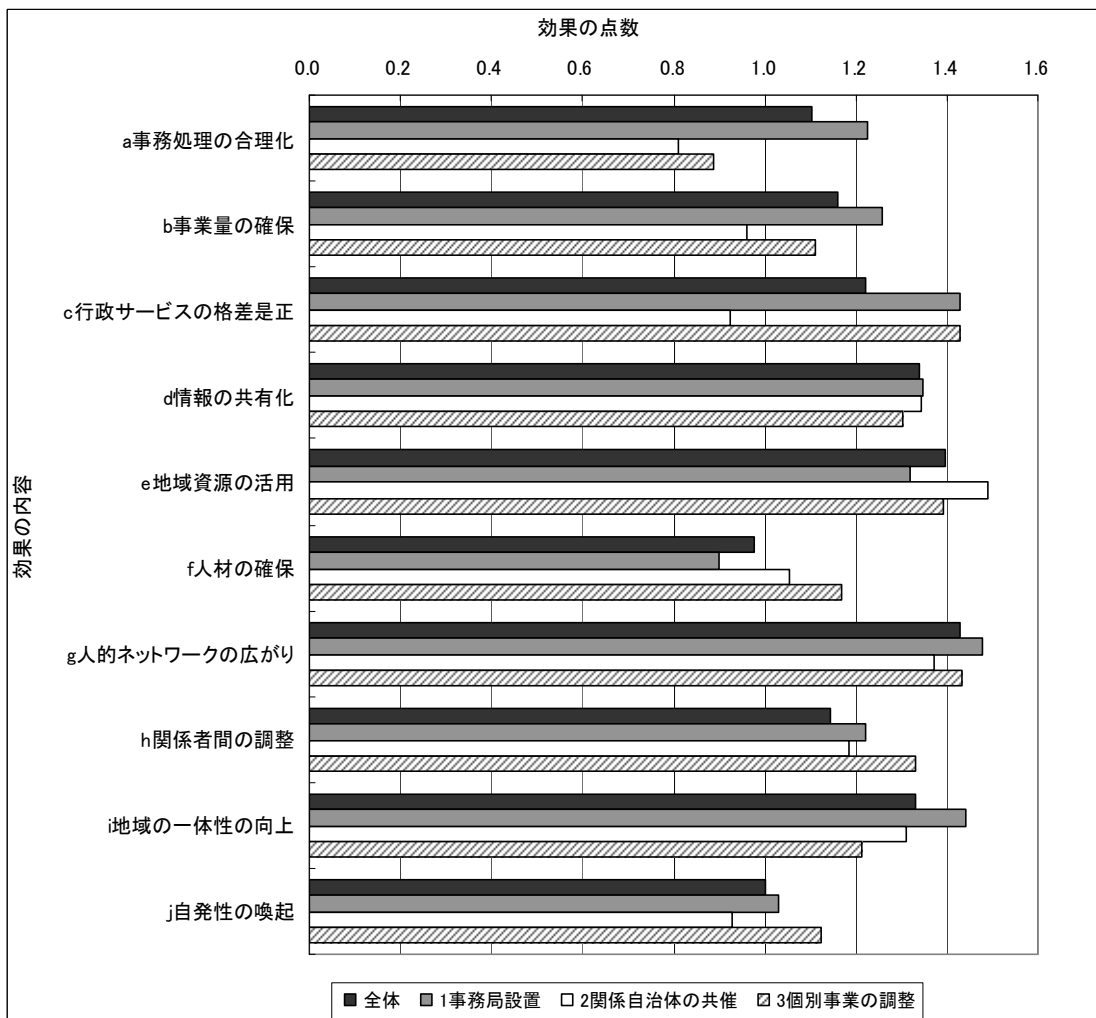


図 3-19 実施体制別にみた連携事業の効果

実施体制別にみた連携事業の負担を図 3-20 に示す。点数換算の方法は、前掲 (3) で示した通りである。事務局を設置している事業では、「意思決定」(0.70)、「追加の行政事務」(0.73)、「会議にかかる交通費」(0.66)などの項目で負担点数が全体平均と比べて大きい。

負担の内容	全体平均	1 事務局設置	2 関係自治体の共催	3 個別事業の調整
a 意思決定	0.52	0.70	0.41	0.42
b 責任主体の複雑化	0.35	0.38	0.36	0.29
c 公平性の確保	0.47	0.56	0.49	0.43
d 追加の行政事務	0.60	0.73	0.54	0.50
e 市町村の施策との調整	0.33	0.39	0.34	0.33
f 民間・市民団体等との調整	0.37	0.39	0.40	0.41
g 上位組織との調整	0.29	0.37	0.29	0.47
h 会議にかかる交通費	0.54	0.66	0.47	0.43
i ニーズに応じたサービス	0.17	0.16	0.16	0.19
j 主体性の減退	0.15	0.20	0.18	0.11
k 関心の希薄化	0.17	0.14	0.17	0.16

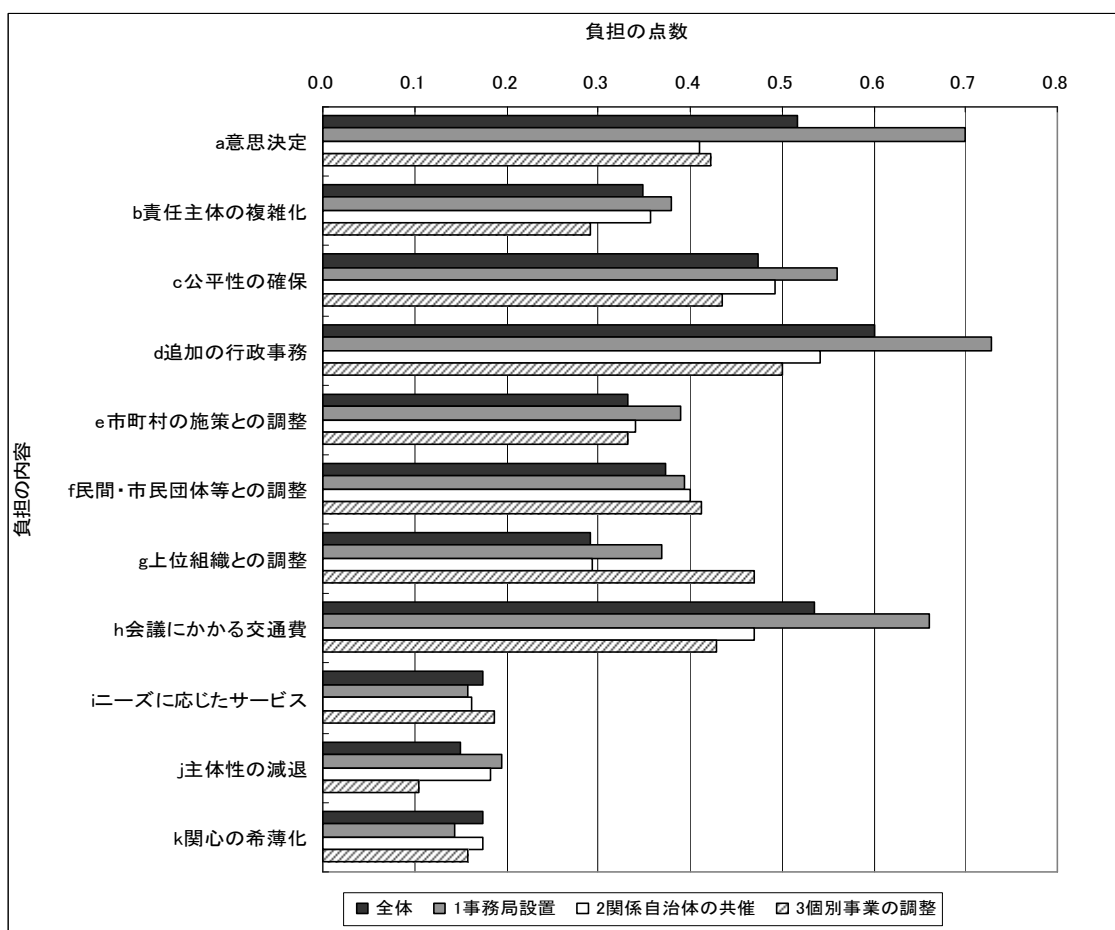


図 3-20 実施体制別にみた連携事業の負担

また、実施体制別にみた県境を越えることにより効果が増した項目を図 3-21 に示す。関係自治体の共催や個別事業の調整の事業は、「情報の共有化」、「地域資源の活用」、「人的ネットワークの広がり」について、県境を越えることにより効果を感じている割合が大きい。

効果の内容	全体平均	1 事務局設置	2 関係自治体の共催	3 個別事業の調整
事業数	177	51	54	27
a 事務処理の合理化	8%	12%	7%	7%
b 事業量の確保	7%	12%	7%	11%
c 行政サービスの格差是正	2%	4%	2%	4%
d 情報の共有化	30%	27%	39%	41%
e 地域資源の活用	42%	47%	59%	56%
f 人材の確保	3%	2%	4%	4%
g 人的ネットワークの広がり	42%	43%	57%	44%
h 関係者間の調整	5%	2%	9%	7%
i 地域の一体性の向上	33%	35%	41%	41%
j 自発性の喚起	13%	6%	22%	22%

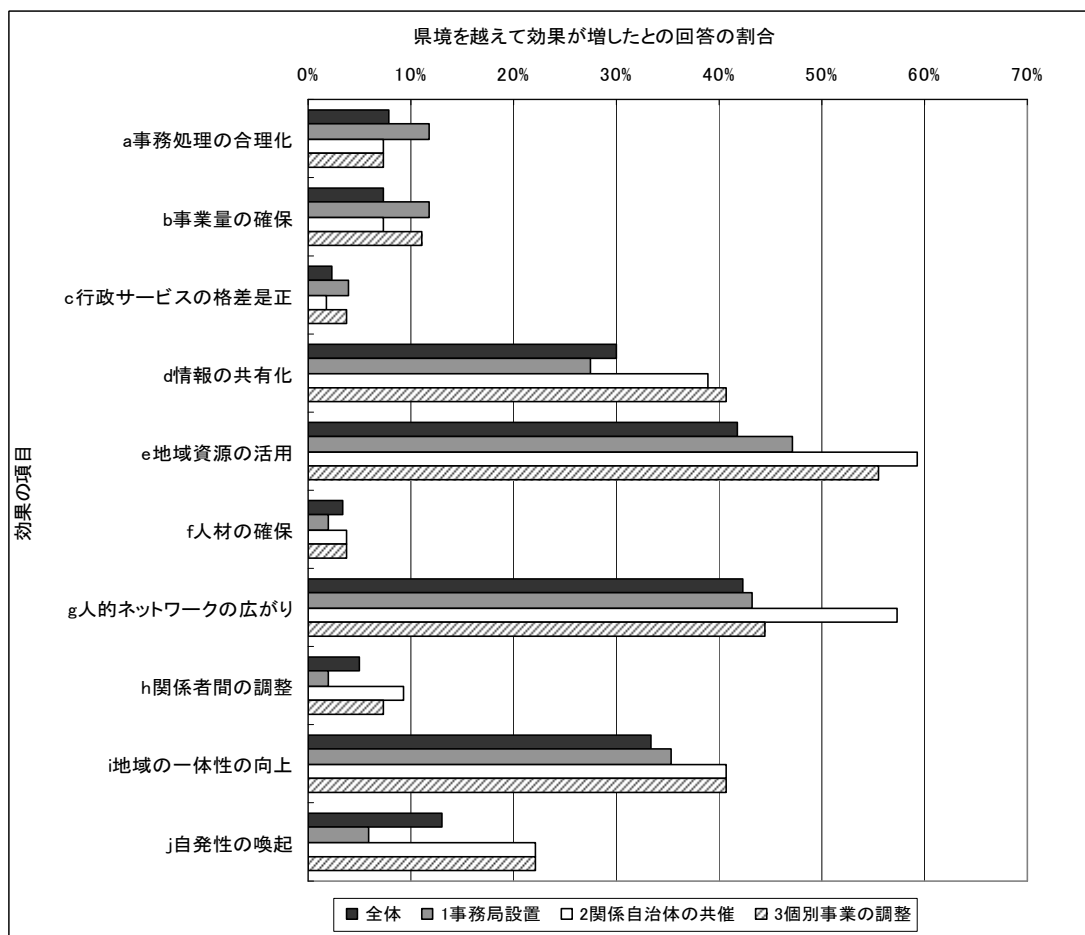


図 3-21 実施体制別にみた県境を越えることにより効果が増した項目

一方、実施体制別にみた県境を越えることにより負担が増した項目を図 3-22 に示す。事務局を設置した事業では、「意思決定」(20%)、「責任主体の複雑化」(12%)、「追加の行政事務」(19%)、「上位組織との調整」(12%)などの項目で、負担を感じている割合が大きい。

負担の内容	全体平均	1 事務局設置	2 関係自治体の共催	3 個別事業の調整
事業数	177	51	54	27
a 意思決定	11%	20%	9%	4%
b 責任主体の複雑化	7%	12%	7%	7%
c 公平性の確保	11%	14%	17%	7%
d 追加の行政事務	15%	20%	19%	11%
e 市町村の施策との調整	6%	8%	7%	7%
f 民間・市民団体等との調整	5%	4%	7%	0%
g 上位組織との調整	8%	12%	9%	15%
h 会議にかかる交通費	20%	22%	28%	15%
i ニーズに応じたサービス	1%	0%	2%	0%
j 主体性の減退	2%	4%	0%	0%
k 関心の希薄化	1%	0%	0%	4%

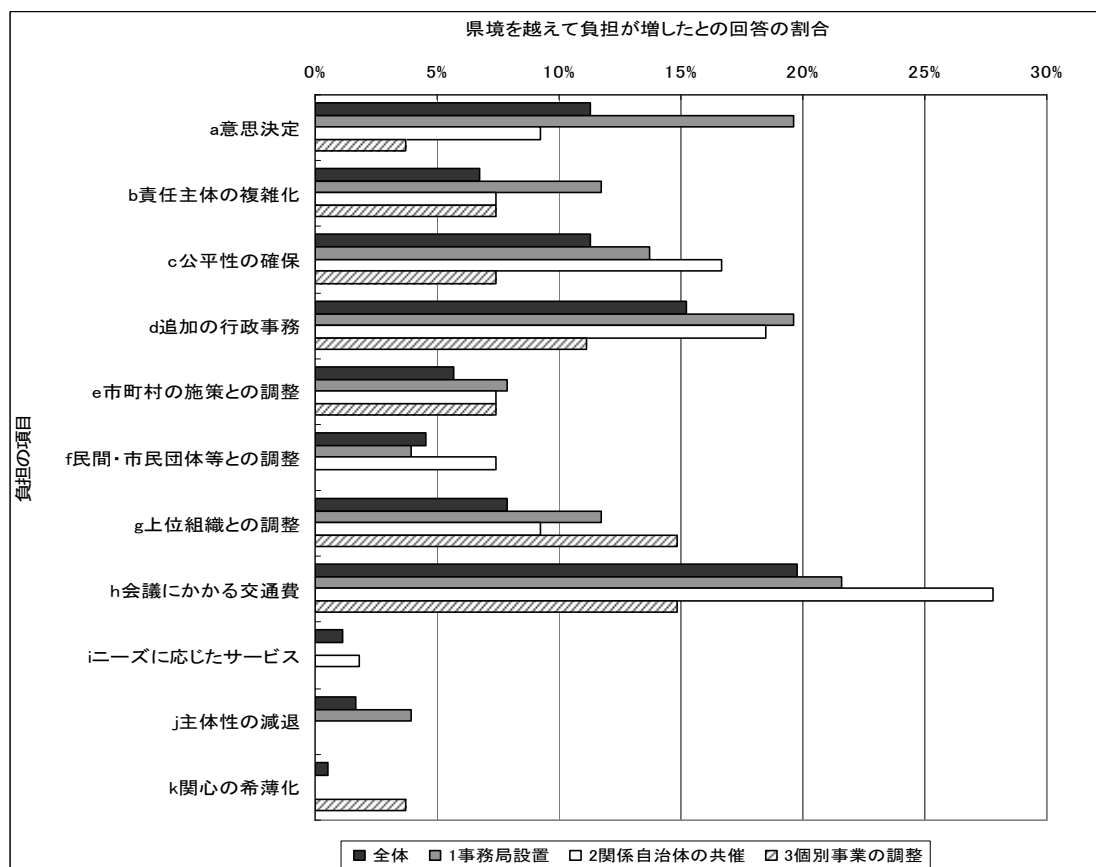


図 3-22 実施体制別にみた県境を越えることにより負担が増した項目

【県境連携事業の計画策定状況】

県境連携事業の計画策定状況を表 3-17 に示す。県境連携事業に関連して、計画・ビジョン等を策定していない事業が 92 事業（62%）を占めており、総合的な計画・ビジョン等を作成している事業は 21 事業（14%）にとどまっている。また特定分野の計画・ビジョン等や、連携事業の実施計画を策定している事業は、ともに 13 事業（9%）と少ない。

表 3-17 県境連携事業の計画策定状況

計画策定状況	事業数	%
1 総合的な計画・ビジョン等を作成	21	14%
2 特定分野の計画・ビジョン等を作成	13	9%
3 連携事業の実施計画を策定	13	9%
4 計画・ビジョン等は作成していない	92	62%
無回答・不明	9	6%

計画策定状況別にみた県境連携事業の効果を図 3-23 に示す。「総合計画」を策定している事業では、「事務処理の合理化」（1.33）、「地域資源の活用」（1.68）及び「人的ネットワークの広がり」（1.63）で効果点数が大きくなっている。また、「事業実施計画」を策定している事業では、「行政サービスの格差是正」（1.67）、「情報の共有化」（1.54）及び「関係者間の調整」（1.50）で効果点数が比較的大きい。

計画策定状況別にみた県境連携事業の負担を図 3-24 に示す。「総合計画」を策定している事業では、「意思決定」（0.62）、「責任主体の複雑化」（0.53）、「公平性の確保」（0.57）、「市町村の施策との調整」（0.71）、「追加の行政事務」（0.67）などの項目に関する負担点数が全体と比較して大きくなっているが、総じて効果と比べて低い点数となっている。また、「総合計画」を策定せず、「特定分野の計画」、「事業実施計画」を策定している場合は、「民間・市民団体等との調整」において負担点数が全体と比較して著しく大きい。

計画策定状況別にみた県境を越えることにより効果が増した項目を図 3-25 に示す。「総合計画」を策定している場合は、「地域資源の活用」（58%）、「人的ネットワークの広がり」（71%）、「地域の一体性の向上」（42%）で効果が増したと回答した割合が全体平均よりも大きい。一方、「事業実施計画」を策定している場合は、「情報の共有化」（56%）で効果が増したと回答した割合が大きい結果となった。

また、計画策定状況別にみた県境を越えることにより負担が増した項目を図 3-26 に示す。「総合計画」を策定している事業では、「追加の行政事務」（29%）などが県を越えることによる追加的負担として認識されている。一方、「事業の実施計画」を策定している事業では、「意思決定」（25%）、「責任主体の複雑化」（25%）、「公平性の確保」（31%）、「追加の行政事務」（31%）などの項目で、県を越えることによる負担が大きく認識されている。

以上のことから、総じて何らかの計画を策定することにより、効果も負担も増加する傾向がみられた。また、特に県を越えて連携事業を行うことにより、「追加の行政事務」で負担が大きい傾向がみられた。一方、県境連携事業による負担と効果を点数化して比較した結果、何らかの計画策定により負担を感じるよりも効果を感じる傾向であることがわか

った。

効果の内容	全体平均	1 総合的な計画	2 特定分野の計画	3 事業実施計画	4 計画なし
a 事務処理の合理化	1.10	1.33	1.13	1.20	1.05
b 事業量の確保	1.16	1.09	0.91	1.33	1.24
c 行政サービスの格差是正	1.22	1.00	1.00	1.67	1.35
d 情報の共有化	1.34	1.47	1.36	1.54	1.27
e 地域資源の活用	1.39	1.68	1.46	1.33	1.32
f 人材の確保	0.98	1.00	1.10	0.33	0.96
g 人的ネットワークの広がり	1.43	1.63	1.57	1.55	1.35
h 関係者間の調整	1.15	1.14	1.00	1.50	1.12
i 地域の一体性の向上	1.33	1.50	1.33	1.50	1.27
j 自発性の喚起	1.00	1.00	1.08	0.80	1.00

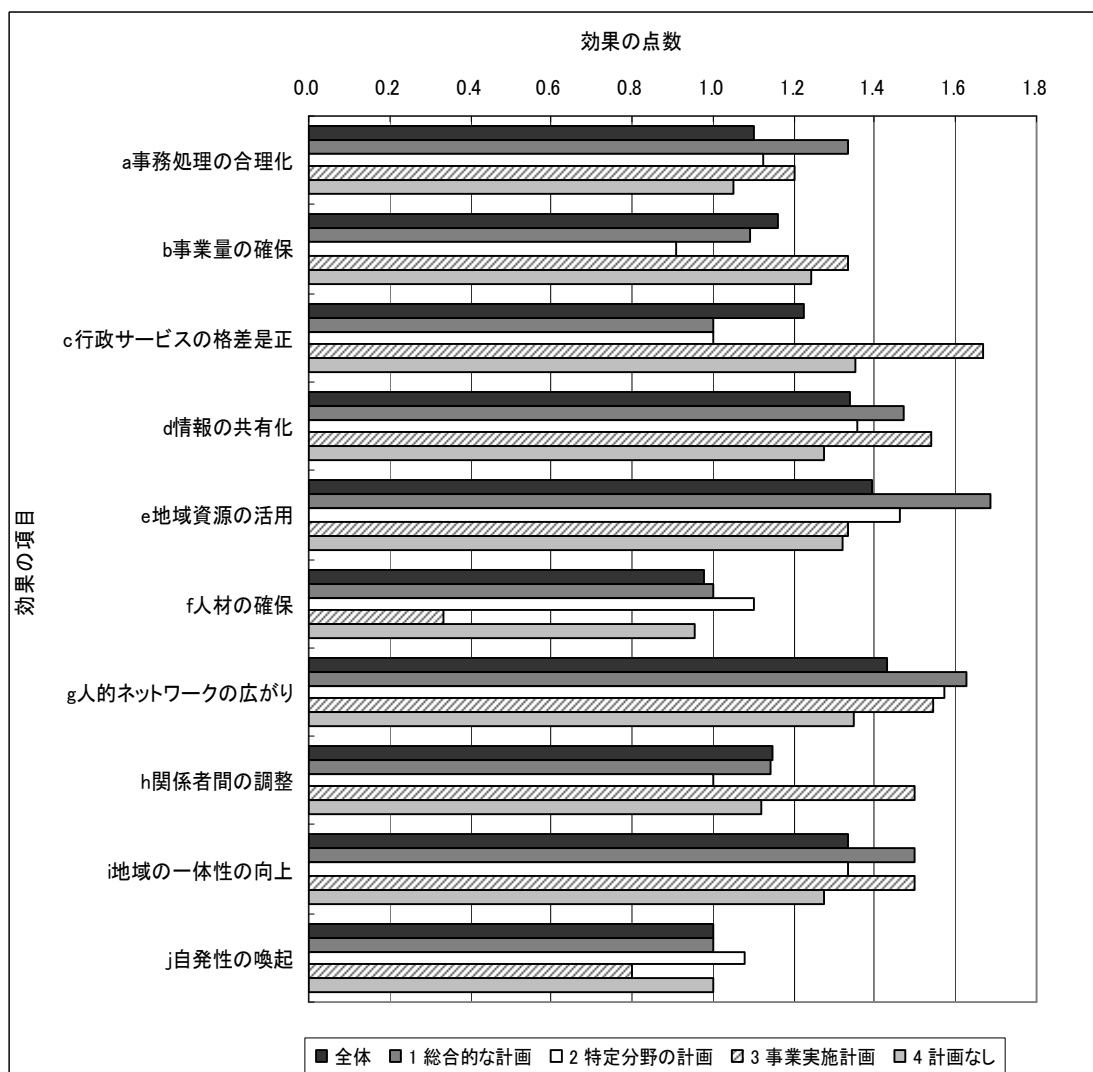


図 3-23 計画策定状況別にみた連携事業の効果

負担の内容	全体平均	1 総合的な計画	2 特定分野の計画	3 事業実施計画	4 計画なし
a 意思決定	0.52	0.62	0.21	0.53	0.53
b 責任主体の複雑化	0.35	0.53	0.29	0.50	0.28
c 公平性の確保	0.47	0.57	0.47	0.60	0.44
d 追加の行政事務	0.60	0.67	0.60	0.54	0.59
e 市町村の施策との調整	0.33	0.71	0.36	0.50	0.21
f 民間・市民団体等との調整	0.37	0.33	0.71	0.75	0.25
g 上位組織との調整	0.29	0.41	0.33	0.36	0.24
h 会議にかかる交通費	0.54	0.74	0.60	0.40	0.53
i ニーズに応じたサービス	0.17	0.17	0.17	0.17	0.19
j 主体性の減退	0.15	0.15	0.14	0.07	0.16
k 関心の希薄化	0.17	0.16	0.21	0.20	0.16

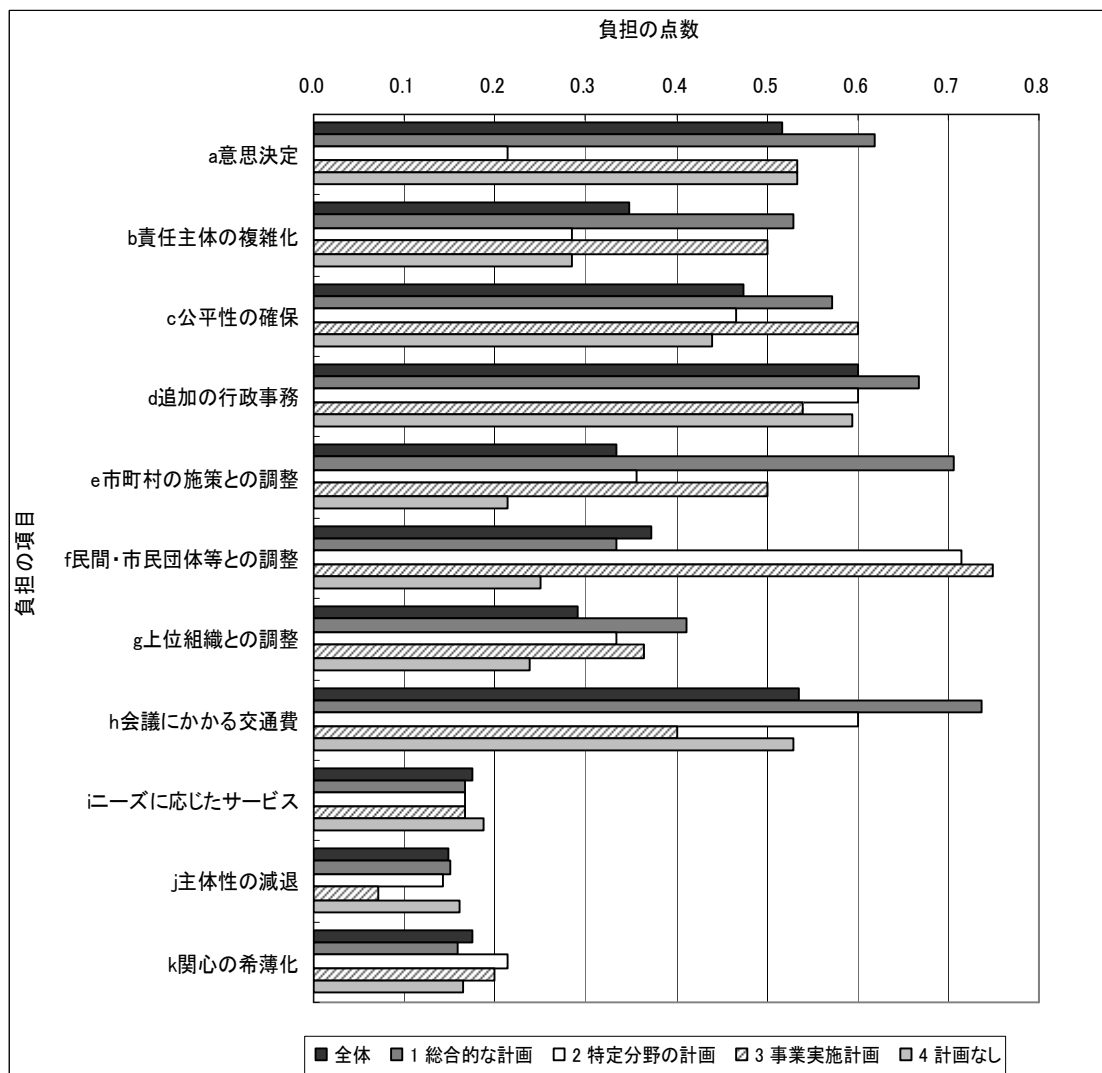


図 3-24 計画策定状況別に見た連携事業の負担

効果の内容	全体平均	1 総合的な計画	2 特定分野の計画	3 事業実施計画	4 計画なし
事業数	177	51	54	54	27
a 事務処理の合理化	8%	8%	13%	6%	7%
b 事業量の確保	7%	4%	7%	13%	8%
c 行政サービスの格差是正	2%	8%	0%	6%	1%
d 情報の共有化	30%	21%	40%	56%	27%
e 地域資源の活用	42%	58%	53%	44%	39%
f 人材の確保	3%	4%	7%	0%	4%
g 人的ネットワークの広がり	42%	71%	53%	38%	37%
h 関係者間の調整	5%	0%	7%	6%	6%
i 地域の一体性の向上	33%	42%	27%	44%	32%
j 自発性の喚起	13%	8%	13%	19%	13%

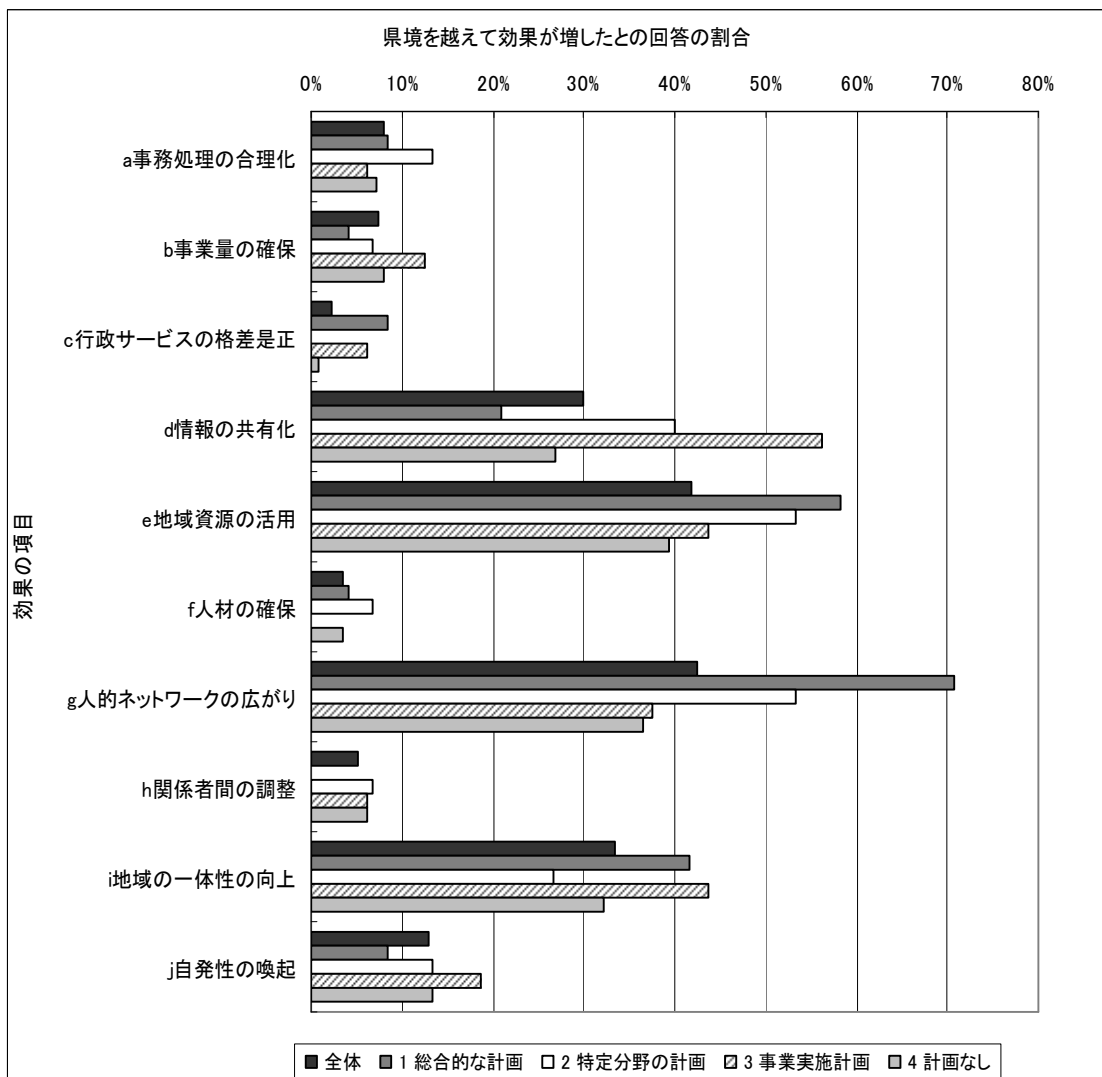


図 3-25 計画策定状況別にみた県境を越えることにより効果が増した項目

負担の内容	全体平均	1 総合的な計画	2 特定分野の計画	3 事業実施計画	4 計画なし
事業数	177	51	54	54	27
a 意思決定	11%	8%	7%	25%	12%
b 責任主体の複雑化	7%	8%	0%	25%	5%
c 公平性の確保	11%	13%	13%	31%	9%
d 追加の行政事務	15%	29%	13%	31%	11%
e 市町村の施策との調整	6%	8%	0%	13%	5%
f 民間・市民団体等との調整	5%	0%	20%	13%	3%
g 上位組織との調整	8%	17%	13%	13%	5%
h 会議にかかる交通費	20%	33%	27%	13%	18%
i ニーズに応じたサービス	1%	0%	0%	0%	2%
j 主体性の減退	2%	0%	0%	6%	2%
k 関心の希薄化	1%	0%	0%	6%	0%

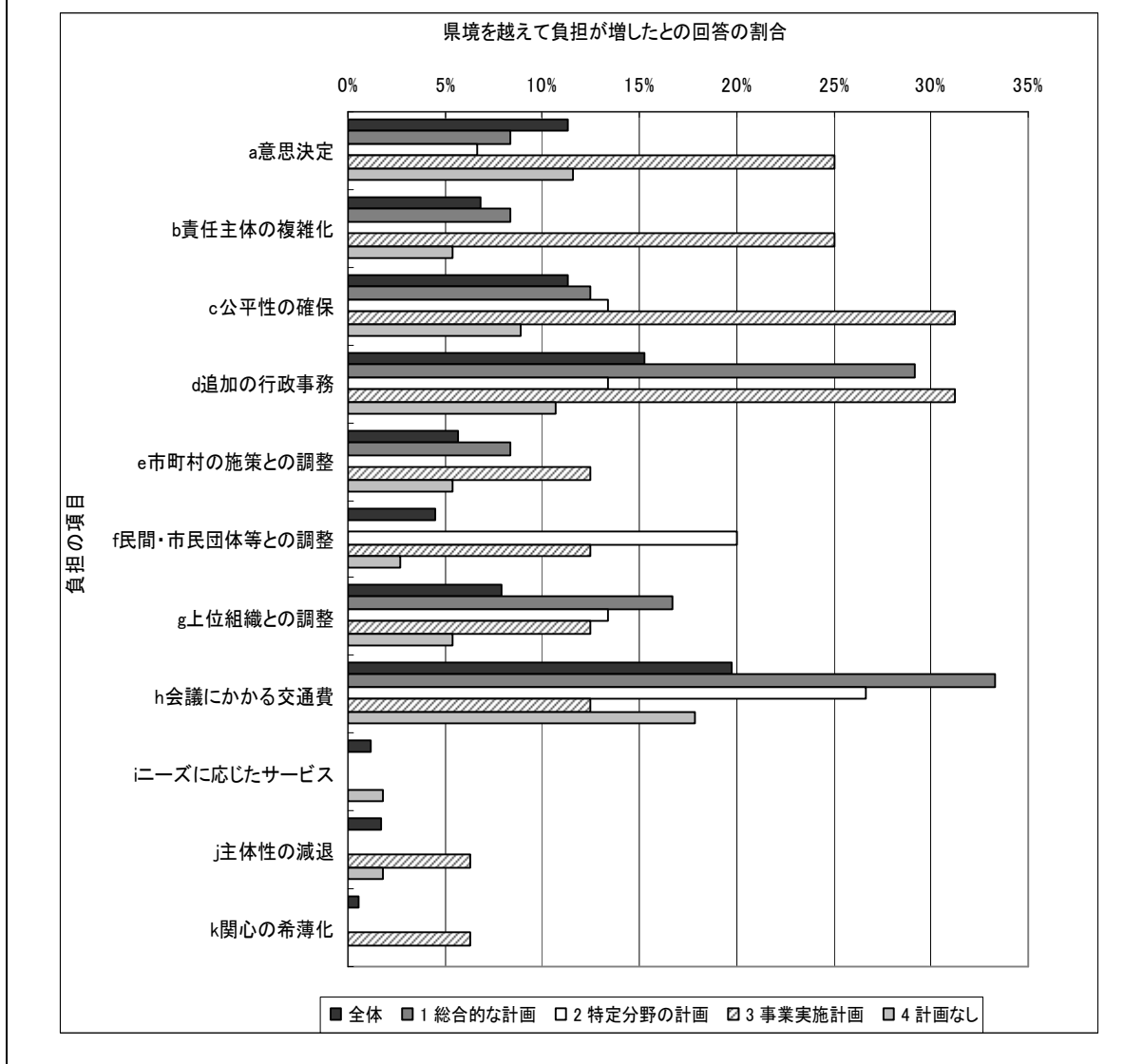


図 3-26 計画策定状況別にみた県境を越えることにより負担が増した項目

【県境連携事業における会議の構成】

県境連携事業における会議の構成を表 3-18 に示す。「職員による会議」を開催している事業は 115 事業（78%）みられ、「首長会議」を開催している事業も 53 事業（36%）、「外部団体の代表者が出席する会議」は 33 事業（22%）、「市民団体の代表が出席する会議」は 11 事業（7%）みられた。一方、「市民有志が参加する会議」を実施しているのは 9 事業（6%）にとどまっている。

事業内容別にみた会議の構成を図 3-27 に示す。「イベント開催」及び「環境管理」の事業では、「首長会議」を開催している割合は低いが、「行政サービスの実施」（38%）、「観光振興」（33%）、「地域間交流」（54%）などでは、「首長会議」の開催割合が大きい。

表 3-18 県境連携事業における会議の構成¹⁵

会議の構成	事業数	%
1 首長会議・意見交換会	53	36%
2 職員による会議	115	78%
3 外部団体の代表が出席する会議	33	22%
4 市民団体の代表が出席する会議	11	7%
5 市民有志が出席する会議	9	6%

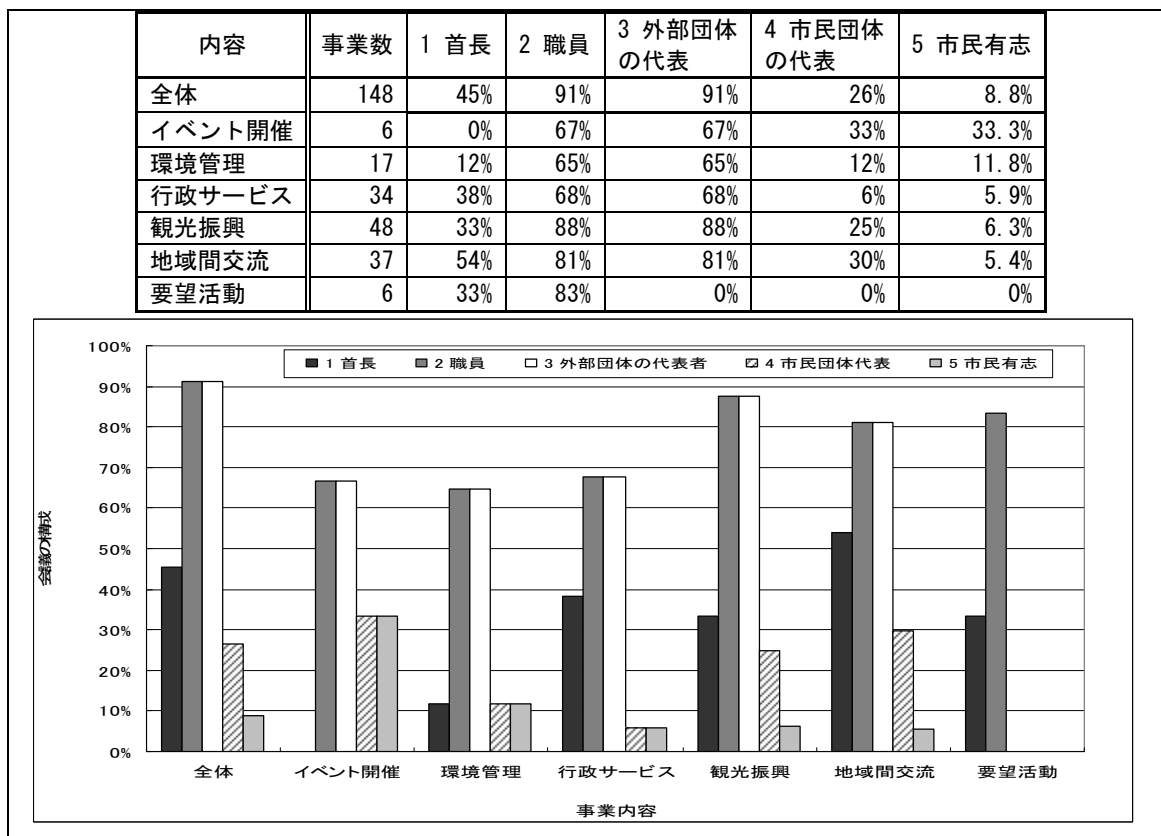


図 3-27 事業内容別にみた会議の構成

¹⁵ 複数回答可。

会議の構成別にみた連携事業の効果を図 3-28 に示す。「市民有志」が参加する会議を開催している事業で、「情報の共有化」(1.56)、「地域資源の活用」(1.78)、「人的ネットワークの広がり」(1.70)、「地域の一体性向上」(1.60)などで高い効果となっている。

効果の内容	全体平均	1 首長	2 職員	3 外部団体の代表者	4 市民団体代表	5 市民有志
a 事務処理の合理化	1.10	1.05	1.02	1.00	1.20	1.00
b 事業量の確保	1.16	1.09	1.16	1.05	1.43	1.00
c 行政サービスの格差是正	1.22	1.14	1.11	0.89	1.00	0.67
d 情報の共有化	1.34	1.29	1.30	1.25	1.13	1.56
e 地域資源の活用	1.39	1.41	1.38	1.32	1.33	1.78
f 人材の確保	0.98	0.93	1.06	1.13	1.00	1.00
g 人的ネットワークの広がり	1.43	1.42	1.44	1.44	1.54	1.70
h 関係者間の調整	1.15	1.08	1.15	1.08	0.75	0.50
i 地域の一体性の向上	1.33	1.34	1.31	1.41	1.46	1.60
j 自発性の喚起	1.00	0.98	1.01	1.03	1.10	1.00

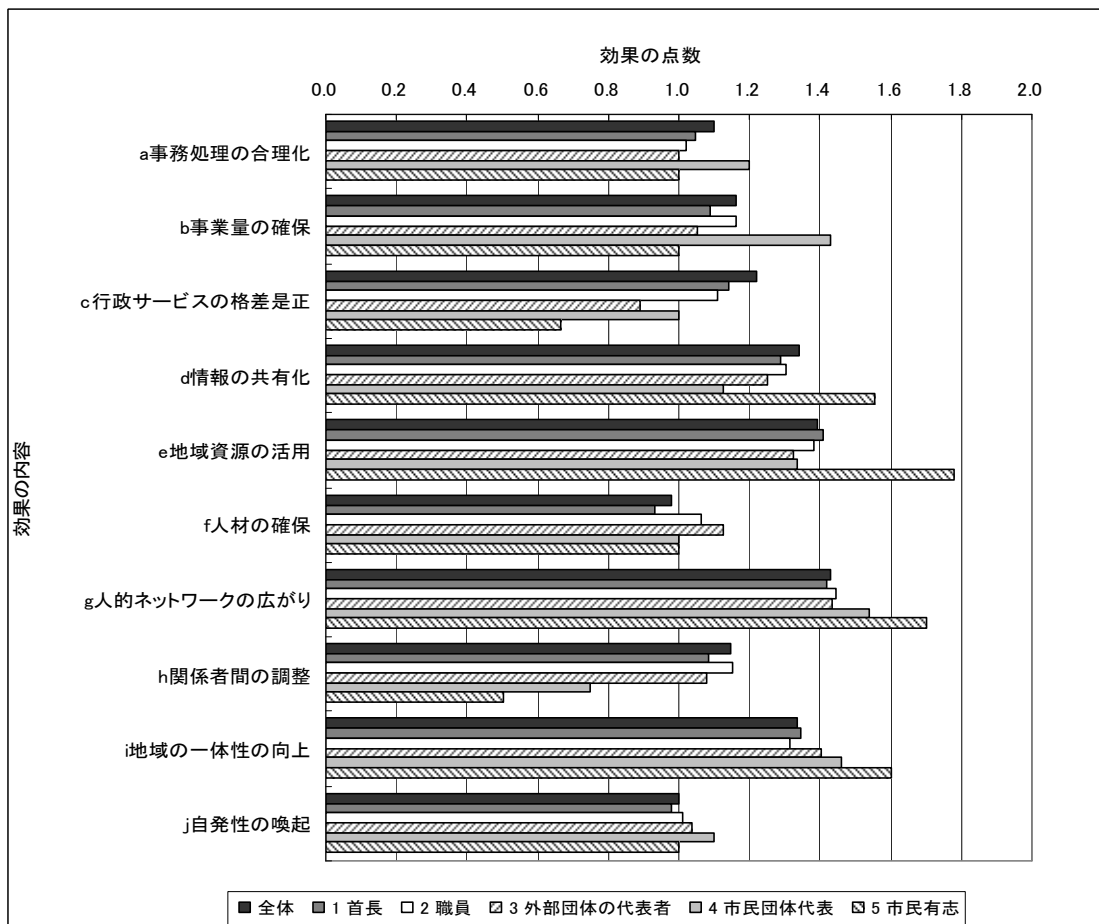


図 3-28 会議の構成別にみた連携事業の効果

また、会議の構成別にみた県境を越えることにより効果が増した項目を図 3-29 に示す。「市民有志が参加する会議を実施」している事業では、「地域資源の活用」(60%)、「人的ネットワークの広がり」(80%)、「地域の一体性向上」(50%)などの項目について、県境を越えることにより効果があると回答している割合が大きい。

効果の内容	全体平均	1 首長	2 職員	3 外部団体の代表	4 市民団体の代表	5 市民有志
事業数	177	51	54	54	54	27
a 事務処理の合理化	8%	7%	7%	5%	15%	0%
b 事業量の確保	7%	6%	9%	8%	0%	0%
c 行政サービスの格差是正	2%	3%	2%	3%	0%	0%
d 情報の共有化	30%	33%	34%	33%	15%	20%
e 地域資源の活用	42%	43%	45%	41%	38%	60%
f 人材の確保	3%	4%	4%	8%	8%	0%
g 人的ネットワークの広がり	42%	40%	47%	56%	54%	80%
h 調整	5%	1%	7%	5%	0%	0%
i 地域の一体性の向上	33%	33%	34%	33%	31%	50%
j 自発性の喚起	13%	12%	16%	13%	8%	0%

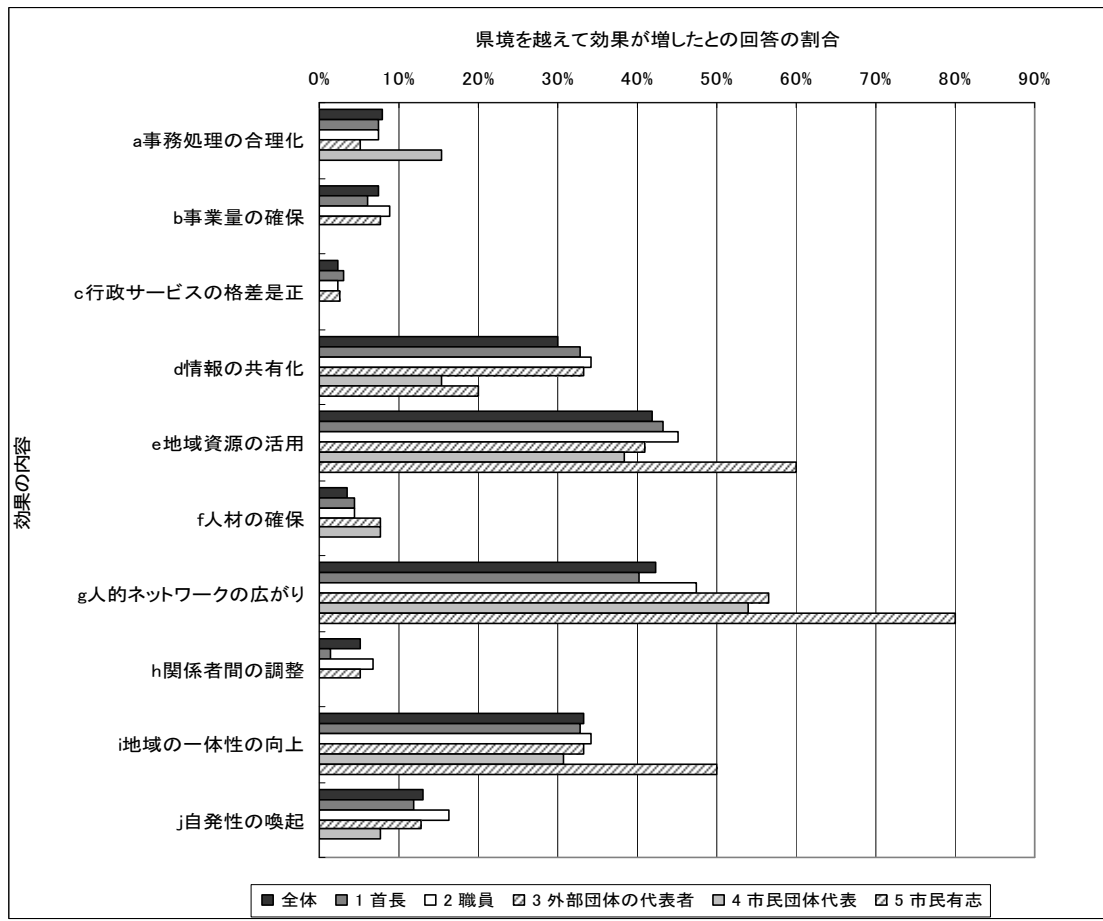


図 3-29 会議の構成別にみた県境を越えることにより効果が増した項目

(5) 自由回答に記載された県境連携事業の効果・課題

アンケート自由回答欄に記述された内容を、「①連携の目的」、「②国の役割・調整機能」、「③ハード整備の影響」、「④ソフト施策の影響」、「⑤先進的取り組み・興味深い取り組み内容等」、「⑥事業効果」、「⑦県境を越える実施による諸課題」、「⑧⑦に対する解決策」及び「⑨県境連携促進のための創意工夫」の各論点に沿って整理した（参考資料 3-4）。

「①連携の動機（目的）」については、県境を越えることによる解決が必須となる課題の存在が契機となり、事業が行われているものと、喫緊の課題への対処ではなく、地域の一体的な発展の必要性から連携を実施している事業とが存在することが確認された。

国が果たすべき役割についてみると、「②国の役割・調整機能」として県の抱える事情や組織文化が障害となる場合があり、地方整備局の調整が有用であったとの意見があった。「③ハード整備の影響」については、道路や公園など県をまたがる特定の社会基盤がきっかけとなり、広域連携事業が実施されることが明らかになった。逆に「④ソフト施策の影響」として、市町村合併が県境を越えた一部事務組合などの行政サービスに与える影響に対する意見があった。

「⑤先進的取り組み・興味深い取り組み内容等」としては、廃棄物の不法投棄対応、求人説明会、防災協定、水源地保全、景観条例の制定など、多種多様な事業が県を越えた連携により実施されていることが明らかになった。

「⑥事業効果」についての記述では、県境連携事業が観光客の増加や環境保全など事業の直接の実施に伴う効果に加えて、地域の情報発信力や地域の一体感の高まりなど、事業効果以外の好ましい影響を与えていることが明らかになった。また、これらが相まって、都市地域の競争力の向上につながる可能性があるという意見もあった。

「⑦県境を跨ぐ実施による諸課題」としては、意思決定における調整の困難性に多くの意見があった。例えば、複数の県が関係する場合に調整が困難になるとの指摘があった。また、事務的負担の増加や協議会等の運営に伴う予算の措置についても、国等の支援の必要性も含めて課題として挙げられている。これらの問題に対して「⑧⑦に対する解決策」として、自治体双方や部局間の情報共有、理解の醸成、事務の簡易化とともに、国や県による財政支援、人的支援、調整機能、参考事例の紹介といった支援を期待する意見も多く得られた。特に、事業立ち上げ時の支援が重要との意見がみられた。

その他、「⑨県境連携促進のための創意工夫」として、県境連携を行う組織体に法人格を与える制度の提案や、「⑩その他」として、県による違いを認識した上で連携を進めることの必要性などについての意見が得られた。

3.4 県境連携事業に関するヒアリング調査

県境地域において連携促進事業を実施した市町村や NPO に対して、実態に即した連携促進事業のあり方、事業推進への課題を収集する。ヒアリング対象は実際に連携事業を行っている市町村や NPO とし、国の支援制度、地域特性や県境抵抗試算対象との関係も鑑みつつ決定した。

3.4.1 調査対象

表 3-20 に示す事業等に対し、ヒアリングを行った。

表 3-20 ヒアリング対象事業等一覧

連携事業等名	概要	備考
雪国観光圏	国の施策を活用し、「雪国」としての国際ブランド化を目指している。	「観光圏整備事業」を活用
南九州総合開発協議会	南九州地域の総合開発及び自立的発展を図るために相互協力や積極的な意見交換を行っている。	—
日南・大熊地区観光連絡協議会	圏域における観光事業の普及発展、観光地の保存開発を行っている。	—
南九州畑地かんがい事業推進連絡協議会	対象地区における畑地かんがい事業の推進等により、南九州畑作農業の発展と近代化に寄与することを目的に活動している。	—
定住自立圏構想（都城市、三股町、曾於市、志布志市）	国の施策を活用し、県境を越えた自治体と連携する。	「定住自立圏構想推進事業」を活用
広島広域都市圏形成懇談会	広島市を中心とし、県境を越えた自治体を含む圏域において交流を促進している。	—
広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会	広島湾域の望ましい将来像やその整備方向について、「海生都市圏構想」の基本テーマである『海との関わりの充実』に関する広域な調査研究を行うとともに、具体化方策の推進を図っている。	—
広島・宮島・岩国地域観光圏	国の施策を活用し、県境を越えた地域連携をして観光による地域活性化を図る。	「観光圏整備事業」を活用
中国山地県境市町村連絡協議会	中山間地域の共通の課題を抱える地域が連携し、地域活性化を図っている。（県境サミット）	「過疎地域集落再編整備事業」、「過疎地域の自立活性化推進に関する調査」を活用
聖地熊野を核とした癒しと蘇りの観光圏	国の制度を活用し、世界遺産でもある「熊野」を有する地域が、県境を越えて連携し、観光地としての魅力向上を図る。	「観光圏整備事業」を活用
3 圏域連携懇談会（八戸市、久慈市、二戸市）	県境を跨いで藩政時代よりつながりのあった圏域において、連携事業を展開している。	—
南部州デザイン会議	行政枠を越えて、住民レベルでの交流活動を実施している。	—
鳥取・岡山県境連携推進協議会	鳥取県・岡山県の県境地域において、自治体が連携し、圏域の活性化を図る。	—
中海圏域の定住自立圏	鳥取県・島根県にまたがる中海圏域の市町村により圏域の一体的な発展を推進する。	「定住自立圏構想推進事業」を活用

連携事業等名	概要	備考
ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト	千葉県と茨城県の関係市町村で伝統や地域性を生かした多種の観光振興の事業が行われている。	「観光交流空間作りモデル事業」を活用
日本の心のふるさとを守り育てる飛越協議会、飛越国際観光都市連合、ぶり街道推進協議会	安房トンネルの開通を機に連携を行ったぶり街道推進協議会をはじめ、富山市、高山市、松本市及び飛騨市の4市を中核とする地域連携により広域観光を推進している。	「ビジット・ジャパン・アップグレードプロジェクト」を活用
半島地域魅力発見委員会、松浦鉄道自治体連絡協議会	松浦市旧福島町が佐賀県佐世保市としか架橋されていないため2県にまたがる半島地域の指定がある松浦半島の地域振興の連携事業、及び同地域において県をまたがって運営されている松浦鉄道支援の協議会。	「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用
桂川・相模川流域環境保全事業	行政のみならず市民団体との協働のもと、相模川の水源地を目的として県境をまたがり長年活動している。	—
鳥獣害防止総合対策事業（長崎県、佐賀県）	長崎県、佐賀県の県境をまたいで鳥獣害防止総合対策事業を実施している事例。	「鳥獣害防止総合対策事業」を活用
AMA 地域連携事業	徳島県阿南市と高知県室戸市・安芸市の3市が県境を越えて飛び地で連携し、四国東南部の広域的かつ戦略的な地域振興を図ろうとしている。	「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を活用
過疎地域でのCATV網の多目的活用調査研究事業	CATV網を活用した生活支援を研究するため、総務省・奥出雲町の補助事業によりシステムを開発し、実証実験を日南町において実施している。	「過疎地域等自立活性化推進事業」を活用

3.4.2 調査結果

調査結果を以下に示す。

■連携事業について

(連携事業前のつながり)

- ・ 地形的な阻害要因等によりつながりのなかった地域もみられるが、大半の地域で行政レベル、民間レベルにおいて、協議会や期成同盟会といった組織による交流・連携がなされており、連携事業実施に向けた素地が形成されていた。

(連携事業のきっかけ)

- ・ 首長のトップダウンによる取組のほか、国の支援制度への応募、空港、道路などインフラ整備推進に向けた活動等がきっかけとなっている。
- ・ 同様の問題点をかかえる地域同士が、相互に連携する事で効率的かつ有効に地域振興を図ることの必要性から、連携のための組織を形成した。
- ・ 県をまたいで隣接している地域を知り、地域の一体感を醸成していくこと自体を目標として交流活動を行っている。

(連携における問題点・課題)

- ・ 関係機関との連絡調整や意見調整に時間を要する。
- ・ 専任担当者の不在により、持ち回りの事務局負担が大きい
- ・ 連携している地域同士の意志共有がうまくなされていない。
- ・ 国の支援制度について、手続きが煩雑である。
- ・ 地域の一体感は長い時間をかけなければ醸成できないため、出来る範囲で持続的に活動を進めていくことが大事である。

(成果)

- ・ 県境を跨いだ市町村同士の交流が活発化し、お互いの市町村の情報が得られやすくなった。また、地域内での意識共有を図る事が出来た。
- ・ 公共交通や福祉施設の利用など、行政サービスの一体化により、効率化が図られた。
- ・ 連携地域が共通でパンフレット・観光マップ等を作成し、広域エリアを一体化して PR をする事が出来た。
- ・ 大学との連携などにより、担い手の確保を促進した。
- ・ 広域連携の意義として、“可能性の広がり”や“プラスアルファ”がある。地域の一体化が進み、互いを知ることにより、地域に新たなプラスアルファが生まれることが、連携の意義である。

(今後の予定)

- ・ 連携事業による成果の継承とともに、新たな連携事業に向けた検討や連携促進に向けたインフラ整備の推進など、新たな取り組みに向けた活動が進められている。

■ 県境市町村であることについて

(自治体運営面のメリット・デメリット)

- ・ 共通の地域課題が多いため、連携事業の端緒がつきやすいものの、厳しい財政状況下での事業推進など、行政負担も大きい。

(隣県と県内の市町村との関係の違い)

- ・ 県境より離れ、地域の抱える問題・課題が異なる自県内市町村よりも、共通の問題・課題を抱える県境地域との連携の方が上手く行く場合がある。

(市民生活面で不便を感じていること)

- ・ 新聞、テレビ放送など隣県の情報が入手しがたい状況にある。
- ・ 道路、橋などのインフラ整備水準が低く、相互アクセスが不便である。

■ 県境連携の必要性とそれに関わる制度について

(連携の際に必要な要件)

- ・ 連携事業のコーディネーター役など、核となる人材、組織が必要である。
- ・ 相互交流・理解の拡大による一体感を醸成する必要がある。
- ・ 相互のアクセス性を高める道路などのインフラ整備が必要である。
- ・ 国の制度に関する情報は県を通じてのみ得ている場合が多く、市町村ですべての制度の情報を得ているとは限らないため、これを改善する必要がある。

(制度の使いやすさ)

- ・ 多くの制度では事業実施のかなり前である申請時の計画で実施しなければならず、また変更にも多くの労力と期間がかかってしまう。一方で、民間企業を巻き込んだ連携事業では、事業内容が直前まで改善され変更が生じることが往々にしてあるため、ある程度の変更は容易にできるようにして欲しい。
- ・ 国の費用を使うため、報告することはやむを得ないが、特に小さな自治体の担当者は他の業務と兼務し、一人で担当している場合もあるために多忙を極め、負担が大きい。

(県境連携における国の役割)

- ・ 県境地域の連携実態に合わせた制度への変更や、アクセス向上に資する道路などのインフラ整備がある。
- ・ 県境を跨いだ連携であるため、場合によっては県間の調整がスムーズにいくように調整役を担うことがある。

- ・（連携のノウハウを持たない自治体に対して）スペシャリストの派遣等の人的支援をして欲しい。

3.5 まとめと考察

県境を越えた連携に活用可能な国の支援制度を調査するとともに、県境地域で実施されている連携事業等に対するアンケート結果及びヒアリング調査を行うことにより、以下の事項が明らかになった。

【国の支援制度】

- 県境地域の連携促進に活用可能と思われる国の制度について、地域活性化総合情報サイト等を調査したところ、国土交通省、総務省等の支援制度が確認できた。農林水産省の「上下流いきいき流域プロジェクト事業」のように、そもそも県境を越えた連携のみを対象としている制度もみられた。
- 国の制度を活用した県境市町村の連携事業は、「産業・雇用促進」分野が最も多いが、内容は観光関連事業が主であった。また、県境地域には中山間地域が多いことから、「鳥獣害防止総合対策事業」についても比較的多くの実績がみられた。一方で、県境地域の市町村連携事業として活用が可能な制度にもかかわらず、現在は実績が確認できないものもみられた。

【アンケート調査】

- 県境連携事業では、「観光振興」に関する取り組みが最も多く全体の3割超である。地域別の取り組み状況をみると、中国圏・九州圏で多い。また、実施体制に着目すると、「環境管理」や「行政サービス」などの実務に則した連携事業で事務局が設置されている場合が多いという結果が得られた。
- 取り組み内容では、「広報活動」や「イベント開催」などに関する取り組みが多い一方、「施設共同利用」や「緊急時対応」など、行政サービスを向上させる取り組みについては、あまり実施されていないという結果が得られた。
- 県境を越えることにより、連携事業の効果が増したとの回答が多く、超えることにより負担が増したとの回答は少数であった。また、市民有志が会議などに参加する場合は、行政側のみで会議などを開催する場合よりも、「人的ネットワークの広がり」などの項目について効果的であったとの回答が多かった。
- 「行政サービス」に関する連携事業は、他の事業と比べて多面的な効果が確認された。また、県境を越えることにより生じる負担感も比較的小さいという結果が得られた。
- 連携事業そのものに伴う課題を除いた県境での連携を進める上での障害としては、「交通・社会基盤の未整備」を挙げる自治体が相対的に多かった。
- 計画策定により、事業に関する効果も負担も増加するが、負担を感じるよりも効果を感じる傾向であることがわかった。特に県を越えて連携事業を行うことにより、「追加の行政事務」で負担を感じるという回答が比較的多かった。
- 事業実施の際の課題への対応として、国や県による財政面・人材面での支援を期待する意見が多く挙げられた。特に、ノウハウや資金が不足する事業立ち上げ時の支

援が重要であるとの意見があった。県同士の利害が合致しない事業において、国の調整によりうまく立ち上げられた事例もみられた。

【ヒアリング調査】

- 今回ヒアリングを行った県境地域においても、国の支援制度を活用している例が多くみられた。例えば、福祉施設の共同利用といった行政サービスの向上や、地域全体を一体化したパンフレットの作成等の観光関連の取組みなどにおいて支援制度を多く活用している例がみられた。
- 国の支援制度への応募が連携のきっかけとなったと、国の制度そのものが連携を誘発している場合もみられる。
- 一方で、国の支援制度を活用せず、地域が自主的に連携・交流に取り組んでいる例もみられた。協議会や会議などの形で県境を跨いだ市町村が、様々な取組みを推進することにより、県境を越えた一体的な地域に関する意識の醸成が図られている。地域の一体感は長い時間をかけなければ醸成できないため、出来る範囲で持続的に活動を進めていくことが大事であるという意見もあった。
- 県をまたいで隣接している地域を知り、地域の一体感を醸成していくこと自体を目標として交流活動を行っている例もみられた。こうしたケースでは、地域の一体化が進み、互いを知ることにより、地域に新たな“可能性の広がり”や“プラスアルファ”が生まれることが、連携の意義であるとしている。

4章 海外における越境連携制度・取組みの調査

－EUの越境連携政策－

第4章 海外における越境連携制度・取組みの調査 —EUの越境連携政策—

4.1 概説

県境を越えた連携を促進するための制度のあり方に関する検討材料とするとともに、参考となりうる具体の先進的な連携実態を把握するため、EUで実施している欧州地域連携政策及び同政策に基づきドイツと近隣諸国間で実施されている連携プログラム例について、政策の背景を含め、その概要や特徴等を示す。

4.2 EUの地域政策

欧州連合（EU）の地域政策は、①経済的・社会的格差の縮小、②連帯精神の発現及び競争力の維持、③21世紀の課題への対応を政策実施の背景としている¹。EUでは、域内の経済成長や格差是正等に関して、政策の基本方針と2010年までの達成目標を示したリスボン戦略及びイエテボリ戦略が、それぞれ2000年、2001年に欧州理事会により採択され、2005年に改定されており、具体の地域政策もこれら戦略と関連づけられながら実施されている（EUの社会経済戦略等の詳細については、参考資料4-1参照）。欧州理事会や欧州議会で定める基本方針や規則に従いながら、欧州委員会（European Commission）の地域政策総局（Directorate General for Regional Policy）が地域政策の立案や実施等を行っている。

図4-1にはEUの予算の推移（見込みを含む）が示されているが、地域政策を含めた社会経済政策に充当される予算“持続的な成長（Sustainable growth）”は毎年増加しており、2009年からは最も大きな予算項目となっている。表中にもあるように、同予算は成長・雇用関連政策に配分される“成長及び雇用のための競争力確保（Competitiveness for growth and employment）”と、主に地域政策に用いられる“成長及び雇用のための結束（Cohesion for growth and employment）”（以下、「結束政策」と呼ぶ。）の2つにより構成されている²。2007-2013年期の総予算で見た場合、前者が約856億ユーロ（約11.1兆円）、後者が約3,474億ユーロ（約45.2兆円）となっている³。後者の予算は、同期間のEU全予算（9,748億ユーロ）の1/3以上を占めており、結束政策がEU政策全体の中で重要な位置づけとなっていることが伺える。

現在、結束政策は2007年から2013年の計画期間にあり、次の3つの政策目標（Objective）を設定し、目標毎にプログラムを実施している。

政策目標1：収斂政策（Convergence）

政策目標2：地域の競争力向上・雇用創出政策（Regional Competitiveness and Employment）

政策目標3：欧州地域連携政策（European Territorial Cooperation）

政策目標1の収斂政策（Convergence）は、欧州域内の経済的に立ち後れた地域に対して予算を充当し、地域間格差を是正（収斂）させるために行われている。GDPが欧州域内平均の75%以下の地域を基本的な対象としている（NUTS2レベルの84地域⁴、合計人口

¹ http://ec.europa.eu/regional_policy/policy/why/index_en.htm

² 結束政策のとりまとめは地域政策総局で行っている。また、2009年予算でみた場合、結束政策関連の総予算（約484億ユーロ）の77.5%（約375億ユーロ）が地域政策の予算であり、一方、地域政策の総予算（約379億ユーロ）の99.0%が結束政策関連である。（European Commission: General Budget of The European Union for The Financial Year 2009, Jan 2009）

³ カッコ内は1ユーロ=130円として計算。

⁴ NUTSは、The Nomenclature of Territorial Units for Statisticsの略。統計データを地域別にまとめる際の単位地

1.54 億人)。ただし、EU の東方拡大に伴い域内平均 75%を上回ったものの、引き続き格差是正に向けた補助を必要とする地域（16 地域、合計人口 1640 万人）も“Phasing-out”地域と称して収斂政策の対象としている。対象事業は、インフラ整備から中小起業支援まで様々な種類、規模のものがある。

地域政策総局で管理する欧州地域開発基金（EFRD）及び結束基金（Cohesion Fund）、並びに雇用・社会問題・機会均等総局で管理する欧州社会基金（ESF）の 3 つの基金全てが充当され（図 4-2）、2007-2013 年期の総予算で 2,828 億ユーロ（約 36.8 兆円）となっている。これは結束政策予算の約 82%、EU 予算全体でも約 29%を占め、巨額の歳出項目となっている。

政策目標 2 の地域の競争力向上・雇用創出政策（Regional Competitiveness and Employment）は、収斂政策対象地域を除いた残りの地域（168 地域、合計人口 3.14 億人）を対象に、地域の競争力向上、雇用創出に資する取組みに活用される。このうち 13 地域については、これまで収斂政策対象地域であったことに配慮し、“Phasing-in”地域と称して特別な予算配分が施されている。

欧州地域開発基金（EFRD）及び欧州社会基金（ESF）が充当され（図 4-2）、2007-2013 年期の総予算で 550 億ユーロ（約 7.2 兆円）（うち、Phasing-in regions には 114 億ユーロ）となっている。政策目標 2 は 19 の加盟国に関係している。

政策目標 3 の欧州地域連携政策（European Territorial Cooperation）は、国境を越えた連携の支援に用いられ、越境地域連携（Cross-border cooperation）、超国家連携（Trans-national cooperation）及び地域間連携（Interregional cooperation）の 3 種類がある。越境地域連携の対象となる越境地域の人口は 1.817 億人（全人口の 37.5%）となる。また、現在実施している 13 の超国家連携は EU の全地域をカバーしている。

欧州地域開発基金（EFRD）のみがこの政策目標に対して充当される（図 4-2）。予算規模も他の 2 つの政策目標と比較して小さく、2007-2013 年期で結束政策全体の 2.5%にあたる 87 億ユーロ（約 1.1 兆円）が配分される。このうち、64.4 億ユーロが越境地域連携、18.3 億ユーロが超国家連携、4.45 億ユーロが地域間連携に用いられる。

このように、欧州地域連携政策は予算的にあまり大きなものではなく、政策の位置づけとしても、他の 2 つの政策目標を補完する位置づけとなっている。プログラム内で行われる個々のプロジェクトについても、EC 規定での主要プロジェクト（Major Projects）⁵の要件に該当する大型のプロジェクトはなく、比較的小さなものが多い（Major Projects は他の 2 つの政策目標で実施）。

欧州地域連携政策の詳細については、4.3 に示す。

域として設定されている。地域政策の予算等は、NUTS で分割された地域における GDP などの統計データ等に基づき配分が決められる。NUTS には 3 つの階層があり（NUTS1～NUTS3）、地域政策で配分対象とする地域レベルである NUTS2 では、27 加盟国が 271 地域に分割され、各地域の人口は約 80 万～300 万人となっている。
⁵ EC 規則 1083/2006 第 39 条に規定される、5 千万ユーロ（環境関連の場合は 2.5 千万ユーロ）を超えるプロジェクト。

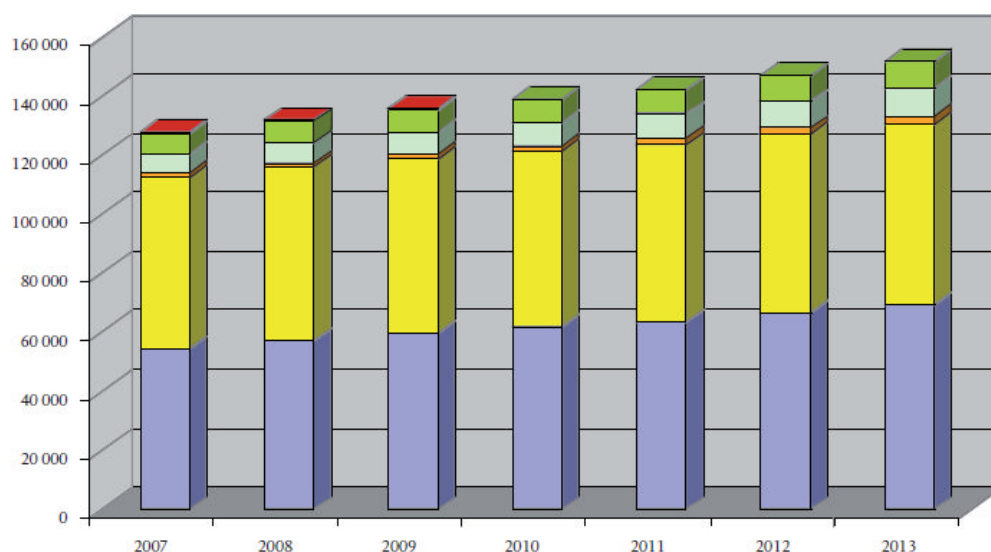
2007年からの結束政策では、地域の自主性や固有性に配慮しつつ、政策の基本理念や優先事項を実際のプログラムに反映させるための手続き・枠組みを設けている。まず、欧州共同体として共同体戦略指針（Cohesion Policy in Support of Growth and Jobs: Community Strategic Guidelines, 2007-2013）を策定し、政策の基本理念や優先事項を示した上で、加盟国が指針に従い各国別の優先事項や資金計画をまとめた戦略的参照文書（National Strategic Reference Framework）を策定する。参照文書が個別の実施プログラムに関連づけられながらまとめられることを通して、それぞれの実施プログラムがEUの優先事項に配慮された形となるとともに、プログラム全体としても各国・地域固有の状況にも配慮したものとなる。

また、2006年までの課題を踏まえ、2007年からの結束政策では、次のような規定の見直しが行われている。

- 2000-2006年プログラムで10あった実施規則を1つに集約
- 加盟国との共同出資プロジェクトでは、加盟国の適用基準を用いることが可能に（それまでは委員会の基準と両方を満たす必要あり）
- 資金管理の簡素化
- 管理システムの整合性の増加・簡素化；小規模のプログラムは（EUではなく）国の規定に従い実施
- 情報提供・コミュニケーションルールの透明化
- 電子政府の実施：加盟国；委員会間は電子データでのみ書類をやりとり

なお、現在EUでは、リスボン戦略が2010年に期限を迎えることを受け、今後10年間の新たな成長戦略の策定を進めている。2010年3月には、欧州委員会から新成長戦略の案が公表された⁶。新成長戦略をめぐる動向、戦略の概要や評価などについて、参考資料4-1にまとめている。

⁶ European Commission: EUROPE 2020 - A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth, March 2010



結束政策予算

(in million EUR, at current prices)

APPROPRIATIONS FOR COMMITMENTS	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	Total 2007-2013
1. SUSTAINABLE GROWTH	53 979	57 653	59 700	61 782	63 638	66 628	69 621	433 001
Competitiveness for growth and employment	8 918	10 386	11 272	12 388	12 987	14 203	15 433	85 587
Cohesion for growth and employment	45 061	47 267	48 428	49 394	50 651	52 425	54 188	347 414
2. PRESERVATION AND MANAGEMENT OF NATURAL RESOURCES	55 143	59 193	59 639	60 113	60 338	60 810	61 289	416 525
Of which: Market related expenditure and direct payments	45 759	46 217	46 679	47 146	47 617	48 093	48 574	330 085
3. CITIZENSHIP, FREEDOM, SECURITY AND JUSTICE	1 273	1 362	1 523	1 693	1 889	2 105	2 376	12 221
Freedom, security and justice	637	747	872	1 025	1 206	1 406	1 661	7 554
Citizenship	636	615	651	668	683	699	715	4 667
4. EU AS A GLOBAL PLAYER	6 578	7 002	7 440	7 893	8 430	8 997	9 595	55 935
5. ADMINISTRATION ⁽¹⁾	7 039	7 380	7 699	8 008	8 334	8 670	9 095	56 225
6. COMPENSATION	445	207	210					862
TOTAL COMMITMENTS APPROPRIATIONS	124 457	132 797	136 211	139 489	142 629	147 210	151 976	974 769
as a percentage of GNI	1,04 %	1,06 %	1,04 %	1,02 %	1,00 %	0,99 %	0,98 %	1,02 %
TOTAL PAYMENTS APPROPRIATIONS	122 190	129 681	123 858	133 505	133 452	140 200	142 408	925 294
as a percentage of GNI	1,02 %	1,03 %	0,94 %	0,97 %	0,93 %	0,94 %	0,91 %	0,96 %
Margin available	0,22 %	0,21 %	0,30 %	0,27 %	0,31 %	0,30 %	0,33 %	0,28 %
Own resources ceiling as a percentage of GNI	1,24 %	1,24 %	1,24 %	1,24 %	1,24 %	1,24 %	1,24 %	1,24 %

⁽¹⁾ The expenditure on pensions included under the ceiling for this heading is calculated net of the staff contributions to the relevant scheme, within the limit of EUR 500 million at 2004 prices for the period 2007-2013.

(出典 : European Commission, “General Budget of The European Union for The Financial Year 2009”, Jan 2009)

図 4-1 2007-2013 年期の EU の予算枠の推移 (2004 年価値で計算)

政策目標、構造基金及び政策ツール
Objectives, Structural Funds and instruments

2007-2013

政策目標 Objectives	構造基金及び政策ツール Structural Funds and instruments		
収斂政策 Convergence	ERDF	ESF	Cohesion Fund
競争力向上・雇用創出政策 Regional Competitiveness and Employment	ERDF	ESF	
欧州地域連携政策 European Territorial Cooperation	ERDF		

(http://ec.europa.eu/regional_policy/policy/object/index_en.htm より作成)

- ※ ERDF(European Regional Development Fund):
 欧州地域開発基金。投資の促進及び EU 域内の地域的不均衡是正のための基金。研究開発、環境問題、防災、インフラ整備等に優先的に配分。⁷
- ※ ESF(European Social Fund):
 欧州社会基金。雇用及び雇用機会を改善するための EU 社会経済政策のための基金。労働者・企業の適応性改善、雇用機会の増進、社会的包摂の強化等に関する加盟国の取組みを支援。⁵
- ※ Cohesion Fund:
 結束基金。欧州共同体の経済的・社会的結束を強化するための基金。持続的開発の促進、特にトランスヨーロッパネットワーク(TEN-T)の整備や環境保全に投資。予算の 1/3 が新加盟国に配分。⁵

図 4-2 EU 結束政策の政策目標と充当基金の関係

⁷ European Commission: Cohesion policy 2007-13 - Commentaries and official texts, Jan 2007

4.3 EUの地域連携政策

4.3.1 経緯

EUでは、1989年より、国境を越えた地域間の連携に対する支援を実施している。また、欧州ではユーロリージョンと呼ばれる地域間の自発的な連携が古くより行われている。ここでは、ユーロリージョンを中心とする地域連携の歴史及びEUの取組みの経緯を示す。

(1) ユーロリージョン

ユーロリージョン (Euro-region)⁸は、国境付近の地域同士が国境を越えて連携活動を行うための枠組みである。1958年にドイツ～オランダの国境地域、ドイツのグローナウ市 (Gronau) とオランダのエンスヘーデ市 (Enschede) の地方自治体間の合意により初めて創設された⁹。現在では欧州全域で60ほどが創設され活動している。各国の首都から離れ、必然的に経済発展から取り残されている国境地域において、地域の活性化を目的として、地域が中心となって中小起業支援などの経済協力、自然保護などの環境協力、教育・観光などの文化協力、自然災害への共同対処などの社会協力などの活動が行われている¹⁰。

高橋 (2006) によれば、ユーロリージョンは1960年代には、アルザス・ロレーヌなど戦争の度に国境線が変更され、地域の結びつきの分断・再構築を余儀なくされた地域でのイニシアチブであったが、EC域内としては散発的で各地に波及するような状況ではなかった。一方、1989年の冷戦終結後、東西の国家間の地域協力の進展と並行して、かつての東西分断線上、東西ヨーロッパの国境線を挟んで位置する地方自治体間でユーロリージョンを結成する動きが相次いだ。冷戦以前に交通の要所であった地域が冷戦により辺境地帯となり、その地理的位置から生じている後進性を克服するために、途絶えていた人々の交流を活発化し、地域全体の活性化を目指そうとするものであった。こうした動きはEUの地域政策と連動することにより促進されている¹¹。

⁸ ヨーロピアン・リージョン (European Region)、またはそれを縮めて付けられたオイレギオ (EUREGIO) とも呼ばれている。

⁹ 現在では130の自治体・関係機関により活動が行われている。詳細については <http://www.euregio.de/cms/publish/content/showpage.asp?pageid=213> 参照。

¹⁰ 吉田康寿：ユーロリージョンの役割と展望 カルパチア山脈周辺を事例として，外務省調査月報，No.4，pp.17-35,2003。

¹¹高橋和：EUにおける地域協力の制度化の進展と地域的空間の形成に関する一考察 INTERREGⅢをめぐって，山形大学紀要（社会科学），第36巻第2号，pp.47-67,2006

EU の地域連携政策（INTERREG）

EU の地域連携政策 INTERREG は、1989 年のパイロットプロジェクトを経て 1990 年から開始された制度である。プログラムの適応対象地域において、国境を越えた地域連携活動の実施プログラムを担う地域の自治体に対して補助金を交付し、国境地域の協力的な越境活動を支援することにより、EU 内における国を越えた結びつきの強化を目指したものである。

連携政策の背景にある国境地域の課題として、

- ①各国内の意志決定センターである行政の中心地から離れていること
- ②地形が厳しい箇所が多いこと
- ③（①、②の要因もあり）一般に人口が少なく生産性や GDP も低いこと

が挙げられ、政策の狙いとして、こうした課題を抱える国境地域の発展の他、文化的、言語的な違いや政治的・社会的な国境を乗り越えて、国境地域での政策の統合を図ることにあるとしている¹²。

欧州委員会は 1989 年に、14 グループのパイロットプロジェクトに対して、欧州地域開発プログラム（ERDP）に基づき約 21 百万エキュ（ECU）を配分することにより、初めて地域連携に補助を与えた。これらのプロジェクトは越境地域の構造的発展の困難を解消するために計画されたものであった。

1990 年にパイロットプロジェクトの経験に基づき、INTERREG コミュニティイニシアチブが創設された。INTERREG I（1990-1994）は、31 の実施プログラムにより実施され、1082 百万エキュが用いられた。INTERREG プログラムの補完として、REGEN イニシアチブ¹³が同年に始められている。

INTERREG II（1994-1999）は、INTERREG I と REGEN の政策目標を組合せ、59 の異なる実施プログラムを通じて実施された。総予算は 3,519 百万エキュで、次の 3 つのストランド（要素）に配分された。

- ①INTERREG IIA（1994-1999）－越境連携
- ②INTERREG IIB（1994-1999）－エネルギーネットワークの完成
- ③INTERREG IIC（1997-1999）－地域的な計画分野の連携、特に水資源管理に関するもの

INTERREG III（2000-2006）は 50 億ユーロを超える予算で、第 2 期と同様、3 つのストランド（要素）からなる。

- ①越境連携（ストランド A、53 プログラム）
- ②超国家連携（ストランド B、13 プログラム）
- ③地域間連携（ストランド C、4 プログラム）

¹² 欧州委員会地域政策総局の地域連携政策担当主任事務官に対するヒアリングより。

¹³ 政策目標 1 地域における交通及びエネルギー分配のための汎ヨーロッパ・ネットワークのいくつかのミッションリンクを完成させるためのイニシアチブ

INTERREG III までの成果として、①加盟国地域同士の相互理解、②共通の問題に対する連携・協力の促進があげられ、一方、課題としては、言語など異文化の調整や行政に関する調整があるとしている⁸。

2007 年からは第 4 期（2007-2013 年）の地域連携政策（INTERREG IV）が実施されているが、このときから EU 結束政策の 3 番目の政策目標として位置づけられるようになった。現行政策の詳細については、4.3.2 に示す。

4.3.2 現行政策（2007-2013年）の概要と特徴

共同体戦略指針では、地域連携関連のプログラムを含む結束政策で資金提供されるプログラムは、改定リスボン戦略等に従い、次の3つのプライオリティから目標を求めなければならないとしている。また、指針はリスボン戦略で示された雇用や経済成長を地域の観点から捉え直すとともに、成長・雇用アジェンダと地域的結束という2つの目標のバランスをとることを求めるとしており、経済成長・雇用政策を地域的な政策として位置づけると同時に、こうした経済的側面だけでなく、欧州地域の一体化を図るいわば地理的な結束を重視していることが伺える。

- アクセスの改善、十分なサービスの質・レベルの確保及び環境ポテンシャル保持に関する改善を行うことにより、加盟国、地域及び都市の魅力を改善する
- イノベーション、起業及び新たな情報通信技術を含む知的経済の成長を促進する
- より多くの人々を雇用・起業活動に引きつけること、労働者や企業の適応性を改善すること及び人的資源への投資を増やすことにより、より多くのよりよい仕事を創造する

また指針では、国境はしばしば欧州地域の発展の障害となり、潜在的成長力を制限するため、地域を越えたより密接な連携は結果として経済的発展の促進とより高い成長の達成を助けることとなるとしており、越境連携を通じた地域的結束が経済成長にも繋がると位置づけている。

以下では、欧州地域連携政策の下に位置づけられている3つの連携（越境地域連携、超国家連携、地域間連携）と、こうした連携を促進・支援する枠組みとして創設された EGTC の概要と特徴について示す。

(1) 越境地域連携（Cross-border cooperation）

越境地域連携のねらいは、労働・資本市場、インフラネットワーク、行政機構や制度等が分断され、共通の課題に直面する国境で分断された地域の統合にある。国境を挟んだ地域同士の“ギャップを埋め”、国境の障害を取り除くことを目標としている。

連携プログラム策定・実施にあたり重視すべき点として、指針では国境地域の競争力強化や経済成長・雇用促進をあげている。背景にある国境地域の課題として、①各国内の意志決定センターである行政の中心地から離れていること、②地形が厳しい箇所が多いこと、③（①、②の要因もあり）一般に人口が少なく生産性や GDP も低いことがある。プログラムが国境両サイドの経済格差を解消し、経済的・社会的統合に貢献することが重要であるとしている。

同時に、地域固有の状況への配慮も重視されている。すなわち、一般的な推奨事項が多様な状況にいつも当てはまるとは限らず、それぞれの国境地域で直面する固有の状況に応じて加工されなければならないとしている。

地域政策の広報誌 *Inforegio Panorama* 24 号¹⁴は、欧州地域連携政策目標の特集号となっており、図 4-3 に示す採択された 52 の越境連携プログラムで取り扱う課題として、次を挙げている。2007-2013 年期の総予算の 70% (64 億ユーロ) が越境地域連携に配分される。

- 起業促進、とくに中小企業、観光、文化及び越境貿易の発展に関するもの
- 自然資源の共同管理の改善
- 都市部と地域部のリンクの支援
- 交通・通信ネットワークへのアクセス改善
- インフラの共同利用の進展
- 行政、雇用と機会均等に関する業務

このように、経済成長や雇用促進に寄与する直接的な活動から、自然資源管理など共通の課題への対応、交通・通信インフラの改善など経済成長や連携交流の基盤となる条件の整備など、多岐の分野にわたる活動が含まれている。特に、交通・通信インフラの改善や新たなアクセス区間の整備については、国境を越えた接点を確立し発展させるための前提条件として、有用な出発点となると指針では位置づけている。

欧州委員会地域政策総局に対するヒアリングから得られた、越境地域連携の特徴、実施方法、効果や課題等について次に示す。

【特徴】

- 全ての国境上にプログラムを組んでいる。各地域の状況に応じたプログラムとなっているが、経済発展の促進、環境活動及び文化的・社会的関係の強化については、全地域に共通する目標としている。
- プログラムの範囲や対象については、個々の国、地域の実情に応じて決められる。一般には広いエリアとする方が影響範囲が広がり、また広範囲の協力となるため望ましい。ただし、小さな範囲のほうが人々により近い形で実施できるという利点もある。そこで現在は、目的に応じた異なるプログラムを用意している（越境地域連携、超国家連携、地域間連携）。
- 基本的には NUTS2 単位でプログラムを調整、実施している。個々のプロジェクトは基礎自治体レベルが多い。
- 結束政策に充当する構造基金 (Structural Fund) については、対象に応じて割合は異なるが、必ず受領者側の負担が生じる（例えば収斂政策では 70% など）。例えば欧州社会基金 (European Social Fund) では、100% 補助とする案が出ているが、受益者の自助努力を損なうため、いくらかの負担をすべきと考える。

【実施方法】

¹⁴ European Commission Directorate-General for Regional Policy: *Inforegio Panorama*, No 24, Dec 2007

- ・プロジェクトにはボトムアップで管理当局にあがってくるものと、地域の行政当局が主体となり長期的な視点で行う戦略的プロジェクトがある。
- ・初めにEUにプログラムが申請される段階では、コンサルタントに業務を委託してSWOT分析等が行われ、プログラムの妥当性の検証が行われる。ただし、コンサルタントによる公式の評価は表層的なため、個別の条件に応じた規定のない自由な評価を別途行っている（例；人口減少問題に対応したプログラムにおける人口指標等）。
- ・連携政策の予算配分のための基準は、リスボン戦略に基づき国内総生産、失業率等の統計データから設定される。基準案が欧州委員会地域政策総局の作業部会で提案された後、各国間の話し合いで政治的に決定され、各国への配分が決まる（最終的な基準は公表されている）。各プログラムへの予算配分は、各加盟国内で個々に決められるため、EU側でプログラムの内容に応じて配分額を変えたり、申請されたプログラムを却下したりすることはない。
- ・個々のプロジェクトは、地域の代表で構成される各プログラムの管理（運営）委員会により定められた基準に基づき、（各プログラムの）合同専門政策事務局での評価を経て、管理委員会により実施が決定される。選定基準は、管理委員会が外部に委託して定める。

【成果、課題と対応】

- ・これまで実施した連携政策の成果として、①加盟国地域同士の相互理解、②共通の問題に対する連携・協力の促進があげられる。困難であった課題として、言語など異文化の調整、行政に関する調整がある。
- ・加盟国地域からは、プログラム手続きが煩雑すぎるという不満を受けている。2007年からの結束政策では、4.2 に示すように実施規則の集約、報告書等の電子データのみでの提出など、規定の簡素化が図られている。
- ・現在はプロジェクトの戦略性を強めようとしている。プロジェクトが終わればそれで終了ではなく、その後も地域の自主的な活動が継続されるようなプロジェクトへの融資が重要である。

(2) 超国家連携 (Trans-national cooperation)

個々の国のエリアを超えた広域地域において戦略的重要性を有する事柄について、加盟国を越えた連携を行うためのプログラムを支援する。こうした支援を通じて“汎欧州地域 (Trans-European zone)”を発展させていくことを目指している。

図 4-4 に示す採択された 13 のプログラムでは次の課題を扱っている。2007-2013 年期の総予算の 25% (18 億ユーロ) が超国家連携に配分される。

- イノベーション、特に大学、研究機関、中小企業のネットワークに関するもの
- 環境、特に水資源、河川、湖、海に関するもの
- アクセシビリティ、遠距離通信を含む、特にネットワークの構築に関するもの
- 持続可能な都市の発展、特に多極型の発展 (Polycentric Development) ¹⁵

このように、超国家連携は相対的に不利な状況に置かれがちである国境地域固有の課題の解消ではなく、国を跨ぐ広域課題への対応に着目したプログラムを支援するものである。多極型の発展をプログラムで対応する課題と位置づけることなどは、プログラムや連携の性質を考える上で興味深いものがある。

(3) 地域間連携 (Interregional cooperation)

地域間連携では、欧州レベルで地域間の“地域の発展に関するナレッジ”を結びつけるため、研究・データ収集、連携プログラムに関する経験 (ベストプラクティス) の交換を支援する。

2007-2013 年期中で 4.45 億ユーロの予算が配分されており、この枠組みの下で INTERREG ストランド C, INTERACT, ESPON といった具体の支援プログラムが実施されている。

【INTERREG IVC】

異なる国々の地方機関の間で、グローバリゼーション、人口構成の変化、エネルギー供給や気候変動など、共通する課題に関して経験を交換するための枠組みを提供するものである。

2つの優先課題 (イノベーション&ナレッジエコノミー、環境保全&リスク予防) の下に9つのサブテーマが設定され、3.21 億ユーロの予算の 55%が優先課題 1 (経済) テーマに、39%が優先課題 2 (環境) テーマに、6%がプログラムの技術支援に充てられている。

EU 加盟国の他、ノルウェー、スイスを支援対象としており、ウェブサイトでの情報提

¹⁵ EU では、都市への集中による弊害と地方との格差解消を目的として、多極型の発展 (Polycentric Development) を目指した政策、例えば Central Europe プログラムなど、を実施している。
(<http://www.central2013.eu/competitiveness/about-competitiveness.html>)

供、セミナー及び個別コンサルテーションにより連携活動を支援している。

【INTERACT】

INTERACT (INTERREG Animation, Cooperation and Transfer) プログラムは欧州地域連携プログラムの管理や普及の責を担う機関や関係者をターゲットとし、次に示すようにグッドガバナンスの促進を狙いとして、セミナー、アドバイザーサービス、オンラインツール等を通じて支援と助言を行っている。EU 加盟国の他、ノルウェー、スイス及び周辺国が対象であり、34 百万ユーロの予算が配分されている。

- プログラム管理のよりよい効率性に貢献すること
- プログラム普及の効果を増すこと
- プログラムやストランド間におけるノウハウの移転や知識の交換を促進すること

【ESPON】

“欧州空間計画観察ネットワーク (European Spatial Planning Observation Network, ESPON)” は、2002 年に開始された欧州領域内の動向を空間的・領域的に把握するためのプログラムである。社会構造、傾向、展望及び EU 政策の地域や都市に与えるインパクトに関する事柄を地域別に整理し、空間的に表現することにより、政策立案、成長・雇用促進の支援活動に貢献する。データ、指標及び地図が ESPON のウェブサイト及び様々な ESPON の出版物を通じて得られる¹⁶。現在実施されている ESPON 2013 プログラムは 2008 年 1 月に開始され、47 百万ユーロの予算が配分されている。

このように、地域間連携下の各種プログラムでは、地域連携に関する様々な情報（例えばプログラム実施に関する経験値、各種データの空間的な状況など）の提供や、個別コンサルティングなどを通じて、連携実施主体を様々な側面からサポートしている。こうした取組みをそれぞれのプログラム実施機関の自主的な取組みにゆだねるのではなく、広域的な行政主体である EU の役割と位置づけ実施していることは、我が国における支援のあり方を考える際にも参考になるとと思われる。

¹⁶ <http://www.espon.eu/>

(4) EGTC (European Grouping of Territorial Cooperation)

EGTC は、“異なる国の法令及び手続きの枠組みの中で、越境、国家間及び地域間連携活動を管理する際に直面する障害や困難を減じる”ため、連携を実施する地方公共団体のために、欧州共同体が創設した制度である。2006年に EC 規則 1082/2006 として採択され、翌 2007 年より EU 域内に適用、共同体の監視のもと個々の加盟国で関連する国法が改定されている。

EGTC 制度創設の背景として、1990 年から始まった連携プログラムにおいて、異なる法的・行政システムがプログラムやプロジェクトの円滑な実施に対する実質的な障害となったことが挙げられる。関連する制度として、欧州評議会で提案され 1980 年から効力を有する“国境を越えた連携に関する欧州枠組み協定 (European Outline Convention on Transfrontier Co-operation) (別名マドリッド協定)”に基づき、連携活動を管理する法人を共同で立ち上げることは可能であった。しかし、新加盟国との国境ではこの協定が効力を有しないこと、個別の批准や交渉を必要とすることなどから、制度の適用が進んでいなかったことが、欧州共同体による EGTC 制度の提案につながった (EGTC も含めた関連制度の特徴については図 4-5 を参照)。

EGTC の規定により、異なる加盟国の地方公共団体や関係公的機関が、法人格を有する共同団体を設立し、欧州地域連携政策下の実施プログラムや、プログラム下の個別プロジェクト等を管理することが可能となった。EGTC の特徴としては、次が挙げられる。

- EGTC は、共同体が連携政策等を通じて認知するどの“契約機関 (国、州、地方団体や公的機関等)”に対しても適用できる。
- EGTC は法人格を持つ: 加盟団体を代表する能力を有する; 契約を結び、人を雇い、動産及び不動産を所有することが出来る。
- EGTC は、警察権及び法制権をのぞき、加盟する地方公共団体等と同様の能力を行使できる。
- 別途規定がない場合、EGTC の事務所が登録された国の法律が適用される。
- EGTC は、共同体の基金が用いられるプロジェクトの期間を越えて際限なく設置期間を延長できる。他の財源による連携活動のために継続性を与える。

各加盟国は、EGTC の設立を可能とする必要な適用策、例えば協定及び規約を確認する能力を有する機関の指定、関連する法体系 (公法または私法) の特定や、規則に相反する国法の規定の廃止、について法制化しなければならないと規則に示されている。

また、加盟団体によるイニシアチブが重視されており、加盟団体は、対象及びカバーする地域の範囲を特定した上で、目的に沿って適切に固有の EGTC に関する協定及び規約を定めることが出来る。

【EGTC の適用事例 - The Cerdagne and Capcir cross-border hospital -¹⁷】

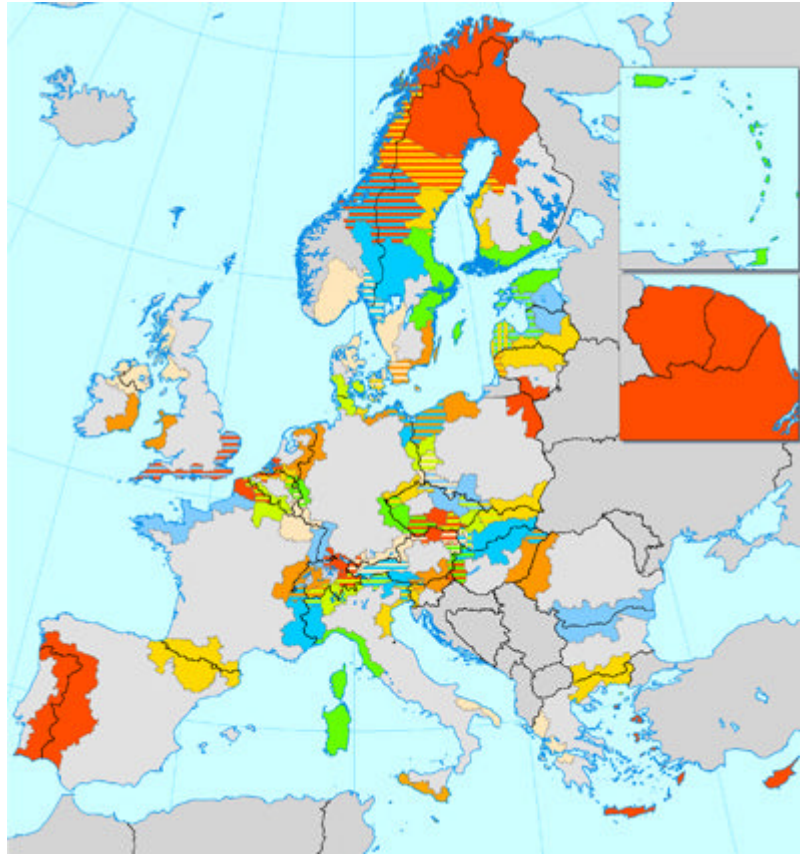
スペインとフランスの国境地帯 Cerdagne では、スペイン側に 12 世紀の建物を使った病院が一つあるだけであり、フランス側は病院に行くために車で 1～2 時間かける必要があった。

2000 年より保健サービスの計画管理にかかる機関（州の厚生省）は、ヘルスケアへのアクセスと救急サービスの組織を改善するための方法について調査を始めた。2001,2003 年に合意文書が署名され、フランスの患者が救急サービスと出産に関してスペインの病院を使えることが可能となった。フランスとスペインの機関はこれらの合意をさらにすすめ、2つのヘルスシステムの利点をあわせた越境ヘルスネットワークの確立を目指した。

このプロジェクトは、2006 年までは法令面での困難、長期にわたる主要な保険セクターの参画を可能とする法的枠組み、に直面していたが、EGTC がそれを解決した。

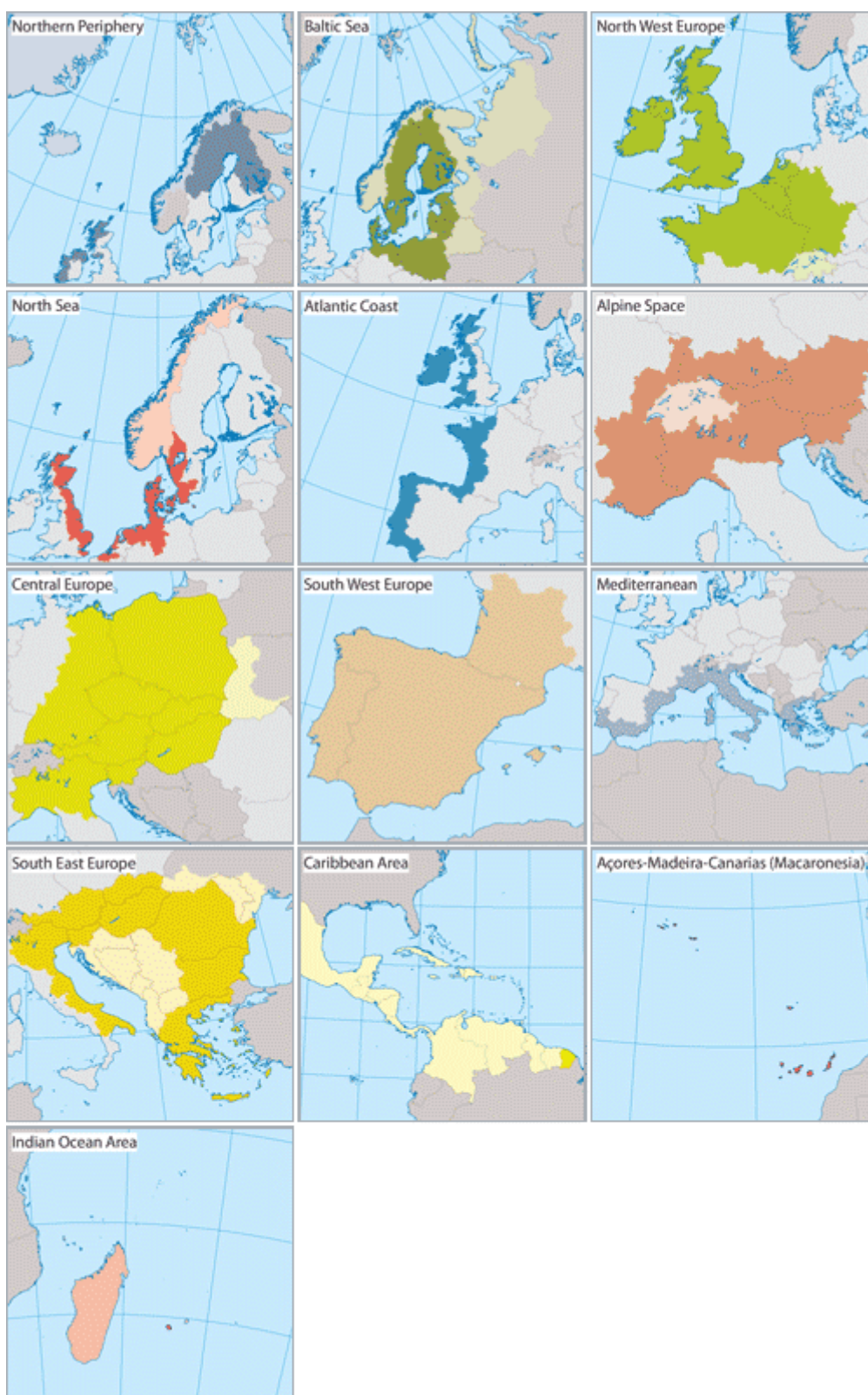
今後設立される EGTC では、2010 年に出来る病院の国境を越えたマネジメントを担う。病院は国境から 2km 離れた Puigcerda 市に位置し、短期入院、緊急・出産ケアに対応する。

¹⁷ The MOT guides 7 – The European grouping of territorial cooperation –



(出典 : http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas2007/eu/crossborder/index_en.htm)

図 4-3 越境地域連携 (Cross-border cooperation) 実施地域 (52 地域)



(出典 : http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas2007/transnational/index_en.htm)

图 4-4 超国家連携 (Transnational cooperation) 実施地域 (13 地域)

表 4-1 越境連携活動を管理するための法的枠組み

法的根拠 枠組み	国家法に 基づく枠 組みの例	国家間の 越境連携 協定	欧州共同 体法	利点	欠点	事例
連携協定	私法に基 づく協定 (伊) 公法に基 づく協定 (仏)	越境連携 協定(白、 独、仏、 伊、西他)		最も容易な連携の枠 組み 法人格のない組織設 立が可能	署名者の責任の下、 協定事項を実施	Pro Europe Viadrina ユー ロリージョン (独/波)
私法に基 づく非営利組 織	組合(白、 独、仏、 伊他) 財団(蘭、 チェコ他)		欧州組合 ※ 欧州経済 利益団体 (EEIG)	選択した根拠法に 応じて法的団体または 法人になることが可 能 加盟団体に法的自治 権 設立が容易	プロモーション、ロビ ー活動及び調査に任 務が限定 加盟機関の権限実 施を代行することは 不可	Meuse-Rhine オイレギオ 財団(白/蘭 /独)
制度化され た官民パート ナーシップ (PPP)	SEML(ロ ーカル PPP) (仏)	越境連携 のための 地方団体 (白、独、 仏他)		既存の PPP の仕組 みの国境を越えた実 施が可能	商工業活動に目的が 限定 初期の財政負担が 必要	SEML Initialité(仏/ 白)
公法に基 づく組織	コンソシ オ(西) 欧州地区 (仏)			公法に基づく法的団 体 加盟団体の利益に適 う全ての任務実施が 可能:ガバナンス、公 的サービス、公共施 設等	登録された事務局が 位置する国の法律に 従う 特定の国境に適用が 限定	REGIO PAMINA LGCC(仏/ 独)
EGTC			公法また は私法に よる EGTC	EC 規定上のいかな る「契約機関」も実施 可能 全ての EC 国境に適 用 加盟団体の権限内 の全ての任務実施が 可能	登録された事務局が 位置する国の法律に 従う 協定策定及び改訂 時に国の事前承認が 必要	Lille-Kortrijk -Tournai 欧 州大都市圏 EGTC(仏/ 白)

※ 1992 年より検討中の EC 規定

(MOT: The MOT guides 7 – The European grouping of territorial cooperation –, May 2008 より作成)

4.4 越境地域連携の実施例

欧州地域連携の実態を調査するため、個別の地域連携プログラムの実施機関に対するヒアリングを行ったため、ここではその概要を示す。日本で衰退が進む県境地域への対応の参考とするため、人口減少等の衰退が進む旧東欧地域を含む、ドイツ・バイエルン州～チェコ、オーストリアとの連携事務局であるバイエルン州経済インフラ交通技術省、及びドイツ・ザクセン州～チェコ、ポーランドとの連携事務局であるザクセン州経済労働省に対してヒアリングを行った。

4.4.1 ドイツ・バイエルン州とチェコ、オーストリアとの連携事例

ドイツ・バイエルン州～チェコとの越境地域連携プログラム（図 4-5、表 4-2）及びドイツ・バイエルン州～オーストリアとの越境地域連携プログラム（図 4-6、表 4-3）に関して、ヒアリング及び収集資料より以下の知見が得られた。

【背景、目的等について】

- ・ 欧州における経済・社会結合の強化、リスボン戦略（Lisbon Strategy） ・ イエテボリ戦略（Gothenburg Strategy） の実施、及び国境を挟んで隣接する地域間協調の促進を主要な目的としている。
- ・ 若者の大都市への移住が著しく、その結果、国境地域での人口の高齢化も深刻である。そこで、越境連携に際してどのようなプロジェクトを行い、若者にとって魅力的な地域づくりをしていくか考える必要がある。

【特徴、実施方法等について】

- ・ 第 3 期のプログラムでは直接国境に面する市だけを対象領域としていたが、現在（第 4 期）のプログラムでは、直接国境に面する市だけではなくその隣の市まで含めた地域を対象領域としている。プログラムごとに人口構成、経済インフラ状況の発達等を踏まえ SWOT 分析を行い、どのような対象規定領域が適しているか判断した。具体的には、インフラ不足への対応等のため対象範囲を広げている。
- ・ 最終目的は、それらの地区が共同プロジェクトを行うことにより同一地域としての共同意識を生み出すことにある。
- ・ 活動対象分野は以下のとおり。
 - 第 1 優先度：研究、観光事業、人的資源
 - 第 2 優先度：ネットワーク、環境保護、モビリティ、社会保障・社会福祉関連地域イニシアチブ
- ・ プロジェクトの申請方法について、第一にプロジェクトを希望する側が主導的パートナーとなり、相手側であるプロジェクトパートナーを指定する。その後、以下 4 項目の条件が満たされた場合、プロジェクトが申請可能となる（図 4-7）。
 - ①共同立案
 - ②共同実施

③人材の共同

④共同の資金調達（特に重視している。）

- ・実際の申請はそれぞれの担当政府へ提出される（チェコの場合は中央政府、バイエルン州の場合は州政府）。前述の条件が満たされたプロジェクトの提案書は共同担当委員会で吟味され、最終的にプロジェクト推進に関する以下のような共同決議が下される（図 4-8）。

①プロジェクト認可

②プロジェクト却下

③プロジェクト条件付認可（例えば、環境・雇用などによる諸条件下では認可等）

- ・共同担当委員会のメンバーについて、バイエルン州～チェコ地域連携では表 4-4 のとおりとなっている。投票権を有する委員として、バイエルン州政府、チェコ政府、地方自治体の代表の他、ユーロリージョンの代表も加わっている。投票権のないアドバイザーメンバーとしては、欧州委員会、政府関係機関の代表の他、NGO が参画している。一方、バイエルン州～オーストリア地域連携では表 4-5 のとおりであり、国・州政府、ユーロリージョンの代表等が委員またはアドバイザーメンバーとなっている。
- ・評価について、プロジェクトレベルでは目標値を設けて評価をしている。ただし、経済指標等によるプログラム全体の評価は行っていない。経済指標は経済状況の善し悪しに左右されるため、マクロ経済数値の目標設定にはあまり意味がない。

【効果について】

- ・地域連携の効果としては、以下が挙げられる。
 - ①各地域の共同での成長発展
 - ②協力関係と知識の移転の実現による今後の可能性の広がり
 - ③潜在していた発展可能性の開花
 - あるプロジェクトを進める中で、新たに地域にとって大切なプロジェクトのアイデアが浮かぶことがある。
 - ④雇用創出と生活水準の改善
 - 国境地域では、何もしなければ過疎化が進行する。効果的な支援により新たな雇用機会の創出と、それによる生活水準の改善を実現できている。
- ・2カ国の子供たちを集めてサッカー教室を開催する事業を行ったが（図 4-12）、子供たちに「ヨーロッパ市民の一員、ヨーロッパとしての一体感」という思想を植え付けることが、今後の政治的な「資源」になると考えている。

【課題について】

- ・主な地域連携の課題として、以下が挙げられる。
 - ①利害の相反
 - 話し合いを通じ解決することにより、信頼を深めていく。
 - ②法体系の相違
 - 各国の法体系に沿ったプロジェクトにするための調整が困難。例えば、プロジェクトの清算に関する法令が異なることから、プロジェクトを始めるにあたり、各国の清算方法の調整も必要。

③厳密・複雑な調整の必要性

→例えば、各国で環境基準が相違するため、調整に時間を要する。

④行政管理コスト

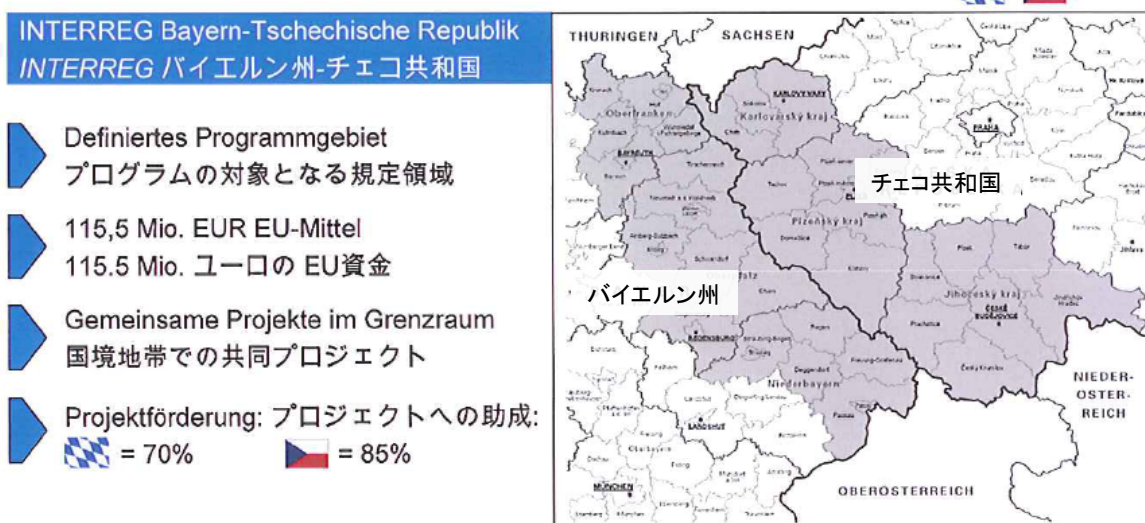
→①-③の調整に時間及び労力がかかる上、諸手続きも更に複雑になり、それゆえの費用も発生する。

- ・オーストリア、チェコ、ドイツの三カ国間の投資プロジェクト（図 4-11）では、バイエルン～チェコ連携プログラム、バイエルン～オーストリア連携プログラムの双方から資金を出しており、資金の負担割合を決めるのに苦労した。

【その他】

- ・オーストリア国境地域における越境連携では、チェコ国境地域などに比較して経済的に進んでおり、EU 資金が 54.1 百万ユーロと限定的であるため、プロジェクトへの助成は両国側とも 40%としている。自己資金調達プロジェクト実施の鍵となるが、これは同時に地域経済がそれぞれのプロジェクトをどれぐらい望んでいるかを測ることとなる。
- ・NGO の担当委員会への参画は、地域の専門的知識を広く取り入れることが目的である。（意志決定）構造を効率的にするために、NGO は投票権を持つメンバーではなく、アドバイザーメンバーの方がよいと考える。
- ・ドイツ国内の計画との関連について、越境連携プログラムに位置づけられた事業は、国内計画とは別扱いである。それぞれの事業の計画等について意見交換をし、協力する場合はある。

2.1. Programmgebiet プログラムの対象領域



(出典：バイエルン州提供資料)

図 4-5 プログラム対象領域（ドイツ・バイエルン州～チェコ連携）

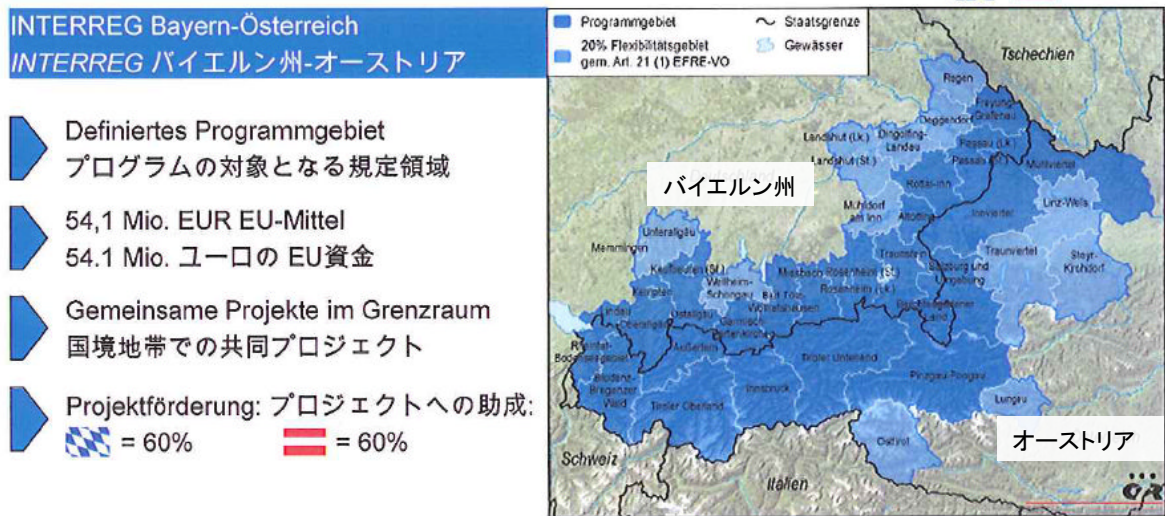
表 4-2 優先軸別の予算内訳（ドイツ・バイエルン州～チェコ連携）

(単位：ユーロ)

優先軸	EU 負担額	国・地方公共団体負担額	公的負担総額
経済開発、人的資源及びネットワーク	72,222,559	12,745,158	84,967,717
空間・環境の開発	43,287,890	7,639,040	50,926,930
合計額	115,510,449	20,384,198	135,894,647

(http://ec.europa.eu/regional_policy/country/prordn/details_new.cfm?gv_PAY=DE&gv_reg=ALL&gv_PG M=1278&gv_defL=7&LAN=7 より作成)

2.1. Programmgebiet プログラムの対象領域



(出典：バイエルン州提供資料)

図 4-6 プログラム対象領域（ドイツ・バイエルン州～オーストリア連携）

表 4-3 優先軸別の予算内訳（ドイツ・バイエルン州～オーストリア連携）

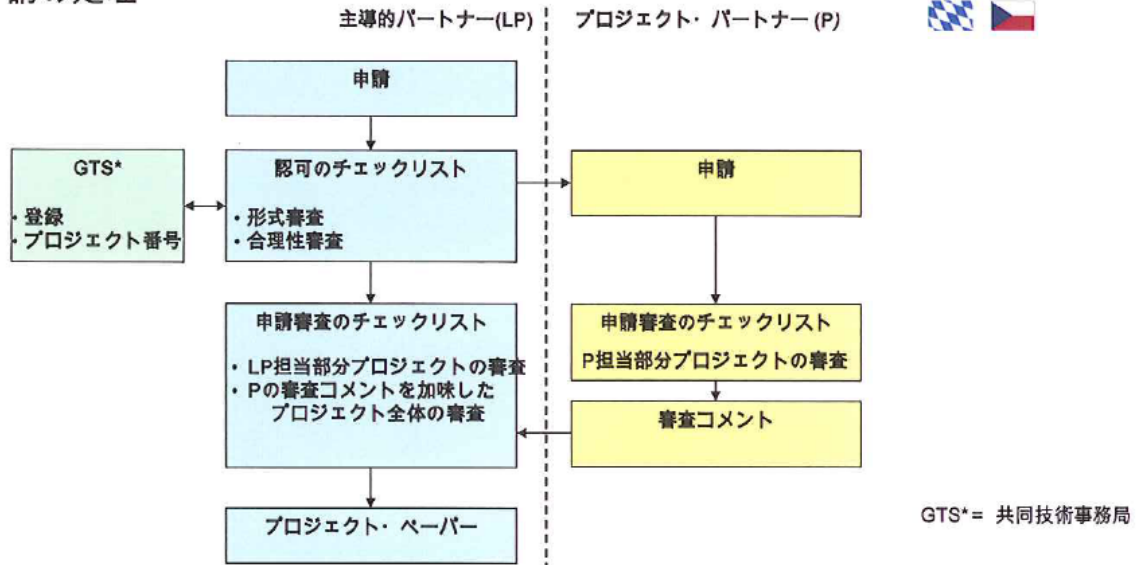
(単位：ユーロ)

優先軸	EU 負担額	国・地方公共団体負担額	公的負担総額
イノベーションと連携による知識ベース・競争的な社会	25,303,000	7,518,334	32,821,334
持続的な地域開発を通じたより魅力的な居住空間	25,579,322	7,964,441	33,543,763
技術的支援	3,219,500	1,073,169	4,292,669
合計額	54,101,822	16,555,944	70,657,766

(http://ec.europa.eu/regional_policy/country/prordn/details_new.cfm?gv_PAY=DE&gv_reg=ALL&gv_PG M=1259&gv_defL=7&LAN=7 より作成)

2.3. Antragsbearbeitung

申請の処理

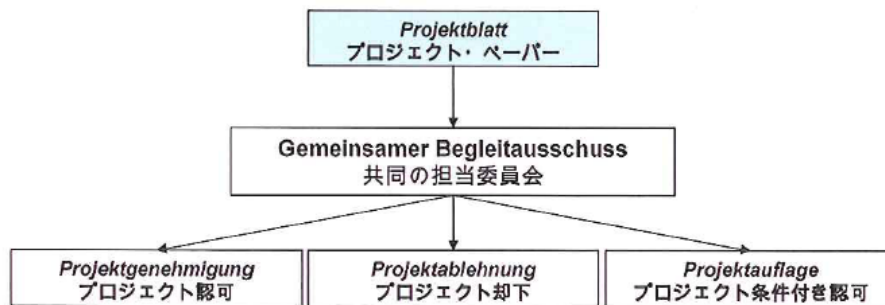


(出典：バイエルン州提供資料)

図 4-7 個別プロジェクトの申請処理の流れ

2.4. Begleitausschuss

担当委員会



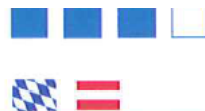
Gemeinsamer Beschluss über die Projektförderung
プロジェクト推進に関する共同決議

(出典：バイエルン州提供資料)

図 4-8 共同担当委員会の役割

3.1. Europasteg

オイローパシュテーク (ヨーロッパ歩道橋)



Brücke zwischen Laufen und Oberndorf
ラウフェン-オーバードルフ間を結ぶ橋

- ▶ Verbindet Menschen
住民の往来を確保
- ▶ Fördert wirtschaftlichen Austausch
経済的交流を促進
- ▶ Touristische Attraktion
観光資源



(出典：バイエルン州提供資料)

図 4-9 プロジェクト成功事例（その1）～ヨーロッパ歩道橋

3.2. Dreiländerhalle

ドライレンダーハレ (三カ国ホール)



Messehalle in Passau
パッサウの見本市ホール

- ▶ Gemeinsame Veranstaltungen
共同のイベント開催
- ▶ Fördert Messestandort Passau
見本市会場立地パッサウを強化
- ▶ Schaffung von Arbeitsplätzen
雇用機会を新規創出



(出典：バイエルン州提供資料)

図 4-10 プロジェクト成功事例（その2）～三カ国ホール

3.3. Granitmuseum

花崗岩博物館



Granitmuseum im bayerischen Wald
バイエリッシャーヴァルト（バイエルンの森）
の中の花崗岩博物館

- ▶ Kulturelle Dokumentation
文化的資料の収集展示
- ▶ Förderung eines Wirtschaftszweigs
特定産業分野の振興
- ▶ Touristische Attraktion
観光資源



（出典：バイエルン州提供資料）

図 4-11 プロジェクト成功事例（その 3）～花崗岩博物館

3.4. Fußballschule

サッカー教室



Deutsch-tschechische Fußballschule
ドイツ-チェコ サッカー教室

- ▶ Kultureller Austausch
文化交流活動
- ▶ Jugendförderung
青少年育成活動
- ▶ Politisches Kapital
政治上の成果



（出典：バイエルン州提供資料）

図 4-12 プロジェクト成功事例（その 4）～サッカー教室

表 4-4 ドイツ・バイエルン州～チェコ連携共同担当委員会の構成

(バイエルン州政府提供資料より作成)

委員 (投票権あり)	バイエルン側	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ連邦経済技術省 ・ バイエルン州経済インフラ交通技術省(全体事務局、バイエルン側リーダー) ・ " 知事室 ・ " 内務省最高建設局 ・ " 環境保健消費者保護省 ・ " 労働社会家族女性省 ・ " 科学研究芸術省 ・ " 教育文化省 ・ " 農業森林省 ・ Niederbayern(地方自治体) ・ Oberpfalz(地方自治体) ・ Oberfranken(地方自治体) ・ Bayerischer Wald/Böhmerwald/Unterer Inn ユーロリージョン ・ Egrensis ユーロリージョン
	チェコ側	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェコ地域開発省地域国家横断連携局(チェコ側事務局兼リーダー) ・ " 環境保護省 ・ " 農業省 ・ " 労働社会省 ・ Karlsbad 地区(地方自治体) ・ Pilsen 地区(地方自治体) ・ Südböhmen 地区(地方自治体) ・ Bayerischer Wald/Böhmerwald/Unterer Inn ユーロリージョン ・ Egrensis ユーロリージョン
アドバイザーメンバー (投票権なし)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会 ・ チェコ財務省検査機関局中央調整グループ ・ " 地域開発省国立調整機関 ・ " 地域開発省予算部 ・ " 地域開発省 MMR 及び ÚSC の活動調整のための独立部局 ・ 地域開発センター ・ 技術事務局 ・ 欧州連合認証機関(EU/B) ・ 欧州連合検査機関(EU/P) ・ ドイツ労働総同盟(DGB)バイエルン地区 ・ Böhmisches-Mährisches 同盟(貿易組合連合) ・ バイエルン自由州経済会議所 ・ チェコ共和国経済会議所 ・ NGO

表 4-5 ドイツ・バイエルン州～オーストリア連携共同担当委員会の構成

(バイエルン州政府提供資料より作成)

委員 (投票権あり)	バイエルン側	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ連邦経済技術省 ・ バイエルン州知事室 ・ " 経済インフラ交通技術省 ・ " 環境保健消費者保護省 ・ " 労働社会家族女性省 ・ " 農業森林省 ・ " 教育文化省 ・ " 科学研究芸術省 ・ 下バイエルン地区 ・ 上バイエルン地区 ・ シュバビアン地区
	オーストリア側	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリア連邦首相府(連邦犯罪捜査局) ・ " 経済労働省 ・ " 土地・森林・環境・水管理省 ・ " 交通・イノベーション・技術省 ・ 上オーストリア州 ・ ザルツブルク州 ・ チロル州 ・ フォアアルベルク州
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つのプログラム域内のユーロリージョン
アドバイザーメンバー (投票権なし)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局 ・ 監査機関 ・ 試験機関 ・ 欧州委員会 ・ オーストリア経済労働省欧州地域連携・労働政策室 ・ 環境部局 ・ 男女平等参画部局 ・ 4つのプログラム域内のユーロリージョン

4.4.2 ドイツ・ザクセン州とチェコ、ポーランドとの連携事例

ドイツ・ザクセン州～チェコとの越境地域連携プログラム（図 4-13、表 4-6）及びドイツ・ザクセン州～ポーランドとの越境地域連携プログラム（図 4-14、表 4-7）に関して、ヒアリング及び収集資料より以下の知見が得られた。

【背景、目的等について】

- ・人口減少や経済の停滞は、国境地域では大きな課題となっている。例えば、チェコの越境連携プログラム対象地域の経済指標をそれぞれドイツ、チェコの全国の経済指標と比較した場合、全国のそれを明らかに下回っている。
国境地域ではインフラが不備のため、どうしても、人口が減少する。また、専門教育を終えた若者が、職場を求めて大都市へと移住してしまう。これにより、1990 年からの 10 年間で国境地域の人口は約 25%減少した。また、もうひとつの問題は、地域の高齢化である。こういった状況を打開するためにどのようなプロジェクトを進めていくことに意義があるかを判断していかなければならない。
- ・国境地域経済の発展は近隣国と良い経済交流関係にあるか否かに、かかっているといっても過言でない。特に、国境を越えた自国製品の売り上げや越境観光を見てみると、近隣国との連携の重要性が明らかになる。このような背景から、両国境側から言語及び文化の障壁を越えて、歩み寄り、共同でインフラ整備をし、投資対象としても、魅力的な地域を作っていこうという目的で、越境連携が始まった。
- ・この越境連携の取組みは EU の政策を契機に始まっている。INTERREG I は 1991 年から始まったが、このときから連携を行っている。
国境地域の越境連携のニーズは長い間存在していた。ただし、これらの近隣国が EU 加盟国になることによって、はじめて、ポーランド、チェコ、ドイツが同じレベルで越境連携のプログラムに参加可能となった。
- ・EU から越境連携の経済支援が出ると、それぞれの国内でも国の予算を取り易くなる。EU から支援が出ない越境連携のプロジェクトは、それぞれの中央政府の予算から資金調達をしなければならない。しかし、各国中央政府は、通常、自国内のプロジェクトへの資金供与を優先する。従って、EU の越境連携の経済支援は越境連携の発展のきっかけを作るという意味でも、大変意義のあるプログラムである。
- ・プログラムの最終的な目的は、近隣国との協力関係の改善であり、連携の枠組みを作ることであると認識している。

【特徴、実施方法等について】

- ・ポーランドとチェコ共和国は、2005 年に EU メンバーに加盟した。従って、メンバー加盟以前はポーランドとチェコには INTERREG の資金は供与されず、加盟候補国への資金のみが供与されていた。つまり、越境連携はあったのだが、ドイツ側は INTERREG の資金で、チェコ及びポーランド側では候補国資金が供与されていた。実際は、1 つの越境連携プロジェクトであるにもかかわらず、この 2 つの資金源からの予算を混合することが許されていなかったため、別々の予算管理を強いられていた。
- ・プログラム資金が限定的なため、資金で直接雇用を創出することは困難であり、インフ

ラ投資等を通して「魅力的な生活地域」を創り出し、地域内投資を促進し、これにより雇用が創出されることを目指している。このため、インフラ（道路、公共交通施設、教育制度、環境等）整備の連携などに特化している。

- 主な活動としては、両国警察の連携など安全保障分野、インフラ整備関連（公共交通機関網、教育関連）がある。例えば、対象地域における大学での共通履修過程の創設、二カ国共通学校の創設等を行っている。
- 国境地区にはユーロリージョンがある。国境を越える2つの自治体が共同で、インフラ整備などの連携だけではなく、教育・文化等あらゆる生活面でも密に協力している。ユーロリージョンから地元のニーズ等が伝わり、越境連携に意義のあるプロジェクト案が生まれることが多々ある（ボトムアップアプローチ）。
- INTERREG は多々ある EU や各国の経済支援プログラムの一部であるため、プロジェクトの実施内容（道路の整備延長等）に関する目標設定はしているが、マクロの経済指標など経済・社会指標を目標として設定はしておらず、また、あまり意味がないと考える。

ただし、プログラムに関しては毎年報告書を提出しており、その中でプログラム地域の経済指標を記録し、以前の報告書の経済指標との比較は出来るようになっている。

- 越境連携プログラムにはプログラムの計画、決定、変更及び個々プロジェクトの選定を行う担当委員会がある。また、EC 規定にある監視委員会（Monitoring Committee）の役割も果たしている。
- 担当委員会には、プログラム参加国・（ドイツの場合は州）の経済社会関連の代表者、及び NGO、NPO、ユーロリージョンの代表者、連邦政府及び EU の代表によって構成されている。ここでは、NGO 及び NPO は各国の経済社会代表者と同様、投票権を持つメンバーである。ドイツ連邦政府及び EU は投票権を持たない顧問的な立場である。ドイツは連邦制であり、越境連携プログラムなど地域関連事項に関する任務は州に委譲しているが、外交の権限は連邦政府にあり、これには EU との予算交渉等も含む。それゆえ、顧問的立場で連邦政府の代表者が参加している。また、EU は資金提供者としての顧問的な立場で参加している。一方、ポーランドとチェコでは中央集権制であるため、中央政府がプログラムの主体となっており、代表者が投票権を有している。
- プロジェクトの申請はそれぞれの国で行われ、形式審査及び合理性審査を受けた後、共同専門事務局を通して、プロジェクト番号の登録をする。その後、プロジェクト申請審査のチェックリストをクリアしたプロジェクトのみのプロジェクト・ペーパーが作成され、担当委員会へ提出される。担当委員会で上がってきたプロジェクトの選定を行う。
- 共同専門事務局は、ザクセン州開発銀行内に設置されており、計画、承認、管理、清算までのプロジェクト行程一環を担当している。当事務局は実務サービスの提供であり、プロジェクトの選定等は先程の担当委員会の管轄である。
- ザクセン州経済労働省内に EC 規定にある Certifying Authority に相当する機関があり、ここでプログラム全体の会計を担当する。

【課題等について】

- 第一の課題としては、経済成長段階の差、それに伴う利害相反が挙げられる。EU への

早期の加盟やドイツ統一復興資金の存在から、ザクセン州の経済は、ポーランドとチェコに比べてかなり進んでいる。従って、ポーランド側及びチェコ側で経済成長の遅れを取り戻すための投資的案件への要請が高くなるが、ドイツ国側ではその状況を理解できない団体もあり、それらの調整が困難である。

- ・言語、文化の障壁、法体系が異なることにより、プロジェクトを実行に移すまで、複雑な調整が必要になることも大きな課題である。

例として、ポーランドとの間で、1945年から1989年までの共通の戦後歴史について再検討するというプロジェクトがある。共同で過去の歴史理解を深め、最終的には両国の学校で同じ教科書の内容に基づいて授業を行うというものだが、準備段階で既にかなりの調整が必要となり、大変苦勞している。

ただし、こうした課題は連携を進めていくうえで当然生じるものであり、(地域の将来のために) 必要な苦勞であると認識している。

- ・欧州委員会は議会に対し、常に資金が規則通り使われたということを証明する義務があるため、プログラム対象国に厳密・複雑な規定を設けている。このため、主に2つの問題が生じている。

一つは、規定があまりにも厳密かつ複雑なため、適応できるプロジェクトが限定されてしまうこと、また、対象国にとりプログラム自体が魅力のないものになってしまうことがあげられる。

もう一つは、行政管理コストが非常に高くなってしまふことである。例えば、行政管理コストを差し引くと、実際のプロジェクト遂行に供与資金の約6%しか残らないプロジェクトもある。

【その他】

- ・越境連携プログラムとドイツ国内の地域開発計画は全く別扱いだが、プログラム間の情報交換はある。また、州政府の代表が担当委員会のメンバーであるため、プロジェクト選定等の際に州政府の観点(要望)も反映される。基本的にドイツ国内の計画(州開発計画 *Landesentwicklungsplan*、地域計画 *Regionalplans* 等)に沿っているか否かを審査し、ドイツ国内計画に沿ったプロジェクトを優先している。それにより、越境連携プログラムのプロジェクトが連邦政府及び州政府の予算から更なる資金支援を受けることも可能となる。州政府開発の代表者、地域計画の代表者が、越境連携プログラムでプロジェクトを申請することもある。
- ・越境連携がなくては、EU という思想(欧州の統合)も成功しないと言える。



(出典 : http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas2007/germany/crossborder/de07_en.htm)

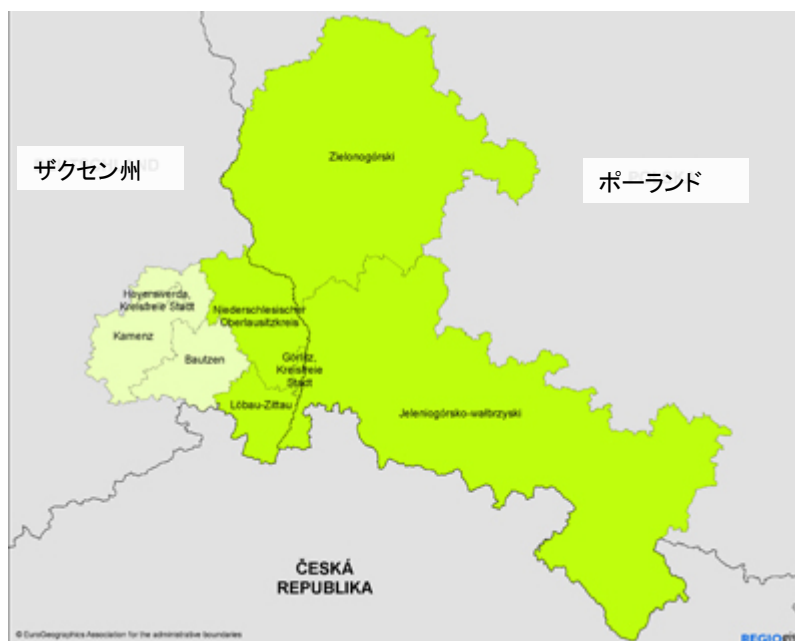
図 4-13 プログラム対象領域 (ドイツ・ザクセン州～チェコ連携)

表 4-6 優先軸別の予算内訳 (ドイツ・ザクセン州～チェコ連携)

(単位 : ユーロ)

優先軸	EU 負担額	国・地方公共団体負担額	公的負担総額
対象地域の社会的フレームワークの開発	96,630,626	15,601,009	112,231,635
経済・観光開発	62,219,083	9,990,211	72,209,294
自然・環境状況の改善	36,103,419	5,711,440	41,814,859
技術的支援	12,443,816	2,195,968	14,639,784
合計額	207,396,944	33,498,628	240,895,572

(http://ec.europa.eu/regional_policy/country/prordn/details_new.cfm?gv_PAY=CZ&gv_reg=ALL&gv_PGM=1272&gv_defL=7&LAN=7 より作成)



(出典 : http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas2007/poland/crossborder/pl04_en.htm)

図 4-14 プログラム対象領域 (ドイツ・ザクセン州～ポーランド連携)

表 4-7 優先軸別の予算内訳 (ドイツ・ザクセン州～ポーランド連携)

(単位 : ユーロ)

優先軸	EU 負担額	国・地方公共団体負担額	公的負担総額
国境を越えた協力の発展	49,754,945	8,604,683	58,359,628
国境を越えた社会の統合	49,049,395	8,482,663	57,532,058
技術的支援	6,306,660	1,112,940	7,419,600
合計額	105,111,000	18,200,286	123,311,286

(http://ec.europa.eu/regional_policy/country/prordn/details_new.cfm?gv_PAY=PL&gv_reg=ALL&gv_PGM=1315&gv_defL=7&LAN=7 より作成)

4.5 まとめと考察

本章では、県境を越えた連携を促進するための制度のあり方に関する検討材料とするとともに、参考となりうる具体の先進的な連携実態を把握するため、EU で実施している欧州地域連携政策及び同政策に基づきドイツと近隣諸国間で実施されている連携プログラム例について、政策の背景を含め、その概要や特徴等を示した。

我が国での県境を越えた連携への参考となる点を中心に、本章のまとめと考察を以下に示す。

【EU 結束政策について】

- ・ 結束政策に配分される予算は毎年増加しており、2007-2013 年期の EU 全予算（9,748 億ユーロ）の 1/3 以上と、EU 政策全体の中で重要な位置づけとなっている。
- ・ 2007 年からの結束政策では、リスボン戦略で示された雇用や経済成長を地域の観点から捉え直すとともに、成長・雇用アジェンダと地域的結束という 2 つの目標のバランスをとることが戦略指針で示されており、経済成長・雇用政策を地域的な政策として位置づけると同時に、こうした経済的側面だけでなく、欧州地域の一体化を図るいわば地理的な結束を重視していることが伺える。

また、地域の自主性や固有性に配慮しつつ、政策の基本理念や優先事項を実際のプログラムに反映させるための手続き・枠組みを設けている。4.2 に示すように、参照文書が個別の実施プログラムに関連づけられながらまとめられることを通して、それぞれの実施プログラムが EU の社会経済戦略（リスボン戦略）に基づく優先事項に配慮された形となるとともに、プログラム全体としても各国・地域固有の状況にも配慮したものとなる。

【EU 地域連携政策；位置づけと役割について】

- ・ 欧州地域連携政策は、他の政策目標（収斂政策、競争力・雇用政策）に比べて予算が小さく（収斂政策 76%、競争力・雇用政策 21%に対し、地域連携政策は 3%）、他の政策目標を補完する位置づけとされており、実施される個々のプロジェクトの規模等も比較的小さい。こうした補完的な位置づけや規模の小ささから、社会経済的指標（GDP 等）などを用いて、地域連携政策そのものに対する効果評価や検証は行われていない。
- ・ 各地域のプログラムは各国・地域の主導により形成・実施されており、欧州委員会は、適宜支援や管理を行うものの、直接プログラムの採否を判断する役割等はない。EU の連携政策予算の各国への配分は、GDP など経済指標に基づき欧州委員会が提案したものを連邦議会が決定するものの、各地域・プログラムへの予算配分は、国内の調整を通じて各国の裁量により行われる。

【EU 地域連携政策；意義について】

- ・ 連携政策の意義として、第一に、分断された地域を“（再び）つなぐ”という観点がある。ユーロリージョンも、幾多の戦争により国境線が変わり、地域の結びつきの分断・再構築を余儀なくされた地域から始まったものであり、第二次大戦後の冷戦により東西に分断された地域でも、冷戦後、EU の連携政策とともに連携活動が多く実施されている。

- ・ EU そのものが“欧州地域の統合”を理念として掲げていることを踏まえると、ヒアリングでの意見にもあるように、こうした国を超えた連携こそが EU という理念の具現化であるともいえる。
- ・ 持続的に活動が続けていくことにより、“欧州（市民）としての一体感を醸成“していくことが重要であると、ヒアリングでは指摘されている。
個別の活動においても、例えば子供同士の交流を進め、国の違いを超えて欧州市民としての意識を醸成させる取組み（バイエルン州他）や、共通の歴史教科書を作る（ザクセン州～ポーランド）などが、こうした政策意義に沿った特徴的な活動としてあげられる。歴史教科書作成に関しては、互いの意見の隔たりが大きく難航しているが、こうした困難は“必要な苦勞である”とコメントしているところに、関係者の意識の高さが伺えた。バイエルン州においても、施設の建設位置や資金負担割合を決めるのは困難であるが、これも“話し合い、信頼を深めていくための必要な過程である”との発言であった。
- ・ ドイツでのプログラムにあるように、欧州地域連携政策（INTERREG）が地域間交流の“きっかけ”づくりとなっていることも、連携政策の意義・効果として重要な点である。
- ・ 第二に、地形的・社会的に問題を多く抱える国境地域を支援するという点がある。ヒアリングを行ったザクセン州やバイエルン州においても、国境付近の地域では事実、他地域との経済格差や人口問題（人口流出、高齢化）を抱えており（例えばザクセン州では10年で国境地域の人口が約25%減少）、こうした問題への対応は地域としての重要な課題となっている。
- ・ 越境地域連携プログラムでは、国境地域の抱える課題に対応するための多岐の分野にわたる活動が含まれているが、特に交通・通信インフラの改善・整備については、国境を越えた接点を確立し発展させるための“前提条件”であると戦略指針では位置づけている。国境地域において不足・不連続となりがちな交通・通信インフラが、連携政策・プログラムを通じて改善されることを重視している。
- ・ また、本来の政策目的とは別であるが、EU による連携政策の資金が得られるプロジェクトは、連邦政府や州政府の補助も得られやすくなる、という効果が指摘されている。それぞれの国内で優先順位が低くなりがちな国境地域に光を当てる、あるいは投資先としての重要性や信頼性を明らかにするという点も、連携政策の意義と捉えることも出来る。

【EU 地域連携政策；特徴について】

- ・ ナレッジの共有 ～地域間連携～
第三期の INTERREG から開始された地域間連携（Interregional cooperation）では、欧州レベルで地域間の“地域の発展に関するナレッジ”を結びつけるため、研究・データ収集、連携プログラムに関する経験（ベストプラクティス）の交換を、ウェブサイトでの公開やセミナー開催、個別コンサルティング等で支援している。
これは既往の INTERREG プログラムの課題を踏まえて創設されたものであり、こうしたナレッジの共有・交換に関して、個々の実施者の自助努力にゆだねるのではなく、EU

としてプログラム化・予算化のうえ主体的に取り組んでいる。

・行政界を越えた連携実施主体の規定 ～EGTC～

EGTCの規定により、異なる加盟国の地方公共団体や関係公的機関が、法人格を有する共同団体を設立し、欧州地域連携政策下の実施プログラムや、プログラム下の個別プロジェクト等を管理することが可能となった。

それまでのプログラム実施上の課題を踏まえて制度化されたものであるが、①法人格を持つ；契約を結び、人を雇い、動産及び不動産を所有することができる、②警察権及び法制権をのぞき、加盟する地方公共団体等と同様の能力を行使できることが、これまでの行政体系・制度の枠組みをこえた、新たな枠組みとしてのEGTCの特徴としてあげられる。

また、加盟団体によるイニシアチブが重視されており、加盟団体は目的に沿って適切に固有のEGTCに関する協定及び規約を定めることができることも、主な特徴としてあげられる。

・地域の主体性

プログラム形成・実施に際しては、地域の主体性を重視している。また、実施においては、NGO等地域の代表の参画も重視している。

例えばバイエルン州の連携プログラムでは、実施プログラム全体の管理等を行う共同担当委員会の構成メンバーとして、投票権を有する委員に行政の主担当部局の他、ユーロリージョンの代表が加わっている。一方、NGOは投票権を有さないアドバイザーとなっている。一方、ザクセン州の事例では、NGOが投票権を有する委員となっている。ユーロリージョンやNGOから地元のニーズ等が伝わり、越境連携に意義のあるプロジェクト案が生まれることが多々あるといった効果が指摘されている（ボトムアップアプローチ）。ただし、団体によっては建設的な合意形成や意見の集約を難しくさせるものもあり、選別や参画のさせ方が課題であると指摘されている。

【EU 地域連携政策；課題について】

- ・欧州地域政策の課題として、第一にプログラム管理の簡素化・効率化があげられる。一方で、資金の使途の透明性やプログラムの妥当性を確保し、これらを欧州議会や市民に明瞭に示す必要があることから、プログラムの妥当性検証や定期的な報告など一定レベルの管理システムは不可欠である。簡素化・効率化と透明性・説明責任の確保が、いわばトレードオフの関係となり、バランスの取り方が課題となるが、こうした中、例えば欧州委員会～各国間の報告書を電子データのみとするなど、可能な部分で簡素化を進めているのが実状である。
- ・また、プロジェクト・資金提供の終了とともに活動が終了するのではなく、その後も地域の自主的な活動が継続されるようなプロジェクトへの融資をEUでは重視するとしている。
- ・一方、実施面においては、国境を挟んだ両地域における経済成長段階の差や、言語・文化の障壁、法体系の差異がプロジェクト形成や実施に際して大きな障害となっている。

例えば、ドイツとポーランドとの間で第二次大戦後の歴史について再検討するという連携プロジェクトがあるが、歴史認識に大きな差異があり、調整に大変苦勞しているとのことである。ただし、こうした課題は連携を進めていくうえで当然生じるものであり、地域の将来のため“必要な苦勞である”と認識しているとの意見であった。

【我が国における県境連携との関係、示唆について】

- EU では、域内各地域の格差是正や持続的な成長など、地域に係る政策課題への対応を“地域政策”として位置づけ、専門の機関を設けて総合的に政策を実施している。EU は個々の国の行政府とは役割が異なるため一概に比較は出来ないものの、こうした地域に由来する課題に着目して体制を整備し、総合的に施策を実施していることについて、地域格差や地域主権のあり方などが着目されている我が国においても参考になる点があると思われる。

連携政策においても、多極型の発展を超国家連携プログラムの課題として位置づけるなど、国や地域の連携を通じてこうした課題に対応しようとしていることも興味深い。

なお、EU では、地域政策に関して中国、インド、ロシア等と合意文書を締結して、情報交換等を実施している（参考資料 4-1）。我が国でも地域政策に関するこうした枠組みに主体的に参画することが、上記の課題に取り組む際に検討すべき事項として考えられる。

- 欧州地域連携政策は国を超えた連携であり、我が国における県境を越えた連携とは背景、政策意図、行政界を越えることによる困難度などは大きく異なる。
ただし、地形的・社会的に困難な地域が多いことは日本の県境も同じであり、こうした地域の自立や活性化を支援する一方策として、県を越えた連携・交流を促すことについては、欧州と同様の意義を見いだすことは出来、我が国における県境連携もこうした点を参考に促進していくことが考えられる。

- 地域連携プログラムの形成・実施に関して、プログラム採択や予算配分に関与しないなど、欧州委員会の関与は間接的なものにとどまっている。こうした関与のあり方は、EU の超国家的な位置づけに由来するものと考えられ、また地域主体の取組みを重視する制度的枠組みとして評価できる点はあるが、一方で、予算の適正な執行の管理といった点では課題を抱える。EU では、採択基準や執行状況の公表等を通じて、予算が適正に執行されることを担保しようとしているが、前述のように実施主体からは EU の要求する資料が膨大なため簡素化を求められており、いわばトレードオフの関係を考慮しながらどのように改善していくかについては、欧州委員会でも引き続きの課題であると認識している。

我が国で今後、地域の主体性を重視した制度を検討しようとする場合にも、同様の課題は生じることが想定されるが、その際、我が国固有の行政体系や補助制度を踏まえながら、よりふさわしい制度を検討していくことになるであろう。

- EU では、それまでの INTERREG プログラムの課題を踏まえ、地域間連携プログラム（地域連携に関するナレッジの共有・交換）や、EGTC の制度を創設している。

地域連携に関するナレッジの共有・交換は、あくまで実施主体による自主的な連携にゆだねる、といった考え方もありうる。しかし、EU がそれまでの課題を踏まえ、制度的・予算的に主体的に取り組んでいることは、我が国における地域主体の活動に関する国の役割を考える際にも、示唆すべきものがある。

また、EGTC は、行政界を跨いだ団体を創設し行政能力を行使することを可能とするという、従来の国・地方の自治制度の枠組みを超えた新たな概念と捉えることもできる。我が国における県境連携を管理する仕組みの参考とするため、引き続き欧州での適用状況、課題や対応等についてフォローアップしていくことが重要である。

5章 県境が人口流動に及ぼす影響の評価

第5章 県境が人口流動に及ぼす影響の評価

5.1 概説

本章では、地域間の人口流動が、県境を越えることでどの程度影響を受けているのかを明らかにするとともに、その影響の程度を数字で表現する方法を開発することを目的とする。県境が人口の流動に影響を及ぼす要因として、行政主体が異なることによる行政サービス等の違い、地域を分断する地形的な条件とあいまった道路等の交通基盤の不足、求人情報など相互の情報の不足、歴史的経緯を背景とした地域的つながりの欠如等が考えられる。県境付近の人口流動に関連した研究としては、蟹江(1997)による両毛地域の連携構造を通勤・通学・購買行動により図示した研究や、福岡県・佐賀県・熊本県で5%通勤圏を分析した劉ら(2003)の研究があるが、県境が通勤流動に与える影響について明示的に検討した研究は見られない。

そこで本研究では、広域的な人口流動のひとつとして通勤流動に着目し、県境に関連した様々な要因が総合して通勤流動に及ぼす影響を表現する数理的モデルを開発し、このモデルを通じて県境が地域の通勤流動に及ぼす(負の)影響(以下、「県境抵抗」と呼ぶ。)を明らかにする。具体的には、わが国において全国的に整備されている通勤流動データとして国勢調査の従業地・通学地統計に着目し、従業人口の分布に県境が与えている「県境抵抗」をモデル化、その値を試算したうえで結果を考察する。

また、この数理的モデルを用いて異なる説明変数による試算を行うことにより、県境抵抗に及ぼす要因の分離を試みる。具体的には、距離と時間それぞれを説明変数とした試算を行い、これらの結果の比較等を通じて、交通インフラの充実度が及ぼす影響とその他の社会経済的な要因による影響を分離するとともに、実際の交通インフラの整備状況や社会経済的な経年変化と比較考察することにより、県境抵抗の要因の考察及びモデルの妥当性の検証を行う。

5.2 県境抵抗を算出する数値モデル

(1) 県境抵抗の考え方について

ここでは、都市雇用圏の中心都市に対する通勤率（ある市町村に居住する就業者のうち、中心都市に通勤する者の割合）に着目し、この通勤率が県を越えることで減少する大きさにより、県境抵抗を表現する。通勤率を汎的にみた場合、通勤距離に反して低下することが考えられる。県境抵抗の試算ではこの通勤距離に着目し、通勤距離に応じた通勤率が県内と県外でどの程度異なるかを計算で表現することにより、距離抵抗を数値的に表すこととした。例えば、県内と県外で通勤距離が同じであっても、県内よりも県外からの方が通勤率が低くなるという仮定を、この手法を用いて数値的に表現することとなる。ここで、通勤距離については計算の便宜上、中心都市の市役所と当該市町村の市町村役場までの直線距離により代替する¹。また分析にあたっては、一定の通勤者の存在が想定される範囲として、中心都市から 30km 圏内の市町村を対象に分析を行った。

図 5-1 に上記を模式的に表現した。図において、ある A 県に存在する都市★を対象に県境抵抗を算出すると仮定する。このとき本研究では、中心都市から 30km 圏内にある自県内他市町村からの通勤率 $a_1, a_2, a_3, a_4 \dots$ に比して、隣接する B 県・C 県からの通勤率 $b_1, b_2 \dots$ あるいは $c_1, c_2 \dots$ が、都市★からの距離を考慮してなお低くなっていると考えられる場合に県境抵抗があるとし、その減少の度合いをモデル化した。図 5-2 は久留米市の 30km 圏内の各市町村について、久留米市からの距離を横軸、久留米市への通勤率を縦軸にプロットしたものである。図 5-2 では距離が遠くなるにつれて通勤率が減少する傾向が見られるが、同一距離帯の市町村で比較すると久留米市が属する福岡県の市町村の通勤率に比して、隣県の佐賀県の通勤率が低い傾向が見られる。本研究はこの通勤率の差を県境抵抗とし、この県境抵抗の数値的な表現を試みたものである。

¹ この前提のため、中心都市の自市内通勤者については、本モデルでは通勤距離 0km として扱われることとなる。

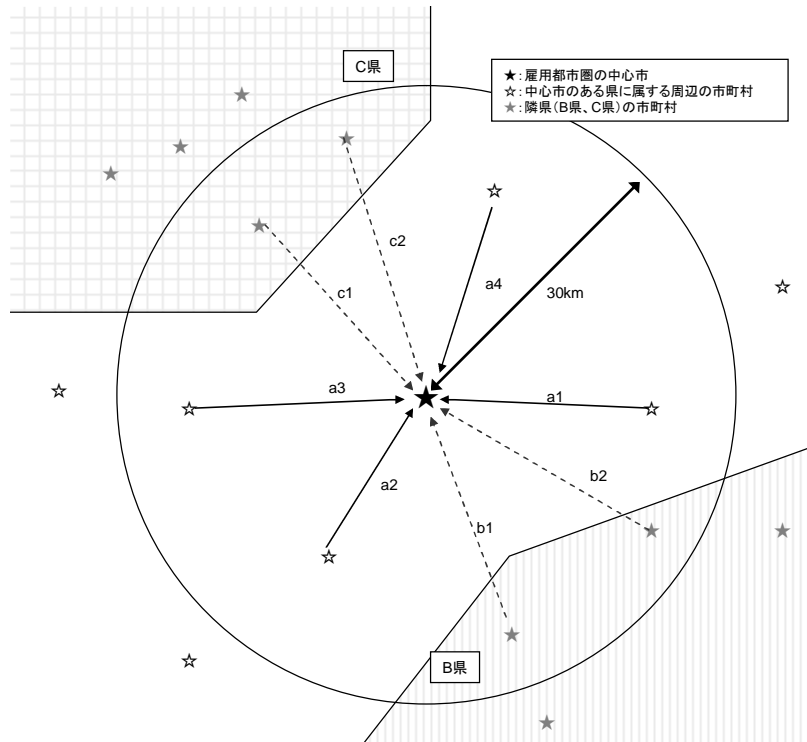


図 5-1 県境抵抗の試算の考え方

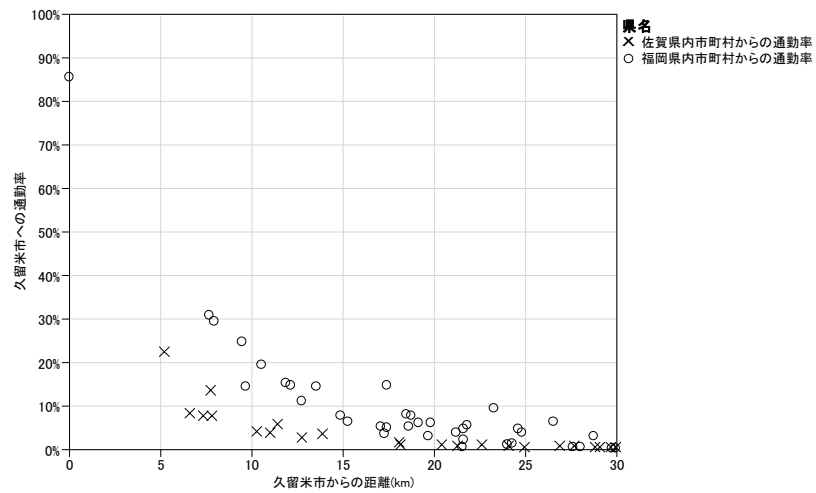


図 5-2 県境抵抗の例（2000 年国勢調査における福岡県久留米市への通勤率）

(2) 数値モデルの構築

本研究では、コーリン・クラーク (Colin Clark) の指数モデル (Colin Clark (1951)) を用いて、中心都市からの距離と通勤率のモデル化を行った。コーリン・クラークの指数モデルは、都心からの距離を x 、人口を y とすると、人口 y の分布を(5-1)式のように指数関数で表現するモデルである

$$y = Ae^{-bx} \quad (5-1)$$

ただし A は都市の規模を表す定数、 b は中心都市からの人口の広がりを示す変数である。本研究では人口に代えて中心都市への通勤率を y としたモデルを用いて、中心都市からの距離と通勤率の分布をモデル化することとした。

また本研究では、ダミー変数を用いることで県境抵抗を表現した。具体的には、中心都市への通勤率を y 、中心都市からの距離を x としたときに、(5-2)式で県境抵抗パラメータ c の試算を行った。

$$y = Ae^{-bx+cd} \left(= (A \times e^{cd}) \times e^{-bx} \right) \quad (5-2)$$

ここで d は、中心都市と同じ県のとときに 0、中心都市と違う県の場合 (県境を越える通勤の場合) に 1 をとるダミー変数である。県境抵抗が存在する、すなわち県を越えるときに通勤率が減少している場合に県境抵抗パラメータ c は負の値をとり、その絶対値の大きさに県境抵抗が表現されることになる。

また、複数県から中心都市への通勤が見られる際²には、県のペア毎に県境抵抗パラメータ c を試算している。たとえば図 5-1 では B 県、C 県から通勤流動 b_1, b_2 及び c_1, c_2 が見られるが、この場合下記(5-3)式を用いてモデルの試算を行っている。

$$y = Ae^{-bx+c_b \cdot d_b+c_c \cdot d_c} \quad (5-3)$$

ここで(5-3)式の d_b 及び d_c は、それぞれ市町村が B 県・C 県に属する場合に 1 をとるダミー変数、 c_b 及び c_c は、それぞれ B 県・C 県の県境抵抗パラメータである。

² 県境抵抗値の結果表では市町村のサンプルが少数のものは示していないが、モデル計算段階では通勤流動が見られる県については同様の方法で試算を行っている。

5.3 県境抵抗の試算・分析・評価

本節では、2000年国勢調査時点における県境抵抗を試算した。2000年を対象年次とした理由は、2章で述べたように平成の市町村合併の影響により市町村の区域が大きく広がっており、2005年国勢調査では各都市について十分な通勤流動のサンプルを得ることが難しいと判断したことによる。そのため平成の大合併以前の最新の国勢調査である2000年国勢調査のデータを用いて、県境抵抗の試算を行った。

5.3.1 試算対象都市

(1) 中心都市の設定

本研究では、金本・徳岡（2002）の都市雇用圏（Urban Employment Area）における都市圏の中心都市を通勤先とする人口について分析を行った。都市雇用圏に着目した理由は、郊外に後背圏をもつ都市を対象として県境抵抗を試算することが、市町村を跨ぐ通勤流動を対象とする本分析の観点から適切と考えられること、及び通勤流動で定義された今回の通勤抵抗の試算は一定の通勤流動が見られる都市を対象にしなければ困難と考えられることである。金本・徳本の都市雇用圏の設定基準を表 5-1 に示した。この都市雇用圏では、一定規模の集積をもち（DID 人口が 1 万人以上）、かつ他市町村からの通勤流動を持つ市町村を中心都市として選定している³。

表 5-1 都市雇用圏（Urban Employment Area）の設定基準⁴

区分	大都市雇用圏（Metropolitan Employment Area）：中心市町村の DID 人口が 5 万以上 小都市雇用圏（Micropolitan Employment Area）：中心市町村の DID 人口が 1 万以上 5 万未満
都市圏	DID 人口が 1 万以上の市町村を含む。
中心都市	以下の条件のいずれかを満たす市町村を中心都市とする。複数存在する場合には、それらの集合を中心とする。 (1) DID 人口が 1 万以上の市町村で、他都市の郊外でない。 (2) 郊外市町村の条件を満たすが、(a) 従業常住人口比が 1 以上で、(b) DID 人口が中心市町村の 3 分の 1 以上か、あるいは 10 万以上である。
郊外	中心都市への通勤率が (a) 10% 以上のものを（1 次）郊外市町村とし、(b) 郊外市町村への通勤率が 10% を超え、しかも通勤率がそれ以上の他の市町村が存在しない場合には、その市町村を 2 次以下の郊外市町村とする。ただし、(1) 相互に通勤率が 10% 以上である市町村ペアの場合には、通勤率が大きい方を小さい方の郊外とする。(2) 中心都市が複数の市町村から構成される場合には、それらの市町村全体への通勤率が 10% 以上の市町村を郊外とする。(3) 通勤率が 10% を超える中心都市が 2 つ以上存在する場合には、通勤率が最大の中心都市の郊外とする。(4) 中心都市及び郊外市町村への通勤率がそれぞれ 10% を超える場合には、最大の通勤率のもの郊外とする。

(2) 調査対象都市の選定

本分析では、この都市雇用圏の中心都市から調査対象都市を選定し、県境抵抗を試算した。調査対象都市の設定方法を示したのが表 5-2 である。本研究では実験的に県境抵抗を悉皆的に試算する対象地域として東北地方と九州地方を取り上げ、この 2 地域では県境間で通勤流動がある可能性が高い都市圏すべてについて県境抵抗を試算した。具体的には、まず先の雇用都市圏の大都市雇用圏の中心都市については 25km 圏内、小都市雇用圏の中心都市については 20km 圏内に、他県の複数の市町村役場が含まれる中心都市がある都市雇用圏を抽出し、次に中心都市から 30km 圏内までの市町村役場を対象として県境抵抗を試算した。また上記に加え、個別に特徴的な都市について県境抵抗の試算を行っている。

³ 参考資料 5-1 参照。

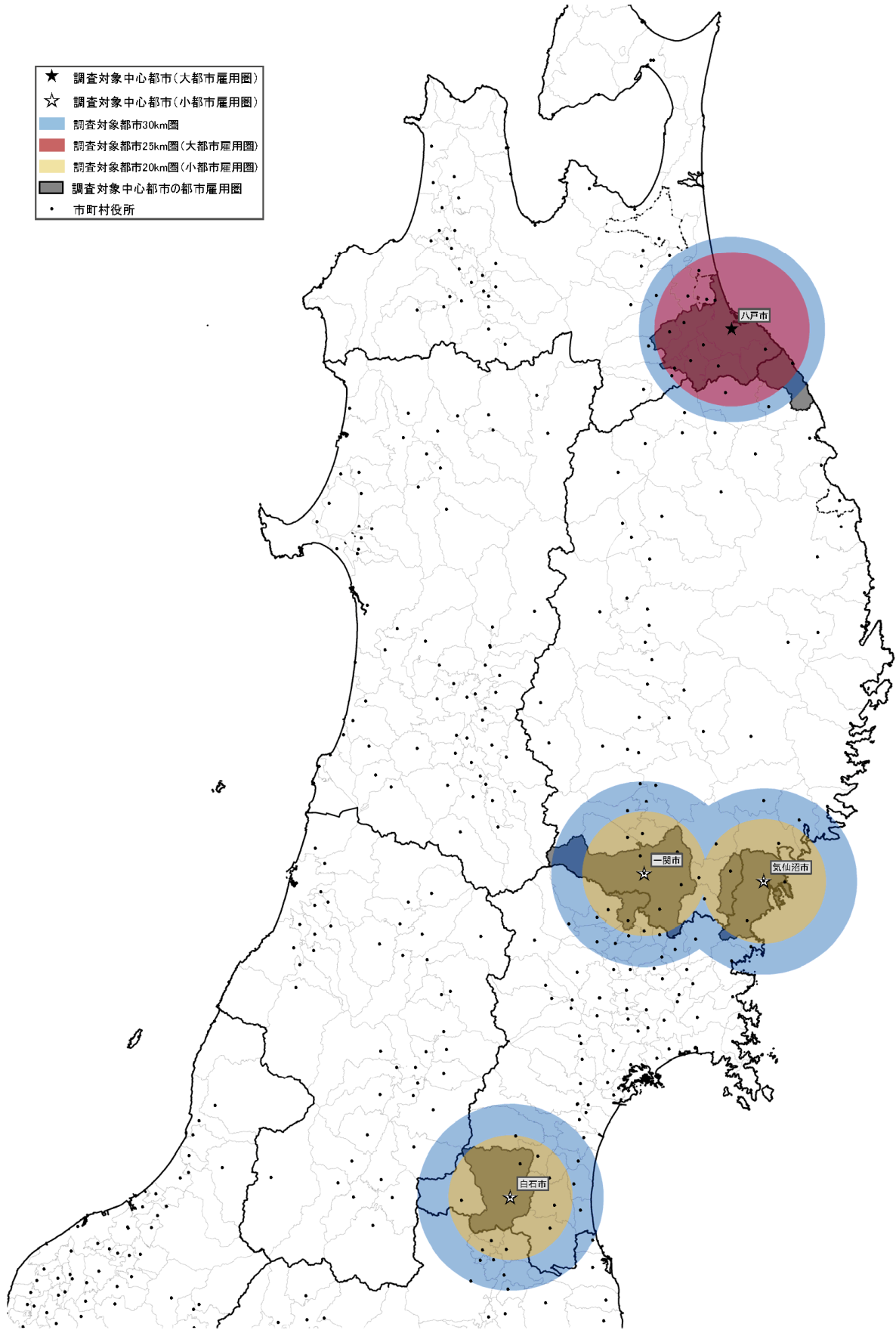
⁴ 金本良嗣・徳岡一幸(2002)「日本の都市圏設定基準」より引用。

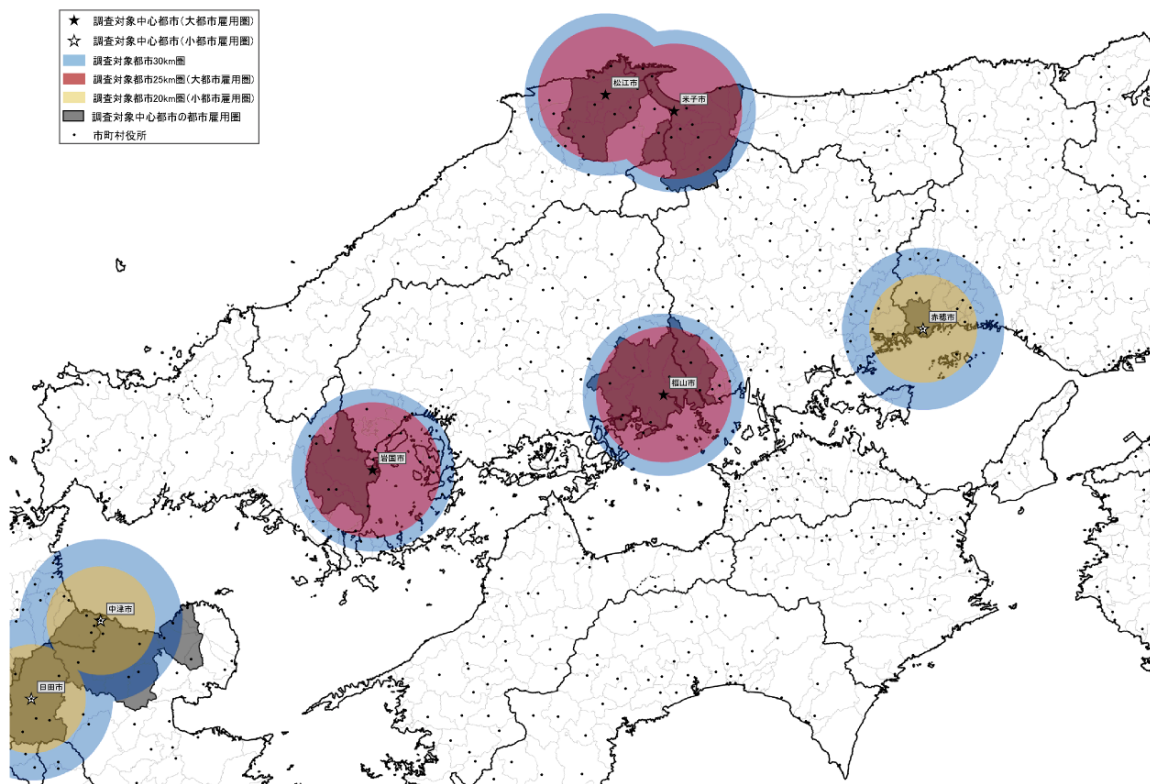
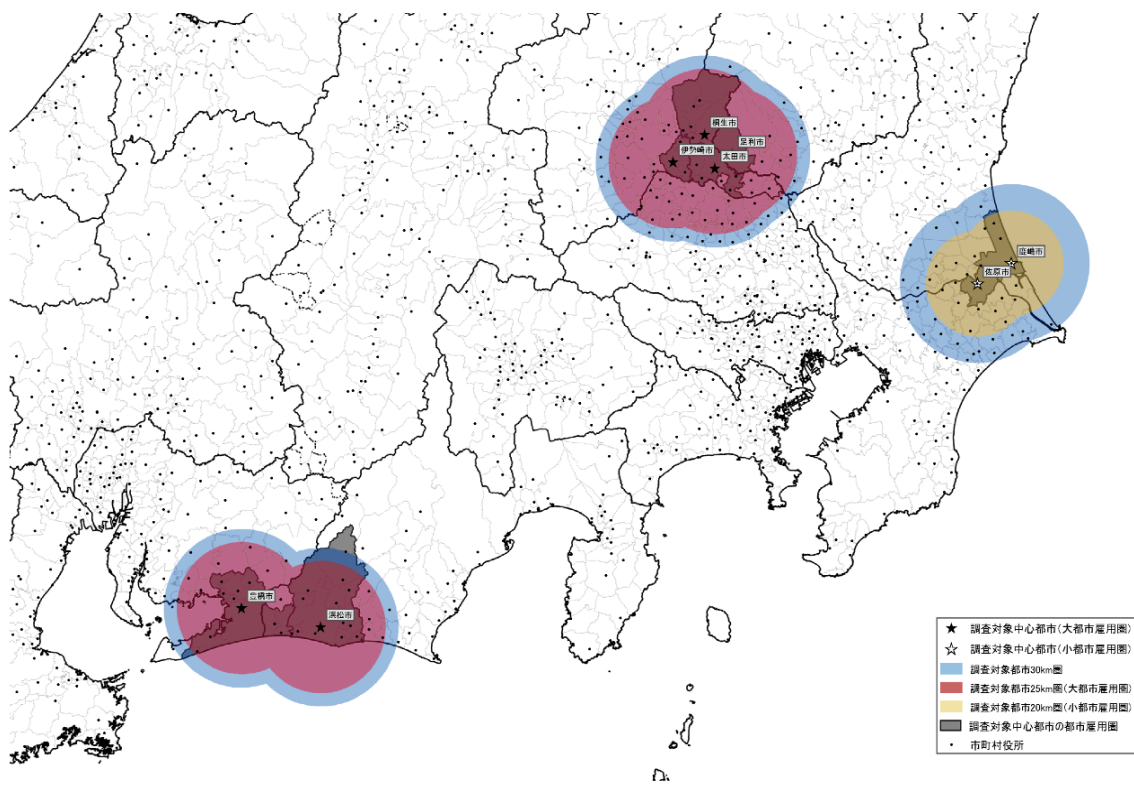
具体的には、第1に周辺に競合の都市が見られない「単独都市圏」の事例として、山陽地方で比較的類似した状況にあると考えられる3市を（赤穂市・福山市・岩国市）対象とした。第2に、県境をはさんで2つの市が並立している「並立都市圏」の事例として、鹿島市・佐原市、浜松市・豊橋市、米子市・松江市の3組を選定した。第3に、県境付近に多数の都市圏が群立している「群立都市圏」として、足利市・太田市・伊勢崎市・桐生市の4市を調査対象とした（表5-2）。

上記基準に沿って選定された調査対象都市を図5-3に示す。

表 5-2 調査対象都市の選定方法

面的調査	東北・九州地方の都市圏の中心都市のうち、25km 圏内（ただし小都市雇用圏は 20km 以上）に他県の複数の市区町村役場が存在するもの
個別調査都市	①周辺に競合の都市が見られない単独都市圏の事例（赤穂市・福山市・岩国市） ②県境を挟んで2つの都市が並立している並立都市圏の事例（鹿島市・佐原市、浜松市・豊橋市、米子市・松江市） ③県境付近に多数の都市が群立して存在している群立都市圏の事例（足利市・太田市・伊勢崎市・桐生市）





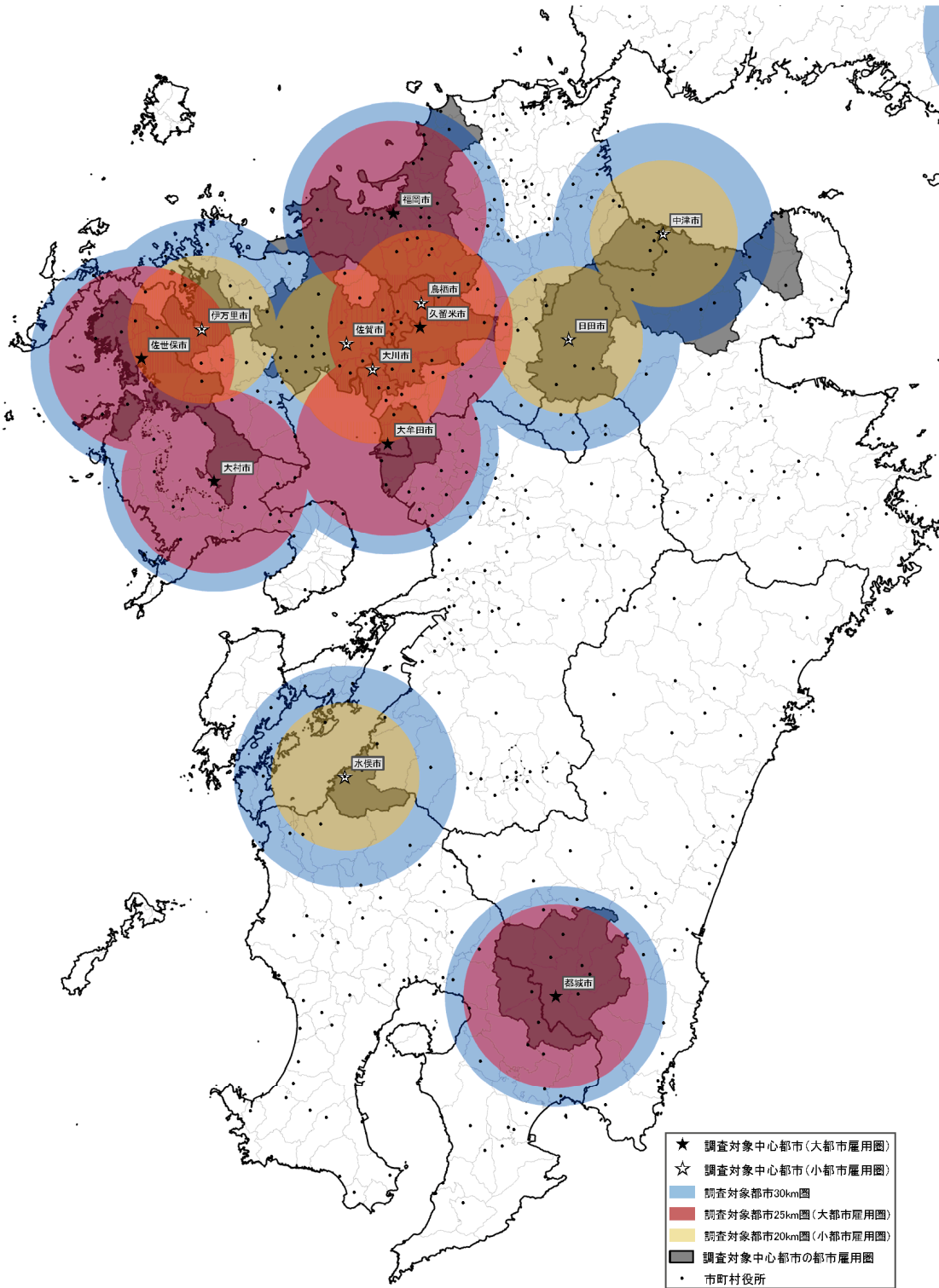


図 5-3 2000 年時点の県境抵抗の調査対象都市

5.3.2 2000年時点での県境抵抗の試算・評価

前述の都市圏を対象に2000年国勢調査の従業地・通学地集計に基づく通勤率と、中心都市と周辺市町村の市町村役場の直線距離⁵を算出し、県境抵抗の試算を行った。

県境抵抗の試算結果を表5-3に示す。表では、コーリン・クラーク式の定数項と距離 x の係数 b の値をあわせて示している⁶。また表では、県境抵抗パラメータ c とあわせて、県境抵抗パラメータを距離減衰係数で除した c/b をあわせて示した。(5-2)式で示したに今回のモデル式では、県境抵抗パラメータとダミー変数が指数の項におかれている。ここで、ダミー変数が1の値を取った際に指数の項は c だけ変化することになるが、これは c/b だけ距離 x を変化させるのと同じこととなる。すなわち c/b は、中心都市と同じ県にある等距離の市町村がどれくらい遠ざかれば、県を越えたある市町村における通勤率の減少分に相当するかを表現することとなる(図5-4)。(以降、本章では c/b を「県境抵抗の距離換算値」と呼ぶ。)

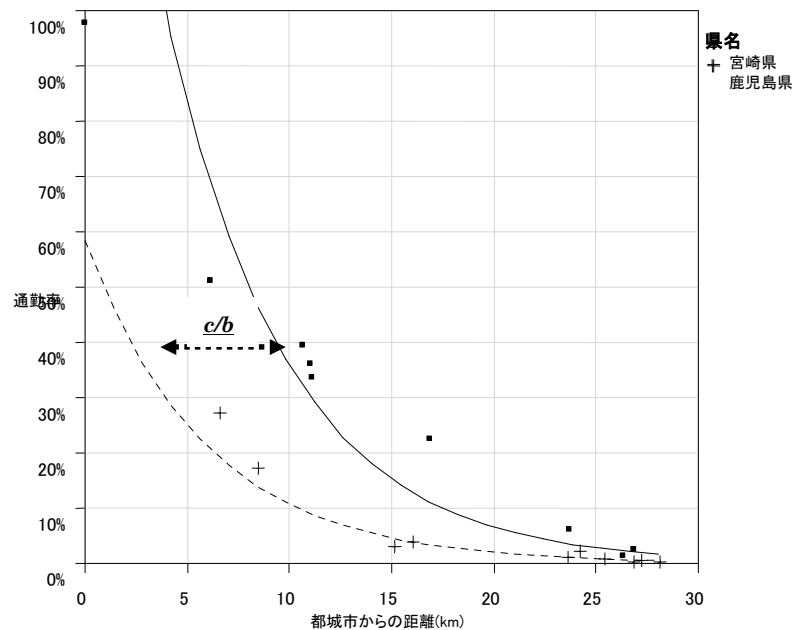


図5-4 県境抵抗の距離換算値のイメージ⁷

県境抵抗の試算結果(表5-3)より、八戸市以外の県境抵抗パラメータ c は負の値であることから、ほぼ全ての都市で県境抵抗が存在していることが確認された。また、県境抵抗の距離換算値を見ると、都市や地域の別によらず5~10の値をとっているところが多い。

⁵ 市町村役場の位置情報は、国土計画局の国土数値情報 (<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をベースとして作成した。

⁶ ここで b は、距離 x が増加するにつれ通勤率がどの程度減少しているかを示している係数なので、距離減衰係数と表現している。

⁷ 図では、実線を中心都市が属する県、点線で隣県の近似曲線を示す。(都城市の例)

このことから、県境は概ね5~10km程度の距離と同程度の障害となっているといえる。

表 5-3 2000年の調査対象都市圏の県境抵抗試算結果

中心都市	県境	定数項(A)	距離減衰 (b)	県境抵抗(c)	県境抵抗の距離換算値 (c/b)
東北地方の都市圏					
八戸市	青森／岩手	1.52	-0.12	0.38	-3.25
一関市	岩手／宮城	0.83	-0.17	-0.95	5.61
気仙沼市	宮城／岩手	0.72	-0.16	-2.00	12.17
白石市	宮城／福島	0.28	-0.18	-1.96	10.74
九州地方の都市圏					
福岡市(中央区)	福岡／佐賀	0.13	-0.08	-1.34	17.39
久留米市	福岡／佐賀	0.50	-0.16	-1.32	8.36
大牟田市	福岡／佐賀	0.68	-0.23	-1.96	8.46
	福岡／熊本			-0.96	4.16
大川市	福岡／佐賀	0.15	-0.22	-1.58	7.20
佐賀市	佐賀／福岡	0.24	-0.12	-2.33	20.20
鳥栖市	佐賀／福岡	0.27	-0.16	-1.49	9.21
佐世保	長崎／佐賀	0.78	-0.15	-0.85	5.65
伊万里	佐賀／長崎	0.32	-0.17	-1.41	8.11
大村市	長崎／佐賀	0.15	-0.14	-0.78	5.58
水俣市	熊本／鹿児島	0.87	-0.23	-0.58	2.51
日田市	大分／福岡	1.25	-0.19	-1.35	7.10
中津市	大分／福岡	0.64	-0.15	-1.38	9.31
都城市	宮崎／鹿児島	1.06	-0.17	-1.20	7.10
個別都市圏					
足利市	栃木／群馬	0.16	-0.16	-1.02	6.55
	栃木／埼玉			-2.53	16.28
太田市	群馬／栃木	0.28	-0.17	-0.63	3.70
	群馬／埼玉			-1.64	9.56
伊勢崎市	群馬／埼玉	0.21	-0.18	-1.37	7.60
桐生市	群馬／埼玉	0.21	-0.18	-2.12	11.93
	群馬／栃木			-0.16	0.89
鹿嶋市	茨城／千葉	0.13	-0.15	-2.31	15.18
佐原市	千葉／茨城	0.43	-0.22	-1.58	7.16
浜松市	静岡／愛知	0.38	-0.12	-2.04	17.69
豊橋市	愛知／静岡	0.42	-0.13	-0.90	6.81
赤穂市	兵庫／岡山	0.29	-0.18	-0.39	2.22
米子市	鳥取／島根	0.46	-0.10	-2.06	20.74
松江市	島根／鳥取	0.51	-0.11	-1.49	13.70
福山市	広島／岡山	0.58	-0.14	-0.30	2.12
岩国市	山口／広島	0.38	-0.16	-3.70	23.09

県境抵抗パラメータ及び県境抵抗の距離換算値を図 5-5 に示す。県境抵抗パラメータの絶対値が大きい中心都市は、東北では気仙沼市 (-2.00)、白石市 (-1.96)、九州では大牟田市 (対佐賀、-1.96)、佐賀市 (-2.33) である。また個別都市圏では、群立都市圏の足利市 (対埼玉、-2.53)、桐生市 (対埼玉、-2.12)、並立都市圏の鹿嶋市 (-2.31)、浜松市 (-2.04)、米子市 (-2.06)、独立都市圏の岩国市 (-3.70) などがある。また県境抵抗の距離換算値では、同様に気仙沼市 (12.2)、白石市 (10.7)、佐賀市 (20.2)、足利市 (16.3)、鹿嶋市 (15.2)、浜松市 (17.7)、米子市 (20.7)、岩国市 (23.1) などが大きくなっているほか、距離減衰係数 b が小さい福岡市 (17.4) の値も大きい。一方県境抵抗の距離換算値が小さい都市として、八戸市 (-3.3) では県境抵抗がわずかながら負値をとっており、岩手県からの通勤率が高いという結果が得られた。そのほか、水俣市 (2.5)、桐生市 (対栃木、0.9)、赤穂市 (2.2)、福山市 (2.1) などが小さい値となっている。

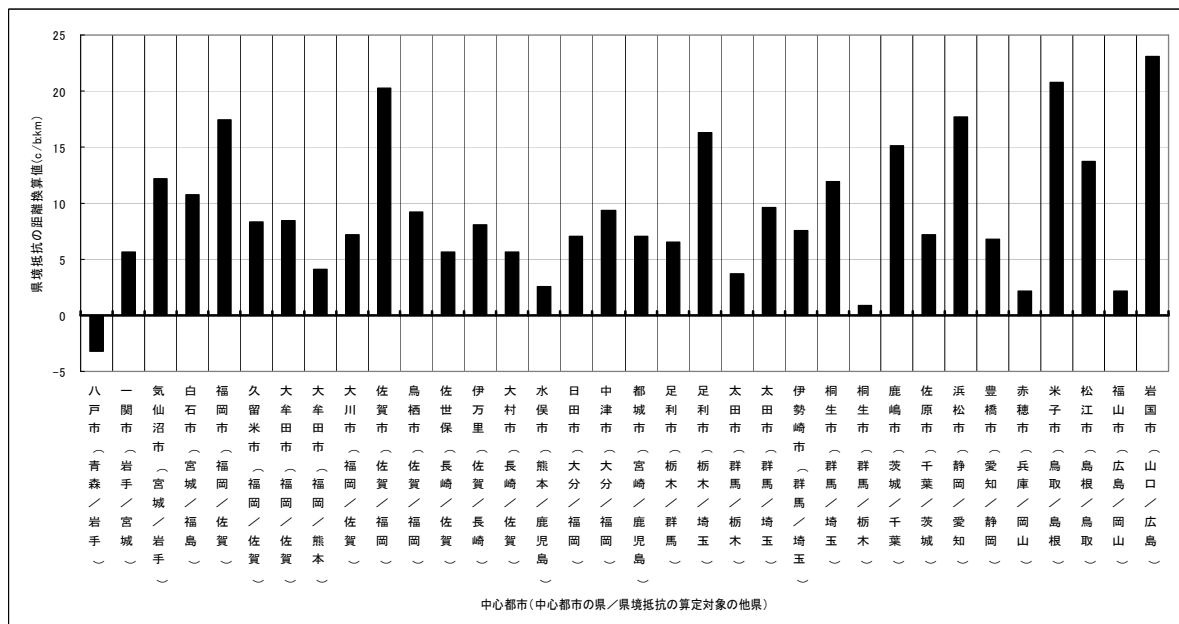
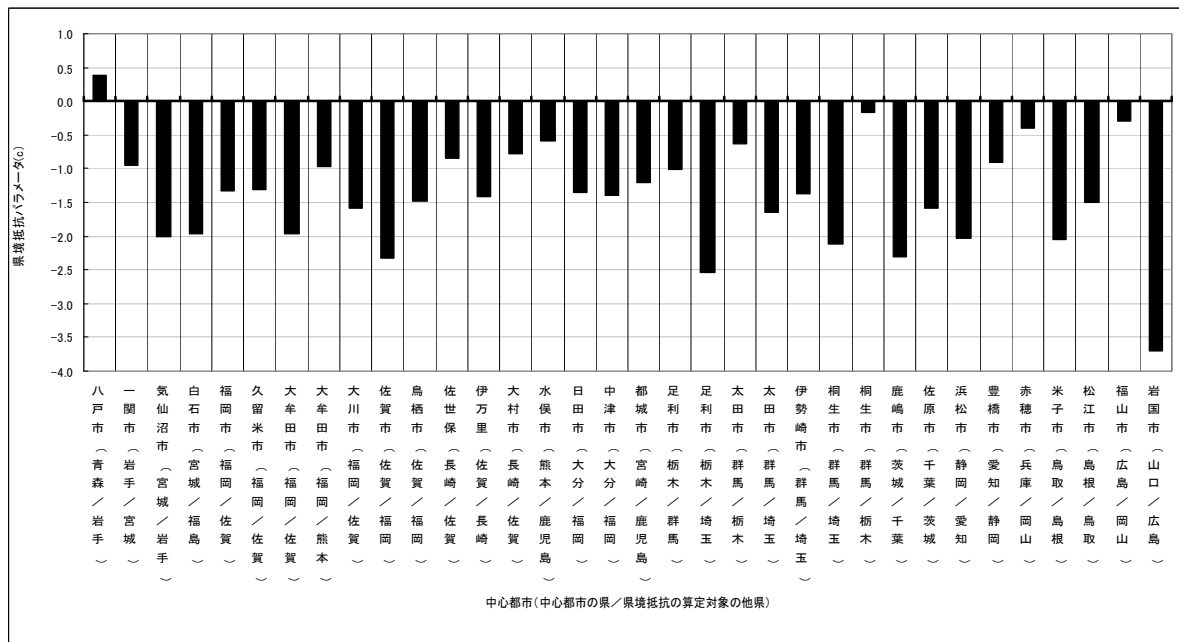


図 5-5 2000 年の調査対象都市圏の県境抵抗パラメータ (c) 及び県境抵抗の距離換算値 (c/b)

5.3.3 1980年から2000年における県境抵抗の経年変化分析・評価

(1) 分析方法

本節では2章と同じく1980年を基準年とし、1980年と2000年の県境抵抗値の時系列分析を行った。前節2000年の分析での中心都市を対象とし、ほぼ同様の方法を用いている。ただし、1980年の国勢調査の従業地集計の集計方法は2000年とは異なっている(表5-4)。そこで、人口10万人以下の都市ならびに通勤流動が100人以下の市町村は考慮することができないという問題があるものの、1980年時点の県境抵抗は「従業地・通学地による常住市区町村、利用交通手段別15歳以上自宅外就業者・通学者数」のデータを用いて試算した⁸。

表5-4 1980年国勢調査における通勤流動の集計項目

		集計されている 従業地市	常住側市町村が表象される要件
第5巻「従業地・通学地集計結果」(その1・その2)	「従業地による常住市区町村(就業者)」(その1:産業別、その2:職業別)	人口30万人以上の都市11大都市の区	通勤流動が50人以上の市町村
第5巻「従業地・通学地集計結果」(その3(20%抽出集計結果))	「従業地・通学地による常住市区町村(自宅外就業者・通学者数)利用交通手段(14区分・8区分)別15歳以上自宅外就業者・通学者数」	人口10万人以上の都市	通勤流動が100人以上の市町村
(参考2000年の通勤流動の元データ) 「従業地・通学地集計その1」	「第2表 従業地・通学地による常住市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」(報告書非掲載表:e-stat掲載データ)	全市町村	全市町村 (報告書掲載表は10人以上のみを表象だが、e-stat掲載報告書非掲載表データでは1人以上の全市町村を集計)

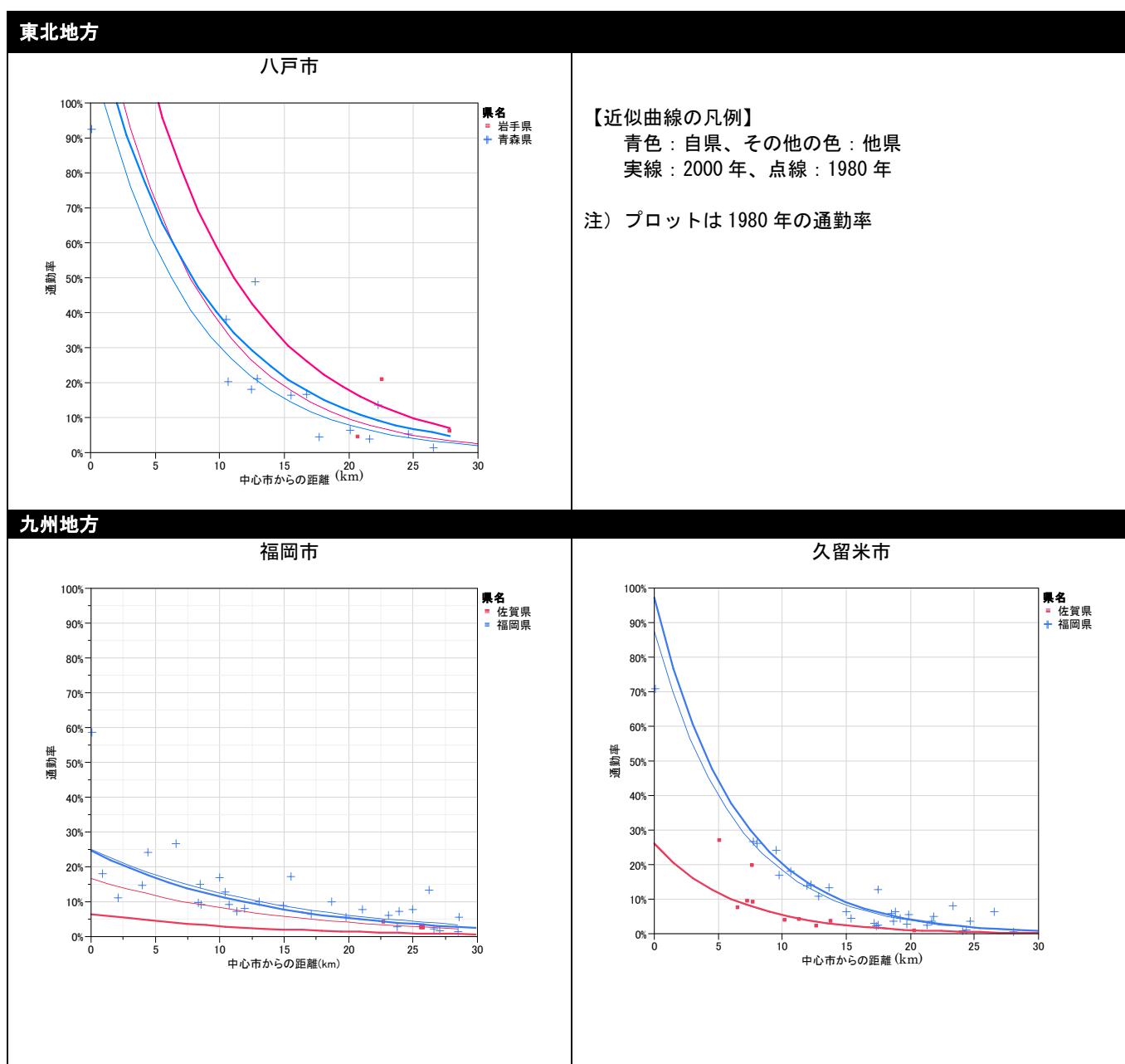
⁸ 1980年の国勢調査による県境抵抗の試算で100人以下の通勤流動のデータが加味されないことについて、2000年国勢調査で県境抵抗が大きかった岩国市・米子市・佐賀市及び県境抵抗が小さかった赤穂市・福山市について、100人以下を除外して再度県境抵抗値を試算した。赤穂市・岩国市など、周辺に小規模な市町村が存在する場合に若干値が変化するものの、全体的な傾向自体には大きな影響はないと考えられる。

参図表 2000年国勢調査で100人以下を除外したときの県境抵抗・距離換算値

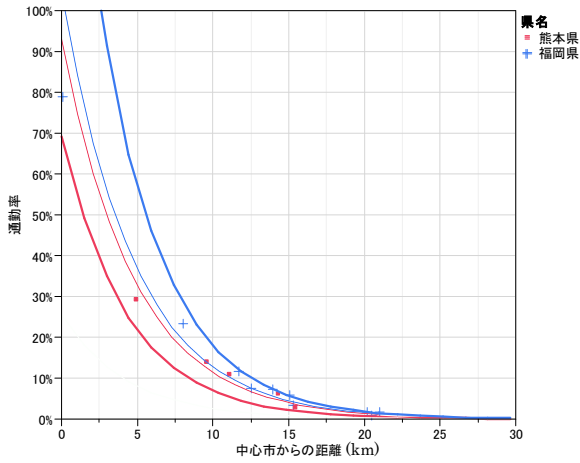
	県境抵抗 c		県境抵抗の距離換算値	
		100人以下を除外		100人以下を除外
赤穂市	-0.39	-0.08	2.22	0.37
福山市	-0.30	-0.26	2.12	1.86
岩国市	-3.70	-2.08	23.09	16.97
米子市	-2.06	-1.84	20.74	21.80
佐賀市	-2.33	-2.14	20.20	20.07

(2) 1980年国勢調査による県境抵抗の試算結果

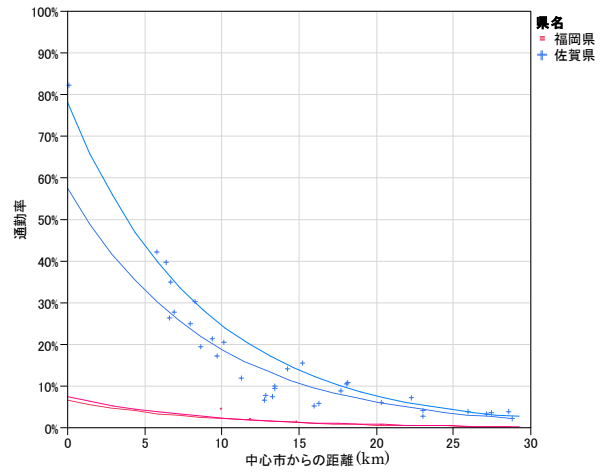
1980年の国勢調査の通勤データに基づく県境抵抗を試算した結果を、図5-6、表5-5に示す。また表5-6、図5-7、図5-8には、1980年と2000年の県境抵抗パラメータ及び県境抵抗距離換算値の比較を示す。20年間の期間や試算方法の違いがあるものの、多くの都市で県境抵抗値の変化はあまり大きくない。その中で、県境抵抗の距離換算値が大きく減少しているのは松江市(22.74→13.70(▲9.04))であった。また県境抵抗の距離換算値が大きく増加しているのは、福岡市(5.84→17.39(+11.55))、足利市(対埼玉)(4.88→16.28(+11.40))、岩国市(15.07→23.09(+8.02))、大牟田市(0.56→8.46(+7.91))などである。



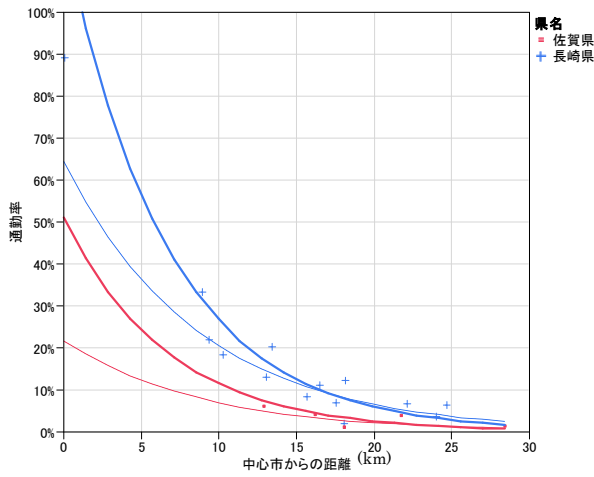
大牟田市



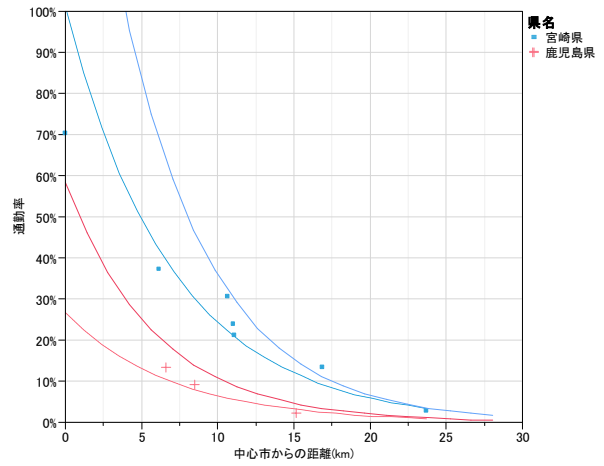
佐賀市



佐世保市

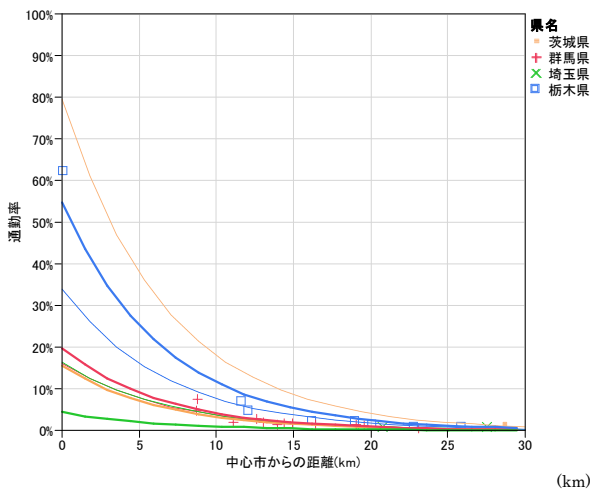


都城市

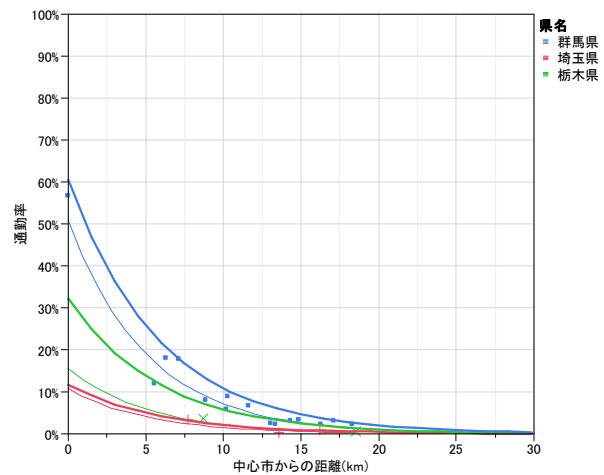


個別都市圏

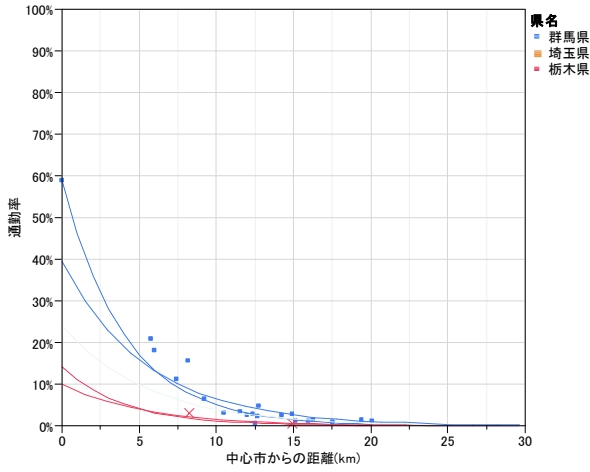
足利市



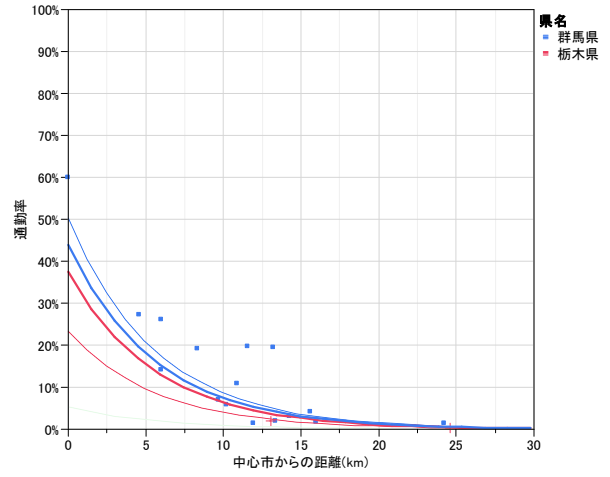
太田市



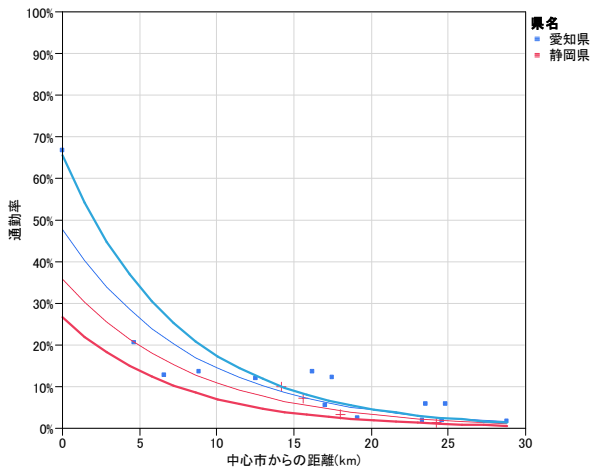
伊勢崎市



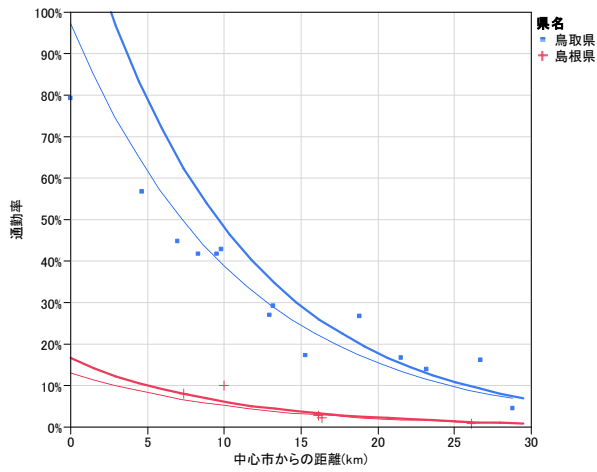
桐生市



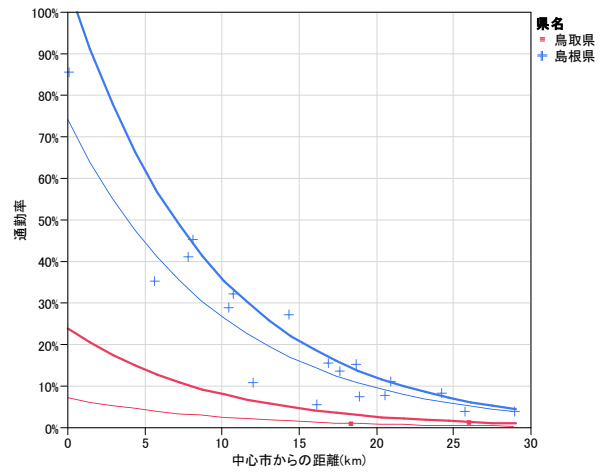
豊橋市



米子市



松江市



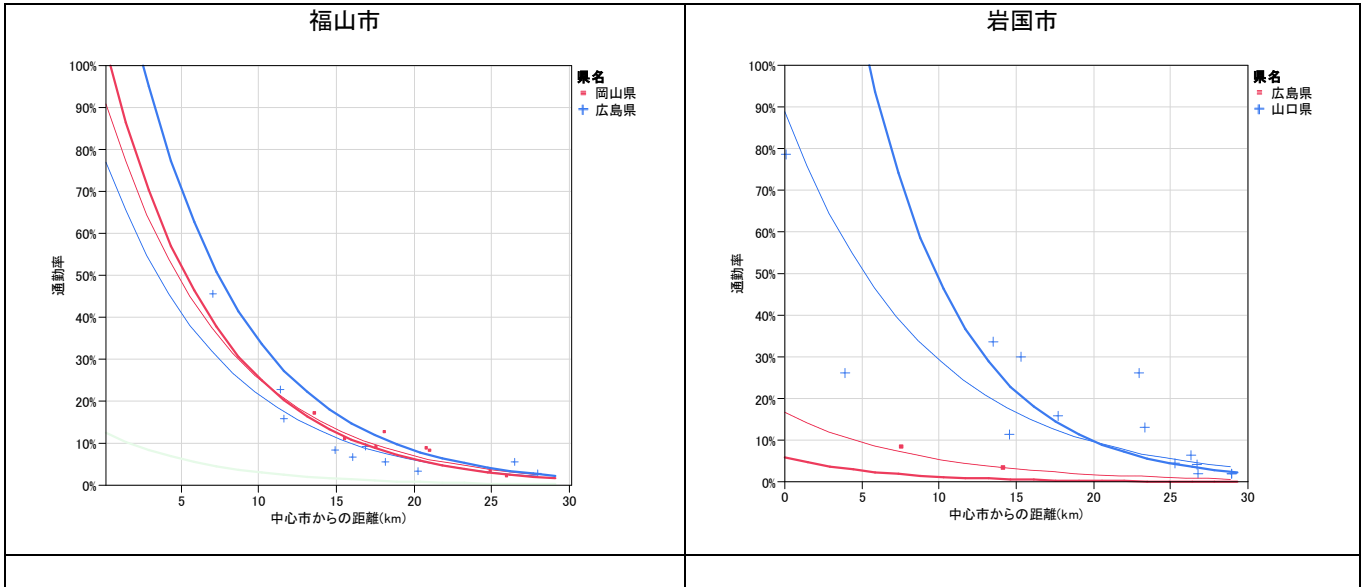


図 5-6 県境抵抗の時系列分析結果

表 5-5 1980 年国勢調査における県境抵抗の試算結果⁹

中心都市	県境	定数項(A)	距離減衰 (b)	県境抵抗(c)	c/b
東北地方の都市圏					
八戸市	青森／岩手	1.27	-0.13	0.20	-1.49
九州地方の都市圏					
福岡市（中央区）	福岡／佐賀	0.20	-0.07	-0.41	5.84
久留米市	福岡／佐賀	0.48	-0.16	-1.23	7.80
大牟田市	福岡／佐賀	0.99	-0.21	-0.12	0.56
佐賀市	佐賀／福岡	0.19	-0.11	-2.17	19.40
佐世保	長崎／佐賀	0.37	-0.11	-1.08	9.46
都城市	宮崎／鹿児島	0.52	-0.14	-1.33	9.38
個別都市圏					
足利市	栃木／群馬	0.29	-0.15	-0.74	4.96
	栃木／埼玉	0.29	-0.15	-0.72	4.88
太田市	群馬／栃木	0.20	-0.20	-1.18	5.97
	群馬／埼玉	0.20	-0.20	-1.55	7.89
伊勢崎市	群馬／埼玉	0.29	-0.25	-1.43	5.78
桐生市	群馬／栃木	0.34	-0.18	-0.38	2.17
豊橋市	愛知／静岡	0.41	-0.12	-0.29	2.40
米子市	鳥取／島根	0.36	-0.09	-2.01	21.87
松江市	島根／鳥取	0.23	-0.10	-2.33	22.74
福山市	広島／岡山	0.85	-0.13	0.17	-1.28
岩国市	山口／広島	0.38	-0.11	-1.68	15.07

表 5-6 1980 年と 2000 年の県境抵抗パラメータ・県境抵抗の距離換算値の比較

中心都市	県境	1980 年		2000 年	
		県境抵抗(c)	c/b	県境抵抗(c)	c/b
東北地方の都市圏					
八戸市	青森／岩手	0.20	-1.49	0.38	-3.25
九州地方の都市圏					
福岡市（中央区）	福岡／佐賀	-0.41	5.84	-1.34	17.39
久留米市	福岡／佐賀	-1.23	7.80	-1.32	8.36
大牟田市	福岡／佐賀	-0.12	0.56	-1.96	8.46
佐賀市	佐賀／福岡	-2.17	19.40	-2.33	20.20
佐世保	長崎／佐賀	-1.08	9.46	-0.85	5.65
都城市	宮崎／鹿児島	-1.33	9.38	-1.20	7.10
個別都市圏					
足利市	栃木／群馬	-0.74	4.96	-1.02	6.55
	栃木／埼玉	-0.72	4.88	-2.53	16.28
太田市	群馬／栃木	-1.18	5.97	-0.63	3.70
	群馬／埼玉	-1.55	7.89	-1.64	9.56
伊勢崎市	群馬／埼玉	-1.43	5.78	-1.37	7.60
桐生市	群馬／栃木	-0.38	2.17	-0.16	0.89
豊橋市	愛知／静岡	-0.29	2.40	-0.90	6.81
米子市	鳥取／島根	-2.01	21.87	-2.06	20.74
松江市	島根／鳥取	-2.33	22.74	-1.49	13.70
福山市	広島／岡山	0.17	-1.28	-0.30	2.12
岩国市	山口／広島	-1.68	15.07	-3.70	23.09

⁹浜松市は国勢調査の従業地集計の条件を満たしているが、浜松市から 30km 圏内に愛知県の集計対象となる市町村（100 人以上の通勤通学）がなかったため、試算を行えなかった。

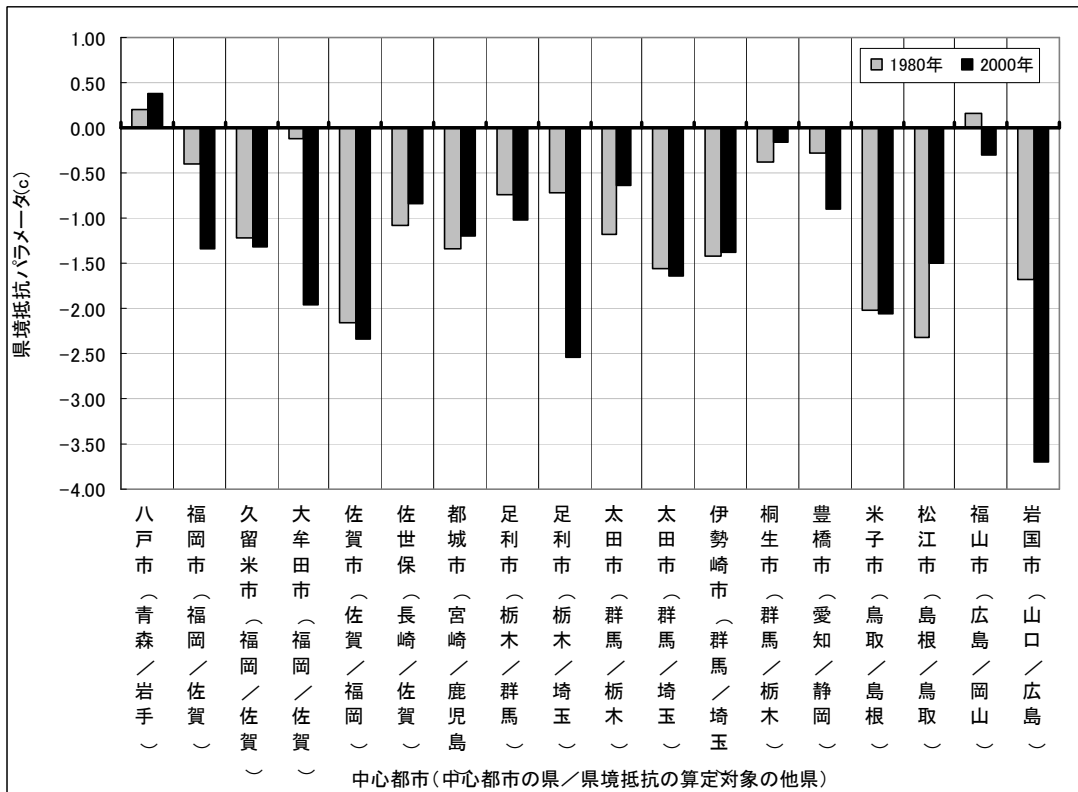


図 5-7 1980-2000 年の県境抵抗パラメータ c の比較

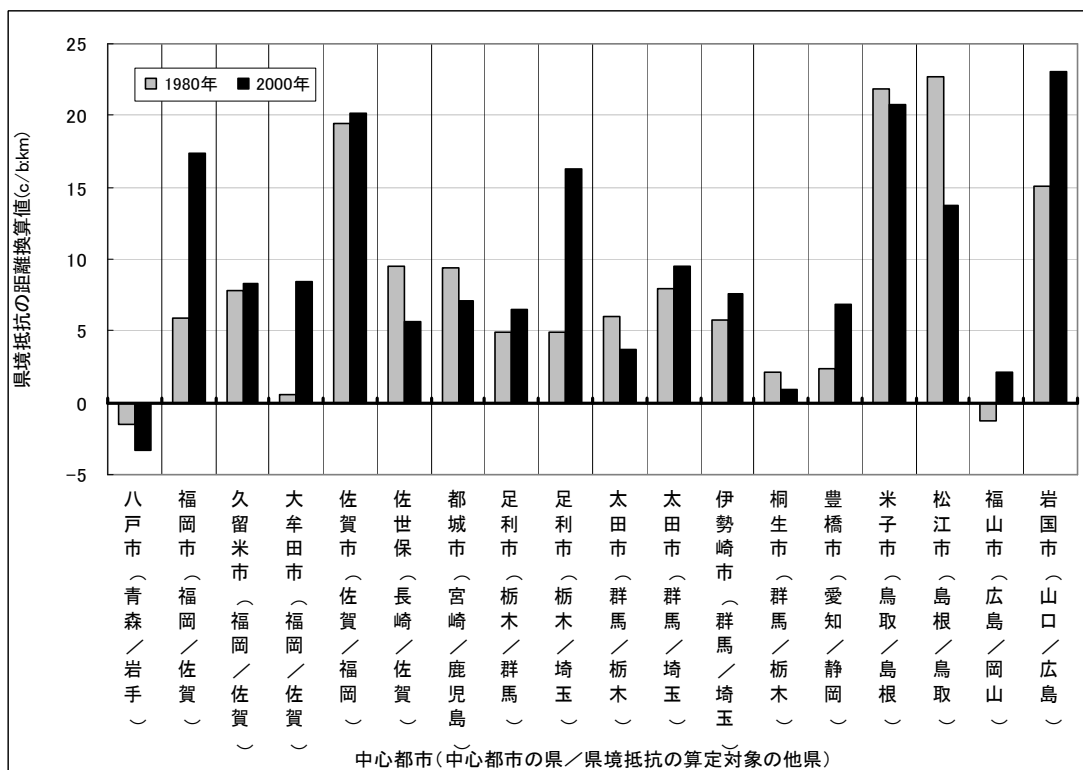


図 5-8 1980-2000 年の県境抵抗の距離換算値 c/b の比較

次に、1980年、2000年の距離換算値を用い、クラスター分析により中心都市の分類を行った。

n 個のサンプルについて 2 変数 $(X_{i1}, X_{i2})(i=1, 2, \dots, n)$ がある場合のクラスター分析の手順を示す。まず、初期状態では n 個のクラスターが存在する状態で、クラスター間のユークリッド平方距離 d_{ij} を計算する。

$$d_{ij}^2 = \sum_{k=1}^2 (X_{ik} - X_{jk})^2 \quad (5-4)$$

このユークリッド平方距離の最も近いクラスター a, b を組み合わせ 1 つのクラスター c に統合し、全体を $n-1$ のクラスターに分類する。ここで、新しく形成されたクラスター c と a, b 以外のクラスター x との距離を、下記の式で表現する。

$$d_{xc}^2 = \alpha_a d_{xa}^2 + \alpha_b d_{xb}^2 + \beta d_{ab}^2 + \gamma |d_{xa}^2 - d_{xb}^2| \quad (5-5)$$

ここで、再度 c を含む $n-1$ のクラスター間で最も距離が近いクラスターを統合する。このように順次クラスター数を減らし、最終的にクラスター数が 1 になるまで繰り返し統合を行う。

式(5-5)の α, β, γ のとり方により、何種類かのクラスター分析の方法がある。ここでは、最も分類感度の高いと言われる Ward 法による分類を用いた。Ward 法は、クラスター間の分散の平方和を最小にする方法で、(5-5)式の α, β, γ は(5-6)式で求められる。(ただし、 n_i はクラスター i に含まれるデータの個数を示す。)

$$\alpha_i = \frac{n_x + n_i}{n_x + n_c} \quad \beta = \frac{-n_x}{n_x + n_c} \quad \gamma = 0 \quad (5-6)$$

1980年と2000年の県境抵抗の距離換算値をもとにクラスター分析を行った結果を図5-9に示す。また図5-10には、クラスター分析の結果をもとに時系列の分析対象都市を6クラスターに分類した結果を示す。グループAは、1980年、2000年ともに距離換算値が高い米子市・岩国市・佐賀市からなるグループである。グループBは、1980年には距離換算値が低かったが、2000年にかけて距離換算値が増加したグループ(足利市(対埼玉)・福岡市)である。グループCは、1980年時点の距離換算値は大きかったが、2000年に距離換算値が減少した松江市である。グループDは、1980年、2000年時点ともに距離換算値が5-10kmにあるグループで、もっとも多く都市が含まれている。グループEは、1980年時点の距離換算値は小さかったが、その後2000年にかけてやや増加しているグループである。最後のグループFは、1980年、2000年ともに距離換算値が小さい八戸・桐生・福山市のグループである。

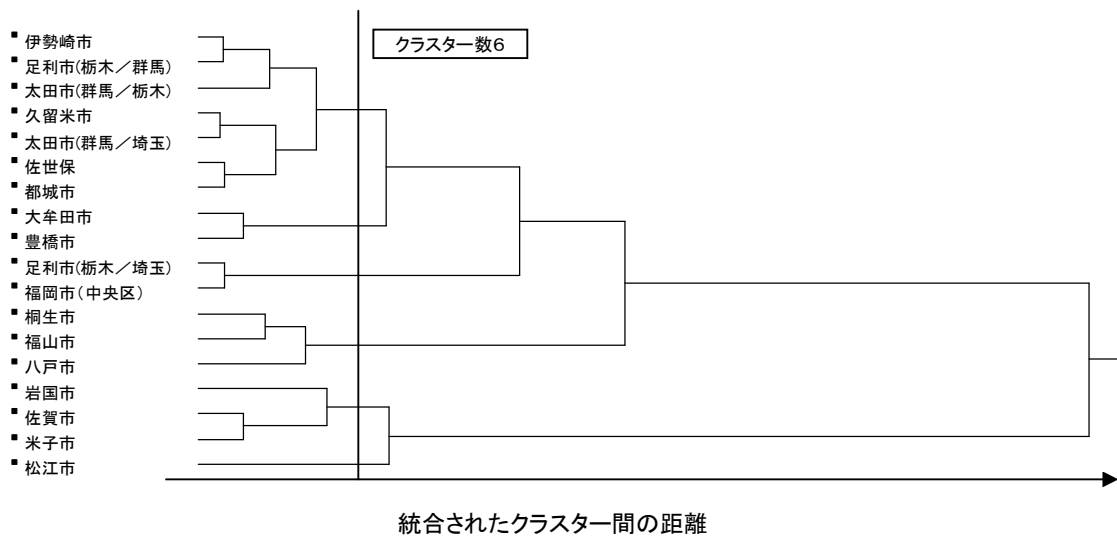


図 5-9 1980 年と 2000 年の県境抵抗の距離換算値によるクラスター分析結果

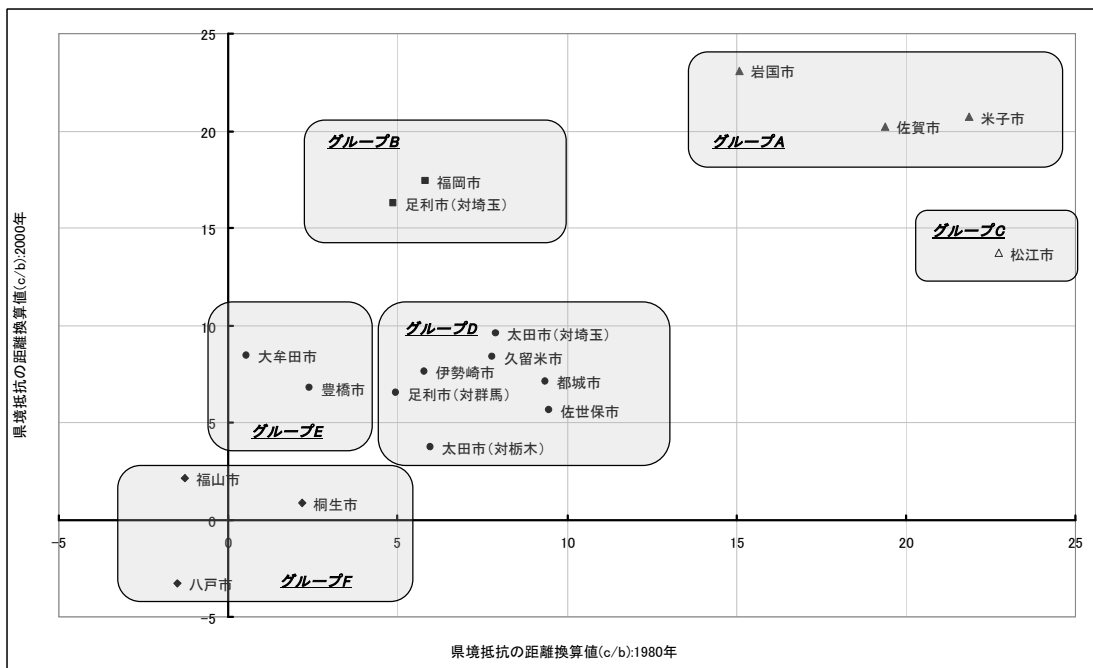


図 5-10 各クラスターの 1980 年と 2000 年の県境抵抗の距離換算値

(3) 県境抵抗と中心都市の人口及び従業者の増減の関係

前述のクラスター別に、中心都市の1980年から2000年の人口増加率、及び1981年から2001年¹⁰の従業者増加率をプロットした結果を図5-11に示す。ただし、他の市と比べて都市規模が大きな福岡、及び隣接2県との抵抗値が試算されている足利市、太田市は対象から除外した。県境抵抗が減少した松江市（グループC）は、人口増加率に比べて従業者の増加率が大きくなっている。グループCのサンプルが松江市のみであるため県境抵抗と従業者数の増加率との関係を一般化することは困難であるが、松江市単独を見る限りでは、県境抵抗の減少、それに伴う県外からの通勤率の増加が従業者の増加につながっている可能性がある。

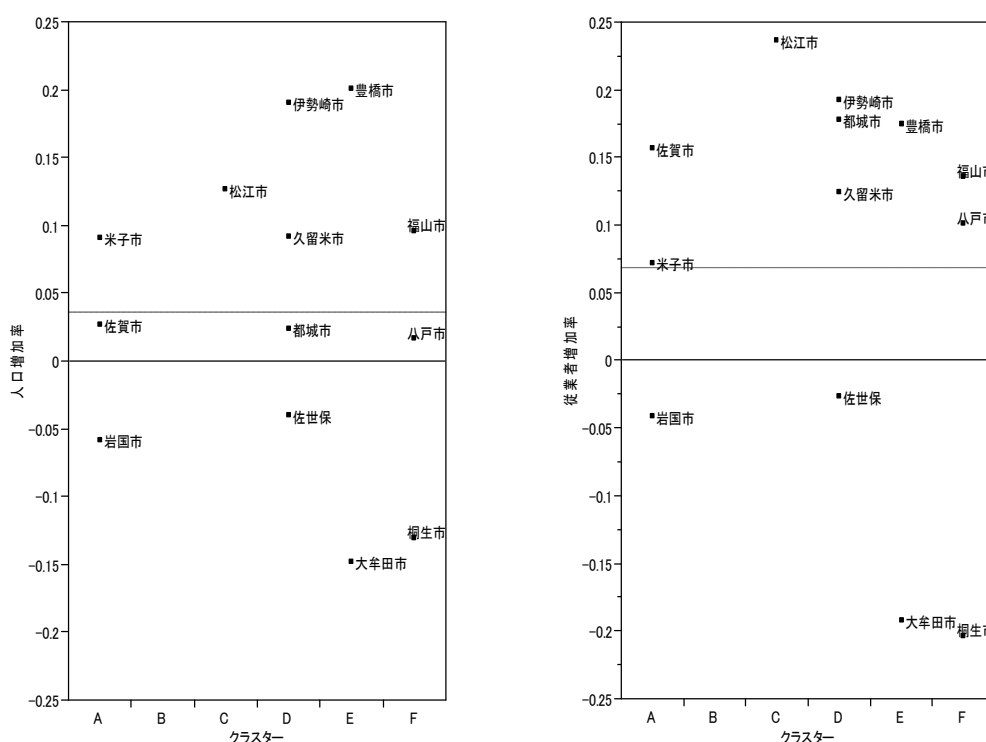


図5-11 グループ別の1980-2000年人口増加率(左)と1980-2000年従業者増加率(右)¹¹

¹⁰ 本節の分析では事業所統計調査間の（従業地）従業者の増加率を用いたため、従業者については1981年、2001年の値により分析を行っている。

¹¹ 点線は掲載市の平均値を示す。

5.4 交通インフラ等の影響分析手法の提案及び試算・分析・評価

本節では、前節で提案した県境抵抗の算出モデルを用いて県境抵抗要因別の影響を評価する。具体的には、都市間の距離を定義する説明変数に直線距離と時間距離の2種類を用いて、それぞれ県境抵抗を算出する。直線距離による計算値と時間距離による計算値との比較から、県境抵抗に及ぼす要因を交通インフラによる影響と、例えば県外中心都市への通勤流動の増加など、交通インフラの影響を除いたその他の社会的な影響による要因（以下、「社会的要因」と呼ぶ。）に分離して評価するとともに、時系列の交通インフラの整備状況や社会経済データと比較することにより、試算結果の妥当性について検証を行う。

5.4.1 試算対象都市

ここでは、本調査研究において試算対象とする都市を選定した。選定にあたっては、5.3.3で試算を実施した試算対象都市（表 5-7）をもとに、以下の5つの視点から様々な条件の都市での試算が出来るよう配慮して、試算対象都市を選定した。

- ① 県境抵抗パラメータの符号
- ② 県境抵抗の変化
- ③ 県境地域の交通条件の主な変化（県境を跨ぐ高速道路、国道バイパス、鉄道の整備状況）
- ④ 歴史的なつながり（県区分と藩区分の違い）
- ⑤ 県境の地形（県境の山、河川等の有無）

選定した試算対象都市は表 5-7 の網掛けの都市とし、単独都市圏で 4 都市、並立・群立都市圏で 4 都市の計 8 都市とした。

単独都市圏では、2000 年の県境抵抗パラメータの大きさが異なる、「青森県八戸市」、「広島県福山市」、「山口県岩国市」、「宮崎県都城市」の 4 都市、並立都市圏では、1980-2000 年の間に高規格道路が開通している「鳥取県米子市」、「島根県松江市」の 2 都市、群立都市圏では、河川が県境を跨いでおり県境を挟んで相互に分析可能な「栃木県足利市」、「群馬県太田市」の 2 都市を対象とした。

試算対象都市の特徴を表 5-8 に、対象年の位置を図 5-12 に示す。

表 5-7 試算対象都市と本調査研究における選定理由

既に試算を実施した対象都市(16都市)	対象県境	①県境抵抗パラメータの符号(1980, 2000)	②県境抵抗の変化(1980-2000)		③交通条件の主な変化	④県境区分と藩区分の関係(江戸時代～廃藩置県)		⑤県境の地形	選定理由	
						対象都市	相手県境地域			
単独都市圏	八戸市(青森)	岩手	+0.20,+0.38	小さくなる	+0.18	八戸道開通(1986)	○ 八戸藩	八戸藩	丘陵	既に実施した試算において、1980年、2000年ともに県境抵抗パラメータが唯一プラスとなっている。
	福山市(広島)	岡山	+0.17,-0.30	大きくなる	-0.47	山陽道開通(1988)	○ 福山藩	福山藩(一部)	丘陵	歴史的な面で、福山藩として一部つながりがみられるほか、様々な県境を跨いだ取り組みが行われている。
	都城市(宮崎)	鹿児島	-1.33,-1.20	小さくなる	+0.13	志布志線廃線(1987)	○ 薩摩藩の私領	薩摩藩	丘陵	歴史的な面で、都城市が薩摩藩の私領であり、過去からのつながりがみられる。
	岩国市(山口)	広島	-1.68,-3.70	大きくなる	-2.02	広島岩国道(1988)	× 岩国藩	広島藩	丘陵・川	既に実施した試算において、県境抵抗が大きく変化している。
	佐世保市(長崎)	佐賀	-1.08,-0.85	小さくなる	+0.23	-	× 平戸藩	鹿島藩	肥前山地	-
	福岡市(福岡)	佐賀	-0.41,-1.34	大きくなる	-0.93	-	× 福岡藩	佐賀藩	脊振山地	福岡市自体が政令指定都市のため除外する。
	久留米市(福岡)	佐賀	-1.23,-1.32	大きくなる	-0.09	-	× 久留米藩	佐賀藩 蓮池藩	河川(筑後川)	-
	大牟田市(福岡)	佐賀	-0.12,-1.96	大きくなる	-1.84	佐賀線廃線(1987)	× 三池藩	佐賀藩 蓮池藩	河川(筑後川)	-
	佐賀市(佐賀)	福岡	-2.17,-2.33	大きくなる	-0.16	佐賀線廃線(1987)	× 佐賀藩	久留米藩 柳河藩	河川(筑後川)	-
並立都市圏	米子市(鳥取)	島根	-2.01,-2.06	大きくなる	-0.05	山陰道開通(1998)	× 米子藩	松江藩	平地	並立都市圏のうち、高速道路が開通しており、交通条件が改善している。
	松江市(島根)	鳥取	-2.33,-1.49	小さくなる	+0.84		× 松江藩	米子藩		
	豊橋市(愛知)	静岡	-0.29,-0.90	大きくなる	-0.61	-	× 吉田藩	浜松藩	丘陵	既に実施した試算において、浜松市の1980年の数値がないため除外する。
	浜松市(静岡)	愛知	(なし),-0.12	-	-		× 浜松藩	吉田藩		
群立都市圏	足利市(栃木)	群馬 埼玉	-0.74,-1.02 -0.72,-2.53	大きくなる(群) 大きくなる(埼)	-0.38 -1.81	足利BP供用(1993)	× 足利藩	館林藩 伊勢崎藩	河川(利根川、渡良瀬川)	河川が県境を跨いでいる例として対象とする。左記4都市のうち、県境を挟んで相互に分析可能な足利市と太田市を対象とした。
	太田市(群馬)	栃木 埼玉	-1.55,-1.64 -1.18,-0.63	大きくなる(栃) 小さくなる(埼)	-0.09 +0.55		× 館林藩	足利藩 忍藩		
	桐生市(群馬)	栃木	-0.38,-0.16	小さくなる	+0.22	足利BP供用(1993)	× 館林藩	足利藩	河川(利根川、渡良瀬川)	-
	伊勢崎市(群馬)	埼玉	-1.46,-1.37	小さくなる	+0.06	-	× 伊勢崎藩	本庄藩 忍藩		

※網掛けは、本節における試算対象都市。

※②の県境抵抗の変化の太字は、変化の大きい都市(±0.5以上)。

表 5-8 試算対象都市の特徴

		特徴
単独都市圏	1. 八戸市 (青森)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市 30km 圏に含まれる岩手県の県境市町村の就業者数は 15,661 人。そのうち、2,304 人 (14.7%) が八戸市に通勤。 ・県境の交通状況は、道路では、国道 45 号、国道 340 号が通っており、1986 年に八戸自動車道が供用している。鉄道では、八戸線が 1 日 9 往復運行。 ・県境には、急峻な山地はなく、なだらかな山 (丘陵地域) である。
	2. 福山市 (広島)	<ul style="list-style-type: none"> ・福山市 30km 圏内に含まれる岡山県の県境市町村の就業者数は 81,895 人おり、そのうち、8,984 人 (11.0%) が福山市に通勤。 ・県境の交通状況は、道路では国道 2 号及び国道 313 号が通っている。1988 年に山陽自動車道倉敷 JCT-福山東 IC が開通している。鉄道では山陽本線が通っており、1 日 75 往復、井原鉄道が 1 日 28 往復運行。 ・県境は丘陵地域となっている。
	3. 都城市 (宮崎)	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市 30km 圏内に含まれる鹿児島県の県境市町村の就業者数は 72,056 人おり、そのうち、3,762 人 (5.2%) が都城市に通勤。 ・県境の交通状況は、旧国分市を結ぶ国道 10 号と旧大隅町を結ぶ国道 269 号が通っている。鉄道では日豊本線が通っており、1 日 10 往復運行。1987 年に旧志布志町を結んでいた志布志線が廃線となっている。 ・県境は丘陵地域となっている。 ・また、宮崎県内において宮崎自動車道が 1981 年に全線供用している。
	4. 岩国市 (山口)	<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市 30km 圏内に含まれる広島県の県境市町村の就業者数は 157,796 人おり、そのうち、2,448 人 (1.6%) が岩国市に通勤。 ・県境の交通状況は、道路では国道 2 号が通っている。1988 年に広島岩国道路が、1997 年に併走する山陽自動車道が開通している。鉄道では山陽本線が通っており、1 日 85 往復運行。 ・県境は丘陵地域となっている。
並立都市圏	5. 米子市 (鳥取)	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市 30km 圏内に含まれる島根県の県境市町村の就業者数は 122,179 人おり、そのうち、3,416 人 (2.8%) が米子市に通勤。 ・県境の交通状況は、道路では国道 9 号及び国道 431 号が通っている。1998 年に山陽道米子西 IC-安来 IC が開通している。鉄道では山陰本線が通っており、1 日 28 往復運行。 ・県境は、国道 9 号沿は平地、北部は境水道がある。 ・なお、鳥取県内において米子自動車道が 1992 年に全線開通している。
	6. 松江市 (島根)	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市 30km 圏内に含まれる鳥取県の県境市町村の就業者数は 92,818 人おり、そのうち、1,666 人 (1.8%) が松江市に通勤。 ・県境の交通状況や地形は、米子市と同じ ・なお、島根県内において山陰道が 1998 年に開通している。
群立都市圏	7. 足利市 (栃木)	<ul style="list-style-type: none"> ・足利市 30km 圏に含まれる群馬県の県境市町村の就業者数は 453,090 人。そのうち、10,404 人 (2.3%) が足利市に通勤。 ・県境の交通状況は、道路では、太田市方面を結ぶ国道 407 号が通っている。鉄道では、東武伊勢崎線が 1 日 48 往復運行。 ・県境には渡良瀬川がある。
	8. 太田市 (群馬)	<ul style="list-style-type: none"> ・太田市 30km 圏内に含まれる栃木県の県境市町村の就業者数は 182,425 人おり、そのうち、7,309 人 (4.0%) が太田市に通勤。特に足利市からの通勤者数が 6,559 人と大部分を占めている。 ・県境の交通状況や地形は、足利市と同じ。

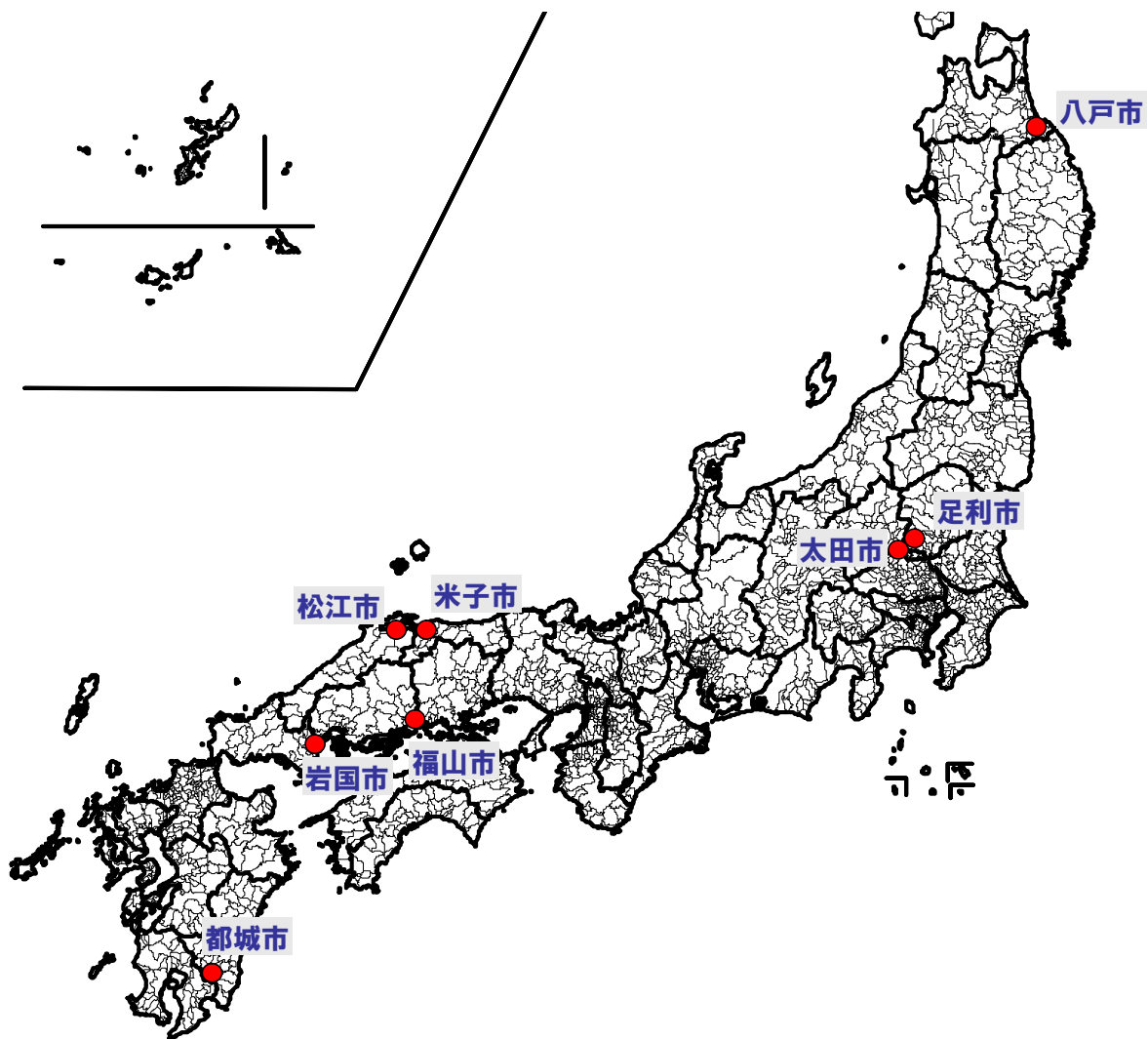


図 5-12 試算対象都市の位置

5.4.2 試算方法

本試算では、5.3の分析と同様に、以下の県境抵抗パラメータ算出モデル（コーリン・クラークの指数モデルを援用）を用い、2時点（1980年と2000年）の県境抵抗を求める。

$$y = Ae^{-bx+cd} \quad (5-2)$$

ここで y :中心都市への通勤率 (%) (被説明変数)
 x :中心都市からの距離 (直線距離 (km) /時間距離 (hour)) (説明変数)
 A :都市の規模 (定数項)
 b :距離抵抗パラメータ
 c :県境抵抗パラメータ
 d :県境ダミー変数 (0,1)

分析ケースは、表 5-9 に示すように、中心都市からの距離と通勤率の関係に県内外の差があるかを捉えるため「直線距離」を説明変数としたケース 0、及び中心都市からの時間距離と通勤率との関係に県内外の差があるかを捉えるため「時間距離 (所要時間)」を説明変数としたケース 1 を設定した。ケース 1 の場合は、中心都市へアクセスするための交通インフラの充実度が時間距離に反映される (含まれる)。従って、ケース 0 では県内外の格差に影響するすべての要因が、ケース 1 では交通インフラの充実度を除いた格差の要因 (例えば他の雇用都市圏の影響など) が県境抵抗パラメータの大きさに影響することとなる。

具体的な説明変数の設定方法は、表 5-10 の通りである。ケース 1 における 1980 年と 2000 年の時間距離は各時点での高速道路及び一般道路の整備状況を反映しているため、差が生じている。ただし、交通インフラ整備以外の影響を除外するため、旅行速度、高速道路利用率、鉄道利用率については同一の値を用いている。

表 5-9 分析ケース

分析ケース	中心都市からの距離 (x) の定義
ケース 0	直線距離 (km) (これまでの調査と同様)
ケース 1	時間距離 (hour) (高速道路利用率を考慮、公共交通あり)

表 5-10 中心都市への通勤率及び中心都市からの距離/時間距離の具体的な設定方法

		ケース 0	ケース 1
通勤率 : y		1980 年と 2000 年で異なる。(各年の国勢調査に基づく)	
距離 : x		1980 年と 2000 年で同じ。 (市町村間の直線距離)	1980 年と 2000 年で異なる。 (市町村間の時間距離)
時間距離算出に必要なデータ	経路	-	1980 年と 2000 年で異なる。 道路、鉄道の整備により変化。
	旅行速度	-	高速道路、国道、その他道路の 1980 年の全国平均旅行速度(道路統計年報)で固定。 (高速道路(高速自動車国道) : 83.0 km/h、国道(一般国道計) : 39.4 km/h、その他道路(主要地方道) : 36.2 km/h)
	高速道路利用率	-	固定(20%)
	鉄道利用率	-	固定(2%)

※中心都市への通勤率が 1%以下または通勤者数が 100 人未満の市町村はサンプルから除外した。

※高速道路利用率は新潟県の高速道路社会実験における通勤での高速道路利用率 16%及び、大阪市における通勤での高速道路利用率 21%~23%を参考に 20%とした。

※公共交通利用率は平成 11 年に整理された都市圏パーソントリップ調査結果を参考に 2%とした。

5.4.3 試算結果

5.4.2 で示した県境抵抗パラメータを試算した。その試算結果を表 5-11 に示す。

表 5-11 試算結果一覧

■ケース 0 1980 年

c0_1980		決定係数	距離減衰(b)			県境抵抗(c)			c/b
中心都市	(県境)	R ²	値	t値	p値	値	t値	p値	
八戸市	(青森-岩手)	0.74	0.134	6.242	1.2E-05	0.200	0.493	6.3E-01	1.49
福山市	(広島-岡山)	0.86	0.129	9.778	3.7E-08	0.165	0.917	3.7E-01	1.28
都城市	(宮崎-鹿児島)	0.94	0.142	8.902	4.6E-05	-1.332	-6.169	4.6E-04	-9.38
岩国市	(山口-広島)	0.74	0.112	5.823	5.9E-05	-1.682	-3.291	5.8E-03	-15.07
足利市	(栃木-群馬)	0.94	0.148	15.357	3.6E-12	-0.735	-5.138	5.9E-05	-4.96
太田市	(群馬-栃木)	0.93	0.197	10.984	7.3E-09	-1.176	-4.133	7.8E-04	-5.97
米子市	(鳥取-島根)	0.93	0.092	9.106	9.9E-08	-2.011	-11.218	5.4E-09	-21.87
松江市	(島根-鳥取)	0.90	0.102	7.510	8.5E-07	-2.327	-6.999	2.1E-06	-22.74

■ケース 0 2000 年

c0_2000		決定係数	距離減衰(b)			県境抵抗(c)			c/b
中心都市	(県境)	R ²	値	t値	p値	値	t値	p値	
八戸市	(青森-岩手)	0.72	0.117	6.041	2.3E-05	0.381	1.040	3.1E-01	3.25
福山市	(広島-岡山)	0.88	0.139	10.307	9.9E-09	-0.258	-1.352	1.9E-01	-1.86
都城市	(宮崎-鹿児島)	0.89	0.128	6.626	3.0E-04	-1.209	-4.609	2.5E-03	-9.41
岩国市	(山口-広島)	0.86	0.122	7.746	1.3E-06	-2.076	-6.420	1.2E-05	-16.97
足利市	(栃木-群馬)	0.93	0.155	13.357	9.9E-12	-1.145	-8.384	3.9E-08	-7.38
太田市	(群馬-栃木)	0.96	0.168	19.577	1.1E-16	-0.776	-4.708	7.9E-05	-4.61
米子市	(鳥取-島根)	0.94	0.084	9.372	2.4E-08	-1.842	-12.825	1.7E-10	-21.81
松江市	(島根-鳥取)	0.93	0.110	11.832	6.3E-10	-1.576	-6.764	2.5E-06	-14.31

■ケース 1 1980 年

c1_1980		決定係数	距離減衰(b)			県境抵抗(c)			c/b
中心都市	(県境)	R ²	値	t値	p値	値	t値	p値	
八戸市	(青森-岩手)	0.82	4.102	7.890	6.6E-07	0.330	0.960	3.5E-01	0.08
福山市	(広島-岡山)	0.70	2.969	5.918	2.2E-05	-0.318	-1.250	2.3E-01	-0.11
都城市	(宮崎-鹿児島)	0.94	4.769	9.129	3.9E-05	-1.340	-6.350	3.9E-04	-0.28
岩国市	(山口-広島)	0.66	3.027	4.818	3.4E-04	-1.712	-2.913	1.2E-02	-0.57
足利市	(栃木-群馬)	0.92	4.597	13.197	5.1E-11	-0.844	-5.131	5.9E-05	-0.18
太田市	(群馬-栃木)	0.95	6.412	12.913	7.1E-10	-1.115	-4.516	3.5E-04	-0.17
米子市	(鳥取-島根)	0.95	2.987	10.572	1.3E-08	-1.960	-12.403	1.3E-09	-0.66
松江市	(島根-鳥取)	0.89	3.086	7.073	1.9E-06	-2.362	-6.810	3.0E-06	-0.77

■ケース 1 2000 年

c1_2000		決定係数	距離減衰(b)			県境抵抗(c)			c/b
中心都市	(県境)	R ²	値	t値	p値	値	t値	p値	
八戸市	(青森-岩手)	0.72	3.716	6.354	1.3E-05	0.335	0.958	3.5E-01	0.09
福山市	(広島-岡山)	0.88	4.140	10.388	8.8E-09	-0.605	-3.269	4.5E-03	-0.15
都城市	(宮崎-鹿児島)	0.89	4.635	6.058	5.1E-04	-1.191	-4.209	4.0E-03	-0.26
岩国市	(山口-広島)	0.86	3.329	5.422	7.1E-05	-2.373	-5.518	5.9E-05	-0.71
足利市	(栃木-群馬)	0.93	4.471	11.737	1.1E-10	-1.211	-7.886	1.0E-07	-0.27
太田市	(群馬-栃木)	0.96	5.256	20.501	3.8E-17	-0.790	-5.009	3.6E-05	-0.15
米子市	(鳥取-島根)	0.94	2.707	9.158	3.4E-08	-1.751	-11.849	6.2E-10	-0.65
松江市	(島根-鳥取)	0.93	3.288	9.999	8.9E-09	-1.654	-6.168	8.0E-06	-0.50

※網掛けの数字は有意性が認められない。

表 5-11 の結果から、県境抵抗パラメータ算出モデルの各パラメータの有意性について、以下のことが確認された。なお 2 つのパラメータ、距離減衰パラメータ b 及び県境抵抗パラメータ c の解釈については表 5-12 に示すとおりである。この試算結果を踏まえ、各都市圏の県境抵抗の変化要因について検討を行う。

- ・ 決定係数 $[R^2]$ ¹²についてみると、ケース 1 の 1980 年の岩国市において若干低い値が出ているものの、その他のケース 1 とケース 2 の値においては良いまたは非常によいと判断できるため、ここではすべての試算結果について有意であると判断した。
- ・ 距離減衰値 $[b]$ について、 $[t$ 値]¹³及び $[p$ 値]¹⁴より試算値の有意性を判断すると、ケース 0 とケース 1 のすべての値において有意性が認められた。
- ・ 距離減衰値 $[b]$ の符号について、ケース 0 とケース 1 のすべての値でプラスとなっており、中心都市からの距離が遠くなればなるほど通勤率は低くなることが確認された。
- ・ 県境抵抗パラメータ $[c]$ について、 $[t$ 値] 及び $[p$ 値] より試算値の有意性を判断すると、八戸市（全ケース）の値及び福山市（ケース 1 の 2000 年を除く全ケース）に有意性が認められなかったものの、その他ケースについては有意性が認められた。
- ・ 有意性の認められた県境抵抗 $[c]$ の符号については、すべてマイナス値となっており、県外であることが通勤率にマイナスの影響を与えていることが確認された。
- ・ 以上から、八戸市及び 1980 年のケース 1 の福山市を除いては、ケース 0 とケース 1 の 1980 年と 2000 年の 2 時点それぞれのモデルに関して、変数の有意性が確認された。

表 5-12 パラメータの解釈

	意味	算出結果
距離減衰 パラメータ b	モデル式中で、「中心都市からの距離（説明変数）」に掛かる係数である。 そのため、中心都市からの距離による通勤率の低下の程度を表し、プラスに大きいほど距離減衰が大きい。	結果はプラス値をとり、中心都市からの距離が遠くなればなるほど、通勤率が低くなるという意味を持つ。
県境抵抗 パラメータ c	モデル式中で、「県境ダミー変数」に掛かる係数である。 そのため、県内外（同距離）による通勤率の違いの程度を表し、マイナス方向に大きいほど、県内に比べて県外の方が通勤率は低くなる。	結果は有意性のあるものはマイナス値をとり、県内に比較して同距離での県外の通勤率が低くなる。すなわち「県境抵抗がある」という意味を持つ。

¹² モデル式全体の適合度を判断する指標。基準は変数によって適宜判断されるが、一般的には 0.7 以上で「良い」、0.8 以上で「非常に良い」とされる。

¹³ 絶対値が 1.96 を越えていれば、5%の有意水準でその変数の有意性が認められる。

¹⁴ 別の解が正しい確率を示し、0 に近いほど有意性が高い。ここでは有意水準 5%として 0.05 以下を有意と判断する。

5.4.4 交通インフラ等の影響の考え方

ここでは、算出した県境抵抗パラメータ c の 1980 年と 2000 年における変化について、各都市における社会経済データや交通インフラ整備状況の変化から考察を行う。

(1) 分析ケースの特性と分析の視点

ケース 0 とケース 1 の変数の違いにより、各ケースはそれぞれ以下の特性を持つと考えられる (5.4.2 参照)。

ケース 0：都市間の距離は直線距離で定義されているため、年次による変化はなく、通勤率のみを変数としてパラメータは決定される。そのため、算出される県境抵抗パラメータ c には交通インフラの充実などによる影響を含むあらゆる社会変化の影響が含まれていると考えることができる。

ケース 1：都市間の距離は時間距離によって定義されているため、高速道路の整備や鉄道の廃線などの交通インフラの変化が、距離変数 x に反映されて各年で違いが生じる。交通インフラの変化は距離抵抗パラメータ c に含まれるため、県境抵抗パラメータ c には社会状況の変化による影響 (社会的要因) のみが含まれると考えることができる。

上述のケース特性の違いにより、県境抵抗パラメータ c にあらゆる社会変化の影響を含むケース 0 と、交通インフラの影響以外の社会的要因を含むケース 1 のそれぞれの 1980 年と 2000 年の変化率の差異は、交通インフラの影響度合いを相対的に示すものであると考えることができる。すなわちケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の変化率の差が相対的に大きければ、その都市圏の県境抵抗変化に交通インフラが与えた影響が相対的に大きいと判断できる。

本調査研究においては、各分析ケースが上記の特性を持つことから、各都市圏の県境抵抗変化について以下の視点で分析を行う。

①社会的要因による県境抵抗の変化の考察（ケース1の時点変化）

試算結果より、ケース1における県境抵抗パラメータcの1980年と2000年の差をみると、都城市、太田市、米子市、松江市の4都市ではプラスとなっており、岩国市及び足利市の2都市では、マイナスとなった。つまり、プラスとなった4都市では、県境抵抗が小さくなっており、マイナスとなった2都市では、県境抵抗が大きくなっていることを示している。

ケース1は上記のとおり解釈に従うと交通インフラ以外の社会状況の変化による影響が示されており、都市別に比較すると、松江市は、相対的に社会的要因の影響が最も大きく、次いで、岩国市、足利市、太田市の順となっている。松江市や太田市などについては、県境抵抗は小さくなる方向に社会的要因の影響を大きく受けており、岩国市や足利市は県境抵抗が大きくなる方向に社会的要因の影響を大きく受けている。一方、都城市については変化率が小さく、相対的に社会的要因の影響が小さいと言える。

このようにケース1について、県境抵抗パラメータcが1980年と2000年における経年変化での増減と変化率の大きさから、交通インフラ以外の社会的要因による県境抵抗変化要因の有無と程度を判断し、その理由について社会経済に関する変化の状況を用いて考察する。

表 5-13 県境抵抗パラメータcの変化（ケース1）

中心都市（県境）	1980年	2000年	差	変化率	差の符号	県境抵抗の変化
都城市（宮崎-鹿児島）	-1.340	-1.191	0.149	11.2%	プラス	減少
岩国市（山口-広島）	-1.712	-2.373	-0.661	-38.6%	マイナス	増加
足利市（栃木-群馬）	-0.844	-1.211	-0.367	-43.5%	マイナス	増加
太田市（群馬-栃木）	-1.115	-0.790	0.324	29.1%	プラス	減少
米子市（鳥取-島根）	-1.960	-1.751	0.209	10.7%	プラス	減少
松江市（島根-鳥取）	-2.362	-1.654	0.708	30.0%	プラス	減少

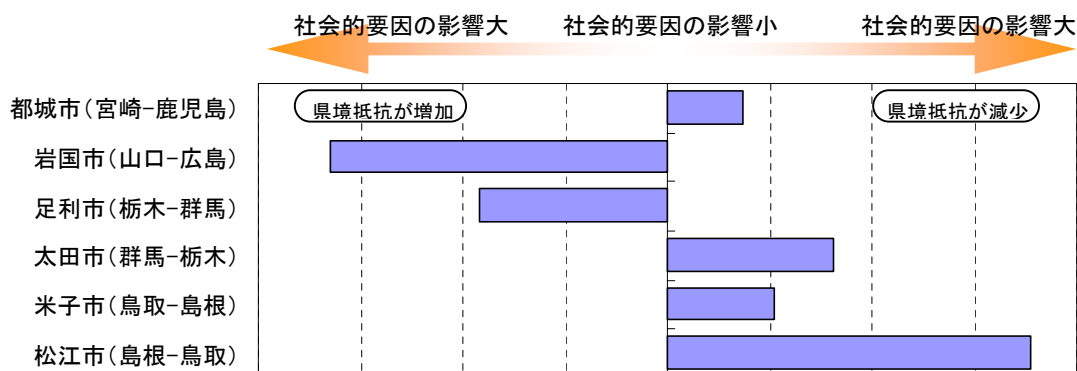


図 5-13 ケース1による県境抵抗パラメータの変化

②交通インフラの影響による県境抵抗の変化の考察(ケース0とケース1の時点変化の差)

試算結果より、ケース0(直線距離)における県境抵抗パラメータcの変化を示すと表5-14の通りとなる。この結果とケース1(時間距離)の変化率の差は(表5-15、図5-14)の通りとなる。この県境抵抗パラメータcの交通インフラの影響を除いたケース1の変化率と、その他社会変化の影響も含むケース0の変化率の差の大きさ(絶対値)から、県境抵抗パラメータの変化に対する交通インフラの影響度合いをみることができる。また、ケース0とケース1の変化率の差がプラスとなるかマイナスとなるかで、県境抵抗の変化の要因として、「県境(県内外)の交通インフラの相対的な充実が影響しているのか」あるいは「県内々の交通インフラの相対的な充実が影響しているのか」を整理することができる。より具体的には、以下の解釈によって整理することができる。

例えば図5-14において、岩国市をみると、ケース0とケース1の変化率の差の大きさが相対的に大きいことから、交通インフラの影響度合いが大きいとみなせる。次に、ケース0とケース1の県境抵抗パラメータの変化率の大きさを比べると、交通インフラの影響を除いたケース1の値(-38.6%)よりもケース0の値(-23.4%)の変化率におけるマイナスの程度が小さくなっている。このことは、交通インフラ整備の影響により県境抵抗が小さくなっている(-38.6%→-23.4%)とも言え、ケース0の県境抵抗が小さくなった要因として、県境(県内外)の交通インフラの相対的な充実が影響していることが示唆される。

また、足利市をみると、岩国市と同様に、ケース0とケース1の変化率の差の大きさが相対的に大きいことから、交通インフラの影響度合いが大きいとみなせる。次に、ケース0とケース1の県境抵抗パラメータの変化率の大きさ(絶対値)を比べると、交通インフラの影響を除いたケース1(-43.5%)よりもケース0(-55.7%)の方がマイナスの程度が大きくなっている。このことは、交通インフラ整備の影響により県境抵抗が大きくなっている(-43.5%→-55.7%)とも言え、ケース0の県境抵抗が大きくなった要因として、県内々の交通インフラの相対的な充実が影響していることが示唆される。

このように、ケース0とケース1による県境抵抗の変化率の差から県境抵抗の変化に交通インフラがどのように影響したかどうかを判断し、実際の交通インフラ整備状況等から県境抵抗の変化要因について考察する。

表 5-14 県境抵抗パラメータ c の変化 (ケース 0)

中心都市 (県境)	1980 年	2000 年	差	変化率
都城市 (宮崎-鹿児島)	-1.332	-1.209	0.123	9.2%
岩国市 (山口-広島)	-1.682	-2.076	-0.393	-23.4%
足利市 (栃木-群馬)	-0.735	-1.145	-0.409	-55.7%
太田市 (群馬-栃木)	-1.176	-0.776	0.400	34.0%
米子市 (鳥取-島根)	-2.011	-1.842	0.169	8.4%
松江市 (島根-鳥取)	-2.327	-1.576	0.751	32.3%

表 5-15 県境抵抗パラメータ c のケース 0 とケース 1 の変化率の差

中心都市 (県境)	ケース 0 の変化率	ケース 1 の変化率	変化率の差の符号 (ケース 0) - (ケース 1)	交通インフラによる県境抵抗の変化
都城市 (宮崎-鹿児島)	9.2%	11.2%	マイナス	増加
岩国市 (山口-広島)	-23.4%	-38.6%	プラス	減少
足利市 (栃木-群馬)	-55.7%	-43.5%	マイナス	増加
太田市 (群馬-栃木)	34.0%	29.1%	プラス	減少
米子市 (鳥取-島根)	8.4%	10.7%	マイナス	増加
松江市 (島根-鳥取)	32.3%	30.0%	プラス	減少

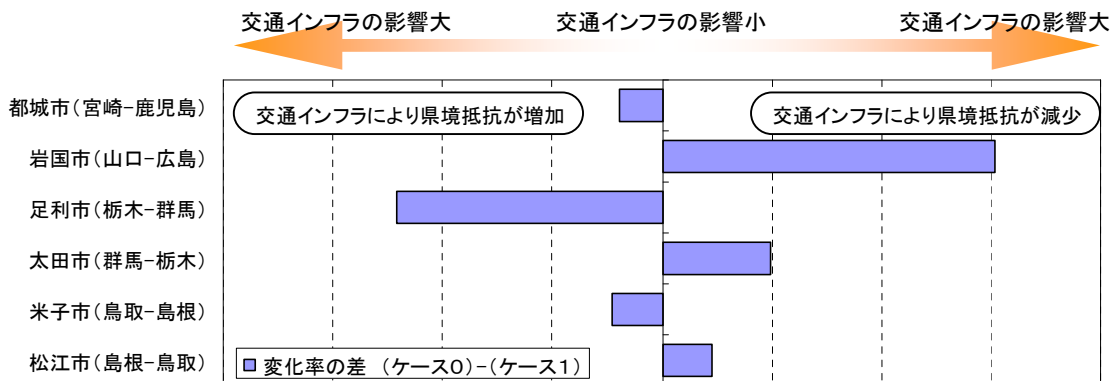


図 5-14 県境抵抗パラメータの変化率の差

5.4.5 各都市圏の分析・評価

前項の試算結果から得られた県境抵抗の状況をもとに、各試算都市圏について、①社会的状況、②交通インフラの状況、③試算結果を踏まえて、社会的要因や交通インフラ整備が県境抵抗に与える影響について考察する。

(1) 青森県八戸市

■社会状況の変化（表 5-16、表 5-17）

（中心市の状況）

- ・ 表 5-16 において中心市の 1980 年と 2000 年の社会状況の変化をみると、人口は 1.2% の増加率を示しており、就従比が 1.08 から 1.09 に大きくなっている。このことから、八戸市の雇用吸引力に関する拠点性がやや高まっているといえる
- ・ また、従業者数の変化をみると、10.0% の増加率を示しており、人口増加率と比べて伸びは大きい。産業別にみると、第 3 次産業の従業者数の伸びが 20% を越えていることから、サービス産業化が進んでいる状況にある。

（周辺市町村の状況）

- ・ 表 5-17 において周辺市町村の状況をみると、八戸市に隣接している市町村の多くは、人口増加となっており、特に青森県下田町では 59.1%、階上町では 53.1% と 1.5 倍以上の伸びが見られる。両町の就従比は、それぞれ 1.0 以下で 2000 年には同等ないしは低下していること、八戸市への通勤者数が下田町で 59.4%、階上町で 152.2% 増加しており、青森県内市町村において八戸市に対するベッドタウン化が進んでいることがわかる。
- ・ 一方、県境を越えた岩手県内の周辺市町村は 3 市町村あるが、いずれの町村も人口減少を示しているものの、八戸市への通勤者数は増加している。特に軽米町においては、84.9% の増加率を示している。

■交通インフラ状況の変化（図 5-15）

- ・ 1980 年から 2000 年の間に八戸自動車道、百石道路等が開通し、県内外も含めた道路周辺地域のアクセス利便性が向上している。県境において岩手県軽米町と青森県南郷村を通り、県境に近い順に八戸市、百石町を通過して三沢市まで至っている。

表 5-16 八戸市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	245,617	248,608	2,991	1.2%
就従比	-	1.08	1.09	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	1,589	1,195	-394	-24.8%
第2次	人	32,165	28,348	-3,817	-11.9%
第3次	人	75,295	90,374	15,079	20.0%
計	人	109,049	119,917	10,868	10.0%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-17 八戸市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
○	青森県下田町	8,240	13,111	59.1%	0.75	0.75	739	1,178	439	59.4%
○	青森県階上町	10,199	15,618	53.1%	0.69	0.57	2,239	5,647	3,408	152.2%
○	青森県福地村	6,194	7,242	16.9%	0.70	0.77	1,188	1,715	527	44.4%
	青森県十和田市	58,886	63,363	7.6%	1.05	1.03	438	1,068	630	143.8%
○	青森県百石町	9,397	10,109	7.6%	0.88	0.79	928	1,648	720	77.6%
	青森県三沢市	39,962	42,495	6.3%	1.06	1.06	786	1,030	244	31.0%
	青森県六戸町	10,532	10,481	-0.5%	0.84	0.85	244	439	195	79.9%
	青森県倉石村	3,709	3,468	-6.5%	0.85	0.77	133	268	135	101.5%
○	青森県南郷村	7,438	6,688	-10.1%	0.87	0.83	819	1,159	340	41.5%
○	青森県五戸町	20,011	17,850	-10.8%	0.90	0.86	1,661	2,537	876	52.7%
	青森県南部町	7,071	6,104	-13.7%	0.90	0.83	488	466	-22	-4.5%
	青森県三戸町	15,606	13,223	-15.3%	1.01	1.00	422	567	145	34.4%
	青森県名川町	11,230	9,250	-17.6%	0.86	0.80	950	1,141	191	20.1%
	青森県計	208,475	219,002	5.0%	-	-	11,035	18,863	7,828	70.9%
	岩手県軽米町	13,768	11,863	-13.8%	0.94	0.94	278	514	236	84.9%
	岩手県大野村	7,303	6,288	-13.9%	0.84	0.82	186	231	45	24.2%
	岩手県種市町	17,100	14,177	-17.1%	0.81	0.69	1,461	1,559	98	6.7%
	岩手県計	38,171	32,328	-15.3%	-	-	1,925	2,304	379	19.7%

出典：国勢調査

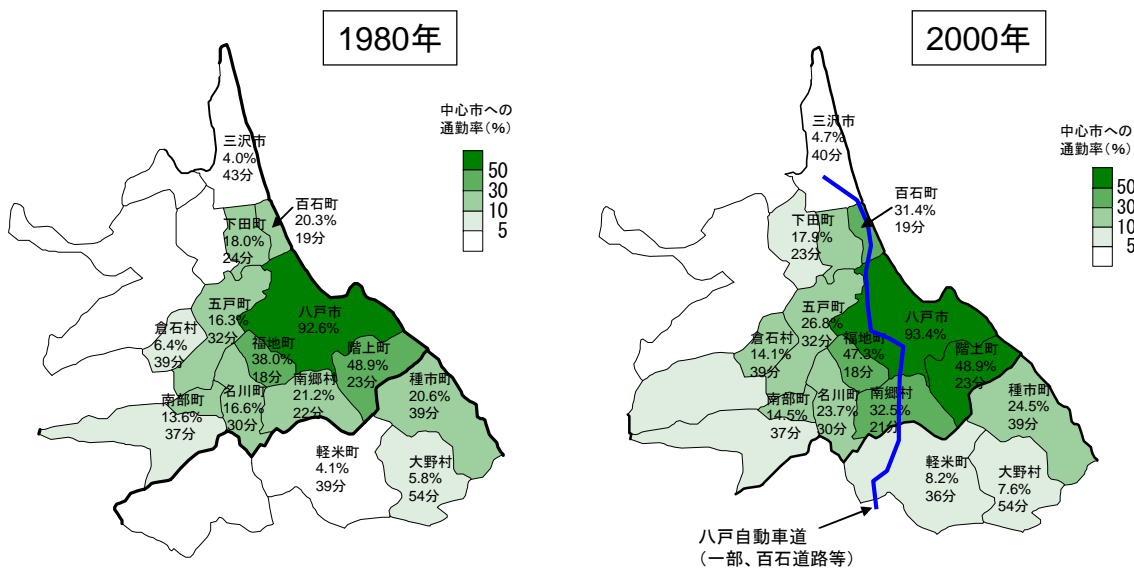


図 5-15 八戸市への通勤圏と時間距離

■試算結果

- ・試算結果によれば、県境抵抗パラメータ c に統計的な有意性は認められない結果となっている（表 5-11）。その理由としては以下のことが影響していると考えられる。
- ・図 5-15 において、八戸市までの時間距離が同じである同一県内の倉石村と県境を越えた種市町の通勤率を比較すると、県境を越えた種市町の方が通勤率は高い状況になっている。
- ・一方で、1980 年において両市町村と同じ時間距離にある県外の軽米町の通勤率は県内の倉石村よりも低い値をとっており、県内外の違いと時間距離だけでは通勤率を説明できない。

■各種状況の変化及び試算結果による考察

- ・試算結果では、統計的有意な結果は得られなかったものの、県境を越えて高速道路が開通した軽米町と高速道路が県境にない種市町における八戸市への通勤者数の変化率をみると、種市町では 6.7%増加したのに対して、軽米町で 84.9%増加と大きな差がみられる。
- ・このことから、交通インフラ整備が県境を跨いだ中心市への通勤者数に影響している可能性はあり、通勤における県境抵抗を小さくする要素となりうるともいえる。

(2) 広島県福山市

■社会状況の変化

(中心市の状況)

- ・ 中心市の 1980 年と 2000 年の社会状況の変化をみると、人口増加率は 7.3%、就従比が 1.10 から 1.30 と大きくなっている。このことから、福山市の雇用吸引力における拠点性は高まっているといえる。
- ・ 従業者数は、合計で 12.2%の伸びを示しており、人口増加率よりも大きい。産業別では第 3 次産業が 30.0%伸びており、サービス産業化が進んでいる状況にある。

(周辺市町村の状況)

- ・ 広島県福山市の周辺市町村においては、神辺町を除き 1980 年から 2000 年にかけて人口が減少している。
- ・ 就従比をみると、2000 年において 1.0 を下回っている市町村が多い。広島県内周辺地域における福山市への通勤者数は、三和町を除き増加しており、特に内海町では 3 倍程度の増加となっている。
- ・ 一方、県境を越えた岡山県からの福山市への通勤者数はすべての市町村で減少している状況にある。

■交通インフラ状況の変化

- ・ 1980 年から 2000 年の間に山陽自動車道が供用されたことで、県内外も含めた道路周辺地域のアクセス利便性は向上している。

表 5-18 福山市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	425,675	456,908	31,233	7.3%
就従比	-	1.10	1.30	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	421	229	-192	-45.6%
第2次	人	73,196	63,459	-9,737	-13.3%
第3次	人	106,401	138,332	31,931	30.0%
計	人	180,018	202,020	22,002	12.2%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-19 福山市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
○	広島県神辺町	37,198	40,361	8.5%	0.62	0.69	8,238	9,853	1,615	19.6%
	広島県三原市	84,450	82,081	-2.8%	1.07	1.05	1,084	1,493	409	37.7%
○	広島県御調町	8,599	8,111	-5.7%	0.76	0.91	162	227	65	40.1%
○	広島県新市町	23,803	21,695	-8.9%	0.86	0.83	1,937	2,522	585	30.2%
○	広島県尾道市	102,056	92,586	-9.3%	1.22	1.21	4,391	5,723	1,332	30.3%
○	広島県沼隈町	14,403	12,632	-12.3%	1.16	0.98	1,653	2,379	726	43.9%
	広島県向島町	19,655	16,710	-15.0%	0.80	0.68	543	833	290	53.4%
○	広島県府中市	49,026	41,271	-15.8%	1.16	1.14	2,160	3,043	883	40.9%
○	広島県三和町	5,382	4,520	-16.0%	1.08	1.11	194	192	-2	-1.0%
	広島県内海町	4,241	3,431	-19.1%	0.63	0.59	131	386	255	194.7%
	広島県計	348,813	323,398	-7.3%	-	-	20,493	26,651	6,158	30.0%
	岡山県里庄町	9,038	10,782	19.3%	0.78	1.13	555	536	-19	-3.4%
	岡山県鴨方町	18,602	18,882	1.5%	0.62	0.74	740	606	-134	-18.1%
○	岡山県笠岡市	61,917	59,300	-4.2%	0.84	0.89	5,161	5,008	-153	-3.0%
	岡山県金光町	12,803	12,187	-4.8%	0.60	0.65	180	161	-19	-10.6%
○	岡山県井原市	37,373	34,817	-6.8%	0.95	0.98	2,121	2,013	-108	-5.1%
	岡山県矢掛町	18,400	16,230	-11.8%	0.83	0.88	182	163	-19	-10.4%
	岡山県寄島町	7,955	6,655	-16.3%	0.62	0.62	326	206	-120	-36.8%
○	岡山県芳井町	7,440	6,016	-19.1%	0.77	0.79	363	247	-116	-32.0%
	岡山県計	173,528	164,869	-5.0%	-	-	9,628	8,940	-688	-7.1%

出典：国勢調査

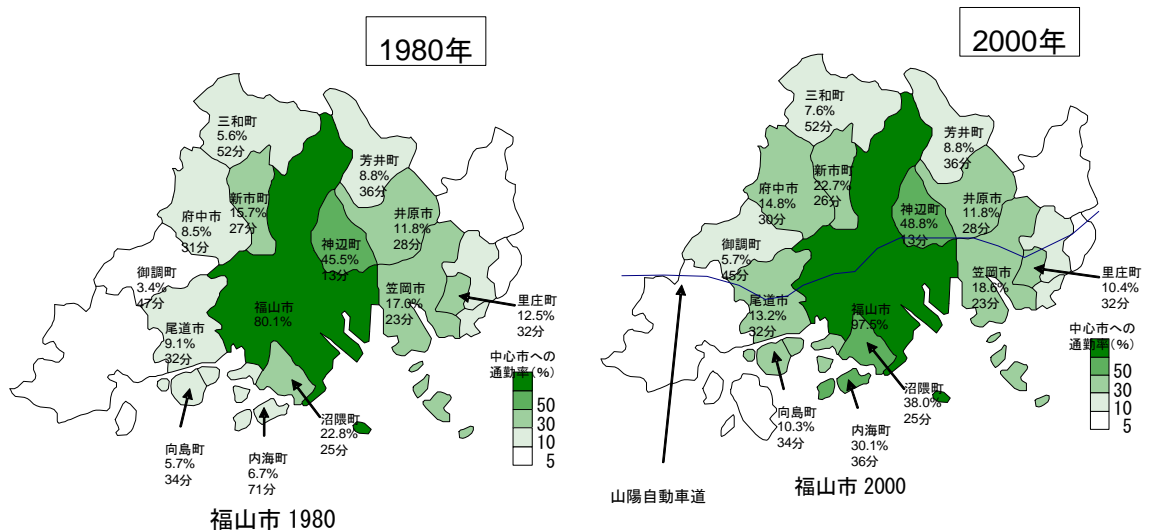


図 5-16 福山市への通勤圏と時間距離

■試算結果

- 試算結果によると、一部を除き県境抵抗パラメータ c に有意性は認められなかった。したがって、県境抵抗パラメータ c をもって県境抵抗があるとはいえないこととなる。(表 5-11)

■各種状況の変化及び試算結果による考察

- 試算結果では、統計的に有意な結果は得られなかった。県境の交通インフラの状況及び通勤者数の状況についてみると、1988年に県境を越えて山陽自動車道が開通しているものの、県境を越えた岡山県から福山市への通勤者数は、全ての市町村で減少している。
- 岡山県側からの通勤率が減少した要因として、福山市と同規模の拠点都市であり、岡山県内で近接する倉敷市の存在が影響していると考えられる。倉敷市は、2000年で人口約43万人、就従比1.13であり、拠点性の高い都市である。県境を越えた笠岡市の通勤者数の状況を見ると、福山市への通勤者数は、-153人の減少となっているのに対して、倉敷市へは104人(7.6%)の増加となっている。
- こうしたことから、県外側(岡山県側)にある倉敷市の拠点性の高まりが県境抵抗に影響を与えていると思われる。

表 5-20 笠岡市から福山市、倉敷市への通勤者数の変化

	福山市			倉敷市		
	1980年	2000年	差	1980	2000	差
笠岡市	5,161人	5,008人	-153 (-3.0%)	1,372人	1,476人	104 (7.6%)

出典：国勢調査

(3) 宮崎県都城市

■社会状況の変化

(中心市の状況)

- ・中心市の1980年と2000年の社会状況の変化をみると、人口は0.5%減少しており、就従比が1.09から1.13に大きくなっている。このことから、都城市は若干の人口減少となっているものの、拠点性は高まっている都市といえる。
- ・また、従業者数の変化をみると増加率が17.7%であり、大幅に増加している状況にある。産業別にみると、第1次産業、第3次産業において増加率が20%を越えている状況にある。

(周辺市町村の状況)

- ・周辺市町村の状況をみると、人口については、宮崎県内の三股町で35.8%の増加がみられる他は、全ての市町で減少している。
- ・就従比をみると、県境を越えた鹿児島県大隅町以外は1.0以下であり、また宮崎県の山田町及び高城町を除き、2000年では低下している。あわせて、全市町村で都城市への通勤者数が増加していることから、都城市の雇用吸引力が高まっていることがうかがえる。
- ・特に三股町については、人口の増加、就従比の低下、都城市への通勤者数の増加から、都城市のベッドタウン化が進んでいると考えられる。
- ・県境を越えた鹿児島県ではいずれの町も人口減少を示しているが、都城市への通勤者数は増加している。特に末吉町と財部町では、都城市への通勤者数の変化率は60%を越えており、大きく増加していることがわかる。
- ・周辺市町村の都城市への通勤者数の増加率を宮崎県と鹿児島県で比較すると、宮崎県が51.5%、鹿児島県が60.8%であり、鹿児島県の方が大きくなっている。

■交通インフラ状況の変化

- ・1987年に県境を越えて都城市と鹿児島県の旧志布志町を結んでいた鉄道(志布志線)が廃線となった。
- ・1981年に宮崎自動車道が宮崎県内に供用しており、宮崎県内の道路交通アクセスは向上している。
- ・1980年から2000年にかけて、交通アクセスが飛躍的に向上するような、県境を跨いだ大規模交通インフラの整備は無い。

表 5-21 都城市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	172,655	171,812	-843	-0.5%
就従比	-	1.09	1.13	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	571	757	186	32.6%
第2次	人	16,611	16,674	63	0.4%
第3次	人	38,387	47,971	9,584	25.0%
計	人	55,569	65,402	9,833	17.7%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-22 都城市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
○	宮崎県三股町	17,713	24,056	35.8%	0.79	0.67	3,213	5,751	2,538	79.0%
○	宮崎県山田町	8,997	8,615	-4.2%	0.77	0.80	1,448	1,629	181	12.5%
	宮崎県山之口町	7,773	7,322	-5.8%	0.80	0.69	949	1,249	300	31.6%
○	宮崎県高城町	13,591	12,570	-7.5%	0.88	0.88	1,463	2,124	661	45.2%
○	宮崎県高原町	12,579	11,254	-10.5%	0.92	0.83	168	334	166	98.8%
○	宮崎県高崎町	13,285	11,383	-14.3%	0.92	0.89	925	1,282	357	38.6%
	宮崎県計	73,938	75,200	1.7%	-	-	8,166	12,369	4,203	51.5%
○	鹿児島県末吉町	21,017	20,405	-2.9%	0.94	0.91	1,048	1,762	714	68.1%
○	鹿児島県財部町	11,984	10,924	-8.8%	0.87	0.76	863	1,413	550	63.7%
	鹿児島県大隅町	16,059	13,581	-15.4%	1.03	1.12	191	204	13	6.8%
	鹿児島県計	49,060	44,910	-8.5%	-	-	2,102	3,379	1,277	60.8%

出典：国勢調査

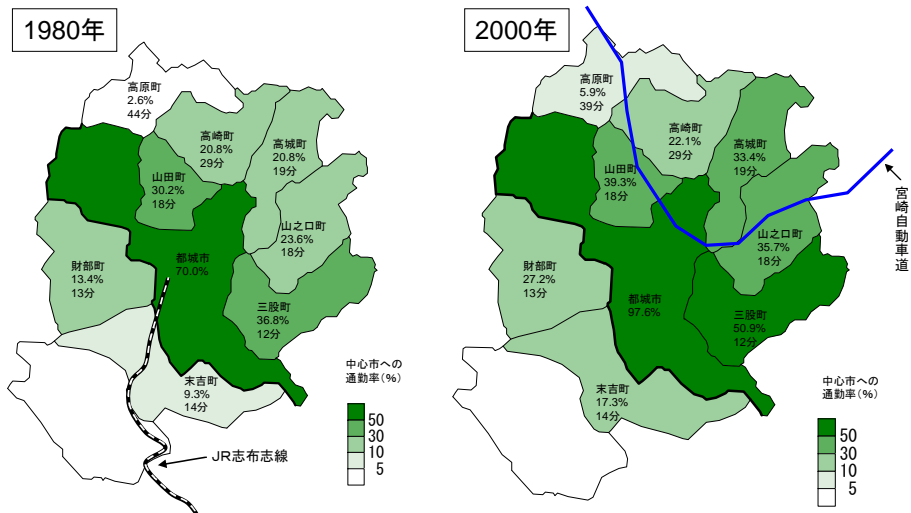


図 5-17 都城市への通勤圏と時間距離

■試算結果

①社会的要因の影響について

- ・ 県境抵抗パラメータ c は、1980 年の-1.340 から 2000 年の-1.191 と、マイナス（県境抵抗）の度合いが低下しており、県境抵抗が小さくなる結果となった。
- ・ ただし、変化の度合いは比較的小さく（図 5-13）、社会的要因が県境抵抗の変化に与えた影響はあまりないと考えられる。

②交通インフラの影響について

- ・ ケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の 1980 年と 2000 年の変化率をみると、ケース 0 ではプラス方向に 9.2%、ケース 1 でもプラス方向に 11.2%であり、ケース 1 の方が大きいものの、あまり違いはない。
- ・ 両ケースの差は比較的小さいことから（図 5-14）、交通インフラの変化が県境抵抗の変化に与えた影響もあまりないと考えられる。

■各種状況の変化及び試算結果による考察

- ・ わずかながら県境抵抗が小さくなった要因として、都城市での従業者数が 10%以上増加する中で、県内（51.8%）よりも県外（60.8%）からの通勤者数の伸びが大きかったことがある。
- ・ 同地域は県境に地形的制約がなく、歴史的にも一体であった地域であり、県内外の区別なく都市圏としての補完関係が成立しているとみられる。

(4) 山口県岩国市

■社会状況の変化

(中心市の状況)

- ・ 中心市の1980年と2000年の社会状況の変化をみると、人口は5.9%減少しており、就従比は1.05から1.04に小さくなっている。人口減少でかつ拠点性がやや低くなっている状況にある。
- ・ また、従業者数の変化をみると、人口減少と同様に、第3次産業は3.5%増加しているものの全体で4.3%の減少がみられ、雇用の場が減少していることが考えられる。

(周辺市町村の状況)

- ・ 山口県内の岩国市周辺市町村の状況をみると、人口減少地域が多くみられ、全体で6.6%の減少となっている。ただし、岩国市に隣接する由宇町及び玖珂町では10%以上の増加となっているなど、人口増加の市町村は4町あり、いずれも岩国市への通勤者数は増加している。
- ・ また、山口県美川町のように人口減少率の大きい市町村については、岩国市への通勤者数も減少している状況にある。
- ・ 一方、県境を越えた広島県大竹市及び大野町についてみると、隣接する大竹市の人口は12.9%減少する一方、大野町は28.8%の増加となっている。岩国市への通勤者数をみると、両市町ともに10%程度増加している。

■交通インフラ状況の変化

- ・ 1980年から2000年の間に山陽自動車道及び広島岩国道路（高規格幹線道路）が開通したため、県内外も含めた道路周辺地域のアクセス利便性が高まっている。

表 5-23 岩国市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	163,692	153,985	-9,707	-5.9%
就従比	-	1.05	1.04	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	84	8	-76	-90.5%
第2次	人	17,390	14,103	-3,287	-18.9%
第3次	人	33,786	34,952	1,166	3.5%
計	人	51,260	49,063	-2,197	-4.3%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-24 岩国市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
○	山口県由宇町	8,620	9,669	12.2%	0.67	0.68	1,361	1,619	258	19.0%
○	山口県玖珂町	10,031	11,245	12.1%	0.64	0.78	1,399	1,599	200	14.3%
	山口県熊毛町	14,761	16,038	8.7%	0.52	0.50	147	181	34	23.1%
	山口県平生町	14,118	14,580	3.3%	0.86	0.88	131	164	33	25.2%
	山口県田布施町	16,636	16,217	-2.5%	0.71	0.73	162	191	29	17.9%
○	山口県周東町	15,685	14,616	-6.8%	0.70	0.69	1,297	1,462	165	12.7%
○	山口県美和町	5,813	5,271	-9.3%	0.76	0.78	381	417	36	9.4%
○	山口県和木町	7,516	6,732	-10.4%	1.54	1.13	858	965	107	12.5%
	山口県柳井市	38,234	33,597	-12.1%	1.01	1.11	821	711	-110	-13.4%
	山口県大島町	4,678	3,654	-21.9%	0.59	0.58	291	164	-127	-43.6%
	山口県大島町	9,981	7,373	-26.1%	0.84	0.89	205	134	-71	-34.6%
	山口県錦町	6,296	4,219	-33.0%	0.96	1.01	244	148	-96	-39.3%
○	山口県美川町	2,967	1,828	-38.4%	0.77	0.73	401	201	-200	-49.9%
	山口県 計	155,336	145,039	-6.6%	-	-	7,698	7,956	258	3.4%
	広島県大野町	19,968	25,727	28.8%	0.90	0.76	287	317	30	10.5%
○	広島県大竹市	36,075	31,405	-12.9%	0.94	1.01	1,356	1,498	142	10.5%
	広島県 計	56,043	57,132	1.9%	-	-	1,643	1,815	172	10.5%

出典：国勢調査

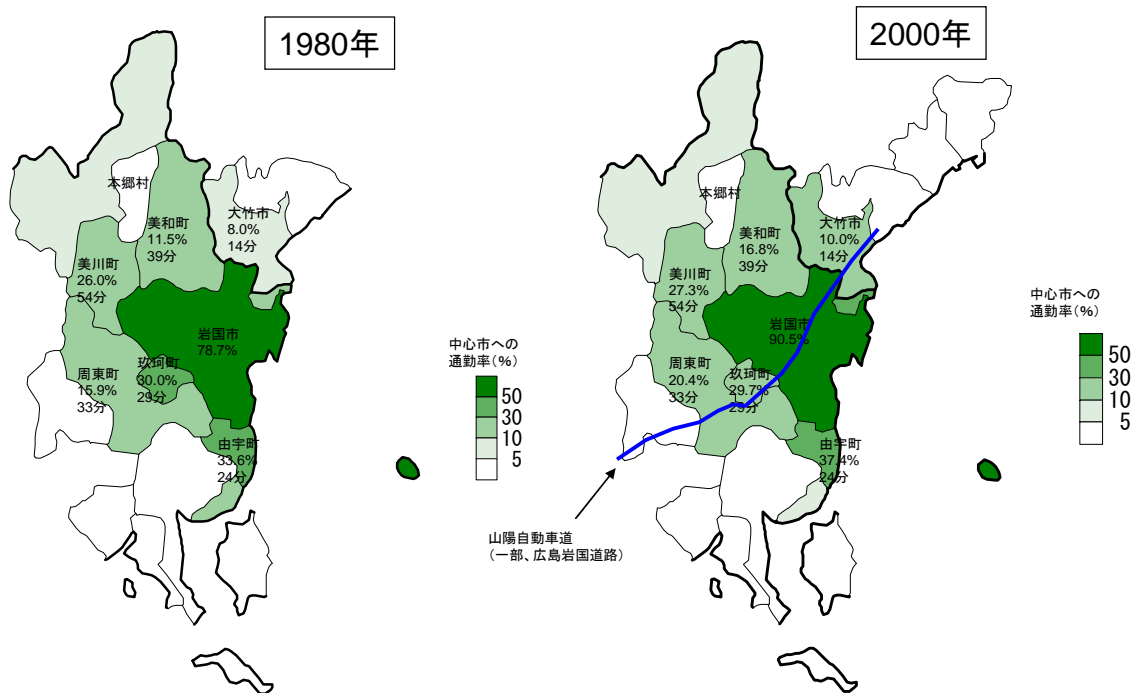


図 5-18 岩国市への通勤圏と時間距離

■試算結果

①社会的要因の影響について

- ・ 県境抵抗パラメータ c は、1980年の-1.712から2000年の-2.373と、マイナスの度合いが大きくなっており、県境抵抗が大きくなっているという結果となった。
- ・ また、変化の度合いも大きく(図5-13)、社会的要因が県境抵抗の変化に与えた影響は大きいと考えられる。

②交通インフラの影響について

- ・ ケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の 1980 年と 2000 年の変化率をみると、ケース 0 ではマイナス方向に 23.4%、ケース 1 でもマイナス方向に 38.6%となっており、ケース 1 の方が大きくなっている。
- ・ 両ケースの差が大きいことから（図 5-14）、交通インフラの変化が県境抵抗の変化に与えた影響も大きいと考えられる。
- ・ 交通インフラの影響を含まないケース 1 よりも、影響を含んだケース 0 の方が小さいことから、交通インフラにより県境抵抗の低下、言い換えれば県内外を跨ぐ交通インフラの充実が大きく影響したと考えられる。

■各種状況の変化及び試算結果による考察

- ・ 1980 年から 2000 年にかけて、山陽自動車道及び広島岩国道路が開通しており、県内外のアクセスが向上している。これは、試算結果②（県内外を結ぶインフラの大きな影響）と整合している。
- ・ 社会的要因により県境抵抗が大きくなっている理由としては（試算結果①）、県外（広島県側）で近接する大都市である広島市の雇用吸引力が大きく影響していると考えられる。
- ・ 例えば、大竹市における広島市と岩国市への通勤者数の変化をみると、いずれも増加しているが、岩国市の 10.4%増加に対して、広島市に対しては 17.7%増加となっている。こうしたことが、県境抵抗の増加に影響した社会的要因として考えられる。

表 5-25 大竹市から岩国市、広島市への通勤者数の変化

	岩国市			広島市		
	1980 年	2000 年	差	1980	2000	差
大竹市	1,356 人	1,498 人	142 (10.4%)	2,028 人	2,387 人	359 (17.7%)

出典：国勢調査

(5) 群立都市圏（栃木県足利市と群馬県太田市）

■社会状況の変化

（中心市の状況）

○足利市

- ・足利市の1980年と2000年の社会状況の変化をみると、人口が1.6%減少しており、就従比は1.00から0.94と低下、1.0を下回っている。このことから、足利市の雇用吸引力に関する拠点性は低くなっているといえる。¹⁵
- ・また、産業別にみると第3次産業の増加数が多くなっており、サービス産業化が進んでいる。

○太田市

- ・太田市の1980年と2000年の社会状況の変化をみると、人口は19.8%の増加率を示しており、就従比は1.06から1.12に大きくなっている。このことから、太田市の雇用吸引力に関する拠点性が高まっているといえる。
- ・また、従業者数の変化をみると、50.1%の増加率を示しており大きく増加している。産業別にみると、第3次産業の増加率が70.7%と大きいほか、第2次産業も27.9%と増加率が大きく、他都市と比較して第2次産業の伸びが目立っている。

（周辺市町村の状況）

○足利市

- ・栃木県内周辺市町村の人口については、太平町など3市町で増加しており、平均でも1.4%増加している。
- ・就従比をみると、栃木県内村では佐野市と栃木市を除いて1.0を下回っている。栃木県内市町村の足利市への通勤者数の変化をみると、太平町及び佐野市において、2倍以上の通勤者数となっている。
- ・一方、県境を越えた群馬県内の周辺市町村の状況をみると、大間々町、尾島町、桐生市を除き人口が増加している。人口増加率が特に大きい笠懸町では就従比が小さくなっており、他市のベッドタウン化が進んでいるとみられる。また、足利市への通勤者数をみると、笠懸町及び大泉町で2倍以上の通勤者数となっている。
- ・周辺市町村の足利市への通勤者数の増加率を栃木県と群馬県で比較すると、栃木県が79.1%、群馬県が32.7%と栃木県の方が大きくなっている。

○太田市

¹⁵ ただし、事業所・企業統計に基づく従業者数は表5-26に示すように2.2%の増加となっており、国勢調査に基づく就従比とは異なる傾向となっている。根拠となるデータの違いからこうした傾向の違いが生じている可能性がある。

- ・群馬県内周辺市町村の人口については、多くの市町村で増加している。特に増加率が大きい（30%を越える）市町村は、笠懸町、東村、藪塚本町、大泉町となっている。
- ・就従比をみると、群馬県内の周辺市町村では、人口増加率の大きい笠懸町、東村などで1.0を下回っている。太田市への通勤者数の変化をみると、東村において、3倍以上の通勤者数となっているほか、笠懸町や大泉町で2倍以上の増加となっており、ベッドタウン化が進んでいるとみられる。
- ・一方、県境を越えた栃木県内の周辺市町村の状況をみると、佐野市では人口が増加しているものの、足利市においては人口減少となっている。就従比は、佐野市では1.0を上回っているが、足利市では1.0を下回っており雇用吸引力が低下している。
- ・太田市への通勤者数の変化をみると、佐野市で3倍以上、足利市で2倍以上の通勤者数となっている。
- ・周辺市町村の太田市への通勤者数の増加率を群馬県と栃木県で比較すると、群馬県が86.5%、栃木県が154.2%と県外の栃木県の方が大きくなっている。

■交通インフラ状況の変化

○足利市・太田市

- ・1980年から2000年の間に一般国道50号足利バイパス、佐野バイパス等が4車線化され、県内、県外からのアクセス利便性が向上している。

表 5-26 足利市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	165,756	163,140	-2,616	-1.6%
就従比	-	1.00	0.94	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	29	115	86	296.6%
第2次	人	37,387	29,884	-7,503	-20.1%
第3次	人	36,364	45,391	9,027	24.8%
計	人	73,780	75,390	1,610	2.2%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-17 太田市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	175,381	210,022	34,641	19.8%
就従比	-	1.06	1.12	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	65	73	8	12.3%
第2次	人	29,139	37,277	8,138	27.9%
第3次	人	31,533	53,814	22,281	70.7%
計	人	60,737	91,164	30,427	50.1%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-28 足利市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
	栃木県大平町	24,397	28,490	16.8%	1.08	0.91	104	299	195	187.5%
	栃木県岩舟町	18,083	19,525	8.0%	0.71	0.77	206	343	137	66.5%
○	栃木県佐野市	78,351	83,414	6.5%	1.05	1.07	1,799	3,676	1,877	104.3%
○	栃木県田沼町	29,854	29,582	-0.9%	0.75	0.72	986	1,462	476	48.3%
	栃木県栃本市	85,592	83,855	-2.0%	0.99	1.00	360	465	105	29.2%
	栃木県藤岡町	20,377	19,110	-6.2%	0.74	0.75	150	218	68	45.3%
	栃木県葛生町	16,126	12,675	-21.4%	1.00	0.94	162	282	120	74.1%
	栃木県計	272,780	276,651	1.4%	-	-	3,767	6,745	2,978	79.1%
	群馬県笠懸町	16,703	25,799	54.5%	0.96	0.89	117	251	134	114.5%
	群馬県薮塚本町	13,435	18,247	35.8%	0.94	1.00	105	159	54	51.4%
	群馬県大泉町	31,282	41,403	32.4%	1.40	1.36	295	621	326	110.5%
○	群馬県邑楽町	21,869	27,512	25.8%	0.76	0.89	782	1,008	226	28.9%
	群馬県新田町	24,052	29,606	23.1%	0.88	1.00	216	202	-14	-6.5%
○	群馬県太田市	123,115	147,906	20.1%	1.06	1.12	2,731	3,521	790	28.9%
	群馬県伊勢崎市	105,729	125,751	18.9%	1.05	1.05	297	270	-27	-9.1%
	群馬県館林市	70,245	79,371	13.0%	1.01	0.97	973	1,390	417	42.9%
	群馬県境町	29,089	31,025	6.7%	0.79	0.83	147	139	-8	-5.4%
	群馬県大間々町	22,844	22,192	-2.9%	0.88	0.86	144	130	-14	-9.7%
	群馬県尾島町	14,779	14,263	-3.5%	0.89	1.03	121	117	-4	-3.3%
○	群馬県桐生市	132,889	115,434	-13.1%	1.05	0.97	1,308	1,796	488	37.3%
	群馬県計	606,031	678,509	12.0%	-	-	7,236	9,604	2,368	32.7%

出典：国勢調査

表 5-29 太田市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
	群馬県笠懸町	16,703	25,799	54.5%	0.96	0.89	223	723	500	224.2%
	群馬県東村	13,421	20,656	53.9%	0.82	0.87	164	559	395	240.9%
○	群馬県薮塚本町	13,435	18,247	35.8%	0.94	1.00	620	1,226	606	97.7%
○	群馬県大泉町	31,282	41,403	32.4%	1.40	1.36	1,835	4,136	2,301	125.4%
○	群馬県邑楽町	21,869	27,512	25.8%	0.76	0.89	835	1,880	1,045	125.1%
○	群馬県新田町	24,052	29,606	23.1%	0.88	1.00	2,168	3,540	1,372	63.3%
	群馬県伊勢崎市	105,729	125,751	18.9%	1.05	1.05	1,063	1,986	923	86.8%
	群馬県館林市	70,245	79,371	13.0%	1.01	0.97	1,032	2,098	1,066	103.3%
	群馬県境町	29,089	31,025	6.7%	0.79	0.83	976	1,255	279	28.6%
	群馬県大間々町	22,844	22,192	-2.9%	0.88	0.86	215	372	157	73.0%
○	群馬県尾島町	14,779	14,263	-3.5%	0.89	1.03	1,388	1,816	428	30.8%
○	群馬県桐生市	132,889	115,434	-13.1%	1.05	0.97	1,394	2,624	1,230	88.2%
	群馬県計	496,337	551,259	11.1%	-	-	11,913	22,215	10,302	86.5%
	栃木県佐野市	78,351	83,414	6.5%	1.05	1.07	146	448	302	206.8%
○	栃木県足利市	165,756	163,140	-1.6%	1.00	0.94	2,611	6,559	3,948	151.2%
	栃木県計	244,107	246,554	1.0%	-	-	2,757	7,007	4,250	154.2%

出典：国勢調査

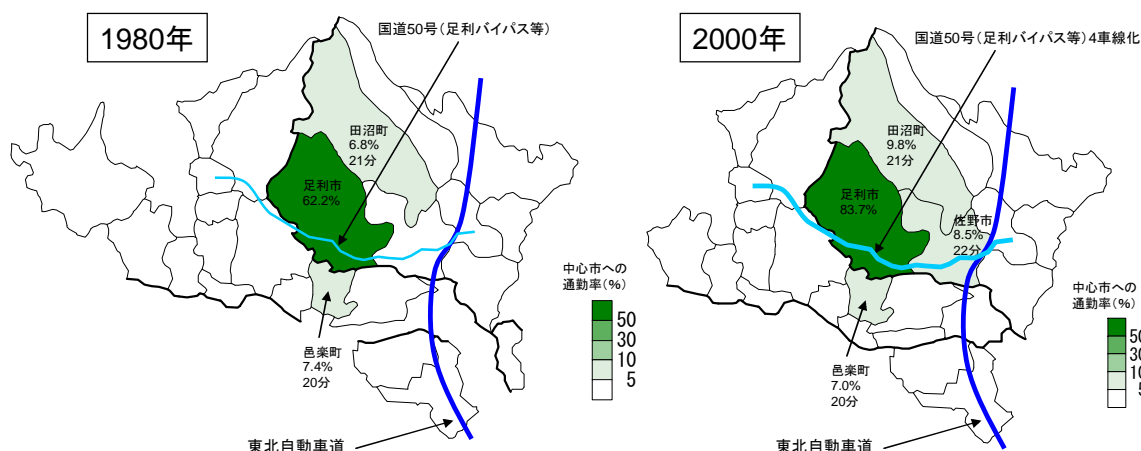


図 5-19 足利市への通勤圏と時間距離

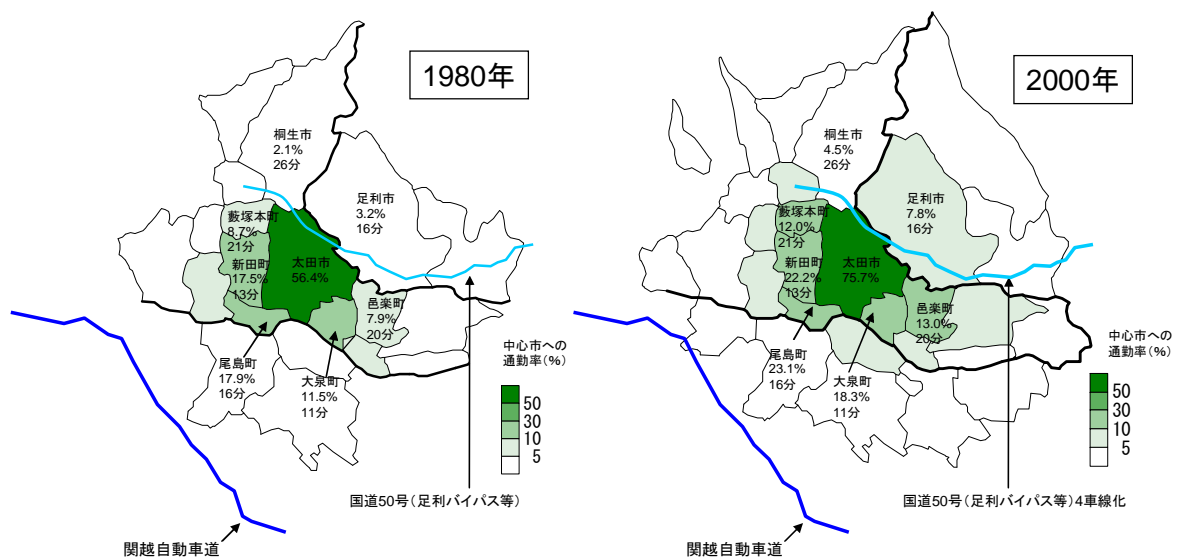


図 5-20 太田市への通勤圏と時間距離

■試算結果

①社会的要因の影響について

○足利市

- ・ 県境抵抗パラメータ c は、1980 年の-0.844 から 2000 年の-1.211 と、マイナスの度合いが大きくなっており、県境抵抗が大きくなる結果となった。
- ・ また、図 5-13 に示すように変化の度合いは中程度であり、社会的要因による県境抵抗の増加がある程度あったと解釈できる。

○太田市

- ・ 県境抵抗パラメータ c は、1980 年の-1.115 から 2000 年の-0.790 と、マイナスの度合いが小さくなっており、県境抵抗が小さくなる結果となった。
- ・ また、図 5-13 に示すように、変化の度合いは中程度であり、社会的要因による県境抵抗の減少がある程度あったと解釈できる。

②交通インフラの影響について

○足利市

- ・ ケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の 1980 年と 2000 年の変化率をみると、ケース 0 ではマイナス方向に 55.7%、ケース 1 ではマイナス方向に 43.5%となっており、ケース 0 の方がマイナス方向に大きくなっている。
- ・ 両ケースの差が大きいことから（図 5-14）、交通インフラの変化が県境抵抗の変化に与えた影響が大きいと考察できる。
- ・ また、交通インフラの影響を含んだケース 0 の方がマイナス方向に大きいことから、交通インフラによる抵抗の増加、言い換えれば県内々の交通インフラの充実度が相対

的に大きな影響を与えたと解釈できる。

○太田市

- ・ケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の変化率をみると、ケース 0 ではプラス方向に 34.0%、ケース 1 ではプラス方向に 29.1%となっており、ケース 1 の方が小さくなっている。
- ・ただし、両ケースの差は相対的に小さく（図 5-14）、交通インフラの変化が県境抵抗に与えた影響はあまり大きくないと解釈できる。

■各種状況の変化及び試算結果による考察

○足利市

- ・社会的要因による県境抵抗増加の理由として、栃木県内他都市の雇用吸引力の増加が考えられる。例えば、周辺の佐野市や栃木市では就従比が増加し吸引力が高まっている（表 5-28）。
- ・交通インフラの影響による県境抵抗増加の理由として、足利バイパス、佐野バイパスの 4 車線化等による県内々の交通インフラの充実が考えられる。実際、国道 50 号沿線の佐野市、岩舟町及び太平町から足利市への通勤者数は大きく増加（それぞれ 104.3%、66.5%、187.5%）している。同じく国道 50 号の沿線でアクセスが向上した県外の太田市及び桐生市から足利市への通勤者数も増加（それぞれ 28.9%、37.3%）しているが、桐生市の雇用吸引力により大きく依存している県内周辺市町村がより大きく影響を受けたことが考えられる。

○太田市

- ・社会的要因による県境抵抗の低下については、太田市の第 2 次産業と第 3 次産業の従業者数が大きく伸びる中で、県内周辺市町村からの通勤者数が市町村により増減が分かれる一方、県外（佐野市、足利市）からは大きく増加しており、こうした現象が影響したものと考えられる。
- ・交通インフラによる影響はあまりない結果となっているが、2000 年時点ではまだ北関東自動車道は供用されておらず、こうした幹線道路の整備等に伴う県内、県外からのアクセス性に相対的な格差があまり生じなかったものと考えられる。

○群立都市圏としての両市の比較

- ・人口は足利市で減少し、太田市で増加、就従比は足利市で 1.0 を下回り、太田市では 1.12 と大きくなっている。
- ・足利市と太田市の両都市間の通勤者数の変化をみると、足利市から太田市への通勤者数は、1980 年の 2,611 人から 6,559 人と 3,948 人増（151.2%増）に対し、太田市から足利市への通勤者数は、1980 年の 2,731 人から 3,521 人と 790 人増（28.9%増）

となっている。1980年では、両都市間の通勤者数はほぼ同じであったのが、2000年には、2倍程度の差がみられる。

- 足利市では雇用吸引力が伸び悩む中、交通インフラ整備の影響なども受け県外からの通勤者数が相対的に低下したことが、県境抵抗の増加につながったと考えられる。通勤者数の伸びが県内平均で79.1%、県外平均で32.7%と大きく差が生じていることもこの傾向を裏付けている。
- 一方、太田市では第2次産業及び第3次産業での雇用力の大幅な増加に伴い、県外からの通勤者も大きく増加し、県境抵抗が低下したことがうかがえる。通勤者数の伸びが県内平均で86.5%、県外平均で154.2%と県外の伸びの方が大きい。
- 両毛地域のように複数の都市が近接して群立している場合、様々な都市、地区の影響が複雑に関連して通勤動向に影響を与えており、単純に足利・太田両都市で整合のとれた結果にはならないといえる。

(6) 並立都市圏（鳥取県米子市と島根県松江市）

■社会状況の変化

（中心市の状況）

○米子市

- ・ 米子市の 1980 年から 2000 年にかけての社会状況変化をみると、人口は 8.7%の増加率を示しており、就従比は 1.18 から 1.13 へと低下している。
- ・ また、従業者数の変化をみると、第 3 次産業のみ 12.3%増加しており、サービス産業化が進んでいる。
- ・ 就従比は 1.18 から 1.13 へと低下しているが、従業者数は 7.1%増加しており、引き続き高い拠点性を有する状況にある。

○松江市

- ・ 松江市の 1980 年から 2000 年にかけての社会状況変化をみると、人口は 11.8%の増加率を示しており、就従比は 1.18 から 1.17 へとやや低下している。
- ・ また、従業者数の変化をみると、全体として 23.5%と大きく増加しており、特に、第 3 次産業（29.3%増）で大きな増加となっている。
- ・ 就従比が 1.18 から 1.17 へとやや低下しているが、従業者数は大きく増加（23.5%）しており、高い拠点性を有していると考えられる。

（周辺市町村の状況）

○米子市

- ・ 鳥取県内の市町村においては、米子市に隣接する市町村に人口増加市町村がみられ、それ以外では人口が減少している。
- ・ 人口が増加している市町村の米子市への通勤者数は増加しており、特に、岸本町では、33.9%増となっている。就従比はやや低下し、ベッドタウン化がみられる。
- ・ 一方、県境を越えた島根県内の周辺市町村をみると、東出雲町及び松江市において人口が増加している。これら市町村からの通勤者数は必ずしも多くないものの増加率は高く、特に松江市からの通勤者数が増加している。また、これ以外の安来市や伯太町、広瀬町においても米子市への通勤者数は増加している。

○松江市

- ・ 島根県内の周辺市町村のうち、八雲村、出雲市、東出雲町及び斐川町で人口が増加しており、それ以外の市町村は減少している。特に八雲村の人口増加率は 44.5%と高くなっている。
- ・ 中心市である松江市への通勤者数の変化をみると、人口増加率の高い八雲村や東出雲町では、通勤者数が大幅に増加しており（70～80%）、就従比も低下していること

から、松江市のベッドタウン化が進んでいるとみられる。

- 一方、県境を越えた鳥取県内の周辺市町村をみると、人口は米子市で増加しており、境港市では減少している。ただし、松江市への通勤者数は、米子市で 104.4%。境港市で 262.2%といずれも大幅に増加している。

■交通インフラ状況の変化

○米子市・松江市

- 鳥取県内では、1989年に米子自動車道が供用、1997年には米子道路が全線供用し、県内のアクセス利便性が向上している。
- 一方、島根県内では、1998年に安来道路の一部区間が供用し、島根～鳥取県間のアクセスが向上している。

表 5-30 米子市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	136,053	147,837	11,784	8.7%
就従比	-	1.18	1.13	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	243	127	-116	-47.7%
第2次	人	17,901	16,631	-1,270	-7.1%
第3次	人	51,776	58,133	6,357	12.3%
計	人	69,920	74,891	4,971	7.1%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-31 松江市（中心市）における社会変化

	単位	1980年	2000年	差	増加率
人口	人	135,568	152,616	16,005	11.8%
就従比	-	1.18	1.17	-	-
産業別従業者数					
第1次	人	200	206	6	3.0%
第2次	人	14,305	14,393	88	0.6%
第3次	人	57,874	74,804	16,930	29.3%
計	人	72,379	89,403	17,024	23.5%

出典：人口及び就従比は国勢調査、産業別従業者数は事業所・企業統計（年次は最も近い調査年である1981年、2001年を用いた。）

表 5-32 米子市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
○	鳥取県岸本町	6,065	7,271	19.9%	0.66	0.65	1,485	1,988	503	33.9%
○	鳥取県日吉津村	2,552	2,971	16.4%	0.72	1.20	840	959	119	14.2%
○	鳥取県淀江町	8,679	9,081	4.6%	0.73	0.78	2,000	2,263	263	13.2%
○	鳥取県会見町	4,013	4,042	0.7%	0.59	0.57	1,034	1,162	128	12.4%
○	鳥取県境港市	37,278	36,843	-1.2%	1.05	1.00	3,156	4,619	1,463	46.4%
○	鳥取県西伯町	8,459	8,168	-3.4%	0.68	0.73	2,052	1,930	-122	-5.9%
	鳥取県溝口町	6,006	5,392	-10.2%	0.73	0.87	1,076	962	-114	-10.6%
	鳥取県名和町	8,542	7,598	-11.1%	0.80	0.81	1,277	1,216	-61	-4.8%
	鳥取県大山町	7,741	6,730	-13.1%	0.79	0.75	1,239	1,325	86	6.9%
	鳥取県中山町	6,073	5,233	-13.8%	0.78	0.74	578	541	-37	-6.4%
	鳥取県江府町	5,015	3,921	-21.8%	0.89	0.83	530	477	-53	-10.0%
	鳥取県日南町	8,889	6,696	-24.7%	0.95	0.96	224	234	10	4.5%
	鳥取県日野町	6,092	4,516	-25.9%	0.98	1.02	460	388	-72	-15.7%
	鳥取県計	115,404	108,462	-6.0%	-	-	15,951	18,064	2,113	13.2%
	鳥根県東出雲町	10,889	12,275	12.7%	1.10	0.89	127	176	49	38.6%
	鳥根県松江市	135,568	152,616	12.6%	1.18	1.17	487	733	246	50.5%
○	鳥根県安来市	32,660	30,520	-6.6%	1.03	1.07	1,409	1,578	169	12.0%
○	鳥根県伯太町	5,938	5,530	-6.9%	0.72	0.66	365	388	23	6.3%
	鳥根県広瀬町	10,723	9,205	-14.2%	0.82	0.73	178	194	16	9.0%
	鳥根県計	195,778	210,146	7.3%	-	-	2,566	3,069	503	19.6%

出典：国勢調査

表 5-33 松江市周辺市町村の変化

中心市に隣接	市町村名	人口			就従比		中心市への通勤者数			
		1980年	2000年	変化率	1980年	2000年	1980年	2000年	増加数	変化率
○	鳥根県八雲村	4,736	6,844	44.5%	0.60	0.46	1,259	2,344	1,085	86.2%
	鳥根県出雲市	77,303	87,330	13.0%	1.15	1.08	1,593	2,063	470	29.5%
○	鳥根県東出雲町	10,889	12,275	12.7%	1.10	0.89	1,697	2,886	1,189	70.1%
	鳥根県斐川町	23,829	26,816	12.5%	0.78	1.11	1,051	1,213	162	15.4%
○	鳥根県玉湯町	6,238	6,114	-2.0%	0.92	0.97	1,233	1,451	218	17.7%
	鳥根県加茂町	6,905	6,737	-2.4%	0.74	0.77	584	567	-17	-2.9%
	鳥根県宍道町	9,841	9,489	-3.6%	0.94	0.95	1,460	1,476	16	1.1%
	鳥根県安来市	32,660	30,520	-6.6%	1.03	1.07	1,328	1,800	472	35.5%
○	鳥根県平田市	31,067	29,006	-6.6%	0.81	0.75	1,814	1,883	69	3.8%
○	鳥根県鹿島町	9,094	8,414	-7.5%	0.73	0.80	2,020	2,113	93	4.6%
	鳥根県木次町	11,009	10,079	-8.4%	1.11	1.21	501	451	-50	-10.0%
	鳥根県三刀屋町	9,400	8,561	-8.9%	0.87	0.87	199	272	73	36.7%
○	鳥根県鳥根町	4,982	4,447	-10.7%	0.67	0.65	864	1,023	159	18.4%
○	鳥根県大東町	16,832	14,607	-13.2%	0.80	0.73	1,311	1,421	110	8.4%
	鳥根県広瀬町	10,723	9,205	-14.2%	0.82	0.73	352	476	124	35.2%
	鳥根県計	265,508	270,444	1.9%	-	-	17,266	21,439	4,173	24.2%
	鳥取県米子市	127,374	138,756	8.9%	1.18	1.13	593	1,212	619	104.4%
	鳥取県境港市	37,278	36,843	-1.2%	1.05	1.00	111	402	291	262.2%
	鳥取県計	164,652	175,599	6.6%	-	-	704	1,614	910	129.3%

出典：国勢調査

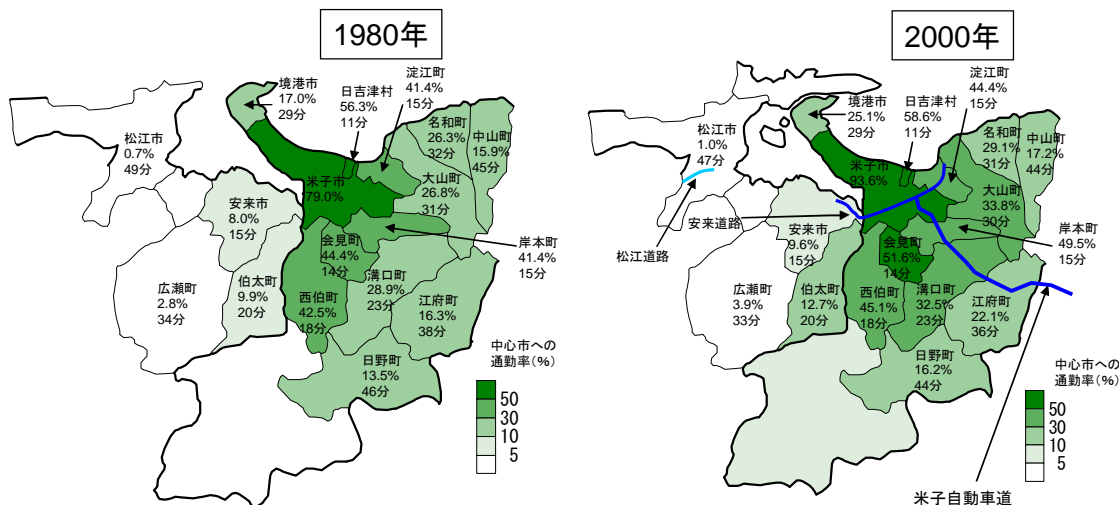


図 5-21 米子市への通勤圏と時間距離

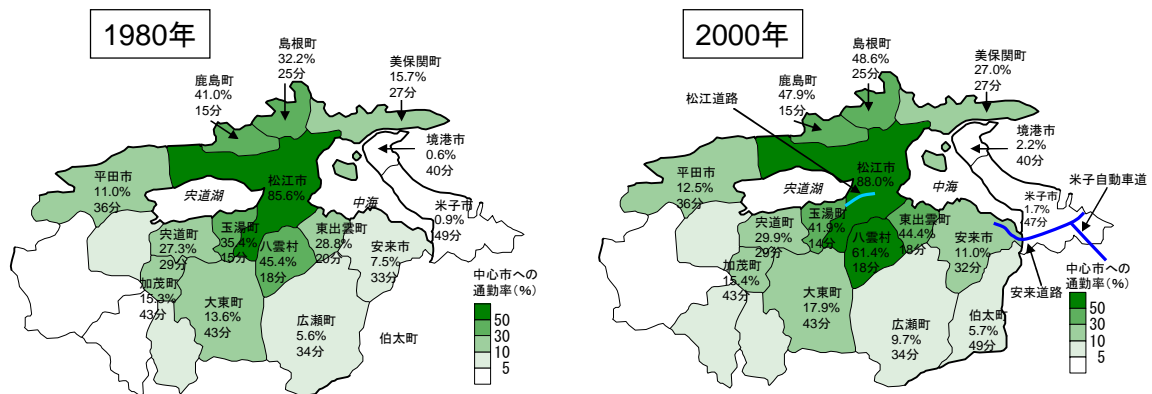


図 5-22 松江市への通勤圏と時間距離

■試算結果

①社会的要因の影響について

○米子市

- ・ 県境抵抗パラメータ c は、1980 年の-1.960 から 2000 年の-1.751 と、マイナスの度合いが低下しており、県境抵抗が小さくなる結果となった。
- ・ ただし、図 5-13 のように変化の度合いは比較的小さく、社会的要因による県境抵抗の低下はあるもののあまり大きくないことがうかがえる。

○松江市

- ・ 県境抵抗パラメータ c は、1980 年の-2.362 から 2000 年の-1.654 と、マイナスの度合いが低下しており、県境抵抗が小さくなる結果となった。
- ・ また、変化の度合いも大きく（図 5-13）、社会的要因により県境抵抗が大きく低下していることがうかがえる。

②交通インフラの影響について

○米子市

- ・ ケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の 1980 年と 2000 年の変化率をみると、ケース 0 ではプラス方向に 8.4%、ケース 1 ではプラス方向に 10.7%となっており、ケース 0 の方が小さくなっている。
- ・ ただし、両ケースの差は相対的に小さく（図 5-14）、交通インフラの変化が県境抵抗に与えた影響はあまり大きくないと解釈できる。

○松江市

- ・ 同様にケース 0 とケース 1 の県境抵抗パラメータ c の変化率をみると、ケース 0 ではプラス方向に 32.3%、ケース 1 ではプラス方向に 30.0%となっており、ケース 0

の方が大きくなっている。

- ・ ただし、両ケースの差は相対的に小さく（図 5-14）、交通インフラの変化が県境抵抗に与えた影響はあまり大きくないと解釈できる。

■各種状況の変化及び試算結果による考察

○米子市

- ・ 試算結果から、社会的要因によりやや県境抵抗が小さくなるとの結果が得られた。
- ・ 県内外も含めて米子市近隣からの通勤者数が増加する一方、鳥取県内の比較的離れた市町村からの通勤は低下しており、これらが県境抵抗値の変化に反映されたものと思われる。
- ・ 社会的要因の背景については不明であるものの、中海を取り巻く圏域の一体性が高まっている可能性がある。
- ・ 交通インフラについては、県内々アクセス向上に資するインフラと県内外のアクセス向上に資するインフラ双方の充実がみられ、結果として県境抵抗にあまり影響を与えていないものと考えられる。

○松江市

- ・ 試算結果から、社会的要因により県境抵抗が小さくなるとの結果が得られた。
- ・ 都市としての雇用吸引力が高まる中で、県外からの通勤者数が大きく増加しており、これが県境抵抗値の変化に反映されたものと思われる。
- ・ 社会的要因の背景については不明であるものの、米子市と同様に中海をとりまく圏域の一体性が高まっている可能性がある。
- ・ 交通インフラについては、県内外のアクセス向上に資するインフラが充実し、若干県境抵抗が低下したが、あまり大きな影響とはなっていない。松江道路など、県内々アクセスに資するインフラも改善した可能性がある。

○並立都市圏としての両市の比較

- ・ 松江市と米子市は、就従比は低下しているが、これは人口増加によるものと考えられ、周辺地域からの社会流入が進んでいるものと考えられる。
- ・ また、米子市と松江市の間に位置する安来市や伯太町、東出雲町においては、米子市と松江市の両市への通勤者数が多くみられる。また、米子市、松江市相互の通勤者数も増加している。
- ・ 米子市においては、県境を越えた島根県からの通勤者数が全体で 500 人以上増加しているが、松江市においては、それを上回る約 900 人が県境を越えた鳥取県からの通勤者数の増加がみられている。
- ・ このような中間の市町村が両都市への通勤者数が増加していること、また、両都市間での相互の通勤者数が増加していることが、両都市の県境抵抗の低下に寄与して

いる。背景として、交通インフラの充実による県を跨いだアクセス向上のほか、中海を中心とした圏域の一体性の高まりもうかがえる。

5.5 まとめと考察

同程度の距離であっても県内と県外では交流の度合いが異なるなど、県境の存在が障害となって県をまたいだ流動が抑制されるという「県境抵抗」について、県境付近に存在する都市雇用圏の中心都市への通勤流動データを用いて算出し、定量的に評価する手法を開発した。また、直線距離による計算値と時間距離による計算値との比較から、県境抵抗に及ぼす要因を交通インフラによる影響と、例えば県外中心都市への通勤流動の増加など、その他の社会的な影響による要因(社会的要因)に区分する手法を提案し、時系列の交通インフラの整備状況や社会経済データと比較することにより検証を行った。これらの検討により得られた成果を以下に示す。

【直線距離による県境抵抗】

- 県境付近に存在する 30 の都市雇用圏中心都市を対象に、2000 年の国勢調査における周辺市町村の中心都市への通勤率と中心都市までの距離から、県境抵抗を計算した。また、このうち 16 都市を対象に、1980 年時点の県境抵抗値を計算し、時系列での比較を行った。
- その結果、多くの県境地域で通勤流動が減少する県境抵抗が存在することが確認され、またその大きさは概ね 5~10km の距離に相当するという結果が得られた。
- また、1980 年時点の県境抵抗との時系列比較では、多くの都市で県境抵抗の値が安定的に推移していた。ただし、県境抵抗の大小には都市によって差異があり、県境抵抗の値が拡大あるいは縮小している都市もいくつかみられた。

【直線距離による県境抵抗と時間距離による県境抵抗の比較】

- 直線距離と時間距離による県境抵抗の計算を、6 都市圏（八戸都市圏、岩国都市圏、福山都市圏、都城都市圏、米子・松江並立都市圏、足利・太田他郡立都市圏）を対象に 1980 年と 2000 年の 2 時点で行い、計算値の変化を比較するとともに、各都市における社会経済データや交通インフラ整備状況の変化から考察を行った。
- 距離変数に直線距離を用いた試算に加えて時間距離を用いたで試算をすることで、県境抵抗の変動を交通インフラ整備による影響とその他の社会的要因による影響に分けてみる事ができた。
- また、試算における交通インフラ整備の影響と、実際の交通インフラの整備状況等を比較することから、県境を跨いだ交通インフラの整備に伴い、県境を越えた通勤動向の改善が図られ、県境抵抗の低下につながる事が分かった。
- その他の社会的要因としては、県外で近接する大都市の雇用吸引力が大きく影響する事が伺えた（例えば岩国都市圏における広島市）。

- 一方、両毛地域のように複数の都市が近接して群立している場合、様々な都市・地区の影響が複雑に関連して通勤動向に影響を与えており、足利・太田両都市で必ずしも整合のとれた結果にはならなかった。こうした地域で分析を行う場合、多数の都市の社会状況及び都市間の関係について総合的・複合的に分析したうえで、考察する必要がある。

6章 連携分野と地域特性との関係分析

第6章 連携分野と地域特性との関係分析

6.1 概説

本章では3章に示すアンケート調査で得られた県境連携事業をもとに、連携事業の分野と連携事業を構成する市町村の地域特性との関係について分析する。

6.2 連携分野体系の導出

ここでは前年度調査のアンケートで得られた県境連携事業をもとに、連携分や体系を導出するとともに、各事業を実施分野別に整理する。

対象としては、アンケートで得られた148事業から、都府県の異なる2つ以上の市町村が関係していることが確認できる110事業（以下、「サンプル」と呼ぶ。）とする。

分野の抽出及び整理方法としては、各サンプルの事業概要からキーワードを抽出、類似するキーワードを束ねていき、表象するタイトル（小項目）をつける。さらに、これらを集約して、分野（大項目）を作成した。なお、分野（小項目）名と分野（大項目）名は、国土形成計画（全国計画）の分野や第28次地方制度調査会第6回専門小委員会の資料「国と地方の役割分担について」などを参考にしている。

分野名及び各分野における連携内容を表6-1に示す。なお、複数の分野に関係する事業を実施しているサンプルについては該当分野に重複して分類している。（このため、表6-1に示すサンプル数の合計は110を越えている。）

表 6-1 連携分野と連携内容の例

分野		連携内容の例	サンプル数
(大項目)	(小項目)		
1. 行政サービスの向上	①施設の共同利用	施設の相互利用(図書館等の教養文化関連施設、斎場、し尿処理施設、ごみ焼却場、ごみ燃料化施設)、生活用水の供給	14
	②行政事務連携	教育事務の共同処理	1
2. 社会基盤整備・活用	③交通基盤の整備	観光地へのアクセス道路の整備	2
	④交通基盤の利用促進	鉄道の利用促進	7
	⑤その他社会基盤の整備	CATV 網を活用した生活支援	1
3. 災害等対策	⑥災害対策(山林火災・土砂災害)	森林火災の予防、災害時における相互応援、消防機関等の相互協力	8
	⑦災害対策(水害)	災害時における相互応援、消防機関等の相互協力	8
	⑧鳥獣害対策	鳥獣害対策	3
4. 産業・雇用促進	⑨観光振興	観光 PR の協力(観光パンフレットの相互展示、観光マップの作成、外国人観光客の誘致など)、イベントの開催(ハイキング、スタンプラリー、物産展など)、観光資源の整備(トレッキングルートなど)、広域観光の推進	39
	⑩産業振興(農林水産業)	農産物の生産による耕作放棄地の解消	1
	⑪産業振興(工業)	県境地域企業の展示・商談会の実施	1
	⑫雇用促進	合同求人説明会	1
5. 交流	⑬交流促進	ふるさと意識の醸成(勉強会、歴史巡りツアー、文化施設の共同利用など)、交流イベントの実施(スポーツ、食文化をテーマとしたイベント、圏域内での観光バスツアーなど)	40
6. 自然・景観保全	⑭環境保全	水源地保全、河川清掃活動、盗伐等の予防、造林事業、植物管理、湖沿岸の清掃活動、不法投棄の防止、ゴミ処理効率化による環境改善、省エネ意識の向上(関門橋の消灯イベント)	15
	⑮景観保全	共通の景観条例の制定	2

6.3 県境地域の地域特性指標

ここでは県境地域の特性と連携分野との関係を捉えるために、考慮すべき指標を検討する。

6.3.1 地域特性項目

地域特性指標を検討するにあたり、連携事業のアンケート結果を参考に、地域を表象する地域特性項目について整理する。整理された各分野に関連する地域特性項目は表 6-2 の通りである。

表 6-2 連携分野と関連する地域特性項目

地域特性項目	表現する事項や選定理由
過疎	過疎地域においては、インフラや行政サービスが比較的不足していると考えられ、また人口減少が非過疎地域よりも進行しており、地域活性化の必要性が高いと考えられる。これらを総合的に表現する項目として過疎を取りあげる。
交通インフラ	県境地域の連携においては、人的な交流に県境を越えた往來の難易が特に重要であると考えられることから、県境を跨ぐ交通インフラの有無を取りあげる。
地形	県境地域においては山や川により地域が分断されている場合が多い。一方で、個々の連携事業の中には、川や、海、山など共有する地形に起因する事項を主題とした連携が観られた。そのため、地形的な特徴を取りあげる。
経済・雇用	県境地域においては、経済的に求心力のある地域の有無が雇用上のつながりの連携に影響していると考えられる。一方、産業の立地が少ない地域においてどのような連携があるのかを把握することも過疎の進む地域では重要である。このため、経済や雇用に関する地域の状況を項目として取りあげる。
歴史的つながり	県境地域の連携においては、県境を跨いで歴史的な縁故で元々交流があった地域において事例が多く観られ、こうした地域同士は連携・交流をしやすい土壌にあると言える。そのため、歴史的なつながりを観察するための項目として取りあげる。

6.3.2 取得可能な地域特性指標

導出された地域特性項目に基づいて、特性を表しかつデータとして取得可能な地域特性指標を選定する。指標の選定結果を表 6-3 に示す。

連携の分野や内容は、表 6-3 に示す地域特性のほか、連携を実施する市町村の人口や広さによっても変わることが考えられる。そこで、6.4 の連携分野との関係分析では、表 6-3 に示す地域特性のほか、連携市町村の数、人口及び面積を指標として加えて、地域特性指標とする。傾向分析に用いる地域特性指標とその該当要件を表 6-4 に示す。

表 6-3 県境地域の特性を表す指標

地域特性項目	県境地域の特性を表す指標	抽出理由
過疎	過疎地域指定	人口減少、高齢化状況等の特性を考慮するための指標として過疎地域の指定の有無を指標とした。
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路	高速道路は高規格のため、移動が短時間かつ容易になり、連携促進に寄与する可能性があることから、連携地域で県境を跨ぐ高速道路を有するかどうかを指標とした。
	県境を跨ぐ国道	国道も同様に高規格であり、日常的な移動を支え往来を容易にし、県境における連携促進に寄与すると考えられることから、連携地域で県境を跨ぐ国道を有するかどうかを指標とした。
地形	県境に存在する山	県境にある山は、県境地域における地形的な障壁となる一方、共有資源となる場合が考えられるため、山が県境にあるかどうかを指標とした。
	県境に存在する川・湖	県境にある川や湖は、洪水や水質保全などの共通課題となる一方、観光などの共有資源となることが考えられるため、川または湖が県境に、あるいは県境を跨いでいるかどうかを指標とした。
	県境市町村が接する海	津波対策や海洋汚染など共通課題となる一方で、川などと同様に共通資源となる場合が考えられるため、共有する海が存在を指標にした。
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市	経済的に求心力のある都市は、周辺地域の雇用や経済に大きな影響を与える。雇用や経済の関係を示す指標として、都市雇用圏の中心都市の有無を採用した。
	山間農業地域	雇用吸引力が小さい地域と考えられる農業地域類型の山間農業地域が、連携地域にあるかどうかを指標とした。
歴史的つながり	江戸時代の藩区分	現在は別の県であっても、廃藩置県前に同じ行政区分（藩）であった地域も存在する。そのため、県境を跨いで歴史的なつながりを示す指標として、江戸時代の藩が県境を越えて存在していたかどうかを指標とした。

表 6-4 傾向分析に用いる地域特性指標と該当条件

地域特性項目	地域特性指標	該当要件
人口	構成市町村全体の人口	3分位に基づき、大/中/小に区分（単位：人）
広さ	構成市町村数	3分位に基づき、大/中/小に区分
	構成市町村全体の面積	3分位に基づき、大/中/小に区分（単位：k m ² ）
過疎	過疎地域	総務省が公表する「過疎地域市町村等一覧」（2009年10月1日現在）に掲載されている市町村を含む
交通インフラ	高速道路	県境を跨ぐ高速道路を持つ県境市町村を含む
	国道	県境を跨ぐ国道を持つ県境市町村を含む
地形	山	県境地域において市街地よりも500m以上標高の高い尾根が県境に沿って続いている県境市町村を含む
	川・湖	県境を跨ぐ、または県境に沿って一級河川が流れている、または県境に湖のある県境市町村を含む
	海	県境を越えて海に面している県境市町村を含む
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市	大都市雇用圏または小都市雇用圏における中心市を含む（2005年度）
	山間農業地域	農業地域類型において山間農業地域（林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村）に該当する市町村を含む
歴史的つながり	藩	江戸幕府の終末時における藩区分において、県境を越えた市町村と藩が同じである県境市町村を含む

出典：「人口」は国勢調査（総務省）、「面積」は全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省）、「過疎地域」は過疎地域市町村等一覧（2009年10月1日現在、総務省）、「高速道路」「国道」「山」「川・湖」「海」はなるほど知図帳日本2006（昭文社）、「都市雇用圏の中心都市」は UEA ホームページ（<http://www.urban.e.u-tokyo.ac.jp/UEA/>）、「山間農業地域」は農業地域類型（農林水産省）

6.4 連携分野の体系と地域特性指標との関係分析

ここでは、6.2 で整理した連携分野と 6.3 で定めた地域特性との関係について、連携事業のサンプル（110 事業）を用いて分析する。

6.4.1 対象サンプルによる閾値の設定

「人口」及び「広さ」の特性指標である「構成市町村全体の人口」、「構成市町村数」及び「構成市町村全体の面積」については、全サンプルの 3 分位をもとに「大」、「中」、「小」と相対的な規模で整理した。表 6-5 にサンプルの特徴を、表 6-6 に閾値を示す。

また、表 6-3 に示した地域特性項目及び指標についても全サンプルに対してどの程度の割合で該当するかについて、表 6-7 に示す。サンプル全体の傾向としては、次の通りである。

（人口・広さ）

- ・ 構成市町村全体の人口は、最大値は約 262 万人と平均的な政令市を越える規模である。一方、最小値では約 1.3 万人と小規模な事業も存在する。
- ・ 構成市町村数は、最小で 2、最大で 30 と幅はあるが、中央値が 3 であり、比較的少数構成の事業が多い。
- ・ 構成市町村全体の面積は、71km² から 1 万 km² を越えるものまでであるが、中央値は 1,204 km² と、東京 23 区（622km²）の 2 倍程度となっている。
- ・ 全サンプルの 3 分位をもとに、人口は 20 万人と 100 万人、構成市町村数は 2 と 4、また面積は 1,000km² と 1,500km² を閾値として設定した。

（過疎）

- ・ 過疎地域を含むサンプルは 80% を超えており、多数が該当している。

（交通インフラ）

- ・ 県境を跨ぐ高速道路を有するサンプル、国道を有するサンプルはそれぞれ 60～70% 程度である。

（地形）

- ・ 県境が山となっているサンプルは 51%、川・湖を有するサンプルは 34%、海に面するサンプルは 40% と、半数以下の数となっている。

（経済・雇用）

- ・ 都市雇用圏の中心都市を含む市町村は 75% と多い。
- ・ 山間農業地域を含むサンプルは 71% と多い。

（歴史的つながり）

- ・ 県境を越えて藩が同じであった県境市町村を含むサンプルは 15% と少ない。

傾向分析にあたっては、全サンプルについて、事業概要等とともに各地位特性の該当の有無を連携分野別に整理した（表 6-8 参照）。

表 6-5 人口及び広さに関するサンプルの特徴

特性	特性を表す指標		値
事業数			110
人口	構成市町村全体の人口 (人)	最大	2,620,752
		最小	13,423
		中央値	437,922
広さ	構成市町村数	最大	30
		最小	2
		中央値	3
	構成市町村全体の面積 (k m ²)	最大	10,646
		最小	71
中央値		1,204	

表 6-6 人口及び広さに関する閾値

指標	区分	閾値		サンプル数
構成市町村全体の人口	大	100万人 以上		35 (32%)
	中	20万人 以上	100万人 未満	42 (38%)
	小	20万人 未満		33 (30%)
構成市町村数	大	5 以上		36 (33%)
	中	3 ~ 4		31 (28%)
	小	2		43 (39%)
構成市町村全体の面積	大	1,500 k m ² 以上		40 (36%)
	中	1,000 k m ² 以上	1,500 k m ² 未満	40 (36%)
	小	1,000 k m ² 未満		30 (27%)

注) 閾値の設定に当たっては、連携事業全体の3分位値を参考にした。

表 6-7 人口及び広さ以外の地域特性指標の該当度

地域特性項目	人口及び広さ以外の地域特性指標	サンプル数	
		該当	非該当
過疎	過疎地域を含む	90 (82%)	20 (18%)
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を有する	67 (61%)	43 (39%)
	県境を跨ぐ国道を有する	74 (67%)	36 (33%)
地形	県境が山となっている	56 (51%)	54 (49%)
	県境に川・湖を有する	37 (34%)	73 (66%)
	県境市町村が海に面する	44 (40%)	66 (60%)
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む	83 (75%)	27 (25%)
	山間農業地域を含む	78 (71%)	32 (29%)
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じである県境市町村を含む	17 (15%)	93 (85%)

表 6-8 個別事業の地域特性指標の整理例（分野①施設の共同利用）

事業 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通インフラ			地形			経済・雇用		歴史的つ ながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体の人口 (人)		構成市町村 数	構成市町村全体の 面積 (km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩		
1	三国サミット事業	各構成団体がそれぞれ県境に位置しているものの、道路網・交通網がつながっており、圏域内の結びつきが強いことから本事業が開始した。事業内容としては、災害時における相互応援、公の施設の相互利用、人事交流、情報交換などを行っている。	古河市（茨城県） 野木町（栃木県） 北川辺町（埼玉県）	184,479	小	3	中	175	小	—	—	有	—	有	—	有	—	—
12	両毛広域都市圏 総合整備推進協 議会	・圏域内で公共施設の相互利用を行なっている ・両毛地域の交流を図るため、ウォーキング大会を開催している ・両毛地域で広域的に活動している地域の団体の活動の支援を行なっている ・協議会のHPにおいて、観光PR等を行なっている	群馬県、栃木県、足利市、佐野市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	864,236	中	11	大	1,386	中	有	有	有	有	有	—	有	有	—
69	瑞穂斎場組合	火葬業務、斎場運営	東京都 瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市 埼玉県 入間市	366,408	中	5	大	97	小	—	有	—	—	—	—	有	—	—

6.4.2 連携分野別にみた地域特性

ここでは前項で整理したサンプルごとの地域特性指標を連携分野別に集計し、その特徴や傾向について考察する。

ただし、サンプル数が少ない連携分野（小項目）については傾向を捉えることができないため、ここでは5サンプル以上ある連携分野（小項目）（表6-9）を対象に地域特性の傾向を分析し、それ以外の連携分野（表6-10）についてはどのような事業があるかの紹介に留める。

表 6-9 傾向分析の対象となる連携分野（サンプル数が5以上）

連携分野		サンプル数
(大項目)	(小項目)	
1. 行政サービスの向上	①施設の共同利用	14
2. 社会基盤整備・活用	④交通基盤の利用促進	7
3. 災害等対策	⑥災害対策（山林火災・土砂災害）	8
	⑦災害対策（水害）	8
4. 産業・雇用促進	⑨観光振興	39
5. 交流	⑬交流促進	40
6. 自然・景観保全	⑭環境保全	15

表 6-10 傾向分析対象外の連携分野（サンプル数が5未満）

連携分野		サンプル数
(大項目)	(小項目)	
1. 行政サービスの向上	②行政事務連携	1
2. 社会基盤整備・活用	③交通基盤の整備	2
	⑤その他社会基盤の整備	1
3. 災害等対策	⑧鳥獣害対策	3
4. 産業・雇用促進	⑩産業振興（農林水産業）	1
	⑪産業振興（工業）	1
	⑫雇用促進	1
6. 自然・景観保全	⑮景観保全	2

(1) 連携分野別の地域特性

①施設の共同利用（サンプル数：14）

○人口規模が小さく、構成市町村数が少ない連携が多くみられる。施設の共有という性質上、影響範囲が限定されていることが推察される。

○具体的な事例では、火葬場、ごみ処理施設及び図書館が連携を通じて共同利用されている。

- ・ 構成市町村全体の人口規模は 20 万人未満の「小」に分類されるサンプルが半数を占め、小さい傾向にある。
- ・ 構成市町村数についても、2 市町村の「小」に分類されるサンプルが 57%を占めて少ない傾向にある。
- ・ 構成市町村全体の面積規模は「大」に分類されるサンプルはなく、「小」と「中」が半数ずつである。
- ・ 施設の共有という性質上、影響範囲が限定されていることが推察される。
- ・ 過疎地域を含むサンプルが 70%を超えており多い。都市雇用圏の中心都市を含むサンプルについても 80%程度を占める。
- ・ 個別のサンプルをみると、火葬場、ごみ処理施設及び図書館などの施設が共同利用されている。

表 6-11 分野別サンプルの特徴（①施設の共同利用）

特性	特性を表す指標		該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数			14	-
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100 万人以上）	3	21%
		中（20～100 万人）	4	29%
		小（20 万人未満）	7	50%
広さ	構成市町村数	大（5 以上）	2	14%
		中（3～4）	4	29%
		小（2）	8	57%
	構成市町村全体の面積規模	大（1,500k m ² 以上）	0	0%
		中（1,000～1,500k m ² ）	7	50%
		小（1,000k m ² 未満）	7	50%
過疎	過疎地域を含む		10	71%
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む		6	43%
	県境を跨ぐ国道を含む		8	57%
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）		6	43%
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）		6	43%
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）		8	57%
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む		11	79%
	山間農業地域を含む		9	64%
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む		1	7%

④交通基盤の利用促進（サンプル数：7）

○人口規模は大きく、構成市町村数が多い。また、面積も比較的大きい。これは、サンプルの多くが鉄道の利用促進を目的とし、鉄道沿線地域全体がカバーされていることが要因と考えられる。

- ・ 構成市町村全体の人口規模は8割以上が「中」と「大」に分類され、大きい傾向がみられる。
- ・ 構成市町村数に関しても7割強が5以上の「大」に分類されており多い。
- ・ 構成市町村全体の面積規模については、全て「中」または「大」となっており、比較的大きい傾向にある。
- ・ 過疎地域及び都市雇用圏の中心都市については、すべてのサンプルに含まれる。
- ・ 個別のサンプルをみると、7事業中6事業が鉄道の利用促進、残り1事業が鉄道、バス及び旅客船の活用を目的としている。鉄道沿線地域がカバーされているため、人口規模が大きく、構成市町村数が多くなっていると考えられる。

表 6-12 分野別サンプルの特徴（④交通基盤の利用促進）

特性	特性を表す指標	該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数		7	-
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100万人以上）	43%
		中（20～100万人）	43%
		小（20万人未満）	14%
広さ	構成市町村数	大（5以上）	71%
		中（3～4）	0%
		小（2）	29%
	構成市町村全体の面積規模	大（1,500k㎡以上）	43%
		中（1,000～1,500k㎡）	57%
小（1,000k㎡未満）		0%	
過疎	過疎地域を含む	7	100%
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む	4	57%
	県境を跨ぐ国道を含む	5	71%
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）	5	71%
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）	3	43%
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）	3	43%
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む	7	100%
	山間農業地域を含む	5	71%
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む	0	0%

⑥災害対策（山林火災・土砂災害）（サンプル数：8）

○人口規模は小さく、過疎地域が多い。山林を対象とした連携であるため、このような傾向にあると推察される。

- ・ 人口規模は半数が「小」に分類されており小さい。
- ・ 構成市町村数や面積について、偏りはみられない。
- ・ 過疎地域を含むサンプルが 75%を占める。
- ・ 山林を対象とした連携であるため、このような傾向にあると推察される。
- ・ 県境が山となっているサンプルは全サンプルの比率(51%)よりも高いものの、63%に留まっている。本来は 100%となるべきであるが、指標の条件が影響していると考えられる。（「山」の該当条件：サンプルが県境地域において市街地よりも 500m 以上標高の高い尾根が県境に沿って途切れることなく続いている県境市町村を含む）

表 6-13 分野別サンプルの特徴（⑥災害対策_山林火災・土砂災害）

特性	特性を表す指標		該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数			8	-
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100 万人以上）	1	13%
		中（20～100 万人）	3	38%
		小（20 万人未満）	4	50%
広さ	構成市町村数	大（5 以上）	3	38%
		中（3～4）	2	25%
		小（2）	3	38%
	構成市町村全体の面積規模	大（1, 500k m ² 以上）	3	38%
		中（1, 000～1, 500k m ² ）	2	25%
		小（1, 000k m ² 未満）	3	38%
過疎	過疎地域を含む	6	75%	
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む	4	50%	
	県境を跨ぐ国道を含む	5	63%	
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）	5	63%	
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）	2	25%	
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）	1	13%	
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む	6	75%	
	山間農業地域を含む	5	63%	
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む	1	13%	

⑦災害対策（水害）（サンプル数 8）

- 比較的小規模な人口、構成市町村数で連携圏域が構成されているケースが多い。
- 8事業中6事業（75%）では、共有する川・湖又は海を有している。残りの2事業については防災協定等により、水害も含めた災害時の相互支援について連携している。
- 個別のサンプルをみると、総合的な防災協定の一部として水害対策を行っているケースが多いが、渇水対策として連携を行っている例もある。こうしたことから、必ずしも水資源を共有していない地域同士においても、連携を行うことは可能である。

- ・ 人口規模と構成市町村数及び面積は小さい傾向にあり、狭い範囲において、1対1で連携している事業が多い。
- ・ 過疎地域は63%、都市雇用圏の中心都市は75%のサンプルが含んでいる。
- ・ 8事業中6事業（75%）では、共有する川・湖又は海を有している。残りの2事業については防災協定等により、水害も含めた災害時の相互支援について連携している。
- ・ 個別のサンプルをみると、総合的な防災協定の一部として水害対策を行っているケースが多いが、渇水対策として連携を行っている例もある。こうしたことから、必ずしも水資源を共有していない地域同士においても、連携を行うことは可能である。

表 6-14 分野別サンプルの特徴（⑦災害対策（水害））

特性	特性を表す指標		該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数			8	-
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100万人以上）	2	25%
		中（20～100万人）	3	38%
		小（20万人未満）	3	38%
広さ	構成市町村数	大（5以上）	3	38%
		中（3～4）	1	13%
		小（2）	4	50%
	構成市町村全体の面積規模	大（1,500k㎡以上）	2	25%
		中（1,000～1,500k㎡）	2	25%
		小（1,000k㎡未満）	4	50%
過疎	過疎地域を含む		5	63%
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む		4	50%
	県境を跨ぐ国道を含む		5	63%
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）		2	25%
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）		3	38%
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）		4	50%
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む		6	75%
	山間農業地域を含む		3	38%
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む		1	13%

⑨観光振興（サンプル数：39）

○人口規模や構成市町村数に偏りはみられず、事業数が多いことから、地域の人口・広さに依ることなく連携に取り組みやすい分野であるといえる。

○地域特性としては、過疎地域と共に都市雇用圏の中心都市が含まれるケースが多い。

○高速道路が整備されているサンプルが 70%程度を占め、観光ルート策定を実施しているサンプルも多いことから、構成市町村内をつなぐ交通インフラも連携の重要な要素となっていると考えられる。

- ・ サンプル数は 39 と多い。
- ・ 人口規模と構成市町村数に大きな偏りはみられない。
- ・ 地域の人口・広さに依ることなく連携に取り組みやすい分野であるといえる。
- ・ 過疎地域を含むサンプルが 90%を占めており多い。
- ・ 都市雇用圏の中心都市を含むサンプルは 80%程度を占める。
- ・ 県境を跨ぐ高速道路が 70%程度のサンプルにおいて整備されている。
- ・ 個別のサンプルをみると、連携圏域内を周遊する観光ルートの策定が多くみられ、構成市町村内をつなぐ交通インフラの重要性が想起される。

表 6-15 分野別サンプルの特徴（⑨観光振興）

特性	特性を表す指標		該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数			39	—
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100万人以上）	10	26%
		中（20～100万人）	18	46%
		小（20万人未満）	11	28%
広さ	構成市町村数	大（5以上）	14	36%
		中（3～4）	16	41%
		小（2）	9	23%
	構成市町村全体の面積規模	大（1,500k㎡以上）	20	51%
		中（1,000～1,500k㎡）	11	28%
		小（1,000k㎡未満）	8	21%
過疎	過疎地域を含む		35	90%
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む		26	67%
	県境を跨ぐ国道を含む		29	74%
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）		23	59%
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）		12	31%
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）		15	38%
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む		31	79%
	山間農業地域を含む		31	79%
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む		7	18%

⑬交流促進（サンプル数：40）

○人口規模は大きい傾向にあり、構成市町村数は少ない傾向がある。

○県境において「歴史的なつながり」指標に当てはまるサンプルは必ずしも多くない。ただし、同じ藩であったかという基準には合致しなくとも、「街道」や「舟運」などの歴史的つながりが交流要素となっている事業もみられる。一方、歴史的つながりがなくても交流を実施している事業も少なくない。

○個別のサンプルをみると、「都市と都市」による連携パターンと「都市と農村」による連携パターンがみられる。地域の総合的な活性化を目的としたものが多い。

- ・ サンプル数は40で最も多い。
- ・ 人口規模は大きい傾向にあり、構成市町村数は少ない傾向にある。
- ・ 過疎地域と都市雇用圏の中心都市を含んでいるサンプルがそれぞれ80%を越えている。
- ・ 「歴史的なつながり」指標に当てはまるサンプルは13%で全サンプル比の15%よりやや低い。ただし、表6-17のように同じ藩であったかという基準には合致しなくとも、「街道」や「舟運」などの歴史的つながりが交流要素となっている事業もみられる。一方、歴史的つながりがなくても交流を実施している事業も少なくない。
- ・ 個別のサンプルをみると、「都市と都市」による連携パターンと「都市と農村」による連携パターンがみられる。地域の総合的な活性化を目的としたものが多い。
- ・ なお、特定の構成市町村同士（下関市と北九州市）によるサンプルが多く（11サンプル）、傾向分析に影響を与えている。

表 6-16 分野別サンプルの特徴（⑬交流促進）

特性	特性を表す指標		該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数			40	-
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100万人以上）	17	43%
		中（20～100万人）	15	38%
		小（20万人未満）	8	20%
広さ	構成市町村数	大（5以上）	9	23%
		中（3～4）	14	35%
		小（2）	17	43%
	構成市町村全体の面積規模	大（1,500k㎡以上）	14	35%
		中（1,000～1,500k㎡）	17	43%
		小（1,000k㎡未満）	9	23%
過疎	過疎地域を含む		33	83%
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む		24	60%
	県境を跨ぐ国道を含む		24	60%
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）		15	38%
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）		12	30%
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）		19	48%
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む		34	85%
	山間農業地域を含む		28	70%
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む		5	13%

表 6-17 藩以外の歴史的つながりによる「⑬交流促進」分野の連携事業

NO	事業名	事業概要	構成団体
17	利根川舟運による地域活性化事業	利根川沿川 19 市町村による利根川舟運・地域づくり協議会を組織した。取手市から銚子市までの舟運リレーイベントや河川空間を活用したイベントを実施し、地域の活性化を図っていく。	(茨城県) 取手市、河内町、利根町、稲敷市、神栖市、潮来市、行方市、美浦村 (千葉県) 我孫子市、印西市、栄町、印旛村、酒々井町、香取市、銚子市、東庄町、成田市、神崎町 代表団体 取手市
32	ぶり街道推進協議会	富山市、高山市、松本市、飛騨市の 4 市を中核とする地域がさらに連携を深め、広域観光の推進、物産の振興並びに観光基幹道路の整備などの諸事業や、観光に関わるその地域独自の文化、伝統の掘り起こしと発信を通じて地域の交流と活性化を図る。 (主な事業)・ぶり街道情報誌チラシの発行・協議会設立 10 周年記念事業 ぶり街道観光 PR キャンペーン・協議会設立 10 周年記念事業 特産品プレゼントキャンペーン	富山市、高山市、飛騨市、松本市、波田町、富山商工会議所、富山市観光協会、大沢野細入商工会、細入観光協会、高山商工会議所、(社) 飛騨高山観光協会、高山青年会議所、飛騨市観光協会、こくふ観光協会、飛騨あさひ観光協会、飛騨乗鞍観光協会、松本商工会議所、松本観光協会、波田町商工会、波田町観光協会、ながわ観光協会、国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局 高山国道事務所、国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所
116	ぶり・ノーベル出世街道祭り	富山市を起点に飛騨市、高山市、松本市に寒ぶりを贈呈するイベントとして各地で開催。また、ノーベル賞受賞者ゆかりの地でパネル展等を開催。さらに、各イベント会場を立ち寄る官公バスツアーを地元新聞社と共催で行い、飛越及び信越地域の交流を図った。	富山市、飛騨市、高山市、松本市の行政及び商工会議所

⑭環境保全（サンプル数：15）

○県境において「川・湖」がある事業が7割弱を占めており、全サンプルの比率（34%）よりも高くなっている。個別サンプルをみても、川・湖の環境保全を目的とした事業が多くを占める。こうした流域や水資源に着目した連携は、県境を越えた連携のテーマとして重要な位置づけとなっている。

○一方、山を含む地域は全サンプル平均（51%）と同程度であり、必ずしも高くない。個別サンプルでも、森林の保全活動が行われているものは少ない。ただし、県境地域の地理的状況を踏まえると、今後こうした連携の余地は大きいと考えられる。

- ・ 人口規模や構成市町村数に大きな偏りはみられない。
- ・ 県境において「川・湖」がある事業が7割弱を占めており、全サンプルの比率（34%）よりも高くなっている。個別サンプルをみても、川・湖の環境保全を目的とした事業が15ケース中9ケース（60%）と多くを占める。こうした流域や水資源に着目した連携は、県境を越えた連携のテーマとして重要な位置づけとなっている。
- ・ 一方、山を含む地域は全サンプル平均（51%）と同程度であり、必ずしも高くない。個別サンプルでは森林の保全活動が行われているものは3ケースと少ない。ただし、県境地域の地理的状況を踏まえると、今後こうした連携の余地は大きいと考えられる。

表 6-18 分野別サンプルの特徴（⑭環境保全）

特性	特性を表す指標		該当サンプル数	総サンプル数比
この分野の総サンプル数			15	-
人口	構成市町村全体の人口規模	大（100万人以上）	5	33%
		中（20～100万人）	6	40%
		小（20万人未満）	4	27%
広さ	構成市町村数	大（5以上）	7	47%
		中（3～4）	3	20%
		小（2）	5	33%
	構成市町村全体の面積規模	大（1,500k㎡以上）	6	40%
		中（1,000～1,500k㎡）	2	13%
		小（1,000k㎡未満）	7	47%
過疎	過疎地域を含む		10	67%
交通インフラ	県境を跨ぐ高速道路を含む		11	73%
	県境を跨ぐ国道を含む		11	73%
地形	県境の山を含む（障害、共有資源）		7	47%
	県境における川・湖を含む（流域圏、共有資源）		10	67%
	県境市町村が海に面している（共通課題、共有資源）		3	20%
経済・雇用	都市雇用圏の中心都市を含む		8	53%
	山間農業地域を含む		9	60%
歴史的つながり	県境を越えて藩が同じだった県境市町村を含む		2	13%

(2) サンプルが少ない連携分野

②行政事務連携（サンプル数：1）

- ・ 市と町による連携として、教育に係る事務を共同で実施している。

表 6-19 個別事業概要（②行政事務連携）

No	事業名	事業概要	構成団体
26	教育事務等の共同処理のための一部事務組合設置事業	構成団体により一部事務組合を設置し、対象地域における小・中学校の設置及び管理、並びにこれに関する教育事務を共同処理している。	高知県 宿毛市 愛媛県 南宇和郡 愛南町

③交通基盤の整備（サンプル数：2）

- ・ 2つのサンプルとも観光振興の一環として道路整備を実施している。
- ・ いずれも、市町村や地元団体のみの活動ではなく、国ないし県が構成団体に入っている。

表 6-20 個別事業概要（③交通基盤の整備）

No	事業名	事業概要	構成団体
32	ぶり街道推進協議会	富山市、高山市、松本市、飛騨市の4市を中核とする地域がさらに連携を深め、広域観光の推進、物産の振興並びに観光基幹道路の整備などの諸事業や、観光に関わるその地域独自の文化、伝統の掘り起こしと発信を通じて地域の交流と活性化を図る。 （主な事業）・ぶり街道情報誌チラシの発行 ・協議会設立10周年記念事業 ぶり街道観光PRキャンペーン ・協議会設立10周年記念事業 特産品プレゼントキャンペーン	富山市、高山市、飛騨市、松本市、波田町、富山商工会議所、富山市観光協会、大沢野細入商工会、細入観光協会、高山商工会議所、（社）飛騨高山観光協会、高山青年会議所、飛騨市観光協会、こくふ観光協会、飛騨あさひ観光協会、飛騨乗鞍観光協会、松本商工会議所、松本観光協会、波田町商工会、波田町観光協会、ながわ観光協会、国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局 高山国道事務所、国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所
22	観光交流空間づくりモデル事業（のうち、観光地域づくり実践プラン） ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト	東京から概ね2時間圏の常陸、房総地域が地域資源の価値を再発見して、官民協働の取組みにより新しい形の観光交流が展開される仕組みづくりを行う。 事業の最終目的を民間主導の観光地域づくり推進体制が構築されることに置き、初動段階においては行政が主体となって地域づくり人材・団体のシーズを発掘し、外部専門家等の支援を得ながら実践行動を重ねる過程を経てネットワーク化を図り、活動の発展とともに地域事情に適した行政支援のあり方を見出していく方式を採用している。（予め支援メニューを定めず地域の成熟段階に応じた行政による柔軟かつ現実的な支援事業等の実施。官民による試行錯誤を容認した挑戦的な事業として特徴的。） 対象地域と3エリアに分けて、それぞれにコンセプト設定と具体的な連携活動のテーマ（歴史探訪と祭礼のネットワーク、道の駅ネットワーク、宿泊体験観光の連携など広域的な観光交流の促進に寄与する17テーマ）を設定した。 各テーマの活動を通じて形成された観光地づくりネットワークを相互に結びつけ、より大きな連携を育てていくとともに、各テーマ事業の発展を行政が多角的に支援することで地域が自	ひたちとふさのジョイントアップ推進協議会（全体） 北部エリア：茨城県 水戸市・日立市・常陸太田市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・大洗市・東海市 中部エリア：茨城県 鹿嶋市・潮来市・神栖市、千葉県 佐原市（現香取市）・成田市・佐倉市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜市・栄町・神崎町（以下、現成田市）、下総町・大栄町 南部エリア：千葉県 館山市・勝浦市・鴨川市・夷隅郡御宿町（以下、南房総市）、安房郡富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町

	<p>立的に活動展開を続けられる力を強めていく。 さらに、これらのソフト的な活動を通じて見えてきた課題を解決するためのハード整備を機動的に行うことで、活力ある観光地作りを効率的に推進した。</p>	
--	--	--

⑤その他社会基盤の整備（サンプル数：1）

- ・ 過疎地域における情報基盤の活用を目的とした連携であり、既存の社会基盤（CATV）を強化することで、地域の課題（買物や通院など高齢者の生活支援）に取り組んでいる。

表 6-21 個別事業概要（⑤その他社会基盤の整備）

No	事業名	事業概要	構成団体
59	過疎地域でのCATV網の多目的活用調査研究事業	過疎地域では、高齢化が進行しており、自ら買い物、通院に出かけることが困難な高齢者が増えている中で、難視聴対策としてCATV（FTTH対応）の整備が進んだ市町村が、県境地域にあったことから、CATV網を活用した生活支援を研究するため、協議会をH20年7月に設置、総務省の補助事業により、システムを開発し、H20年11月から2ヶ月間実証実験を日南町において実施、今年度末に報告書作成予定。	島根県、鳥取県、奥出雲町、日南町、邑南町、(株)中海テレビ放送…CATV事業社（鳥取県米子市）、(株)テクノプロジェクト…システム開発事業者（島根県松江市）

⑧鳥獣害対策（サンプル数：3）

- ・ サンプルには、鳥獣害対策を主眼としたものが2事業と、水源地域における総合的な取組みの一つとして鳥獣害対策をテーマとしたものが1事業みられる。前者のうち1事業は自治体のみならず、JAや森林組合などの関連団体も構成団体となっている。

表 6-22 個別事業概要（⑧鳥獣害対策）

No	事業名	事業概要	構成団体
67	甲武信源流サミット	甲武信ヶ岳を囲む、山梨県山梨市、埼玉県秩父市、長野県川上市が連携し、命の水を育む水源地域の大切さを下流域の住民にアピールするほか、有害鳥獣への対策、山林等の防災、集落の機能維持などの問題に取り組んでいる。	山梨県山梨市、埼玉県秩父市、長野県川上市
130	平成20年度鳥獣害防止総合対策事業（広域連携型）	香美市、那賀町において、野生鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、農林水産業被害の軽減等に資することを目的としている。事業として被害防護柵の設置、狩猟免許試験予備講習会、シカ肉加工調査、講演会、現地研究会等を行っている。	香美市、那賀町、JA土佐香美、JA阿南、物部森林組合、香美猟友会、木頭猟友会、JA土佐香美物部支所ユズ部会、木頭果樹研究会、べふ峡温泉、四季美谷温泉
147	鳥獣害防止総合対策事業（事業主体：西九州地域鳥獣被害防止対策協議会）	長崎県及び佐賀県における圏域をまたがる広域地域において、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害に対し、GISを活用した被害情報の把握や情報の共有化による効果的な被害防止対策を推進する。	佐賀県、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神崎市、有田町、長崎市、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

⑩産業振興（農林水産業）（サンプル数：1）

- ・ 日常の交流が盛んな市町村同士が耕作放棄地の増加という共通の課題を持ち、農業振興に取り組んでいる。
- ・ 国等の支援制度ではなく、企業のプロジェクトを活用しており、構成団体は自治体のほか、企業、農業関連団体となっている。

表 6-23 個別事業概要（⑩産業振興_農林水産業）

No	事業名	事業概要	構成団体
117	クボタeプロジェクト「耕作放棄地再生支援」	愛媛県と高知県の県境に位置する篠南地区（愛南町正木地区、宿毛市山北地区）では、昔から日常生活上の必要性からも、県境を越えての交流が続いている。当地区では、農業者の高齢化などにより耕作放棄地が増加しているため、今回山北地区の篠南集落営農組合と正木地区の認定農業者が協力し、クボタeプロジェクト「耕作放棄地再生支援」を活用し、耕作放棄地解消対策に取り組んでいる。山北地区では0.5ha、正木地区では1.5haの耕作放棄地を解消し、加工用わさび（0.2ha）、飼料作物（1.3ha）の栽培を行っている。	宿毛市、高知県幡多農業振興センター、愛南町、愛南町農業支援センター、愛媛県南予地方局産業振興課、株式会社クボタ、篠南集落営農組合、正木地区集落営農研究会

⑪産業振興（工業）（サンプル数：1）

- ・ 展示・商談形式による情報交流事業を実施している。
- ・ 構成団体には自治体のほか、財団法人の技術研究センターが名を連ねている。

表 6-24 個別事業概要（⑪産業振興_工業）

No	事業名	事業概要	構成団体
136	いわて・みやぎ技術・情報交流フェア	展示・商談形式による技術・情報交流を通じて、県境地域内企業の活性化を図る。	岩手県、宮城県、一関市、平泉町、藤沢町、気仙沼市、栗原市、登米市、（財）岩手県南技術研究センター

⑫雇用促進（サンプル数：1）

- ・ 合同求人説明会に関する町同士の連携である。
- ・ 連携自治体間において通勤圏が形成されており、労働力の需給ニーズが一致しているという背景を持っている。

表 6-25 個別事業概要（⑫雇用促進）

No	事業名	事業概要	構成団体
13	北広島町・邑南町合同求人説明会	島根県邑南町は、北広島町への通勤圏である。邑南町と定住に力を注いでおられ雇用の確保が求められている。一方、北広島町では、求人に対して求職登録が少なく、労働力の確保が求められていた。相方の思いが一致し、合同求人説明会を開催することとした。	広島県北広島町・島根県邑南町

⑮景観保全（サンプル数：2）

- ・ サンプルには、ジオパーク加盟へ向けた取組み事例と、県境に位置する関門海峡を共有財産と捉えて保全していくため両市同一の景観に関する条例を制定している事例がある。

表 6-26 個別事業概要（⑮景観保全）

No	事業名	事業概要	構成団体
44	山陰海岸ジオパーク推進協議会	山陰海岸ジオパーク（山陰海岸国立公園を中心とするエリア）の世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会、幹事会、行政担当者会議他 ・ フォーラム開催、パンフレット作成 ・ 日本ジオパーク申請等 	鳥取県：鳥取県、鳥取市、岩美町 京都府：京丹後市、 兵庫県：豊岡市、新温泉町、香美町 及び関連地域の商工団体、観光団体、漁協、遊漁船会社等
97	関門景観条例	両市民の貴重な財産である関門の景観を一つと捉え、恒久的に保全、育成、継承していくため、両市で同一の条例である「関門景観条例」を制定し、平成13年10月から施行している。（景観について、県域を越えた自治体が同一条文、同一名称の条例を制定するのは、全国で初めて） また、平成16年7月には、日本でも最大級の県域を越えたエリアを「関門景観形成地区」に指定し、景観誘導のための「関門景観形成指針」を定め、平成16年8月より届出制度を開始した。	下関市、 北九州市

6.4.3 地域特性別にみた連携事業

ここでは、分野別に整理された地域特性の傾向を一覧で整理した上で、地域特性ごとに連携分野の傾向をみて、その特徴を整理する。

表 6-27 表 6-27 に示すように、各分野で 50%以上のサンプルが該当する地域特性に○印をつけ、さらに 75%以上該当する特性について◎印で示した。ただしサンプル数が少ない分野については、6.4.2 と同様、参考に留めた。

表 6-27 連携分野別の地域特性の傾向

分野 (大項目)	分野 (小項目)	サン プル 数	人口			広さ			過疎			交通インフラ			地形			経済・雇用		歴史的つ ながり	
			構成市町村 全体の人口			構成市町村 数			構成市町村 全体の面積			過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・ 湖	海	都市雇 用圏の 中心 都市	山間 農業 地域		藩
			大	中	小	大	中	小	大	中	小										
1. 行政サー ビスの向上	①施設の共同利用	14		○			○	○	○	○		○				○	◎	○			
2. 社会基盤 整備・活用	④交通基盤の利用促進	7			○			○		◎	○	○	○				◎	○			
3. 災害等対 策	⑥災害対策(山林火災・土砂災害)	8			○					◎	○	○	○				◎	○			
	⑦災害対策(水害)	8					○	○		○	○	○			○		◎				
4. 産業・雇 用促進	⑨観光振興	39						○		◎	○	○	○				◎	◎			
5. 交流	⑬交流促進	40								◎	○	○					◎	○			
6. 自然・環 境保全	⑭環境保全	15								○	○	○		○			○	○			

○：50%以上のサンプルが該当する。

◎：75%以上のサンプルが該当する。

【参考】連携分野別の地域特性の傾向（事例の少ない分野）

分野 (大項目)	分野 (小項目)	サン プル 数	人口			広さ			過疎			交通インフラ			地形			経済・雇用		歴史的つ ながり	
			構成市町村 全体の人口			構成市町村 数			構成市町村 全体の面積			過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・ 湖	海	都市雇 用圏の 中心 都市	山間 農業 地域		藩
			大	中	小	大	中	小	大	中	小										
1. 行政サー ビスの向上	②行政事務連携	1			○			○		◎		◎	◎			◎		◎			
2. 社会基盤 整備・活用	③交通基盤の整備	2	○	○		○				◎	○	◎	◎	◎			◎	◎			
	⑤その他社会基盤の整備	1			○		○			◎		◎	◎					◎			
3. 災害等対 策	⑧鳥獣害対策	3			○					◎		○	◎				○	◎			
4. 産業・雇 用促進	⑩産業振興_農林水産業	1			○			○		◎		◎	◎		◎			◎			
	⑪産業振興_工業	1		○		○				◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎		
	⑫雇用促進	1			○			○		◎	◎	◎	◎					◎			
6. 自然・環 境保全	⑮景観保全	2	○	○		○		○		◎	○	○	○		○		◎	◎			

○：50%以上のサンプルが該当する。

◎：75%以上のサンプルが該当する。

各項目の特徴は以下のように整理される。

【人口・広さ】

構成市町村全体の人口規模が大きく、かつ構成市町村数が多い連携分野としては「④交通基盤の利用促進」がある。連携の多くが鉄道の利用促進での連携であり、性質上、広い範囲の自治体が一体となって連携していくことが求められると推察される。

一方、人口及び規模が小さい傾向にある連携事業として「①施設の共同利用」がある。具体的には火葬場、ごみ処理施設及び図書館の共同利用が行われているが、施設の共有という性質上、影響範囲が限定されていることが推察される。

【過疎】

過疎地域において様々な分野の連携が行われていることが確認された。

特に過疎地域を含む割合が高い分野として「④交通基盤の利用促進」、「⑥災害対策（山林火災・土砂災害）」、「⑨観光振興」及び「⑬交流促進」がある。

個別のサンプルから、多くの場合、内外の交流を活発化させ、産業や地域活力の減退を補う施策としての連携であることが観察され、こうした分野の連携は急激な人口減少や財政面の脆弱性、生活基盤維持など過疎地域の課題に対応したものとなっている。

【交通インフラ】

県境を跨ぐ高速道路を有する傾向にある連携分野として、「④交通基盤の利用促進」、「⑥災害対策（山林火災・土砂災害）」、「⑦災害対策（水害）」、「⑨観光振興」、「⑬交流促進」及び「⑭環境保全」がある。

交通インフラの整備水準が高い地域では、広域観光圏の形成や地域間の交流に関して有利であり、高規格の交通インフラの整備が「⑨観光振興」、「⑬交流促進」などの連携を促進するものと推察される。

【地形】

全サンプルの平均で「山」は 51%、「川・湖」は 34%、「海」は 40%のサンプルが条件に該当している。これらの比率を上回る分野をみると、「山」では「④交通基盤の利用促進」、「⑥災害対策（山林火災・土砂災害）」及び「⑨観光振興」、「川・湖」では「①施設の共同利用」、「④交通基盤の利用促進」、「⑦災害対策（水害）」及び「⑭環境保全」、「海」では「①施設の共同利用」、「④交通基盤の利用促進」、「⑦災害対策（水害）」及び「⑬交流促進」がある。「⑥災害対策（山林火災・土砂災害）」分野は、山に関する連携であり、性質上 100%山という条件となっているはずであるが、該当要件の設定上（500m 以上）、63%に留まっている。

「地形」は「共有資源」となりうる一方、「障壁」や対処すべき「共通課題」となる場合もある。「共有資源」と捉える分野としては「⑨観光振興」があげられ、個別のサンプルを見ても自然資源を活用する取組みがみられる。一方、「災害対策」や「環境保

全」では、山林や川といった自然を「共通課題」として捉えている。

【経済・雇用】

都市雇用圏の中心都市については、全ての連携分野でこれを含むサンプルが半数以上を占める。また、「⑭環境保全」を除く全分野でサンプル比率が75%を越えている。

一方、山間農業地域については「⑦災害対策（水害）」を除く全分野でサンプルが半数以上を占めることから、多くの分野で同程度の比率を含んでいることが分かる。

多くの連携で雇用都市圏の中心都市が関与しており、逆に言えば、ある程度の規模中心性を有する都市の関与が連携実施のカギとなるとも言える（連携での負担に関するヒアリングからもこうした点が伺える）。

一方で、山間農業地域を含む連携事業も多いことから、中山間地域の活性化方策として、特に中心性を有する都市との連携が有効であることが伺え、今後こうした取組みを広げていくことが重要であると考えられる。

【歴史的つながり】

県境において藩によるつながりをもつ市町村を含むサンプルは全サンプルに対して15%であり、多いとは言えないものの、本調査で取り上げた同一藩であったかという観点以外の歴史的つながり（街道や舟運など）が交流の要素となっている場合もあり、こうした古くからの地域的つながりが県境を越えた連携の要因となっていることが伺える。一方で、歴史的つながりがなくても交流等を行っている事業も少なくない。

6.5 まとめと考察

本章では、県境を越えた地域連携の実施分野と適用された地域の特性の関係を明らかにするため、アンケート調査より得られた県境市町村の連携事業(サンプル)について、地域特性の分析を行った。具体的には、各サンプルの事業概要より連携分野の体系を提案して各サンプルを整理するとともに、サンプルの地域的特徴をみるための地域特性指標を設定し、各連携分野の地域特性に関する傾向を分析した。さらに地域特性項目ごとに連携事業との関係について整理を分析した。

連携分野については「1. 行政サービスの向上」、「2. 社会基盤整備・活用」、「3. 災害等対策」、「4. 産業・雇用促進」、「5. 交流」及び「6. 自然・景観保全」を大項目とし、その下に小項目として15分野を導出した。分野別のサンプル数では、「5. 交流」のうち「⑬交流促進」(40事業)と「4. 産業・雇用促進」のうち「⑨観光振興」(39事業)が多かった。

地域特性項目としては「過疎」、「交通インフラ」、「地形」、「経済・雇用」及び「歴史的なつながり」に加え、連携事業を構成する市町村の「人口」や「広さ」を対象として地域特性指標及びその該当条件を整理した。各分野の地域特性の傾向を整理したうえで、地域特性項目別に連携分野の特徴を整理した。

整理・分析の結果、以下の知見が得られた。

- 人口及び規模が小さい傾向にある連携事業として「①施設の共同利用」がある。具体的には火葬場、ごみ処理施設及び図書館の共同利用が行われているが、施設の共有という性質上、影響範囲が限定されていることが推察される。
- 過疎指定地域について、個別のサンプルから、多くの場合、内外の交流を活発化させ、産業や地域活力の減退を補う施策としての連携が行われていることが観察された。こうした分野の連携は急激な人口減少や財政面の脆弱性、生活基盤維持など過疎地域の課題に対応したものとなっている。
- 交通インフラの整備水準が高い地域では、広域観光圏の形成や地域間の交流に関して有利であり、高規格の交通インフラの整備が「⑨観光振興」「⑬交流促進」などの連携を促進するものと推察される。
- 「地形」は「共有資源」となりうる一方、「障壁」や対処すべき「共通課題」となる場合もある。「共有資源」と捉える分野としては「⑨観光振興」があげられ、個別のサンプルを見ても共有資源を活用する取組みがみられる。一方、「災害対策」や「自然・環境保全」では、山林や川といった自然を「共通課題」として捉えている。
- 多くの連携で雇用都市圏の中心都市が関与しており、逆に言えば、ある程度の規模中心性を有する都市の関与が連携実施のカギとなるとも言える(連携での負担に関するヒアリングからもこうした点が伺える)。
- 県境において藩によるつながりをもつ市町村を含むサンプルは全サンプルに対

して 15%であり、多いとは言えないものの、本調査で取り上げた同一藩であったかという観点以外の歴史的つながり（街道や舟運など）が交流の要素となっている場合もあり、こうした古くからの地域的つながりが県境を越えた連携の要因となっていることが伺える。一方で、歴史的つながりがなくても交流等を行っている事業も少なくない。

7章 まとめ

第7章 まとめ

2章から6章までの調査結果から、以下の知見が得られた。

■第2章

県境地域(県境に接する県境市町村)の2000年時点の状況と20年間(1980年から2000年)の時系列変化について、既存の各種統計資料に基づいて集計・分析作業を行い、人口1万人以下の県境市町村では大きく人口が、とりわけ生産年齢人口が減少していることが明らかになった。これらの県境市町村の特徴として、他市町村への通勤率が小さくなっていることがあり、就業の場の確保が困難なことが生産年齢人口の流出につながっている可能性がある。またこれらの市町村では中間農業地域・山間農業地域に分類される地域が多くなっており、厳しい地理的条件下におかれている地域が多いことも、人口減少等の衰退要因の1つとなっていると考えられる。

将来推計人口についても、非県境市町村に比べて県境市町村が総人口、年少人口(0-14歳人口)、生産年齢人口(15-64歳人口)、老年人口(65歳以上人口)のすべてにおいて減少率が高くなっていることが分かった。

■第3章

県境を越えた連携に活用可能な国の支援制度を調査するとともに、県境地域で実施されている連携事業等に対するアンケート結果及びヒアリング調査を行うことにより、以下の事項が明らかになった。

【国の支援制度】

- 県境地域の連携促進に活用可能と思われる国の制度について、地域活性化総合情報サイト等を調査したところ、国土交通省、総務省等の支援制度が確認できた。農林水産省の「上下流いきいき流域プロジェクト事業」のように、そもそも県境を越えた連携のみを対象としている制度もみられた。
- 国の制度を活用した県境市町村の連携事業は、「産業・雇用促進」分野が最も多いが、内容は観光関連事業が主であった。また、県境地域には中山間地域が多いことから、「鳥獣害防止総合対策事業」についても比較的多くの実績がみられた。一方で、県境地域の市町村連携事業として活用が可能な制度にもかかわらず、現在は実績が確認できないものもみられた。

【アンケート調査】

- 県境連携事業では、「観光振興」に関する取り組みが最も多く全体の3割超である。地域別の取り組み状況をみると、中国圏・九州圏で多い。また、実施体制に着目すると、「環境管理」や「行政サービス」などの実務に則した連携事業で事務局が設置されて

いる場合が多いという結果が得られた。

- 取り組み内容では、「広報活動」や「イベント開催」などに関する取り組みが多い一方、「施設共同利用」や「緊急時対応」など、行政サービスを向上させる取り組みについては、あまり実施されていないという結果が得られた。
- 県境を越えることにより、連携事業の効果が増したとの回答が多く、超えることにより負担が増したとの回答は少数であった。また、市民有志が会議などに参加する場合は、行政側のみで会議などを開催する場合よりも、「人的ネットワークの広がり」などの項目について効果的であったとの回答が多かった。
- 「行政サービス」に関する連携事業は、他の事業と比べて多面的な効果が確認された。また、県境を越えることにより生じる負担感も比較的小さいという結果が得られた。
- 連携事業そのものに伴う課題を除いた県境での連携を進める上での障害としては、「交通・社会基盤の未整備」を挙げる自治体が相対的に多かった。
- 計画策定により、事業に関する効果も負担も増加するが、負担を感じるよりも効果を感じる傾向であることがわかった。特に県を越えて連携事業を行うことにより、「追加の行政事務」で負担を感じるという回答が比較的多かった。
- 事業実施の際の課題への対応として、国や県による財政面・人材面での支援を期待する意見が多く挙げられた。特に、ノウハウや資金が不足する事業立ち上げ時の支援が重要であるとの意見があった。県同士の利害が合致しない事業において、国の調整によりうまく立ち上げられた事例もみられた。

【ヒアリング調査】

- 今回ヒアリングを行った県境地域においても、国の支援制度を活用している例が多くみられた。例えば、福祉施設の共同利用といった行政サービスの向上や、地域全体を一体化したパンフレットの作成等の観光関連の取組みなどにおいて支援制度を多く活用している例がみられた。
- 国の支援制度への応募が連携のきっかけとなったと、国の制度そのものが連携を誘発している場合もみられる。
- 一方で、国の支援制度を活用せず、地域が自主的に連携・交流に取り組んでいる例もみられた。協議会や会議などの形で県境を跨いだ市町村が、様々な取組みを推進することにより、県境を越えた一体的な地域に関する意識の醸成が図られている。地域の一体感は長い時間をかけなければ醸成できないため、出来る範囲で持続的に活動を進めていくことが大事であるという意見もあった。
- 県をまたいで隣接している地域を知り、地域の一体感を醸成していくこと自体を目標として交流活動を行っている例もみられた。こうしたケースでは、地域の一体化が進み、互いを知るにより、地域に新たな“可能性の広がり”や“プラスアルファ”が生まれることが、連携の意義であるとしている。

■第4章

県境を越えた連携を促進するための制度のあり方に関する検討材料とするとともに、参考となりうる具体の先進的な連携実態を把握するため、EU で実施している欧州地域連携政策及び同政策に基づきドイツと近隣諸国間で実施されている連携プログラム例について、政策の背景を含め、その概要や特徴等を調査した。我が国での県境を越えた連携への参考となる点を中心に、得られた知見を以下に示す。

【EU 結束政策について】

- 結束政策に配分される予算は毎年増加しており、2007-2013 年期の EU 全予算（9,748 億ユーロ）の 1/3 以上と、EU 政策全体の中で重要な位置づけとなっている。
- 2007 年からの結束政策では、リスボン戦略で示された雇用や経済成長を地域の観点から捉え直すとともに、成長・雇用アジェンダと地域的結束という 2 つの目標のバランスをとることが戦略指針で示されており、経済成長・雇用政策を地域的な政策として位置づけると同時に、こうした経済的側面だけでなく、欧州地域の一体化を図るいわば地理的な結束を重視していることが伺える。

また、地域の自主性や固有性に配慮しつつ、政策の基本理念や優先事項を実際のプログラムに反映させるための手続き・枠組みを設けている。4.2 に示すように、参照文書が個別の実施プログラムに関連づけられながらまとめられることを通して、それぞれの実施プログラムが EU の社会経済戦略（リスボン戦略）に基づく優先事項に配慮された形となるとともに、プログラム全体としても各国・地域固有の状況にも配慮したものとなる。

【EU 地域連携政策；位置づけと役割について】

- 欧州地域連携政策は、他の政策目標（収斂政策、競争力・雇用政策）に比べて予算が小さく（収斂政策 76%、競争力・雇用政策 21%に対し、地域連携政策は 3%）、他の政策目標を補完する位置づけとされており、実施される個々のプロジェクトの規模等も比較的小さい。こうした補完的な位置づけや規模の小ささから、社会経済的指標（GDP 等）などを用いて、地域連携政策そのものに対する効果評価や検証は行われていない。
- 各地域のプログラムは各国・地域の主導により形成・実施されており、欧州委員会は、適宜支援や管理を行うものの、直接プログラムの採否を判断する役割等はない。EU の連携政策予算の各国への配分は、GDP など経済指標に基づき欧州委員会が提案したものを連邦議会が決定するものの、各地域・プログラムへの予算配分は、国内の調整を通じて各国の裁量により行われる。

【EU 地域連携政策；意義について】

- 連携政策の意義として、第一に、分断された地域を“（再び）つなぐ”という観点

がある。ユーロリージョンも、幾多の戦争により国境線が変わり、地域の結びつきの分断・再構築を余儀なくされた地域から始まったものであり、第二次大戦後の冷戦により東西に分断された地域でも、冷戦後、EUの連携政策とともに連携活動が多く実施されている。

- EUそのものが“欧州地域の統合”を理念として掲げていることを踏まえると、ヒアリングでの意見にもあるように、こうした国を超えた連携こそがEUという理念の具現化であるともいえる。
- 持続的に活動を続けていくことにより、“欧州（市民）としての一体感を醸成“していくことが重要であると、ヒアリングでは指摘されている。

個別の活動においても、例えば子供同士の交流を進め、国の違いを超えて欧州市民としての意識を醸成させる取組み（バイエルン州他）や、共通の歴史教科書を作る（ザクセン州～ポーランド）などが、こうした政策意義に沿った特徴的な活動としてあげられる。歴史教科書作成に関しては、互いの意見の隔たりが大きく難航しているが、こうした困難は“必要な苦勞である”とコメントしているところに、関係者の意識の高さが伺えた。バイエルン州においても、施設の建設位置や資金負担割合を決めるのは困難であるが、これも“話し合い、信頼を深めていくための必要な過程である”との発言であった。

- ドイツでのプログラムにあるように、欧州地域連携政策（INTERREG）が地域間交流の“きっかけ”づくりとなっていることも、連携政策の意義・効果として重要な点である。

- 第二に、地形的・社会的に問題を多く抱える国境地域を支援するという点がある。ヒアリングを行ったザクセン州やバイエルン州においても、国境付近の地域では事実、他地域との経済格差や人口問題（人口流出、高齢化）を抱えており（例えばザクセン州では10年で国境地域の人口が約25%減少）、こうした問題への対応は地域としての重要な課題となっている。

- 越境地域連携プログラムでは、国境地域の抱える課題に対応するための多岐の分野にわたる活動が含まれているが、特に交通・通信インフラの改善・整備については、国境を越えた接点を確立し発展させるための“前提条件”であると戦略指針では位置づけている。国境地域において不足・不連続となりがちな交通・通信インフラが、連携政策・プログラムを通じて改善されることを重視している。

- また、本来の政策目的とは別であるが、EUによる連携政策の資金が得られるプロジェクトは、連邦政府や州政府の補助も得られやすくなる、という効果が指摘されている。それぞれの国内で優先順位が低くなりがちな国境地域に光を当てる、あるいは投資先としての重要性や信頼性を明らかにするという点も、連携政策の意義と捉えることも出来る。

【EU 地域連携政策；特徴について】

- ナレッジの共有 ～地域間連携～

第三期の INTERREG から開始された地域間連携（Interregional cooperation）では、欧州レベルで地域間の“地域の発展に関するナレッジ”を結びつけるため、研究・データ収集、連携プログラムに関する経験（ベストプラクティス）の交換を、ウェブサイトでの公開やセミナー開催、個別コンサルティング等で支援している。これは既往の INTERREG プログラムの課題を踏まえて創設されたものであり、こうしたナレッジの共有・交換に関して、個々の実施者の自助努力にゆだねるのではなく、EU としてプログラム化・予算化のうえ主体的に取り組んでいる。

- 行政界を越えた連携実施主体の規定 ～EGTC～

EGTC の規定により、異なる加盟国の地方公共団体や関係公的機関が、法人格を有する共同団体を設立し、欧州地域連携政策下の実施プログラムや、プログラム下の個別プロジェクト等を管理することが可能となった。

それまでのプログラム実施上の課題を踏まえて制度化されたものであるが、①法人格を持つ；契約を結び、人を雇い、動産及び不動産を所有することができる、②警察権及び法制権をのぞき、加盟する地方公共団体等と同様の能力を行使できることが、これまでの行政体系・制度の枠組みをこえた、新たな枠組みとしての EGTC の特徴としてあげられる。

また、加盟団体によるイニシアチブが重視されており、加盟団体は目的に沿って適切に固有の EGTC に関する協定及び規約を定めることができることも、主な特徴としてあげられる。

- 地域の主体性

プログラム形成・実施に際しては、地域の主体性を重視している。また、実施においては、NGO 等地域の代表の参画も重視している。

例えばバイエルン州の連携プログラムでは、実施プログラム全体の管理等を行う共同担当委員会の構成メンバーとして、投票権を有する委員に行政の主担当部局の他、ユーロリージョンの代表が加わっている。一方、NGO は投票権を有さないアドバイザーとなっている。一方、ザクセン州の事例では、NGO が投票権を有する委員となっている。

ユーロリージョンや NGO から地元のニーズ等が伝わり、越境連携に意義のあるプロジェクト案が生まれることが多々あるといった効果が指摘されている（ボトムアップアプローチ）。ただし、団体によっては建設的な合意形成や意見の集約を難しくさせるものもあり、選別や参画のさせ方が課題であると指摘されている。

【EU 地域連携政策；課題について】

- 欧州地域政策の課題として、第一にプログラム管理の簡素化・効率化があげられる。

一方で、資金の使途の透明性やプログラムの妥当性を確保し、これらを欧州議会や市民に明瞭に示す必要があることから、プログラムの妥当性検証や定期的な報告など一定レベルの管理システムは不可欠である。簡素化・効率化と透明性・説明責任の確保が、いわばトレードオフの関係となり、バランスの取り方が課題となるが、こうした中、例えば欧州委員会～各国間の報告書を電子データのみとするなど、可能な部分で簡素化を進めているのが実状である。

- また、プロジェクト・資金提供の終了とともに活動が終了するのではなく、その後も地域の自主的な活動が継続されるようなプロジェクトへの融資を EU では重視している。
- 一方、実施面においては、国境を挟んだ両地域における経済成長段階の差や、言語・文化の障壁、法体系の差異がプロジェクト形成や実施に際して大きな障害となっている。

例えば、ドイツとポーランドとの間で第二次大戦後の歴史について再検討するという連携プロジェクトがあるが、歴史認識に大きな差異があり、調整に大変苦労しているとのことである。ただし、こうした課題は連携を進めていくうえで当然生じるものであり、地域の将来のため“必要な苦労である”と認識しているとの意見であった。

■第5章

同程度の距離であっても県内と県外では交流の度合いが異なるなど、県境の存在が障害となって県をまたいだ流動が抑制されるという「県境抵抗」について、県境付近に存在する都市雇用圏の中心都市への通勤流動データを用いて算出し、定量的に評価する手法を開発した。また、直線距離による計算値と時間距離による計算値との比較から、県境抵抗に及ぼす要因を交通インフラによる影響と、例えば県外中心都市への通勤流動の増加など、その他の社会的な影響による要因（社会的要因）に区分する手法を提案し、時系列の交通インフラの整備状況や社会経済データと比較することにより検証を行った。これらの検討により得られた成果を以下に示す。

【直線距離による県境抵抗】

- 県境付近に存在する 30 の都市雇用圏中心都市を対象に、2000 年の国勢調査における周辺市町村の中心都市への通勤率と中心都市までの距離から、県境抵抗を計算した。また、このうち 16 都市を対象に、1980 年時点の県境抵抗値を計算し、時系列での比較を行った。
- その結果、多くの県境地域で通勤流動が減少する県境抵抗が存在することが確認され、またその大きさは概ね 5～10km の距離に相当するという結果が得られた。
- また、1980 年時点の県境抵抗との時系列比較では、多くの都市で県境抵抗の値が

安定的に推移していた。ただし、県境抵抗の大小には都市によって差異があり、県境抵抗の値が拡大あるいは縮小している都市もいくつかみられた。

【直線距離による県境抵抗と時間距離による県境抵抗の比較】

- 直線距離と時間距離による県境抵抗の計算を、6都市圏（八戸都市圏、岩国都市圏、福山都市圏、都城都市圏、米子・松江並立都市圏、足利・太田他郡立都市圏）を対象に1980年と2000年の2時点で行い、計算値の変化を比較するとともに、各都市における社会経済データや交通インフラ整備状況の変化から考察を行った。
- 距離変数に直線距離を用いた試算に加えて時間距離を用いた試算をすることで、県境抵抗の変動を交通インフラ整備による影響とその他の社会的要因による影響に分けてみる事ができた。
- また、試算における交通インフラ整備の影響と、実際の交通インフラの整備状況等を比較することから、県境を跨いだ交通インフラの整備に伴い、県境を越えた通勤動向の改善が図られ、県境抵抗の低下につながる事が分かった。
- その他の社会的要因としては、県外で近接する大都市の雇用吸引力が大きく影響する事が伺えた（例えば岩国都市圏における広島市）。
- 一方、両毛地域のように複数の都市が近接して群立している場合、様々な都市・地区の影響が複雑に関連して通勤動向に影響を与えており、足利・太田両都市で必ずしも整合のとれた結果にはならなかった。こうした地域で分析を行う場合、多数の都市の社会状況及び都市間の関係について総合的・複合的に分析したうえで、考察する必要がある。

■第6章

県境を越えた地域連携の実施分野と適用された地域の特性の関係を明らかにするため、アンケート調査より得られた県境市町村の連携事業（サンプル）について、地域特性の分析を行った。具体的には、各サンプルの事業概要より連携分野の体系を提案して各サンプルを整理するとともに、サンプルの地域的特徴をみるための地域特性指標を設定し、各連携分野の地域特性に関する傾向を分析した。さらに地域特性項目ごとに連携事業との関係について整理を分析した。

連携分野については「1. 行政サービスの向上」、「2. 社会基盤整備・活用」、「3. 災害等対策」、「4. 産業・雇用促進」、「5. 交流」及び「6. 自然・景観保全」を大項目とし、その下に小項目として15分野を導出した。分野別のサンプル数では、「5. 交流」のうち「⑬交流促進」（40事業）と「4. 産業・雇用促進」のうち「⑨観光振興」（39事業）が多かった。

地域特性項目としては「過疎」、「交通インフラ」、「地形」、「経済・雇用」及び「歴史的なつながり」に加え、連携事業を構成する市町村の「人口」や「広さ」を対象として地域特性指標及びその該当条件を整理した。各分野の地域特性の傾向を整理したうえで、地域

特性項目別に連携分野の特徴を整理した。

整理・分析の結果、以下の知見が得られた。

- 人口及び規模が小さい傾向にある連携事業として「①施設の共同利用」がある。具体的には火葬場、ごみ処理施設及び図書館の共同利用が行われているが、施設の共有という性質上、影響範囲が限定されていることが推察される。
- 過疎指定地域について、個別のサンプルから、多くの場合、内外の交流を活発化させ、産業や地域活力の減退を補う施策としての連携が行われていることが観察された。こうした分野の連携は急激な人口減少や財政面の脆弱性、生活基盤維持など過疎地域の課題に対応したものとなっている。
- 交通インフラの整備水準が高い地域では、広域観光圏の形成や地域間の交流に関して有利であり、高規格の交通インフラの整備が「⑨観光振興」「⑬交流促進」などの連携を促進するものと推察される。
- 「地形」は「共有資源」となりうる一方、「障壁」や対処すべき「共通課題」となる場合もある。「共有資源」と捉える分野としては「⑨観光振興」があげられ、個別のサンプルを見ても共有資源を活用する取組みがみられる。一方、「災害対策」や「自然・環境保全」では、山林や川といった自然を「共通課題」として捉えている。
- 多くの連携で雇用都市圏の中心都市が関与しており、逆に言えば、ある程度の規模中心性を有する都市の関与が連携実施のカギとなるとも言える（連携での負担に関するヒアリングからもこうした点が伺える）。
- 県境において藩によるつながりをもつ市町村を含むサンプルは全サンプルに対して15%であり、多いとは言えないものの、本調査で取り上げた同一藩であったかという観点以外の歴史的つながり（街道や舟運など）が交流の要素となっている場合もあり、こうした古くからの地域的つながりが県境を越えた連携の要因となっていることが伺える。一方で、歴史的つながりがなくても交流等を行っている事例も少なくない。

■ 県境地域の動向を見据えた県境連携の促進

本調査及び前年度調査等の結果から、人口1万人以下の県境市町村では、非県境市町村と比べて人口、とりわけ生産年齢人口が著しく減少していることが分かった。他の統計データから、就業の場の確保の困難さや地形的な制約が原因として推定され、将来推計人口でも減少度が著しい結果となっている。

こうした県境地域が抱える様々な課題に対応するための一つの有力な方策として、県境を越えた様々な連携を今後ますます促進していくことが求められる。以下では県境連携の促進のために考慮すべき事項を「Ⅰ. 望ましい連携のあり方」、「Ⅱ. 連携の促進方策」及び「Ⅲ. その他」の3つの観点から整理した。これらを含めた環境整備等を通じて県境連携が促進されることにより、県境地域、ひいてはわが国全体の豊かさの確保につながっていくことが期待される。

【Ⅰ. 望ましい連携のあり方】

現在行われている連携には様々な分野のものがあり、大まかに言えば地域特性の別なく実施されている。例えば、地域の衰退等の社会経済的な課題を有する過疎地域においても、本調査で分類したあらゆる種類の連携が実施されている。また、本調査でのアンケート結果から、連携の実施により大きな効果が得られている、効果に比して負担は小さいことなどが判明している。したがって、これまで連携活動に取り組んでいない地域においても、こうした既往の事例を参考にしながら、可能性を限定せずに様々な分野から必要な活動を抽出し、積極的に実施を図っていくことが有効である。

連携の実施に際して、必要に応じて県境を挟んだエリアの現状を把握することとなるが、この際、第5章で示した手法などを用いて人口流動面等から現状を把握し、連携・交流の阻害要因を分析していくことも有効である。

一方で、分野別の頻度をみると、「観光振興」や「交流」関連の取組みが最も多くなっている。こうした連携分野は比較的取り組みやすいことから、連携の端緒としてこうした活動から始めることもあり得る。

また、街道、流域圏、江戸時代に同じ藩であったかなど歴史的つながりのある地域では、様々な分野の連携活動が実施されている。こうした地域は歴史的なつながりがあることで連携を行いやすい土壌にあるといえる。一方で、歴史的なつながりがなくても交流を行っている事例もあることから、これまで歴史的なつながりがない地域においても、現在の課題への対応や地域活性化を図る一方策として、地域同士が連携・交流活動を行っていくことが考えられる。

既往の事例では、県境を跨いで隣接している地域を知り、一体感を醸成していくこと自体を目標として交流活動を行っている例もみられた。こうしたケースでは、地域の一体化が進み、互いを知るにより、地域に新たな“可能性の広がり”や“プラスアルファ”が生まれることが、連携の意義であるとしている。同様の意見はバイエルン州での連携プログラム実施担当者からも得られており、こうした“交流ありき”の活動についても、意

義を適切に評価する必要がある。

連携活動の実施に当たっては、活動の持続性が重要なポイントとなる。これは国内の事例ヒアリング、EU の連携政策ヒアリングの双方で意見として得られている。提案される連携事業・活動を持続性の観点から評価するとともに、予算面や人員面から継続的にできる範囲で、という考え方で活動内容を規定し実施していくことが肝要である。

【Ⅱ．連携の促進方策】

県境を越えた連携活動を促進させるための環境づくりとして、以下の方策が考えられる。

①ナレッジの共有・交換を可能とするシステム

連携活動を始めるにあたり、これまで同様の性質を有する地域で行われてきた活動に係る知見を得ることは、まだ活動を実施していない地域においては極めて貴重であり、既に実施している地域においても活動をより効果的とするために有用となる。

事実、既往の先進事例に関する情報提供の必要性についてはアンケート調査での意見からも得られており、また、EU では 2000 年の INTERREGⅢ から連携プログラムや事業に関するナレッジを共有・交換するプログラム (Interregional cooperation) を立ち上げ、連携活動実施主体等を支援している。

我が国においても今後、EU のプログラム等を参考に、ナレッジの共有・交換を可能とするシステムの整備を行うことにより、県境を越えた連携を普及・促進させていく、あるいは連携活動をより合理的に実施していくことが期待できる。ナレッジの内容としては単に先進事例の紹介にとどまるのではなく、実施時の留意点や活用可能な国の支援制度等を合わせて紹介することにより、より効果的な連携の支援に繋がるものと考えられる。

なお、地域連携に関するナレッジの共有・交換は、あくまで実施主体による自主的な連携にゆだねるべき、という考え方もある。しかし、EU がそれまでの連携政策実施の問題点を踏まえ、こうした情報共有・交換に関して制度的・予算的に主体的に取り組んでいることは、我が国における地域主体の活動に関する国の役割を考える際にも、示唆すべきものがある。

②国等の上位機関による財政面・人材面での支援

国内の事例調査では、予算面（予算の補助）や、実施方法に関するアドバイス等について、国や県の役割を期待する意見がみられた。また、事業を実施する前の協議会等の段階において、必要な予算措置を行うことが困難なことなどが事業実施上の課題としてあげられている。こうした点で、上位機関である国や県が、財政面・人材面の双方から、適切な形で支援を実施していくことが、特に連携事業の立ち上げ時において有効となると考えられる。とりわけ、県境を越えた連携はその性質上、複数の県が関係することとなり、県同士の利害の調整が必要となる場合もあることから、国が果たすべき役割が重要となる。

財政面の支援について、現在我が国では県境連携そのものを対象とした支援制度はない

ものの、地域活性化に資する様々な制度等が実施され、第3章で整理したようにこうした制度の多くが地域連携に活用することが可能となっている。また、総務省のサイトを通じてこれら制度に関する情報を得ることも可能である。ただし、県境連携を促進するという観点では必ずしも整理されていないため、こうした切り口でどのような制度が活用可能か示すなど、情報提供の方法を工夫する余地はあると考えられる。

一方で、EUでは他の地域結束政策（収斂政策、競争力・雇用政策）に比べて予算が小さく、他の政策目標を補完する位置づけとされているものの、国境を越えた連携の促進による一体感の醸成そのものを政策目標として位置づけ、地域主体の活動に対する支援を実施している。我が国においても、道州制など領域面での自治体系の見直しに繋がる議論があるが、こうした領域の見直し議論と並行して、領域を跨いだ官民の地域的な活動を支援する意義や支援のあり方についても、議論していく必要があると考えられる。

連携活動を補助等により支援していく際には、支援の終了と同時に活動が終了するのではなく、支援終了後も何らかの活動が継続され、中長期的な地域の一体感醸成に繋がる、活動の持続性を担保させる工夫が必要である。提案された事業を持続性の観点から評価するとともに、予算面や人員面から継続的にできる範囲で、という考え方で活動内容を修正していくことも求められる。

EUの地域連携プログラムでは、プログラム採択や予算配分に関与しないなど、欧州委員会の関与は間接的なものにとどまっている。こうした関与のあり方は、EUの超国家的な位置づけに由来するものと考えられ、また地域主体の取組みを重視する制度的枠組みとして評価できる。一方で、予算の適正執行という観点では、主体的な関与の不足がマイナス面として働く場合もある。我が国でも補完性の原理に基づき、地域の主体性を重視した行政制度や支援のあり方について議論されているが、EUのこうした制度の実体面についてさらなる調査を行い、地域の主体性の尊重と予算執行の適切性の確保をどのように両立させていくか、参考にしていくことが有用であろう。

③連携活動を仲介・促進するためのリエゾン機能

既往の事例では、県間のスタンスの違い等に対して国が積極的に調整を行うことが、円滑な連携事業の実施につながったとの意見が得られた。事業を実施する上でそれぞれの県のスタンスや制度の違いが障害となることがあり、リエゾン機能を国の役割として積極的に果たしていくことが考えられる。こうした機能を実現する仕組みとして、(1)に示したEUのINTERREGⅢが参考になる。

④行政界を越えたガバナンスを容易にする仕組み

既往の事例では、事務局を担当する市担当部局の過度な負担や制度面での課題が問題点としてあげられた。行政界を越えたガバナンスについては、一部事務組合や広域連合制度の適用などにより連携を管理する体制を構築することが考えられる。一部事務組合については県境を越えた事例があるものの、広域連合の設置については現在のところ設置例はない。今後、県境連携への適用を促進していくことを想定した場合、適用に関する課題の有

無等について検討が必要と考えられる。この際、EU で新たに創設された EGTC の制度設置に至った背景・課題、制度の詳細、実際の適用状況等が参考になると考えられ、引き続き欧州での適用状況、課題や対応等についてフォローアップしていくことが求められる。

⑤連携・交流の基盤となる交通・通信インフラの改善・整備

アンケート結果によれば、交通・社会基盤の未整備が県境を越えた連携における最大の課題と認識されている。しかしながら、県境の社会基盤整備については、山間部が多いなど県境地域の特性から、費用対効果の面で事業化が困難となっていることも想定される。

一方で、第5章の県境抵抗値の計算と交通基盤整備状況との比較考察では、県境を跨いだ交通インフラの整備と、県境を越えた通勤動向の改善の傾向が合うという結果が得られた。また、EU の地域政策実施に際しての指針（Community Strategic Guidelines）では交通・通信インフラの改善・整備について、国境を越えた接点を確立し発展させるための“前提条件”であると位置づけ、国境地域において不足・不連続となりがちな交通・通信インフラが、連携政策・プログラムを通じて改善されることを重視している。

我が国における県境地域での連携・交流に資するインフラ改善・整備についても、こうした実体面での効果や EU での政策的位置づけ等を踏まえながら、改善方策等について検討していくことが望まれる。また、地域レベルで整備・管理する道路等においては、こうした連携の枠組みの中で不連続性を解消するなどの改善を行っていくことも考えられる。一方で、ドイツでの実施プログラムに関するヒアリングでは、EU という上位の行政機関が事業を支援することにより、（欧州における）国などサブレベルの行政機関の支援が得やすくなるという効果が指摘されており、こうした政策による副次的な効果も踏まえながら、合理的かつ適切な制度のあり方について検討していくことが望まれる。

【Ⅲ. その他】

EU では、域内各地域の格差是正や持続的な成長など、地域に係る政策課題への対応を“地域政策”として位置づけ、専門の機関を設けて総合的に政策を実施している。EU は個々の国の行政府とは役割が異なるため一概に比較は出来ないものの、こうした地域に由来する課題に着目して体制を整備し、総合的に施策を実施していることについて、地域格差や地域主権のあり方などが着目されている我が国においても参考になる点があると思われる。

連携政策においても、多極型の発展を超国家連携プログラムの課題として位置づけるなど、国や地域の連携を通じてこうした課題に対応しようとしていることも興味深い。

なお、EU では、地域政策に関して中国、インド、ロシア等と合意文書を締結して、情報交換等を実施している（参考資料 4-1）。我が国でも地域政策に関するこうした枠組みに主体的に参画することが、上記の課題に取り組む際に検討すべき事項として考えられる。

参考文献

参考文献

第2章

- ・ 財団法人統計情報研究開発センター：市区町村別地図境域データ 平成 12 年国勢調査対応版、
- ・ 総務省統計局：社会・人口統計体系（各年度）、財団法人統計情報研究開発センター
- ・ 総務省統計局：政府統計の総合窓口 (<http://www.e-stat.go.jp/>)、独立行政法人統計センター
- ・ 総務省統計局：国勢調査（従業通学 I）、アイ・エヌ情報センター
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所：日本の市区町村別将来推計人口 平成 15 年 12 月推計 平成 12(2000)－42(2030)年、財団法人厚生統計協会

第3章

- ・ 高橋大輔：広域地方計画に誘発される地域ガバナンスの研究—県境を跨ぐ越境地域計画を事例として—、平成 20 年度国土政策関係研究支援事業 研究成果報告書、2008 年
- ・ 戸田敏行、大貝彰：県境地域における地域連携計画の分析、日本建築学会計画系論文集（594）、2005 年
- ・ 戸田敏行、大貝彰：愛知・静岡・長野県境地域における地域連携活動の実態分析、日本建築学会計画系論文集（602）、2006 年
- ・ 戸田敏行、高橋大輔、大貝彰：市町村合併による県境地域連携意識変化の分析、日本建築学会計画系論文集（611）、2007 年
- ・ 戸田敏行、楊迪綱、大貝彰：県境地域における地域連携組織とその活動実態の分析、日本建築学会計画系論文集（587）、2005 年

第4章

- ・ European Commission, General Budget of The European Union for The Financial Year 2009, Jan 2009
- ・ European Commission: Consultation on the future “EU 2020” Strategy, Nov 2009
- ・ European Commission: EUROPE 2020 – A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth, March 2010
- ・ European Commission: Cohesion policy 2007-13 —Commentaries and official texts, Jan 2007
- ・ European Parliament and European Council: REGULATION (EC) No 1080/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 July 2006 on the European Regional Development Fund and repealing Regulation (EC) No 1783/1999, July 2006
- ・ European Parliament and European Council: REGULATION (EC) No 1080/2006

OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 July 2006
on a European grouping of territorial cooperation (EGTC)

- European Council: COUNCIL REGULATION (EC) No 1083/2006 of 11 July 2006 laying down general provisions on the European Regional Development Fund, the European Social Fund and the Cohesion Fund and repealing Regulation (EC) No 1260/1999, July 2006
- European Council: COUNCIL DECISION of 6 October 2006 on Community strategic guideline on cohesion, 2006/702/EC, Oct 2006
- European Commission Directorate-General for Regional Policy: Inforegio Panorama, No 24, Dec 2007
- 片山健介：新たな地域振興方策に向けて —EU 地域政策のスキームを例に一、都市計画、第 55 巻第 5 号、2006 年 10 月
- 戸田敏行、大貝彰、松島史明、小林剛士：平成 18 年度 欧州越境地域政策先進地視察調査報告、県境を跨ぐエコ地域づくり研究会平成 18 年度研究成果報告、2006 年
- 吉田康寿：ユーロリージョンの役割と展望 —カルパチア山脈周辺を事例として—、外務省調査月報、2003/No.4、2003 年
- 高橋和：EU における地域協力の制度化の進展と地域的空間の形成に関する一考察 —INTERREGⅢをめぐって—、山形大学紀要（社会科学）、第 36 巻第 2 号、2006 年
- MOT: The MOT guides 7 —The European grouping of territorial cooperation—, May 2008

第 5 章

- Colin Clark: Urban Population Densities, Journal of the Royal Statistical Society, Vol.114 (4), 1951
- 金本良嗣、徳岡一幸：日本の都市圏設定基準、応用地域学研究 No.7、2002 年
- 蟹江好弘：県境地域における住民の生活行動・地域間連携に関する基礎的研究 その I 両毛地域における通勤・通学・購買行動について、日本建築学会計画系論文集 (493)、1997 年
- 劉作、佐藤誠治、小林祐司：福岡県と隣接する地域における県境を越える地方都市圏について — 通勤通学による地方都市圏の構成と変化に関する研究 (その 4)、建築学会学術講演梗概集、2003 年

第 6 章

- 児玉幸多：日本史年表・地図、吉川弘文館、1995 年
- 昭文社：なるほど知図帳日本、2006 年

參考資料

参考資料 2-1 2000 年国勢調査時点の市町村界に基づく県境市町村一覧

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
02202	青森県	弘前市	弘前市
02321	青森県	西津軽郡	鱒ヶ沢町
02323	青森県	西津軽郡	深浦町
02325	青森県	西津軽郡	岩崎村
02342	青森県	中津軽郡	相馬村
02343	青森県	中津軽郡	西目屋村
02362	青森県	南津軽郡	大鱒町
02365	青森県	南津軽郡	平賀町
02368	青森県	南津軽郡	碓ヶ関村
02404	青森県	上北郡	十和田湖町
02441	青森県	三戸郡	三戸町
02443	青森県	三戸郡	田子町
02444	青森県	三戸郡	名川町
02446	青森県	三戸郡	階上町
02448	青森県	三戸郡	南郷村
02450	青森県	三戸郡	新郷村
03209	岩手県	一関市	一関市
03210	岩手県	陸前高田市	陸前高田市
03213	岩手県	二戸市	二戸市
03301	岩手県	岩手郡	雫石町
03306	岩手県	岩手郡	松尾村
03363	岩手県	和賀郡	湯田町
03365	岩手県	和賀郡	沢内村
03383	岩手県	胆沢郡	胆沢町
03401	岩手県	西磐井郡	花泉町
03422	岩手県	東磐井郡	藤沢町
03425	岩手県	東磐井郡	室根村
03501	岩手県	九戸郡	軽米町
03502	岩手県	九戸郡	種市町
03521	岩手県	二戸郡	浄法寺町
03523	岩手県	二戸郡	安代町
04205	宮城県	気仙沼市	気仙沼市
04206	宮城県	白石市	白石市
04301	宮城県	刈田郡	蔵王町
04302	宮城県	刈田郡	七ヶ宿町
04324	宮城県	柴田郡	川崎町
04341	宮城県	伊具郡	丸森町
04362	宮城県	亘理郡	山元町
04442	宮城県	加美郡	小野田町
04443	宮城県	加美郡	宮崎町
04444	宮城県	加美郡	色麻町
04482	宮城県	玉造郡	鳴子町
04522	宮城県	栗原郡	若柳町
04523	宮城県	栗原郡	栗駒町
04528	宮城県	栗原郡	金成町
04530	宮城県	栗原郡	花山村
04543	宮城県	登米郡	東和町
04544	宮城県	登米郡	中田町
04547	宮城県	登米郡	石越町
04603	宮城県	本吉郡	本吉町
04604	宮城県	本吉郡	唐桑町
05204	秋田県	大館市	大館市
05209	秋田県	鹿角市	鹿角市

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
05303	秋田県	鹿角郡	小坂町
05325	秋田県	北秋田郡	田代町
05343	秋田県	山本郡	八森町
05346	秋田県	山本郡	藤里町
05401	秋田県	由利郡	仁賀保町
05403	秋田県	由利郡	象潟町
05404	秋田県	由利郡	矢島町
05408	秋田県	由利郡	烏海町
05423	秋田県	仙北郡	角館町
05424	秋田県	仙北郡	六郷町
05426	秋田県	仙北郡	田沢湖町
05431	秋田県	仙北郡	太田町
05432	秋田県	仙北郡	千畑町
05446	秋田県	平鹿郡	山内村
05462	秋田県	雄勝郡	雄勝町
05464	秋田県	雄勝郡	東成瀬村
05465	秋田県	雄勝郡	皆瀬村
06201	山形県	山形市	山形市
06202	山形県	米沢市	米沢市
06205	山形県	新庄市	新庄市
06207	山形県	上山市	上山市
06211	山形県	東根市	東根市
06212	山形県	尾花沢市	尾花沢市
06322	山形県	西村山郡	西川町
06361	山形県	最上郡	金山町
06362	山形県	最上郡	最上町
06364	山形県	最上郡	真室川町
06381	山形県	東置賜郡	高島町
06401	山形県	西置賜郡	小国町
06403	山形県	西置賜郡	飯豊町
06427	山形県	東田川郡	朝日村
06441	山形県	西田川郡	温海町
06461	山形県	飽海郡	遊佐町
06462	山形県	飽海郡	八幡町
07201	福島県	福島市	福島市
07204	福島県	いわき市	いわき市
07205	福島県	白河市	白河市
07208	福島県	喜多方市	喜多方市
07209	福島県	相馬市	相馬市
07301	福島県	伊達郡	桑折町
07303	福島県	伊達郡	国見町
07304	福島県	伊達郡	梁川町
07306	福島県	伊達郡	霊山町
07361	福島県	南会津郡	田島町
07362	福島県	南会津郡	下郷町
07363	福島県	南会津郡	舘岩村
07364	福島県	南会津郡	檜枝岐村
07367	福島県	南会津郡	只見町
07401	福島県	耶麻郡	熱塩加納村
07402	福島県	耶麻郡	北塩原村
07404	福島県	耶麻郡	山都町
07405	福島県	耶麻郡	西会津町
07408	福島県	耶麻郡	猪苗代町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
07445	福島県	大沼郡	金山町
07461	福島県	西白河郡	西郷村
07462	福島県	西白河郡	表郷村
07481	福島県	東白川郡	棚倉町
07482	福島県	東白川郡	矢祭町
07483	福島県	東白川郡	塙町
07484	福島県	東白川郡	鮫川村
07561	福島県	相馬郡	新地町
08204	茨城県	古河市	古河市
08206	茨城県	下館市	下館市
08207	茨城県	結城市	結城市
08211	茨城県	水海道市	水海道市
08214	茨城県	高萩市	高萩市
08215	茨城県	北茨城市	北茨城市
08216	茨城県	笠間市	笠間市
08217	茨城県	取手市	取手市
08218	茨城県	岩井市	岩井市
08308	茨城県	東茨城郡	御前山村
08323	茨城県	西茨城郡	七会村
08324	茨城県	西茨城郡	岩瀬町
08346	茨城県	那珂郡	美和村
08347	茨城県	那珂郡	緒川村
08363	茨城県	久慈郡	里美村
08364	茨城県	久慈郡	大子町
08406	茨城県	鹿島郡	神栖町
08407	茨城県	鹿島郡	波崎町
08422	茨城県	行方郡	牛堀町
08423	茨城県	行方郡	潮来町
08446	茨城県	稲敷郡	新利根町
08447	茨城県	稲敷郡	河内町
08449	茨城県	稲敷郡	東町
08505	茨城県	真壁郡	協和町
08541	茨城県	猿島郡	総和町
08542	茨城県	猿島郡	五霞町
08543	茨城県	猿島郡	三和町
08546	茨城県	猿島郡	境町
08561	茨城県	北相馬郡	守谷町
08564	茨城県	北相馬郡	利根町
09202	栃木県	足利市	足利市
09204	栃木県	佐野市	佐野市
09206	栃木県	日光市	日光市
09208	栃木県	小山市	小山市
09209	栃木県	真岡市	真岡市
09212	栃木県	黒磯市	黒磯市
09323	栃木県	上都賀郡	足尾町
09341	栃木県	芳賀郡	二宮町
09342	栃木県	芳賀郡	益子町
09343	栃木県	芳賀郡	茂木町
09364	栃木県	下都賀郡	野木町
09366	栃木県	下都賀郡	藤岡町
09382	栃木県	塩谷郡	栗山村
09383	栃木県	塩谷郡	藤原町
09402	栃木県	那須郡	烏山町
09403	栃木県	那須郡	馬頭町
09406	栃木県	那須郡	黒羽町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
09407	栃木県	那須郡	那須町
09421	栃木県	安蘇郡	田沼町
09422	栃木県	安蘇郡	葛生町
10203	群馬県	桐生市	桐生市
10204	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市
10205	群馬県	太田市	太田市
10207	群馬県	館林市	館林市
10209	群馬県	藤岡市	藤岡市
10309	群馬県	勢多郡	東村
10322	群馬県	群馬郡	倉渚村
10361	群馬県	多野郡	新町
10362	群馬県	多野郡	鬼石町
10364	群馬県	多野郡	万場町
10365	群馬県	多野郡	中里村
10366	群馬県	多野郡	上野村
10382	群馬県	甘楽郡	下仁田町
10383	群馬県	甘楽郡	南牧村
10401	群馬県	碓氷郡	松井田町
10421	群馬県	吾妻郡	中之条町
10424	群馬県	吾妻郡	長野原町
10425	群馬県	吾妻郡	嬭恋村
10426	群馬県	吾妻郡	草津町
10427	群馬県	吾妻郡	六合村
10442	群馬県	利根郡	利根村
10443	群馬県	利根郡	片品村
10446	群馬県	利根郡	水上町
10447	群馬県	利根郡	新治村
10463	群馬県	佐波郡	境町
10464	群馬県	佐波郡	玉村町
10481	群馬県	新田郡	尾島町
10482	群馬県	新田郡	新田町
10521	群馬県	邑楽郡	板倉町
10522	群馬県	邑楽郡	明和町
10523	群馬県	邑楽郡	千代田町
10524	群馬県	邑楽郡	大泉町
10525	群馬県	邑楽郡	邑楽町
15206	新潟県	新発田市	新発田市
15212	新潟県	村上市	村上市
15216	新潟県	糸魚川市	糸魚川市
15217	新潟県	新井市	新井市
15311	新潟県	北蒲原郡	黒川村
15362	新潟県	南蒲原郡	下田村
15381	新潟県	東蒲原郡	津川町
15382	新潟県	東蒲原郡	鹿瀬町
15383	新潟県	東蒲原郡	上川村
15444	新潟県	北魚沼郡	湯之谷村
15447	新潟県	北魚沼郡	入広瀬村
15461	新潟県	南魚沼郡	湯沢町
15462	新潟県	南魚沼郡	塩沢町
15463	新潟県	南魚沼郡	六日町
15482	新潟県	中魚沼郡	津南町
15521	新潟県	東頸城郡	安塚町
15524	新潟県	東頸城郡	松之山町
15525	新潟県	東頸城郡	大島村
15526	新潟県	東頸城郡	牧村

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
15545	新潟県	中頸城郡	妙高高原町
15547	新潟県	中頸城郡	妙高村
15548	新潟県	中頸城郡	板倉町
15549	新潟県	中頸城郡	清里村
15563	新潟県	西頸城郡	青海町
15581	新潟県	岩船郡	関川村
15584	新潟県	岩船郡	朝日村
15585	新潟県	岩船郡	山北町
16205	富山県	氷見市	氷見市
16209	富山県	小矢部市	小矢部市
16301	富山県	上新川郡	大沢野町
16302	富山県	上新川郡	大山町
16323	富山県	中新川郡	立山町
16341	富山県	下新川郡	宇奈月町
16343	富山県	下新川郡	朝日町
16361	富山県	婦負郡	八尾町
16364	富山県	婦負郡	細入村
16402	富山県	東砺波郡	平村
16403	富山県	東砺波郡	上平村
16404	富山県	東砺波郡	利賀村
16421	富山県	西砺波郡	福光町
16422	富山県	西砺波郡	福岡町
17201	石川県	金沢市	金沢市
17202	石川県	七尾市	七尾市
17203	石川県	小松市	小松市
17206	石川県	加賀市	加賀市
17207	石川県	羽咋市	羽咋市
17301	石川県	江沼郡	山中町
17346	石川県	石川郡	吉野谷村
17348	石川県	石川郡	尾口村
17349	石川県	石川郡	白峰村
17361	石川県	河北郡	津幡町
17383	石川県	羽咋郡	志雄町
17385	石川県	羽咋郡	押水町
17404	石川県	鹿島郡	鹿島町
18202	福井県	敦賀市	敦賀市
18204	福井県	小浜市	小浜市
18205	福井県	大野市	大野市
18206	福井県	勝山市	勝山市
18342	福井県	大野郡	和泉村
18362	福井県	坂井郡	芦原町
18363	福井県	坂井郡	金津町
18364	福井県	坂井郡	丸岡町
18382	福井県	今立郡	池田町
18402	福井県	南条郡	今庄町
18441	福井県	三方郡	三方町
18442	福井県	三方郡	美浜町
18461	福井県	遠敷郡	上中町
18462	福井県	遠敷郡	名田庄村
18481	福井県	大飯郡	高浜町
18482	福井県	大飯郡	大飯町
19201	山梨県	甲府市	甲府市
19202	山梨県	富士吉田市	富士吉田市
19203	山梨県	塩山市	塩山市
19302	山梨県	東山梨郡	牧丘町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
19303	山梨県	東山梨郡	三富村
19341	山梨県	西八代郡	上九一色村
19345	山梨県	西八代郡	下部町
19364	山梨県	南巨摩郡	早川町
19365	山梨県	南巨摩郡	身延町
19366	山梨県	南巨摩郡	南部町
19367	山梨県	南巨摩郡	富沢町
19388	山梨県	中巨摩郡	芦安村
19403	山梨県	北巨摩郡	須玉町
19404	山梨県	北巨摩郡	高根町
19406	山梨県	北巨摩郡	大泉村
19407	山梨県	北巨摩郡	小淵沢町
19408	山梨県	北巨摩郡	白州町
19421	山梨県	南都留郡	秋山村
19422	山梨県	南都留郡	道志村
19425	山梨県	南都留郡	山中湖村
19429	山梨県	南都留郡	鳴沢村
19441	山梨県	北都留郡	上野原町
19442	山梨県	北都留郡	小菅村
19443	山梨県	北都留郡	丹波山村
20207	長野県	須坂市	須坂市
20208	長野県	小諸市	小諸市
20212	長野県	大町市	大町市
20213	長野県	飯山市	飯山市
20214	長野県	茅野市	茅野市
20217	長野県	佐久市	佐久市
20301	長野県	南佐久郡	臼田町
20302	長野県	南佐久郡	佐久町
20304	長野県	南佐久郡	川上村
20305	長野県	南佐久郡	南牧村
20306	長野県	南佐久郡	南相木村
20307	長野県	南佐久郡	北相木村
20321	長野県	北佐久郡	軽井沢町
20323	長野県	北佐久郡	御代田町
20343	長野県	小県郡	東部町
20345	長野県	小県郡	真田町
20362	長野県	諏訪郡	富士見町
20387	長野県	上伊那郡	長谷村
20407	長野県	下伊那郡	阿智村
20409	長野県	下伊那郡	平谷村
20410	長野県	下伊那郡	根羽村
20412	長野県	下伊那郡	売木村
20413	長野県	下伊那郡	天龍村
20417	長野県	下伊那郡	大鹿村
20418	長野県	下伊那郡	上村
20419	長野県	下伊那郡	南信濃村
20423	長野県	木曾郡	南木曾町
20427	長野県	木曾郡	開田村
20428	長野県	木曾郡	三岳村
20429	長野県	木曾郡	王滝村
20430	長野県	木曾郡	大桑村
20431	長野県	木曾郡	山口村
20463	長野県	南安曇郡	奈川村
20464	長野県	南安曇郡	安曇村
20485	長野県	北安曇郡	白馬村

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
20486	長野県	北安曇郡	小谷村
20543	長野県	上高井郡	高山村
20561	長野県	下高井郡	山ノ内町
20583	長野県	上水内郡	信濃町
20586	長野県	上水内郡	戸隠村
20587	長野県	上水内郡	鬼無里村
20602	長野県	下水内郡	栄村
21204	岐阜県	多治見市	多治見市
21206	岐阜県	中津川市	中津川市
21208	岐阜県	瑞浪市	瑞浪市
21209	岐阜県	羽島市	羽島市
21212	岐阜県	土岐市	土岐市
21213	岐阜県	各務原市	各務原市
21214	岐阜県	可児市	可児市
21301	岐阜県	羽島郡	川島町
21302	岐阜県	羽島郡	岐南町
21303	岐阜県	羽島郡	笠松町
21321	岐阜県	海津郡	海津町
21323	岐阜県	海津郡	南濃町
21342	岐阜県	養老郡	上石津町
21362	岐阜県	不破郡	関ヶ原町
21405	岐阜県	揖斐郡	春日村
21407	岐阜県	揖斐郡	藤橋村
21408	岐阜県	揖斐郡	坂内村
21427	岐阜県	本巣郡	根尾村
21462	岐阜県	武儀郡	板取村
21482	岐阜県	郡上郡	大和町
21483	岐阜県	郡上郡	白鳥町
21501	岐阜県	加茂郡	坂祝町
21541	岐阜県	土岐郡	笠原町
21561	岐阜県	恵那郡	坂下町
21562	岐阜県	恵那郡	川上村
21563	岐阜県	恵那郡	加子母村
21564	岐阜県	恵那郡	付知町
21569	岐阜県	恵那郡	明智町
21570	岐阜県	恵那郡	串原村
21571	岐阜県	恵那郡	上矢作町
21582	岐阜県	益田郡	小坂町
21583	岐阜県	益田郡	下呂町
21601	岐阜県	大野郡	丹生川村
21603	岐阜県	大野郡	荘川村
21604	岐阜県	大野郡	白川村
21607	岐阜県	大野郡	朝日村
21608	岐阜県	大野郡	高根村
21623	岐阜県	吉城郡	河合村
21624	岐阜県	吉城郡	宮川村
21625	岐阜県	吉城郡	神岡町
21626	岐阜県	吉城郡	上宝村
22201	静岡県	静岡市	静岡市
22204	静岡県	清水市	清水市
22205	静岡県	熱海市	熱海市
22206	静岡県	三島市	三島市
22207	静岡県	富士宮市	富士宮市
22215	静岡県	御殿場市	御殿場市
22217	静岡県	天竜市	天竜市

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
22220	静岡県	裾野市	裾野市
22221	静岡県	湖西市	湖西市
22325	静岡県	田方郡	函南町
22344	静岡県	駿東郡	小山町
22361	静岡県	富士郡	芝川町
22428	静岡県	榛原郡	本川根町
22487	静岡県	磐田郡	佐久間町
22488	静岡県	磐田郡	水窪町
22522	静岡県	引佐郡	引佐町
22523	静岡県	引佐郡	三ヶ日町
23201	愛知県	豊橋市	豊橋市
23203	愛知県	一宮市	一宮市
23204	愛知県	瀬戸市	瀬戸市
23206	愛知県	春日井市	春日井市
23215	愛知県	犬山市	犬山市
23217	愛知県	江南市	江南市
23218	愛知県	尾西市	尾西市
23221	愛知県	新城市	新城市
23362	愛知県	丹羽郡	扶桑町
23381	愛知県	葉栗郡	木曾川町
23401	愛知県	中島郡	祖父江町
23428	愛知県	海部郡	弥富町
23430	愛知県	海部郡	立田村
23431	愛知県	海部郡	八開村
23522	愛知県	西加茂郡	藤岡町
23523	愛知県	西加茂郡	小原村
23544	愛知県	東加茂郡	旭町
23562	愛知県	北設楽郡	東栄町
23563	愛知県	北設楽郡	豊根村
23564	愛知県	北設楽郡	富山村
23565	愛知県	北設楽郡	津具村
23566	愛知県	北設楽郡	稲武町
23581	愛知県	南設楽郡	鳳来町
24202	三重県	四日市市	四日市市
24206	三重県	上野市	上野市
24207	三重県	鈴鹿市	鈴鹿市
24208	三重県	名張市	名張市
24209	三重県	尾鷲市	尾鷲市
24210	三重県	亀山市	亀山市
24212	三重県	熊野市	熊野市
24301	三重県	桑名郡	多度町
24302	三重県	桑名郡	長島町
24303	三重県	桑名郡	木曾岬町
24321	三重県	員弁郡	北勢町
24323	三重県	員弁郡	大安町
24325	三重県	員弁郡	藤原町
24341	三重県	三重郡	菟野町
24361	三重県	鈴鹿郡	関町
24406	三重県	一志郡	美杉村
24422	三重県	飯南郡	飯高町
24445	三重県	多気郡	宮川村
24481	三重県	阿山郡	伊賀町
24482	三重県	阿山郡	島ヶ原村
24483	三重県	阿山郡	阿山町
24542	三重県	北牟婁郡	海山町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
24562	三重県	南牟婁郡	紀宝町
24563	三重県	南牟婁郡	紀和町
24564	三重県	南牟婁郡	鷺殿村
25201	滋賀県	大津市	大津市
25364	滋賀県	甲賀郡	土山町
25365	滋賀県	甲賀郡	甲賀町
25366	滋賀県	甲賀郡	甲南町
25367	滋賀県	甲賀郡	信楽町
25401	滋賀県	神崎郡	永源寺町
25443	滋賀県	犬上郡	多賀町
25461	滋賀県	坂田郡	山東町
25462	滋賀県	坂田郡	伊吹町
25463	滋賀県	坂田郡	米原町
25481	滋賀県	東浅井郡	浅井町
25502	滋賀県	伊香郡	木之本町
25503	滋賀県	伊香郡	余呉町
25504	滋賀県	伊香郡	西浅井町
25521	滋賀県	高島郡	マキノ町
25522	滋賀県	高島郡	今津町
25523	滋賀県	高島郡	朽木村
29201	奈良県	奈良市	奈良市
29207	奈良県	五條市	五條市
29208	奈良県	御所市	御所市
29209	奈良県	生駒市	生駒市
29210	奈良県	香芝市	香芝市
29301	奈良県	添上郡	月ヶ瀬村
29322	奈良県	山辺郡	山添村
29342	奈良県	生駒郡	平群町
29343	奈良県	生駒郡	三郷町
29384	奈良県	宇陀郡	室生村
29385	奈良県	宇陀郡	曾爾村
29386	奈良県	宇陀郡	御杖村
29421	奈良県	北葛城郡	新庄町
29422	奈良県	北葛城郡	當麻町
29425	奈良県	北葛城郡	王寺町
29445	奈良県	吉野郡	西吉野村
29447	奈良県	吉野郡	野迫川村
29448	奈良県	吉野郡	大塔村
29449	奈良県	吉野郡	十津川村
29450	奈良県	吉野郡	下北山村
29451	奈良県	吉野郡	上北山村
29452	奈良県	吉野郡	川上村
29453	奈良県	吉野郡	東吉野村
30201	和歌山県	和歌山市	和歌山市
30203	和歌山県	橋本市	橋本市
30207	和歌山県	新宮市	新宮市
30321	和歌山県	那賀郡	打田町
30322	和歌山県	那賀郡	粉河町
30323	和歌山県	那賀郡	那賀町
30326	和歌山県	那賀郡	岩出町
30341	和歌山県	伊都郡	かつらぎ町
30342	和歌山県	伊都郡	高野口町
30344	和歌山県	伊都郡	高野町
30345	和歌山県	伊都郡	花園村
30365	和歌山県	有田郡	清水町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
30387	和歌山県	日高郡	龍神村
30402	和歌山県	西牟婁郡	中辺路町
30425	和歌山県	東牟婁郡	熊野川町
30426	和歌山県	東牟婁郡	本宮町
30427	和歌山県	東牟婁郡	北山村
31202	鳥取県	米子市	米子市
31204	鳥取県	境港市	境港市
31301	鳥取県	岩美郡	国府町
31302	鳥取県	岩美郡	岩美町
31325	鳥取県	八頭郡	若桜町
31326	鳥取県	八頭郡	用瀬町
31327	鳥取県	八頭郡	佐治村
31328	鳥取県	八頭郡	智頭町
31364	鳥取県	東伯郡	三朝町
31365	鳥取県	東伯郡	関金町
31381	鳥取県	西伯郡	西伯町
31401	鳥取県	日野郡	日南町
31402	鳥取県	日野郡	日野町
31403	鳥取県	日野郡	江府町
32204	島根県	益田市	益田市
32206	島根県	安来市	安来市
32303	島根県	八束郡	美保関町
32308	島根県	八束郡	八束町
32321	島根県	能義郡	広瀬町
32322	島根県	能義郡	伯太町
32341	島根県	仁多郡	仁多町
32342	島根県	仁多郡	横田町
32382	島根県	飯石郡	吉田村
32384	島根県	飯石郡	頓原町
32385	島根県	飯石郡	赤来町
32443	島根県	邑智郡	大和村
32444	島根県	邑智郡	羽須美村
32445	島根県	邑智郡	瑞穂町
32462	島根県	那賀郡	金城町
32463	島根県	那賀郡	旭町
32482	島根県	美濃郡	匹見町
32501	島根県	鹿足郡	津和野町
32503	島根県	鹿足郡	柿木村
32504	島根県	鹿足郡	六日市町
33205	岡山県	笠岡市	笠岡市
33207	岡山県	井原市	井原市
33210	岡山県	新見市	新見市
33211	岡山県	備前市	備前市
33342	岡山県	和気郡	日生町
33344	岡山県	和気郡	吉永町
33481	岡山県	後月郡	芳井町
33542	岡山県	川上郡	川上町
33543	岡山県	川上郡	備中町
33561	岡山県	阿哲郡	大佐町
33562	岡山県	阿哲郡	神郷町
33564	岡山県	阿哲郡	哲西町
33586	岡山県	真庭郡	新庄村
33587	岡山県	真庭郡	川上村
33588	岡山県	真庭郡	八束村
33589	岡山県	真庭郡	中和村

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
33601	岡山県	苫田郡	加茂町
33603	岡山県	苫田郡	奥津町
33604	岡山県	苫田郡	上齋原村
33605	岡山県	苫田郡	阿波村
33621	岡山県	勝田郡	勝田町
33623	岡山県	勝田郡	奈義町
33624	岡山県	勝田郡	勝北町
33641	岡山県	英田郡	大原町
33642	岡山県	英田郡	東粟倉村
33643	岡山県	英田郡	西粟倉村
33645	岡山県	英田郡	作東町
34207	広島県	福山市	福山市
34211	広島県	大竹市	大竹市
34325	広島県	佐伯郡	佐伯町
34326	広島県	佐伯郡	吉和村
34363	広島県	山県郡	戸河内町
34364	広島県	山県郡	芸北町
34365	広島県	山県郡	大朝町
34383	広島県	高田郡	美土里町
34384	広島県	高田郡	高宮町
34501	広島県	深安郡	神辺町
34541	広島県	神石郡	油木町
34543	広島県	神石郡	豊松村
34581	広島県	双三郡	君田村
34582	広島県	双三郡	布野村
34583	広島県	双三郡	作木村
34601	広島県	比婆郡	西城町
34602	広島県	比婆郡	東城町
34604	広島県	比婆郡	高野町
34605	広島県	比婆郡	比和町
35208	山口県	岩国市	岩国市
35321	山口県	玖珂郡	和木町
35326	山口県	玖珂郡	錦町
35329	山口県	玖珂郡	美和町
35361	山口県	都濃郡	鹿野町
35381	山口県	佐波郡	徳地町
35503	山口県	阿武郡	田万川町
35504	山口県	阿武郡	阿東町
35506	山口県	阿武郡	須佐町
36202	徳島県	鳴門市	鳴門市
36367	徳島県	那賀郡	木頭村
36384	徳島県	海部郡	海南町
36386	徳島県	海部郡	穴喰町
36404	徳島県	板野郡	板野町
36405	徳島県	板野郡	上板町
36407	徳島県	板野郡	土成町
36421	徳島県	阿波郡	市場町
36461	徳島県	美馬郡	脇町
36462	徳島県	美馬郡	美馬町
36481	徳島県	三好郡	三野町
36482	徳島県	三好郡	三好町
36483	徳島県	三好郡	池田町
36484	徳島県	三好郡	山城町
36487	徳島県	三好郡	東祖谷山村
36488	徳島県	三好郡	西祖谷山村

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
37205	香川県	観音寺市	観音寺市
37301	香川県	大川郡	引田町
37302	香川県	大川郡	白鳥町
37308	香川県	大川郡	長尾町
37341	香川県	木田郡	三木町
37361	香川県	香川郡	塩江町
37401	香川県	仲多度郡	琴南町
37405	香川県	仲多度郡	仲南町
37422	香川県	三豊郡	山本町
37424	香川県	三豊郡	大野原町
37428	香川県	三豊郡	豊浜町
37429	香川県	三豊郡	財田町
38203	愛媛県	宇和島市	宇和島市
38206	愛媛県	西条市	西条市
38208	愛媛県	川之江市	川之江市
38209	愛媛県	伊予三島市	伊予三島市
38301	愛媛県	宇摩郡	新宮村
38303	愛媛県	宇摩郡	別子山村
38382	愛媛県	上浮穴郡	面河村
38383	愛媛県	上浮穴郡	美川村
38384	愛媛県	上浮穴郡	柳谷村
38463	愛媛県	東宇和郡	野村町
38464	愛媛県	東宇和郡	城川町
38484	愛媛県	北宇和郡	松野町
38485	愛媛県	北宇和郡	日吉村
38486	愛媛県	北宇和郡	津島町
38503	愛媛県	南宇和郡	城辺町
38504	愛媛県	南宇和郡	一本松町
39203	高知県	安芸市	安芸市
39208	高知県	宿毛市	宿毛市
39301	高知県	安芸郡	東洋町
39305	高知県	安芸郡	北川村
39306	高知県	安芸郡	馬路村
39328	高知県	香美郡	物部村
39341	高知県	長岡郡	本山町
39344	高知県	長岡郡	大豊町
39363	高知県	土佐郡	土佐町
39364	高知県	土佐郡	大川村
39365	高知県	土佐郡	本川村
39382	高知県	吾川郡	池川町
39384	高知県	吾川郡	吾川村
39405	高知県	高岡郡	禰原町
39407	高知県	高岡郡	東津野村
39409	高知県	高岡郡	仁淀村
39422	高知県	幡多郡	大正町
39425	高知県	幡多郡	十和村
39426	高知県	幡多郡	西土佐村
40202	福岡県	大牟田市	大牟田市
40203	福岡県	久留米市	久留米市
40212	福岡県	大川市	大川市
40214	福岡県	豊前市	豊前市
40216	福岡県	小郡市	小郡市
40217	福岡県	筑紫野市	筑紫野市
40222	福岡県	前原市	前原市
40305	福岡県	筑紫郡	那珂川町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
40441	福岡県	朝倉郡	杷木町
40446	福岡県	朝倉郡	宝珠山村
40462	福岡県	糸島郡	二丈町
40483	福岡県	浮羽郡	浮羽町
40521	福岡県	三潞郡	城島町
40523	福岡県	三潞郡	三潞町
40541	福岡県	八女郡	黒木町
40543	福岡県	八女郡	立花町
40545	福岡県	八女郡	矢部村
40546	福岡県	八女郡	星野村
40564	福岡県	山門郡	山川町
40602	福岡県	田川郡	添田町
40622	福岡県	京都郡	犀川町
40642	福岡県	築上郡	吉富町
40643	福岡県	築上郡	築城町
40644	福岡県	築上郡	新吉富村
40645	福岡県	築上郡	大平村
41201	佐賀県	佐賀市	佐賀市
41203	佐賀県	鳥栖市	鳥栖市
41205	佐賀県	伊万里市	伊万里市
41206	佐賀県	武雄市	武雄市
41207	佐賀県	鹿島市	鹿島市
41301	佐賀県	佐賀郡	諸富町
41302	佐賀県	佐賀郡	川副町
41306	佐賀県	佐賀郡	富士町
41322	佐賀県	神埼郡	千代田町
41324	佐賀県	神埼郡	東脊振村
41325	佐賀県	神埼郡	脊振村
41326	佐賀県	神埼郡	三瀬村
41341	佐賀県	三養基郡	基山町
41342	佐賀県	三養基郡	中原町
41343	佐賀県	三養基郡	北茂安町
41344	佐賀県	三養基郡	三根町
41381	佐賀県	東松浦郡	浜玉町
41382	佐賀県	東松浦郡	七山村
41401	佐賀県	西松浦郡	有田町
41402	佐賀県	西松浦郡	西有田町
41421	佐賀県	杵島郡	山内町
41441	佐賀県	藤津郡	太良町
41443	佐賀県	藤津郡	嬉野町
42202	長崎県	佐世保市	佐世保市
42205	長崎県	大村市	大村市
42208	長崎県	松浦市	松浦市
42321	長崎県	東彼杵郡	東彼杵町
42322	長崎県	東彼杵郡	川棚町
42323	長崎県	東彼杵郡	波佐見町
42343	長崎県	北高来郡	高来町
42344	長崎県	北高来郡	小長井町
42393	長崎県	北松浦郡	世知原町
43203	熊本県	人吉市	人吉市
43204	熊本県	荒尾市	荒尾市
43205	熊本県	水俣市	水俣市
43210	熊本県	菊池市	菊池市
43366	熊本県	玉名郡	三加和町
43367	熊本県	玉名郡	南関町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
43381	熊本県	鹿本郡	鹿北町
43382	熊本県	鹿本郡	菊鹿町
43422	熊本県	阿蘇郡	阿蘇町
43423	熊本県	阿蘇郡	南小国町
43424	熊本県	阿蘇郡	小国町
43425	熊本県	阿蘇郡	産山村
43426	熊本県	阿蘇郡	波野村
43427	熊本県	阿蘇郡	蘇陽町
43428	熊本県	阿蘇郡	高森町
43445	熊本県	上益城郡	矢部町
43446	熊本県	上益城郡	清和村
43467	熊本県	八代郡	泉村
43501	熊本県	球磨郡	錦町
43502	熊本県	球磨郡	上村
43505	熊本県	球磨郡	多良木町
43506	熊本県	球磨郡	湯前町
43507	熊本県	球磨郡	水上村
43513	熊本県	球磨郡	球磨村
44203	大分県	中津市	中津市
44204	大分県	日田市	日田市
44205	大分県	佐伯市	佐伯市
44208	大分県	竹田市	竹田市
44404	大分県	南海部郡	宇目町
44405	大分県	南海部郡	直川村
44408	大分県	南海部郡	蒲江町
44424	大分県	大野郡	緒方町
44441	大分県	直入郡	荻町
44442	大分県	直入郡	久住町
44461	大分県	玖珠郡	九重町
44462	大分県	玖珠郡	玖珠町
44481	大分県	日田郡	前津江村
44482	大分県	日田郡	中津江村
44483	大分県	日田郡	上津江村
44484	大分県	日田郡	大山町
44485	大分県	日田郡	天瀬町
44501	大分県	下毛郡	三光村
44502	大分県	下毛郡	本那馬溪町
44503	大分県	下毛郡	耶馬溪町
44504	大分県	下毛郡	山国町
45202	宮崎県	都城市	都城市
45205	宮崎県	小林市	小林市
45207	宮崎県	串間市	串間市
45209	宮崎県	えびの市	えびの市
45363	宮崎県	西諸県郡	須木村
45403	宮崎県	児湯郡	西米良村
45427	宮崎県	東臼杵郡	北川町
45428	宮崎県	東臼杵郡	北浦町
45430	宮崎県	東臼杵郡	椎葉村
45441	宮崎県	西臼杵郡	高千穂町
45442	宮崎県	西臼杵郡	日之影町
45443	宮崎県	西臼杵郡	五ヶ瀬町
46208	鹿児島県	出水市	出水市
46209	鹿児島県	大口市	大口市
46421	鹿児島県	伊佐郡	菱刈町
46446	鹿児島県	始良郡	栗野町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
46447	鹿児島県	始良郡	吉松町
46448	鹿児島県	始良郡	牧園町
46449	鹿児島県	始良郡	霧島町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
46463	鹿児島県	曾於郡	財部町
46464	鹿児島県	曾於郡	末吉町
46466	鹿児島県	曾於郡	志布志町

参考資料 2-2 調査対象から除外した県境市町村一覧

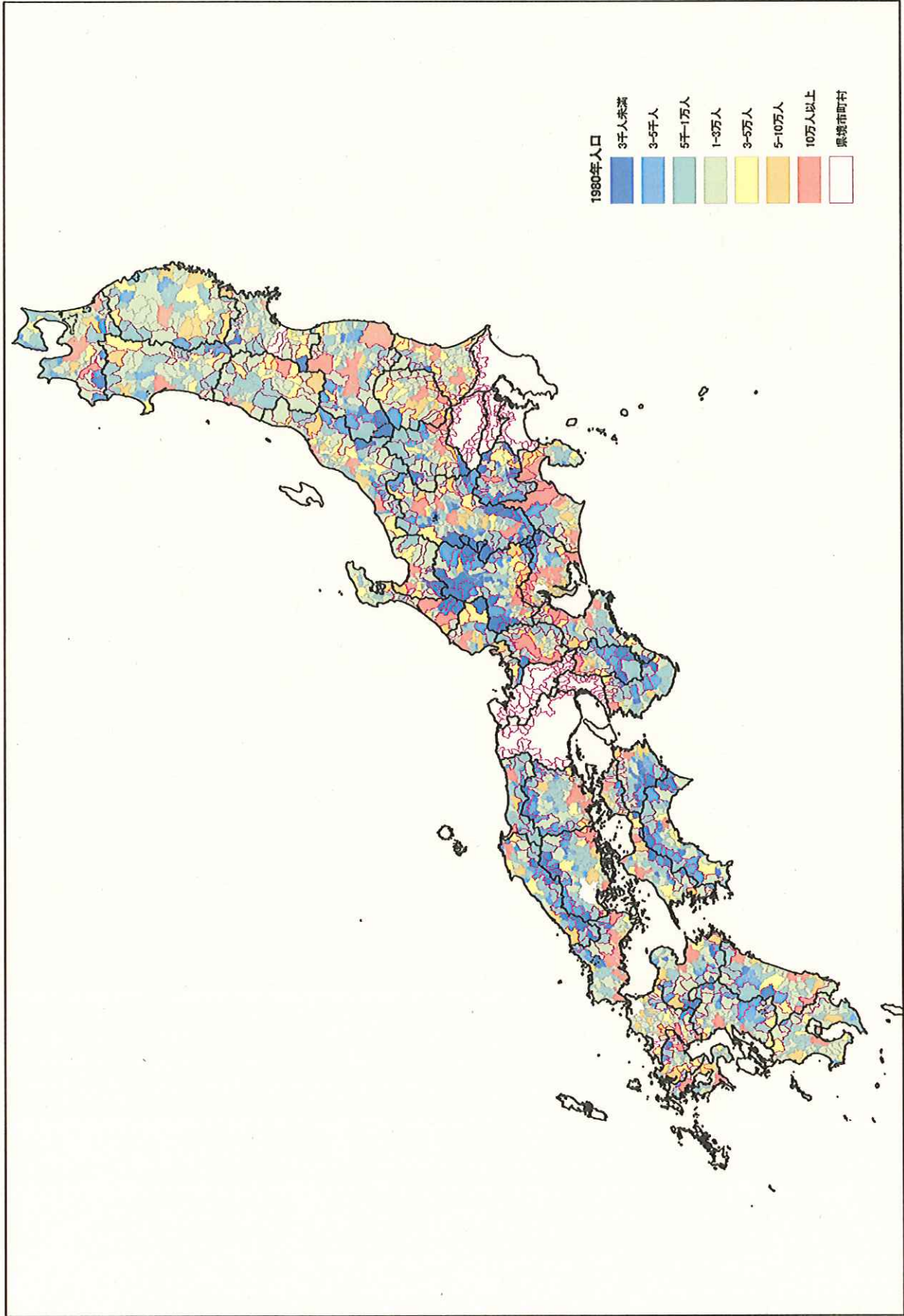
1. 北海道、沖縄県の自治体
2. 大都市圏の自治体
 - (ア) 東京圏（千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）の自治体
 - (イ) 関西圏（京都府、大阪府、兵庫県）の自治体
 - (ウ) 大都市圏以外の政令市（仙台市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市）
3. 島嶼地域（離島のみで構成されている市町村：下記一覧）

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
15219	新潟県	両津市	両津市
15586	新潟県	岩船郡	粟島浦村
15601	新潟県	佐渡郡	相川町
15602	新潟県	佐渡郡	佐和田町
15603	新潟県	佐渡郡	金井町
15604	新潟県	佐渡郡	新穂村
15605	新潟県	佐渡郡	畑野町
15606	新潟県	佐渡郡	真野町
15607	新潟県	佐渡郡	小木町
15608	新潟県	佐渡郡	羽茂町
15609	新潟県	佐渡郡	赤泊村
32521	島根県	隠岐郡	西郷町
32522	島根県	隠岐郡	布施村
32523	島根県	隠岐郡	五箇村
32524	島根県	隠岐郡	都万村
32525	島根県	隠岐郡	海士町
32526	島根県	隠岐郡	西ノ島町
32527	島根県	隠岐郡	知夫村
34206	広島県	因島市	因島市
34310	広島県	安芸郡	江田島町
34311	広島県	安芸郡	音戸町
34312	広島県	安芸郡	倉橋町
34313	広島県	安芸郡	下蒲刈町
34314	広島県	安芸郡	蒲刈町
34327	広島県	佐伯郡	宮島町
34328	広島県	佐伯郡	能美町
34329	広島県	佐伯郡	沖美町
34330	広島県	佐伯郡	大柿町
34425	広島県	豊田郡	豊浜町
34426	広島県	豊田郡	豊町
34427	広島県	豊田郡	大崎町
34428	広島県	豊田郡	東野町
34429	広島県	豊田郡	木江町
34430	広島県	豊田郡	瀬戸田町
34481	広島県	沼隈郡	内海町
35301	山口県	大島郡	久賀町
35302	山口県	大島郡	大島町
35303	山口県	大島郡	東和町
35304	山口県	大島郡	橋町
35341	山口県	熊毛郡	上関町
37321	香川県	小豆郡	内海町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
37322	香川県	小豆郡	土庄町
37323	香川県	小豆郡	池田町
37364	香川県	香川郡	直島町
38346	愛媛県	越智郡	吉海町
38347	愛媛県	越智郡	宮窪町
38348	愛媛県	越智郡	伯方町
38349	愛媛県	越智郡	魚島村
38350	愛媛県	越智郡	弓削町
38351	愛媛県	越智郡	生名村
38352	愛媛県	越智郡	岩城村
38353	愛媛県	越智郡	上浦町
38354	愛媛県	越智郡	大三島町
38355	愛媛県	越智郡	関前村
38363	愛媛県	温泉郡	中島町
40365	福岡県	宗像郡	大島村
42206	長崎県	福江市	福江市
42207	長崎県	平戸市	平戸市
42301	長崎県	西彼杵郡	香焼町
42302	長崎県	西彼杵郡	伊王島町
42303	長崎県	西彼杵郡	高島町
42312	長崎県	西彼杵郡	大島町
42313	長崎県	西彼杵郡	崎戸町
42381	長崎県	北松浦郡	大島村
42382	長崎県	北松浦郡	生月町
42383	長崎県	北松浦郡	小値賀町
42384	長崎県	北松浦郡	宇久町
42386	長崎県	北松浦郡	福島町
42387	長崎県	北松浦郡	鷹島町
42401	長崎県	南松浦郡	富江町
42402	長崎県	南松浦郡	玉之浦町
42403	長崎県	南松浦郡	三井楽町
42404	長崎県	南松浦郡	岐宿町
42405	長崎県	南松浦郡	奈留町
42406	長崎県	南松浦郡	若松町
42407	長崎県	南松浦郡	上五島町
42408	長崎県	南松浦郡	新魚目町
42409	長崎県	南松浦郡	有川町
42410	長崎県	南松浦郡	奈良尾町
42421	長崎県	壱岐郡	郷ノ浦町
42422	長崎県	壱岐郡	勝本町
42423	長崎県	壱岐郡	芦辺町

地方公共団体 コード	県名	郡・市町村名	市町村名
42424	長崎県	壱岐郡	石田町
42441	長崎県		厳原町
42442	長崎県		美津島町
42443	長崎県		豊玉町
42444	長崎県		峰町
42445	長崎県		上県町
42446	長崎県		上対馬町
43207	熊本県	本渡市	本渡市
43209	熊本県	牛深市	牛深市
43521	熊本県	天草郡	大矢野町
43522	熊本県	天草郡	松島町
43523	熊本県	天草郡	有明町
43524	熊本県	天草郡	姫戸町
43525	熊本県	天草郡	龍ヶ岳町
43526	熊本県	天草郡	御所浦町
43527	熊本県	天草郡	倉岳町
43528	熊本県	天草郡	栖本町
43529	熊本県	天草郡	新和町
43530	熊本県	天草郡	五和町
43531	熊本県	天草郡	苓北町
43532	熊本県	天草郡	天草町
43533	熊本県	天草郡	河浦町
44322	大分県	東国東郡	姫島村
46207	鹿児島県	名瀬市	名瀬市
46213	鹿児島県	西之表市	西之表市
46303	鹿児島県	鹿児島郡	三島村
46304	鹿児島県	鹿児島郡	十島村
46388	鹿児島県	薩摩郡	里村
46389	鹿児島県	薩摩郡	上甌村
46390	鹿児島県	薩摩郡	下甌村
46391	鹿児島県	薩摩郡	鹿島村
46403	鹿児島県	出水郡	東町
46404	鹿児島県	出水郡	長島町
46501	鹿児島県	熊毛郡	中種子町
46502	鹿児島県	熊毛郡	南種子町
46503	鹿児島県	熊毛郡	上屋久町
46504	鹿児島県	熊毛郡	屋久町
46523	鹿児島県	大島郡	大和村
46524	鹿児島県	大島郡	宇検村
46525	鹿児島県	大島郡	瀬戸内町
46526	鹿児島県	大島郡	住用村
46527	鹿児島県	大島郡	龍郷町
46528	鹿児島県	大島郡	笠利町
46529	鹿児島県	大島郡	喜界町
46530	鹿児島県	大島郡	徳之島町
46531	鹿児島県	大島郡	天城町
46532	鹿児島県	大島郡	伊仙町
46533	鹿児島県	大島郡	和泊町
46534	鹿児島県	大島郡	知名町
46535	鹿児島県	大島郡	与論町

参考資料 2-3 2000 年国勢調査時点の市町村界による 1980 年の市町村人口



参考資料 2-4 通勤率及び人口増減からみた特徴的な市町村の地域概要

①他市町村への通勤率が15%未満で、かつ人口増減率が-10%より大きい（増加を含む）の市町村

	県境	人口増減率	通勤率		地域の概要
			他市町村	他県	
3千人未満					
檜枝岐村	○	-1.0%	1.8%	0.0%	観光地(尾瀬の温泉地)
白川村	○	0.9%	3.0%	2.2%	観光地(飛騨白川郷)
上野村	○	-1.0%	6.7%	0.4%	・電源立地地域対策交付金対象自治体 ・2006年度以降地方交付税の不交付自治体(2005年に上野ダムが完成し、固定資産税の税収が増加したことによる)
富山村	○	-9.9%	7.3%	4.8%	・電源立地地域対策交付金対象自治体
3-5千人					
川上村	○	6.0%	7.4%	1.1%	高原野菜(レタス)産地
大潟村		-0.3%	12.1%	0.0%	八郎潟干拓事業の対象地
5千-1万人					
湯沢町	○	-4.0%	11.7%	1.2%	観光地(温泉・スキー)
石見町		-9.3%	12.3%	1.6%	昭和45年ころまでに急激に過疎化が進展し、以降人口が漸減している自治体
白馬村	○	33.1%	13.8%	0.4%	観光地(スキー)
1-3万人					
六ヶ所村		6.7%	5.2%	0.0%	原子燃料サイクル施設などの原子力施設の他、国家石油備蓄基地や、やませを利用した風力発電基地等、エネルギー関連施設が集中している自治体
孺恋村	○	-0.7%	11.0%	1.1%	・観光地(温泉・ゴルフ場など) ・高原野菜(キャベツ)産地
田島町	○	-8.7%	12.1%	2.0%	観光地(温泉・スキー場・キャンプ場など)
宿毛市	○	-0.4%	13.0%	3.4%	観光地(珊瑚や熱帯魚が豊富に見られるダイビングスポット)
庄原市		-6.6%	13.7%	0.2%	鉱業の産地(勝光山:ろう石・カオリナイト・石灰石)
下呂町	○	-4.1%	14.2%	0.1%	観光地(温泉)
湯布院町		-4.2%	14.3%	0.3%	観光地(温泉)
えびの市	○	-9%	15%	4%	観光地(温泉、国立公園)

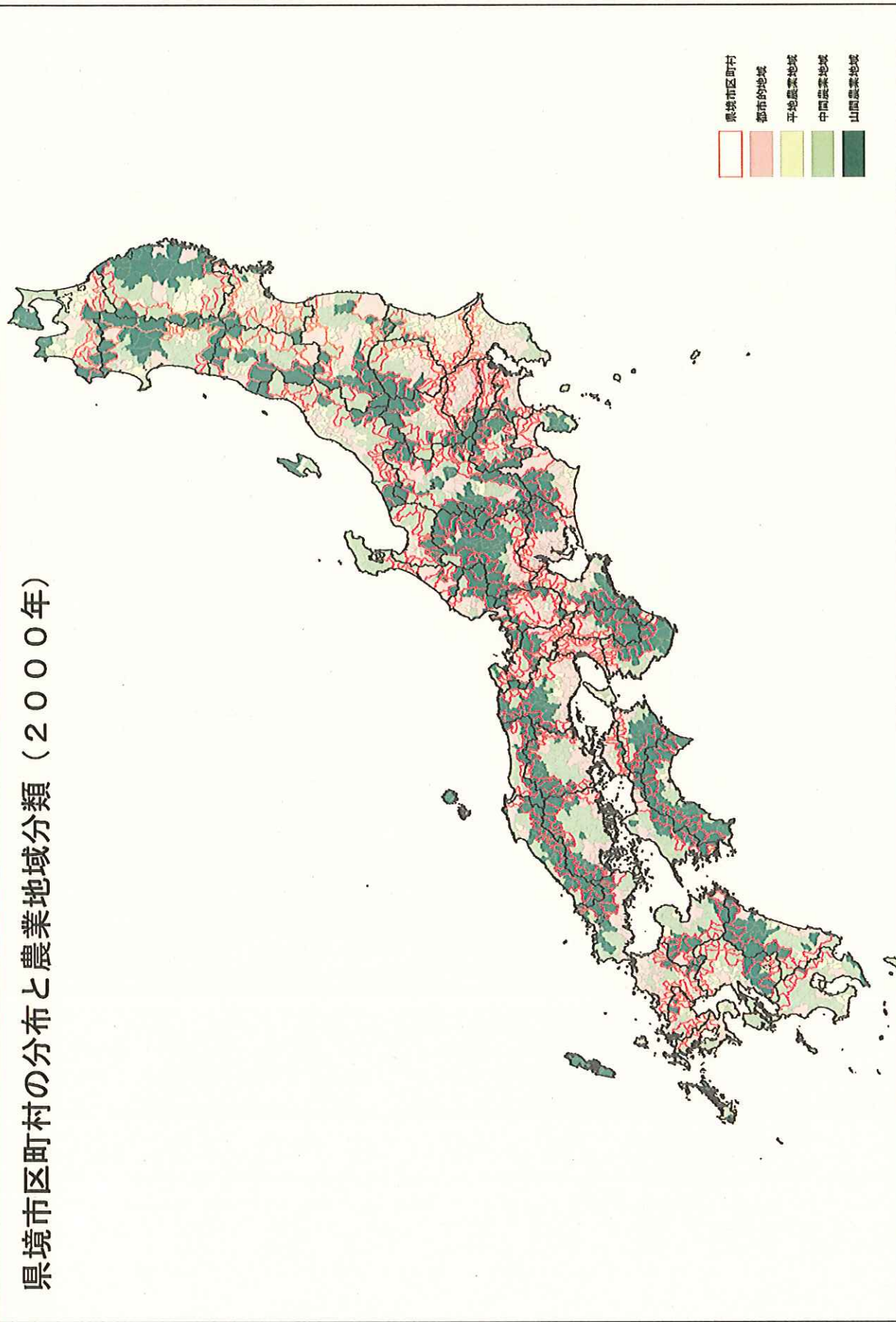
②他県への通勤率が20%以上の市町村（人口5千人未満）

	県境	人口増減率	通勤率		地域の概要
			他市町村	他県	
3千人未満					
月ヶ瀬村	○	-7.0%	33.54%	23.03%	・2005年に奈良市に編入 ・都市雇用圏では三重県上野都市圏に分類
山口村	○	-5.0%	44.84%	35.76%	2005年、岐阜県中津川市などと越境合併
3-5千人					
大平村	○	-13.5%	47.95%	23.55%	・大分県中津市の経済圏、生活圏 ・2005年、新吉富村と対等合併(現上毛町)
新吉富村	○	4.4%	55.00%	20.95%	・大分県中津市の経済圏、生活圏 ・2005年、大平村と対等合併(現上毛町)
鶴殿村	○	27.9%	49.12%	26.38%	・和歌山県新宮市のベッドタウン
木曾岬町	○	43.8%	51.33%	38.16%	・弥富市の生活圏 ・三重県内の他の地域とは木曾川で隔てられている一方で、愛知県側とは陸続きになっている自治体 ・三重県桑名市等との間で合併協議がもたれたが、弥富市との合併を求める声が多く、合併を断念

③県境市町村のうち、他県への通勤率が10%以上で、かつ他市町村への通勤率が20%に満たない市町村

	県境	人口 増減率	通勤率		地域の概要
			他市町村	他県	
3千人未満					
丹波山村	○	-27.7%	17.24%	13.56%	東京都の生活圏
北山村	○	-19.6%	12.46%	10.68%	三重県と奈良県に囲まれ、和歌山県のどの市町村とも隣接しない飛び地の村
3-5千人					
東洋町	○	-24.3%	18.03%	13.83%	徳島県へのJR牟岐線に接続する阿佐海岸鉄道が通じる
岩崎村	○	-29.9%	17.82%	10.14%	・秋田県に隣接 ・2005年西津軽郡深浦町と合併(現深浦町)
3-5千人					
熱海市	○	-14.3%	19.63%	10.15%	観光地(温泉)

県境市区町村の分布と農業地域分類（2000年）



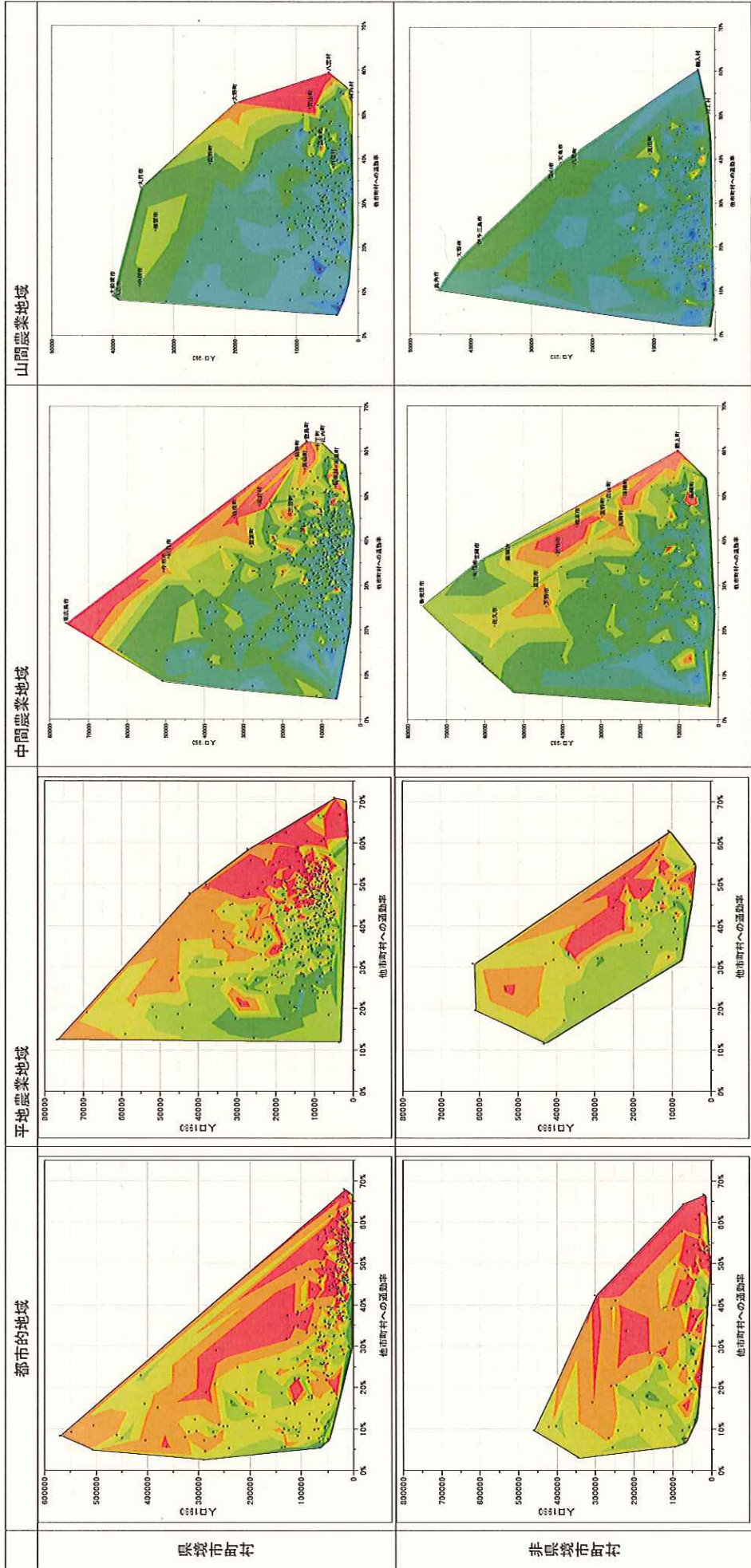
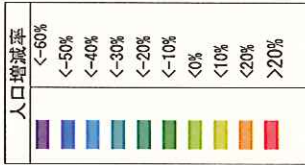
参考資料 2-6 地域類型別にみた人口、通勤率及び人口増減率の分布

本図は、1980年人口と他市町村への通勤率を基に各市町村を平面状にプロットした後、各市町村の人口増減率を第3の軸として等高線により表示したものを、県境/非県境及び地域類型別に示している。仮定として、人口規模、通勤可能性、地域類型及び各市町村の県境/非県境と人口増減率の間に固有の関連があるならば、例えば、県境/非県境別や地域類型により、色の分布に違いがみられるはずである。本図の結果から、県境/非県境各市町村のの違いとして次のことがわかった。

①非県境市町村において、人口が増加傾向にある状況がみられた。
 ②そのような状況は、「中間農業地域」及び「山間農業地域」で比較的高い市町村」でみられる。

ただし、該当箇所は母数となる市町村のデータが少数であり、特定の市町村の影響が大きく図示されている可能性がある。また、その他の箇所では、同一規模の人口、通勤率及び地域類型でみた場合、県境市町村と非県境市町村の間に大きな違いはみられない。

以上のことから、県境/非県境の違いにより人口増減率に違いがみられる(色の分布状況が異なる)箇所は、特徴的な市町村の影響を強く受けている可能性が考えられるため、参考資料 2-7 に上記①②に關係する特徴的な市町村の地域概要を整理した。



参考資料 2-7 中間農業地域／山間農業地域における通勤率及び人口増減率が特徴的な市町村の地域概要

	jcode	市町村	人口(2000)	人口増減率	他市町村への通勤率	地域の概要
中間農業地域						
非県境地域	03305	滝沢村	51,241	99.5%	47.8%	盛岡市に近接する日本一人口の多い村
	03321	紫波町	33,038	18.9%	38.6%	盛岡市に近接する町
	08381	十王町	13,236	21.4%	60.4%	日立市に隣接する町
	09207	今市市	62,476	23.9%	33.0%	旧日光市に隣接していた市(現在は日光市と合併)
	10323	箕郷町	18,835	34.6%	56.0%	高崎市に隣接する町
	19382	敷島町	18,546	36.1%	62.3%	韭崎市、甲府市に隣接していた町(現甲斐市)
	20467	堀金村	8,529	36.0%	52.0%	松本市・穂高町に隣接していた村(現安曇野市)
	21422	本巢町	8,361	38.5%	56.6%	岐阜市に隣接し、大垣市にも鉄道が通じている町
	24405	嬉野町(三重県)	17,884	11.8%	58.3%	近畿日本鉄道の近鉄伊勢中川駅が大阪線・名古屋線・山田線の中継駅となっており、大阪市・名古屋市・伊勢市方面に電車でつながっている町
	33208	総社市	56,531	15.1%	36.1%	岡山市・倉敷市に隣接
	34212	東広島市	123,423	62.8%	21.5%	広島市に隣接し、大学などの立地が進む市
	40427	庄内町	11,087	14.8%	61.7%	飯塚市に隣接する町
	45341	三股町	24,056	35.8%	45.9%	都城市と宮崎市に隣接する町
	46442	始良町	42,969	33.9%	45.0%	鹿児島市に隣接する町
	県境地域	02446	階上町	15,618	53.1%	60.2%
09212		黒磯市	58,783	26.2%	29.1%	大田原市に隣接する市(現那須塩原市)
15206		新発田市	80,734	5.9%	25.5%	新潟市に隣接する新潟県の中核都市
16323		立山町	27,994	0.0%	49.0%	・富山市に隣接する町 ・平成2年にかけて人口が漸減したのち、現在は人口が微増
16205		氷見市	56,680	-9.2%	31.5%	・高岡市に近接する市
17361		津幡町	34,304	44.9%	49.6%	金沢市・高岡市に隣接する町
18364		丸岡町	31,731	27.9%	42.7%	加賀市・福井市に隣接する町
20214		茅野市	54,841	24.8%	25.3%	諏訪市・佐久市・伊那市に隣接し、精密機械工業が立地する市
20217		佐久市	66,875	16.6%	20.9%	電気機械・一般機械工業が立地している市
22220		裾野市	52,682	28.4%	36.6%	沼津市・三島市に近接する市
24341		菰野町	37,972	29.3%	45.2%	四日市市に隣接する町
30203		橋本市	55,071	53.3%	43.1%	南海電鉄で大阪につながる市
33205		笠岡市	59,300	-4.2%	35.3%	福山市に隣接する市
山間農業地域						
非県境地域	03203	大船渡市	36,570	-8.6%	9.0%	漁業及び水産加工業が中心の市
	03207	久慈市	36,796	-5.7%	8.1%	農業及び漁業が中心の市
	19204	都留市	35,513	7.9%	23.7%	大月市と富士吉田市の中間に位置し、中央自動車道(河口湖線)と富士急行大月線が通じる市
	19206	大月市	33,124	-6.4%	33.6%	東京都への通勤者の都心回帰により人口減少が進む市
	20382	辰野町	22,407	-6.2%	38.9%	岡谷・諏訪に隣接し、中央自動車道に沿って精密機械工業も立地する町
	32305	八雲村	6,844	44.5%	59.5%	松江市に隣接していた村(現松江市)
	24501	青山町	11,849	55%	51%	工業団地が立地する町(現伊賀市)
	34323	大野町	25,727	28.8%	52.8%	・廿日市市に隣接する町(現廿日市市) ・広島市通勤者のニュータウンがある町
	39207	中村市	34,968	-1.4%	11.1%	宿毛市、土佐清水市に隣接していた市(現四万十市)

県境地域	05209	鹿角市	39,144	-14.2%	10.2%	平成の大合併前は秋田県では最大の面積であった市
	16361	八尾町	22,322	-2.2%	38.4%	富山市に隣接していた町(現富山市)
	16364	細入村	1,923	-28.2%	60.6%	富山市に隣接していた村(現富山市)
	18205	大野市	38,880	-7.2%	17.2%	平成の合併前は福井県最大の市町村であった市
	19203	塩山市	26,126	-2.1%	35.1%	山梨市・大月市に隣接していた市(現甲州市)
	20345	真田町	11,453	9.6%	41.1%	上田市に隣接していた町(現上田市)
	21562	川上村	1,017	3.0%	49.8%	中津川市に隣接していた村(現中津川市)
	22217	天竜市	23,747	-5.5%	39.3%	浜松市に隣接していた市(現浜松市)
	38209	伊予三島市	36,832	-4.3%	20.2%	製紙工業が立地していた市(現四国中央市)

参考資料 3-1 アンケート調査票

アンケート調査票

<アンケート調査について>

① 本アンケートは、貴地域が行っている「県境連携事業」についてお尋ねいたします。

「県境連携事業」について

・本調査では「①県境を跨る」「②地理的に連続した地域」における「③複数の市町村が参画する取り組み」を、県境連携事業と呼んでおります。

・ただし「④会議・調査・陳情などのうち、その行為自体が目的であるもの」は、今回の県境連携事業のアンケート対象からは除外したいと考えております。

② アンケートは、「県境連携事業」のそれぞれについてお尋ねいたします。

地域内で複数の「県境連携事業」が行われている場合、お手数ですが本アンケート票をコピーの上、ご回答ください。

③ 地域内で多数の「県境連携事業」が行われている場合、特に代表的な事業数点についてご回答いただきたいと思っております。

④ アンケート票とあわせまして、事業概要などがわかる資料・パンフレット等を参考資料としてご送付いただけますと、大変助かります。

⑤ 選択肢より選び設問については、該当する記号を○で囲んでください。また「その他」の項目を選んだ場合には、カッコ内に説明をあわせてご記入ください

⑥ 客観的な回答が困難と考えられる設問もございますので、解答は担当者の主観に基づくものでかまいません。

お手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問1：県境連携事業の概要についてお尋ねいたします。

(1) 県境連携事業の事業名をお答えください。

(2) 県境連携事業の事業概要についてご記入ください。

(3) 県境連携の構成団体（地方公共団体、民間団体、大学等）をご記入ください。

(4) 事業期間についてお答えください。

A事業の開始年度をお答えください。

() 年度

B事業の現況についてお答えください。

(終了・終了見込みの場合、終了年度もあわせてお答えください)

- | |
|-------------------|
| 1 実施・継続中 |
| 2 終了・終了見込み () 年度 |
| 3 その他 () |

(5) 事業分野について、あてはまるものすべての番号に○をお付けください。

1 観光	2 教育・文化	3 産業	4 情報化	5 環境
6 交通	7 研究開発	8 防災	9 社会基盤整備	10 福祉
11 医療	12 その他 ()			

(6) 前問(5)でお答えいただいた事業分野のうち、最も事業を代表するとおもわれる分野の番号をお答えください。

(7) 前問(6)でお答え頂いた事業分野の事業の取り組み内容として、あてはまるものすべての○をお付けください。

- | |
|---|
| 1 関係自治体による許認可・規制等の運用調整
2 施設共同利用 (図書館相互利用等)
3 緊急時対応 (災害・救急時の相互対応等)
4 調査研究
5 計画・ビジョン策定
6 広報活動 (HP、パンフレットの作成等)
7 住民意識醸成のための地域イベント開催 (スポーツ交流等)
8 地域外部への自地域アピールのためのイベント開催 (誘致・広報イベントの実施等)
9 構成団体職員の人事交流
10 構成団体間の視察・研修
11 その他 (下記に具体的に内容をご記入ください。) |
|---|

(8) 連携事業の事業費用負担者について、あてはまるものすべての○をお付けください。また、○を付けた項目に該当する具体的な負担者を () にご記入ください。

- | |
|----------------------------|
| 1 国 |
| 2 連携事業の実施組織が属するすべての県 () |
| 3 上記2のうち特定の県 () |
| 4 連携事業の実施組織が属するすべての市町村 () |
| 5 上記4のうち特定の市町村 () |
| 6 その他 () |

問2：対象連携事業における連携の内容・効果について、以下の問いにお答えください。

(1) 本事業で連携を行っている理由として、**最もあてはまるものに○**をお付けください。

1 個別自治体では解決が困難な、地理的に広がりを持つ課題に対処するため (環境問題で連携した対応が不可欠な場合等)
2 連携地域内の自治体の施策のより効率的な実施のため(事務の共同化、施設相互利用等)
3 連携地域内の自治体が抱える特定の課題に対して、共同で取り組むことでより効果的な対応を行うため(観光・産業の共同アピール等)
4 各自治体が連携せず独自に施策を実施した場合に地域全体の利益を損なう可能性がある課題に対応するため(工業団地等施設立地等)
5 連携地域の一部の自治体が抱えている問題を解決するため
6 その他(下記に説明をご記入ください。)

(2) 対象連携事業において複数自治体間で連携して事業を行ったことによる効果として、下記の各項目について**最もあてはまるものに○**をお付けください。(事業内容と合致しない場合には、「4 本事業では行っていない」をお選びください)

a 事務処理の合理化・効率化	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
b 一定量の事業量の確保	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
c 自治体間の行政サービスの格差是正	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
d 自治体間の施策に関する情報の共有化	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
e 1つの自治体にはない地域資源の活用	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
f 専門的な人材の確保	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
g 人的ネットワークの広がり	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
h 施設の利用や立地等に関する関係者間の各種調整	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
i 地域の一体性の向上	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない
j 市町村の発想力・自発性の喚起	1 非常に効果があった	2 ある程度効果があった
	3 あまり効果がなかった	4 本事業では行っていない

(3) 前問(2)の各項目に関して、県境を跨ぐ事業であるということが事業効果に影響を及ぼしているかについて、県内のみ自治体で実施される事業よりも効果が大きくなったと想定される項目、および小さくなったと想定される項目の記号を前問(2)よりすべてお答え下さい。

①効果が大きくなったと想定される項目

--

②効果が小さくなったと想定される項目

--

(4) その他、自治体間で連携して事業を実施することによる効果、および効果に対する県境の影響についてお気づきの点がございましたら、ご記入ください。

--

問3：対象連携事業における連携の課題について、以下の問いにお答えください。

(1) 対象連携事業において複数自治体間で連携して事業を行った際の課題について、下記の各項目について**最もあてはまるものに○**をお付けください。(事業内容と合致しない場合には、「4 本事業では行っていない」をお選びください)

a 迅速な意思決定	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
b 責任主体の増加・複雑化	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
c 構成市町村間の公平性の確保・調整	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
d 追加の行政事務の負担	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
e 市町村の他の施策等との調整	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
f 民間・市民団体等の構成団体間の調整	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
g 県・その他上位組織との施策等との調整	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
h 会議などにかかる交通費・時間	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない
i 市町村毎のニーズにあったサービスの実施	1 大きな負担・障害となった	2 ある程度負担となった
	3 問題は生じなかった	4 本事業では行っていない

j 各市町村の主体性の減退	1 大きな負担・障害となった 3 問題は生じなかった	2 ある程度負担となった 4 本事業では行っていない
k 住民の関心の希薄化やその調整	1 大きな負担・障害となった 3 問題は生じなかった	2 ある程度負担となった 4 本事業では行っていない

(2) 前問(1)の各項目に関して、県境を跨ぐ事業であるということが事業実施に影響を及ぼしているかについて、県内のみの自治体で実施される事業よりも負担・障害が大きくなったと想定される項目、および小さくなったと想定される項目の記号を前問(1)よりすべてお答え下さい。

①負担・障害が大きくなったと想定される項目

②負担・障害が小さくなったと想定される項目

(3) その他、自治体間で連携して事業を実施することによる課題、および課題に対する県境の影響についてお気づきの点がございましたら、ご記入ください。

(4) 対象連携事業の実施にあたって、連携事業そのものに伴う課題以外に県境が障害となったものがありましたら、あてはまるものすべてに○をお付けください。

- 1 県間の交通・社会基盤の未整備・不整合
- 2 河川・山脈など、地形的要因による断絶
- 3 複数県・支分局との調整による事務の煩雑
- 4 県による自治体内での部局構成・役割分担の違い
- 5 県境と同じ境界による新聞・広告媒体などの違い
- 6 県による風土・歴史・慣習の違い
- 7 県など上位組織からの補助・支援の欠如
- 8 県による施策の優先順位の違い
- 9 その他

問4：県境連携事業を円滑に実施するための体制・方法について、お答えください。

(1) 県境連携事業の実施体制として、あてはまるものすべてに○をお付けください。

- 1 独立した事務局・組合などの組織を整備し、事業等を実施している
- 2 関係自治体間の共催という形で事業等を実施している。
- 3 関係自治体間で個別に事業等を行い、それを調整する方法をとっている。
- 4 その他（下記に説明をご記入ください。）

(2) 県境連携事業と県境地域の計画・ビジョン等の関係について、最もあてはまるものに○をお付けください。また「1」「2」あるいは「3」の選択肢をお選びいただいた場合には、関連する計画・ビジョンなどの名称をお答えください。

- 1 県境地域で総合的な計画・ビジョン等を作成しており、それに位置づけられている事業である
- 2 県境地域で特定分野の計画・ビジョン等を作成しており、それに位置づけられている事業である
- 3 上位に位置付けられる計画・ビジョン等はないが、当該連携事業の実施計画を策定している。
- 4 事業の実施において、特に計画・ビジョン等は作成していない。

<関連する計画・ビジョンの名称>（1、2、3を選択した場合）

(3) 事業を円滑に進めるための会議などとして、行っているものすべてに○をお付けください。

- 1 関係自治体の首長会議・意見交換会等
- 2 関係自治体の首長以外の職員による会議・意見交換会等
- 3 外部団体（商工会・経済団体など）の代表者が出席する会議・意見交換会等
- 4 市民団体の代表が出席する会議・意見交換会等
- 5 市民有志が出席する会議・意見交換会等
- 6 その他（下記に説明をご記入ください。）

(4) その他、県境連携事業の円滑な実施のための工夫・支援・要望などがありましたら、ご記入ください。

問5：ご回答いただいた方について、お答えください。

《個人情報の取得・利用についての説明》

以下にご回答者のご氏名、ご所属及びご連絡先を記載していただきますが、これらは個人情報に該当しますので、以下をご理解・ご同意いただきご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(記載のない場合、回答内容の確認が困難になり、調査の正確性が損なわれるおそれがありますので、記載にご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。)

- | | |
|------------------|--|
| ①事業者の名称 | (財) 土地総合研究所 |
| ②個人情報保護管理者 | 専務理事 電話 03-3509-6971 |
| ③個人情報の利用目的 | ・アンケート回答内容に関する照会
・ヒアリング調査への協力打診 |
| ④個人情報を第三者に提供する予定 | 調査実施主体である国土交通省国土交通政策研究所に提供の予定です。 |
| ⑤個人情報の取扱いの委託の予定 | ありません |
| ⑥開示・訂正・利用停止 | ・提出された個人情報については、いつでも開示、訂正及び利用停止の請求に応じます。
・窓口は総務部です。電話 03-3509-6971 又はメール p-info@tochi.or.jp にご連絡をいただければ、必要書類等についてお知らせします。 |
| ⑦記載の任意性 | 個人情報の記載は任意ですが、記載のない場合、回答内容の確認が困難になり、調査の正確性が損なわれるおそれがありますので、記載にご協力のほどお願いします。 |
| ⑧安全管理措置 | 当事業所は JISQ15001:2006 によるプライバシーマークを取得している事業者であり、個人情報の安全管理に努めております。 |

ご所属・ご氏名		
ご住所・ご連絡先	ご住所：	
	電話：	F A X：
	メール：	
ヒアリング調査について	後日、ヒアリング調査へのご協力は（ 可能 ・ 不可能 ） （どちらかに○をお付けください。）	

※アンケート調査にご協力いただき、まことにありがとうございました。

なお、本票に関するお問い合わせは下記の調査実施機関までお願いいたします。

＜調査実施機関＞

財団法人 土地総合研究所

＜実施主体＞

国土交通省 国土交通政策研究所

参考資料 3-2 アンケート回答事業の実施内容及び実施形態一覧

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
1		三国サミット事業	各構成団体がそれぞれ県境に位置しているものの、道路網・交通網がつながっており、県域内の結びつきが強いことから本事業が開始した。事業内容としては、災害時における相互応援、公の施設の相互利用、人事交流、情報交換などを行っている。	地域間交流	茨城県：古川市 栃木県：野木町 埼玉県：北川辺町	県境市町村連携
2		根来(ねごろ)街道グリーンツーリズム振興協議会	泉州(大阪南部)と紀州(和歌山)を結ぶ歴史街道である「根来街道」沿道の泉南市(大阪府)及び岩出市(和歌山県)内の歴史、文化、自然、農林水産業、伝統行事等といった観光資源の活用による地域振興を図るため、観光施設関係者、農林水産業者、企業、地域住民等で構成する組織である。 主な取り組み ・「根来街道」周辺地域で開催されるイベントガイドの作成・配布 ・「根来街道」周辺地域でのスタンプラリーの開催 ・「根来街道」ハイクの開催 等	観光振興	和歌山県：岩出市観光協会、J A 紀の里、根来山げんきの森倶楽部、根来さくらの里、和歌山県植物公園緑花センター、和歌山バス那賀株式会社、西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社道の駅、岩出市、和歌山県 大阪府：大阪泉州農業協同組合、大阪観光大学、岡田浦漁業協同組合、農事組合法人かがるの里、紀泉わいわい村、新義真言宗根来寺、泉南案内人の会、泉南の里山を大切に作る会、樽井漁業協同組合、南海ウィングバス南部株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉南市、大阪府	広域連携
3		仙台・やまがた交流連携促進会議	「仙山交流味祭 in せんだい」を春と秋の年2回開催する他、臨空地域に開設された「だてもん市場」において初のイベントを行う。また、両圏域の市町村等庁舎内における観光パンフレットの相互展示を引き続き取り組み、連携の促進を図る。	観光振興	宮城県：宮城県、宮城県仙台市圏市町村(5市8町1村)：仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村) 山形県：山形県、山形県村山地域市町(7市7町)：山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町)	広域連携
4		宮城・山形未来創造会議	平成19年3月策定の宮城・山形の連携に関する基本構想「みらい創造! MYハーモニープラン」の推進組織として、宮城・山形両県の官民で構成する「宮城・山形未来創造会議」を設立し、構想の実現に向けた各種取組を進めていく	地域間交流	宮城県：宮城県、仙台市、宮城県商工会議所連合会、 山形県：山形県、山形市山形県商工会議所連合会、 その他：(社)東北経済連合会	広域連携
5		廃棄物の不法投棄防止に係る県境合同パトロール	県境付近における廃棄物の不法投棄を防止するため、隣県等と合同でパトロールを実施するもの。	環境管理	宮城県：宮城県、仙台市、気仙沼市、本吉町、栗原市、登米市、大崎市、加美町、色麻町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、山元町、丸森町、白石市、岩手県：岩手県、一関市、藤沢町、陸前高田市 秋田県：秋田県、秋田県内市町村(湯沢市、東成瀬町) 山形県：山形県、山形県内市町村(最上町、尾花沢市、東根市、山形市、上山市、高島町) 福島県：福島県、福島県内市町村(新地町、相馬市、伊達市、国見町、福島市)	広域連携
6		恩賜林保護活動事業	恩賜林における火災の予防、盗伐、誤伐等加害行為の予防、防止等	環境管理	山梨県：北社市 長野県：富士見市	県境市町村連携
7	○	ASAトライアングル交流圏推進協議会	播磨灘を挟んで向かい合う、徳島県北部の鳴門市と香川県東部の東かがわ市、淡路島南部の南あわじ市の3地域が県境を越えて交流を深めることにより、良好な地域環境を確立し、地域全体の発展に寄与することを目的に平成2年度に設立。これまで、フォーラムや意見交換会の開催、観光マップの作成、地域イベントへの参加、子どもを対象とした絵画コンクールの実施等を行っている。	地域間交流	徳島県：鳴門市、鳴門商工会議所、大麻町商工会、鳴門総合会議所、 香川県：東かがわ市、東かがわ商工会、東かがわ青年会議所 兵庫県：南あわじ市、南あわじ市商工会、淡路青年会議所	県境市町村連携
8		九州中央山地観光推進事業	九州中央山地に位置する宮崎県椎葉村と西米良村、熊本県湯前町、多良木町、水上村及び五木村を1つの広域的な観光地としてアピールし、観光客の増加を図るために観光ルートの	観光振興	宮崎県：椎葉村、西米良村、 熊本県：湯前町、多良木町、水上村、五木村	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
			策定、体験型観光資源の発掘、観光マップやポスターの作成、テレビCMの作成などを共同で実施している。			
9		みちのく三大桜名所連絡会議	みちのく三大桜名所として、岩手県北上市、秋田県仙北市、青森県弘前市が連携して、さくらまつり期間中、スタンプラリーやクイズ等による特産品プレゼント等を行っているほか、3市が連携して首都圏キャラバンを行い観光PRを行っている	観光振興	岩手県：北上市 秋田県：仙北市、北上慣行協会、角館町観光協会、 (後援：青森県：弘前市、弘前観光コンベンション協会)	広域連携
10		九州南部川と森の県際交流推進会議	熊本県人吉市、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市（大口市、菱刈町）、湧水町で連携し、広域観光ルート作成や観光マップの作成・交流事業等を実施している。また、夏には、大都市圏の大学生を20日間ぐらい受け入れ、地域に対する提言をもらっている。	観光振興	熊本県：人吉市、 宮崎県：えびの市 鹿児島県：伊佐市（旧大口市、旧菱刈町）、湧水町 その他：地域づくり団体（各市町）	広域連携
11	○	ASAトライアングル交流圏推進協議会	[H20] ・圏域の小学生を対象とした絵画コンクール ・圏域のスポーツ少年団を対象としたサッカー教室・交流試合・プロサッカー公式戦招待 [H19以前] ・フォーラムの開催 ・観光パンフレットの作成 など	地域間交流	徳島県鳴門市、香川県東かがわ市、兵庫県南あわじ市、鳴門青年会議所、鳴門商工会議所、大麻町商工会、東かがわ青年会議所、東かがわ市商工会、淡路青年会議所、南あわじ市商工会	県境市町村連携
12	○	両毛広域都市圏総合整備推進協議会	・圏域内で公共施設の相互利用を行なっている ・両毛地域の交流を図るため、ウォーキング大会を開催している ・両毛地域で広域的に活動している地域の団体の活動の支援を行なっている ・協議会のHPにおいて、観光PR等を行なっている	地域間交流	栃木県：栃木県、佐野市、足利市、 群馬県：群馬県、太田市、桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	広域連携
13		北広島町・邑南町合同求人説明会	島根県邑南町は、北広島町への通勤圏である。邑南町と定住に力を注いでおられ雇用の確保が求められている。一方、北広島町では、求人に対して求職登録が少なく、労働力の確保が求められていた。相方の思いが一致し、合同求人説明会を開催することとした。	イベント開催	広島県：北広島町 島根県：邑南町	県境市町村連携
14	○	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会	国道29号周辺の活性化を図る。	観光振興	兵庫県：兵庫県、宍粟市 鳥取県：鳥取県、八頭町、若桜町	広域連携
15		保護連携事業	財産保護及び造林事業並びに調査研究	環境管理	山梨県：北社市 静岡県：富士見町	県境市町村連携
16		災害時における江戸川区・市川市の相互防災協定	海抜ゼロメートル地帯という地域特性から、千葉県市川市の国府台台地を地域防災拠点の一つとして避難場所に定めており、市川市とも災害時における総合応援に関する協定を締結し、連携強化を図っている。	行政サービス	千葉県：市川市 東京都：江戸川区	県境市町村連携
17		利根川舟運による地域活性化事業	利根川沿川19市町村による利根川舟運・地域づくり協議会を組織した。取手市から銚子市までの舟運リレーイベントや河川空間を活用したイベントを実施し、地域の活性化を図っていく。	地域間交流	茨城県：取手市（代表団体）、河内町、利根町、稲敷市、神栖市、潮来市、行方市、美浦村 千葉県：我孫子市、印西市、栄町、印旛村、酒々井町、香取市、銚子市、東庄町、成田市、神崎町	地域資源連携
18		戸籍情報システム運用事業	岡山市、倉敷市及び玉野市の戸籍システムをネットワークで結ぶことにより、本籍市以外でも証明書の交付を受けることができる。	行政サービス	岡山県：岡山市、倉敷市、玉野市	広域連携
19		北上川流域市町村連携協議会事業	北上川流域市町村における ①河川清掃活動 ②児童による環境調査 ③北上川河口域ゴミ清掃活動 ④水源地保全活動	環境管理	岩手県：岩手町、花巻市、奥州市、盛岡市、北上市、平泉町、矢巾町、西和賀町、一関市、紫波町、金ヶ崎町、藤沢町 宮城県：登米市、涌谷町、石巻市	地域資源連携
20		阪和開発連絡協議会	大阪府と和歌山県が連絡強調を保ち、両府県間の区域にまたがる和泉葛城山系及びその周辺地域の広域的な整備開発計画の調整並びに事業の実施を促進し、相互の発展に資することを目的とする。	地域間交流	大阪府：大阪府 和歌山県：和歌山県	県連携
21		阪奈振興連絡協議会	大阪府と奈良県が連絡強調を保ち、両府県間の区域にまたがる計画の調整並びに事業の実施を促進し、相互の振興発展に資することを目的とする。	地域間交流	大阪府：大阪府 奈良県：奈良県	県連携
22		観光交流空間づくりモデル事業（のうち、観光地域づくり実践プラン）	東京から概ね2時間圏の常陸、房総地域が地域資源の価値を再発見して、官民協働の取組みにより新しい形の観光交流が展開される仕組みづくりを行う。 事業の最終目的を民間主導の観光地域づくり推進体制が構築されることに置き、初動段階においては行政が主体となって地域づくり人材・団体のシーズを発掘し、外部専門家等の	観光振興	全体：ひたちとふさのジョイントアップ推進協議会 <北部エリア> 茨城県：茨城県・水戸市・日立市・常陸太田市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・大洗	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
		ひたちとふさのジョイントアッププロジェクト	支援を得ながら実践行動を重ねる過程を経てネットワーク化を図り、活動の発展とともに地域事情に適した行政支援のあり方を見出していく方式を採用している。(予め支援メニューを定めず地域の成熟段階に応じた行政による柔軟かつ現実的な支援事業等の実施。官民による試行錯誤を容認した挑戦的な事業として特徴的。) <p>対象地域と3エリアに分けて、それぞれにコンセプト設定と具体的な連携活動のテーマ(歴史探訪を祭礼のネットワーク、道の駅ネットワーク、宿泊体験観光の連携など広域的な観光交流の促進に寄与する17テーマ)を設定した。</p> <p>各テーマの活動を通じて形成された観光地づくりネットワークを相互に結びつけ、より大きな連携を育てていくとともに、各テーマ事業の発展を行政が多角的に支援することで地域が自主的に活動展開を続けられる力を強めていく。</p> <p>さらに、これらのソフト的な活動を通じて見えてきた課題を解決するためのハード整備を機動的に行うことで、活力ある観光地作りを効率的に推進した。</p>		市・東海市 <中部エリア> 茨城県:茨城県、鹿嶋市、潮来市、神栖市 千葉県:佐原市(現香取市)、成田市、佐倉市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜市、栄町、神崎町(以下、現成田市)、下総町、大栄町 <南部エリア> 千葉県:館山市、勝浦市、鴨川市、夷隅郡御宿町、(以下、南房総市)安房郡富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町	
23		信越地域観光交流推進協議会	新たな観光交流空間として、「エコツーリズム」と「スローツーリズム」を柱に、ブナの林をめぐるトレッキングルートの整備や、地域資源である自然環境の保護・保全をはかる。	観光振興	新潟県:新潟県、上越市、妙高市、十日町市、津南市 長野県:長野県、長野市、中野市、飯山市、信濃町、栄村 その他:6観光協会、3観光協会 3交通事業者 9NPO 他6団体	広域連携
24		栗橋町外五箇市町水防事務組合	水害を警戒し、防御し被害を軽減するための河川区域に対する水防上必要な予報、警報、監視通信の確保連絡、水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力を目的としている。	行政サービス	埼玉県:栗橋町、鷲宮町、幸手市、杉戸町、春日部市、茨城県:五霞町	広域連携
25	○	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会	国道29号周辺地域のツーリズム資源をPRし、観光客の増加を図るために、観光マップの作成等を実施している。	観光振興	兵庫県:宍粟市、兵庫県、宍粟市商工会 鳥取県:若桜町、八頭町、八頭・若桜町商工会 その他:国交省姫路・鳥取河川国道事務所、等	広域連携
26		教育事務等の共同処理のための一部事務組合設置事業	一部事務組合を設置し、対象地域における小・中学校の設置及び管理、並びにこれに関する教育事務を共同処理している。	行政サービス	高知県:高知県、宿毛市 愛媛県:愛媛県、南宇和郡、愛南町	県境市町村連携
27		木曾川夢空間事業連絡会	広域観光PR	観光振興	愛知県:犬山市、岐阜県:各務原市、美濃加茂市、可児市、坂祝町	広域連携
28		信越高原連絡協議会広域観光宣伝事業	信越高原エリア関係自治体及び関係団体相互の連携及び補充により、それぞれの自然や歴史を生かした既存の観光素材をより魅力的なものとするとともに、新たな観光資源の研究及び商品の開発に取り組み、さらにそれらを結びつけることによって信越高原エリア全体の商品力アップとブランド化を促進する(観光マップ作成、観光施設等割引チケットの発行、透客イベントの実施等)	観光振興	長野県:長野県、長野市、信濃町、飯綱町 新潟県:新潟県、妙高市 その他:各観光協会、参与・賛助会員	広域連携
29		三遠南信地域整備連絡会議	三遠南信自動車道を軸とした沿線の地域整備の推進のあり方及び地域整備計画の推進のための基盤整備のあり方についての調査・研究、啓発活動等を実施している。	地域間交流	静岡県:静岡県、沿線市町村、商工会議所 愛知県:愛知県、沿線市町村、商工会議所 長野県:長野県、沿線市町村、商工会議所 その他:国土交通省中部地方整備局	県連携
30		利根川下流域首長会議(利根川サミット)	利根川下流域に位置し、古くから文化、経済など広い範囲にわたって共通の基盤を有している各自自治体において、新たな時代に向けての一層の地域の振興・ふるさとづくりを推進するために、相互に情報を交換し、協調を深め、広域的課題の解決に積極的に取り組んでいる。	地域間交流	茨城県:神栖市 千葉県:香取市、銚子市、香取郡東庄町	地域資源連携
31	○	飛越国際観光都市連合	富山空港では、ソウルからの定期便が就航しており、韓国との人的、物的な交流が活発に行われていることから、都市と都市が連携を図り、広域的な周遊ルートを盛り込んだ旅行企画の働きかけを韓国の旅行者者に行うため、平成17年9月に富山市、南砺市及び飛騨市で飛越国際観光都市連合を設立し、以後、毎年、ソウルに訪問団を派遣して観光客の誘致活動を行うとともに、韓国の旅行でジェットを招請して3市を巡る旅行商品の企画を働きかけている。また、平成18年からは、ソウル市で3市の伝統芸能を披露するとともに、観光資源や特産品を広くPRして、その文化、歴史、自然を知ってもらうことを趣旨とする飛越伝統芸能講演を行っている。	観光振興	富山県:富山市、南砺市 岐阜県:飛騨市	県境市町村連携
32	○	ぶり街道推	富山市、高山市、松本市、飛騨市の4市を中核とする地域が	観光振興	富山県:富山市、富山商工会	地域資源連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
		進協議会	さらに連携を深め、広域観光の推進、物産の振興並びに観光基幹道路の整備などの諸事業や、観光に関わるその地域独自の文化、伝統の掘り起こしと発信を通じて地域の交流と活性化を図る。 (主な事業) ・ぶり街道情報誌チラシの発行 ・協議会設立10周年記念事業 ぶり街道観光PRキャンペーン ・協議会設立10周年記念事業 特産品プレゼントキャンペーン		議所、富山市観光協会、大沢野細入商工会、細入観光協会 岐阜県：高山市、飛騨市、高山商工会議所、(社)飛騨高山観光協会、高山青年会議所、飛騨市観光協会、こくふ観光協会、飛騨あさひ観光協会、飛騨乗鞍観光協会 長野県：松本市、波田町、松本商工会議所、松本観光協会、波田町商工会、波田町観光協会、なごわ観光協会、 その他：国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	
33	○	日本の心のふるさとを守り育てる飛越協議会	協議会は、豊かな自然と優れた文化に恵まれた岐阜県飛騨地域と富山県南部地域の交流と活性化を図り、「日本の心のふるさとゾーン」として守り育てることを目的とし、参加型イベントの開催や情報の受発信などの交流・連携活動を展開することにより、飛越地域のサポーターとして輪の拡大を図る。 (主な活動) ・飛越探訪ドライブラリーの開催 ・ふるさと飛越倶楽部会報誌「飛越」の発行 ・飛越地域交流・連携推進活動支援助成金事業	地域間交流	富山県：富山県、富山市、砺波市、南砺市、富山県観光連盟、富山市観光協会、富山県商工会連合会、富山商工会議所 岐阜県：岐阜県、高山市、飛騨市、白川村、岐阜県観光連盟、飛騨高山観光協会、岐阜県商工会連合会、高山商工会議所、神岡商工会議所	広域連携
34		都市間観光交流推進事業(岐阜市・富山市観光物産交流推進協議会)	岐阜市と富山市は両市の連携・交流を一層充実させ、圏域を超えた新しい時代の都市間交流の実現と地域の活性化を図るため、平成19年12月26日に「岐阜市・富山市都市間交流協定」を締結した。これを受け、両市の商業、観光、物産等の相互交流を行い、両市の活性化を図ることを目的とする。平成20年度は、両市で2回ずつの観光物産交流展を開催した。(7月5・6日 岐阜市、8月2・3日 富山市、10月4・5日 岐阜市、11月1・2日 富山市)	観光振興	岐阜県：岐阜市、(財)岐阜観光コンベンション協会 富山県：富山市、富山市観光協会	県境市町村連携
35		(北関東磐越五県広域観光推進協議会)中国・韓国観光客誘致促進事業	海外からニーズのある産業観光をメインテーマとして、中国・韓国から旅行エージェントを招請し、北関東・磐越自動車道で結ばれる5県の広域観光周遊ルートのPRを行い、観光客誘致に繋げる。	観光振興	新潟県：新潟県 茨城県：茨城県 栃木県：栃木県 群馬県：群馬県 福島県：福島県	県連携
36		三たん地方開発促進協議会	1. 社会基盤に係る要望活動 2. 広域観光振興	観光振興	京都府：宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、福知山市、綾部市、舞鶴市、南丹市、京丹波市、南丹・中丹・丹後の各広域振興局(府組織) 兵庫県：豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市、篠山市、丹波市、但馬・丹波の各県民局(県組織)	広域連携
37		山形・仙台圏交流連携促進プロジェクト事業	百万都市、仙台市に隣接する地域(山形県村山地域)の特徴を活かして交流連携を促進し、国際的視野に立った山形・仙台交流都市圏の形成を目指す。また、交流人口の拡大による地域活性化を目指す。 ・山形交流連携促進会議の開催 ・両地域産物を相互に享受しあう交流イベントの開催 等	地域間交流	宮崎県：宮崎県仙台地方振興事務所、仙台地域14市町村、山形県：村山地域14市町、山形県村山総合支庁	広域連携
38	○	環鳥海地域連携事業	秋田県由利地域と山形県庄内地域は、秀峰・鳥海山を地域のシンボルとして、環鳥海地域の交流人口の拡大、住民等の相互理解を図るため、平成19年度に環鳥海地域連携事業実行委員会を設立し、仙台市での観光展・特産品の販売、両地域の観光施設等を巡るスタンプラリー、関西方面からの誘客を図るモニターツアーなどを実施している。	地域間交流	秋田、山形県際間連携推進協議会 秋田県：秋田県由利地域振興局、由利本荘市、にかほ市、各商工会、各観光協会、各青年会議所等 山形県：山形県庄内総合支庁、酒田市、遊佐町、各商工会、各観光協会、各青年会議所等	広域連携
39	○	三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SEN Aセナ)	・三遠南信地域連携ビジョンに基づく重点プロジェクトの推進 ・重点プロジェクトの評価・見直し(第二期重点プロジェクトの提案) ・道州制等の国の動きに対する働きかけ ・NPO法人や企業等が取り組む連携活動に対する支援	地域間交流	・三遠南信地域交流ネットワーク会議(三遠南信地域の30市町村) ・三遠南信地域経済開発協議会(三遠南信地域の60商工会議所・商工会)	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
			・新・連携組織の検討		・三遠南信地域整備連絡会議 (愛知県・静岡県・長野県の建設担当部署) {補足・三遠南信地域} 静岡県(遠州):浜松市 愛知県(東三河):豊橋市 長野県(南信州):飯田市 上記3地域を中心とする周辺市町村	
40		福滋県境交流促進協議会	福井県嶺南地域、滋賀県湖北・湖西地域の各自治体が連携を密にし、県境地域の共通の課題を抽出し、地域産業の振興と人的交流を促進するとともに、自治体相互の協調を深めることにより、地域の発展を図る。	地域間交流	福井県:敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、若狭町、おおい町、 滋賀県:長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、高島市	広域連携
41		伊賀市・甲賀市広域連携推進委員会	両市に関わる地域課題への対応や交流連携等の推進	地域間交流	三重県:伊賀市 滋賀県:甲賀市	県境市町村連携
42	○	環鳥海地域連携事業	環鳥海地域(由利本荘市、にかほ市、酒田市、遊佐町)が「鳥海山」という共通のランドマークのもと、地域の魅力を共通認識するとともに、その魅力を県内外に発信することにより、交流人口の拡大を図る。	地域間交流	秋田県:秋田県由利地域振興局、由利本荘市、にかほ市、由利本荘市商工会、にかほ市商工会、由利本荘市観光協会、由利本荘青年会議所 山形県:山形県庄内総合支庁、酒田市、遊佐町、酒田商工会議所、遊佐町商工会議所、酒田ふれあい商工会、酒田青年会議所、酒田観光物産協会、遊佐町観光協会、東北公益文化大学、鳥海山大物忌神社 その他:NPO極楽鳥海人	広域連携
43		越前・加賀みずといで湯の文化連邦推進協議会	豊かな自然と水、全国有数の温泉資源に恵まれた特性を活かし、県境を越えた自由な交流・発展をめざし「みずといで湯の文化連邦」を形成、自然・文化・歴史を包含したユニークな観光保養ゾーンとして、個性有る地域づくりをすすめる。	観光振興	石川県:加賀市 福井県:坂井市、あわら市	県境市町村連携
44		山陰海岸ジオパーク推進協議会	山陰海岸ジオパーク(山陰海岸国立公園を中心とするエリア)の世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取り組み ・総会、幹事会、行政担当者会議他 ・フォーラム開催、パンフレット作成 ・日本ジオパーク申請等	要望活動	鳥取県:鳥取県、鳥取市、岩美町 京都府:京丹後市 兵庫県:豊岡市、新温泉町、香美町 及び関連地域の商工団体、観光団体、漁協、遊漁船会社等	地域資源連携
45		鳥取・岡山県境連携推進協議会	平成20年度 ・広域防災協定締結に向けた協議・検討 ・研究・勉強会の開催 ・要望活動 ・総会等	行政サービス	鳥取県:鳥取市、若桜町、智頭町、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町 岡山県:新見市、西粟倉村、奈義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村	広域連携
46		因但県境自治体会議	・総会、意見交換会 ・イベントへの出店(パネル展示、販売等)	地域間交流	鳥取県:鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町 兵庫県:新温泉町、香美町	広域連携
47		国営木曾三川公園維持管理業務	国営木曾三川公園は、愛知・岐阜・三重にまたがった国営公園で、植物管理、建物・工作物管理、他イベント等の開催を行っている	環境管理	岐阜県:岐阜県、一宮市 その他:国土交通省、都市再生機構	地域資源連携
48		環白山広域観光推進協議会	白山を中心とした、石川県・岐阜県・福井県にまたがる地域の観光について、県境を越えて広域的に推進し、地域の活性化と交流の促進を図るため、恐竜街道フォトラリーや周遊モデルツアーの実施、マスメディアの招へい、ホームページによる情報発信などを行っている。	観光振興	石川県:石川県、白山市 岐阜県:岐阜県、郡上市、白川村、大野市 福井県:福井県、勝山市 その他:大野・勝山地区広域行政事務組合、北陸広域観光推進協議会	広域連携
49		北陸広域観光推進協議会事業	北陸を対象とした広域観光の推進を図るため、北陸三県の観光関係団体と行政が一体となり、 ①観光情報の発信(北陸地区の観光パンフレットの作成・配布) ②北陸三県観光連盟共同事業(誘客説明会、観光セミナー等の実施) ③北陸広域観光モデルコースの策定 ④インフォメーション事業(観光案内図掲出)などを実施している。	観光振興	石川県:石川県 富山県:富山県 福井県:福井県 その他:三県の観光関連団体・事業者(91団体)	県連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
50		北陸三県広域連携観光推進協議会事業	今後の広域観光推進に向けた北陸三県理事の共同宣言を具現化するため、 ①三県共同宣伝事業 ②三県共同誘客事業を実施している。	観光振興	石川県：石川県 富山県：富山県 福井県：福井県	県連携
51		タイ旅行会社等招聘事業	海外誘客の新たな市場として、タイの旅行会社等を招聘し、北陸三県をPRすることで、旅行商品造成を促進させる。	観光振興	石川県：石川県 富山県：富山県 福井県：福井県 その他：各県40市町、各県観光連盟、北陸広域観光推進協議会	県連携
52		韓国・釜山観光プロモーション事業	韓国・釜山で開催される「第11回釜山国際観光展」に出展し、認知度向上を図るほか、旅行会社への訪問や商談会を開催し、北陸への旅行商品造成を促進させる。	観光振興	石川県：石川県 富山県：富山県 福井県：福井県 その他：各県40市町、各県観光連盟、北陸広域観光推進協議会	県連携
53		香港プロモーション事業	香港で開催される「香港国際旅遊展」への出展や、旅行会社訪問、観光説明会を開催し、北陸広域圏の観光PRを実施し、認知度向上や旅行商品造成を促進させる。	観光振興	石川県：石川県 富山県：富山県 福井県：福井県 その他：各県40市町、各県観光連盟、北陸広域観光推進協議会	県連携
54		「訪日教育旅行現地意見交換会」参加事業	韓国の教育旅行取扱旅行会社に対し、教育旅行目的地としての北陸の魅力や教育旅行実施のための具体的な情報を提供することにより、ツアー造成を図るとともに、訪日教育旅行の促進を図る。	観光振興	石川県：石川県 富山県：富山県 福井県：福井県 その他：各県40市町、各県観光連盟、北陸広域観光推進協議会	県連携
55		環富士山火山防災連絡会	富士山を中心とした周辺市町村間で、災害に対する強化連携を図ることを目的とした富士山噴火や大規模災害が発生した際、災害時応援協定を締結している市町村間で相互に支援を行う。	行政サービス	山梨県：富士吉田市、富士川口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村、身延町 静岡県側：沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町	広域連携
56		桂川・相模川流域環境保全事業	山梨・神奈川両県を流域とする桂川・相模川の流域環境を広域的に保全するため、市民、事業者、行政が協働して「桂川・相模川流域協議会」を設立し、行動指針・行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、流域環境保全活動を行っている。	環境管理	市民、団体、事業者、行政（山梨県、神奈川県、流域市町村、国土交通省） 【行政部会役員市】 山梨県：山梨県、都留市、西桂町、道志村 神奈川県：神奈川県、茅ヶ崎市、相模原市、清川市	地域資源連携
57		富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会事業	神奈川県、山梨県、静岡県にまたがる富士箱根伊豆地域は、我が国のシンボルである富士山とはじめ、多彩な自然や景観などの観光資源に恵まれており、こうした本テーマ地区の魅力海外にPRし、外国人観光客の誘致を促進する。具体的には、海外観光展への出展、海外の旅行会社・メディア関係者を招聘しての視察ツアーの実施、外国人向けホームページの運営、外国語パンフレットの作成等を実施している。	観光振興	神奈川県：神奈川県 山梨県：山梨県 静岡県：静岡県 その他：三県内の市町村（21市9町3村・・・33市町村）、三県の観光関連団体、ホテル・旅館組合、鉄道事業者等	広域連携
58		山静神合同防災訓練	山梨、静岡、神奈川の3県による合同防災訓練を実施し、災害応急対策活動等における広域連携の強化を図る。	行政サービス	神奈川県：神奈川県 山梨県：山梨県 静岡県：静岡県 その他：各県関係市町村	広域連携
59		過疎地域でのCATV網の多目的活用調査研究事業	過疎地域では、高齢化が進行しており、自ら買い物、通院に出かけることが困難な高齢者が増えている中で、難視聴対策としてCATV（FTH対応）の整備が進んだ市町村が、県境地域にあったことから、CATV網を活用した生活支援を研究するため、協議会をH20年7月に設置、総務省の補助事業により、システムを開発し、H20年11月から2ヶ月間実証実験を日南町において実施、今年度末に報告書作成予定。	行政サービス	島根県：島根県、邑南町、奥出雲町、(株)テクノプロジェクト・・・システム開発事業者（島根県松江市） 鳥取県：鳥取県、日南町、(株)中海テレビ放送・・・CATV事業者（鳥取県米子市）	広域連携
60		山陰文化観光圏整備事業	中海・宍道湖・大山を中心とした島根・鳥取両県を跨ぐ圏域において、観光資源や宿泊施設等の魅力向上をはかることにより、2泊3日以上以上の滞在につなげる。 ※観光圏整備法に基づき、島根・鳥取両県及び関係市町において計画作成 計画期間：平成20年8月29日～平成25年3月31日	観光振興	島根県：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲市、飯南市、斐川町、大田市 鳥取県：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
61		中海・宍道湖一斉清掃	平成17年11月に、中海と宍道湖が「ラムサール条約」に登録されたことを契機に沿岸の住民や団体、企業、市町、島根・鳥取両県などが連携・協力して中海・宍道湖の沿岸の清掃活動を毎年6月に実施している。平成20年度が3回目で、来年度も実施予定。	環境管理	島根県：島根県、米子市、境港市 鳥取県：鳥取県、松江市、安来市、出雲市、東出雲市、斐川町 その他：環境省米子自然環境事務所、国土交通省出雲河川事務所、各漁業協同組合等	地域資源連携
62		日野川・斐伊川流域連携林業・木材産業活性化プロジェクト研究会	県境を越えた木材産地形成を目指し、関係者間で合意形成を図るため、研究会、講演会の開催、合同での研究会、先進地調査等を実施。	地域間交流	島根県：島根県、島根大学 鳥取県：鳥取県 その他：日野川流域内の森林組合・素材生産者・製材業者、斐伊川流域内の森林組合・素材生産者・製材業者・木材市場	県連携
63		子育て応援パスポート事業	子育て家族に対して、協賛企業が自ら創意工夫し、特性を生かした子育て支援サービスを受けられるパスポートを交付（「しまね子育て応援パスポート事業（coccolo）」及び「とっとり子育て応援パスポート事業」）	行政サービス	島根県：島根県及び県内全市町村 鳥取県：鳥取県及び県内全市町村	県連携
64		高齢者向け住宅に関する連携事業	有料老人ホーム設置指導指針等の作成、経費老人ホームガイドブック（Q&A）の作成、金融機関向け研修会の開催	行政サービス	島根県：島根県（高齢者福祉課） 鳥取県：鳥取県（長寿社会課）	県連携
65	○	日本の心のふるさと飛越協議会事業	飛越地域（岐阜県飛騨地域及び富山県南部地域）の交流と連携を推進するとともに、この地域を「日本の心のふるさと」として守り育てていくために、飛越地域のPR事業、一般会員への情報提供、飛越地域内で活動を行う団体が県境を越えて実施する事業に対する助成事業等を実施	地域間交流	富山県：富山県、富山市、砺波市、南砺市、富山県観光連盟、富山県観光協会、富山県商工会連合会、富山商工会議所 岐阜県：岐阜県、高山市、飛騨市、白川村、岐阜県観光連盟、飛騨高山観光協会、岐阜県商工会連合会、高山商工会議所、神岡商工会議所	広域連携
66		徳島・淡路広域観光誘客共同事業	旅行者の多様なニーズに応えるとともに誘客促進を図るため、歴史・文化・自然等において関係の深い徳島・淡路島が連携して体験型観光等のテーマ別広域周遊型モデルルートの設定を行い、観光施設等優待割引券付きパンフレットを作成する。	観光振興	徳島県：徳島県、徳島県内8市、(財)徳島県観光協会 兵庫県：兵庫県淡路県民局、淡路島内3市、淡路島観光連盟	広域連携
67		甲武信源流サミット	甲武信ヶ岳を囲む、山梨県山梨市、埼玉県秩父市、長野県川上村が連携し、命の水を育む水源地域の大切さを下流域の住民にアピールするほか、有害鳥獣への対策、山林等の防災、集落の機能維持などの問題に取り組んでいる。	環境管理	山梨県：山梨市 埼玉県：秩父市 長野県：川上村	県境市町村連携
68		九州ハイランド	九州中央山地の豊かな自然と素晴らしい伝統芸能文化を共有する町村が連携し、「自然環境との共生による新しい地域振興」を図る。	観光振興	熊本県：山都町、美里町 宮崎県：五ヶ瀬町、椎葉村	広域連携
69		瑞穂斎場組合	火葬業務、斎場運営	行政サービス	東京都：瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市 埼玉県：入間市	広域連携
70		東海北陸道地域整備推進協議会	シンポジウム等の開催、要望活動	要望活動	中部経済連合会、北陸経済連合会、中部経済同友会、愛知・岐阜・富山・石川各商工会議所連合会、及び商工会連合会他、その他民間企業	県連携
71		姫路・岡山・鳥取三都下町物語推進協議会	江戸時代の池田家の国替え等、歴史的に深い縁で結ばれている3都市が、それぞれの地域資源を最大限に活用し次のような連携・交流事業を実施している。 ①協議会交流事業：市民団体（3都市の連合婦人会、自治連合会、経済団体等）を参加者とし、三都市を順番に開催地として、池田家をテーマにした記念講演、3市長鼎談、市民交流事業などを実施 ②観光振興：三都市周遊（観光）ルートの検討（国内外）、各都市開催イベントでの観光PR等相互参加 ③物産振興：各都市開催イベントでの相互物産市の開催 ④その他：三都下町物語ホームページ作成	観光振興	鳥取県：鳥取市 兵庫県：姫路市 岡山県：岡山市	その他
72		しまなみ海道10周年記念事業	広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ「瀬戸内しまなみ街道」が21年5月に開通10周年を迎えることから、これを記念したオープニングイベント・広報宣伝活動などを実施し、広島・愛媛両県が共同してしまなみ街道を改めて国内外に広くPRするとともに、持続性のある地域の活性化に寄与する。	観光振興	広島県：広島県、広島県商工会議所連合会、広島県観光連盟 愛媛県：愛媛県、尾道市、今治市、上島町 その他：本州四国連絡高速道路、愛媛県商工会議所連合会、愛媛県観光協会	地域資源連携
73		静岡市・甲府市連携	平成18年7月31日に取り交した「甲府市と静岡市との包括的な連携及び交流に関する基本合意」に基づき、両地域の振	地域間交流	静岡県：静岡市、静岡商工会議所、清水商工会議所、静岡	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
		流事業	興発展に資する事業を展開。 基本合意事項の着実な推進を図るため、平成19年6月15日に合意した「静岡市・甲府市連携交流会議設立趣意書」に基づき、事業の推進体制として、両市の商工会議所、農業協同組合、行政による「静岡市・甲府市連携交流会議」を平成19年11月6日に設立し産業交流に取り組んでいる。 具体的な事業として、Jリーグチーム(VF甲府・清水エスパルス)による「富士山ダービー」、静岡市における代表的な祭りでの観光PR、産業イベントへの出店交流、静岡市民を対象とした「甲府市史跡巡りツアー」や「甲府産業観光ツアー」、両市中央卸売市場交流、甲府市で「清水港/富士山静岡空港セミナー」の開催などに取り組んでいる。 なお、毎年相互に連携交流会議を開催し、連携交流事業について協議を重ねている。		市農業協同組合、清水農業協同組合 山梨県：甲府市、甲府商工会議所、甲府市農業協同組合、笛吹農業協同組合	
74		宮城県仙南地域との広域観光連携事業	・両毛地域観光交流ワーキング会議 ・観光ボランティアガイド研修 ・両地域の魅力ある素材を組み合わせた広域観光モデルコースの設定 ・観光パンフレットの交換配置	観光振興	宮城県：宮城県大河原地方振興事務所 山形県：山形県置賜総合支庁	県連携
75		江戸川を守る会	流域住民と関係自治体との連携を基に、江戸川の清流を守るための活動をしている。	環境管理	千葉県：野田市、流山市、松戸市、市川市、浦安市 埼玉県：幸手市、杉戸町、春日部市、松伏町、吉川市、三郷市 東京都：江戸川区 茨城県：五霞町	地域資源連携
76		日本まんなか共和国	福井県、岐阜県、三重県、滋賀県は国土の中央部に位置し、「日本のまんなか」といえる地域である。この四県が互いに有する豊かな資源や基盤を活用しあうとともに、知識・情報を共有し、互いに補充し、刺激し合いながら、地域の自立性を高めていき、21世紀の新しい地域づくりを進めていく。その取組みとして、文化・観光・環境・産業などの分野について重点的に連携を進めている。	地域間交流	福井県：福井県 岐阜県：岐阜県 三重県：三重県 滋賀県：滋賀県	県連携
77		商工会議所青年部北緯40°Cオンライン連携軸推進協議会	年間5回の協議会を開催し、県境を越えて開催地を訪れる。協議会ではメイン行事(今年度は大仙市秋の祭りフェアに各地特産品を持ち寄り出展販売)の計画を協議する他、開催地の産業で成功している方をお招きしての講演会を行った。又、懇親会テーブルは類似産業別として情報貢献、ビジネス交流のきっかけ作りをしている。	地域間交流	岩手県：森岡商工会議所青年部(以下YEG) 宮古YEG 釜石YEG 大船渡YEG 花巻YEG 北上YEG 江刺YEG 水沢YEG 一関YEG 秋田県：秋田YEG 大曲YEG 横手YEG 湯沢YEG	広域連携
78		行幸湖クリーン作戦	地域の治水・利水を目的に建設された権現堂調節池(行幸湖)周辺の美化を進めるため、行幸湖に接する1市2町の住民により毎年7月第1日曜日に清掃活動を実施している。 平成20年度実績 参加者1478人(1市2町合計)	環境管理	埼玉県：幸手市、栗橋町、幸手市コミュニティづくり推進協議会、栗橋町コミュニティ推進協議会、埼玉県杉戸県土整備事業所 茨城県：五霞町	地域資源連携
79		環境衛生(ごみ処理・し尿処理・火葬業務・その他関係事務)共同処理事業	新潟県十日町市(旧中里村・旧松之山町の区域)、津南町、長野県栄村の1市、1町、1村で一部事務組合を組織し、ごみ処理業務、し尿業務、火災業務、その他関係事務の共同処理する事務を行っている。	行政サービス	新潟県：十日町市(旧中里村・旧松之山町の区域)、中魚沼郡津南町 長野県：下水内郡栄村	県境市町村連携
80		東海環状都市地域交流連携推進協議会	地域間の交流・連携のあり方に関する調査・研究 地域間の交流・連携を促進するための先導的な取組に対する支援各種広報啓発活動	地域間交流	愛知県：豊田市、瀬戸市及び、2市の商工会議所 岐阜県：多治見市、関市、美濃市、瑞波市、美濃加茂市、土岐市、可児市、及び7市の商工会議所	広域連携
81		玉井斎場管理組合(一部事務組合)設置事業	火葬場(玉井斎場)の設置及び管理運営に関する事務(ただし、松江市については、松枝美保間町、八束町及び島根町とする)を共同処理する。	行政サービス	鳥取県：境港市 島根県：松江市 (当初は鳥取県境港市と島根県美保間町・八束町・島根町の一市三町であったが、平成17年3月31日に境港市を除く三町は松江市等と新市の名称を「松江市」として新設合併したため、構成団体は二市となった。)	県境市町村連携
82	○	両毛広域都市圏総合	・両毛地域の観光PRを図るため、ホームページによる季節の情報の発信を行なう。	地域間交流	栃木県：栃木県、佐野市、足利市	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
		備推進協議会事業	・両毛地域の一体感の醸成や交流の促進を図るため「ウォーキング大会」を開催する。 ・地域で活動している団体等が行なう県を跨る草の根的な地域づくり活動の支援を行なう。		群馬県：群馬県、太田市、桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
83		阿武隈急行沿線開発推進協議会事業	阿武隈急行線の利用促進と沿線5市町の交流を図るため、阿武隈急行沿線開発推進協議会を中心に各事業を実施している。 ①沿線PR広報誌「あぶ里メール」発行 ②鉄道フェスティバル in 東北への参加 ③沿線交流事業（マイルールコンサート・むかし話めぐり等）	行政サービス	福島県：福島市、伊達市、宮城県：角田市、丸森町、柴田町 その他：阿武隈急行線	地域資源連携
84		南東北拠点都市連携誘客宣伝事業	①タイ観光物産展～仙台市 山形市との連携 ②国内誘客宣伝事業～米沢市との連携	観光振興	宮城県：仙台市、仙台市観光コンベンション協会 山形県：山形市、山形市観光協会、米沢市、米沢市観光協会	広域連携
85		阿武隈川サミット事業	阿武隈川との共生を目指しながら、流域の治水、利水、河川環境保全を推進するため、福島県・宮城県の2自治体が流域での役割分担をしながら、次の世代への共通の財産として伝えていくため、次の各事業を実施している。 ①阿武隈川リバースクール ②阿武隈川河口クリーンアップ作戦 ③阿武隈川カヌー駅伝 ④阿武隈川源流探検 ⑤阿武隈川サミット（首長による意見交換） ⑥ホームページの運用	環境管理	阿武隈川沿川22市町村 福島県：西郷村、白河市、泉崎村、中島村、石川町、玉川村、矢吹町、鏡石町、須賀川市、郡山市、本宮市、大玉村、二本松市、福島市、伊達市、桑折町、国見町（17市町村） 宮城県：丸森町、角田市、柴田町、岩沼市、亶理町	地域資源連携
86	○	ぶり街道推進協議会	安房トンネルの開通を機に、富山市、高山市、松本市及び飛騨市の4市を中核とする地域が連携を深め、広域観光の推進・物産の振興ならびに観光期間道路の整備などの諸事業や、観光に係る文化などの掘り起こしと情報発信を通じて地域の活性化を図る	観光振興	富山県：富山市、岐阜県：高山市、飛騨市 長野県：松本市、波田町 ほか、各県の経済・観光団体、地方整備局	地域資源連携
87	○	飛越国際観光都市連合	3市が連携し、各都市が持つ魅力を生かした観光ルートを企画商品化することで、国外からの観光客の誘致を推進する。	観光振興	富山県：富山県、富山市、南砺市 岐阜県：岐阜県、飛騨市	県境市町村連携
88	○	淡路・徳島交流連携推進協議会	兵庫県淡路地域と徳島県が観光、文化、生活など様々な分野で相互に交流・連携を強化することにより、新たな地域発展の機会を創出することを目的として、交流連携により更なる発展や活性化が期待できる分野で事業を実施する。	地域間交流	兵庫県：兵庫県、洲本市、南あわじ市 徳島県：徳島県、鳴門市、兵庫県 その他：淡路市本四高速圏、観光連盟等	県連携
89		淡路・徳島広域観光推進事業	歴史・文化・自然等において関係の深い徳島・淡路の連携により、年1回両県の県及び市の観光担当者が集まり、連携事業について協議を行う「徳島・淡路広域観光連絡会議」を開催。連携事業として「淡路島&徳島とくどく周遊ガイド」を作成し、クーポンを活用した周遊客やリピーターの増加を促進。	観光振興	兵庫県：兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、淡路島観光連盟 都市圏：徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、(財)徳島県観光協会	広域連携
90		アサマスタートークスウォーク	長野県小諸市の懐古園を出発し、高峰高原をチェックポイントとして、群馬県嬭恋村のつつじの湯までの全長35km、標高差1、300mのナイトウォーキングイベント。	イベント開催	主催)NPO法人浅間山麓国際自然学校 共催) 長野県：小諸市 群馬県：嬭恋村	県境市町村連携
91		日本ロマンチック街道協会事業	長野・群馬・栃木県の17市町村の自然や歴史を巡る旅をステッカーラリーとして実施している。また、ドイツロマンチック街道協会との交流事業など。	観光振興	日本ロマンチック街道沿線市町村、日本ロマンチック街道沿線観光協会、日本ロマンチック街道沿線商工会議所・商工会など（長野・群馬・栃木県の17市町村）	広域連携
92		木曾川景観協議会	木曾川のもつ良好な河川及び周辺景観を両市が一体となって保全、活用できるように、関係者が集って意見交換を行う。また、両市民などに対する啓発活動や事務局の研修などにもとりくんでいる。	環境管理	愛知県：愛知県、犬山市 岐阜県：岐阜県、各務原市 その他：国、両市商工会議所、両市観光協会など	地域資源連携
93	○	関門地域行政連絡会議	関門地域の活性化を図る為、平成2年に本市と北九州市との幹部職員で構成する連絡会議を設置。相互の連絡調整及び情報交換や関門地域の広域的な課題の調査研究等を行っている。 ■連絡会議の事務 関門地域の活性化に関する調査研究、連絡調整及び情報交換、その他関係機関への要望など ■主な実施事業 関門ハンドブック・関門連携パンフレット等の作成、関門CMの政策及び放映、職員交流派遣など	地域間交流	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
94	○	広報分野における連携	平成14年度から両市市民の交流・連携を深めるため、両市の広報紙において、イベントや祭りなどの情報を相互に掲載	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
95	○	関門シティ電車構想推進事業(関門シティ電車構想の推進)	関門間において圏域を超えた経済圏の活性化を図るため、時刻表を気にせずいつでも乗れる直通列車の運行を目指し、北九州市と下関市の二市の行政、議会、商工会議所等を構成員とする「関門シティ電車運行実現期成同盟会」を設立し、鉄道事業者への要望活動やPR用のポスターや時刻表の作成・配布等を通じて推進活動を行っている。	要望活動	福岡県：北九州市、北九州市議会、北九州商工会議所 山口県：下関市、下関市議会、下関商工会議所、下関商工会	県境市町村連携
96	○	東アジア経済交流推進機構	下関市と北九州市、及びその他日本1都市、中国4都市、韓国3都市で東アジア経済交流推進機構を構成している。同機構は、2004年11月16日に設立され、環黄海地域のビジネスチャンスの拡大と相互交流の活発化を通じて、世界に対抗できる地域経済圏の形成を目指している。なお、同機構では経済活動をするため、「ものづくり」「環境」「ロジスティクス」「観光」の4つの部会を設立している。下関市と北九州市は、共同事務局として同機構の運営を行っている。	地域間交流	福岡県：北九州市、北九州商工会議所 山口県：下関市、下関商工会議所	その他
97	○	関門景観条例	両市民の貴重な財産である関門の景観を一つと捉え、恒久的に保全、育成、継承していくため、両市で同一の条例である「関門景観条例」を制定し、平成13年10月から施行している。(景観について、県域を越えた自治体が同一条文、同一名称の条例を制定するのは、全国で初めて) また、平成16年7月には、日本でも最大級の県域を越えたエリアを「関門景観形成地区」に指定し、景観誘導のための「関門景観形成指針」を定め、平成16年8月より届出制度を開始した。	環境管理	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
98	○	関門海峡観光推進協議会事業	平成9年6月、関門海峡エリアを中心とした観光振興を図るため、下関市・北九州市、山口県から構成される「関門海峡観光推進協議会」を設立し、観光宣伝・誘客促進・周遊促進事業等を行っている。	観光振興	福岡県：北九州市 山口県：山口県、下関市	県境市町村連携
99		フィルム・コミッション事業	関門海峡という共通のロケ資源を所有しているだけでなく、下関一門司港間であれば連絡船で5分という距離を利用し、よりバラエティに富んだロケ誘致活動を行う。また、意見・情報交換を行うことにより、人材のスキルアップにも繋がる。さらに、エクストラボランティアの募集など、協力してロケ支援をしていく。	観光振興	山口県：下関フィルム・コミッション 福岡県：北九州フィルム・コミッション	県境市町村連携
100	○	子ども文化パスポート事業	小・中・特別支援学校の児童生徒、幼稚園・保育所等の幼児の、歴史・文化・自然に接する機会を増やすため、夏休みを中心に文化施設等の無料(一部施設は割引)パスポートを発行している。平成15年度に、北九州市制40周年記念事業として始めたもので、第8回両市長会談合意に基づいて、平成17年度に下関市の施設を追加し、パスポート配布エリアを下関市・北九州都市圏に拡大した。平成19年度には新たに長門市が参加している。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市、長門市	県境市町村連携
101	○	関門海峡・温故知新塾	本講座は、「下関市民と門司市民が『関門』の歴史や文化などをあらためて振り返り、その意義や恩恵を再認識すること」を目的に実施している。平成20年度で10回目を数え、毎年関門にまつわる講義やフィールドワークを年7～8回行い、下関市民50名・門司市民50名の計100名で実施。	地域間交流	山口県：下関市教育委員会 福岡県：門司区まちづくり推進課	県境市町村連携
102	○	スポーツ少年団交流事業	下関市と北九州市、両市のスポーツ少年団が、各市の実施事業に相互参加することで、両市団員の交流を図っている。	地域間交流	山口県：下関市スポーツ少年団 福岡県：北九州市スポーツ少年団	県境市町村連携
103	○	北九州市、下関市図書館等広域利用	平成15年4月から、北九州市・下関市の居住者が双方の図書館等で図書等の貸出サービスが受けられる広域利用を可能とし、両市の交流を図るもの。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
104	○	年長者施設利用証広域連携事業(市立施設の高齢者の相互利用)	高齢者の生きがい高めるとともに、社会参加の促進を図るため、下関市及び北九州市に居住する高齢者が、相互に両市の教養文化施設等を無料又は割引料金で利用することができる。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
105	○	馬島への給水事業	北九州市馬島の慢性的水不足への応急給水対応として、下関市の水道水を北九州市馬島に給水するもの(平成16年4月1日から)	行政サービス	福岡県：北九州市水道局 山口県：下関市上下水道局	県境市町村連携
106	○	関門トンネル水道連絡管事業	漏水や事故などの非常時に水融通を行うもの(平成17年4月1日から)	行政サービス	福岡県：北九州市水道局 山口県：下関市上下水道局	県境市町村連携
107	○	日本海峡フォーラム(平成20年度は「海峡友好都市交流事業」とし	平成元年より、関門海峡(下関市・北九州市)、青函海峡(函館市、青森市)をはさむ4都市が、「海峡」という偉大な共通財産を通じた街づくりや連携の方策などを議論し、海峡4都市の魅力为全国へアピールする。	地域間交流	山口県：下関市 福岡県：北九州市 北海道：函館市 青森県：青森市	その他

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
108	○	海の日海峡クルージング(北九州・下関海の日海峡クルージング)	「海の日」に因み、広く海洋・海事思想の普及を図ると共に、北九州・下関両港の振興及び北九州市・下関市両市民の交流の促進を図ることを目的として、海上の交通機関としてなじみ深い「フェリー」を使用し、一般公募した参加者を乗せ、関門海峡をクルージングする。	イベント開催	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
109	○	関門海峡ライトダウンイベント(関門海峡ライトダウン)	国及び地方公共団体は、2003年からライトアップに慣れた市民一人一人に対して、日常生活の中で温暖化対策を実践する動機付けを行うことを目的として、施設や家庭のできる限りの消灯を呼びかけている。平成20年7月7日(月)午後8時から10時の2時間、夜景の名勝として全国的に有名な関門地区において下関市と北九州市を結ぶ「関門橋」のライトダウンを目玉としたライトアップ施設等の消灯を、「関門海峡ライトダウン」と銘打ち、両市が連携し、ライトダウンキャンペーンを実施した。	イベント開催	福岡県：北九州市 山口県：下関市 その他：西日本高速道路株式会社	県境市町村連携
110	○	下関市・北九州市職員相互派遣(両市職員の相互派遣)	下関市と北九州市の両市は、関門海峡を共有財産として、関門景観条例の共同制定をはじめ、観光面や施設の相互利用など多方面において関門連携を進めており、関門連携を進める担当の職員の人事交流を実施し、一層の連携強化を図るもの。	地域間交流	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
111		いわき市・北茨城市・高萩市広域観光業連携協議会	いわき市・北茨城市・高萩市の広域観光資源の開発を図り、3市観光行政の連絡調整と観光の振興に寄与することを目的に、広域観光ルートの策定、広域観光開発計画の策定、広域観光施設の整備促進・観光関係機関との連絡調整・その他協議会の目的達成のために必要な事業を実施している。	観光振興	福島県：いわき市 茨城県：北茨城市・高萩市	県境市町村連携
112	○	淡路・徳島交流連携推進事業	観光、文化、産業など様々な分野での多様な交流・連携を推進するとともに、県境を越えた地域資源の相互活用や機能分担などの検討を行い、地域の交流・連携を通じて、新たな地域発展の機会を創出することを目的にシンポジウムの開催・観光・文化イベントの実施、農産物・畜産物関係試験交流会の開催、南海地震津波災害対策の推進を共同して実施している。	地域間交流	淡路・徳島交流連携推進協議会 メンバー) 兵庫県：淡路県民局等関係機関 徳島県：総合政策局等関係機関 オプザーバー) 徳島県：鳴門市 兵庫県：洲本市、南あわじ市、淡路市 その他：本州四国連絡高速道路株式会社、淡路島観光連盟	県連携
113		東大和西三重観光連盟	室生赤目青山国定公園エリア(=名張市を中心とした生活文化圏)への観光客誘致、宣伝活動。	観光振興	三重県：名張市、伊賀市、津市 奈良県：宇陀市、曾爾村、御杖村	地域資源連携
114		春日部市・野田市消防相互応援事業	消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結し、規模の大きな火災・救急・救助などの災害が発生したときに、被害の拡大防止と軽減を図るために相互応援活動をするもの。	行政サービス	埼玉県：春日部市 千葉県：野田市	県境市町村連携
115		三江線利用促進対策事業	三江線の改良、利用促進対策 1. 国会及び官公署への請願陳情 2. 請願・陳情のための木曾資料の調査作成 3. 啓蒙宣伝に関すること 4. 三江線を利用した地域活性化イベントに対する助成等	行政サービス	島根県：島根県交通対策課、江津市、川本町、邑南町、美郷町 広島県：三次市、安芸高田市 その他：JR浜田鉄道部	地域資源連携
116		ぶり・ノーベル出世街道祭り	富山市を起点に飛騨市、高山市、松本市に寒ぶりを贈呈するイベントとして各地で開催。また、ノーベル賞受賞者ゆかりの地でパネル展等を開催。さらに、各イベント会場を立ち寄る観光バスツアーを地元新聞社と共催で行い、飛越及び信越地域の交流を図った。	地域間交流	富山県：富山市 岐阜県：高山市、飛騨市 長野県：松本市 その他：各商工会議所	広域連携
117		クボタeプロジェクト「耕作放棄地再生支援」	愛媛県と高知県の県境に位置する篠南地区(愛南町正木地区、宿毛市山北地区)では、昔から日常生活上の必要性からも、県境を越えての交流が続いている。当地区では、農業者の高齢化などにより耕作放棄地が増加しているため、今回山北地区の篠南集落営農組合と正木地区の認定農業者が協力し、クボタeプロジェクト「耕作放棄地再生支援」を活用し、耕作放棄地解消対策に取り組んでいる。山北地区では0.5ha、正木地区では1.5haの耕作放棄地を解消し、加工用わさび(0.2ha)、飼料作物(1.3ha)の栽培を行っている。	環境管理	高知県：宿毛市、高知県幡多農業振興センター、篠南集落営農組合 愛媛県：愛南町、愛南町農業支援センター、愛媛県南予地方局産業振興課、正木地区集落営農研究会 その他：株式会社クボタ	県境市町村連携
118		図書館相互利用	・それぞれの市の図書館等に利用登録している住民は、相手方の市の図書館等に利用登録し、その図書館の利用方法に従い、利用できる。 ・隣接する兵庫県豊岡市は、住民が仕事や買い物などで行き来する生活圏が異なることから、それぞれの市の図書館等が	行政サービス	兵庫県：豊岡市、豊岡市立図書館 京都府：京丹後市、京丹後市立図書館	県境市町村連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
			所有する図書資料を相互に地域住民に提供することにより、地域住民へのサービス向上、図書資料の有効利用、地域文化の向上、並びに図書館活動の充実を図る。			
119		消防相互応援に関する協定(豊岡市、京丹後市)	予測できない大規模災害等から地域住民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的として、消防組織法第39条の規定に基づき協定するもの	行政サービス	兵庫県：豊岡市 京都府：京丹後市	県境市町村連携
120		ながと路観光連絡協議会	日本海側の市町で構成されるながと路 ・リーフレット作成 ・エージェントへの営業 ・情報誌掲載 ・研修会の開催	観光振興	山口県：萩市、長門市、美祿市、阿武町、(社)萩市観光協会、長門市観光協会、美祿町観光協会、須佐観光協会、萩・阿西商工会、萩温泉旅館共同組合、萩タクシー協会、湯本温泉旅館共同組合、俵山温泉合名会社、(株)KRYサービスステーション、(株)イワミツアー、防長交通(株)萩営業所、湯本温泉旅館共同組合 島根県：津和野町、益田市、益田市観光協会、津和野町観光協会	広域連携
121		ピュアライン 岩国益田観光連絡協議会	国道187号沿いの市町で広域的な観光を行う ホームページ・パンフレットの作成 情報誌等掲載による宣伝 物産イベントの開催	観光振興	山口県：岩国市 島根県：津和野町、吉賀町、益田市内の地方公共団体及び観光協会	広域連携
122		越前・加賀みずと湯の文化連邦推進協議会	越前加賀海岸国定公園の指定を受けた本地域は、美しく優れた地域資源を有しており、「みず」と「いで湯」の居る資源を生かし、共同で統一のテーマを持って、観光資源やネットワークを整備することにより、地域の一体化を進め、観光レクリエーションを中心に事業を展開している。	観光振興	石川県：加賀市 福井県：あわら市、坂井市	県境市町村連携
123		筑後川流域クロスロード協議会	同協議会は3市1町で構成され、このエリアが高速道路の交わるクロスポイントであることから、この地の利便性を生かし、地域の一体的発展を図るため設置された。協議会では、経済・文化・観光・スポーツ等、広範な交流を通して自治体・住民間の連携を深めている。	地域間交流	福岡県：久留米市、小郡市、佐賀県：鳥栖市、基山町	県境市町村連携
124		猪名川上流広域ごみ処理事業	兵庫県川西市、川辺郡猪名町、大阪府豊能郡豊能町、能勢町の猪名川上流域にある1市3町が、共同して新しいごみ処理場を建設し、適正に管理運営することにより、ごみ処理施設から排出される有害物質等による環境負荷現状より低下させ、地域環境や地球環境改善に貢献するとともに、一般廃棄物の安定的かつ適正な処理及びリサイクルを行い、循環型社会の構築に寄与すること。	行政サービス	兵庫県：川西市、川辺郡猪名川町 大阪府：豊能郡豊能町、能勢町	広域連携
125	○	岩手・秋田県際交流事業実行委員会	岩手県と秋田県の県境を越えた県際交流事業の円滑な実施を図るもの。当初JR北上線SL・イベント列車運行に関連した事業を主体に実施したが、今年度からはJR北上線沿線地域PRや地域資源の再認識を主眼とした事業展開を図っている。	観光振興	岩手県：岩手県、北上市、西和賀町 秋田県：秋田県横手市、山内村 その他：JR支社及び関連自治体の農協・観光協会・商工会・青年会議所など	広域連携
126		東海地区外国人観光客誘致促進協議会	○誘客PR事業 ・多言語パンフレットの作成 ・メディア関係者の招聘 ○誘客促進事業 ・海外の旅行会社等の招聘と旅行商品広告・販売の支援 ・受地主導型の観光ルートの開発、広告支援 ○受け入れ体制整備事業 ・ホームページの運営、ウェルカムカード発行 等	観光振興	愛知県：愛知県、名古屋市 静岡県：静岡県、静岡市、浜松市 岐阜県：岐阜県 三重県：三重県 その他：各観光関係団体の計4県34市町村7団体	県連携
127		東海環状地域整備推進協議会	東海環状自動車道を軸とした沿線の地域整備推進のあり方及びそのための基盤整備のあり方について、調査・研究・啓発活動等を行う。	地域間交流	愛知県：愛知県、名古屋市 岐阜県：岐阜県 三重県：三重県 その他：中部地方整備局、経済界	県連携
128		出水市と水俣市の災害における相互応援に関する協定	風水害及び地震等の自然災害、武力攻撃事態等における国民保護の相互応援協定	行政サービス	鹿児島県：出水市 熊本県：水俣市	県境市町村連携
129		薩摩味対決色とり鶏フェア・えびDOフェア	鹿児島県と熊本県の両地域の特産物である、えびと鶏を使った料理を提供することで、地域独自の食文化の交流及び情報発信	観光振興	熊本県：水俣市北地域観光推進協議会 鹿児島県：北薩摩振興協議会	県連携
130		平成20年	香美市、那賀町において、野生鳥獣による被害防止対策の充	環境管理	高知県：香美市、J A土佐香	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
		度鳥獣害防止総合対策事業(広域連携型)	実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、農林水産業被害の軽減等に資することを目的としている。事業として被害防護柵の設置、狩猟免許試験予備講習会、シカ肉加工調査、講演会、現地研究会等を行っている。		美、物部森林組合、香美猟友会、J A土佐香美物部支所ユズ部会、べふ峡温泉 徳島県：那賀町、J A阿南、木頭猟友会、木頭果樹研究会、四季美谷温泉	
131	○	日本の心のふるさとを守り育てる飛越協議会	岐阜県飛騨地域と富山県南部地域の交流と活性化を図り、『日本の心のふるさとゾーン』として守り育てることを目的とする。 ・飛越地域のPR活動 ・飛越地域で活動を行う団体が県境を越えた連携により実施する事業に対し助成金を交付 ・地域振興推進事業(H20・・・第5回県境地域シンポジウムの開催)	地域間交流	富山県：富山県、富山市、砺波市、南砺市、富山県観光連盟、富山市観光協会、富山県商工会連合会、富山商工会議所 岐阜県：岐阜県、高山市、飛騨市、白川村、岐阜県観光連盟、飛騨高山観光協会、岐阜県商工会連合会、高山商工会議所、神岡商工会議所	広域連携
132		萩市と益田市とのし尿処理業務の事務の委託	益田市のし尿処理場(九城が浜センター)において、萩市の一部地域(須佐及び田万川地域)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入を受け入れ、処理を行っている。	行政サービス	島根県：益田市 山口県：萩市	県境市町村連携
133	○	岩手・秋田県際交流事業	北上市、西和賀市(岩手県)、横手市(秋田県)で構成されており、これまでJR東日本のイベント列車(過去にSL運行)に合わせた交流イベントやJR北上線沿線地域PRに注力してきたが、今年度は平成20年度世界遺産登録を目指した平泉と縁の深い「秀衡街道」を地域住民自ら学び地域に残る遺産として再認識することを目指し、秀衡街道に関する調査研究活動、史跡等を探訪するツアーの他、継続事業として、イベント列車に合わせたウォーキング等を実施している。	観光振興	岩手県：岩手県・北上市・西和賀町 秋田県：秋田県横手市・山内村 その他：JR支社及び関連自治体の農協・観光協会・商工会・青年会議所など	広域連携
134		一般廃棄物処理業	・し尿・ごみ処理施設の維持管理に関する事務 ・し尿・ごみの収集処理に関する事務	行政サービス	愛知県：北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村 長野県：下伊那郡根羽村	県境市町村連携
135		いわて・みやぎ県際花めぐり紀行	県境に所在する花施設への誘客を図るため、花施設及び周辺スポットの観光マップ・パンフレットの作成、スタンプラリーなどを実施	観光振興	岩手県：岩手県(県南広域振興局、一関総合支局、大船渡地方振興局) 宮城県：宮城県(北部地方振興事務所、栗原地域事務所、東部地方振興事務所、登米地域事務所、気仙沼地方振興事務所) その他：世界の椿館・基石、館ヶ森アーク牧場、花と泉の公園、みちのくあじさい園、南くりこま高原一迫ゆり園、山王史跡公園あやめ園、みなみかた花菖蒲の郷公園、いしこしあじさい園	県連携
136		いわて・みやぎ技術・情報交流フェア	展示・商談形式による技術・情報交流を通じて、県境地域内企業の活性化を図る。	地域間交流	岩手県：岩手県、一関市、平泉町、藤沢町、(財)岩手県南技術研究センター 宮城県：宮城県、気仙沼市、栗原市、登米市	広域連携
137		企業防災戦略セミナー	岩手・宮城内陸地震の発生をうけ、企業防災における「事業継続計画」の重要性とその策定支援策の周知を図る	行政サービス	岩手県：岩手県南広域振興局一関総合支局、一関市、(財)岩手県南技術研究センター、一関商工会議所 宮城県：宮城県3地方事務所、いわて・宮城県5市 ほか	広域連携
138		21世紀FIT構想推進協議会(H21～新構想「FIT構想推進協議会」)	FIT地域(福島・茨城・栃木3県の県際地域)において、豊かな地域資源や伝統文化を活かした一体的な交流圏の形成を目指し、FIT構想に掲げた5つのプロジェクトを推進する	地域間交流	福島県：福島県 茨城県：茨城県、日立市ほか 栃木県：栃木県、那須塩原市市ほか いわき市、日立市、那須塩原市など上記3県市町村(37市町村) その他：関連商工会・農林組合・経済団体等	広域連携
139		山口線利用促進協議会	山口線の利用促進を通じ、沿線地域の活性化と住民生活の利便を確保することを目的とした事業を行っている。 ・関係当局に対する陳情及び連絡 ・必要事項の調査及び研究 ・啓蒙宣伝に関すること ・その多目的を達成するために必要な事項	行政サービス	島根県：益田市、津和野町、吉賀町 山口県：山口市、阿東町 その他：各市商工会・観光協会など	地域資源連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
140		東北新幹線二戸駅利用促進協議会事業	広域連携が岩手県北・青森県南・秋田県北東と3つの地域で構成されていることから、フランス語で3色を意味する「トリコロール」を広域連携体の名称としている。 具体の事業は、写真コンテスト開催、若者対象イベント開催、3地域をめぐるバスツアー造成(住民対象)、3地域一体の産業祭り開催(食物販、郷土芸能) 正月帰省客向けイベントの開催、広域観光マガジン「トリコロール」の発刊 これらの事業により、圏域の一体感の情勢を図りつつ、魅力を外部に発信している	地域間交流	青森県南、秋田県北東、岩手県北地域24市町村	広域連携
141		国道113号(二市二町)観光推進協議会	国道113号沿線の宮城県1市1町、山形県1市1町が連携し、観光資源のPRと観光客誘致を図って地域振興を目指すため、パンフ作成や「みちのおとぎ街道」のイメージを作り上げるため、民話を主としたイベント・地域づくりを展開している。	観光振興	宮城県：白石市、七ヶ宿町 山形県：高島町、南陽市 その他：各市長観光協会が主体。その他鎌光、小原、高島、赤湯温泉旅行組合	広域連携
142		三圏域連携懇談会	古くから密接な関係にある青森県八戸地域、岩手県久慈地域、同二戸地域がこれまで守り育ててきた歴史・文化を踏まえつつ、それぞれの地域資源をお互いに最大限活用しあうことが圏域全体地域振興に結びつくものと思慮し、三圏域の中心都市3市と各々の圏域を担当する圏の組織が一堂に会して協議を行い、合意に至ったものについては連携事業として実施している。	地域間交流	青森県：青森県三八地域県民局、八戸市 岩手県：岩手県久慈地方振興局、岩手県二戸地方振興局、久慈市、二戸市	県境市町村連携
143	○	三遠南信連携ビジョン推進会議	・三遠南信自動車道の早期開通 ・三遠南進地域連携	地域間交流	・三遠南信地域交流ネットワーク会議(三遠南信地域の30市町村) ・三遠南信地域経済開発協議会(三遠南信地域の60商工会議所・商工会) ・三遠南信地域整備連絡会議(愛知県・静岡県・長野県の建設担当部署) {補足・三遠南信地域} 静岡県(遠州)：浜松市 愛知県(東三河)：豊橋市 長野県(南信州)：飯田市 上記3地域を中心とする周辺市町村	広域連携
144		AMA(阿南市・室戸市・安芸市)地域連携事業	徳島県阿南市と高知県室戸市・安芸市の3市が県境を越えて連携し、魅力ある地域資源を持ちながら隠れた観光スポットの域を出ていない四国東南部の広域的かつ戦略的な地域振興を3市が核になって取り組む	観光振興	徳島県：阿南市、阿南市観光協会、阿南商工会議所、羽ノ浦町商工会、那賀川町商工会 高知県：室戸市、安芸市、室戸市観光協会、安芸市観光協会、安芸市商工会議所、室戸市商工会	広域連携
145		松浦鉄道自治体連絡協議会	松浦鉄道の永続的運行を支援するための増客・誘客対策の推進、駅周辺ならびに沿線地域の振興、整備の推進	行政サービス	長崎県：長崎県、佐世保市、平戸市、松浦市、江迎町、鹿野町、佐々町 佐賀県：佐賀県、伊万里市、有田町	地域資源連携
146		半島地域魅力発見委員会	平成18年度に長崎県と県内の3半島地域内市長(佐賀県伊万里市を含む)で「半島地域魅力発見委員会」を設置し、 ①半島振興状況の把握及び半島地域の振興に向けた意見交換 ②交流人口の拡大に資する地域間交流事業に取り組んでいる。	観光振興	北松浦半島地域：北松浦半島地域対策協議会 (長崎県：佐世保市、平戸市、松浦市、江迎町、鹿野町、佐々町、佐賀県：伊万里市) 島原半島地域：島原半島振興協議会(長崎県：島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)、西彼杵半島地域(長崎県：長崎市、西海市)	広域連携
147		鳥獣害防止総合対策事業(事業主体：西九州地域鳥獣被害防止対策協議会)	長崎県及び佐賀県における圏域をまたがる広域地域において、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害に対し、GISを活用した被害情報の把握や情報の共有化による効果的な被害防止対策を推進する。	環境管理	佐賀県：佐賀県、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神崎市、有田町 長崎県：長崎県、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	広域連携
148		じんかい処理事業	ごみ焼却場、及びごみ燃料化施設の建設・管理及び運営に関する事務を共同処理する	行政サービス	福岡県：大牟田市 熊本県：荒尾市	県境市町村連携
149		社会実験「まちめぐりナビプロジェクト」リアルタイム観光	秋田・岩手両県にまたがる広域観光エリア(秋田県北秋田市・仙北市、岩手県雫石町)では、首都圏などから訪れる旅行者が、①探したい施設や行きたい場所にスムーズに安心していけること、②新たな目的地や立ち寄り先が増えて、エリア内の回遊性を高めること、を目的に、QRコードやGPSつき	観光振興	秋田県：秋田大学、秋田県仙北地域振興局、北秋田市、仙北市 岩手県：岩手県立大学、岩手県盛岡地域振興局、雫石町	広域連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
		情報提供事業	携帯電話から地図情報が取得できる「秋田・岩手広域観光ポータルサイト」の整備を実施し、体験型・滞在型観光を目指している		その他：秋田河川国道事務所、岩手河川国道事務所、秋田岩手広域地域連携観光交流推進協議会女性部会、NPO法人秋田岩手横軸連携交流会	
150		兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会	県境自治体職員の研修・情報交換 県境市町村の防災協定	地域間交流	兵庫県：宍粟市、上郡町、佐用町 岡山県：西粟倉村、赤穂市、備前市、美作市	広域連携
151		伊勢湾口道路建設促進期成同盟会	道路早期実現に向けた取り組み ①要望、②建設促進大会、③講演会、④広報・PR活動（HP、パンフ作成、イベントでのグッズ配布など）、⑤交流・連携事業（少年野球・駅伝への協賛やフォトコンテストなど）	要望活動	愛知県：愛知県、名古屋市、豊橋市 静岡県：静岡県、浜松市 三重県：三重県鳥羽市 その他：岐阜県、奈良県及び関係市町村	県連携
152		東海南海交流会議	道路早期実現に向けた取り組み ①要望、②建設促進大会、③講演会、④広報・PR活動（HP、パンフ作成、イベントでのグッズ配布など）、⑤研究会	要望活動	三重県、愛知県、大阪府、奈良県、和歌山県及び関係市町村など	県連携
153		日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会	JR日田彦山線の活性化について、沿線自治体による「日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会」を組織し、その活性化方策を協議するもの。 近年は、沿線でのウォーキングイベント・写真コンテストなどを実施しPRに努めるほか、条約サービスの改善に直接結びつくような課題についても取り組みを検討している。	行政サービス	福岡県：北九州市、田川市 大分県：日田市、春香町、添田町、川崎町、東峰村	地域資源連携
154		北九州空港利用促進協議会	北九州空港の整備と利用の促進、需要の拡大を図るため、次の事業を行っている。 (1) 北九州空港の旅客・貨物の利用促進に関すること (2) 北九州空港の路線確保及び増大に関すること (3) 北九州空港の施設整備に関すること (4) 政府・国会及び関係機関等への陳情・要望に関すること (5) その他目的達成に必要な事業	行政サービス	福岡県：福岡県、北九州市、行橋市、直方市、豊前市、中間市、田川市、苅田町、吉富町、みやこ町、築上町、水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町、鞍手町、上毛町 山口県：下関市 大分県：中津市	その他
155	○	広報分野における連携事業（広報紙(市政だより)における連携)	市政広報紙（下関市「かがやき」、北九州市「市政だよりきたきゅうしゅう」）で1ヶ月に1回程度相互掲載（情報コーナー「海峡の友」）	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
156	○	東アジア経済交流推進機構	環黄海地域のビジネスチャンスの拡大と相互交流の活性化を目指し、黄海に面する日中韓3か国10都市の行政と経済界（商工会議所）が一体となって、2004年に「東アジア経済交流推進機構」（事務局：北九州市、下関市）を設立した。 機構には、経済交流の推進役として「ものづくり」「環境」「ロジスティクス」「観光」の4部会を設置し、部会には民間企業が参加できる仕組みを有している。 現在、機構の意思決定機関である総会（市長・会頭会議、隔年）、部会会議（毎年）、等の会議を開催している。	地域間交流	会員都市（環黄海地域の日中韓10都市） 福岡県：福岡市、北九州市 山口県：下関市 その他：中国大連市・青島市・天津市・煙台市、韓国釜山広域市・仁川広域市・蔚山広域市	その他
157	○	関門地域行政連絡会議	両市の連絡調整及び情報交換や関門地域の広域的な課題を総合的に調査研究すること等により、関門地域の活性化を図っているもの。 両市幹部職員の協議や、関門地域のブランド向上に資する事業のほか、両市の産官学のトップ協議機関である「関門地域の未来を考える研究会」を所管	地域間交流	【関門地域行政連絡会議】 福岡県：北九州市 山口県：下関市 【関門地域の未来を考える研究会】 福岡県：九州経済連合会、北九州商工会議所、北九州市立大学、北九州市 山口県：中国経済連合会、下関商工会議所、下関市立大学、下関市	県境市町村連携
158		関門連携共同宣言	関門海峡という世界に誇れる自然・歴史・文化資産を共有する北九州市と下関市を、よりよい都市環境を創造し豊かで活力ある暮らしを実現するため「市民交流」「経済活動」「教育文化活動」「交通環境」「行政間」の5つの交流を軸に推進することを共同宣言した。	地域間交流	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
159	○	下関市・北九州市職員相互派遣（両市職員の相互派遣）	両市がこれまで培ってきた企画立案・調整のノウハウを相互に交換し、組織及び市職員個人のレベルアップを図ること、及び「関門」のブランド化など連携方策の具体化の推進を図り、更なる関門連携を推進するため、北九州市・下関市の職員1名を相互に派遣するもの。	地域間交流	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
160	○	スポーツ少年団交流事業	北九州市と下関市のスポーツ少年団は、それぞれ年に一度、参加のスポーツ少年団が集まる「交流大会」を開催している。この交流大会に、互いの市のスポーツ少年団を招待し交流を深めている。	地域間交流	山口県：下関市スポーツ少年団 福岡県：北九州市スポーツ少年団	県境市町村連携

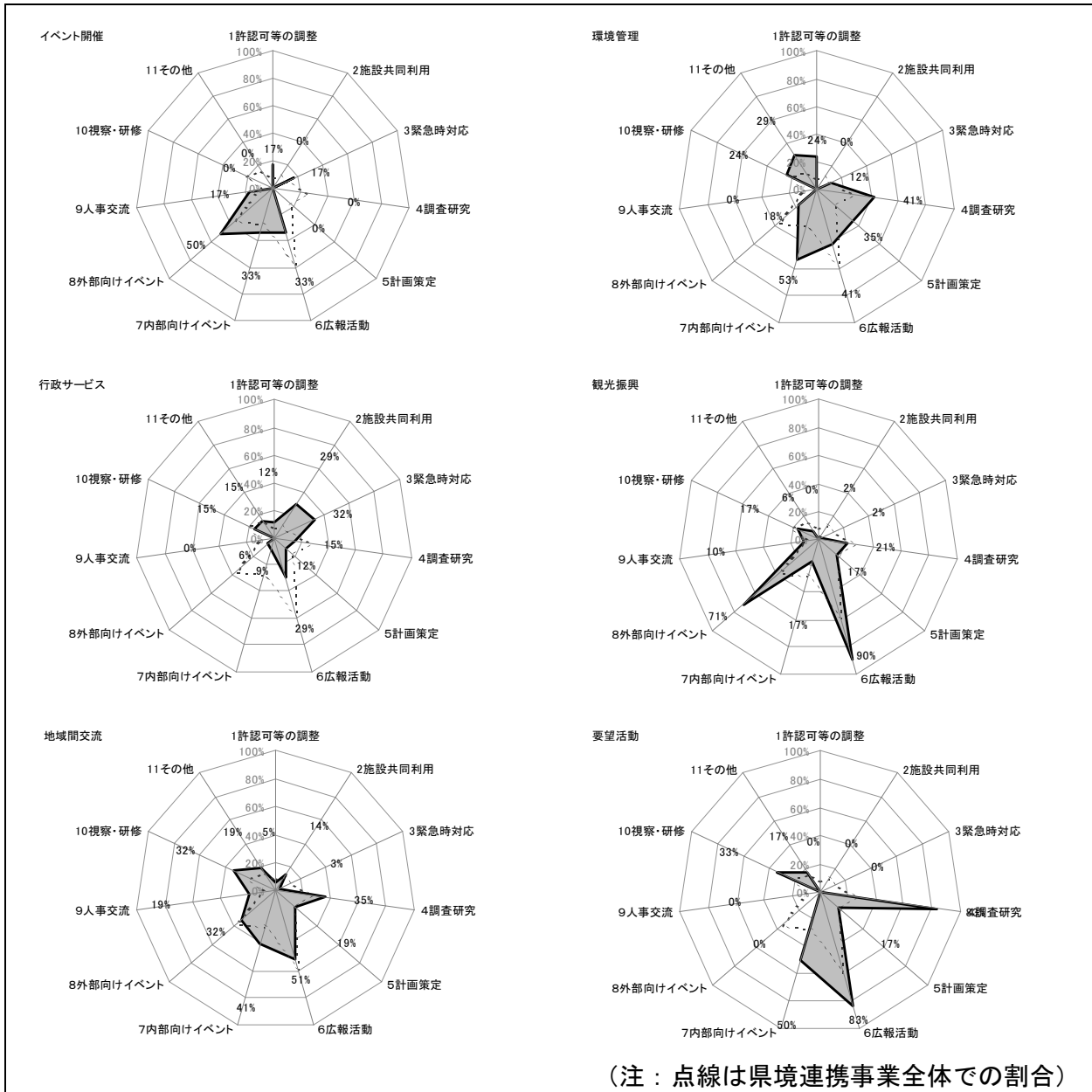
No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
161	○	関門海峡観光推進協議会事業	関門海峡を中心とする関門地域の観光振興を推進するため、行政の枠組みを超えた協力的な共同組織となり、地域内の観光宣伝事業と観光関連事務の連絡調整を行う。 ・観光振興に関する情報収集、調査及び企画に関する事業 ・観光PR等キャンペーン事業 ・その他協議会の目的達成に必要な事業	観光振興	福岡県：北九州市 山口県：下関市、山口県	県境市町村連携
162		関門地域公共交通総合連携事業	平成21年4月に予定される門司港レトロ観光列車(平成筑豊鉄道門司港レトロ観光線)の開業を契機に、鉄道にバスや旅客船を加えた周遊切符の発売や、レンタサイクルとの有機的な協力関係の構築、沿線に残された旧貨物線のレールを活用した鉄道車両イベントの開催などに取り組み、公共交通を最大限活かした観光振興を図るとともに、地域公共交通の活性化を目指すもの。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市 その他：交通事業者(平成筑豊鉄道、西鉄バス北九州、サンデン交通、関門汽船) (社)北九州市観光協会、門司港レトロ倶楽部、NPO法人タウンビルネットワーク北九州 ＜オブザーバー＞九州運輸局	県境市町村連携
163	○	年長者施設利用証広域連携事業	高齢者(65歳以上)の生きがいを高め、社会参加の促進を図るため、年長者施設利用証を交付し、市立の文化・体育施設を無料または割引料金で利用できるようにしたもの。 平成15年6月から関門連携の一環として下関市との相互利用を開始。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
164	○	関門海峡ライトダウンイベント	平成20年7月7日は、地球温暖化問題を重要課題の1つとする洞爺湖サミット初日であり、政府はこの日に家庭や施設でのライトダウンを呼びかけており、「クールアース・デー」としている。 そこで「クールアース・デー」のイベントとして、夜景の名所で全国に知られている関門地区で、「関門海峡ライトダウンイベント」を実施した。市民に対し地球温暖化問題について考えるきっかけとするとともに、環境首都である北九州市の地球温暖化防止に向けた取組を全国に発信することを目的とする。	イベント開催	福岡県：北九州市 山口県：下関市 その他：西日本高速道路、その他ライトダウン実施企業及び家庭等	県境市町村連携
165	○	関門景観条例(関門景観形成の推進)	北九州市と山口県下関市は両市民の貴重な財産である関門の景観を一つと捉え、恒久的に保全、育成、継承していくため、両市で同一の条例である「関門景観条例」を制定し、関門景観の整備を推進している。この条例は、景観について県境を越えた自治体が同一条文、同一名称の条例を制定したもので、これに基づき、県境を越えたエリアを「関門景観形成地区」に指定し、当該地区の景観誘導のため「関門景観形成指針」を定め、一定規模以上の建築物の新築等を行う場合、当該地区自治体と届出・協議を行なうものである。 なお、地方自治法第252条の2の規定により、諮問機関として関門景観審議会及び両市の連絡調整のため関門景観協議会を共同設置している。	環境管理	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
166	○	関門シティ電車構想推進事業(関門シティ電車構想の推進)	北九州市と山口県西部地域との交流を促進し、県境を越えた経済圏の活性化を図るため、時刻表を気にせず何時でも乗れる直通列車の運行を目指すもの。 平成8年9月に『関門シティ電車運行実現期成同盟会』が発足し、本市は平成9年度に正式加盟した。	要望活動	山口県：下関市、下関市議会、下関商工会議所、下関市商工会 福岡県：北九州市、北九州市市議会、北九州商工会議所	県境市町村連携
167		関門海峡道路の早期実現に向けた取組み	関門海峡道路の早期実現に向けて、地元自治体及び民間団体と連携を図り、調査・要望活動などを行っている。 ※事業(関門海峡道路)の意義 ・関門地域の連携、さらに広域的な連携の促進に重要 ・広域道路ネットワークにおける代替性(リダンダンシー)確保の役割を果たす ・国際貿易、交流を支える拠点をつなぐ道路 ・現在の関門トンネルは、開通から50年が経過し、老朽化が進み、また、慢性的な渋滞も発生しており、交通混雑の緩和を図る	要望活動	・関門海峡道路整備促進期成同盟会 福岡県：福岡県、北九州市 山口県：山口県、下関市 ・関門海峡道路建設促進協議会 →九州経済連合会、中国経済連合会など民間団体	県連携
168	○	日本海峡フォーラム(平成20年度は「海峡友好都市交流事業」として開催)	「海峡」を持つ都市が共通の話題について語り合い、海峡資源を活かしたまちづくりについて考えるとともに、海峡都市相互のネットワークを広げることを目的に開催。	地域間交流	関門海峡、津軽海峡を臨む4市 山口県：下関市 福岡県：北九州市 北海道：函館市 青森県：青森市	その他
169	○	海の日海峡クルージング(北九州・下関海の日海峡クルージング)	1 趣 旨 海の日に因み、広く海洋・海事思想の普及を図るとともに、北九州・下関両市民の交流を図ることを目的に、例年7月下旬に「海峡クルージング」を開催。 2 概 要	イベント開催	○実行委員会 福岡県：北九州市港湾空港局 山口県：下関市港湾局 その他：社団法人九州海事広報協会、北九州海の日協賛会、下関海の日協賛会	県境市町村連携

No.	重複	(1)事業名	(2)事業概要	事業概要分類	(3)構成団体	構成団体分類
			北九州市・下関市で大型フェリーを各1便チャーターし、両市から一般公募した参加者を乗せ、関門海峡をクルージングする。 参加者には、海や港に対する理解を深めていただくとともに、船を身近な乗り物として親しんでいただくために、船内では工夫を凝らした様々なイベントを開催する。		○その他関係機関 九州運輸局、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、門司海上保安部	
170		海峡花火大会	海峡花火大会は、関門海峡を挟んで共に発展してきた北九州市と下関市との連携と交流を深め、海と港への関心を高めるとともに、お盆の帰省客を華やかに迎えるため開催している。	イベント開催	福岡県：(北九州市) 海峡花火大会実行委員会門司 山口県：(下関市) 海峡花火大会実行委員会 ※両実行委員会とも民間のまちづくり団体を中心に組織され、行政も参画している。	県境市町村連携
171	○	馬島への給水事業	下関市六連島・小倉北区馬島間に海底送水管を布設し、下関市から1日最大16.5m ³ の分水を受けて、馬島に飲用水等の生活用水を供給する水道を整備を行い、平成16年4月から給水開始。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市	県境市町村連携
172	○	関門トンネル水道連絡管事業	関門トンネルを経由して、福岡県北九州市水道局と山口県下関水道局の配水管を連結し、非常時に送受水ができる体制の整備を行い、非常時(漏水や事故等)に、水融通を行うことで、給水制限の回避や緩和を図る。	行政サービス	福岡県：北九州市 山口県：下関市 その他：JH(旧)日本道路公団)	県境市町村連携
173	○	子ども文化パスポート事業	文化施設等の無料(一部有料)パスポート発行し、小・中・特別支援学校の児童生徒、幼稚園・保育所などの幼児に、今まで以上に文化施設等に来てもらい、歴史・文化・自然に接する機会を増やし、「心の豊かさ」をはぐくむとともに、「家族のふれあい」の増進を図ることを目的としている。	行政サービス	事業実施：北九州市、下関市、長門市 パスポート配布先：上記以外に、中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町	県境市町村連携
174	○	北九州市、下関市図書館等広域利用	北九州・下関両市の居住者が、双方の図書館等で貸出利用ができるようにすることで、両市の一層の交流を図る。	行政サービス	下関市立図書館	県境市町村連携
175		関門よさこい大会	平成19年から馬関まつり(毎年8月下旬開催)時に開催 門司区と下関市のよさこいチームを中心に企画・運営 海峡を挟んだ会場を渡船で回る「日本一のロケーション」をキャッチフレーズで参加チームを募集 平成19年は54チーム参加、平成20年は28チーム参加	イベント開催	福岡県：関門よさこい大会実行委員会門司(よさこいチーム、まちづくり団体、観光事業者、北九州市) 山口県：馬関まつり推進協議会	県境市町村連携
176	○	関門海峡・温故知新塾	本事業は、旧門司市制施行100周年であった平成11年度に開講し、北九州市民と下関市民が『関門地域』の歴史や文化などについて学習し、その意義や価値を再確認するもの。 また、事業を通じて、今後の新しいまちづくりや文化の方向性を考える上での一助にするとともに、自主学习グループの誕生や関門での両市民の交流を図る。	地域間交流	福岡県：北九州市門司区 山口県：下関市	県境市町村連携
177		集まれ! 圀川調査隊	圀川流域の自然とのふれあいをテーマとし、流域全体での河川浄化に向けた雰囲気づくりと流域住民の交流に寄与することを目的として、平成19年度より開始した事業。 圀川の両岸の足立区及び八潮市、埼玉県や関係団体、住民等、圀川に係る様々な主体の協力により実施した。また、会場も圀川両岸の2会場とし、両岸の住民が相互に行き来することにより、それぞれの活動に対する理解や住民同士の交流がさらに深まることをめざした。 イベント当日は、圀川に生息する魚類や野鳥、昆虫等を参加者が確認し、流域の動植物に対する理解やふれあいを深めた。	環境管理	東京都：足立区 埼玉県：埼玉県、八潮市	地域資源連携
178		伊万里松浦どっちもうまか祭	佐賀県伊万里市と長崎県松浦市は伊万里湾を取り囲んで位置している。これら2市が共同で連携してなにか実施できないかということで、「環伊万里湾各都市研究会」を平成17年に立ち上げた。 この研究会の取り組みで、福岡都市圏をターゲットとした2市共同の物産展開催が決まり、平成20年1月末、同年10月上旬に2回開催した。	観光振興	環伊万里湾核都市研究会 佐賀県：伊万里 長崎県：松浦市	県境市町村連携

注) No.18「戸籍情報システム運用事業」は、アンケート回答が得られたが、県境を越えた事業内容ではないことから、集計・分析からは除外した。

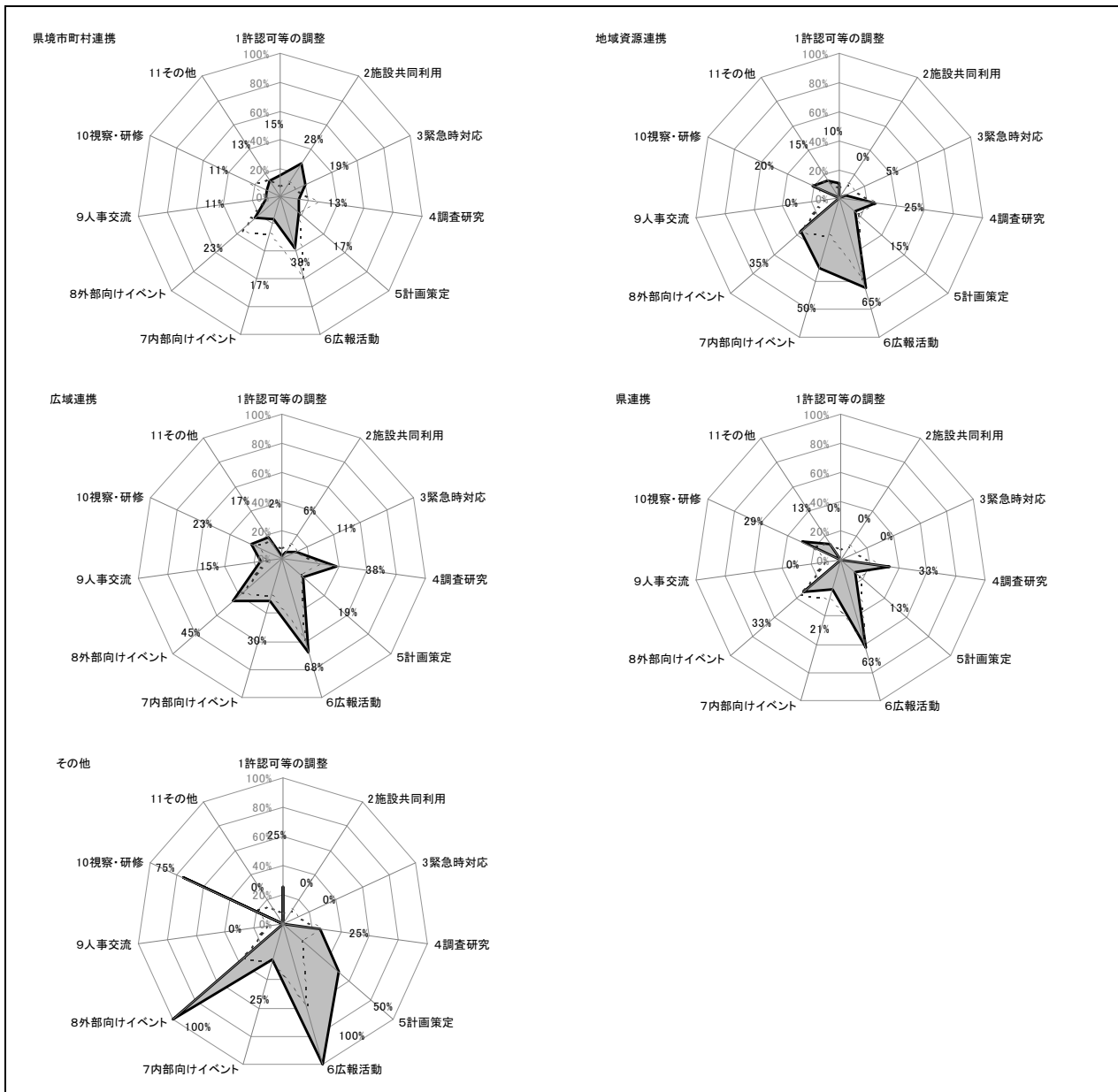
参考資料 3-3 アンケート調査の集計結果（本文未掲載分）

① 事業内容別及び連携形態別にみた取組み内容



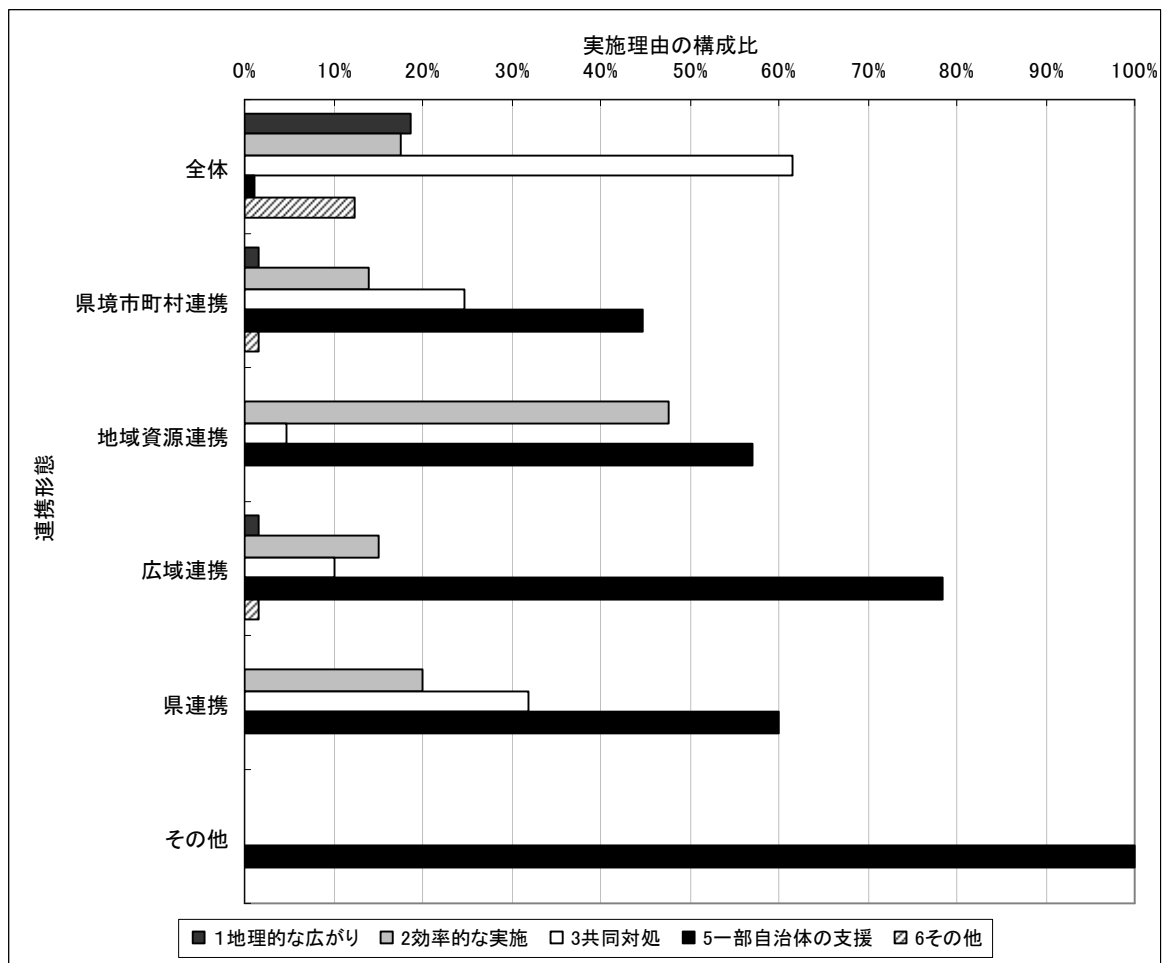
参考図 3-1 事業内容別にみた取組み内容

参考図 3-2 連携形態別にみた取組み内容



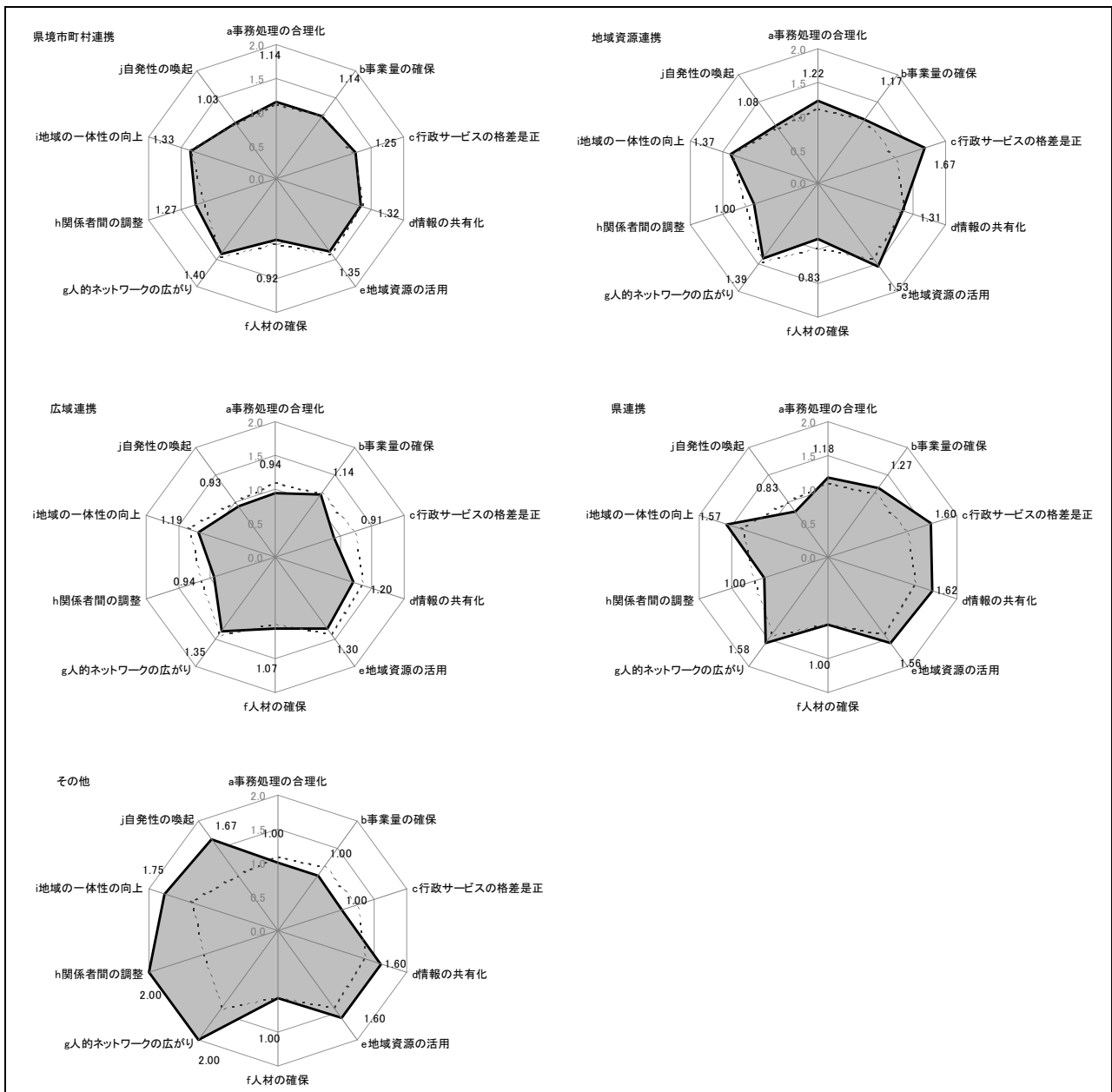
② 連携形態別にみた実施理由

	事業数	1 地理的な広がり	2 効率的な実施	3 共同対処	5 一部自治体の支援	6 その他
全体	177	19%	18%	62%	1%	12%
県境市町村連携	65	2%	14%	25%	45%	2%
地域資源連携	21	0%	48%	5%	57%	0%
広域連携	60	2%	15%	10%	78%	2%
県連携	25	0%	20%	32%	60%	0%
その他	6	0%	0%	0%	100%	0%

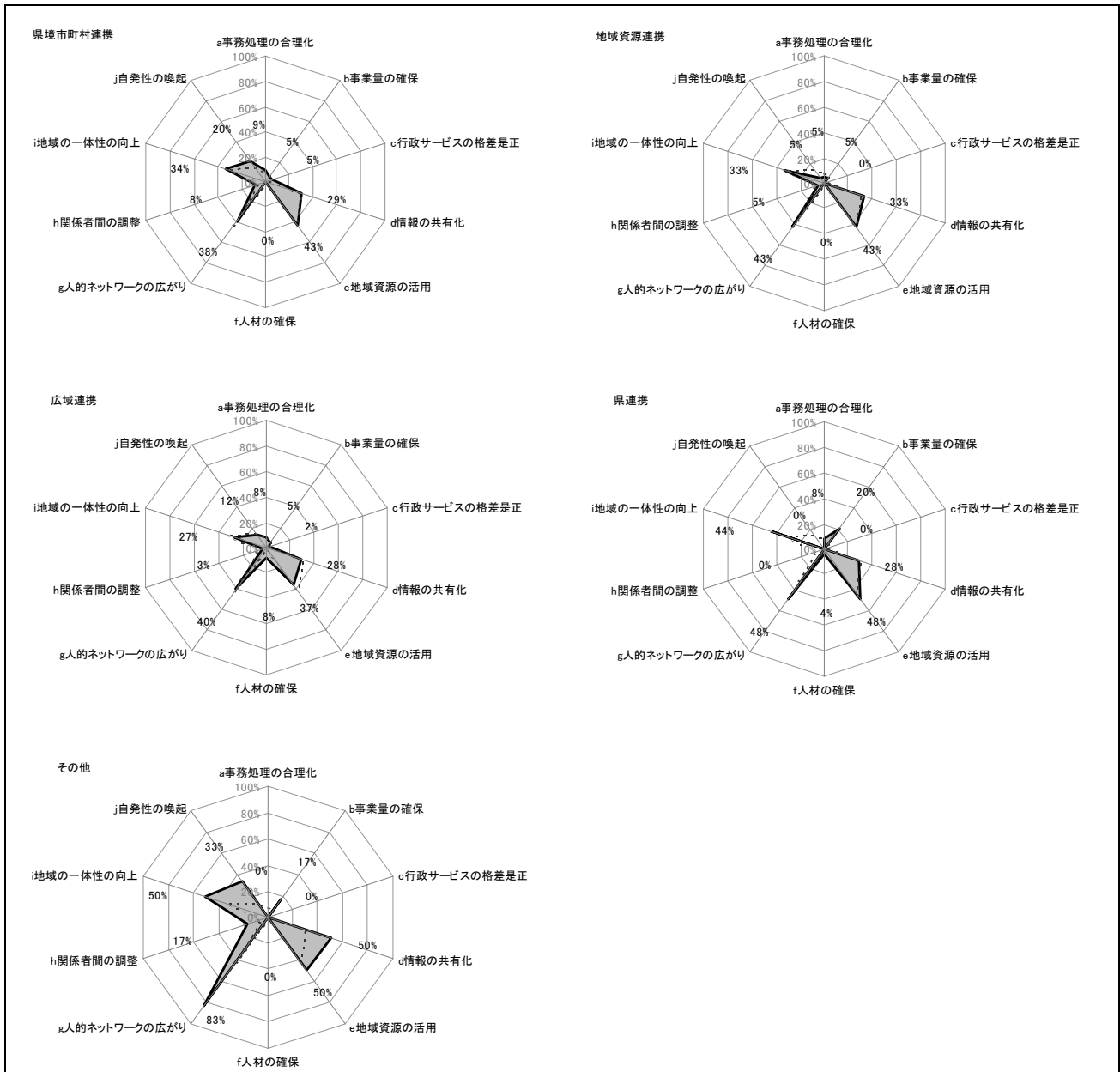


参考図 3-3 連携形態別にみた実施理由

③連携形態別にみた連携事業の効果

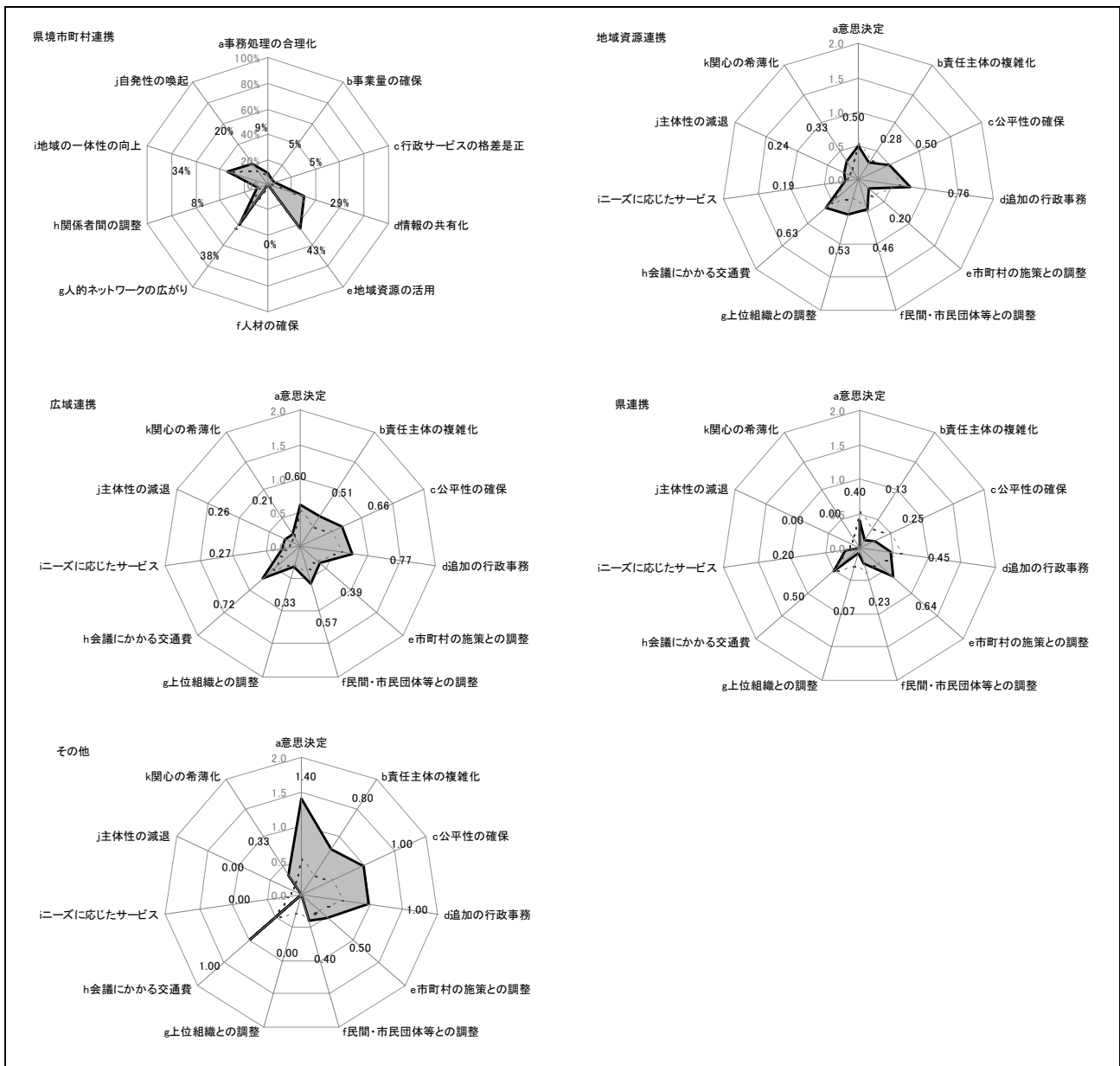


参考図 3-4 連携形態別にみた連携事業の効果

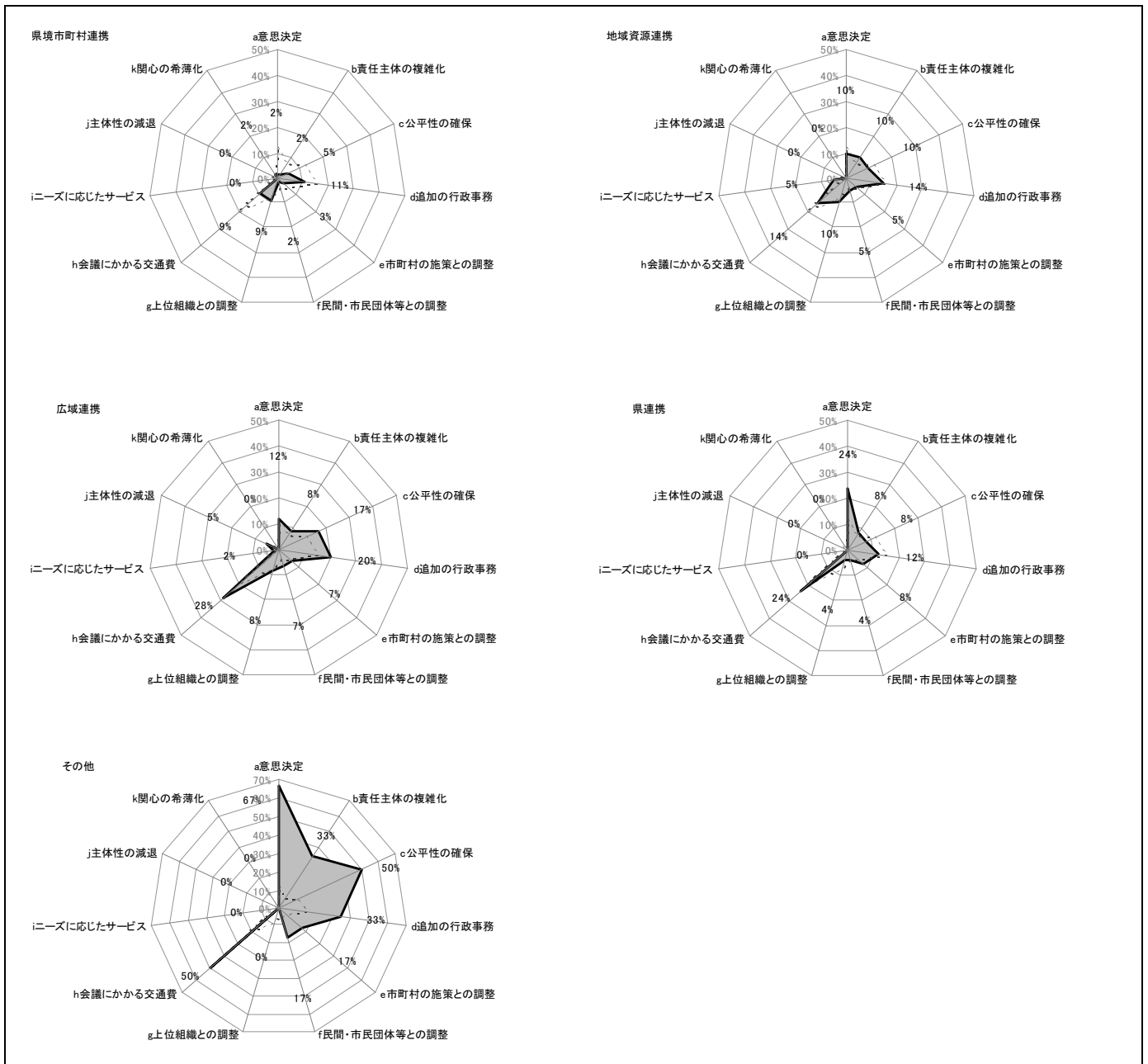


参考図 3-5 連携形態別にみた県境を越えることにより効果が増した項目

④ 連携形態別にみた連携事業の負担

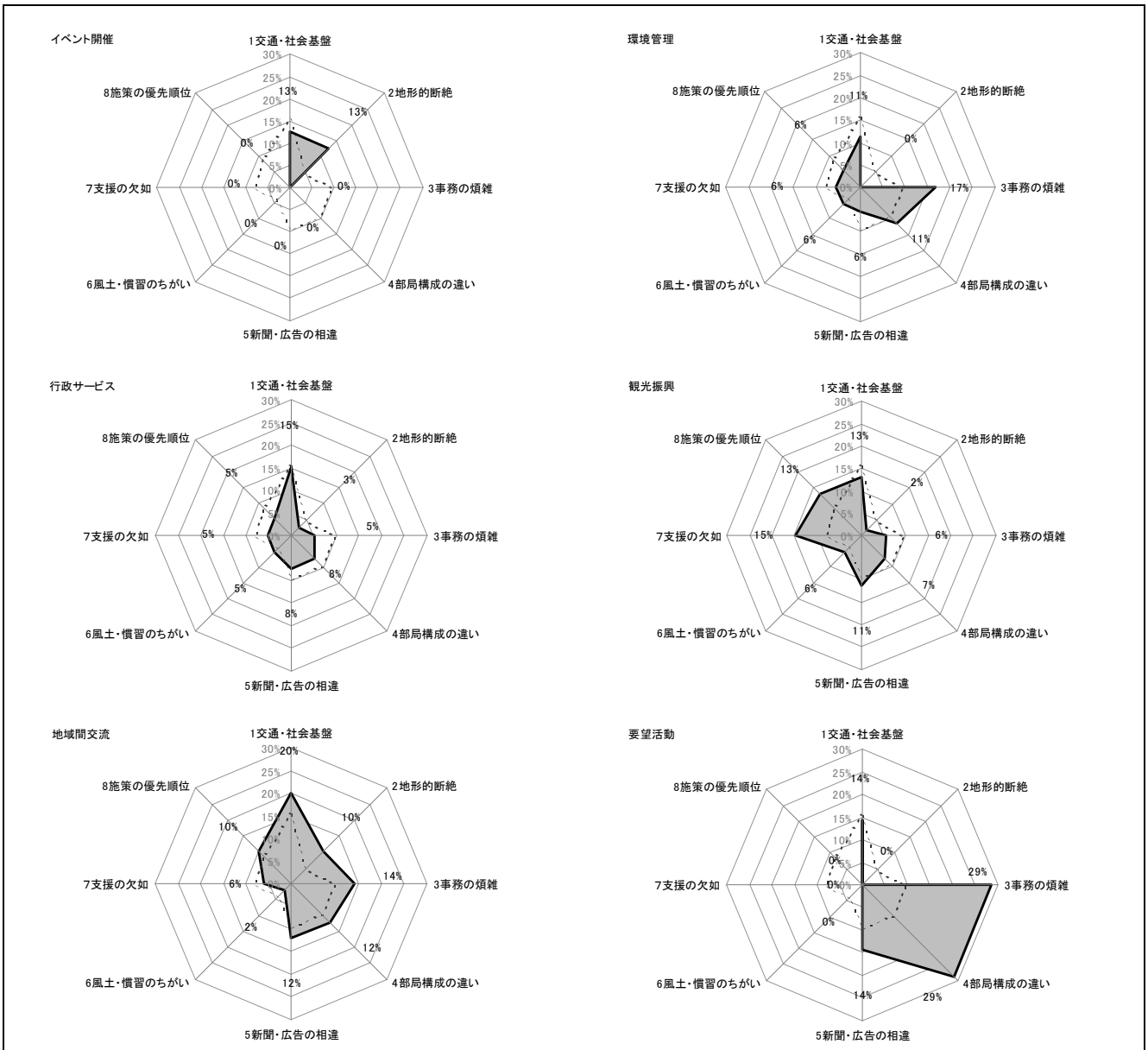


参考図 3-6 連携形態別にみた連携事業の負担



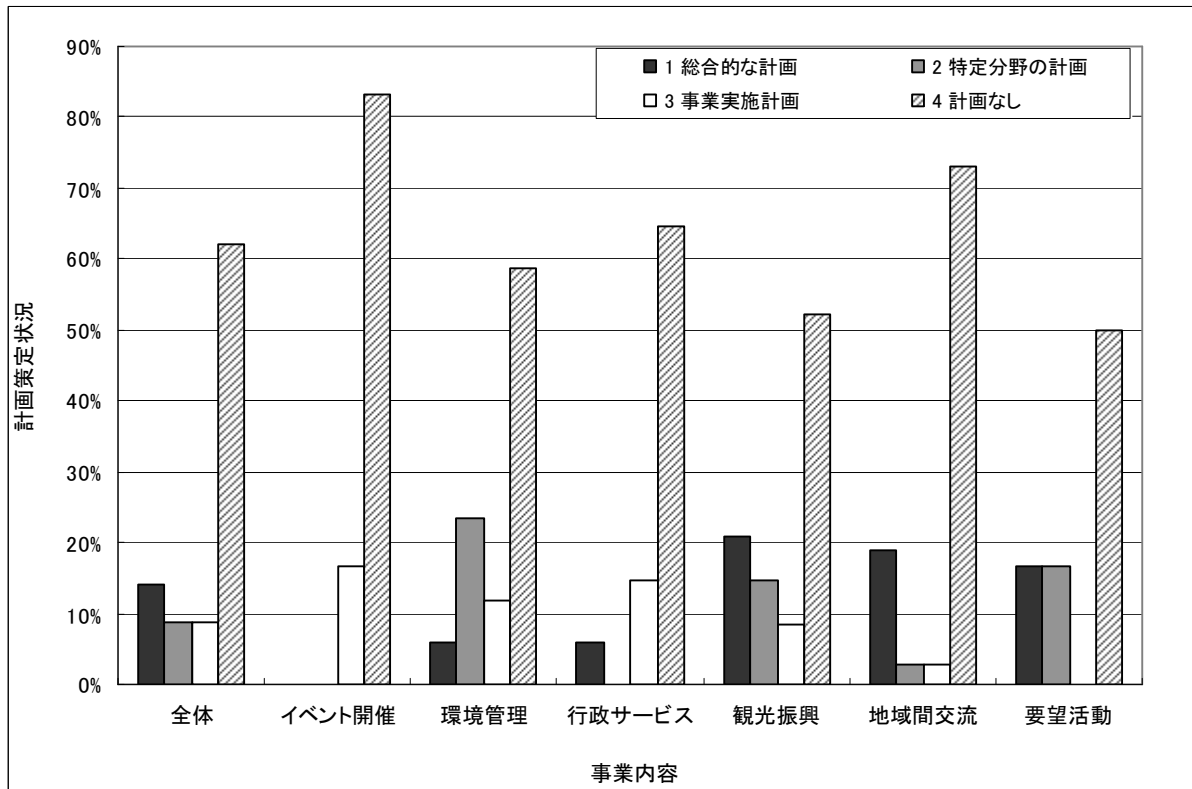
参考図 3-7 連携形態別にみた県境を越えることにより負担が増した項目

⑤ 事業内容別にみた県境での障害

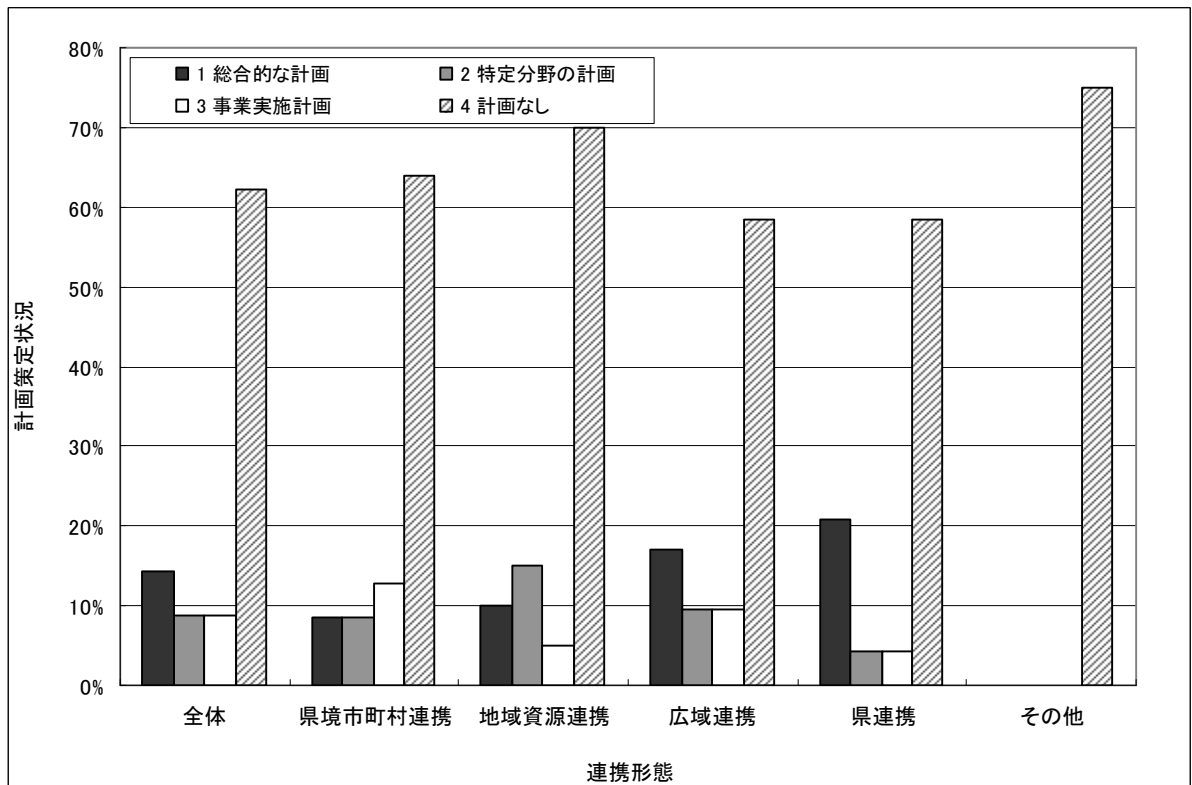


参考図 3-8 事業内容別にみた県境での障害

⑥ 事業内容別及び連携形態別にみた計画策定状況



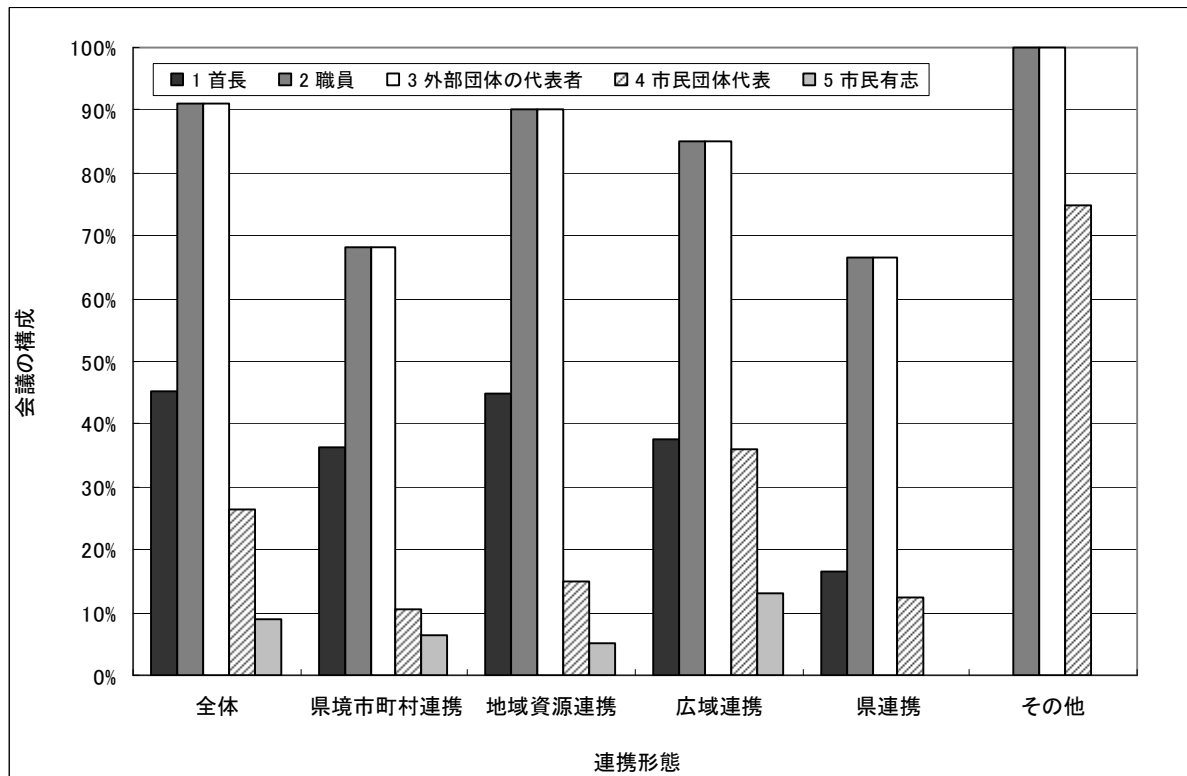
参考図 3-9 事業内容別にみた計画策定状況



参考図 3-10 連携形態別にみた計画策定

⑥連携形態別にみた会議の構成

	事業数	1 首長	2 職員	3 外部団体の代表者	4 市民団体代表	5 市民有志
全体	148	45%	91%	91%	26%	8.8%
県境市町村連携	47	36%	68%	68%	11%	6.4%
地域資源連携	20	45%	90%	90%	15%	5.0%
広域連携	53	38%	85%	85%	36%	13.2%
県連携	24	17%	67%	67%	13%	0%
その他	4	0%	100%	100%	75%	0%

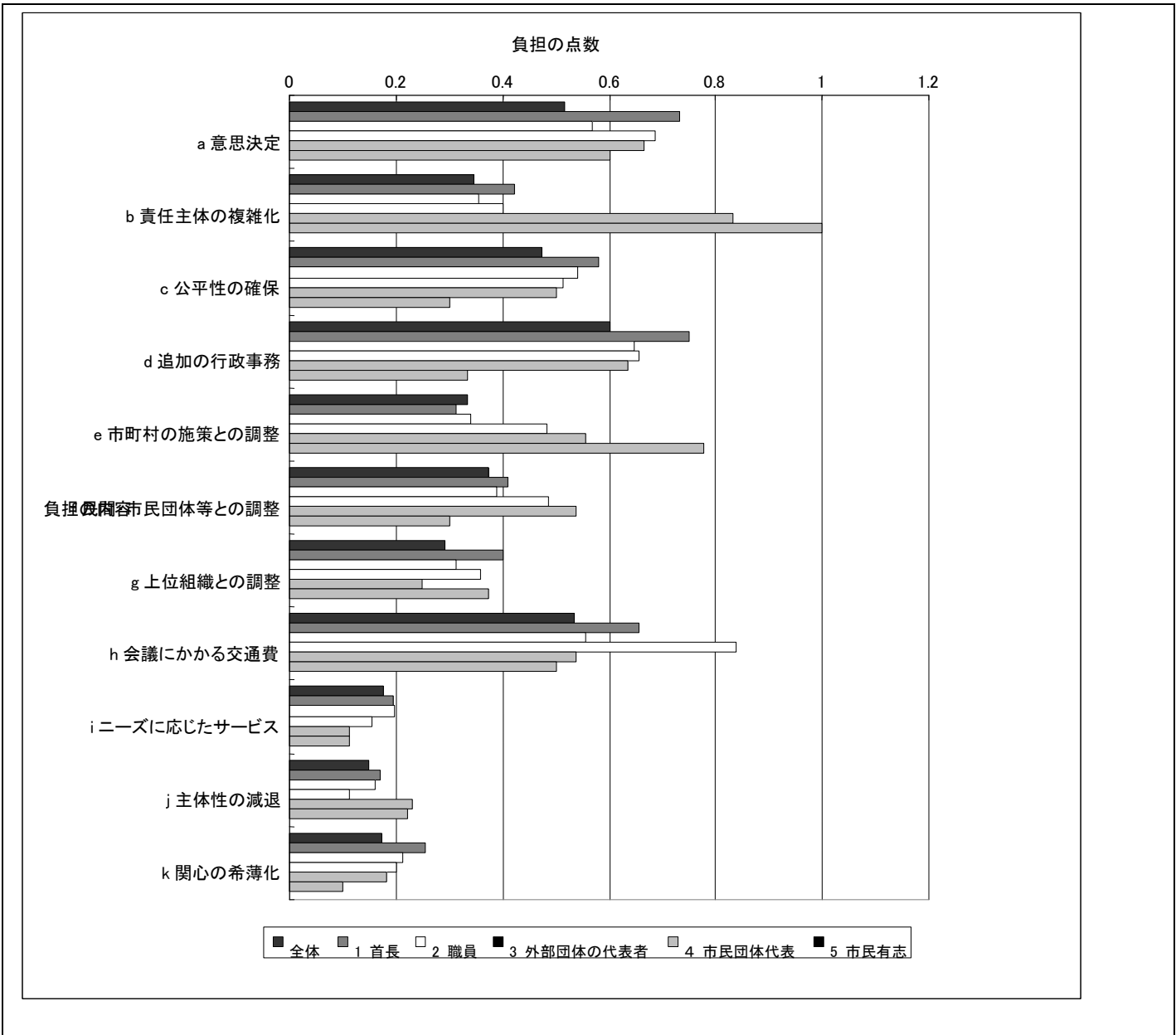


参考図 3-11 連携形態別連携事業に関する会議の開催状況

⑦会議の構成別にみた連携事業の負担

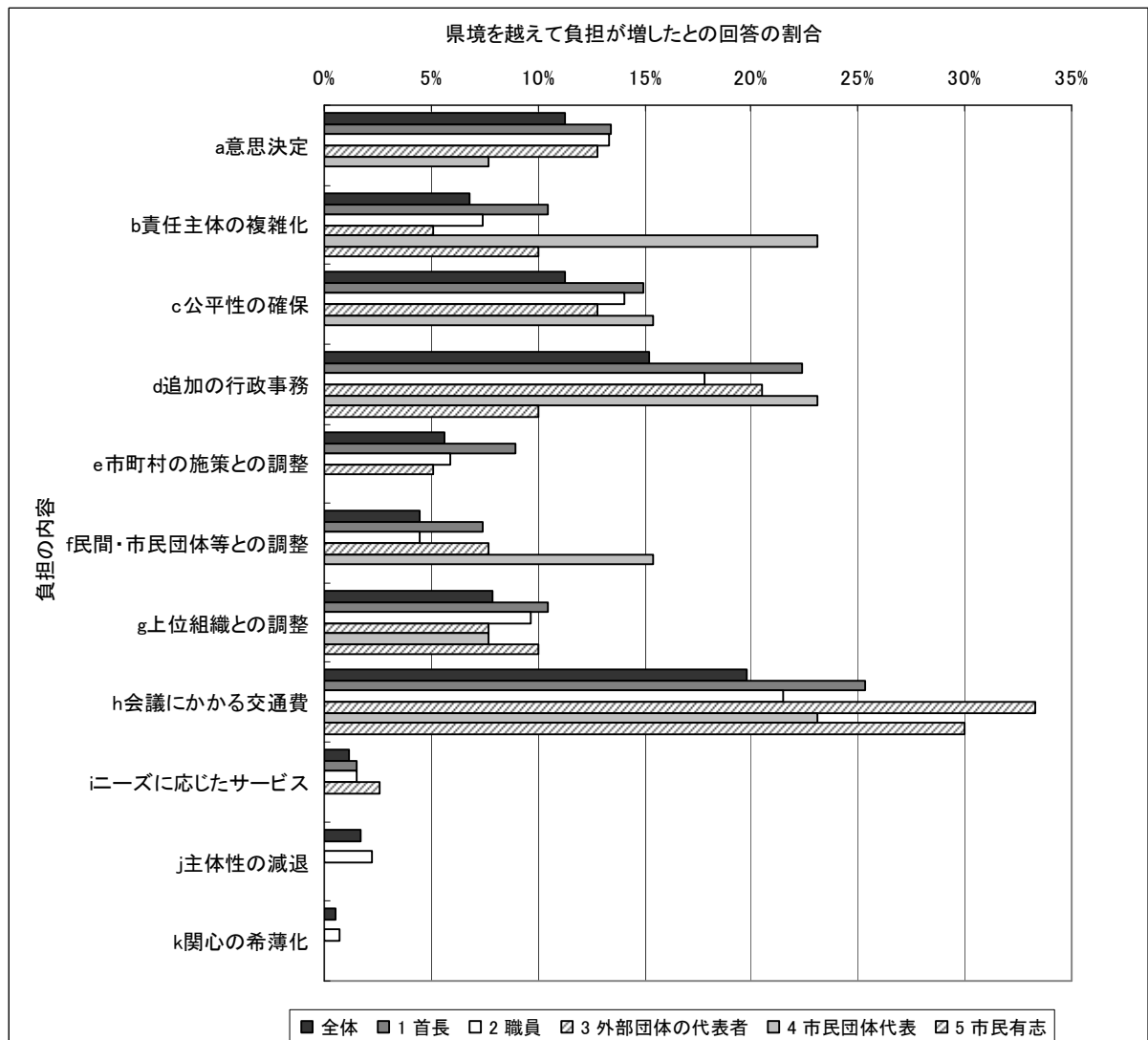
参考表 3-1 会議の構成別にみた連携事業の負担

	全体	1 首長	2 職員	3 外部団体の代表者	4 市民団体代表	5 市民有志
a 意思決定	0.52	0.73	0.57	0.69	0.67	0.60
b 責任主体の複雑化	0.35	0.42	0.35	0.40	0.83	1.00
c 公平性の確保	0.47	0.58	0.54	0.51	0.50	0.30
d 追加の行政事務	0.60	0.75	0.65	0.66	0.64	0.33
e 市町村の施策との調整	0.33	0.31	0.34	0.48	0.56	0.78
f 民間・市民団体等との調整	0.37	0.41	0.39	0.48	0.54	0.30
g 上位組織との調整	0.29	0.40	0.31	0.36	0.25	0.38
h 会議にかかる交通費	0.54	0.66	0.56	0.84	0.54	0.50
i ニーズに応じたサービス	0.17	0.20	0.20	0.15	0.11	0.11
j 主体性の減退	0.15	0.17	0.16	0.11	0.23	0.22
k 関心の希薄化	0.17	0.26	0.21	0.20	0.18	0.10



参考図 3-12 会議の構成別にみた連携事業の負担

	全体	1 首長	2 職員	3 外部団体の代表者	4 市民団体代表	5 市民有志
事業数	177	51	54	54	54	27
a 意思決定	11.3%	13%	13%	13%	8%	0%
b 責任主体の複雑化	6.8%	10%	7%	5%	23%	10%
c 公平性の確保	11.3%	15%	14%	13%	15%	0%
d 追加の行政事務	15.3%	22%	18%	21%	23%	10%
e 市町村の施策との調整	5.6%	9%	6%	5%	0%	0%
f 民間・市民団体等との調整	4.5%	7%	4%	8%	15%	0%
g 上位組織との調整	7.9%	10%	10%	8%	8%	10%
h 会議にかかる交通費	19.8%	25%	21%	33%	23%	30%
i ニーズに応じたサービス	1.1%	1%	1%	3%	0%	0%
j 主体性の減退	1.7%	0%	2%	0%	0%	0%
k 関心の希薄化	0.6%	0%	1%	0%	0%	0%



参考図 3-13 会議の構成別にみた県境を越えることにより負担が増した項目

参考資料 3-4 アンケート自由回答例にみる県境連携事業の効果と課題¹

<p>① 連携に至る動機（連携の目的）</p>	<p><u>特定の課題への対処を目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一市町村では、大規模災害に対しては対応できないため、周辺市町村と連携を図ることで減災に対応するため。 ・隣接する市から送水管を布設するほうが、経費、工期等を削減できる。 ・非常時（漏水や事故等）に送受水ができる体制の整備を行い、非常時に水融通を行うことで、給水制限の回避や緩和を図る。 ・殊に防災に係る部分については、県域に囚われない早期の対応が可能となる。 ・開業の新幹線駅の利用想定地域間が連携することにより、開業効果を十分に活用するため。 ・イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害防止対策のための連携事業であり、野生鳥獣の生息域が県境を越えた広域に及ぶため、共同での認識の下で対策に取り組むことが必要である。 ・河川浄化については、流域全体としての取組みが不可欠であることから、兩岸の自治体の連携が必要である。 ・地域の知名度向上や経済波及効果が期待できる。 ・外国人観光客の誘客については、外国人観光客が広域的に国内を移動することから、県境連携により事業対応するのに適している。 <p><u>連携地域での総合的施策の展開を目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光交流空間としての質を高める取組を多様な主体の参画により総合的に進めていこうとすることを目的としていることから、実に多種多様な事柄が絡んでくる。むしろ無関係な行政項目のほうが少ないとも考えられる。 ・県境の地域連携のあり方を共通認識のもと検討するため。 ・各地での成功事例を学び、意識啓発すると共に、事業拡大のチャンスをつかむ。 						
<p>② 事業における国の役割・調整機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の意思で遂行できる事業や経済圏の事情により取組内容が決定される事柄については、県境の有無はあまり関係ない。しかし、県との調整が必要な場面や市町村間の調整に県の助力を得る場面では、各県庁の抱える事情や組織文化が県境を越える市町村連携と円滑な活動についての阻害要因となる場合はある。本事業については地方整備局の担当部署が適宜調整に入ってくれたことで深刻な事態にはならなかった。 ・国からの予算の支援の事例 <table border="1" data-bbox="443 1133 879 1368"> <tr><td>地域活性化事業</td></tr> <tr><td>国営公園維持管理業務</td></tr> <tr><td>CATV 網の多目的活用調査研究事業</td></tr> <tr><td>観光圏整備事業</td></tr> <tr><td>鳥獣害防止総合対策事業(広域連携型)</td></tr> <tr><td>公共交通総合連携事業</td></tr> </table> 	地域活性化事業	国営公園維持管理業務	CATV 網の多目的活用調査研究事業	観光圏整備事業	鳥獣害防止総合対策事業(広域連携型)	公共交通総合連携事業
地域活性化事業							
国営公園維持管理業務							
CATV 網の多目的活用調査研究事業							
観光圏整備事業							
鳥獣害防止総合対策事業(広域連携型)							
公共交通総合連携事業							
<p>③ ハード施策（インフラ整備等）による影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園自体が県をまたがっている。 ・トレッキングルートが県境に整備されたことによって、この運用には地域連携が必須条件となり、横のつながりが出来た。情報共有も必要となった。 ・2つの国道をつなぐ連絡道路の実現が両市の最大の希望です。この道路が実現すれば人とモノの物流が大きく変わり、両市だけでなくブロック単位の活性化に大きく寄与すると考えます。 						
<p>④ ソフト施策による影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併による一部事務組合の統廃などにみられるように、県境を跨ぐ広域行政等については、国や県は理解が薄いのではないかと。 						
<p>⑤ 先進的・興味深い取組内容等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県境付近における廃棄物の不法投棄を防止するため、隣県等と合同でパトロールを実施。 ・合同求人説明会を開催。 ・海抜ゼロメートル地帯という地域特性から、県境の団地を地域防災拠点の一つとして避難場所に定めた。 ・河川流域での水源地保全活動。 ・水防上必要な予報、警報、監視通信の確保連絡、水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力。 ・CATV網を活用した生活支援を研究。 ・湖など沿岸の清掃活動。 						

¹ 本自由回答意見では、具体の実施箇所等が明らかにならないよう、表現を改変して掲載した箇所がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の旅行会社・メディア関係者等招聘。 ・景観法の運用。 ・耕作放棄地解消対策の取り組み。 ・鳥獣害防止総合対策事業。 ・公共交通利用の促進。
<p>⑥ 事業効果</p>	<p><u>事業そのものの効果の拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携して観光名所をPRすることにより、観光客が倍増した。 ・清掃範囲が広がった。 ・大都市圏から観光地へ誘客促進の効果が考えられる。 ・景観は、行政区域にとらわれず、一体的に保全・形成されるべきものであるため、条例を制定できたことは、非常に効果的であったと考えます。 ・この地域へ訪れる観光客にとって県境は関係なく、県内のみの観光案内では観光客に満足を与えられなかったが、この広域事業によって、全面的に案内でき、観光客に有益な情報を与えることができる。 ・地域によっては、市内の図書館よりも距離的に近く、相手の市には蔵書数も多い図書館があるため、利用は増え、効果があった。自県内の図書館は相互貸借のネットワークが構築されているが、他県とは連携手段がなかったため、利用者の求める資料を紹介できる方法が増え、図書館としても良かった。 ・今回の連携事業は、市町村の協議で対応できる課題だが、県境があることにより十分な活動がこれまで進んでいなかった。関係県が参加して、共同して取り組むことにより、課題解決に向けて前進した。 <p><u>情報発信力の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの観光客の訪れる他県の地域と連携することで、本市の情報発信力の増加につながった。 ・連携事業を行なうことにより、広域観光周遊としての情報発信を行うことができ、地域一体となったプロモーション活動を行える。 ・話題性が高く、ニュースソースとしての価値が高まる。県境の意識が薄くなり、地域の一体感が高まる。 ・各自自治体の行事、イベント等を県外へも情報発信ができた。 ・県境地域の花施設がまとまることによる、対外的な周知が図られたと考える。 <p><u>地域、自治体間の一体感の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の一体感の醸成の効果がある。 ・同様の文化を持ちながら県境によって分けられているが、連携により一体性が醸成されてきた。 ・周辺市町村間での情報の共有化が図れたことにより効果は大きくなった。 ・自治体のみならず、市民・事業者と協働することにより、多様な視点が生じ流域環境を一体的に保全する活動につながっている。 ・自治体の交流に伴い、一部、民間事業社の交流（視察）も見受けられるようになった。 ・もともと住民間では、行政間と比べて県境の垣根が低いことがあり、自動車道の開通をきっかけに始まった自治体の連携が住民感覚に近づいた面もある。 ・自治体職員間での交流が、仕事に対する刺激を与え、連帯感を生みだしている。広域共同イベントを通し、歴史や文化、産業の相互の交流促進が図られた。 <p><u>複合的効果による都市地域の競争力発展</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（肯定・否定含めて）社会的な注目度の向上、関係者のモチベーションの向上、国の公募事業などでの採択可能性の向上、参画した市町村間の競争意識を刺激（同時に視野の拡大、発想力アップへの好影響） ・地理的条件、産業構造等が同じ地方都市の連携と競争により、新たな都市価値の向上やエネルギーが生じるという効果。
<p>⑦ 県境を跨ぐことによる諸課題</p>	<p><u>意思決定・調整の困難性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担については、調整がむずかしいことはあると思う。観光資源とか資源の差があるので、平等に事業を実施することはむずかしいので、その調整がむずかしいことがある。 ・一部において機動性が犠牲になったこと。担当者交代による活動の一時的な停滞（残留した担当者が他市の後任者に説明する場面もあった）。事業中の首長交代による混乱が他の組織にも及ぶため不安感を抱えることになった（特に平成の大合併と時期が重なったことによる影響は少なからず生じた）。

- ・意思決定において、調整に時間がかかる。県境を跨ぐ場合、さらに両県との調整が必要な場合、より調整が困難となり、手間取ることとなる。
- ・持ち回りで事務局を担当しているが、それぞれの県の意向（施策・財政状況等）により連携事業の進め方・方向性が相違することがある。また、県主導の協議会であることから、本来、県境連携の主体となるべき町村の主体性が減退している。
- ・事業実施にあたって、各構成団体の意見が異なることから、事業内容の合意形成を得るのに時間がかかる。
- ・県境連携における責任の所在やリーダーシップをどこがとるのが大きな課題となる。地域連携の目標となるビジョンを策定したが、国や県の上位計画（総合計画等）との整合に難を極めた。
- ・自治体間の広域連携事業については、実施する事業やその具体的な内容等について、意思統一を図ることが困難なケースが多い。
- ・企業誘致等、自治体間の利害がからむものは調整が難しい。
- ・県によって担当部局が異なる場合があるため、部局ごとに温度差があり、県と一体となった取り組みを行いにくい面があります。

予算の確保

- ・町村間が一部遠距離であり、また圏域のエリアが広大であるため、連携して行なう事業の選択肢が限られている。このことは、自治体の負担金のみを財源としていることにも起因している。
- ・協議会のための予算がとれない。
- ・各自治体の財政状況悪化に伴い、負担金額の維持が困難になりつつあるため、事業規模の縮小が懸念される。
- ・国県補助メニューの採択（の減少）。

事務的負担の増加

- ・会長市、副会長市になった場合、事務量が増加するため負担増。
- ・事業内容の実施については、問題点はあまりないが、構成団体の県が違うことにより、規約の許認可、各県の方針の相違、調査方法の相違等、事務費が増える傾向にある。
- ・事業の実施にあたっては、幹事となる当番の自治体に事務的な負担となる場合が多い。各自治体がこの事務について専属でやっているわけではなく、兼務で行なっているため、事務的に負担が重なる。県境の影響はない。

その他

- ・遠距離となり、打合せ等の際、時間を要する。
- ・県域による情報の分断（隣の県の施策が分からない）。
- ・一部事務組合から市単独の受委託の関係となったが、委託する側の方が立場が弱い。
- ・計画処理量を越える搬入量となるため、処理負荷が高い。

**⑧ ⑦に対する
解決策**

特定自治体のリーダーシップ

- ・総会・部会会議のほか、中心となっている自治体が年2回構成市町村を挨拶回りしている。
- ・施設の老朽化に対する修繕等の負担を按分するため負担が軽減された。連携という意味では、立場が対等な事務組合の方が良いかと思われます。

内外での情報の共有化

- ・年に一度、全ての人が集まるサミットを開催している。
- ・連携交流事業の着実な実施に向け、随時、両市行政担当者会議や連携交流会議担当者会議を開催し、情報提供・情報共有などに努めている。
- ・連携事業実施においては、それぞれの条例・規則等法制度上の問題がないよう調整すること。両市にプラスとなるよう期待できる成果が得られる事業とすることが基本であり、その為には企画部門だけの調整だけでなく、それぞれの事業担当課の積極的な参加が求められる。
- ・目的や手法、運営について意思統一を行うと共に、課題が出た場合は、出来るだけ早く調整するようにしている。また、日頃から情報交換や交流を深めており、職員同士の信頼関係を構築している。
- ・構成自治体が飛び地となっているため、周辺町村の理解と協力が必要である。

国等からの支援

- ・県域で連携して地域づくりに取り組んでいる事例の紹介等の情報提供を要望します。
- ・国・県の協力、事務の簡素化。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業立ち上げ時や、大がかりな事業への国費補助や支援が必要。 ・県境連携事業に対する支援メニューの創設。 ・県境連携事業は、各県の意識の違いや観光資源のあり方の違いが浮き彫りになり、ひとつの市町村に負担が偏りやすい状況にある。今後国・県レベルで事業参加しやすい金銭的支援や事務支援（マネジメントやアドバイス）の仕組みづくりが必要である。 ・県境連携事業を実施している構成団体に、支援（交付金・補助金）する事業を検討していただきたい。 <p><u>事務の簡素化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携市で本庁間の距離が 100km 以上あるため、協議会の開催が困難です。そこで急を要する会の場合は書面議決という形をとって行っています。 ・連絡調整などについては、担当市が所属する県に所管していただくことにより事務の効率化を図る。 <p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の取組の下では自己都合の過度な主張を慎むべきだ、との論法で調整ができた。問題意識の共通とその解決に向けたビジョンが共有されていて、国民（住民）の福利増進のために協働して解決するとの意識を持ちうるならば克服可能である。
<p>⑨ 県境連携促進のための創意工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県境を越える連携の必要性があれば、障害等乗り越えて連携は行なわれるし継続もされるが、県境連携事業の推進体に独立した法人格が付与される道が容易になればより円滑で柔軟な事業展開が見込まれる。例えば、P F I 事業にある特定目的会社のような制度が県境連携事業に際して用意され、通常の株式会社よりも簡易な会計・税務の特例扱いを認められる法人制度を期待したい。また、対話と協調を基礎とする官民協働による地域づくり事業は、行政の単年度主義が事業の展開に少なからぬ成約を与えている。さらに、関係自治体の議会事情が次年度以降の予算確保を不透明にしているのは事実である。そこで、上記の特定目的会社的な法人が、官民から広く事業基金を集めて柔軟に管理運営する環境をつくることが望ましい。参考になる事例としては、アメリカ合衆国で展開されている CDC s のような制度を我が国でも取り入れるべきと考える。
<p>⑩ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県によって施策が違うこともわかるし、違いもわかるので、その中で連携することは、重要なことが多いと思う。 ・国、県、地元地域が柔軟な思考とビジョンの共有を適切に保っていることができれば、かなり広域の連携であっても成果を出すことは可能であるが、どこかが頑なにセクショナリズムに基づく主張を始めると、連携して取組の質や量が大きく低下する。従って、関係組織の意思決定システムがどのように機能しているか（担当者の意識、指示系統の感性レベル）が重要なのであって、県境の有無が絶対的な阻害要因となるものではない。 ・市町村、民間組織からも、連携事業への理解・協力は進んでいると思われる。しかしながら、受益者負担、民間主導の連携については、新たな動きが見られない。県の手が離れてからの展開はどうなるか不安要素である。 ・県境のみならず、州境となる地区においては、民間の JR なども会社を分割して経営しており、境となる地区ではサービスが分断されている傾向にあり、公共交通の利便性が低いものとなっている。地域の活性化のためには県境という見えない線でサービスを分断するのではなく、都市と都市のネットワーク上にある地域として地域づくりを考えてもらいたい。

参考資料 4-1 EU の社会経済戦略と地域政策

1. 社会経済戦略

(1) 経緯

1) リスボン戦略、イエテボリ戦略 (Lisbon strategy, Gothenburg strategy)

EU 域内の経済成長や格差是正等を目標とした基本方針として、リスボン戦略とイエテボリ戦略の2つが欧州理事会により採択されている。

リスボン戦略は、2000年3月に欧州理事会で採択された戦略である。IT産業に代表される知識経済(knowledge-based economy)の活力・競争力強化を目指す経済戦略と、人材への投資や社会的排除の根絶を通じた欧州社会モデルの更新を目指す社会戦略からなる。

同戦略が採択された背景には、①当時の米国がIT技術の発展に支えられて経済成長を遂げていることを踏まえ、欧州においてもIT産業等の知識経済を発展させてグローバル経済での競争力を確保すること、②インターネットや携帯電話等の普及に関してEU域内の地域間格差がみられ、その是正が必要とされたこと、が挙げられる。

同戦略の短期的な目標としては、全ての学校でインターネットの利用を可能にすること、重要な公共サービスへのアクセスの改善などがある。他方、長期的な目標として、以下を挙げている。

- 2010年までに、研究・開発への投資をGDPの3%に押し上げる。
- 就業率を70%に近づけ(2000年は61%)、また、女性の就業率を60%以上に高める(2000年は約50%)。
- 約3%の経済成長率を維持する。
- 低学歴の青年(18~24歳)の数を半減させる。

一方、イエテボリ戦略は、2001年6月に欧州理事会で採択されたリスボン戦略を補完する戦略である。持続性を妨げる7つの分野(社会的排除と高齢化、気候変動とエネルギー、交通、消費と生産、自然資源、公衆衛生、グローバルな持続可能な発展の促進)を特定し対策を求めることで、社会の持続可能な発展を目指す戦略となっている。

2) リスボン戦略の改定

2004年にリスボン戦略のレビューが行われ、中間的な評価が報告書¹としてとりまと

¹ High Level Group chaired by Wim Kok: Facing the challenge - The Lisbon strategy for growth and employment -, Nov 2004

められた。報告書では、欧州の経済成長は、近年の生産性の伸びの低さの影響を受け、米国よりも低い成長率にとどまっているとしている（1996-2003年で、米国の生産性が2.2%伸びたのに対し、欧州は1.4%にとどまっている）。また、主要経済データに関するEUと米国の値及びリスボン戦略で示された目標値の比較から、米国との格差が縮まっていないこと、2004年5月の東方拡大（東欧諸国等10カ国が新たに加盟）により戦略で示した目標の達成が難しくなったことを分析している（参考表4-1）。ほとんどの新規加盟国では、米国を凌ぐペースで経済成長率や生産性が向上しているが、これは、低税率や低賃金に惹かれ、従来のEU加盟国からの投資が増えていることに基づいており、新旧加盟国間には軋轢が生じている。EU内の結束力を高めるためには、リスボン政策の目標をEU全域で実現することが重要となる、とされている。報告書では、目標に対する進捗が思わしくない理由として、政策的な解決策の欠如、物やサービスに対する域内市場の不完全性などをあげている。

こうした課題を踏まえ、2005年2月に欧州委員会は“成長と雇用のための協働－リスボン戦略の新たなスタート－（Working together for growth and jobs. A new start for the Lisbon strategy）”（「改定リスボン戦略」等と通称される。）を公表した。ここでは、成長及び雇用の確保のため、就業率などの目標値よりも実施すべき行動を重視している。具体的には、2010年までに研究開発への投資をGDP比3%に引き上げること、国別の行動計画を作成して進捗状況を報告することを各国に求めている。

参考表 4-1 主要経済データの比較（2003年現在値と戦略目標値）

	EU25ヶ国 (拡大後)	EU15ヶ国 (拡大前)	米国	2005年 目標値	2010年 目標値
一人あたりGDP (EU15=100)	91.2	100.0	140.3	-	-
労働生産性 (EU15=100)	93.1	100.0	121.6	-	-
就業率(%)	62.9	64.4	71.2	67.0	70.0
女性就業率(%)	55.1	56.0	65.7	57.0	60.0
高齢者就業率(%)	40.2	41.7	59.9	-	50.0
研究開発費 (GDP比%)	1.9	2.0	2.8	-	3.0
温室効果ガス排出 (基準年=100)	91.0	97.1	113.1	-	92.0

(High Level Group chaired by Wim Kok: Facing the challenge - The Lisbon strategy for growth and employment -, Nov 2004 より作成)

2006年3月の欧州理事会では、改定されたリスボン戦略に沿った次の4つの優先実施事項（priority actions）が合意された。

- 優先実施事項1：ナレッジ及びイノベーションへのさらなる投資
- 優先実施事項2：中小企業等のビジネスポテンシャルの開放
- 優先実施事項3：フレキシキュリティ²を通じた雇用能力の改善
- 優先実施事項4：エネルギー資源の管理及び効率的で統合されたEUエネルギー政策に向けた動きの改善

2007年からの新たな結束政策では、この4つの優先実施事項に対処するようプログラム形成及び予算配分が行われている（詳細は「2. 地域政策」参照）。

3) リスボン戦略の評価と課題

現行のリスボン戦略について欧州委員会は、経済危機以前の時点で18百万以上の新たな雇用創出を支援しEU域内の失業率が12%から7%に減少するとともに、人々の雇用を維持する手段とインフラ、イノベーション、労働力に対する新たなスキル、省エネ及びクリーン技術分野への公共投資による大きな財政刺激をもたらした、と一定の評価をしている。一方で、グローバリゼーション、気候変動及び高齢化という大きな構造的チャレンジ並びに現在の経済危機への対応として、より環境に優しい、より持続的な、よりイノベティブな経済を構築するための新戦略が必要としている。関係者の間では、リスボン戦略で設定された目標の多くは未達成に終わり、失敗に終わったとする評価もある³。

² フレキシキュリティ（flexicurity）は、柔軟性（flexible）と安全性（security）を結びつけた造語。新しい労働市場政策を表す表現として、オランダやデンマークを中心に10年ほど前から欧州諸国で用いられている。これは従来の柔軟性か安全性かの二者択一ではなく、保護された柔軟性、つまり、社会的保護制度の中に埋め込まれた柔軟な雇用と妥当な水準の安定した雇用とを組み合わせ、労働移動の際の取り決めを指す（<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2006-01.htm>）。欧州委員会は2007年6月のコミュニケで、フレキシキュリティの共通原則を設定し、その促進を推奨している。

³ 例えば、平成22年1月10日の日本経済新聞朝刊記事では、欧州理事会議長国であるスペインのサパテロ首相が、現行戦略の反省を踏まえ、欧州委員会による監視や加盟国への制裁処置を新戦略に盛り込むよう提案したとしている。

(2) 新たな成長戦略の策定

現在 EU では、リスボン戦略が 2010 年に期限を迎えることを受け、今後 10 年間の新たな成長戦略の策定を進めている。

2009 年 11 月に欧州委員会は、新たな成長戦略（EU2020 戦略）の提案に先立ち、戦略策定に際しての論点に関する意見照会資料 “Consultation on the future “EU 2020” Strategy” を公表した。2010 年 1 月までに産業界や NPO 等から意見を求め（約 1,500 の意見を収集）、これらを踏まえて 3 月に欧州 2020 戦略を公表している。

以下に、各資料の概要、新戦略に対する評価等について示す。

1) Consultation on the future “EU 2020” Strategy（概要）

- ・（現在の経済）危機からの出口が、新たな“持続性のある社会的市場経済（sustainable social market economy）—イノベーションと資源の有効活用からなる繁栄及び「知識（ナレッジ）」が鍵となる、より賢く環境に優しい経済—” の入り口となるべきである。
- ・新たな取り組みはグローバリゼーションと相互依存が進む世界の中でアドバンテージを有する必要がある。
- ・EU 政策の新たなビジョンと方針を作成するに当たり、エネルギー・自然資源・原材料の節約、それらの効率的な利用及び生産性の向上が、将来の EU の産業・経済の競争力を確保するための鍵となる。

また、欧州の人口問題を認識する必要がある。危機以前より、人口の変化や全人口に占める若年層の少なさは、2020 年までの潜在的成長率を実質的に低下させると予測されていた。危機は、域外からの人口流入の増加、社会的排除・子供の貧困、高齢化社会における世代間の連帯といった欧州が直面する長期的な課題を悪化させた。こうした課題に対応するため、男女双方の就業率を急速に引き上げ、社会保障システムを現代的なものにしなければならない。

新たな政策は、パフォーマンスのよい労働市場を確約する一方、社会的結束、失業率の改善及び社会的包摂（social inclusion）⁴の促進に貢献しなければならない。これらは、イノベーション及び創造性のポテンシャルを引き出す教育システムや労働市場の再検討、（雇用）流動性の強化や欧州のダイナミズムの加速を必要とする。

- ・EU2020 の鍵は次の優先課題に関係する。

⁴ 社会的排除（social exclusion）に対応する概念。貧困や社会的排除の状態にある人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、当該地域社会において一般的だと考えられる標準的な生活水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源を得ること、及び生活に影響を与える意思決定に参加を進め、基本的人権が保証される状況と定義されている。EU では、2000 年リスボンでの欧州理事会において、社会的包摂のための政策の推進について合意された。

- ①知識（ナレッジ）の成長をベースとした価値の創造
- ②社会的包摂の中での人々へのエンパワーメント
- ③競争力のある連携した経済、そしてグリーンエコノミーの創造
- ・ EU の相互依存の強化（加盟国間、異なるレベルの行政府間、異なる政策間及びグローバルレベルでの相互依存）を踏まえた収斂・統合戦略が必要である。
- ・包摂的で、よりスマートな持続性のある社会市場経済の実現のため、政策協調の促進、効果的な補完によるシナジー効果、及び EU と加盟国における公共政策の設計・実施に関するパートナーシップの強化が必要となる。組織改革、規制の見直し、新たなイニシアチブや公共投資と関連づけながら、異なる政策手段を統合していくことが必要である。
- ・既存の政策（手段）を新戦略に位置づけていく必要がある。
 - EU 統一市場の完成
 - グローバルな流れの中での EU2020 の位置づけ
 - 安定成長協定（SGP）⁵の活用を通じた成長支援
 - 公共予算の政策的優先順位の反映
 - 新たな戦略を効果的にするための明確なガバナンスの確立

2) EUROPE 2020 - A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth (概要)

- ・経済危機は、数年来の社会経済の進展を無効にし、欧州経済の構造的な欠陥を明らかにした。一方、世界の動きは速く、長期の課題～グローバリゼーション、資源の枯渇、高齢化～を加速させる。
- ・経済危機から脱出し、高いレベルの雇用・生産性及び社会的結束を可能にする知的・持続的・包摂的経済（smart, sustainable and inclusive economy）に転換する戦略が必要となる。欧州 2020 戦略は、21 世紀における欧州の社会的市場経済（social market economy）のためのビジョンを示す。
- ・欧州の構造的な欠陥
 - 低い経済成長率～他国との生産性の格差による。研究開発及びイノベーションへの少ない投資、不十分な ICT の利用、ビジネス環境の問題等が原因。
 - 低い就業率～女性の就業率（63%）が男性（76%）に比べ低い。高齢層（55-64 歳）の就業率（46%）は、米国・日本（62%）に比べ低い。米国・日本に比べ労

⁵ 1999 に導入された統一通貨導入後の加盟国の財政規律を維持するための協定。財政赤字への対応を誤った加盟国に対して、欧州理事会はペナルティを科すことができる。

(http://europa.eu/scadplus/glossary/stability_growth_pact_en.htm)

働時間が 10%少ない。

- ▶ 高齢化の加速～ベビーブーム世代の引退により 2013/2014 年から現役世代が縮小。60 歳以上の人口は年 200 万人増加と 2007 年までに比べ倍増。労働人口の減少と引退人口の増加が福祉システムを拘束。

・グローバルな課題

- ▶ 各国経済のつながりの増加～欧州は自由市場の恩恵を受ける一方、途上国、新興国との競争が激化している。中国、インドなどは研究や技術への投資を増加し、世界経済の中で急上昇している。いくつかの経済セクターが脅かされる一方、新市場の開拓という点でチャンスにもなる。
- ▶ グローバルな金融システムの是正～世界中の金融市場での過度の与信、リスクテイク等がバブルの成長や重度の不均衡をもたらした。
- ▶ 気候変動・資源に係る課題への対応～化石燃料への強い依存と資源の非効率な使用は、経済的な安全保障を脅かし気候変動に影響している。世界人口の増加は自然資源の獲得競争を激化させ、環境を脅かす。

・戦略の中で、成長の 3 つの鍵を設定している。

- 1) 知的成長 (smart growth) (知識、イノベーション、教育及びデジタル社会を促進する)
- 2) 持続的成長 (sustainable growth) (生産をより資源節約型にする一方、競争力を強化する)
- 3) 包摂的成長 (inclusive growth) (労働市場、スキルの取得及び貧困との闘いへの関与を増す)

・EU が 2020 年までに到達すべき、かつ、進捗を管理すべき 5 つの主要目標を設定した (参考表 4-2) ⁶。

⁶ GDP の目標値は設定されていないが、3 日の会見でバローゾ委員長は、「(年率で) 実質 2%以上の成長を想定している」と発言している。

参考表 4-2 5つの主要目標

項目	現状値	目標値(2020年)
就業率(20~64歳)	69%	75%以上
研究開発投資の対GDP比	1.9% [*]	3%
温室効果ガス排出削減量(1990年比)		20%以上(条件により30% ⁷)
再生エネルギーの割合		20%
エネルギー効率		20%
学校中退者の割合	15%	10%
大卒率(30-34歳)	31%	40%以上
国別貧困ライン ⁸ を下回る市民	17% [*]	現状から25%削減(2千万人が貧困から脱出)

※<http://www.euractiv.com/en/priorities/europe-2020-green-growth-and-jobs-links-dossier-280116> より

- ・目標達成のため、次の基幹的イニシアティブで構成される EU2020 アジェンダを提案する。これらのイニシアティブは、EU レベルの機関、加盟国及び地方公共団体のあらゆる階層で優先的に実施されることが求められる。

[知的成長]

○イノベーション ～ Innovation union

主要な課題に関する研究開発及びイノベーション政策に再度着目する一方、イノベーションが生産に繋がるよう科学と市場のギャップを埋める。例えば、共同体特許(制度)により企業は年 2.89 億ユーロの節約が出来る。

○教育 ～ Youth on the move

学生と若い就業者の移動を促進することにより、欧州の高等教育システムの質及び国際的な魅力を高める。具体の取組みとして、全加盟国内での求人について、職業資格及び経験(に関する要件)を適切に周知し、欧州全域からより応募しやすくする。

○デジタル社会 ～ A digital agenda for Europe

超高速インターネットを基盤としたデジタル統一市場により、持続的な経済的・社会的利益をもたらす。全欧州市民が 2013 年までに高速インターネットでのアクセスを有する。

⁷ 2009 年 12 月 10, 11 日の欧州理事会において、他の先進国が相応の排出削減を約束するとともに、途上国が責任と能力の範囲において適切に貢献するのであれば、2020 年までに 1990 年比 30%削減するという条件に合意している。

⁸ 各加盟国の可処分所得中央値の 60%。

[持続的成長]

○気候、エネルギー&移動 ～ Resource-efficient Europe

資源節約型・低炭素型経済への転換を支援する。エネルギー生産・効率・消費に関する 2020 年目標を達成する。これにより 2020 年までに石油及び天然ガスの輸入が 600 億ユーロ以下になる。

○競争力 ～ An industrial policy for green growth

危機後の世界で競争力を確保するため EU の産業拠点を支援する、起業を支援する、また、新技術を開発する。これにより百万単位の新たな雇用が生まれる。

[包摂的成長]

○雇用&技能 ～ An agenda for new skills and jobs

ベビーブーム世代が引退する中、就業率を確保し社会モデルの持続性を確保する観点で、最新の労働市場に移行するための条件を整える。

○貧困との闘い ～ European platform against poverty

貧困者・社会的廃絶者を支援し、彼らが社会で積極的な役割を果たすことにより、経済的・社会的・地域的結束を確保する。

・ 履行事項の効果的な実施を担保するため、欧州委員会が進捗を監視する。欧州 2020 戦略及び安定成長協定双方の整合性を確保するため、報告及び評価を同時に行う。

・ 欧州 2020 戦略の構造

包括的な制度の構造	統合ガイドライン～2020年までの達成及び国別目標への変換のための、主要目標を含むEU政策の優先課題の確立		
伝達	<p>国別報告:</p> <p>目的:加盟国によるマクロ経済安定のための出口戦略の定義・実施を支援</p> <p>方法:他の加盟国への影響等を考慮した、加盟国が直面する主要なマクロ経済的課題の評価</p> <p>手段:加盟国の安定・収斂計画の報告と、財政政策やマクロ経済不均衡・経済成長の障害に関する推奨事項</p>	⇔	<p>テーマ別アプローチ:</p> <p>目的:具体的な EU・各国の行動と関連づけた EU レベルの主要目標の伝達</p> <p>方法:目標に対する進展の監視・評価のための部門別理事会の戦略的役割</p> <p>手段:加盟国の国家改善計画の報告と、EU レベルでの政策アドバイス</p>

3) 今後の予定

・ 2010-2012 年の工程案

[2010]

➤ 欧州 2020 戦略包括アプローチの提案 (欧州委員会)

- 包括アプローチの合意、EU 主要目標の選定（春期欧州理事会）[3月 25,26日]
- 欧州 2020 戦略統合ガイドラインの提案（欧州委員会）
- 戦略の議論、統合ガイドラインへの意見（欧州議会）
- キーパラメータの精査（EU/国家目標、基幹イニシアティブ、統合ガイドライン）（閣僚理事会）
- 欧州 2020 戦略の承認、EU/国家目標の認可、統合ガイドラインの是認（6月期欧州理事会）[6月 17,18日]
- 欧州 2020 戦略の次の段階となる運用ガイダンス（欧州委員会）
- テーマ別課題の議論（研究開発・イノベーションなど）（秋期欧州理事会）
- 安定・収斂計画及び国家改善計画（加盟国）

[2011]

- 欧州春期サミット年次報告書、安定・収斂計画への意見及び推奨事項の提案（欧州委員会）
- 欧州委員会による推奨事項案、安定成長協定に対する経済・財務省理事会（ECOFIN）の検討（閣僚理事会）
- 本会議、解決策の採択（欧州議会）
- 進捗及び戦略方針の評価（春期欧州理事会）
- 推奨事項への対応、改善の実施及び報告（加盟国、欧州委員会、理事会）

[2012]

- 進捗監視を重視しつつ同様の手続きを実施

・同戦略を基に、EU は 2014-21 年の歳出を含む長期予算配分に関する協議を進める。

4) 新戦略の評価、課題

○成長への投資と財政規律の両立

ギリシャの公的債務問題等がクローズアップされている状況下において、景気刺激や成長のための投資と財政の安定との両立は欧州において大きな課題となっている。ドイツのメルケル首相は、新戦略における新たな目標は、財政規律を重視する安定成長協定を軽んずる可能性がある」と懸念を示し、同協定に基づく財政管理との連携を提案していた。

これを踏まえ、3月に示された欧州 2020 戦略では、同戦略と安定成長協定に基づく報告・評価を同時に行うこととしている。ファンロンパイ大統領は、安定成長協定に基づく公的負債管理計画と、欧州 2020 戦略に基づく国会改善計画を 2011 年秋までに提出するよう加盟国に提案している。

同時に、経済危機への対応は単独の国家では困難であり協調した対応が有効である

との認識から、戦略では 27 加盟国間の経済政策の協調強化を提案している。フランスは、ユーロ導入国による財務相会議を欧州経済政府 (economic government for Europe) に転じるべきであると、具体的な提案をしている。

○戦略の実効性の担保

リスボン戦略が失敗に終わった原因として、戦略目標を達成するための施策等の実施を担保する手段がなく、加盟国等が十分な施策を講じなかったことがあげられている。このため、新戦略については、実効性を担保する手段の確保が求められている。経済界の代表からは、新戦略に対して以下のようなコメントが出されている。

- ・ヨハンソン AB ボルボ社長、欧州産業家円卓会議 (ERT) 議長

「EU2020 戦略が機能するかどうかの鍵は“実行”である。リスボン戦略も悪い点はなかったが、加盟国と EU による実施が問題であった。」

- ・ユーロチェンバース (商工会議所の代表組織)

「もし各国が厳格に対応しなければ、戦略に示された優先事項や目標は意味のないものになるであろう。欧州理事会により、欧州 2020 戦略の優先事項や目標に沿って国家予算、優先事項や活動が定期的に監視、評価、採択されねばならない。」

2 月の欧州理事会では、新戦略のより厳格な実施と監視手法について議論が行われた。議長国スペインのサパテロ首相が加盟国に厳しい経済目標を課すよう主張する一方、ドイツは不必要な官僚機構をもたらすと反対した。ファンロンパイ大統領は、制裁の代わりに戦略目標に適合した国に追加の EU 予算を配分すると提案した。

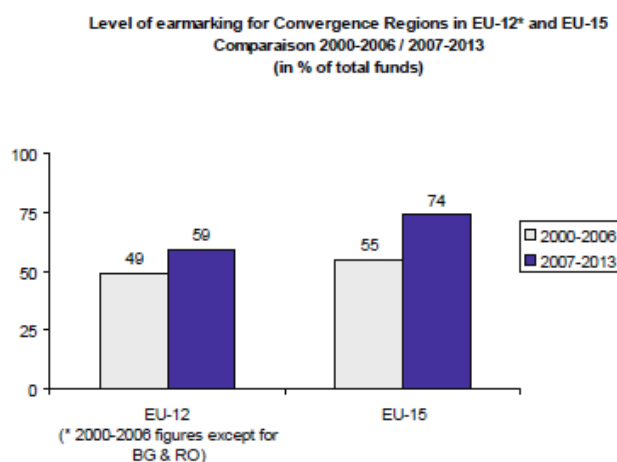
新戦略では、EU 諸国が期限内に目標を達成できなかった場合、欧州委員会は EU 条約 121.4 条により「政策警告 (policy warning)」を発することが出来るとしている。しかし、ドイツ、英国等は各国経済政策への深い介入に対して否定的な態度を示している。

2. 地域政策

本編第4章では、地域政策が主となる EU 結束政策の概要及び地域連携政策との関連等について示した。ここでは、結束政策とリスボン戦略等との関係、評価や今後の方向性について、進捗報告書等の記述からの抜粋により示す。

(1) 新たな結束政策とリスボン戦略⁹

- ・ 新たな結束政策の戦略及びプログラムでは、2005 年に合意された改定リスボン戦略に沿った内容となっている。
- ・ 新収斂政策（Convergence）では予算の 65% がリスボン戦略に沿った目的に投資、一方、地域の競争力向上・雇用創出政策（Regional Competitiveness and Employment）では 82% と、2006 年までのプログラムよりも増加している。
- ・ EU の 15 の加盟国では、収斂政策で 74%、地域競争力・雇用政策で 83% の予算がリスボン戦略に沿った手段に投資されている（参考図 4-1）。



（出典：European Commission, INFOREGIO panorama No.24, Dec 2007）

参考図 4-1 EU12 カ国／15 カ国の収斂政策対象地域における
2000-2006 年期と 2007-2013 年期の予算の比較

- ・ “成長及び雇用アジェンダ” への貢献として、新プログラムでは 2006 年 3 月に欧州理事会で加盟国により合意された 4 つの優先実施事項に対処する。
- ・ 特に優先実施事項 1：“ナレッジ及びイノベーションへのさらなる投資” を重視。約 830 億ユーロがこのエリアでの投資に配分される。このうち半分以上が、R&D、エコイノベーションと技術移転・協力ネットワークを支援することによる、ビジネスでのイノベーション能力の改善に投資される。

⁹ European Commission: INFOREGIO panorama No.24, Dec 2007

- ・優先実施事項 2：“中小企業等のビジネスポテンシャルの開放”にリンクする起業の促進には約 190 億ユーロがつぎ込まれる。
 - ・優先実施事項 3：“フレキシキュリティを通じた雇用能力の改善”の支援のため、アクティブな労働市場政策、労働組合の新たな形態、生涯学習戦略の実施及び将来の技能・資格要求により適合した教育・訓練システムの開発に関する投資が行われる。この優先事項への支援には労働者市場の改変を可能にするパートナーシップの促進も含まれる。約 700 億ユーロがここに投資される。
 - ・新プログラムはまた、優先実施事項 4：“エネルギー資源の管理及び効率的で統合された EU エネルギー政策に向けた動きの改善”も反映している。
- ・収斂政策及び結束基金の資金を受ける要件を満たす加盟国及び地域は、トランスヨーロッパネットワーク（TEN-T）の整備もまた優先している。交通関係に用いられる予定の配分予算（760 億ユーロ）の約半分が TEN-T プロジェクトに配分される（380 億ユーロ）。他の交通関係では TEN-T へのアクセスを改善する 2 次接続と、より環境的に持続可能な輸送システムの整備が優先される（約 340 億ユーロ）。
- ・加盟国は 2009 年に、プログラムがどのように初期の目標達成に貢献したか、特に共同体戦略指針と改定リスボン戦略の成長雇用ガイドライン¹⁰で設定された優先事項に関連する目標について、戦略的な評価の提出が求められる。

¹⁰ European Council: Integrated guidelines for growth and jobs (2005-2008), June 2005

(2) 結束政策の進捗状況、成果と課題

結束政策については、その進捗状況について報告を行うこととされている。ここでは、欧州委員会より公表された最近の報告のうち、既往の政策の効果、新政策の特徴、今後の方向性等に関する記述を抜粋して示す。知識（ナレッジ）の重視、創造性・イノベーションの喚起など EU が重視する特徴的な政策理念の定義・内容や、2008 年の経済危機後の成長政策の方向性については、我が国の政策検討に際しても参考になると思われる。

1) Fourth report on economic and social cohesion (2007年5月)

○2007-2013 年期中新規政策の評価、効果の予測

- ・調査によれば、本プログラムで実施される投資により、新規加盟国のほとんどで GDP 絶対値に 5-15%が加わる。
- ・このレベルの投資により、2015 年までに 200 万の新たな雇用が創出される。
- ・2007-2013 年期中では、(前の期間と比べて) イノベーションと研究開発に投資される予算が倍増する。

○既往の政策の評価

- ・2000 年から 2005 年の期間において、政策目標 2 (地域の競争力向上・雇用創出政策) に配分される欧州補助金の 2 / 3 が充当された 6 カ国において、45 万人以上の雇用創出が推定されている。
- ・欧州結束プログラムは、年間約 900 万人の職業訓練に共同で資金提供している。訓練対象の半数以上は女性である。訓練の後、高い確率で(再)雇用されている、あるいはより高い雇用条件や収入が得られていると報告されている。
- ・収斂政策対象地域において、2000-2006 年の結束政策での投資額 1 ユーロあたりで、0.9 ユーロの追加投資が行われた。これらがさらに 3 倍の投資を引き出している。

○経済的な結束 ー国レベルでの収斂効果ー

- ・1994 年から 2006 年に結束政策の恩恵を最も受けたギリシャ、スペイン、アイルランド及びポルトガルでは、大きな経済成長を達成した。1995 年から 2005 年の間に、ギリシャの GDP は EU27 カ国平均の 74%→88%に達した。同時期に、スペインは 91%→102%、アイルランドは 102%→145%に達している。一方でポルトガルは、1999 年以降 EU 平均を下回ったままであり、2005 年では 74%となっている。

○経済的な結束 ー地域レベルでの収斂効果ー

- ・1995 年には、50 地域 7,100 万人の住民の一人あたり GDP は EU15 カ国平均の 75% 以下であった。2004 年には、これら地域の 1 / 4 で (約 1,000 万人が居住)、一人あたり GDP が 75%を越えた。
- ・ただし、EU27 カ国の平均 GDP の 75%を越えていた地域のうち 27 の地域において、2000 年から 2004 年に実質 GDP は低下しており、24 地域では成長率が年 0.5%以下にとどまっている。これらのうち 5 地域では、一人あたり GDP は EU 平均の 75%を下回る結果となった。
- ・バルト海 3 国とポーランドの一部では、1995 年から 2004 年において、EU 平均の 4 倍以上の早さで生産性が向上している。

- ・ 2004 年時点でポルトガル、ギリシャ、アイルランド及びスペインは新規加盟国よりも高い生産性レベルとなっている。

○地域的な結束

- ・ EU では地域的な集中度が低下している。欧州の伝統的な経済“核”地域（ロンドン、パリ、ミラン、ミュンヘン及びハンブルグに囲まれた地域）では、1995 年と比較して 2004 年において、EU27 カ国における人口シェアが変わらない一方、GDP のシェアは低下している。この傾向はダブリン、マドリッド、ヘルシンキ、ストックホルムといった新たな成長センターや、ワルシャワ、プラハ、ブラチスラヴァやブタペストの台頭によるものである。
- ・ しかし、ベルリンとダブリンを除いた EU 全体を通して、経済活動は首都圏地域に集中する傾向にある。1995 年と 2004 年では、首都圏地域の国内人口シェアの増加は平均 2%である一方、国内 GDP シェアの増加は平均 9%に達している。この傾向は 1995 年から 2000 年の間に特に顕著であった。
首都圏地域における人口と経済活動の集中度の増加は、住宅コストの上昇、ビジネススペースの不足、渋滞及び公害といった外部不経済として、都市のイメージや競争力に影響を及ぼし、長期的な経済成長の阻害要因となる。第二の成長核の形成が、首都圏地域への圧力低下を助け、より高い潜在成長を促進することになるであろう。
- ・ EU の多くの地域で、地方部からの深刻な人口流出が、引き続き支配的な傾向となっている。特にイタリア南部、フィンランド北部、スウェーデン、スコットランド、東ドイツ及びポーランドの東部で顕著である。農業以外の雇用機会の不足及び低い生活水準により、人々、特に若者及び有資格者が他の土地での雇用機会を探す傾向に繋がっている。EU では、地域開発基金（Rural Development Fund）により、こうした課題に対処している。
- ・ 長年の越境連携プログラムの実施は、EU15 カ国内、特にベネルクス諸国、ドイツ及びフランスでの国境地域間の連携を改善させている。東方拡大後新たに EU 内部の国境地域となった地域では、あまり越境連携は浸透しておらず、交通流動は極めて低い。これら国境地域における物理的及び行政的な連携の増加は、地域間の人及び物の流動を促進させるとともに、これら地域の経済に関する潜在力に応じた様々なレベルでの経済交流をもたらす。

○結束政策の改定（2007-2013 年） —欧州新成長・雇用戦略の浸透—

- ・ 新たな結束プログラムでは、改定された“成長及び雇用”戦略に位置づけられたカギとなる投資（研究開発・イノベーション、欧州としての重要性を持つインフラ、産業競争力、再生可能エネルギー・省エネルギー・エコイノベーション、人的資源）に基金の一定割合（後進開発国では 60%、その他の地域では 75%）を充当する。

○結束政策の改定（2007-2013年） —規定の改善：簡素化、整合—

- ・2000-2006年プログラムで10あった実施規則を1つに集約
- ・加盟国との共同出資プロジェクトでは、加盟国の適用基準を用いることが可能に（それまでは委員会の基準と両方を満たす必要あり）
- ・資金管理の簡素化
- ・管理システムの整合性の増加・簡素化；小規模のプログラムは（EUではなく）国の規定に従い実施
- ・情報提供・コミュニケーションルールの透明化
- ・電子政府の実施；加盟国～欧州委員会間は電子データでのみ書類をやりとり

○結束政策の改定（2007-2013年） —結束政策とEUの価値観・政策の反映—

- ・2005年に中国及びインドと雇用・社会政策分野での共同実施計画に合意し、合意文書を締結
- ・2006年5月に中国と地域政策の協力に関する合意文書を締結
- ・2007年5月にロシアと地域政策の協力に関する合意文書を締結
- ・同様の取組みについて、南アフリカ、ブラジル、メルコスルといった国、団体と協議中
- ・国連、OECD、世界銀行も欧州結束政策に興味

○新たな課題

- ・最先端の経済活動や人材は、グローバルプレーヤーであるいくつかの都心地域に集中している。このことは機会の創造に繋がっているが、調査によればあるサイズに達すると、公害、スプロール化や渋滞といった人口過密と関連する外部不経済が生じてくる。
欧州連合内には、世界的に最も競争力がありイノベーティブな、グローバリゼーションの恩恵を受ける多くの地域がある。このことは新技術への投資、新たな人材の宝庫を生み出し引き寄せること、及びネットワークやクラスターに好ましい環境であることにより達成されている。こうした成功・発展戦略により、欧州連合は全ポテンシャルを動員し、高い経済成長と成功への道筋を確実にする。
- ・欧州連合内の1/3の地域では、2000年から2003年の間に人口が減少している。多くの場合、これは人口の自然減と人口流出の双方の理由による。
- ・2011年までは雇用及び経済成長がみられ、2012年から2017年では、就業率の増加が生産年齢人口の減少と相殺されると予測される。2017年以降は、生産年齢人口の減少が景気停滞や雇用の縮小を招くであろう。

2) Fifth progress report on economic and social cohesion (2008年6月)

○EU地域の収斂、成長及び経済構造改革 —総括—

- ・欧州各地域の収斂は近年も続いており、一人あたり GDP、就業率及び特に失業率について目立った格差の縮小がみられる。この傾向は主に（相対的に）発展していない地域での改善による（参考図 4-2）。
- ・収斂政策対象地域（GDP が域内平均の 75%以下の地域）では、一人あたり GDP が EU 平均の 58%と低いままである。一方、移行政策対象地域（前計画期間で GDP が域内平均の 75%を越えた地域）では EU 平均に近づいている。2000 年から 2005 年の間、両グループに属する地域では EU 平均との差が 5%ほど縮まっている（参考表 4-3）。
- ・就業率は収斂政策対象地域で 58%と、RCE 地域（競争力向上・雇用創出政策対象地域）の 68%と比べて低くなっている。2000 年以降、収斂政策対象地域ではこの差を縮めることができていないが、移行政策対象地域では差を縮め、現在は 63%の就業率となっている。収斂政策対象地域の失業率は RCE 地域よりも未だ 4%高いが、2000 年にはこの差は 2 倍であった。

○EU地域の収斂、成長及び経済構造改革 —高成長部門の地域分散—

- ・①金融・ビジネスサービス、②貿易・運輸及び通信、③建設の 3つの成長部門について分析している。
- ・収斂政策対象地域の生産性は RCE 地域の半分以下である（参考表 4-5）。また、雇用者数は収斂政策対象地域で縮小する一方、他の 2つの地域では伸びている。
- ・収斂政策対象地域では、金融・ビジネスサービス部門（金融仲介サービス、保険、年金基金、不動産、ビジネスコンサルタント・研究開発）のシェアが特に低い。しかし、同セクターにおける粗付加価値と特に就業率の伸びは、他のセクターに比べて著しく高い。貿易・運輸及び通信部門も就業率と粗付加価値が大きく成長する一方、建設部門の伸び率は EU 平均を下回っている。
工業部門は収斂政策対象地域では他地域と比べて重要な位置づけとなるが、同地域の工業生産性は未だ RCE 地域の 1 / 3である。ただし、ハイテク及びミディアムハイテク産業（化学・化合物・人口繊維、電気・光学機器、輸送機械）の雇用者数は、2000 年から 2005 年に 1%伸びている。
- ・RCE 地域では研究開発に GDP の 2.1%を充当しているが、米国では 2.5%を充当している。また、米国の上位 10%の州における研究開発の GDP シェアは同条件の EU 地域よりも 25%程度高い。

○EU地域の収斂、成長及び経済構造改革 —高成長部門の収斂への寄与—

- ・国別データによれば、ほとんどの加盟国において、ハイテク産業及びミディウムハイテク産業の粗付加価値の伸びは他の工業部門よりも高い。

○EU 地域の収斂、成長及び経済構造改革 —教育、技能及び知識労働者—

- ・米国では約 2.9%である一方、EU では GDP のわずか 1.2%が高等教育に投資されている。

○欧州高成長部門の特定

- ・ 2つのサービス部門の生産性が高い：ビジネスサービス、金融サービス
- ・ 3つのサービス部門の雇用者数または粗付加価値及び平均生産性の（高い）伸び：貿易、ホテル・レストラン、輸送・通信
- ・ 建設部門は、高い雇用者数の伸びと平均以下ではあるが高めの粗付加価値の伸び
- ・ 3つの工業部門は、雇用者数は減少も高い粗付加価値の伸び：化学・人口繊維、電気・光学機器、輸送機械

○知識労働者の定義

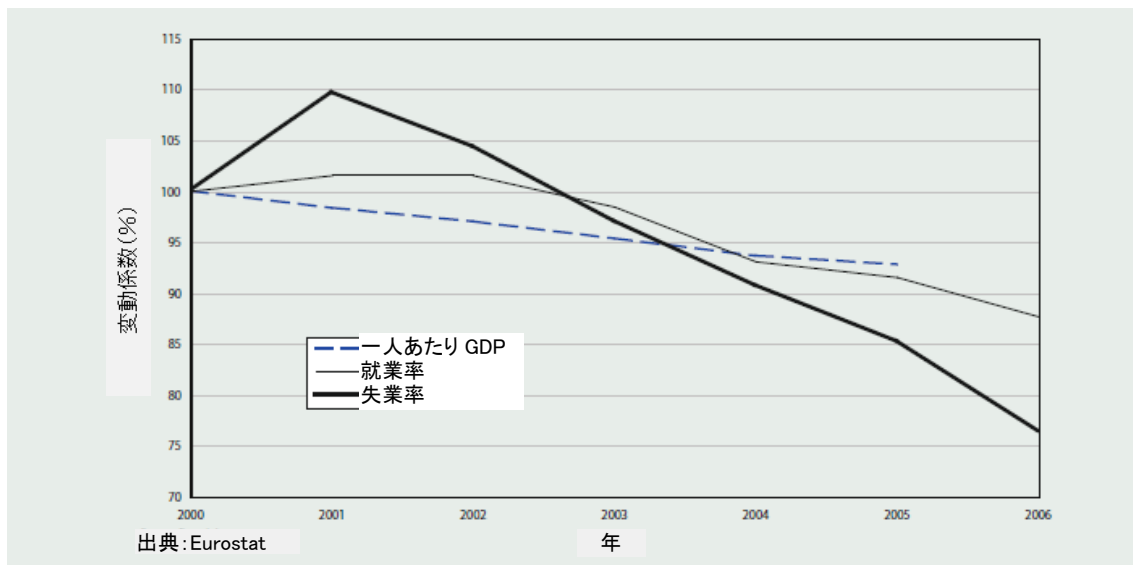
- 法律家(政治家)、政府高官及び管理職 (legislators, senior officials, managers)
- 専門家 (professionals)
- 技能者及び準専門家 (technicians, associate professionals)

○一人あたり GDP

- ・ 貧しい地域が豊かな地域にキャッチアップしている。これは、一人あたり GDP に関して EU 地域間での収斂が進んでいるという事実と整合している。2000 年から 2005 年の間で、地域格差を統計的に示す手法である変動係数が 7%減少している。

○失業率

- ・ 失業率に関しては、EU27 カ国の地域における格差は依然として大きい。
- ・ 2000 年から 2006 年の欧州全体の失業率は比較的安定している一方、高い失業率を有する地域では、失業率を大きく減らすことができた。
- ・ 2000 年から 2006 年の間で、地域格差を統計的に示す手法である変動係数が 24%減少している。



参考図 4-2 一人あたり GDP、就業率及び失業率 (2000 年～2006 年) の収斂
 —NUTS2 地域の主要指標のばらつき (変動係数) (%) —¹¹

参考表 4-3 収斂政策対象地域、移行政策対象地域及び競争力向上・雇用創出政策対象
 地域 (RCE 地域) の主な特徴

	収斂	移行	RCE	EU27
人口の割合 (2005 年) (%)	31.4	7.2	61.3	100
2000-2005 年の人口変動の年平均 (%)***	-0.13	0.75	0.58	0.37
地域 (region) の数*	84	28	159	271
就業率 (2006 年) (%)**	57.6	62.8	68.1	64.4
2000-2006 年の就業率の変化 (ポイント)**	1.6	5.2	2.1	2.2
失業率 (2006 年) (%)***	11.0	8.8	6.8	8.2
2000-2006 年の失業率の変化 (ポイント)***	-2.9	-2.5	0.2	-1.0
一人あたり GDP (2005 年) (EU27 ヲ国平均=100)****	58	95	122	100
2000-2005 年の一人あたり GDP の変化 (ポイント)****	4.3	5.6	-3.7	0
研究開発費 (2004 年または最新年) (対 GDP 比、%)	0.77	0.94	2.07	1.85

※ザクセン・アンハルト地域は収斂政策対象地域に含む。

※※2007 年 1 月 1 日時点の NUTS 地域区分に基づく

※※※英国等の一部地域を除く (データなし)

※※※※英国の M5, M6 地域を除く (データなし)

出典: Eurostat、地域政策総局算出

(European Commission: Fifth progress report on economic and social cohesion より作成)

¹¹European Commission: Fifth progress report on economic and social cohesion, June 2008

参考表 4-4 6つの産業部門における雇用者数・粗付加価値のシェア及び変化
(2000年～2005年)

2005年のシェア(%)	就業者				粗付加価値(GVA)			
	収斂	移行	RCE	EU27	収斂	移行	RCE	EU27
農業、狩猟、漁業	15.5	5.2	2.7	6.4	4.8	3.0	1.4	1.9
全工業(エネルギー部門含)	21.4	15.1	17.0	18.1	20.7	16.9	20.4	20.2
建設	7.5	10.4	6.6	7.1	7.7	8.5	5.5	6.0
貿易、輸送、通信	23.3	29.2	25.9	25.4	23.1	25.9	21.0	21.4
金融・ビジネスサービス	8.5	11.1	16.9	14.2	19.6	21.6	29.4	27.7
サービス(その他)	23.9	29.0	30.8	28.8	24.1	24.2	22.4	22.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
EU27でのシェア	27.5	6.1	66.4	100.0	12.9	5.7	81.5	100.0
年平均変化 (2000-2005年)(%)	就業者				粗付加価値(GVA)			
	収斂	移行	RCE	EU27	収斂	移行	RCE	EU27
農業、狩猟、漁業	-6.8	-4.8	-2.0	-5.5	0.9	-1.5	-0.4	-0.1
全工業(エネルギー部門含)	-0.6	-0.9	-2.0	-1.5	3.3	1.7	0.6	0.9
建設	0.5	2.0	0.8	0.8	0.9	3.0	1.1	1.2
貿易、輸送、通信	1.3	1.3	0.6	0.8	2.8	3.3	2.1	2.2
金融・ビジネスサービス	3.8	4.0	1.9	2.3	2.9	4.1	2.5	2.6
サービス(その他)	0.9	1.2	1.3	1.2	1.8	2.8	1.4	1.5
合計	-0.7	0.9	0.5	0.2	2.4	2.9	1.6	1.8

注: 英国内の地域別データが無い場合、英国内は国のデータを用い、全て RCE 地域とみなしている。

出典: Eurostat、地域政策総局算出

(European Commission: Fifth progress report on economic and social cohesion より作成)

参考表 4-5 地域類型別の各産業部門の生産性 (2005年)

	収斂	移行	RCE	EU27
農業、狩猟、漁業	15	54	65	30
全工業(エネルギー部門含)	46	106	150	112
建設	49	77	105	84
貿易、輸送、通信	47	83	101	85
金融・ビジネスサービス	111	183	217	192
サービス(その他)	48	78	91	79
合計	48	94	125	100

注: 英国内の地域別データが無い場合、英国内は国のデータを用い、全て RCE 地域とみなしている。

出典: Eurostat、地域政策総局算出

(European Commission: Fifth progress report on economic and social cohesion より作成)

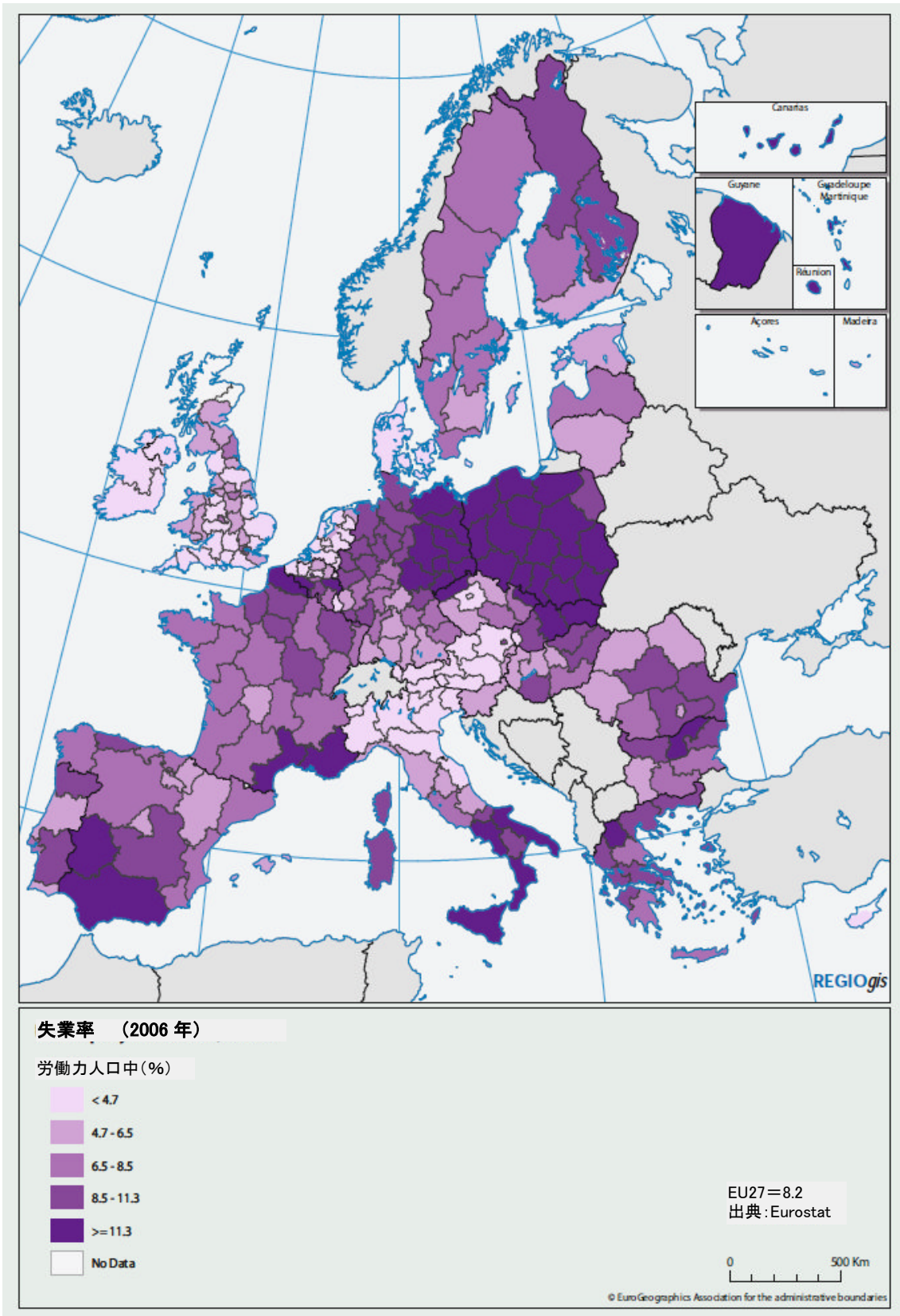
参考表 4-6 地域類型別の知識労働者と高等教育を受けた人口のシェア（2006 年）

	収斂	移行	RCE	EU27
知識労働者の割合(全就業者中)(%)	30.6	34.1	41.3	37.7
知識労働者のシェアの変化(2000-2006年)(ポイント)	3.5	1.9	3.4	3.4
高等教育を受けた人口のシェア(25-64歳人口中)(%)	17.0	24.0	25.6	22.8
高等教育を受けた人口シェアの変化(25-64歳)(2000-2006年)(ポイント)	3.1	4.1	3.0	3.0
科学技術分野の人的資源のシェア(2006年)(活動人口中)(%)	12.4	15.7	17.0	15.5
科学技術分野の人的資源のシェアの変化(2000-2006年)	3.1	2.5	2.2	2.6

注:FR9,DE41,DE42,UKM4,UKM5 地域はカテゴリー区分に含まず。

出典: Eurostat、地域政策総局算出

(European Commission: Fifth progress report on economic and social cohesion より作成)



参考図 4-3 NUTS2 地域別の失業率 (2006 年) (%) ¹¹

3) Sixth progress report on economic and social cohesion (2009年6月)

○イントロダクション

- ・このレポートでは、創造性とイノベーションに着目している。これらは現在の経済危機から、より早く、強く欧州連合が立ち上がるのを助けるからである。このため欧州経済復興計画（European Economic Recovery Plan）¹²では、EUの長期的な競争力を強化するための投資、例えば起業、中小企業の資金へのアクセス、人的資本、ICT、グリーンテクノロジーや省エネルギーをターゲットとしている。計画は、結束政策のリスボン戦略との関連を強化し、2007-2013年期中において850億ユーロ（約11兆円）を充当するイノベーションを重視している。
- ・レポートは技術的なイノベーション（技術革新）の他、技術以外のタイプのイノベーション、例えば社会、芸術、文化、プロセスやサービスに関するイノベーションもカバーする。
- ・2007年までは失業率は縮小し急激に収束していた。しかし、現在はスペイン、アイルランド、バルト海3国で急激に上昇し、2009年には11～17%になり、2007年から倍増している。

○創造性とイノベーションの地域的な視点

- ・このレポートでは創造性を“新しい役立つアイデアを創造すること”、イノベーションを“新しい役立つアイデアを実用化すること”という意味で用いている。地域的な視点とは、“アイデアが地域にとって新しく役立つものである”という意味である。結果としてこの分析では、（最先端の）知識開発者を後押しする活動と、地域がこうした開発者に近づくための活動の両方を分析する。

○創造性（参考表4-7）

[地域の才能（talent）の開発]

- ・人的資本密度指標（HCI。25-64歳の人口のうち、中等教育及び高等教育を受けた人の割合を重み付けした指標。）は、収斂政策対象地域とRCE地域で9%の差があるが、収斂政策対象地域での中等教育の伸びにより、差が縮まっている。

[才能ある人々やビジターを引きつけること]

- ・外国生まれの大卒者の割合は、米国が6%であるのに対し、EUでは2%にすぎない。

¹² 2008年の経済危機への対応として策定されたEUの経済復興計画。金融信用政策、財政政策、リスボン戦略に沿った構造改革及び他国との協調の4つの政策手段で構成され、対策規模は合計で2000億ユーロとなっている。

(http://www.ceep.eu/index.php?option=com_content&view=article&id=1:welcome-to-joomla&catid=1:latest-news)

- ・生産年齢人口のうち外国生まれの割合は、ロンドン、ルクセンブルグ、ブリュッセル、ベニスで高く、1 / 3 以上である一方、中東欧加盟国では低い。収斂政策対象地域ではわずか 3%、RCE 地域ではその 4 倍以上である。
- ・EU 市民の多くが、雇用機会や賃金の改善を理由に、中東欧加盟国に戻っている。
- ・ビジネストリップも、相互作用やアイデアの交換を促進する。

[寛容性 (Tolerance)]

- ・異なる経歴や生活様式への寛容性は、才能ある人々を保持し引きつけやすくするだけでなく、創造性が涵養し多様性が価値を持つオープンな環境を生みやすくする。
- ・しかし、8 つの加盟国において、選挙で選ばれた高い政治的地位にある人々が異人種である場合に不快感を持ち、9 つの加盟国において、ホモセクシャルが国の指導的立場にあることに不快感を持つと、半数以上の回答者が回答している。
- ・発展している加盟国ではやや寛容度が高いものの、このうちいくつかの加盟国では未だ低く、また、失業率の上昇が差別的な行動を増加させている。
- ・外国生まれの住民の失業率は高い場合が多く、国内生まれの住民の 2~3 倍にもなる。欧州連合外からの移民は人口減少を阻止する唯一の手段であり、移民や彼らの子供が職を見つけたり事業を立ち上げたりするよう出来ることが、将来より重要となるであろう。
- ・コアクリエイティブクラス (Core Creative Class) の職業は、技術者、作家、建築家、科学者、教授、芸術家、その他有用な新製品、プロセスやサービスを生み出す職業を含む。

EU 内では、首都圏内及び周辺、ベネルクス諸国、ノルディック諸国、アイルランド及び英国で大きく集中している。これらの地域は、外国生まれの大卒者、ブロードバンドアクセス及びこれらが存在しやすい大規模な都市 (地域) の割合が高い。

収斂政策対象地域はコアクリエイティブクラスのシェアが 5%と、RCE 地域の 8%と比べて低い。これは、大卒者と海外出身者のシェアが低いこと、ICT 利用が低いことが理由として考えられる。例えば、2008 年に収斂政策対象地域におけるブロードバンドアクセス率は 32%と、RCE 地域の 57%に比べて低くなっている。ただし、2004 年の 8%からは大きく伸びている。

○イノベーション (参考表 4-8)

- ・2000 年以降、工業及びサービス部門の生産性は、収斂政策対象地域において年 2%の伸びと、RCE 地域の倍の伸びとなっている。この成長は、教育、ICT の利活用増大、海外直接投資の増加により支えられている。同地域における高い生産性の伸びが、実質的に一人あたり GDP の差を縮める主な要因となっている。

[新規の会社]

- ・新たなアイデアはしばしば新たな会社により実用化される。新会社の立ち上げはイノベーションのかぎとなる。世界銀行によれば、ドイツ、オーストリア、ギリシャ、スペイン及びポーランドは事業の始めやすさランキングで 100 位以下となっている。アイルランドと英国のみが、10 位以内である（参考表 4-9）。
- ・起業教育（Entrepreneurship Education）により、若者がアイデアをより実現しやすくなるだろう。

[既存の会社]

- ・既存の会社は研究開発や他の手法、例えば技術の取り込み、非技術的なイノベーションや既存の知識を新たな方法で組み合わせること、の助けによりイノベーションを行う。調査によれば、大規模な会社は、より研究開発に投資し内部でイノベーションを行っている。一方、中小企業は資金へのアクセスが困難でイノベーションも少なく、イノベーションニーズへの対応に外部を利用している。しかしながら、高成長の中小企業については、より大きなイノベーションの効果を受けるものの、市場の保護その他の障害にあう場合がある。
わずかに 29 の地域で GDP の 2%以上が研究開発に事業投資されている。多くの地域では 1%を下回る。

○結論

- ・収斂政策対象地域では、教育資格及び職業訓練への参加について改善すべきである。また、例えば文化的創造的活動を活性化することにより、レジャー及びビジネス旅行者へのアピールを増やすべきである。これは新たなアイデアの交換を増し、新たな住民や U ターン者へのアピールを増すことになる。
- ・創造性とイノベーションは、新たなアイデアや手法が受け入れられ促進される環境から生まれる。従って、全ての地域は差別を減らし、異なる文化との対話や異なる経歴や生活様式を持つ人々に対してよりオープンであることを促進するよう努力すべきである。

○地域の結合：議論の状況

- ・目標を達成するための 3 つの基本要素が広く認められている。
 - 集中（外部不経済に対応しつつ必要な規模を確保）
 - 結合（インフラとサービスへのアクセスを通じ、成長センターと停滞する地域の効率的な結合を重視）
 - 連携（相乗効果を得るため行政界を越えて協働）
- ・全ての地域で良好な生活の質、均等な機会、一般的なサービスへのアクセスが得られることが、自立性と競争力確保のために必須となる。

- ・越境連携は欧州統合の実験室とみなせる。例えば、国境の密集地域や自然エリアの関係者たちが、統合した開発計画やサービス提供をテストすることになるだろう。
- ・欧州委員会は、(地域の結合による成果の) 評価のため、一人あたり GDP や QOL に関する他の指標 (例えば人材開発、持続性、脆弱性、サービスへのアクセス) を確立させることが求められている。

参考表 4-7 地域類型別の創造性関連指標

指標	期間	単位	収斂	移行	RCE
高等教育を受けた人口の割合*	2007	% (25-64 歳人口中)	17	25	26
25-64 歳人口のうち教育・訓練受講者の割合*	2007	% (25-64 歳人口中)	5.1	8.1	11.5
他国で生まれた人口 (15-64 歳)*	2007	% (15-64 歳人口中)	2.8	10.3	12.5
失業率	2007	% (活動人口中)	9.2	8.4	6.1
失業率の変化	2000-2007	%ポイントの変化	-4.6	-3.0	-0.5
ホテル宿泊者*	2006-07	人口あたり宿泊者数	0.7	1.4	1.4
コアクリエイティブクラス*	2006-07	% (15-64 歳人口中)	5.4	6.9	8.3
ブロードバンドアクセス**	2008	% (全世帯中)	32	43	57

※FR9 地域を除く。 ※※FR9,DE5,DEC,UKD1,UKE1,UKK3,UKM5 地域を除く。

(European Commission: Sixth progress report on economic and social cohesion より作成)

参考表 4-8 地域類型別のイノベーション関連指標

指標	期間	単位	収斂	移行	RCE
産業・サービス別生産性	2006	EU27=100 での指標	63	90	113
産業・サービス別生産性の変化	2000-2006	年平均実生産性成長	1.9	1.3	0.9
就業率	2007	% (15-64 歳人口中)	59	64	69
一人あたり GDP	2006	EU27=100 での指標	59	95	122
一人あたり GDP の変化	2000-2006	指標ポイントの変化	5.4	5.9	-4.4
百万人あたりの新たな外国企業数	2005-07	百万人あたりの全ての 新外国企業数	268	62	225
百万人あたりの新たな外国企業数の変化	2001-03 - 2005-07	百万人あたりの全ての 新外国企業数	118	-34	-18
ビジネス企業部門の研究開発投資	2006*	% (GDP に占める)	0.36	0.42	1.36

※UKM5,UKM6 地域を除く。

(European Commission: Sixth progress report on economic and social cohesion より作成)

参考表 4-9 ビジネスのしやすさランキング

経済圏	ビジネスのしやすさランキング	ビジネスの始めやすさランキング	経済圏	ビジネスのしやすさランキング	ビジネスの始めやすさランキング
アイルランド	7	5	スロバキア	36	48
英国	6	8	オランダ	26	51
フランス	31	14	イタリア	65	53
デンマーク	5	16	ルクセンブルク	50	69
フィンランド	14	18	リトアニア	28	74
ベルギー	19	20	ブルガリア	45	81
エストニア	22	23	チェコ共和国	75	86
ルーマニア	47	26	ドイツ	25	102
ハンガリー	41	27	オーストリア	27	104
スウェーデン	17	30	ギリシャ	96	133
ポルトガル	48	34	スペイン	49	140
ラトビア	29	35	ポーランド	76	145
スロベニア	54	41			

注:181 国でのランキング。

出典:世界銀行、ビジネスのしやすさレポート 2009

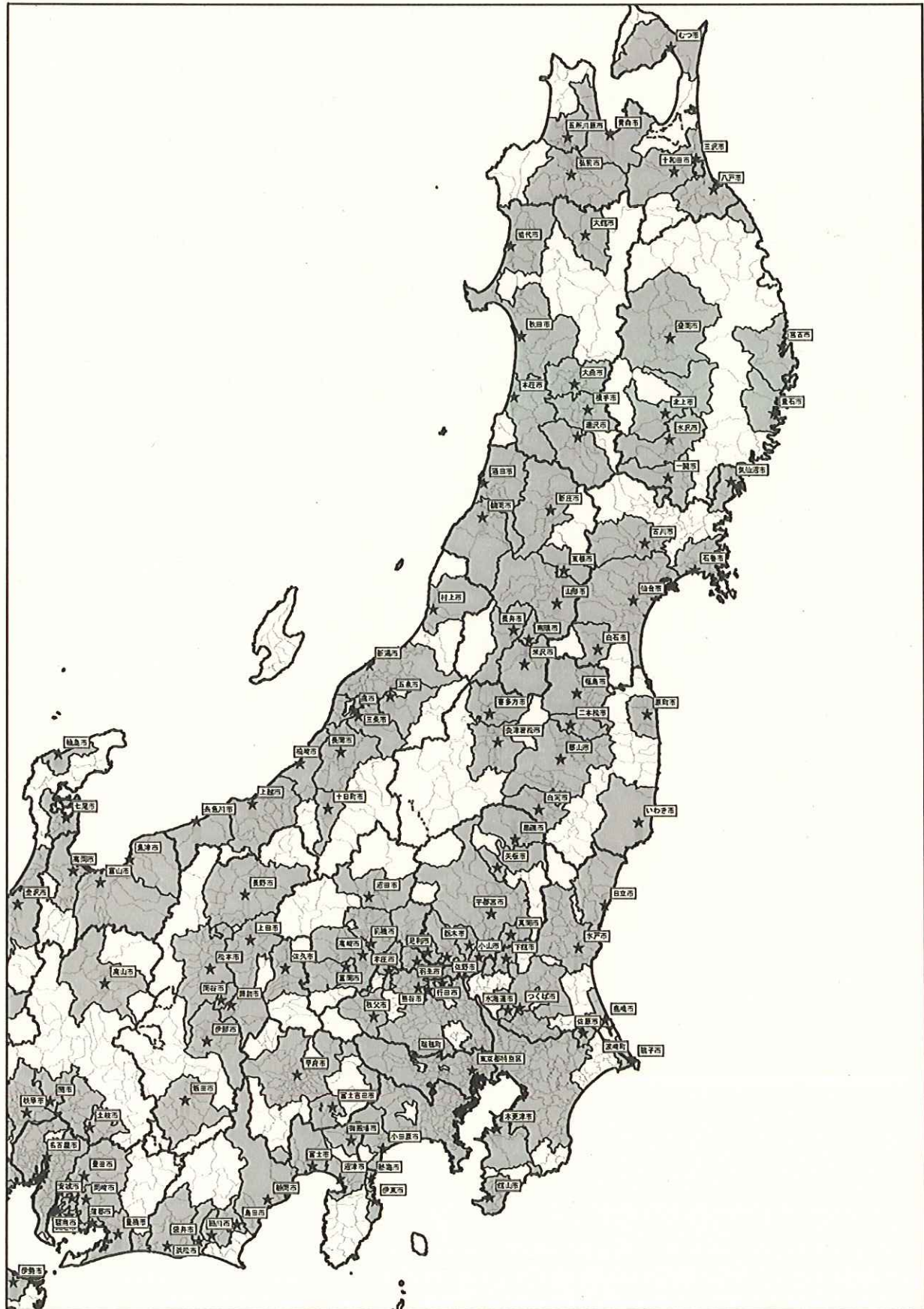
(European Commission: Sixth progress report on economic and social cohesion より作成)

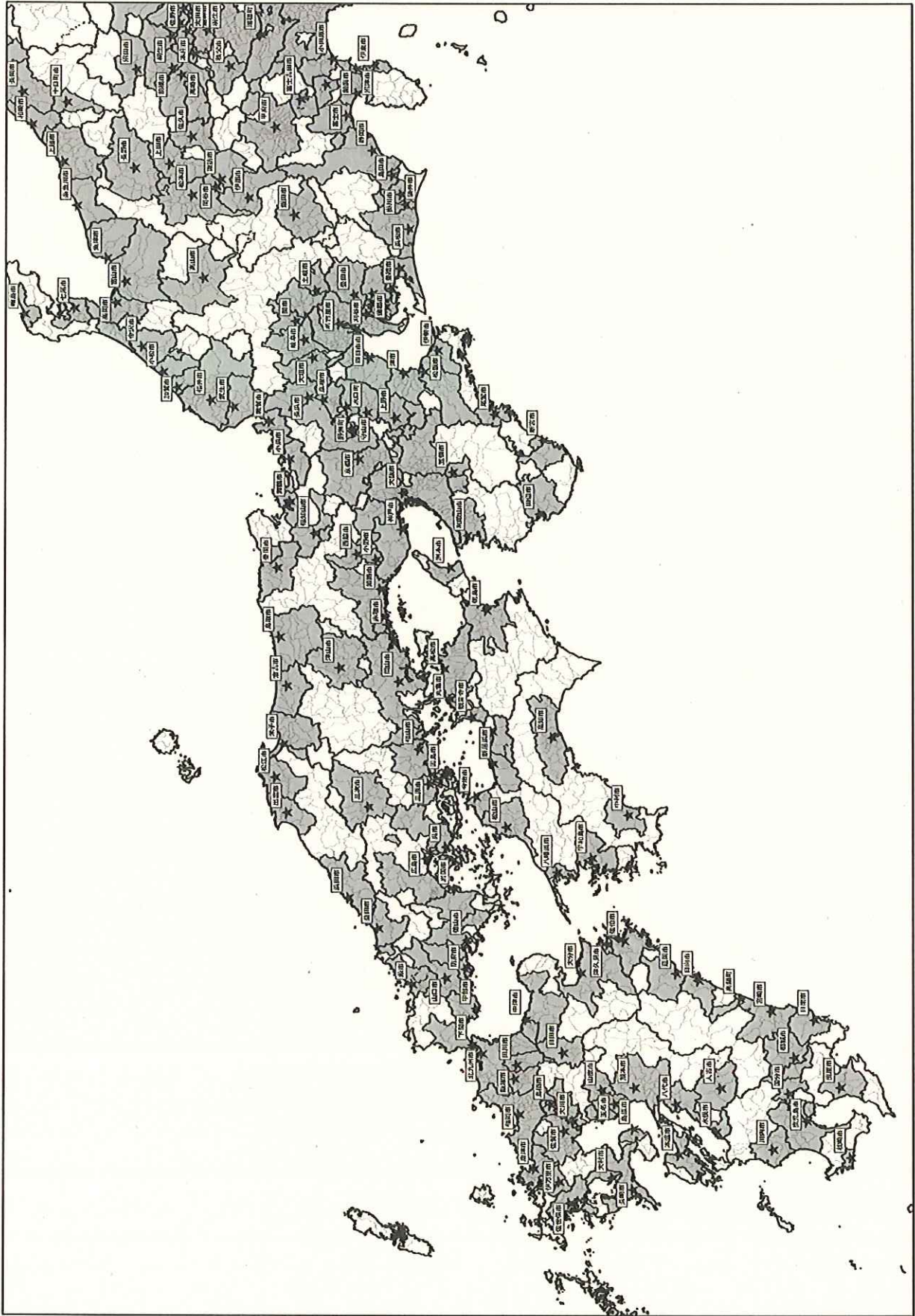
■参考文献

- ・ 入稻福智：リスボン戦略、平成国際大学法政学会編『平成国際大学論集』第9号、2005年3月
- ・ High Level Group chaired by Wim Kok: Facing the challenge - The Lisbon strategy for growth and employment -, Nov 2004
- ・ European Commission: Consultation on the future “EU 2020” Strategy, Nov 2009
- ・ 中島恵理：EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー、大原社会問題研究所雑誌、No.561、2005年8月
- ・ European Commission: EUROPE 2020 – A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth, March 2010
- ・ European Commission Directorate-General for Regional Policy: Inforegio Panorama, No 24, Dec 2007
- ・ European Council: Integrated guidelines for growth and jobs (2005-2008), June 2005
- ・ European Commission: Cohesion policy 2007-13 – Commentaries and official texts, Jan 2007
- ・ European Commission: Fourth report on economic and social cohesion, May 2007
- ・ European Commission: Fifth progress report on economic and social cohesion, June 2008
- ・ European Commission: Sixth progress report on economic and social cohesion, June 2009

参考資料 5-1 2000 年国勢調査時点の都市雇用圏

・本図の都市雇用圏は、金本・徳岡（2002）の定義に基づくものである。





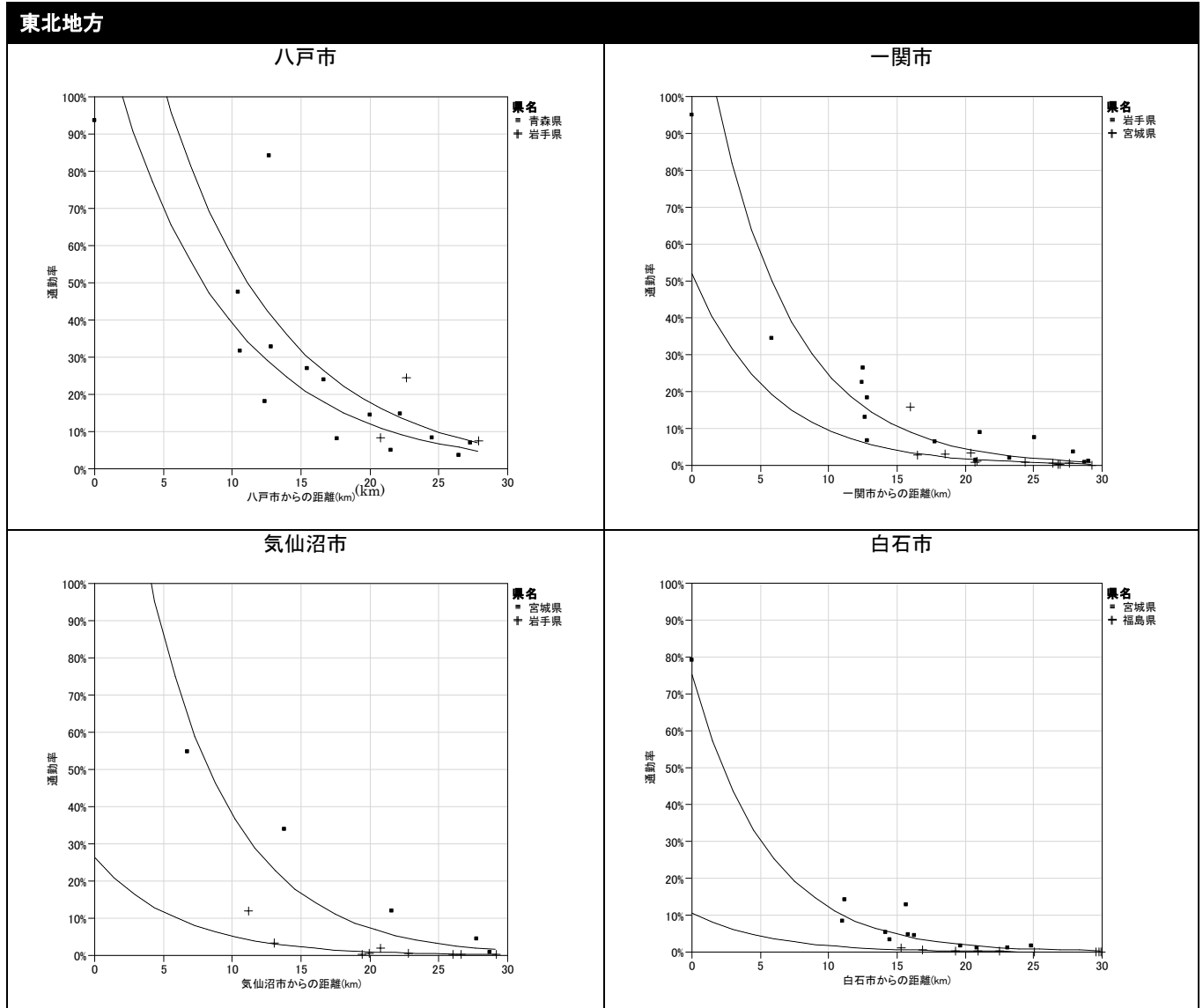
参考資料 5-2 2000 年国勢調査による県境抵抗モデル近似曲線の試算結果

本図は、本編第 5 章で定数項、距離減衰、県境抵抗パラメータのみ記載している 2000 年国勢調査による県境抵抗の試算結果について、各都市の近似曲線と周辺市町村の通勤率のグラフを示したものである。

【近似曲線の凡例】

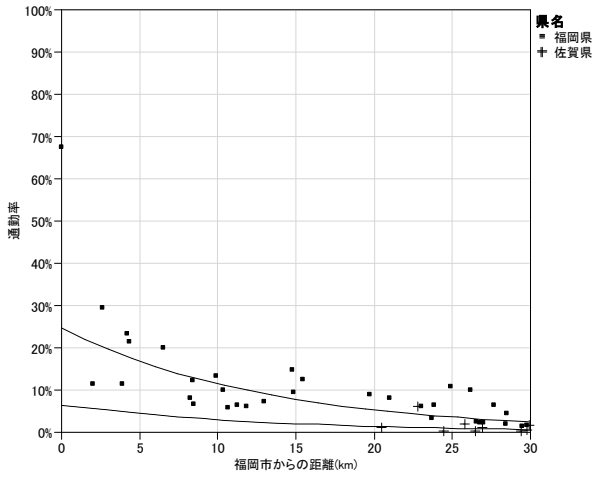
- ・プロット：周辺市町村から中心都市への通勤率
- ・自県：実線、他県：点線

(ただし、データが少なく県境抵抗の分析対象としなかった他県については、プロットのみで近似曲線を描画していない)

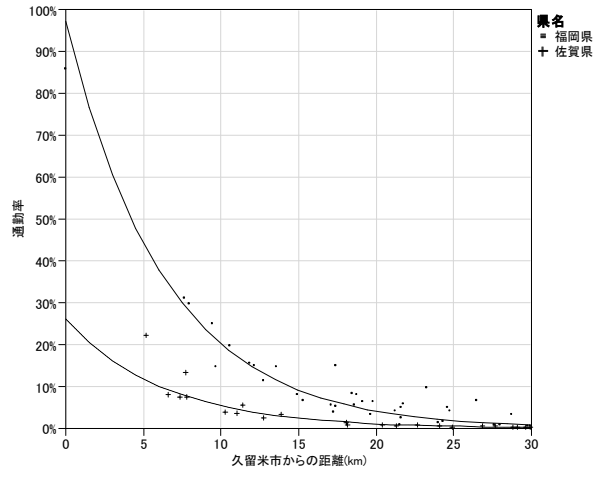


九州地方

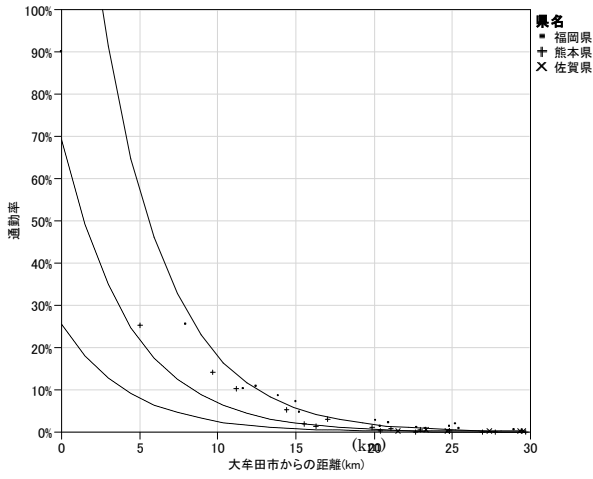
福岡市



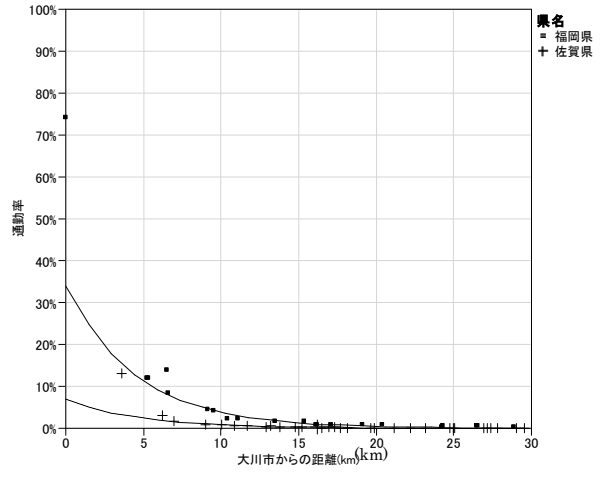
久留米市



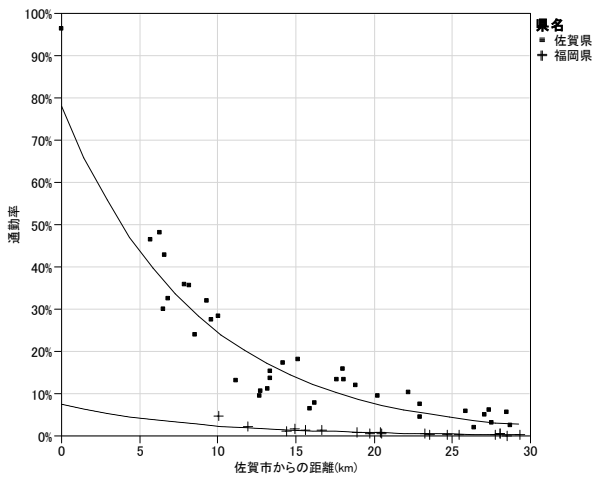
大牟田市



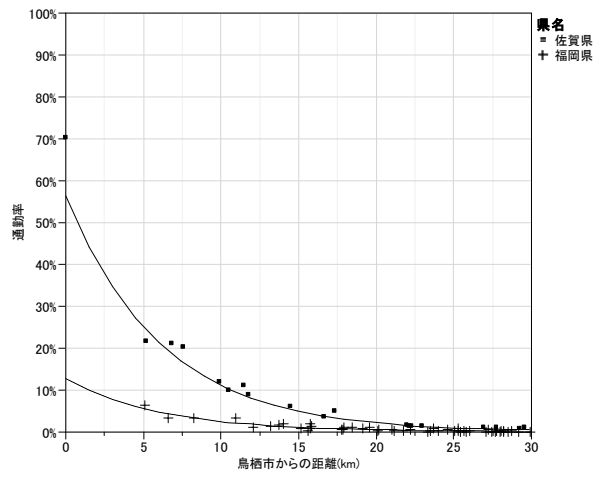
大川市



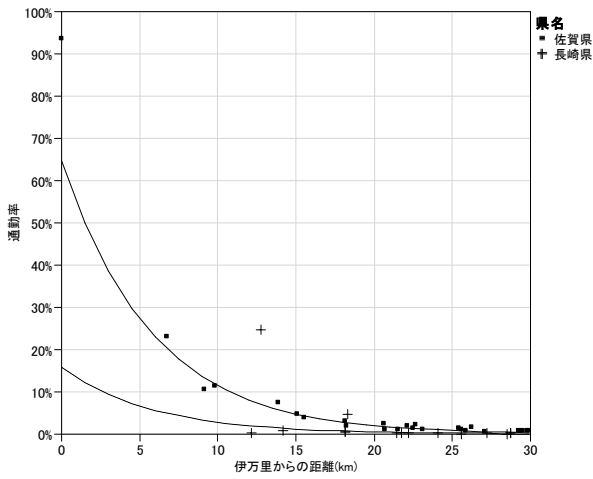
佐賀市



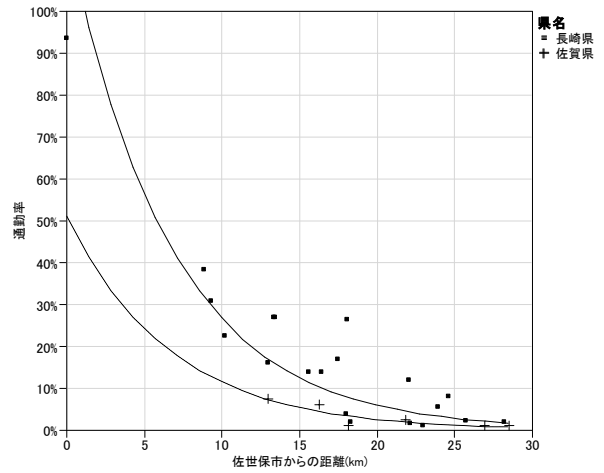
鳥栖市



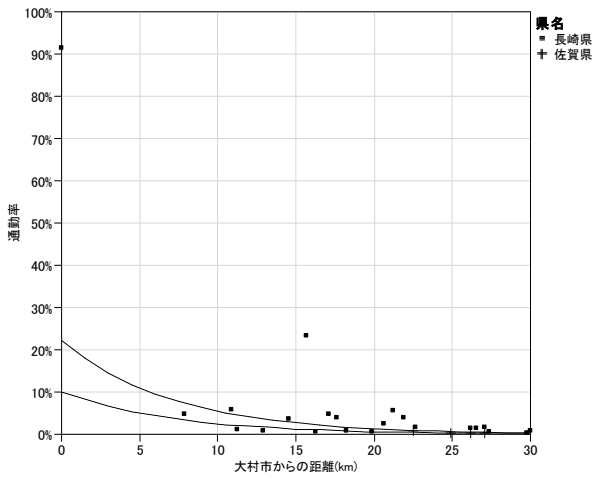
伊万里市



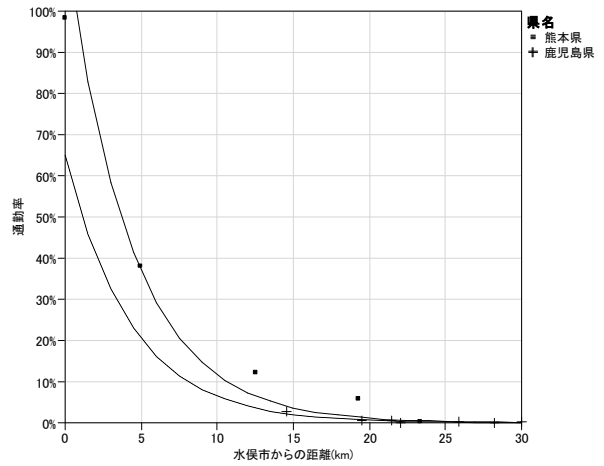
佐世保市



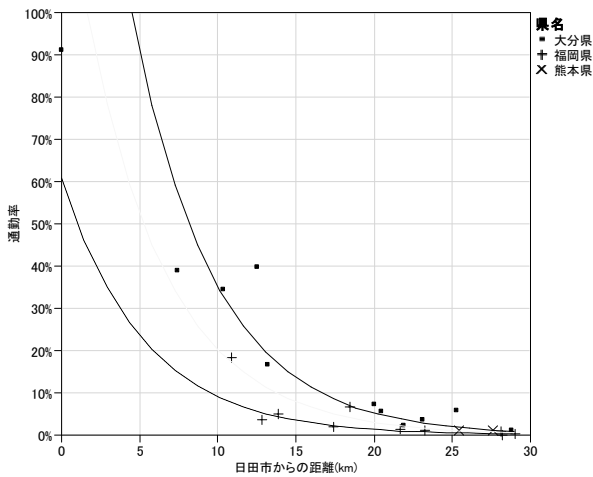
大村市



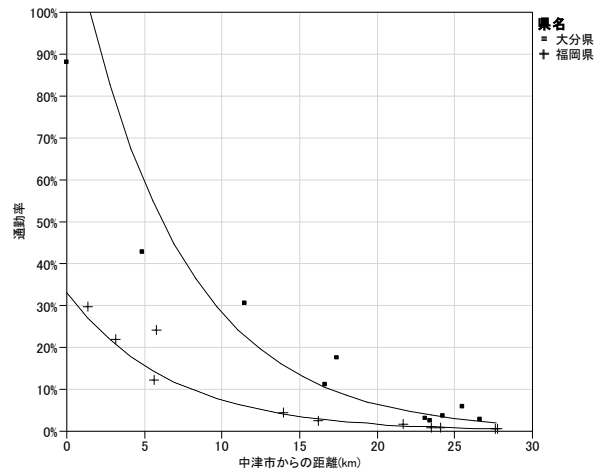
水俣市



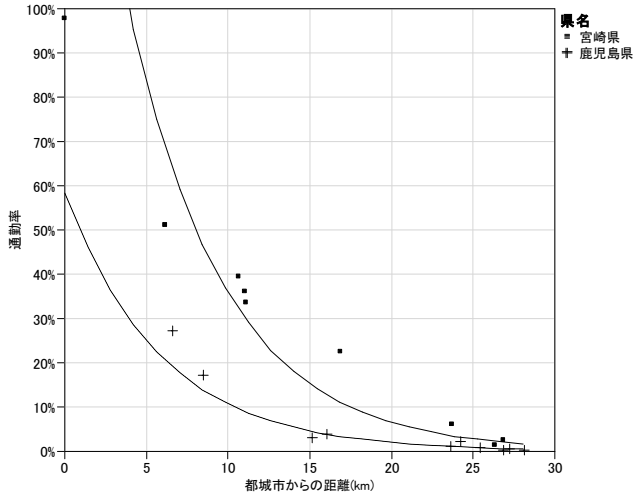
日田市



中津市

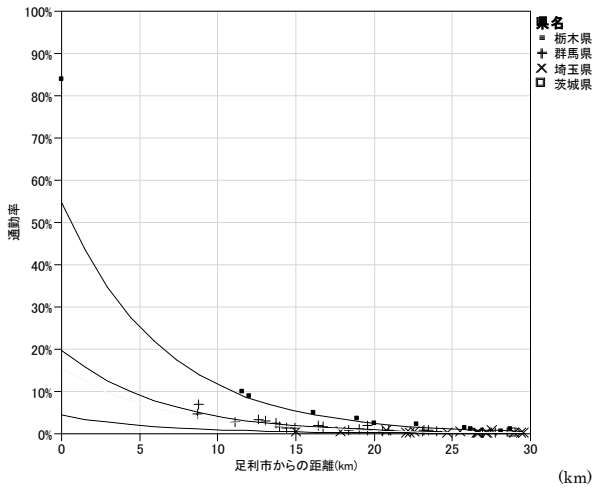


都城市

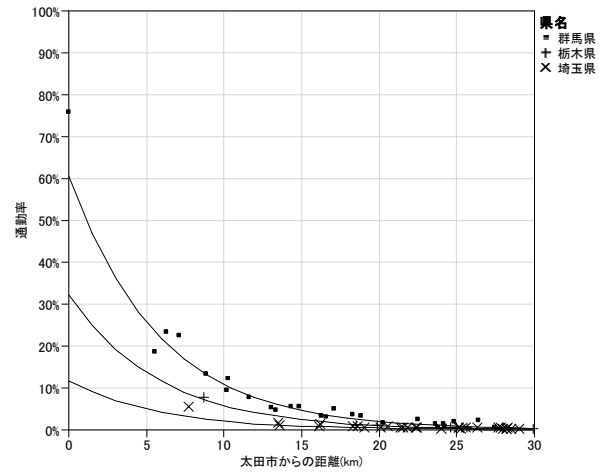


個別都市圏

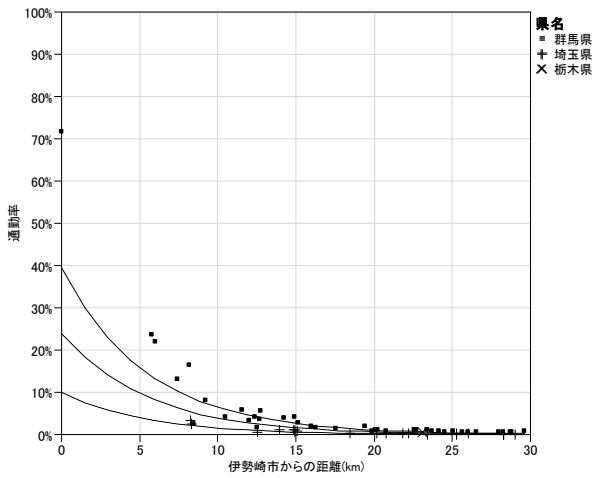
足利市



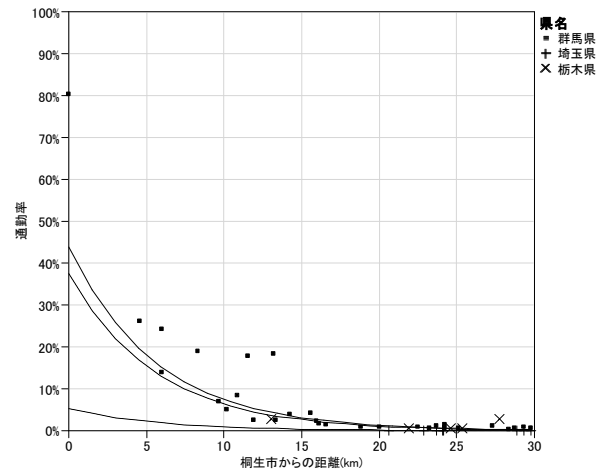
太田市



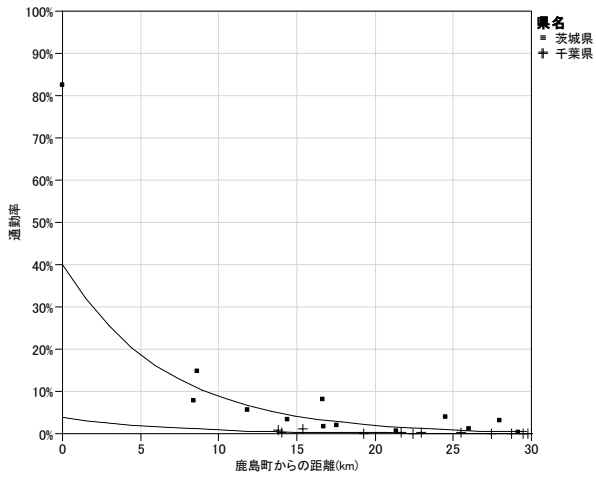
伊勢崎市



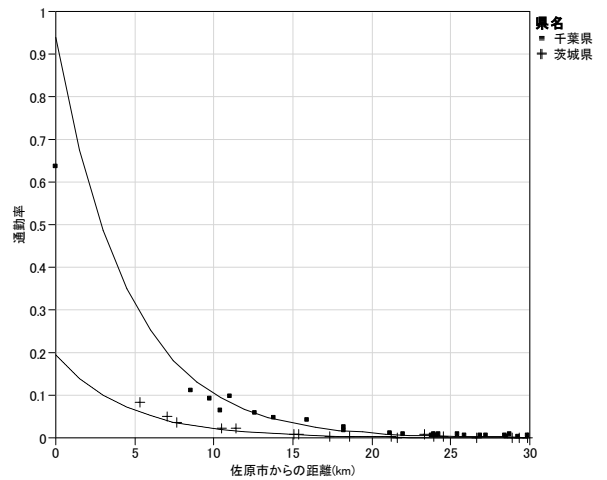
桐生市



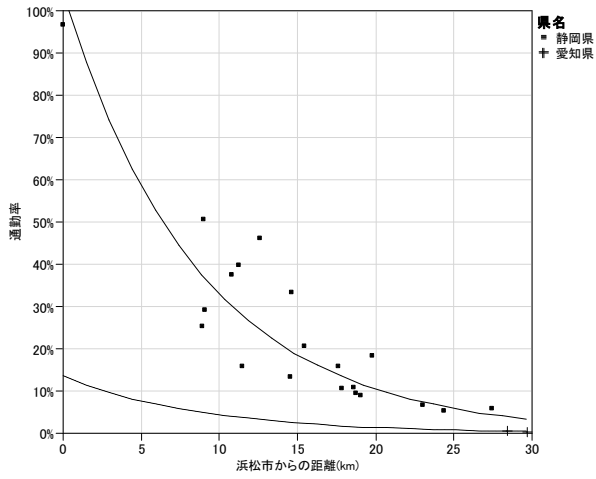
鹿嶋市



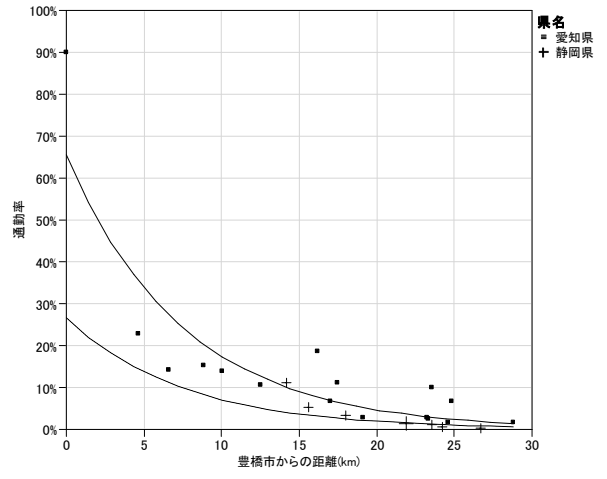
佐原市



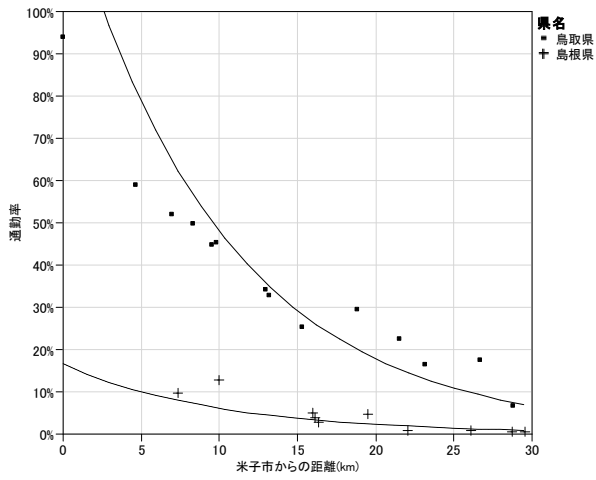
浜松市



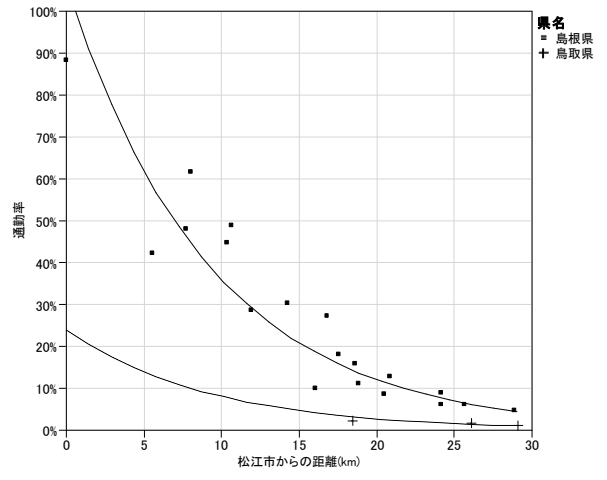
豊橋市



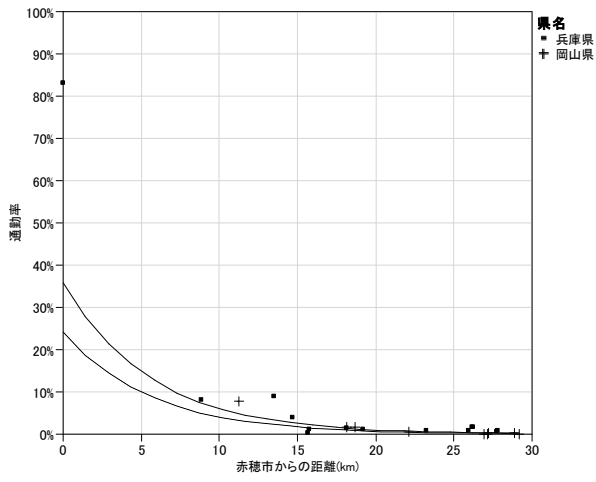
米子市



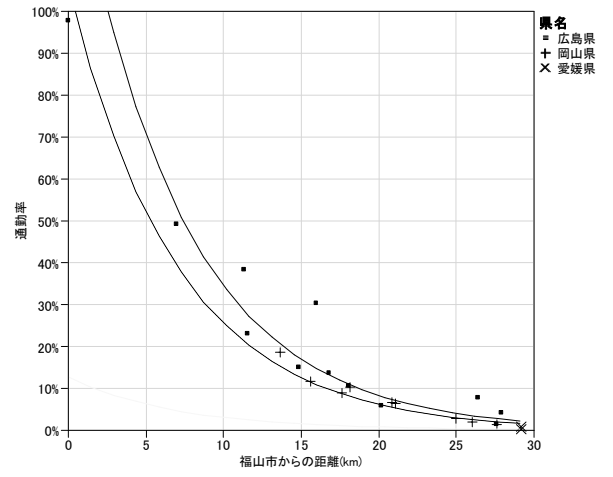
松江市



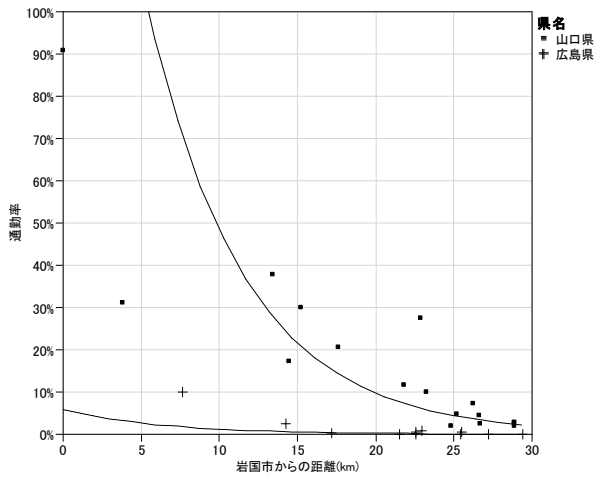
赤穂市



福山市



岩国市



参考資料 6-1 連携分野別アンケート事例の整理結果

1. 行政サービスの向上

①施設の共同利用

施設の相互利用（図書館等の教養文化関連施設、斎場、し尿処理施設、ごみ焼却場、ごみ燃料化施設）、生活用水の供給

■連携内容の例

事例 No	個別事業概要			人口 構成市町村全体 の人口(人)	広さ		過疎 地域	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩
	事業名	事業概要	構成団体		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	
1	三国サミット事業	各構成団体がそれぞれ県境に位置しているものの、道路網・交通網がつながっており、県域内の結びつきが強いことから本事業が開始した。事業内容としては、災害時における相互応援、公の施設の相互利用、人事交流、情報交換などを行っている。	古河市(茨城県) 野木町(栃木県) 北川辺町(埼玉県)	184,479 小	3 中	175 小	-	-	有	-	有	-	有	-	-	
12	両毛広域都市圏総合整備推進協議会	・圏域内で公共施設の相互利用を行なっている ・両毛地域の交流を図るため、ウォーキング大会を開催している ・両毛地域で広域的に活動している地域の団体の活動の支援を行なっている ・協議会のHPにおいて、観光PR等を行なっている	群馬県、栃木県、足利市、佐野市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	864,236 中	11 大	1,386 中	有	有	有	有	有	-	有	有	-	
26	教育事務等の共同処理のための一部事務組合設置事業	一部事務組合を設置し、対象地域における小・中学校の設置及び管理、並びにこれに関する教育事務を共同処理している。	高知県 宿毛市 愛媛県 南宇和郡 愛南町	51,033 小	2 小	526 小	有	-	有	有	-	有	-	有	-	
69	瑞穂斎場組合	火葬業務、斎場運営	東京都 瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山	366,408 中	5 大	97 小	-	有	-	-	-	-	有	-	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
			市 埼玉県 入間市													
79	環境衛生(ごみ処理・し尿処理・火葬業務・その他関係事務)共同処理事業	新潟県十日町市(旧中里村・旧松之山町の区域)、津南町、長野県栄村の1市、1町、1村で一部事務組合を組織し、ごみ処理業務、し尿業務、火災業務、その他関係事務の共同処理する事務を行っている。	新潟県十日町市(旧中里村・旧松之山町の区域)、新潟県中魚沼郡津南町、長野県下水内郡栄村	76,265 小	3 中	1,034 中	有	-	有	有	有	-	有	有	-	
81	玉井斎場管理組合(一部事務組合)設置事業	火葬場(玉井斎場)の設置及び管理運営に関する事務(ただし、松江市については、松枝美保関町、八束町及び島根町とする)を共同処理する。	鳥取県境港市、島根県松江市(当初は鳥取県境港市と島根県美保関町・八束町・島根町の一市三町であったが、平成17年3月31日に境港市を除く三町は松江市等と新市の名称を「松江市」として新設合併したため、構成団体は二市となった。)	233,062 中	2 小	559 小	有	-	有	-	有	有	有	有	-	
103	北九州市・下関市図書館等広域利用	平成15年4月から、北九州市・下関市の居住者が双方の図書館等で図書等の貸出サービスが受けられる広域利用を可能とし、両市の交流を図るもの。	北九州市、下関市	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	
104	市立施設の高齢者の相互利用	高齢者の生きがいを高めるとともに、社会参加の促進を図るため、下関市及び北九州市に居住する高齢者が、相互に両市の教養文化施設等を無料又は割引料金で利用することができる。	下関市、北九州市	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
105	馬島への給水事業	北九州市馬島の慢性的水不足への応急給水対応として、下関市の水道水を北九州市馬島に給水するもの(平成16年4月1日から)	北九州市水道局、下関市上下水道局	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
118	図書館相互利用	・それぞれの市の図書館等に利用登録している住民は、相手方の市の図書館等に利用登録し、その図書館の利用方法に従い、利用できる。 ・隣接する兵庫県豊岡市は、住民が仕事や買い物などで行き来する生活圏が異なることから、それぞれの市の図書館等が所有する図書資料を相互に地域住民に提供することにより、地域住民へのサービス向上、図書資料の有効利用、地域文化の向上、並びに図書館活動の充実を図る。	兵庫県豊岡市 豊岡市立図書館 豊岡市立城崎地域公民館図書室 豊岡市立竹野地域公民館図書室 豊岡市立日高地域公民館図書室 豊岡市立出石地域公民館図書室 豊岡市立但東地域公民館図書室 京丹後市	151,931 小	2 小	1,200 中	有	-	-	有	-	有	有	-	有
124	猪名川上流広域ごみ処理事業	兵庫県川西市、川辺郡猪名町、大阪府豊能郡豊能町、能勢町の猪名川上流域にある1市3町が、共同して新しいごみ処理場を建設し、適正に管理運営することにより、ごみ処理施設から排出される有害物質等による環境負荷現状より低下させ、地域環境や地球環境改善に貢献するとともに、一般廃棄物の安定的かつ適正な処理及びリサイクルを行い、循環型社会の構築に寄与すること。	兵庫県川西市、川辺郡猪名川町、大阪府豊能郡豊能町、能勢町	224,514 中	4 中	277 小	-	有	-	-	有	-	-	-	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
132	萩市と益田市との し尿処理業務の 事務の委託	益田市のし尿処理場(九城が 浜センター)において、萩市の 一部地域(須佐及び田万川地 域)のし尿及び浄化槽汚泥の 搬入を受け入れ、処理を行っ ている。	益田市、萩市	110,358	小	2	小	1,432	中	有	-	有	有	-	有	有	-
134	一般廃棄物処理 業	・し尿・ごみ処理施設の維持管 理に関する事務 ・し尿・ごみの収集処理に関す る事務	愛知県北設楽郡設楽 町、愛知県北設楽郡 東栄町、愛知県北設 楽郡豊根村、長野県 下伊那郡根羽村	13,423	小	4	中	643	小	有	-	有	有	-	-	有	-
148	じんかい処理事 業	ごみ焼却場、およびごみ燃料 化施設の建設・管理および運 営に関する事務を共同処理す る	福岡県大牟田市、熊 本県荒尾市	187,050	小	2	小	139	小	-	-	有	-	-	有	-	-

②行政事務連携

■連携内容の例

教育事務の共同処理

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ			交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数		構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
26	教育事務等の 共同処理のため の一部事務 組合設置事業	一部事務組合を設置し、対象地域 における小・中学校の設置及び管 理、並びにこれに関する教育事務 を共同処理している。	高知県 宿毛市 愛媛県 南宇和郡 愛南町	51,033	小	2	小	526	小	有	-	有	有	-	有	-	-

2. 社会基盤整備・活用

③交通基盤の整備

■連携内容の例

観光地へのアクセス道路の整備

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口 構成市町村全体 の人口(人)	広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩
	事業名	事業概要	構成団体		構成市町 村数	構成市町村全 体の面積(km ²)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	
22	観光交流空間づくりモデル事業(のうち、観光地域づくり実践プラン) ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト	東京から概ね2時間圏の常陸、房総地域が地域資源の価値を再発見して、官民協働の取り組みにより新しい形の観光交流が展開される仕組みづくりを行う。 事業の最終目的を民間主導の観光地域づくり推進体制が構築されることに置き、初動段階においては行政が主体となって地域づくり人材・団体のシーズを発掘し、外部専門家等の支援を得ながら実践行動を重ねる過程を経てネットワーク化を図り、活動の発展とともに地域事情に適した行政支援のあり方を見出していく方式を採用している。(予め支援メニューを定めず地域の成熟段階に応じた行政による柔軟かつ現実的な支援事業等の実施。官民による試行錯誤を容認した挑戦的な事業として特徴的。) 対象地域と3エリアに分けて、それぞれにコンセプト設定と具体的な連携活動のテーマ(歴史探訪を祭礼のネットワーク、道の駅ネットワーク、宿泊体験観光の連携など広域的な観光交流の促進に寄	ひたちとふさのジョイントアップ推進協議会(全体) 北部エリア:茨城県 水戸市・日立市・常陸太田市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・大洗市・東海市 中部エリア:茨城県 鹿嶋市・潮来市・神栖市、千葉県 佐原市(現香取市)・成田市・佐倉市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜市・栄町・神崎町(以下、現成田市)、下総町・大栄町 南部エリア:千葉県 館山市・勝浦市・鴨川市・夷隅郡御宿町(以下、南房総市)、安房郡富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町	1,603,304 大	21 大	2,621 大	有	有	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全 体の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		<p>与する17テーマ)を設定した。 各テーマの活動を通じて形成された観光地づくりネットワークを相互に結びつけ、より大きな連携を育てていくとともに、各テーマ事業の発展を行政が多角的に支援することで地域が自立的に活動展開を続けられる力を強めていく。</p> <p>さらに、これらのソフト的な活動を通じて見えてきた課題を解決するためのハード整備を機動的に行うことで、活力ある観光地作りを効率的に推進した。</p>														
32	ぶり街道推進協議会	<p>富山市、高山市、松本市、飛騨市の4市を中核とする地域がさらに連携を深め、広域観光の推進、物産の振興並びに観光基幹道路の整備などの諸事業や、観光に関わるその地域独自の文化、伝統の掘り起こしと発信を通じて地域の交流と活性化を図る。 (主な事業)・ぶり街道情報誌チラシの発行・協議会設立10周年記念事業 ぶり街道観光PRキャンペーン・協議会設立10周年記念事業 特産品プレゼントキャンペーン</p>	<p>富山市、高山市、飛騨市、松本市、波田町、富山商工会議所、富山市観光協会、大沢野細入商工会、細入観光協会、高山商工会議所、(社)飛騨高山観光協会、高山青年会議所、飛騨市観光協会、こくふ観光協会、飛騨あさひ観光協会、飛騨乗鞍観光協会、松本商工会議所、松本観光協会、波田町商工会、波田町観光協会、ながわ観光協会、国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局 高山国道事務所、国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所</p>	788,913 中	5 大	5,191 大	有	-	有	有	有	-	有	有	-	

④交通基盤の利用促進

■連携内容の例

鉄道の利用促進

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
83	阿武隈急行沿線開発推進協議会事業	阿武隈急行線の利用促進と沿線5市町の交流を図るため、阿武隈急行沿線開発推進協議会を中心に各事業を実施している。 ①沿線PR広報誌「あぶ里メール」発行 ②鉄道フェスティバルin東北への参加 ③沿線交流事業(マイレールコンサート・むかし話めぐり等)	福島市、伊達市、角田市、丸森町、柴田町、阿武隈急行(株)	456,446 中	5 大	1,508 大	有	-	有	有	有	-	有	-	-
95	関門シティ電車構想推進事業	関門間において圏域を超えた経済圏の活性化を図るため、時刻表を気にせずいつでも乗れる直通列車の運行を目指し、北九州市と下関市の二市の行政、議会、商工会議所等を構成員とする「関門シティ電車運行実現期成同盟会」を設立し、鉄道事業者への要望活動やPR用のポスターや時刻表の作成・配布等を通じて推進活動を行っている。	下関市、北九州市、下関市議会、北九州市議会、下関商工会議所、北九州商工会議所、下関商工会	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
115	三江線利用促進対策事業	三江線の改良、利用促進対策 1. 国会及び官公署への請願陳情 2. 請願・陳情のための木曾資料の調査作成 3. 啓蒙宣伝に関すること 4. 三江線を利用した地域活性化イベントに対する助成等	島根県交通対策課、JR浜田鉄道部、広島県三次市、安芸高田市、島根県江津市、川本町、邑南町、美郷町	143,363 小	6 大	2,393 大	有	-	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
139	山口線利用促進協議会	山口線の利用促進を通じ、沿線地域の活性化と住民生活の利便を確保することを目的とした事業を行っている。 ・関係当局に対する陳情及び連絡 ・必要事項の調査及び研究 ・啓蒙宣伝に関すること ・その多目的を達成するために必要な事項	島根県：益田市、津和野町、吉賀町 山口県：山口市、阿東町 その他：各市商工会・観光協会など	268,542 中	5 大	2,400 大	有	有	有	有	-	-	有	有	-	
145	松浦鉄道自治体連絡協議会	松浦鉄道の永続的運行を支援するための増客・誘客対策の推進、駅周辺ならびに沿線地域の振興、整備の推進	長崎県、佐世保市、平戸市、松浦市、江迎町、鹿野町、佐々町 佐賀県、伊万里市、有田町	428,413 中	8 大	1,145 中	有	-	有	有	-	有	有	-	-	
153	日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会	JR日田彦山線の活性化について、沿線自治体による「日田彦山線活性化推進沿線自治体連絡会」を組織し、その活性化方を協議するもの。近年は、沿線でのウォーキングイベント・写真コンテストなどを実施しPRに努める他、条約サービスの改善に直接結びつくような課題についても取り組みを検討している。	北九州市、田川市、日田市、香春町、添田町、川崎町、東峰村	1,166,267 大	7 大	1,473 中	有	有	有	有	有	-	有	有	-	
162	関門地域公共交通総合連携事業	平成21年4月に予定される門司港レトロ観光列車(平成筑豊鉄道門司港レトロ観光線)の開業を契機に、鉄道にバスや旅客船を加えた周遊切符の発売や、レンタサイクルとの有機的な協力関係の構築、沿線に残された旧貨物線のレールを活用した鉄道車両イベントの開催などに取り組み、公共交通を最大限活かした観光振興を図るとともに、地域公共交通の活性化	地方公共団体(北九州市、下関市) 交通事業者(平成筑豊鉄道、西鉄バス北九州、サンデン交通、関門汽船) (社)北九州市観光協会、門司港レトロ倶楽部、NPO法人タウンモバイルネットワーク北九州	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
		を目指すもの。	<オブザーバー>九 州運輸局												

⑤その他社会基盤の整備

■連携内容の例

CATV網を活用した生活支援

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全 体の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全 体の面積(km ²)	過疎 地域		高速 道路	国 道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域		藩	
59	過疎地域 でのCAT V網の多 目的活用 調査研究 事業	過疎地域では、高齢化が進行しており、自ら買 い物、通院に出かけることが困難な高齢者が 増えている中で、難視聴対策としてCATV(FTT H対応)の整備が進んだ市町村が、県境地域に あったことから、CATV網を活用した生活支援 を研究するため、協議会をH20年7月に設置、 総務省の補助事業により、システムを開発し、 H20年11月から2ヶ月間実証実験を日南町に おいて実施、今年度末に報告書作成予定。	島根県、鳥取県、 奥出雲町、日南 町、邑南町、(株)中 海テレビ放送…C ATV事業社(鳥取 県米子市)、(株)テク ノプロジェクト…シ ステム開発事業者 (島根県松江市)	34,868	小	3	中	1,128	中	有	-	有	有	-	-	-	有	-

3. 災害等対策

⑥災害対策（山林火災・土砂災害）

■連携内容の例

森林火災の予防、災害時における相互応援、消防機関等の相互協力

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域		高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域			
1	三国サミット事業	各構成団体がそれぞれ県境に位置しているものの、道路網・交通網がつながっており、県域内の結びつきが強いことから本事業が開始した。事業内容としては、災害時における相互応援、公の施設の相互利用、人事交流、情報交換などを行っている。	古河市(茨城県) 野木町(栃木県) 北川辺町(埼玉県)	184,479	小	3	中	175	小	-	-	有	-	有	-	-		
6	恩賜林保護活動事業	恩賜林における火災の予防、盗伐、誤伐等加害行為の予防、防止等	山梨県北杜市、長野県富士見市	152,892	小	2	小	623	小	有	有	有	有	-	-	-	有	-
45	鳥取・岡山県境連携推進協議会	平成20年度 ・広域防災協定締結に向けた協議・検討 ・研究・勉強会の開催 ・要望活動 ・総会等	鳥取市、若桜蔵町、智頭町、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、新貝町、西粟倉村、余義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村	510,467	中	15	大	5,037	大	有	有	有	有	-	-	有	有	-
55	環富士山火山防災連絡会	富士山を中心とした周辺市町村間で、災害に対する強化連携を図ることを目的とした富士山噴火や大規模災害が発生した際、災害時応援協定を締結している市町村間で相互に応援を行う。	<山梨県側> 富士吉田市、富士川口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村、身延町 <静岡県側> 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川	1,020,359	大	16	大	2,163	大	有	有	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩			
			町															
67	甲武信源流サ ミット	甲武信ヶ岳を囲む、山梨県山梨市、埼玉県秩父市、長野県川上村が連携し、命の水を育む水源地域の大切さを下流域の住民にアピールするほか、有害鳥獣への対策、山林等の防災、集落の機能維持などの問題に取り組んでいる。	山梨県山梨市、埼玉県秩父市、長野県川上村	114,008	小	3	中	1,077	中	有	-	-	有	-	-	有	有	-
114	春日部市・野 田市消防相互 応援事業	消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結し、規模の大きな火災・救急・救助などの災害が発生したときに、被害の拡大防止と軽減を図るために相互応援活動をする。	埼玉県春日部市、千葉県野田市	389,746	中	2	小	170	小	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	消防相互応援 に関する協定 (豊岡市、京 丹後市)	予測できない大規模災害等から地域住民の生命、身体、財産を守ることを目的として、消防組織法第39条の規定に基づき協定するもの。	豊岡市、京丹後市	151,931	小	2	小	1,200	中	有	-	-	-	-	有	有	-	有
150	兵庫・岡山両 県境隣接市町 村地域振興協 議会	県境自治体職員の研修・情報交換 県境市町村の防災協定	地方自治体：宍粟市、西栗倉村、赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市	208,115	中	7	大	1,989	大	有	有	有	有	-	-	有	有	-

⑦災害対策（水害）

■連携内容の例

災害時における相互応援、消防機関等の相互協力

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全 体の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全 体の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩			
1	三国サミット 事業	各構成団体がそれぞれ県境に位置しているものの、道路網・交通網がつながっており、県域内の結びつきが強いことから本事業が開始した。事業内容としては、災害時における相互応援、公の施設の相互利用、人事交流、情報交換などを行っている。	古河市(茨城県) 野木町(栃木県) 北川辺町(埼玉県)	184,479	小	3	中	175	小	-	-	有	-	有	-	有	-	-
16	災害時における市川市との相互防災協定	海拔ゼロメートル地帯という地域特性から、千葉県市川市の国府台台地を地域防災拠点の一つとして避難場所に定めており、市川市とも災害時における総合応援に関する協定を締結し、連携強化を図っている。	市川市、東京都江戸川区	1,120,552	大	2	小	107	小	-	有	-	-	有	有	-	-	-
24	栗橋町外五箇市町水防事務組合	水害を警戒し、防御し被害を軽減するための河川区域に対する水防上必要な予報、警報、監視通信の確保連絡、水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力を目的としている。	栗橋町、鷲宮町、幸手市、杉戸町、春日部市、五霞町	409,768	中	6	大	183	小	-	-	有	-	有	-	-	-	-
45	鳥取・岡山県境連携推進協議会	平成20年度 ・広域防災協定締結に向けた協議・検討 ・研究・勉強会の開催 ・要望活動 ・総会等	鳥取市、若桜蔵町、智頭町、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、新貝町、西粟倉村、余義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村	510,467	中	15	大	5,037	大	有	有	有	有	-	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全 体の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全 体の面積(km ²)	過疎 地域		高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域		藩	
106	関門トンネル 水道連絡管 事業	濁水や事故などの非常時に水融通を行うもの(平成17年4月1日から)	北九州市水道局、下 関市上下水道局	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
119	消防相互 応援に関する協 定(豊岡市、 京丹後市)	予測できない大規模災害等から地域住民の生命、身体、財産を守ることを目的として、消防組織法第39条の規定に基づき協定するもの。	豊岡市、京丹後市	151,931	小	2	小	1,200	中	有	-	-	-	-	有	有	-	有
128	出水市と水俣 市の災害にお ける相互応援 に関する協定	風水害及び地震等の自然災害、武力攻撃事態等における国民保護の相互応援協定	鹿児島県出水市、熊 本県水俣市	87,027	小	2	小	493	小	有	-	有	-	-	有	有	-	-
150	兵庫・岡山両 県境隣接市 町村地域振 興協議会	県境自治体職員の研修・情報交換 県境市町村の防災協定	地方自治体: 宍粟 市、西栗倉村、赤穂 市、上郡町、佐用 町、備前市、美作市	208,115	中	7	大	1,989	大	有	有	有	有	-	-	有	有	-

⑧鳥獣害対策

■連携内容の例

鳥獣害対策

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩		
67	甲武信源流サ ミット	甲武信ヶ岳を囲む、山梨県山梨 市、埼玉県秩父市、長野県川上村 が連携し、命の水を育む水源地域 の大切さを下流域の住民にアピー ルするほか、有害鳥獣への対策、 山林等の防災、集落の機能維持 などの問題に取り組んでいる。	山梨県山梨市、埼玉 県秩父市、長野県川 上村	114,008	小	3	中	1,077	中	有	-	-	有	-	-	有	有	-
130	平成20年度鳥 獣害防止総合 対策事業(広域 連携型)	香美市、那賀町において、野生鳥 獣による被害防止対策の充実、強 化を図るとともに、関係機関の連 携の下、総合的な被害防止体系を 確立し、農林水産業被害の軽減等 に資することを目的としている。事 業として被害防護柵の設置、狩猟 免許試験予備講習会、シカ肉加工 調査、講演会、現地研究会等を行 っている。	香美市、那賀町、JA 土佐香美、JA阿南、 物部森林組合、香美 猟友会、木頭猟友 会、JA土佐香美物部 支所ユズ部会、木頭 果樹研究会、べふ峡 温泉、四季美谷温泉	40,952	小	2	小	1,233	中	有	-	有	有	-	-	-	有	-
147	鳥獣害防止総 合対策事業(事 業主体:西九州 地域鳥獣被害 防止対策協議 会)	長崎県および佐賀県における圏 域をまたがる広域地域において、 イノシシ等の野生鳥獣による農作 物被害に対し、GISを活用した被害 情報の把握や情報の共有化によ る効果的な被害防止対策を推進 する。	佐賀県、唐津市、伊 万里市、武雄市、鹿 島市、嬉野市、神崎 市、有田町 長崎県、佐世保市、 松浦市、東彼杵町、 川棚町、波佐見町	683,856	中	12	大	2,029	大	有	有	有	有	-	-	有	有	有

4. 産業・雇用促進

⑨観光振興

■連携内容の例

観光 PR の協力（観光パンフレットの相互展示、観光マップの作成、外国人観光客の誘致など）、イベントの開催（ハイキング、スタンプラリー、物産展など）、観光資源の整備（トレッキングルートなど）、広域観光の推進

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎地域	交通インフラ			地形			経済・雇用		歴史的つながり 藩	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体の人口(人)	構成市町村数	構成市町村全体の面積(km ²)	過疎地域		高速道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏の中心都市	山間農業地域			
2	根来(ねごろ)街道グリーンツーリズム振興協議会	泉州(大阪南部)と紀州(和歌山)を結ぶ歴史街道である「根来街道」沿道の泉南市(大阪府)及び岩出市(和歌山県)内の歴史、文化、自然、農林水産業、伝統行事等といった観光資源の活用による地域振興を図るため、観光施設関係者、農林水産業者、企業、地域住民等で構成する組織である。 主な取り組み ・「根来街道」周辺地域で開催されるイベントガイドの作成・配布 ・「根来街道」周辺地域でのスタンプラリーの開催 ・「根来街道」ハイクの開催 等	岩出市観光協会、JA紀の里、大阪泉州農業協同組合、大阪観光大学、岡田浦漁業協同組合、農事組合法人かるがもの里、紀泉わいわい村、新義真言宗根来寺、泉南案内人の会、泉南の里山を大切に作る会、樽井漁業協同組合、南海ウイングバス南部株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、根来山げんきの森倶楽部、道の駅根来さくらの里、和歌山県植物公園緑花センター、和歌山バス那賀株式会社、岩出市、泉南市、大阪府、和歌山県	115,517	小	2	小	86	小	-	有	-	有	-	-	-	-	-
3	仙台・やまがた交流連携促進	「仙山交流味祭inせんだい」を春と秋の年2回開催する他、臨空地域	宮城県、山形県、宮城県仙台都市圏市	2,040,439	大	28	大	4,268	大	有	有	有	有	-	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
	会議	に開設された「だてもん市場」において初のイベントを行う。また、両圏域の市町村等庁舎内における観光パンフレットの相互展示を引き続き取り組み、連携の促進を図る。	町村(5市8町1村: 仙台市、塩竈市、名 取市、多賀城市、岩 沼市、亘理町、山元 町、松島町、七ヶ浜 町、利府町、大和 町、大郷町、富谷 町、大衡村)、山形県 村山地域市町(7市7 町:山形市、寒河江 市、上山市、村山 市、天童市、東根 市、尾花沢市、山辺 町、中山町、河北 町、西川町、朝日 町、大江町、大石田 町)												
7	ASAトライアン グル交流圏推 進協議会	播磨灘を挟んで向かい合う、徳島 県北部の鳴門市と香川県東部の 東かがわ市、淡路島南部の南あ わじ市の3地域が県境を越えて交 流を深めることにより、良好な地 域環境を確立し、地域全体の発展 に寄与することを目的に平成2年 度に設立。これまで、フォーラムや 意見交換会の開催、観光マップの 作成、地域イベントへの参加、子 どもを対象とした絵画コンクール の実施等を行っている。	鳴門市、鳴門商工 会、大麻町商工 会、鳴門総合会 議所、東かがわ市、東 かがわ商工会、東か がわ青年会議所、南 あわじ市、南あわじ 市商工会、淡路青年 会議所	151,412 小	3 中	518 小	有	有	有	-	-	有	-	-	有
8	九州中央山地 観光推進事業	九州中央山地に位置する宮崎県 椎葉村と西米良村、熊本県湯前 町、多良木町、水上村及び五木村 を1つの広域的な観光地としてア ピールし、観光客の増加を図るた めに観光ルートの策定、体験型観 光資源の発掘、観光マップやポス	宮崎県椎葉村、西米 良村、熊本県湯前 町、多良木町、水上 村、五木村	24,864 小	6 大	1,467 中	有	-	有	有	-	-	-	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	落
		ターの作成、テレビCMの作成などを共同で実施している。													
9	みちのく三大桜名所連絡会議	みちのく三大桜名所として、岩手県北上市、秋田県仙北市、青森県弘前市が連携して、さくらまつり期間中、スタンプラリーやクイズ等による特産品プレゼント等を行っているほか、3市が連携して首都圏キャラバンを行い観光PRを行っている	岩手県北上市、秋田県仙北市、北上観光協会、角館町観光協会、後援、青森県弘前市、弘前観光コンベンション協会	315,232 中	3 中	2,055 大	有	-	有	-	-	-	有	有	-
10	九州南部川と森の県際交流推進会議	熊本県人吉市、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市(大口市、菱刈町)、湧水町で連携し、広域観光ルート作成や観光マップの作成・交流事業等を実施している。また、夏には、大都市圏の大学生を20日間ぐらい受け入れ、地域に対する提言をもらっている。	人吉市、えびの市、伊佐市(旧大口市、旧菱刈町)、湧水町、地域づくり団体(各市町)	104,727 小	4 中	1,030 中	有	有	有	有	有	-	有	-	有
12	両毛広域都市圏総合整備推進協議会	・圏域内で公共施設の相互利用を行なっている ・両毛地域の交流を図るため、ウォーキング大会を開催している ・両毛地域で広域的に活動している地域の団体の活動の支援を行なっている ・協議会のHPにおいて、観光PR等を行なっている	群馬県、栃木県、足利市、佐野市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	864,236 中	11 大	1,386 中	有	有	有	有	有	-	有	有	-
22	観光交流空間づくりモデル事業(のち、観光地域づくり実践プラン) ひたちとふさのジョイントアッププロジェクト	東京から概ね2時間圏の常陸、房総地域が地域資源の価値を再発見して、官民協働の取組みにより新しい形の観光交流が展開される仕組みづくりを行う。 事業の最終目的を民間主導の観光地域づくり推進体制が構築されることに置き、初動段階におい	ひたちとふさのジョイントアップ推進協議会(全体) 北部エリア:茨城県水戸市・日立市・常陸太田市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・大洗市・東海市	1,603,304 大	21 大	2,621 大	有	有	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ			過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		<p>ては行政が主体となって地域づくり人材・団体のシーズを発掘し、外部専門家等の支援を得ながら実践行動を重ねる過程を経てネットワーク化を図り、活動の発展とともに地域事情に適した行政支援のあり方を見出していく方式を採用している。(予め支援メニューを定めず地域の成熟段階に応じた行政による柔軟かつ現実的な支援事業等の実施。官民による試行錯誤を容認した挑戦的な事業として特徴的。)</p> <p>対象地域と3エリアに分けて、それぞれにコンセプト設定と具体的な連携活動のテーマ(歴史探訪を祭礼のネットワーク、道の駅ネットワーク、宿泊体験観光の連携など広域的な観光交流の促進に寄与する17テーマ)を設定した。</p> <p>各テーマの活動を通じて形成された観光地づくりネットワークを相互に結びつけ、より大きな連携を育てていくとともに、各テーマ事業の発展を行政が多角的に支援することで地域が自立的に活動展開を続けられる力を強めていく。</p> <p>さらに、これらのソフト的な活動を通じて見えてきた課題を解決するためのハード整備を機動的に行うことで、活力ある観光地作りを効率的に推進した。</p>	<p>中部エリア:茨城県鹿嶋市・潮来市・神栖市、千葉県 佐原市(現香取市)・成田市・佐倉市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜市・栄町・神崎町(以下、現成田市)、下総町・大栄町</p> <p>南部エリア:千葉県館山市・勝浦市・鴨川市・夷隅郡御宿町(以下、南房総市)、安房郡富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町</p>													
23	信越地域観光交流推進協議会	新たな観光交流空間として、「エコツーリズム」と「スローツーリズム」を柱に、ブナの林をめぐるトレッキングルートの整備や、地域資源で	新潟県、長野県、上越市、妙高市、十日町市、津南市、長野市、中野市、飯山	782,365 中	9 大	3,647 大	有	有	有	有	有	-	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ			過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
		ある自然環境の保護・保全をはかる。	市、信濃町、栄村 6 観光協会、3観光協 会 3交通事業者 9 NPO 他6団体													
27	木曾川夢空間 事業連絡会	広域観光PR	犬山市、各務原市、 美濃加茂市、可児 市、坂祝町	376,839 中	5 大	338 小	-	有	有	-	有	-	-	-	-	有
28	信越高原連絡 協議会 広域観 光宣伝事業	信越高原エリア関係自治体及び 関係団体相互の連携及び補充に より、それぞれの自然や歴史を生 かした既存の観光素材をより魅力 的なものとするとともに、新たな観 光資源の研究及び商品の開発に 取り組み、さらにそれらを結びつ けることによって信越高原エリア全 体の商品力アップとブランド化を 促進する(観光マップ作成、観光 施設等割引チケットの発行、透客 イベントの実施 等)	長野県 長野市、信 濃町、飯綱町 新潟 県 妙高市 及び各 観光協会 参与 賛 助会員	438,774 中	4 中	1,401 中	有	有	有	有	有	-	有	有	-	
31	飛越国際観光 都市連合	富山空港では、ソウルからの定期 便が就航しており、韓国との人 的、物的な交流が活発に行われ ていることから、都市と都市が連 携を図り、広域的な周遊ルート を盛り込んだ旅行企画の働きかけ を韓国の旅行業者に行うため、平成 17年9月に富山市、南砺市及び 飛騨市で飛越国際観光都市連合 を設立し、以後、毎年、ソウルに訪 問団を派遣して観光客の誘致活 動を行うとともに、韓国の旅行で ジェットを招請して3市を巡る旅行商 品の企画を働きかけている。ま た、平成18年からは、ソウル市で 3市の伝統芸能を披露するととも に、観光資源や特産品を広くPRし	富山県富山市、南砺 市及び岐阜県飛騨市	508,281 中	3 中	2,703 大	有	有	有	有	有	-	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		て、その文化、歴史、自然を知ってもらおうことを趣旨とする飛越伝統芸能講演を行っている。														
32	ぶり街道推進協議会	富山市、高山市、松本市、飛騨市の4市を中核とする地域がさらに連携を深め、広域観光の推進、物産の振興並びに観光基幹道路の整備などの諸事業や、観光に関わるその地域独自の文化、伝統の掘り起こしと発信を通じて地域の交流と活性化を図る。 (主な事業)・ぶり街道情報誌チラシの発行・協議会設立10周年記念事業 ぶり街道観光PRキャンペーン・協議会設立10周年記念事業 特産品プレゼントキャンペーン	富山市、高山市、飛騨市、松本市、波田町、富山商工会議所、富山市観光協会、大沢野細入商工会、細入観光協会、高山商工会議所、(社)飛騨高山観光協会、高山青年会議所、飛騨市観光協会、こくふ観光協会、飛騨あさひ観光協会、飛騨乗鞍観光協会、松本商工会議所、松本観光協会、波田町商工会、波田町観光協会、ながわ観光協会、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	788,913 中	5 大	5,191 大	有	-	有	有	有	-	有	有	-	
34	都市間観光交流推進事業(岐阜市・富山市観光物産交流推進協議会)	岐阜市と富山市は両市の連携・交流を一層充実させ、圏域を超えた新しい時代の都市間交流の実現と地域の活性化を図るため、平成19年12月26日に「岐阜市・富山市都市間交流協定」を締結した。これを受け、両市の商業、観光、物産等の相互交流を行い、両市	岐阜市・富山市・(財)岐阜観光コンベンション協会・富山市観光協会	834,606 中	2 小	1,445 中	有	-	有	-	-	-	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
		の活性化を図ることを目的とする。平成20年度は、両市で2回ずつの観光物産交流展を開催した。(7月5・6日 岐阜市、8月2・3日 富山市、10月4・5日 岐阜市、11月1・2日 富山市)													
36	三たん地方開発促進協議会	1. 社会基盤に係る要望活動 2. 広域観光振興	京都府:宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、福知山市、綾部市、舞鶴市、南丹市、京丹波市、南丹・中丹・丹後の各広域振興局(府組織) 兵庫県:豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市、篠山市、丹波市、但馬・丹波の各県民局(県組織)	684,219 中	16 大	6,006 大	有	有	-	-	-	-	有	-	有
42	環鳥海地域連携事業	環鳥海地域(由利本荘市、にかほ市、酒田市、遊佐町)が「鳥海山」という共通のランドマークのもと、地域の魅力を共通認識するとともに、その魅力を県内外に発信することにより、交流人口の拡大を図る。	秋田県由利地域振興局、山形県庄内総合支庁、由利本荘市、にかほ市、酒田市、遊佐町、由利本荘市商工会、にかほ市商工会、酒田商工会議所、遊佐町商工会議所、由利本荘市観光協会、酒田ふれあい商工会、由利本荘青年会議所、酒田青年会議所、酒田観光物産協会、遊佐町観光協会、東北公益文化大学、鳥海山大	252,956 中	4 中	2,261 大	有	-	有	有	-	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
			物忌神社、NPO極楽 鳥海人													
43	越前・加賀みず といで湯の文化 連邦推進協議 会	豊かな自然と水、全国有数の温泉 資源に恵まれた特性を活かし、県 境を越えた自由な交流・発展をめ ざし「みずといで湯の文化連邦」を 形成、自然・文化・歴史を包含した ユニークな観光保養ゾーンとして、 個性有る地域づくりをすすめる。	加賀市、坂井市、あ わら市	198,381	小 3	633	小	有	有	有	有	有	有	-	有	-
44	山陰海岸ジオ パーク推進協 議会	山陰海岸ジオパーク(山陰海岸国 立公園を中心とするエリア)の世 界ジオパークネットワーク加盟に 向けた取り組み ・総会、幹事会、行政担当者会議 他 ・フォーラム開催、パンフレット作 成 ・日本ジオパーク申請等	鳥取県:鳥取県、鳥 取市、岩美町 京都府:京丹後市、 兵庫県:豊岡市、新 温泉町、香美町 および関連地域の商 工団体、観光団体、 漁協、遊漁船会社等)	405,847	中 6	2,698	大	有	-	有	有	-	有	有	有	-
48	環白山広域観 光推進協議会	白山を中心とした、石川県・岐阜 県・福井県にまたがる地域の観光 について、県域を越えて広域的に 推進し、地域の活性化と交流の促 進を図るため、恐竜街道フォトラ ーや周遊モデルツアーの実施、マ スメディアの招へい、ホームペ ージによる情報発信などを行っている。	石川県、岐阜県、福 井県、白山市、郡上 市、白川村、大野 市、勝山市、大野・勝 山地区広域行政事 務組合、北陸広域観 光推進協議会	223,732	中 5	3,268	大	有	有	有	有	有	-	-	有	有
60	山陰文化観光 圏整備事業	中海・宍道湖・大山を中心とした島 根・鳥取両県を跨ぐ圏域におい て、観光資源や宿泊施設等の魅 力向上をはかることにより、2泊3 日以上滞在につなげる。 ※観光圏整備法に基づき、島根・ 鳥取両県及び関係市町において 計画作成	島根県、松江市、出 雲市、安来市、雲南 市、東出雲市、飯南 市、斐川町、大田 市、鳥取県、倉吉 市、三朝町、湯梨浜 町、琴浦町、北栄 町、米子市、境港	879,014	中 22	4,839	大	有	有	有	-	有	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		計画期間:平成20年8月29日～平成25年3月31日	市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町													
71	姫路・岡山・鳥取三都城下町物語推進協議会	江戸時代の池田家の国替え等、歴史的に深い縁で結ばれている3都市が、それぞれの地域資源を最大限に活用し次のような連携・交流事業を実施している。 ①協議会交流事業:市民団体(3都市の連合婦人会、自治連合会、経済団体等)を参加者とし、三都市を順番に開催地として、池田家をテーマにした記念講演、3市長鼎談、市民交流事業などを実施 ②観光振興:三都市周遊(観光)ルートの検討(国内外)、各都市開催イベントでの観光PR等相互参加 ③物産振興:各都市開催イベントでの相互物産市の開催 ④その他:三都城下町物語ホームページ作成	鳥取市、姫路市、岡山市	1,434,144 大	3 中	2,090 大	有	-	有	-	-	-	有	有	-	
72	しまなみ海道10周年記念事業	広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ「瀬戸内しまなみ街道」が21年5月に開通10周年を迎えることから、これを記念したオープニングイベント・広報宣伝活動などを実施し、広島・愛媛両県が共同してしまなみ街道を改めて国内外に広くPRするとともに、持続性のある地域の活性化に寄与する。	広島県、愛媛県、尾道市、今治市、上島町、本州四国連絡高速道路、広島県商工会議所連合会、愛媛県商工会議所連合会、広島県観光連盟、愛媛県観光協会	332,306 中	3 中	735 小	有	有	-	-	-	有	有	有	-	
84	南東北拠点都市連携誘客宣伝事業	①タイ観光物産展～仙台市 山形市との連携 ②国内誘客宣伝事業～米沢市との連携	仙台市、仙台市観光コンベンション協会、山形市、山形市観光協会、米沢市、米沢	1,671,645 大	4 中	2,481 大	-	有	有	有	-	-	有	-	-	

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	落
			市観光協会、福島市												
89	淡路・徳島広域 観光推進事業	歴史・文化・自然等において関係 の深い徳島・淡路の連携により、 年1回両県の県および市の観光 担当者が集まり、連携事業につ いて協議を行う「徳島・淡路広域 観光連絡会議」を開催。連携事業 として「淡路島&徳島とくどく周遊 ガイド」を作成し、クーポンを 活用した周遊客やリピーターの 増加を促進。	兵庫県、洲本市、南 あわじ市、淡路市、 淡路島観光連盟 徳島県、徳島市、鳴 門市、小松島市、阿 南市、吉野川市、阿 波市、美馬市、三好 市、(財)徳島県観光 協会	758,067 中	11 大	2,671 大	有	-	有	-	-	-	有	有	有
93	関門地域行政 連絡会議事業	関門地域の活性化を図る為、平 成2年に本市と北九州市との幹部 職員で構成する連絡会議を設置。 相互の連絡調整及び情報交換や 関門地域の広域的な課題の調査 研究等を行っている。 ■連絡会議の事務 関門地域の活性化に関する調 査研究、連絡調整及び情報交換、 その他関係機関への要望など ■主な実施事業 関門ハンドブック・関門連携パン フレット等の作成、関門CMの政 策及び放映、職員交流派遣など	北九州市、下関市	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
98	関門海峡観光 推進協議会事 業	平成9年6月、関門海峡エリアを 中心とした観光振興を図るため、 下関市・北九州市、山口県から 構成される「関門海峡観光推進協 議会」を設立し、観光宣伝・誘客 促進・周遊促進事業等を行っている。	下関市、北九州市、 山口県	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
107	日本海峡フォー ラム	平成元年より、関門海峡(下関市・ 北九州市)、青函海峡(函館市、青	下関市、北九州市、 函館市、青森市	1,889,990 大	4 中	2,706 大	有	有	-	-	-	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		森市)をはさむ4都市が、「海峡」という偉大な共通財産を通じた街づくりや連携の方策などを議論し、海峡4都市の魅力を全国へアピールする。														
111	いわき市・北茨城市・高萩市広域観光業施連絡協議会	いわき市・北茨城市・高萩市の広域観光資源の開発を図り、3市観光行政の連絡調整と観光の振興に寄与することを目的に、広域観光ルートの策定、広域観光開発計画の策定、広域観光施設の整備促進・観光関係機関との連絡調整・その他協議会の目的達成のために必要な事業を実施している。	いわき市・北茨城市・高萩市	437,069 中	3 中	1,612 大	-	有	有	有	-	有	有	-	-	
113	東大和西三重観光連盟	室生赤目青山国定公園エリア(=名張市を中心とした生活文化圏)への観光客誘致、宣伝活動。	三重県 名張市、伊賀市、津市 奈良県 宇陀市、曾爾村、御杖村	513,059 中	6 大	1,774 大	有	-	有	有	有	-	有	有	有	
120	ながと路観光連絡協議会	日本海側の市町で構成されるながと路 ・リーフレット作成 ・エージェントへの営業 ・情報誌掲載 ・研修会の開催	萩市、長門市、益田市、美称市、津和野町、阿武町、(社)萩市観光協会、長門市観光協会、益田市観光協会、美東町観光協会、津和野町観光協会、須佐観光協会、萩・阿西商工会、萩温泉旅館共同組合、萩タクシー協会、湯本温泉旅館共同組合、俵山温泉合名会社、(株)KRYサービスステーション、(株)イワミツアー、防長交通(株)萩営業所、湯本温泉旅館共同組合	194,940 小	6 大	2,686 大	有	-	有	有	-	-	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域		高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域		
121	ピュアライン岩 国益田観光連 絡協議会	国道187号沿いの市町で広域的 な観光を行う ホームページ・パンフレットの作成 情報誌等掲載による宣伝 物産イベントの開催	山口県岩国市、島根 県津和野町、吉賀 町、益田市内の地方 公共団体及び観光協 会	218,947 中	4 中	2,249 大	有	有	有	有	-	-	有	有	-		
125	岩手・秋田県際 交流事業実行 委員会	岩手県と秋田県の県境を越えた 県際交流事業の円滑な実施を図 るもの。当初JR北上線SL・イベ ント列車運行に関連した事業を主体 に実施したが、今年度からはJR 北上線沿線地域PRや地域資源 の再認識を主眼とした事業展開を 図っている。	岩手県：北上市、西 和賀町 秋田県：横手市、山 内村 その他：JR東日本盛 岡支社、JR東日本 秋田支社及び関連自 治体の農協、観光協 会、商工会、青年会 議所等	197,973 小	2 小	1,131 中	有	有	有	有	-	-	有	有	-		
141	国道113号(二 市二町)観光推 進協議会	国道113号沿線の宮城県1市1 町、山形県1市1町が連携し、観 光資源のPRと観光客誘致を図つ て地域振興を目指すため、パンフ 作成や「みちのくおとぎ街道」のイ メージを作り上げるため、民話を 主としたイベント・地域づくりを展 開している。	各市長観光協会が 主体 白石市、七ヶ宿町、 高島町、南陽市及び 鎌光、小原、高島、 赤湯温泉旅行組合 (2007年より「日本 風景街道」とし国交 省に登録)	102,579 小	4 中	890 小	有	有	有	有	-	-	有	有	-		
144	AMA(阿南市・ 室戸市・安芸 市)地域連携事 業	徳島県阿南市と高知県室戸市・安 芸市の3市が県境を越えて連携 し、魅力ある地域資源を持ちなが ら隠れた観光スポットの域を出て いない四国東南部の広域のかつ 戦略的な地域振興を3市が核にな って取り組む	地方公共団体(阿南 市、室戸市、安芸市) 観光協会(阿南市観 光協会、室戸市観 光協会、安芸市観 光協会) 商工会議所など(阿 南商工会議所、室戸 市商工会、安芸市商 工会議所、那賀川町 商工会、羽ノ浦町商 工会)	115,840 小	3 中	845 小	有	-	-	有	-	有	-	有	-		

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	落			
149	社会実験「まちめぐりナビプロジェクト」リアルタイム観光情報提供事業	秋田・岩手両県にまたがる広域観光エリア(秋田県北秋田市・仙北市、岩手県雫石町)では、首都圏などから訪れる旅行者が、①探したい施設や行きたい場所にスムーズに安心していけること、②新たな目的地や立ち寄り先が増えて、エリア内の回遊性を高めること、を目的に、QRコードやGPSつき携帯電話から地図情報が取得できる「秋田・岩手広域観光ポータルサイト」の整備を実施し、体験型・滞在型観光を目指している	秋田大学、岩手県立大学、秋田河川国道事務所、岩手河川国道事務所、秋田県仙北地域振興局、岩手県盛岡地域振興局、北秋田市、仙北市、雫石町、秋田岩手広域地域連携観光交流推進協議会女性部会、NPO法人秋田岩手横軸連携交流会	90,972	小	3	中	2,855	大	有	-	有	有	-	-	-	有	-
162	関門地域公共交通総合連携事業	平成21年4月に予定される門司港レトロ観光列車(平成筑豊鉄道門司港レトロ観光線)の開業を契機に、鉄道にバスや旅客船を加えた周遊切符の発売や、レンタサイクルとの有機的な協力関係の構築、沿線に残された旧貨物線のレールを活用した鉄道車両イベントの開催などに取り組み、公共交通を最大限活かした観光振興を図るとともに、地域公共交通の活性化を目指すもの。	地方公共団体(北九州市、下関市)交通事業者(平成筑豊鉄道、西鉄バス北九州、サンデン交通、関門汽船)(社)北九州市観光協会、門司港レトロ倶楽部、NPO法人タウン-ビルネットワーク北九州<オブザーバー>九州運輸局	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
170	海峡花火大会	海峡花火大会は、関門海峡を挟んで共に発展してきた北九州市と下関市との連携と交流を深め、海と港への関心を高めるとともに、お盆の帰省客を華やかに迎えるため開催している。	(北九州市)海峡花火大会実行委員会門司(下関市)海峡花火大会実行委員会※両実行委員会とも民間のまちづくり団体を中心に組織さ	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
			れ、行政も参画して いる。													
175	関門よさこい大会	平成19年から馬関まつり(毎年8月下旬開催)時に開催 門司区と下関市のよさこいチームを中心に企画・運営 海峡を挟んだ会場を渡船で回る「日本一のロケーション」をキャッチフレーズで参加チームを募集 平成19年は54チーム参加、平成20年は28チーム参加	関門よさこい大会実行委員会門司(構成メンバー) よさこいチーム、まちづくり団体、観光事業者、北九州市 下関側の組織は馬関まつり推進協議会	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	
178	伊万里松浦どっちもうまか祭	佐賀県伊万里市と長崎県松浦市は伊万里湾を取り囲んで位置している。これら2市が共同で連携してなにか実施できないかということで、「環伊万里湾各都市研究会」を平成17年に立ち上げた。この研究会の取り組みで、福岡都市圏をターゲットとした2市共同の物産展開催が決まり、平成20年1月末、同年10月上旬に2回開催した。	環伊万里湾核都市研究会(伊万里・松浦市)	85,183 小	2 小	385 小	有	-	有	-	-	有	有	-	-	

⑩産業振興（農林水産業）

■連携内容の例

農産物の生産による耕作放棄地の解消

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ			交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数		構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩
117	クボタeプロジェクト「耕作放棄地再生支援」	愛媛県と高知県の県境に位置する篠南地区(愛南町正木地区、宿毛市山北地区)では、昔から日常生活上の必要性からも、県境を越えての交流が続いている。当地区では、農業者の高齢化などにより耕作放棄地が増加しているため、今回山北地区の篠南集落営農組合と正木地区の認定農業者が協力し、クボタ e プロジェクト「耕作放棄地再生支援」を活用し、耕作放棄地解消対策に取り組んでいる。山北地区では0.5ha、正木地区では1.5haの耕作放棄地を解消し、加工用わさび(0.2ha)、飼料作物(1.3ha)の栽培を行っている。	宿毛市、高知県幡多農業振興センター、愛南町、愛南町農業支援センター、愛媛県南予地方局産業振興課、株式会社クボタ、篠南集落営農組合、正木地区集落営農研究会	51,033	小	2	小	526	小	有	-	有	有	-	有	-	-

⑪産業振興（工業）

■連携内容の例

県境地域企業の展示・商談会の実施

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	中	構成市 町村数	構成市町村全 体の面積(km ²)		大	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	
136	いわて・みやぎ技術・情報交流フェア	展示・商談形式による技術・情報交流を通じて、県境地域内企業の活性化を図る。	岩手県、宮城県、一関市、平泉町、藤沢町、気仙沼市、栗原市、登米市、(財)岩手県南技術研究センター	380,528	中	6	大	2,888	大	有	有	有	有	有	有	有	有

⑫雇用促進

■連携内容の例

合同求人説明会

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全 体の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全 体の面積(km ²)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩		
13	北広島町・邑南町 合同求人説明会	島根県邑南町は、北広島町 への通勤圏である。邑南町と 定住に力を注いでおられ雇 用の確保が求められている。 一方、北広島町では、求人 に対して求職登録が少なく、 労働力の確保が求められて いた。相方の思いが一致し、 合同求人説明会を開催する こととした。	広島県北広島町・島根 県邑南町	33,801	小	2	小	1,065	中	有	有	有	有	-	-	-	有	-

5. 交流

⑬交流促進

■連携内容の例

ふるさと意識の醸成（勉強会、歴史巡りツアー、文化施設の共同利用など）、交流イベントの実施（スポーツ、食文化をテーマとしたイベント、圏域内での観光バスツアーなど）

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	小	構成市町 村数	中		構成市町村全体 の面積(k㎡)	小	有	有	有	山	川・湖	海		都市雇用圏 の中心都市
1	三国サミット事業	各構成団体がそれぞれ県境に位置しているものの、道路網・交通網がつながっており、県域内の結びつきが強いことから本事業が開始した。事業内容としては、災害時における相互応援、公の施設の相互利用、人事交流、情報交換などを行っている。	古河市(茨城県) 野木町(栃木県) 北川辺町(埼玉県)	184,479	小	3	中	175	小	-	-	有	-	有	-	有	-	-
7	ASATライアングル 交流圏推進協議会	播磨灘を挟んで向かい合う、徳島県北部の鳴門市と香川県東部の東かがわ市、淡路島南部の南あわじ市の3地域が県境を越えて交流を深めることにより、良好な地域環境を確立し、地域全体の発展に寄与することを目的に平成2年度に設立。これまで、フォーラムや意見交換会の開催、観光マップの作成、地域イベントへの参加、子どもを対象とした絵画コンクールの実施等を行っている。	鳴門市、鳴門商工会議所、大麻町商工会、東かがわ市、東かがわ商工会、東かがわ青年会議所、南あわじ市、南あわじ市商工会、淡路青年会議所	151,412	小	3	中	518	小	有	有	有	-	-	有	-	-	有
12	両毛広域都市圏総合整備推進協議会	・圏域内で公共施設の相互利用を行なっている	群馬県、栃木県、足利市、佐野市、太田市、	864,236	中	11	大	1,386	中	有	有	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩		
		・両毛地域の交流を図るため、ウォーキング大会を開催している ・両毛地域で広域的に活動している地域の団体の活動の支援を行なっている ・協議会のHPIにおいて、観光PR等を行なっている	桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町															
14	国道29号周辺 兵庫・鳥取地域 振興協議会	国道29号周辺の活性化を図る。	兵庫県、宍粟市、鳥取県、八頭町、若桜町	67,114	小	3	中	1,065	中	有	-	有	有	-	-	-	有	-
17	利根川舟運による地域活性化事業	利根川沿川19市町村による利根川舟運・地域づくり協議会を組織した。取手市から銚子市までの舟運イベントや河川空間を活用したイベントを実施し、地域の活性化を図っていく。	(茨城県) 取手市、河内町、利根町、稲敷市、神栖市、潮来市、行方市、美浦村 (千葉県) 我孫子市、印西市、栄町、印旛村、酒々井町、香取市、銚子市、東庄町、成田市、神崎町 代表団体 取手市	927,584	中	18	大	1,548	大	-	有	有	-	有	-	有	-	-
22	観光交流空間づくりモデル事業(のち、観光地域づくり実践プラン) ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト	東京から概ね2時間圏の常陸、房総地域が地域資源の価値を再発見して、官民協働の取組みにより新しい形の観光交流が展開される仕組みづくりを行う。 事業の最終目的を民間主導の観光地域づくり推進体制が構築されることに置き、初動段階においては行政が主体となって地域づくり人材・団体のシーズを発掘し、外部専門家等の支援を得ながら実践行動を重ねる過	ひたちとふさのジョイントアップ推進協議会(全体) 北部エリア:茨城県 水戸市・日立市・常陸太田市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・大洗市・東海市 中部エリア:茨城県 鹿嶋市・潮来市・神栖市、千葉県 佐原市(現香取市)・成田市・佐倉市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜市	1,603,304	大	21	大	2,621	大	有	有	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩
		<p>程を経てネットワーク化を図り、活動の発展とともに地域事情に適した行政支援のあり方を見出していく方式を採用している。(予め支援メニューを定めず地域の成熟段階に応じた行政による柔軟かつ現実的な支援事業等の実施。官民による試行錯誤を容認した挑戦的な事業として特徴的。)</p> <p>対象地域と3エリアに分けて、それぞれにコンセプト設定と具体的な連携活動のテーマ(歴史探訪を祭礼のネットワーク、道の駅ネットワーク、宿泊体験観光の連携など広域的な観光交流の促進に寄与する17テーマ)を設定した。</p> <p>各テーマの活動を通じて形成された観光地づくりネットワークを相互に結びつけ、より大きな連携を育てていくとともに、各テーマ事業の発展を行政が多角的に支援することで地域が自立的に活動展開を続けられる力を強めていく。</p> <p>さらに、これらのソフト的な活動を通じて見えてきた課題を解決するためのハード整備を機動的に行うことで、活力ある観光地作りを効率的に推進した。</p>	<p>栄町・神崎町(以下、現成田市)、下総町・大栄町</p> <p>南部エリア:千葉県館山市・勝浦市・鴨川市・夷隅郡御宿町(以下、南房総市)、安房郡富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町</p>												

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域		
30	利根川下流域首長 会議(利根川サミッ ト)	利根川下流域に位置し、古 くから文化、経済など広い 範囲にわたって共通の基盤 を有している各自自治体にお いて、新たな時代に向けて の一層の地域の振興・ふる さとづくりを推進するため に、相互に情報を交換し、 協調を深め、広域的課題の 解決に積極的に取り組んで いる。	茨城県・・・神栖市 千葉県・・・香取市、銚 子市、香取郡東庄町	270,385	中	4	中	540	小	-	-	-	-	有	-	有	-	-
32	ぶり街道推進協議 会	富山市、高山市、松本市、 飛騨市の4市を中核とする 地域がさらに連携を深め、 広域観光の推進、物産の振 興並びに観光基幹道路の 整備などの諸事業や、観光 に関わるその地域独自の文 化、伝統の掘り起こしと発 信を通じて地域の交流と活 性化を図る。 (主な事業)・ぶり街道情報 誌チラシの発行・協議会 設立10周年記念事業 ぶ り街道観光PRキャンペ ーン・協議会設立10周年記 念事業 特産品プレゼント キャンペーン	富山市、高山市、飛騨 市、松本市、波田町、 富山商工会議所、富 山市観光協会、大沢 野細入商工会、細入 観光協会、高山商工 会議所、(社)飛騨高 山観光協会、高山青 年会議所、飛騨市観 光協会、こくふ観光協 会、飛騨あさひ観光協 会、飛騨乗鞍観光協 会、松本商工会議所、 松本観光協会、波田 町商工会、波田町観 光協会、ながわ観光 協会、国土交通省北 陸地方整備局 富山 河川国道事務所、国 土交通省中部地方整 備局 高山国道事務 所、国土交通省関東 地方整備局 長野国 道事務所	788,913	中	5	大	5,191	大	有	-	有	有	有	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩	
33	日本の心のふるさとを守り育てる飛越協議会	協議会は、豊かな自然と優れた文化に恵まれた岐阜県飛騨地域と富山県南部地域の交流と活性化を図り、「日本の心のふるさとゾーン」として守り育てることを目的とし、参加型イベントの開催や情報の受発信などの交流・連携活動を展開することにより、飛越地域のサポーターとして輪の拡大を図る。 (主な活動)・飛越探訪ドライブラリーの開催 ・ふるさと飛越倶楽部会報誌「飛越」の発行 ・飛越地域交流・連携推進活動支援助成金事業	富山県・富山市・砺波市・南砺市・富山県観光連盟・富山市観光協会・富山県商工会連合会・富山商工会議所 岐阜県・高山市・飛騨市・白川村・岐阜県観光連盟・飛騨高山観光協会・岐阜県商工会連合会・高山商工会議所・神岡商工会議所	655,924 中	6 大	5,364 大	有	有	有	有	有	-	有	有	-	
34	都市間観光交流推進事業(岐阜市・富山市観光物産交流推進協議会)	岐阜市と富山市は両市の連携・交流を一層充実させ、圏域を超えた新しい時代の都市間交流の実現と地域の活性化を図るため、平成19年12月26日に「岐阜市・富山市都市間交流協定」を締結した。これを受け、両市の商業、観光、物産等の相互交流を行い、両市の活性化を図ることを目的とする。平成20年度は、両市で2回ずつの観光物産交流展を開催した。(7月5・6日 岐阜市、8月2・3日 富山市、10月4・5日 岐阜市、11月1・2日 富山市)	岐阜市・富山市・(財)岐阜観光コンベンション協会・富山市観光協会	834,606 中	2 小	1,445 中	有	-	有	-	-	-	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ			地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域		
40	福滋県境交流促進 協議会	福井県嶺南地域、滋賀県湖 北・湖西地域の各自治体が 連携を密にし、県境地域の 共通の課題を抽出し、地域 産業の振興と人的交流を促 進するとともに、自治体相 互の協調を深めることによ り、地域の発展を図る。	敦賀市、小浜市、美浜 町、高浜町、若狭町、 おおい町、長浜市、米 原市、虎姫町、湖北 町、高月町、木之本 町、余呉町、西浅井 町、高島市	368,691	中	15	大	2,373	大	有	有	有	有	-	-	有	有	-
41	伊賀市・甲賀市広 域連携推進委員会	両市に関わる地域課題へ の対応や交流連携等の推 進	三重県伊賀市、滋賀 県甲賀市	194,476	小	2	小	1,040	中	-	有	有	-	-	-	有	有	-
42	環鳥海地域連携事 業	環鳥海地域(由利本荘市、 にかほ市、酒田市、遊佐 町)が「鳥海山」という共通 のランドマークのもと、地域 の魅力を共通認識するとと もに、その魅力を県内外に 発信することにより、交流人 口の拡大を図る。	秋田県由利地域振興 局、山形県庄内総合 支庁、由利本荘市、に かほ市、酒田市、遊佐 町、由利本荘市商工 会、にかほ市商工会、 酒田商工会議所、遊 佐町商工会議所、由 利本荘市観光協会、 酒田ふれあい商工 会、由利本荘青年会 議所、酒田青年会議 所、酒田観光物産協 会、遊佐町観光協会、 東北公益文化大学、 鳥海山大物忌神社、N PO極楽鳥海人	252,956	中	4	中	2,261	大	有	-	有	有	-	有	有	有	-
43	越前・加賀みずとい で湯の文化連邦推 進協議会	豊かな自然と水、全国有数 の温泉資源に恵まれた特 性を活かし、県境を越えた 自由な交流・発展をめざし 「みずといで湯の文化連邦」 を形成、自然・文化・歴史を 包含したユニークな観光保	加賀市、坂井市、あわ ら市	198,381	小	3	中	633	小	有	有	有	有	有	有	-	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩		
		養ゾーンとして、個性有る地域づくりをすすめる。																
68	九州ハイランド	九州中央山地の豊かな自然と素晴らしい伝統芸能文化を共有する町村が連携し、「自然環境との共生による新しい地域振興」を図る。	山都町、美里町、五ヶ瀬町、椎葉村	39,305	小	4	中	1,397	中	有	-	有	有	-	-	-	有	-
71	姫路・岡山・鳥取三 都城下町物語推進 協議会	江戸時代の池田家の国替え等、歴史的に深い縁で結ばれている3都市が、それぞれの地域資源を最大限に活用し次のような連携・交流事業を実施している。 ①協議会交流事業：市民団体(3都市の連合婦人会、自治連合会、経済団体等)を参加者とし、三都市を順番に開催地として、池田家をテーマにした記念講演、3市長鼎談、市民交流事業などを実施 ②観光振興：三都市周遊(観光)ルートの検討(国内外)、各都市開催イベントでの観光PR等相互参加 ③物産振興：各都市開催イベントでの相互物産市の開催 ④その他：三都城下町物語ホームページ作成	鳥取市、姫路市、岡山市	1,434,144	大	3	中	2,090	大	有	-	有	-	-	-	有	有	-
73	静岡市・甲府市連 携交流事業	平成18年7月31日に取り交した「甲府市と静岡市との包括的な連携及び交流に関する基本合意」に基づき、両地域の振興発展に資する	静岡市、甲府市、静岡商工会議所、清水商工会議所、甲府商工会議所、静岡市農業協同組合、清水農業	923,072	中	2	小	1,605	大	有	-	有	-	-	-	有	-	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ			過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩	
		<p>事業を展開。 基本合意事項の着実な推進を図るため、平成19年6月15日に合意した「静岡市・甲府市連携交流会議設立趣意書」に基づき、事業の推進体制として、両市の商工会議所、農業協同組合、行政による「静岡市・甲府市連携交流会議」を平成19年11月6日に設立し産業交流に取り組んでいる。</p> <p>具体的な事業として、Jリーグチーム(VF甲府・清水エスパルス)による「富士山ダービー」、静岡市における代表的な祭りでの観光PR、産業イベントへの出店交流、静岡市民を対象とした「甲府市史跡巡りツアー」や「甲府産業観光ツアー」、両市中央卸売市場交流、甲府市で「清水港/富士山静岡空港セミナー」の開催などに取り組んでいる。</p> <p>なお、毎年相互に連携交流会議を開催し、連携交流事業について協議を重ねている。</p>	協同組合、甲府市農業協同組合、笛吹農業協同組合													
80	東海環状都市地域交流連携推進協議会	地域間の交流・連携のあり方に関する調査・研究 地域間の交流・連携を促進するための先導的な取組に対する支援 各種広報啓発活動	愛知県:豊田市、瀬戸市及び、2市の商工会議所 岐阜県:多治見市、関市、美濃市、瑞波市、美濃加茂市、土岐市、可児市、及び7市の商	1,028,915 大	9 大	2,165 大	有	有	有	有	-	-	有	有	有	

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩	
			工会議所													
83	阿武隈急行沿線開 発推進協議会事業	阿武隈急行線の利用促進 と沿線5市町の交流を図る ため、阿武隈急行沿線開発 推進協議会を中心に各事 業を実施している。 ①沿線PR広報誌「あぶ里メ ール」発行 ②鉄道フェスティバルin東 北への参加 ③沿線交流事業(マイレール コンサート・むかし話めぐ り等)	福島市、伊達市、角田 市、丸森町、柴田町、 阿武隈急行(株)	456,446 中	5 大	1,508 大	有	-	有	有	有	-	有	-	-	
88	淡路・徳島交流連 携推進協議会	兵庫県淡路地域と徳島県 が観光、文化、生活など 様々な分野で相互に交流・ 連携を強化することにより、 新たな地域発展の機会を創 出することを目的として、交 流連携により更なる発展や 活性化が期待できる分野で 事業を実施する。	兵庫県、徳島県、鳴門 市、淡路市、洲本市、 南あわじ市、本四高速 (株)、観光連盟等	214,591 中	4 中	731 小	有	-	-	-	-	有	有	-	有	
90	アサマスタークロス ウォーク	長野県小諸市の懐古園を 出発し、高峰高原をチェック ポイントとして、群馬県嬬恋 村のつつじの湯までの全長 35km、標高差1、300m のナイトウォーキングイベ ント。	主催：NPO法人浅間 山麓国際自然学校 共催：小諸市、嬬恋村	56,357 小	2 小	436 小	-	-	有	有	-	-	-	-	-	
93	関門地域行政連絡 会議事業	関門地域の活性化を図る 為、平成2年に本市と北九 州市との幹部職員で構成す る連絡会議を設置。相互の 連絡調整及び情報交換や	北九州市、下関市	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩		
		<p>関門地域の広域的な課題の調査研究等を行っている。</p> <p>■連絡会議の事務 関門地域の活性化に関する調査研究、連絡調整及び情報交換、その他関係機関への要望など</p> <p>■主な実施事業 関門ハンドブック・関門連携パンフレット等の作成、関門CMの政策及び放映、職員交流派遣など</p>																
94	広報分野における連携事業	平成14年度から両市市民の交流・連携を深めるため、両市の広報紙において、イベントや祭りなどの情報を相互に掲載している。	下関市、北九州市	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
96	東アジア経済交流推進機構事業	下関市と北九州市、及びその他日本1都市、中国4都市、韓国3都市で東アジア経済交流推進機構を構成している。同機構は、2004年11月16日に設立され、環黄海地域のビジネスチャンスの拡大と相互交流の活発化を通じて、世界に対抗できる地域経済圏の形成を目指している。なお、同機構では経済活動をするため、「ものづくり」「環境」「ロジスティクス」「観光」の4つの部会を設立している。下関市と北九州市は、共同事務局として同機構の運営を行っている。	下関市、北九州市、下関商工会議所、北九州商工会議所	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎		交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩	
100	子ども文化パスポート事業	小・中・特別支援学校の児童生徒、幼稚園・保育所等の幼児の、歴史・文化・自然に接する機会を増やすため、夏休みを中心に文化施設等の無料(一部施設は割引)パスポートを発行している。平成15年度に、北九州市制40周年記念事業として始めたもので、第8回両市長会談合意に基づいて、平成17年度に下関市の施設を追加し、パスポート配布エリアを下関市・北九州都市圏に拡大した。平成19年度には新たに長門市が参加している。	下関市、北九州市、長門市	1,325,345	大	3	中	1,561	大	有	有	-	-	-	有	有	有	-
101	関門海峡・温故知新塾	本講座は、「下関市民と門司市民が『関門』の歴史や文化などをあらためて振り返り、その意義や恩恵を再認識する」ことを目的に実施している。平成20年度で10回目を数え、毎年関門にまつわる講義やフィールドワークを年7～8回行い、下関市民50名・門司市民50名の計100名で実施。	下関市教育委員会、門司区まちづくり推進課	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
102	スポーツ少年団交流事業	下関市と北九州市、両市のスポーツ少年団が、各市の実施事業に相互参加することで、両市団員の交流を図っている。	下関市スポーツ少年団、北九州市スポーツ少年団	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
107	日本海峡フォーラム	平成元年より、関門海峡(下関市・北九州市)、青函海峡(函館市、青森市)をは	下関市、北九州市、函館市、青森市	1,889,990	大	4	中	2,706	大	有	有	-	-	-	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域		高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	
		さむ4都市が、「海峡」という偉大な共通財産を通じた街づくりや連携の方策などを議論し、海峡4都市の魅力を全国へアピールする。														
108	北九州・下関海の日海峡クルージング	「海の日」に因み、広く海洋・海事思想の普及を図ると共に、北九州・下関両港の振興及び北九州市・下関市両市民の交流の促進を図ることを目的として、海上の交通機関としてなじみ深い「フェリー」を使用し、一般公募した参加者を乗せ、関門海峡をクルージングする。	下関市、北九州市	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	
110	下関市・北九州市職員相互派遣	下関市と北九州市の両市は、関門海峡を共有財産として、関門景観条例の共同制定をはじめ、観光面や施設の相互利用など多方面において関門連携を進めており、関門連携を進める担当の職員の人事交流を実施し、一層の連携強化を図るもの。	下関市、北九州市	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	
116	ぶり・ノーベル出世街道祭り	富山市を起点に飛騨市、高山市、松本市に寒ぶりを贈呈するイベントとして各地で開催。また、ノーベル賞受賞者ゆかりの地でパネル展等を開催。さらに、各イベント会場を立ち寄る観光バスツアーを地元新聞社と共催で行い、飛越および信越地域の交流を図った。	富山市、飛騨市、高山市、松本市の行政および商工会議所	773,999 中	4 中	5,131 大	有	-	有	有	有	-	有	有	-	

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩		
123	筑後川流域クロス ロード協議会	同協議会は3市1町で構成され、このエリアが高速道路の交わるクロスポイントであることから、この地の利便性を生かし、地域の一体的発展を図るため設置された。協議会では、経済・文化・観光・スポーツ等、広範な交流を通して自治体・住民間の連携を深めている。	久留米市、鳥栖市、小郡市、基山町	447,527	中	4	中	369	小	-	有	有	-	有	-	有	-	-
142	三圏域連携懇談会	古くから密接な関係にある青森県八戸地域、岩手県久慈地域、同二戸地域がこれまで守り育ててきた歴史・文化を踏まえつつ、それぞれの地域資源をお互いに最大限活用しあうことが圏域全体地域振興に結びつくものと思慮し、三圏域の中心都市3市と各々の圏域を担当する圏の組織が一堂に会して協議を行い、合意に至ったものについては連携事業として実施している。	青森県三八地域県民局、岩手県久慈地方振興局、岩手県二戸地方振興局 八戸市、久慈市、二戸市	315,318	中	3	中	1,349	中	有	-	有	有	-	-	有	有	有
146	半島地域魅力発見委員会	平成18年度に長崎県と県内の3半島地域内市長(佐賀県伊万里市を含む)で「半島地域魅力発見委員会」を設置し、 ①半島振興状況の把握および半島地域の振興に向けた意見交換、②交流人口の拡大に資する地域間交流事業に取り組んでいる	北松浦半島地域:北松浦半島地域対策協議会(佐世保市、平戸市、松浦市、江迎町、鹿野町、佐々町、佐賀県伊万里市) 島原半島地域:島原半島振興協議会(島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)、西彼杵半島地域(長崎市、西海市)	1,193,851	大	13	大	2,499	大	有	-	有	有	-	有	有	-	有

事例 No	個別事業概要			人口		広さ			過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	大	構成市町 村数	小	構成市町村全体 の面積(k㎡)	中	過疎 地域	有	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域
158	関門連携共同宣言	関門海峡という世界に誇れる自然・歴史・文化資産を共有する北九州市と下関市を、よりよい都市環境を創造し豊かで活力ある暮らしを実現するため「市民交流」「経済活動」「教育文化活動」「交通環境」「行政間」の5つの交流を軸に推進することを共同宣言した。	北九州市、下関市	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
167	関門海峡道路の早期実現に向けた取り組み	関門海峡道路の早期実現に向けて、地元自治体及び民間団体と連携を図り、調査・要望活動などを行っている。 ※事業(関門海峡道路)の意義 ・関門地域の連携、さらに広域的な連携の促進に重要 ・広域道路ネットワークにおける代替性(リダンダンシー)確保の役割を果たす ・国際貿易、交流を支える拠点をつなぐ道路 ・現在の関門トンネルは、開通から50年が経過し、老朽化が進み、また、慢性的な渋滞も発生しており、交通混雑の緩和を図る	・関門海峡道路整備促進期成同盟会 →福岡県、山口県、下関市、北九州市 ・関門海峡道路建設促進協議会 →九州経済連合会、中国経済連合会など民間団体	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
170	海峡花火大会	海峡花火大会は、関門海峡を挟んで共に発展してきた北九州市と下関市との連携と交流を深め、海と港への関心を高めるとともに、お盆の帰省客を華やかに迎えるため開催している。	(北九州市)海峡花火大会実行委員会門司 (下関市)海峡花火大会実行委員会 ※両実行委員会とも民間のまちづくり団体を中心に組織され、行	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域	藩	
			政も参画している。													
175	関門よさこい大会	平成19年から馬関まつり (毎年8月下旬開催)時に開 催 門司区と下関市のよさこい チームを中心に企画・運営 海峡を挟んだ会場を渡船で 回る「日本一のロケーショ ン」をキャッチフレーズで参 加チームを募集 平成19年は54チーム参加、 平成20年は28チーム参加	関門よさこい大会実行 委員会門司 (構成メンバー) よさこいチーム、まち づくり団体、観光事業 者、北九州市 下関側の組織は馬関 まつり推進協議会	1,284,218 大	2 小	1,204 中	有	有	-	-	-	有	有	有	-	
177	生まれ！圀川調査 隊	圀川流域の自然とのふれあ いをテーマとし、流域全体で の河川浄化に向けた雰 気づくりと流域住民の交流 に寄与することを目的とし て、平成19年度より開始し た事業。 圀川の両岸の足立区およ び八潮市、埼玉県や関係団 体、住民等、圀川に係る 様々な主体の協力により実 施した。また、会場も圀川両 岸の2会場とし、両岸の住 民が相互に行き来すること により、それぞれの活動に 対する理解や住民同士の 交流がさらに深まることをめ ざした。 イベント当日は、圀川に生 息する魚類や野鳥、昆虫等 を参加者で確認し、流域の 動植物に対する理解やふ	足立区、埼玉県、八潮 市	700,314 中	2 小	71 小	-	有	-	-	有	-	-	-	-	

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域		高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農業 地域		
		れあいを深めた。															
178	伊万里松浦どっち もうまか祭	佐賀県伊万里市と長崎県 松浦市は伊万里湾を取り囲 んで位置している。これら2 市が共同で連携してなにか 実施できないかということ で、「環伊万里湾各都市研 究会」を平成17年に立ち上 げた。 この研究会の取り組みで、 福岡都市圏をターゲットとし た2市共同の物産展開催が 決まり、平成20年1月末、 同年10月上旬に2回開催 した。	環伊万里湾核都市研 究会(伊万里・松浦市)	85,183	小	2	小	385	小	有	-	有	-	-	有	-	-

6. 自然・景観保全

⑭環境保全

■連携内容の例

水源地保全、河川清掃活動、盗伐等の予防、造林事業、植物管理、湖沿岸の清掃活動、不法投棄の防止、ゴミ処理効率化による環境改善、省エネ意識の向上（関門橋の消灯イベント）

■連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり 藩		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(km ²)	過疎 地域		高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域			
5	廃棄物の不法投棄防止に係る県境合同パトロール	県境付近における廃棄物の不法投棄を防止するため、隣県等と合同でパトロールを実施するもの。	宮城県、宮城県内市町村(仙台市、気仙沼市、本吉町、栗原市、登米市、大崎市、加美町、色麻町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、山元町、丸森町、白石市)、岩手県、岩手県内市町村(一関市、藤沢町、陸前高田市)、秋田県、秋田県内市町村(湯沢市、東成瀬町)、山形県、山形県内市町村(最上町、尾花沢市、東根市、山形市、上山市、高畠町)、福島県、福島県内市町村(新地町、相馬市、伊達市、国見町、福島市)	2,584,795	大	30	大	10,646	大	有	有	有	有	有	-	有	有	-
6	恩賜林保護活動事業	恩賜林における火災の予防、盗伐、誤伐等加害行為の予防、防止等	山梨県北杜市、長野県富士見市	152,892	小	2	小	623	小	有	有	有	有	-	-	-	有	-
15	保護連携事業	財産保護及び造林事業並びに調査研究	北杜市、富士見町の2市町村での県境連携	63,672	小	2	小	748	小	有	有	有	有	-	-	-	有	-
19	北上川流域市町村連携協議会事業	北上川流域市町村における ①河川清掃活動 ②児童による環境調査 ③北上川河	(岩手県) 岩手町、花巻市、奥州市、盛岡市、北上市、平	1,150,59	大	15	大	7,157	大	有	有	有	-	有	-	有	有	有

事例 No	個別事業概要			人口		広さ			過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		口域ゴミ清掃活動 ④水源 地保全活動	泉町、矢巾町、西和賀 町、一関市、紫波町、金 ヶ崎町、藤沢町 (宮城県) 登米市、涌谷町、石巻 市															
23	信越地域観光交 流推進協議会	新たな観光交流空間として、 「エコツーリズム」と「スローツ ーリズム」を柱に、ブナの林 をめぐるトレッキングルート の整備や、地域資源である 自然環境の保護・保全をは かる。	新潟県：長野県、上越 市、妙高市、十日町市、 津南市、長野市、中野 市、飯山市、信濃町、栄 村 6観光協会、3観光 協会 3交通事業者 9 NPO 他6団体	782,365	中	9	大	3,647	大	有	有	有	有	有	-	有	有	-
44	山陰海岸ジオパ ーク推進協議会	山陰海岸ジオパーク(山陰海 岸国立公園を中心とするエリア) の世界ジオパークネット ワーク加盟に向けた取り組 み ・総会、幹事会、行政担当者 会議他 ・フォーラム開催、パンフレッ ト作成 ・日本ジオパーク申請等	鳥取県：鳥取県、鳥取 市、岩美町 京都府：京丹後市、 兵庫県：豊岡市、新温 泉町、香美町 および関連地域の商工 団体、観光団体、漁協、 遊漁船会社等)	405,847	中	6	大	2,698	大	有	-	有	有	-	有	有	有	-
61	中海・宍道湖一斉 清掃	平成17年11月に、中海と宍 道湖が「ラムサール条約」に 登録されたことを契機に沿岸 の住民や団体、企業、市町、 島根・鳥取両県などが連携・ 協力して中海・宍道湖の沿 岸の清掃活動を毎年6月に 実施している。平成20年度 が3回目、来年度も実施予 定。	島根県、鳥取県、松江 市、安来市、出雲市、東 出雲市、斐川町、米子 市、境港市、環境省米 子自然環境事務所、国 土交通省出雲河川事務 所、各漁業協同組合等	614,429	中	7	大	1,779	大	有	有	有	-	有	有	有	有	-
67	甲武信源流サミ ット	甲武信ヶ岳を囲む、山梨県 山梨市、埼玉県秩父市、長 野県川上村が連携し、命の	山梨県山梨市、埼玉県 秩父市、長野県川上村	114,008	小	3	中	1,077	中	有	-	-	有	-	-	有	有	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ			過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)		過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		水を育む水源地域の大切さを下流域の住民にアピールするほか、有害鳥獣への対策、山林等の防災、集落の機能維持などの問題に取り組んでいる。																
75	江戸川を守る会	流域住民と関係自治体との連携を基に、江戸川の清流を守るための活動をしている。	千葉県 野田市、流山市、松戸市、市川市、浦安市 埼玉県 幸手市、杉戸町、春日部市、松伏町、吉川市、三郷市 東京都 江戸川区 茨城県 五霞町	2,620,752	大	13	大	556	小	-	-	有	-	有	-	-	-	
78	行幸湖クリーン作戦	地域の治水・利水を目的に建設された権現堂調節池(行幸湖)周辺の美化を進めるため、行幸湖に接する1市2町の住民により毎年7月第1日曜日に清掃活動を実施している。 平成20年度実績 参加者1478人(1市2町合計)	埼玉県幸手市、栗橋町、茨城県五霞町、埼玉県杉戸県土整備事業所、幸手市コミュニティづくり推進協議会、栗橋町コミュニティ推進協議会	90,554	小	3	中	73	小	-	-	有	-	有	-	-	-	
85	阿武隈川サミット事業	阿武隈川との共生を目指しながら、流域の治水、利水、河川環境保全を推進するため、福島県・宮城県の22自治体が流域での役割分担をしながら、次の世代への共通の財産として伝えていくため、次の各事業を実施している。 ①阿武隈川リバースクール ②阿武隈川河口クリーンアップ作戦 ③阿武隈川カヌー駅伝	阿武隈川 沿川22市町村 福島県内 西郷村、白河市、泉崎村、中島村、石川町、玉川村、矢吹町、鏡石町、須賀川市、郡山市、本宮市、大玉村、二本松市、福島市、伊達市、桑折町、国見町(17市町村) 宮城県内 丸森町、角田市、柴田町、岩沼市、亘理町	1,236,949	大	22	大	4,077	大	有	有	有	有	有	-	有	-	-

事例 No	個別事業概要			人口		広さ			過疎 地域	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)			高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
		④阿武隈川源流探検 ⑤阿武隈川サミット(首長による意見交換) ⑥ホームページの運用																
92	木曾川景観協議会	木曾川のもつ良好な河川及び周辺景観を両市が一体となって保全、活用できるように、関係者が集って意見交換を行う。また、両市民などに対する啓発活動や事務局の研修などにもとりくんでいる。	国、県(愛知県、岐阜県)、市(犬山市、各務原市)、両市商工会議所、両市観光協会など	218,468	中	2	小	163	小	-	有	有	-	有	-	-	有	
109	関門海峡ライトダウン	国及び地方公共団体は、2003年からライトアップに慣れた市民一人一人に対して、日常生活の中で温暖化対策を実践する動機付けを行うことを目的として、施設や家庭のできる限りの消灯を呼びかけている。平成20年7月7日(月)午後8時から10時の2時間、夜景の名勝として全国的に有名な関門地区において下関市と北九州市を結ぶ「関門橋」のライトダウンを目玉としたライトアップ施設等の消灯を、「関門海峡ライトダウン」と銘打ち、両市が連携し、ライトダウンキャンペーンを実施した。	下関市、北九州市、西日本高速道路株式会社	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	有	-
124	猪名川上流広域ごみ処理事業	兵庫県川西市、川辺郡猪名町、大阪府豊能郡豊能町、能勢町の猪名川上流域にある1市3町が、共同して新しいごみ処理場を建設し、適正に管理運営することによ	兵庫県川西市、川辺郡猪名川町、大阪府豊能郡豊能町、能勢町	224,514	中	4	中	277	小	-	有	-	-	有	-	-	-	-

事例 No	個別事業概要			人口	広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり		
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)	構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩		
177	集まれ！ 圻川調 査隊	<p>り、ごみ処理施設から排出される有害物質等による環境負荷現状より低下させ、地域環境や地球環境改善に貢献するとともに、一般廃棄物の安定的かつ適正な処理及びリサイクルを行い、循環型社会の構築に寄与すること。</p> <p>圻川流域の自然とのふれあいをテーマとし、流域全体での河川浄化に向けた雰囲気づくりと流域住民の交流に寄与することを目的として、平成19年度より開始した事業。</p> <p>圻川の両岸の足立区および八潮市、埼玉県や関係団体、住民等、圻川に係る様々な主体の協力により実施した。また、会場も圻川両岸の2会場とし、両岸の住民が相互に行き来することにより、それぞれの活動に対する理解や住民同士の交流がさらに深まることをめざした。</p> <p>イベント当日は、圻川に生息する魚類や野鳥、昆虫等を参加者で確認し、流域の動植物に対する理解やふれあいを深めた。</p>	足立区、埼玉県、八潮市	700,314	中	2	小	71	小	-	有	-	-	有	-	-	-

⑮ 景観保全

■ 連携内容の例

共通の景観条例の制定

■ 連携事例

事例 No	個別事業概要			人口		広さ		過疎	交通 インフラ		地形			経済・雇用		歴史的 つながり	
	事業名	事業概要	構成団体	構成市町村全体 の人口(人)		構成市町 村数	構成市町村全体 の面積(k㎡)	過疎 地域	高速 道路	国道	山	川・湖	海	都市雇用圏 の中心都市	山間農 業地域	藩	
44	山陰海岸ジオパーク推進協議会	山陰海岸ジオパーク(山陰海岸国立公園を中心とするエリア)の世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取り組み ・総会、幹事会、行政担当者会議他 ・フォーラム開催、パンフレット作成 ・日本ジオパーク申請等	鳥取県:鳥取県、鳥取市、岩美町 京都府:京丹後市、 兵庫県:豊岡市、新温泉町、香美町 および関連地域の商工団体、観光団体、漁協、遊漁船会社等)	405,847	中	6	大	2,698	大	有	-	有	有	-	有	有	-
97	関門景観条例	両市民の貴重な財産である関門の景観を一つと捉え、恒久的に保全、育成、継承していくため、両市で同一の条例である「関門景観条例」を制定し、平成13年10月から施行している。(景観について、県域を越えた自治体が同一条文、同一名称の条例を制定するのは、全国で初めて)また、平成16年7月には、日本でも最大級の県域を越えたエリアを「関門景観形成地区」に指定し、景観誘導のための「関門景観形成指針」を定め、平成16年8月より届出制度を開始した。	下関市、北九州市	1,284,218	大	2	小	1,204	中	有	有	-	-	-	有	有	-

本報告書は、国土交通政策研究所における研究活動の
成果を執筆者個人の見解を含めてとりまとめたものです。
本報告書が皆様の業務等の参考となれば幸いです。

国土交通政策研究 第90号

**県境地域を対象とした広域的な地域づくりに関する研究
～県境地域の状況と県境を越えた連携の促進について～**

2010年 3月発行
発行 国土交通省国土交通政策研究所
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館
Tel (03)5253-8816 (直通番号)
Fax (03)5253-1678
